

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月31日

【計算期間】 第11期（自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日）

【ファンド名】 ピムコ・バミューダ・トラストⅡ－
ピムコ・ワールド・ハイインカム
(PIMCO Bermuda TrustⅡ－PIMCO World High Income)【発行者名】 パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・
エルエルシー
(Pacific Investment Management Company LLC)【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター ピーター・G・ストロー
(Peter G. Strelow)【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、92660カリフォルニア、ニューポート・ビーチ、
ニューポート・センター・ドライブ650番
(650 Newport Center Drive, Newport Beach, CA 92660, USA)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所【事務連絡者氏名】 弁 護 士 三 浦 健
同 大 西 信 治【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、平成28年1月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.87円）による。
- (注2) ファンドは、バミューダの法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入または切り捨てである。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注4) 本書中、ファンドの計算期間（以下「会計年度」ともいう。）とは、11月1日に始まり10月31日に終了する一年をいう。ただし、第1会計年度は、平成17年4月21日から平成17年10月31日までの期間をいう。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ピムコ・ワールド・ハイインカム（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドとしてバミューダの法律に基づき構成されているユニット・トラストであるピムコ・バミューダ・トラストⅡ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一つまたは複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む30個のサブ・ファンドで構成されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、管理会社との間で信託証書補遺を締結することにより、今後サブ・ファンドを追加することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、サブ・ファンドのベンチマーク指標であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を上回る投資実績を追求することにある。ファンドにおける信託金について限度額はない。

b ファンドの性格

ファンドは、2006年投資ファンド法（以下「投資ファンド法」という。）のもとで、標準ファンドとして認可および分類される。したがって、ファンドは投資ファンド法および標準ファンドについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。ファンドは、ファンドに伴うリスクを完全に判断することができ、リスクを負担できる投資者のみに適する投資ビークルとみなされるべきである。

ファンドの受益証券上限5,000億口の発行に関して、1972年バミューダ為替管理法（Exchange Control Act 1972）およびその規則に基づき、バミューダ金融庁（以下「BMA」という。）の認可を取得している。BMAによる認可およびBMAから受ける承認または許諾は、ファンドの業績またはファンドの信用性に関してBMAによる何らの保証を構成するものではない。さらに、ファンドを認可し、およびかかる承認または許諾を付与するに際して、BMAはファンドの英文目論見書およびサブ・ファンドの英文目論見書補遺（以下「英文目論見書」という。）に記載されるファンドの業績や、その運用またはサービス提供会社における不履行、または表明された意見もしくは記載の正確性について責任を負うものではない。

受益証券について、上場またはその他の取引手段の取得は、現在のところ考えられていない。

ただし、管理会社は、将来において上場を目指す可能性がある。

BMAは、投資ファンド法に規定された状況がある場合、受託会社またはサービス提供会社に対する書面による通知によりいつでも、ファンドの承認を取り下げることができる。

ファンドは、2003年12月1日付でウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド（旧受託会社）により締結された信託証書（随時改訂済）に従いバミューダの法律に基づきマルチ・シリーズ・トラストとして設定された、オープン・エンド型ユニット・トラストである。2006年9月22日付でブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドがファンドの後任受託会社として任命された。信託証書は2010年8月30日付で改訂および再録された（随時改訂済、以下「信託証書」という。）。信託証書は、ファンドの設定を定めている。信託証書に基づき、受託会社および投資顧問会社は、英文目論見書に記載された行為を行う権限を有する。

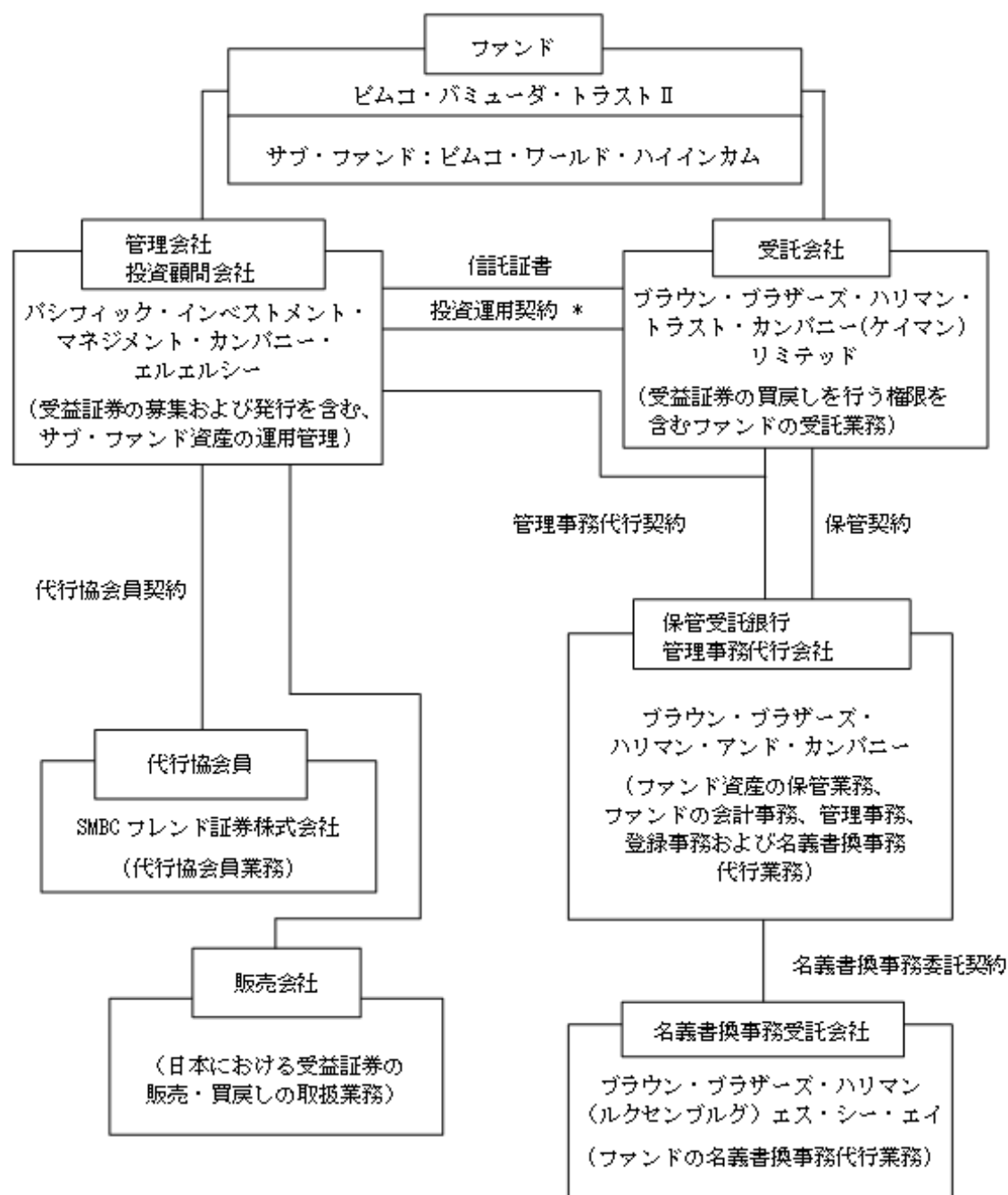
投資ファンド法の写しは、受託会社において閲覧の用に供されており、写しを取得することができ
る。

（２）【ファンドの沿革】

1971年３月８日	管理会社設立
2003年12月１日	信託証書締結
2005年４月１日	信託証書第十補遺締結
2005年４月21日	サブ・ファンドの運用開始
2005年４月25日	日本におけるサブ・ファンドの募集開始
2005年６月29日	信託証書第十一補遺締結
2005年９月１日	信託証書第十二補遺締結
2006年６月20日	信託証書第十四補遺締結
2006年９月22日	信託証書第十六補遺締結
2008年11月18日	信託証書第十八補遺締結
2010年８月30日	改訂済再録信託証書締結
2015年９月４日	改訂済再録信託証書第十一補遺締結

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



* 投資運用契約は、受託会社と投資顧問会社との間で締結される。

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (Pacific Investment Management Company LLC)	管理会社 投資顧問会社	管理会社は2003年12月1日付で信託証書（改訂済）をウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド（以下「旧受託会社」という。）と締結。2006年9月22日付で信託証書第16補遺を旧受託会社および受託会社と締結し、受託会社をファンドの受託会社として任命。2010年8月30日付で改訂済再録信託証書を締結。サブ・ファンドの資産の運用、管理ならびに受益証券の発行および買戻しについて規定している。 2006年9月22日付で投資運用契約（注¹）を、また2010年8月30日付で改訂済再録投資運用契約（改訂済）を受託会社と締結。同契約により、投資顧問会社はファンドの投資顧問会社として行為し、サブ・ファンドの日々の投資運用につき最終的な責任を負う。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	旧受託会社は2006年9月22日付で信託証書第16補遺を管理会社および受託会社と締結し、受託会社をファンドの受託会社として任命。2010年8月30日付で改訂済再録信託証書を締結。サブ・ファンドの資産の受託業務について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	管理事務代行会社 保管受託銀行	2010年11月23日付で管理会社および受託会社と改訂・再録管理事務代行契約（随時改訂済）（注²）を締結。サブ・ファンドの会計事務、管理事務、登録事務および名義書換事務代行業務について規定している。 2006年9月22日付で受託会社と保管契約（注³）を締結。また2011年9月30日付で改訂・再録保管契約を締結。サブ・ファンドの資産の保管業務について規定している。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	名義書換事務受託会社	2006年9月22日付で管理事務代行会社と名義書換事務委託契約（注4）を締結。サブ・ファンドの受益証券の発行・買戻しの登録および宣言された配当金（もしあれば）や受益証券の保有者（以下「受益者」という。）への配当金支払の記録の保持等の一定の業務の委託について規定している。
SMBCフレンド証券株式会社	代行協会員	2005年4月25日付で管理会社との間で代行協会員契約（随時改訂済）（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。

（注1）投資運用契約とは、信託証書の規定に基づき任命された投資顧問会社がサブ・ファンドの資産に関し投資運用サービスを提供することを約する契約である。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社によって任命された管理事務代行会社が、サブ・ファンドの会計帳簿の維持および純資産価格の計算等の業務ならびに管理事務、登録事務および名義書換事務を行うことを約する契約である。

（注3）保管契約とは、受託会社に任命された保管受託銀行がサブ・ファンドの資産のために保管業務を行うことを約する契約である。

（注4）名義書換事務委託契約とは、管理事務代行会社が名義書換事務受託会社にサブ・ファンドの受益証券の発行事務、宣言済および支払済分配金の記録の管理事務等の一定の責務を委託することを定めた契約である。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、サブ・ファンドの受益証券に関する目論見書の配布、サブ・ファンドの基準価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

③ 管理会社の概要

（i）設立準拠法

アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に基づき1971年3月8日に設立された。1994年9月、同社のすべての資産が、デラウェア州法上のゼネラル・パートナーシップであるパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニーに拠出された。2000年5月、デラウェア州の法律に基づく有限責任会社として改組された。

（ii）会社の目的

会社の目的は、特に、投資信託の管理運営を行うことである。

（iii）資本金の額（2016年1月末日現在）

資本金の額 175,840,532.12米ドル（約212億5,385万円）

発行済持分総口数 クラスA発行済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、クラスM発行済持分口数は45,704.94口である。

授權済持分総口数 クラスA授權済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、クラスM発行済持分口数は250,000口であり、合計で1,250,000口を発行することが授權されている。

過去5年間における資本金の額の増減は、以下の通りである。

2012年 1月末日現在	214,857,883.43米ドル
2013年 1月末日現在	358,239,730.87米ドル
2014年 1月末日現在	321,357,090.72米ドル
2015年 1月末日現在	202,770,929.32米ドル
2016年 1月末日現在	175,840,532.12米ドル

(iv) 会社の沿革

1971年3月8日設立。

(v) 大株主の状況

2016年1月末日現在、アリアンツ・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エルピーおよびその関連会社が合わせて管理会社の持分の95.63%を、管理会社の一定の現役員および元役員が所有するピムコ・パートナーズ・エルエルシーがその0.04%を、また管理会社の一定の役員がその4.33%を所有している。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(i) 準拠法の名称

ファンドは、バミューダ諸島の法律に基づき設立されている。ファンドは1969年バミューダ金融庁の法律および投資ファンド法に服する。

(ii) 準拠法の内容

① 1969年バミューダ金融庁の法律

BMAは、1969年バミューダ金融庁の法律に基づき、バミューダ諸島内において、またはバミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する義務を負う。かかる趣旨においては、投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融組織である。投資ファンド法は、とりわけ投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドに該当する金融組織を規制するという観点から制定されている。

BMAは、投資ファンドを監督および規制しており、ファンドの業務運営者に、BMAが合理的に要求するファンドの運営に関する報告書を提出するよう要求する。

ファンドは、会計年度終了から6か月以内に、ファンドが投資ファンド法、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則を遵守している旨を確認する文書を、BMAに提出しなければならない。ファンドのサービス提供会社は、特別な懸案事項についての報告書をBMAに提出しなければならない。

BMAは、トラストの受託会社またはいずれかのサービス提供会社に対し、投資ファンド法の下での職務を遂行するためにBMAが合理的に要求する情報をBMAに提供するよう要求することができる。特に、BMAは、書類の作成を要求することができ、特定の状況下においては必要とされる情報および書類の入手を目的とした立入り検査を行う権利を有する。投資ファンド法にはまた、BMAによりまたはBMAのために調査を開始するための条項もある。

② 投資ファンド法

投資ファンド法は2007年3月7日に施行された。投資ファンド法により、1998年BMA（集団投資ファンドスキーム分類）規則（以下「CIS規則」という。）は無効となる。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することである。投資ファンド法は、認可の取得を免除される場合を除き、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドによる認可の取得を要求している。認可を受けた投資ファンドは、BMAにより、（1）法人向けファンド（Institutional funds）、（2）管理型ファンド（Administered funds）および（3）標準ファンド（Standard funds）に分類される。

投資ファンドは、複数の方法により構成および設立される。1981年会社法（改正済）（以下「1981年会社法」という。）により免税会社として登録されかつミューチュアル・ファンドと称される会社は、日本からの投資家を除き、これまでのところ投資ファンドのために利用される投資ビークルとしては最も一般的な形のものである。このような会社は登録により設立され、すべての必要な情報が受領されれば設立手続きにわずか数日しかかからない。

投資ファンドはまた、（１）ユニット・トラスト・スキーム（日本からの投資家が選好する。）、（２）クローズ・エンド型投資会社（すなわちミューチュアル・ファンド会社ではない会社。）または（３）リミテッド・パートナーシップとして構成および組織することもできる。

法律上の観点からすると、投資ファンド法における「投資ファンド」の定義は範囲が広く、参加者が当該資産の運用により利益を得ることができるあらゆる種類の資産に関する取り決めが含まれている。かかる取り決めは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップの形を取ることができるが、投資ファンド法が適用されるのは、ファンドの設立証書および目論見書に従い決定される価格において、当該設立証書および目論見書に従い買戻しが行われるファンドの権利および持分（名称は問わない。）を参加者が有することができる取り決めに限られる。したがって、投資ファンド法は、投資者に償還または買戻しの権利を付与していない投資ファンド、即ちクローズ・エンド型投資ファンドには、適用されない。投資ファンド法が適用されるのは、バミューダにおいて設立、構成および／または組織されるミューチュアル・ファンド会社、ユニット・トラストおよびリミテッド・パートナーシップに限られる。

（５）【開示制度の概要】

A バミューダ諸島における開示

① 監督官庁に対する開示

1981年会社法第３部および第35条は、目論見書および募集について定めている。目論見書は、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはユニット・トラストの場合には、ユニット・トラストの受託会社もしくは管理会社による受益証券の募集を構成する。パートナーシップには1981年会社法の規定の適用はない。従って、集団投資スキームにより作成された目論見書または募集説明書は、ユニット・トラストまたはミューチュアル・ファンドを設定するためのBMAへの申請の一部を形成する。ファンド証券がバミューダ諸島で設立された会社ではない管理会社より募集されるため、英文目論見書は、バミューダ会社登記官への提出は要求されない。しかし、英文目論見書は、BMAにより承認され、重要な変更についてはBMAの承認を要する。

バミューダの会社が証券の公募を行う場合、目論見書を発行しなければならない。また、目論見書は、1981年会社法第27（１）条の要件を遵守しなければならない。目論見書が1981年会社法を遵守している旨を証明する弁護士によりバミューダ会社登記官に提出しなければならない。投資ファンド法の認可を受けたファンドの証券である場合には、目論見書はファンド目論見書規則にも従わなければならない。証券の継続募集について、目論見書の記載中重大な事項について真正でなくなる場合、補足目論見書をバミューダ会社登記官に届け出なければならない。

1981年会社法は、目論見書は、（a）1981年会社法に規定されている事項を含んでいなければならない、または（b）バミューダ諸島外の一定の任命された証券取引所もしくは監督官庁により受領または受諾しなければならない旨規定されている。

ファンドはBMAが承認した監査人を選任しなければならない。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー（PricewaterhouseCoopers LLP）である。ファンドの会計監査は、米国の会計基準に基づいて行われる。

② 受益者に対する開示

監査済年次報告書は、決算日から３か月以内（もしくはその後可及的速やかに）に、受益者に送付される。また、監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理事務代行会社の本店において、閲覧または入手可能である。

ファンドおよびサブ・ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了する。サブ・ファンドの第一期の年次報告書は、2005年10月31日に終了する期間に対して作成された。

B 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供される。

（6）【監督官庁の概要】

ファンドは、BMAの監督に服している。監督の主な内容は次の通りである。

（i）投資ファンド法および規則

BMAは、1969年バミューダ金融庁の法律に基づき、バミューダ諸島内において、またはバミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する責任を負っている。かかる趣旨において、投資ファンド法第二条において定義される投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融組織である。

投資ファンド法は2007年3月7日に施行された。投資ファンド法により、CIS規則は無効となる。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することである。投資ファンド法は、認可の取得を免除される場合を除き、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドによる認可の取得を要求している。認可を受けた投資ファンドは、BMAにより、（1）法人向けファンド（Institutional funds）、（2）管理型ファンド（Administered funds）および（3）標準ファンド（Standard funds）に分類される。

適切な分類で認可を取得するために、

- (a) ファンドは、監査済みの年次財務書類を作成しなければならない。ただし、BMAは、適切であると考え、特定の年度についてファンドの財務書類は監査を受けなければならないという要件を適用しないことがある。
- (b) ファンドは、投資管理者、監査人および管理事務代行会社を任命しなければならず、または、認可を受ける段階でこれらの者を任命する。
- (c) ファンドの財産は、バミューダにおいて認可を取得しているか、またはバミューダ以外の地域で設立されている場合はこれに相当する規制監督に服している保管受託銀行に委託しなければならない。BMAは、異なる取決めによりファンドの財産の安全な保管体制が整っていると判断する場合は、当該要件の免除を認めている。かかる免除は、フィーダー・ファンドおよびファンド・オブ・ファンズにおいて、関連するマスター・ファンドにのみ投資が行われ、かかるマスター・ファンドが保管受託銀行または承認されたプライム・ブローカーを任命している場合に認められ、ファンド・オブ・ファンズの場合は保有資産が主に銀行預金および投資先ファンドの登録済み株式で構成されていることを条件とする。免除は、主としてインフラストラクチャーのタイプの資産に投資されるファンドの場合にも、認められることがある。
- (d) 保管受託銀行はまた、業務運営者（投資ファンド法の定義では、ユニット・トラストに関しては受託者、リミテッド・パートナーシップに関してはゼネラル・パートナー、およびミューチュアル・ファンド会社の場合は会社をいう。）から独立していなければならず、さらに

(1) ミューチュアル・ファンド会社の場合は、取締役、

(2) パートナーシップの場合は、パートナー

からの独立が義務付けられている。

BMAは、かかる措置が適切であると考える場合、ファンドの業務運営者から申請を受けた場合、保管受託銀行は、業務運営者、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはパートナーシップのパートナーから独立していなければならないという要件を、適用しないことがある。

(e) 業務運営者およびサービス提供会社となる予定の者は、かかる行為を行うものとして適切かつ適正な者でなければならない、その経験および知識の組み合わせは、ファンドの目的に適したものでなければならない。

(f) ファンドは、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則の要件を遵守しなければならない。

認可を取得しているファンドはすべて、登録機関を任命しなければならない、かかる者がバミューダにおいて参加者名簿を保管することを要求されている。

(ii) BMAに対する承認の申請および承認の取消

ファンドの認可の申請は「投資ファンド法申請書式」によって行われ、設立、構成および／または組織の承認ならびにファンドのユニットの発行および譲渡の一括承認の要請と、同時にまたは希望する場合は、事後に、BMAに提出される。

業務運営者が関連する認可申請の提出に先立ってファンドを設立または組織することを望む場合には、BMAは、プロモーターになる予定の者の精査を含む標準的な設立関連デュー・ディリジェンス手続きをただちに開始する。さらに、認可または免除についての最終決定権を毀損せずに設立／組織について早い決定をする。設立が承認された場合、プロモーターは、必要な銀行口座を開設するなど、ファンドが営業を開始するために至急準備をする地位に就き、設立に通常伴うその他の手続きをとる。しかし、ファンドが認可または免除を得るまで営業を開始できないことは明らかである。

申請の迅速な処理の一助として、BMAは、プロモーターになる予定の者およびサービス提供会社の名称をBMAに事前通知するために使用される直通連絡用Eメール・アドレスを設置したことに留意しなければならない。

認可申請は下記を伴わなければならない。

(a) 会社名およびファンドの各サービス提供会社の登記上の事務所または本店の確認書

(b) 認可のための要件をファンドが遵守している、または認可された際には遵守することを確認する業務運営者の署名した証明書

(c) BMAが合理的に要求する情報

(d) 申請料

BMAは、ファンドが適切な分類で認可されるための申請を認めることがある。

BMAに対する投資ファンドの認可および分類の申請は、手続きに通常、2営業日から5営業日を要する。

投資ファンド法は、経過規定を含み、それにより、CIS規則の下でバミューダ法人向けスキームとして承認された各投資ファンドは、新投資ファンド法の下で法人向け投資ファンドとして認可され分類される。既存のバミューダ標準スキームは、標準投資ファンドとして分類される。さらに、CIS規則の下で承認された投資ファンドがその分類に課された条件に従っている場合、当該条件は投資ファンドに適用され続ける。いかなる当該投資ファンドも、手数料なしで分類を変更することができるが、分類変更の当該申請は投資ファンド法の開始日から6か月以内になされる。

BMAは、トラストを認可する要件が満たされなくなるか、トラストの受託会社またはトラストのサービス提供会社のいずれかが投資ファンド法の下での要件に違反しているか違反しそうであるかまたはBMAに虚偽のまたは誤解を与える情報を提供したと判断した場合、トラストの認可を取り消し、業務を停止させることがある。BMAが、トラストの認可の取消しの根拠とするほどには状況が重大ではないと判

断した場合、受託会社に対してトラストの広告を停止するか受益証券の販売または買戻しを中止するか
の指示をすることができる。BMAはまた、トラストの受益者または潜在的受益者の利益を保護するよ
う指示をすることができる。トラストはまた、事実上休眠状態であり最低12か月間投資活動を行って
いない場合、認可を取消されることがある。受託会社は、BMAの決定により権利が侵害されていると判
断した場合、特別に設置された上訴裁判に上訴することができる。

(iii) BMAによる検査

BMAは、トラストの受託会社またはいずれかのサービス提供会社に対し、投資ファンド法の下での職
務を遂行するためにBMAが合理的に要求する情報をBMAに提供するように要求することができる。特に、
BMAは、書類の作成を要求することができ、特定の状況下においては必要とされる情報および書類の入
手を目的とした立入り検査を行う権利を有する。投資ファンド法にはまた、BMAによりまたはBMAのた
めに調査を開始するための条項もある。

BMAの事前の承認を得ることなく、集団投資スキームの目論見書に重大な変更を加えてはならない。
集団投資スキームは、BMAの書面による特定のまたは包括的な認可を得ることなく、受益証券を発行
し、またはこれを後日譲渡することができない。

(iv) 法令遵守、罰則

ファンドは、BMAに対して会計年度終了後6か月以内に、ファンドが投資ファンド法、ファンドの規
則およびファンドの目論見書上の規則の要件を遵守していることを確認する書面を提出しなければな
らない。

ファンドのサービス提供会社は、特定の重要事項についてBMAに報告することを要求されている。
サービス提供会社が、ファンドの資産が実質的に目論見書に従って投資されていないことまたはファ
ンドの一般的な管理が実質的にその設立書類の規定にしたがっていないことに気付いた場合、当該
サービス提供会社は、事実の発生から14日以内にBMAに通知しなければならず、業務運営者に当該事実
を書面で報告しなければならない。

当該報告をしなかったサービス提供会社は、刑事罰を受ける。

さらに、投資ファンド法に違反してバミューダにおいてまたはバミューダから投資ファンドを運営
するいかなる者も、刑事罰を受ける。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

サブ・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、サブ・ファンドのベンチマーク指標であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を上回る投資実績を追求することにある。サブ・ファンドは米ドル建てで表示される。

サブ・ファンドは、通常の状態において、その資産のほぼすべてを、ファンドの別のサブ・ファンドであるピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）に投資することにより、投資目的の達成を追求し、現金管理の目的で、一時的に流動性証券、レポ契約またはその他の金融商品に投資する以外は、通常その他の発行体の債券その他の証券に直接投資することはない。マスター・ファンドに投資することにより、サブ・ファンドは、先進国の証券に投資するリスクとは異なり、かつより大きなリスクをもたらす発展途上（またはエマージング市場）経済地域内の各国をベースとしている発行体の証券のリスクにさらされる。

マスター・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用に基づきベンチマーク指標（マスター・ファンドのベンチマーク指標は、JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数である。）を上回る投資実績を追求することである。

マスター・ファンドは、通常の状態下において、その総資産の80パーセント以上をエマージング証券市場と経済的な結びつきを有する国の政府、政府機関、または政府関連の事業体が発行する金利関連商品（以下に定義する。）に投資することにより投資目的の実現を図っている。これらの有価証券は、米ドル建てまたはその他の通貨建てによるものとする。エマージング証券市場と経済的結びつきを有するということは、有価証券が主として当該国の証券市場で取引されている、ないしは発行体が当該国で設立されたか当該国を主たる営業所とする、その収益の大部分が当該国における運用に起因する、またはその資産の大部分が当該国に置かれていることをいう。

マスター・ファンドが投資対象とする金利関連商品は以下を含むがこれらに限られない：

- ・ 政府、政府機関、政府部局、または政府関連の事業体により発行される有価証券（以下「政府証券」という。）
- ・ 米国および米国外の発行体による社債（企業発行の無担保の短期約束手形を含む。）
- ・ 抵当またはその他資産の担保付きの有価証券
- ・ 政府および企業が発行するインフレ指数連動の債券
- ・ ハイブリッドまたは物価指数の証券を含むストラクチャード・ノート、特定事象に関連する債券およびローン・パーティシペーション
- ・ 遅延の資金調達貸付および循環信用取引
- ・ 銀行預金、固定定期預金、銀行引受手形
- ・ レポ契約および逆レポ契約
- ・ 連邦または地方政府およびその機関、当局、その他政府関連の事業体から発行された債権証券
- ・ 国際機関または世界的機関による債券

投資顧問会社は、関連ある金利、物価上昇率、為替レート、金融および財政方針、取引および現行の勘定ならびにその他関係を有すると判断される特定の要因に基づきマスター・ファンドの国および通貨の構成を選択する。

マスター・ファンドの資産の最大15パーセントは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）によりB格を下回る低位の格付またはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。）、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）または他の一般的に認められた統計的格付機関による同等の格付を有する有価証券、または格付はされていないが、PIMCOがそれに相当する信用力を有する

と判断する有価証券に投資することができる。マスター・ファンドはその平均格付をB格以上に維持するものとする。さらに、マスター・ファンドは、米ドル建て以外の証券に制限なく投資できる。

マスター・ファンドの平均的なデュレーションは、投資顧問会社の予測金利により変動する。通常の市況下においてマスター・ファンドのポートフォリオは、3年間から8年間のデュレーションを有するものとする。

投資顧問会社は、投資顧問会社が「新興市場」国として適格であると判断する国を特定し、これに投資することにつき、広範な裁量を有する。かかる裁量を行使する際、投資顧問会社は、マスター・ファンドの戦略目標に一致する新興市場国を特定する。例えば、投資顧問会社は、世界銀行もしくはその関連組織または国際連合もしくはその機関等の超国家的組織により新興経済国または発展途上経済国として分類されているか否か、新興市場指数を構成する目的において新興市場国とみなされているか否か等の多数の要因に基づき、ある国が新興市場国であるかどうかを検討する。マスター・ファンドは、一人当りの国民総生産が相対的に低く、急速な経済成長が期待できる国に重点を置く。投資顧問会社は、関連ある金利、物価上昇率、為替レート、金融および財政方針、取引および現行の勘定ならびにその他関係を有すると判断される特定の要因に基づきマスター・ファンドの国および通貨の構成を選択する。マスター・ファンドはアジア、アフリカ、中東、ラテンアメリカおよびヨーロッパの発展途上国に集中投資を行う可能性が高い。マスター・ファンドは、エマージング証券市場の発行体による有価証券に直接投資せず、デリバティブ商品等、一または複数のエマージング証券市場のパフォーマンスに連動した有価証券に投資する可能性がある。

マスター・ファンドは、すべての資産をオプションまたは先物契約、スワップ契約、ないしは担保もしくはアセット・バック証券等のデリバティブ商品に投資することができる。マスター・ファンドは、収益を得るためにブローカー、ディーラー、その他金融機関に組入れ証券の貸与を行うことができる。マスター・ファンドは、一連の売買契約の締結、または買戻しやダラー・ロールを含むその他の投資手段を利用し、集中投資を行う証券の市場エクスポージャーを図ることができる。マスター・ファンドの総収益とは、マスター・ファンドの投資対象のインカムゲインとキャピタルゲインを合計したものをいう。このキャピタルゲインは一般に金利の低下、その債券もしくは発行体の信用状況の改善により獲得することができる。

主な投資対象となるエマージング債券市場

- エマージング諸国とは、成長過程の初・中期に位置する国や地域を指し、「新興経済国」と訳されます。
- エマージング債券は一般的に先進国債券と比べ、信用リスクが高い傾向があります。
- サブ・ファンドは、エマージング債券市場全体を代表するJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数をベンチマークとします。

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数の構成国と格付

信用度 ↑高 ↓低	投資適格格付	AAA	米国(ご参考)、ドイツ(ご参考)、オーストラリア(ご参考)
		AA	チリ、中国
		A	日本(ご参考)、マレーシア、ポーランド、スロバキア、トリニダード・トバゴ、ラトビア、リトアニア、メキシコ、ペルー
		BBB	アゼルバイジャン、ブラジル、コロンビア、インド、インドネシア、カザフスタン、モロッコ、ナミビア、パナマ、フィリピン、ルーマニア、南アフリカ、トルコ、ウルグアイ
	投機的格付	BB	アンゴラ、アルメニア、ボツワナ、コスタリカ、クロアチア、ドミニカ、エルサルバドル、ガボン、グルジア、グアテマラ、ハンガリー、ナイジェリア、パラグアイ、ロシア、セルビア、チュニジア、ベトナム、コートジボワール、ヨルダン
		B	ベラルーシ、ペルー、エクアドル、エジプト、エチオピア、ガーナ、ホンジュラス、ジャマイカ、ケニア、レバノン、モンゴル、モザンビーク、パキスタン、セネガル、スリランカ、ザンビア、イラク、ウクライナ、カメルーン
		CCC	ベネズエラ
		CC	アルゼンチン
		C	
		格付なし	タンザニア

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数

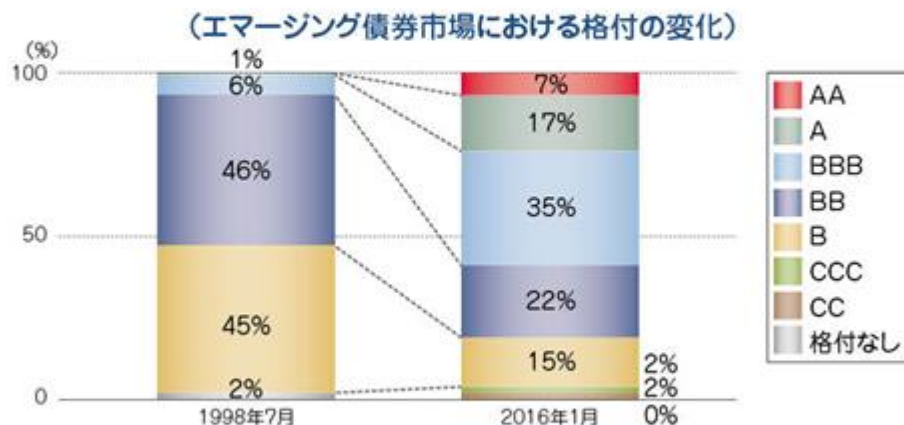
組 入 れ 国 : 65カ国
通 貨 : ドル建
平均格付 : BBB-
平均利回り : 6.50%

出所: JPモルガン・チェース、ブルームバーグ 2016年1月末現在
格付はMoody's社およびS&P社から付与された長期債務格付のうち高いものに基づいており、S&P社の表記方法で記載しております。
ただし、先進国については自国通貨建て、エマージング諸国については外貨建ての債務格付を採用しております。
当サブ・ファンドは上記以外の国も投資対象にすることがあります。

※過去の実績は将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

ご参考情報

- 堅調なファンダメンタルズを背景に、エマージング債券市場の格付は向上しています。



出所: JPモルガン・チェース、2016年1月末現在

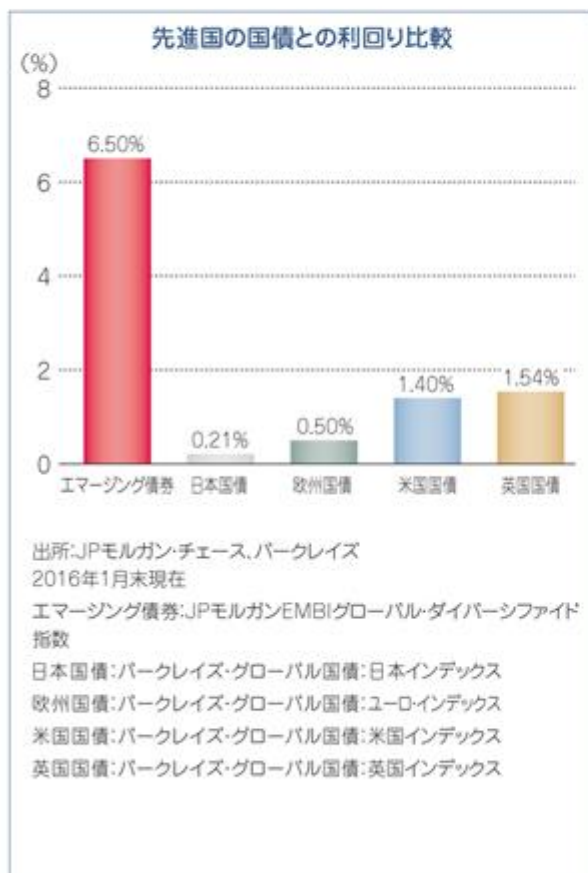
エマージング債券市場としてJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を使用

※格付はMoody's社およびS&P社から付与された長期債務格付のうち高いものに基づいており、S&P社の表記方法で記載しております。

※上記格付の構成比は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

エマージング債券投資の魅力

- エマージング諸国の債券は、先進国の債券と比べ相対的に格付が低い一方で、より高い利回りが期待できます。
- エマージング債券市場は、これまで幾度の経済危機を経験しながらも長期的にみると堅調に推移してきました。
- 先進国の国債など他の資産と異なる動きをするため、分散投資の効果が期待できます。



(2) 【投資対象】

本項では、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの主な投資対象と関連リスクの一部についての追加情報を記載する。また、投資顧問会社がマスター・ファンドに関して随時活用する追加的な証券および投資手法の特質とリスクについても記述する。本書に記載の証券および投資手法の大半は裁量的なものであり、投資顧問会社がこれらを採用するか否かを決定することができる。本書は、投資顧問会社がマスター・ファンドに関して使用する多種多様な証券や投資手法のすべてを開示しようとするものではない。将来の規則改正により、マスター・ファンドが多種多様な証券または投資手法を用いることが制限または禁止される場合があり、最終的にサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資目的の達成が妨げられることがある。サブ・ファンドへの投資者は、投資顧問会社と個々のポートフォリオ・マネジャーの専門的な投資判断と技量に依拠することになる。

サブ・ファンドは、キャッシュ管理の目的で、一時的に流動性証券、レポ契約またはその他の金融商品に投資することができるが、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資し、後述する証券に通常の状況において直接投資することはない。サブ・ファンドの投資対象の評価は、マスター・ファンドの投資実績に直接関連しているため、サブ・ファンドに投資するリスクは、マスター・ファンドおよび後述する証券に対する投資に伴うリスクと密接に関連している。サブ・ファンドは、通常の状況において、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドに投資する。

証券選択

マスター・ファンドのために証券を選択するに際して、投資顧問会社は、金利、為替レートおよび経済に対する見通しを展開し、信用および期限前償還リスクを分析し、かつ、他の証券選択手法を利用する。投資顧問会社は、アメリカ経済その他世界各国の経済、金融市場その他の要因に対する見通しに基づき、一定の特性（クオリティ、セクター、金利または満期等）を有する証券に対するマスター・ファンドの投資割合を変更させる。

投資顧問会社は、他の市場よりも比較的安く評価されている債券市場のエリアを見極めることに努めている。投資顧問会社は、債券を短期金融商品、政府債、社債、モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券および国際的証券等のセクターに分けることによりかかるエリアを識別する。高度な独自のシステムにより、セクターの評価と特定の証券の価格設定が可能になる。投資機会が発見されると、投資顧問会社は、相対価値および信用スプレッドの変化に応じて、資産をセクター間でシフトさせる。投資顧問会社の証券選択手法が好ましい結果を生むとの保証はない。

政府証券

政府証券は、政府、政府機関もしくはその下部機構もしくは政府系企業の債務またはこれらによって保証される債務である。米国政府証券は、米国政府、米国政府機関もしくはその下部機構もしくは政府系企業の債務またはこれらによって保証される債務である。政府証券および米国政府証券には、市場リスクや金利リスクが付随し、また様々な程度の信用リスクに服することがある。政府証券および米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれるが、これらの証券は、同等の満期を有する利付証券よりも大きな市場リスクを被る傾向がある。明確にするためにいうと、本書において政府証券とは連邦または国家政府により保有され、支配され、後援され、または保証される発行者が発行する証券を含む。また、米国政府証券とは米国政府により保有され、支配され、後援され、または保証される発行者が発行する証券を含む。

マスター・ファンドは、政府、政府機関もしくは下部機構またはその他政府関連の事業体が発行したソブリン債に投資することができる。ソブリン債の保有者は、かかる債務の借換計画への参加および政府機関への追加貸付の供与を要請されることがある。そのほか、債務不履行になったソブリン債が回収されることになる破産手続は存在しない。

マスター・ファンドは、債務の組換えに関連して国家機関に対する既存のコマーシャル・バンク・ローンと新規債務との交換により設定される証券であるブレイディ・ボンドに投資することがある。ブレイディ・ボンドへの投資は投機的と見られることがある。マスター・ファンドが取得したブレイディ・ボンドが組換取決めまたは新規与信請求の対象となり、それにより、マスター・ファンドがその保有証券の利息または元本の損失を被ることがある。

地方債

地方債は、一般に、米国の各州および地方政府、政府機関、関係当局その他下部機構により発行される。地方債は、金利リスク、信用リスク、市場リスク、および地方債の課税上の取扱いまたはかかる証券に投資する投資家の権利に関連する不確実性にさらされる。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他政治的事情または発行体の倒産による影響を受けることがある。さらに、地方債市場における需要と供給の不均衡により、かかる市場において流動性が低下したり、価格の透明性が失われることがある。一定の場合においては、これにより、ある特定の取引に関係する価格決定、執行および取引コストに影響が及ぶ場合がある。また、一般財源保証債を中心とする、特定の地方債の価値は、医療費の高騰、未積立年金債務の増加、会計基準の変更、および財政支援を行う連邦政府制度の段階的廃止により、悪影響を受けることもある。低格付の地方債は、高格付の地方債よりも大きな信用リスクや市場リスクを被る。マスター・ファンドが投資できる地方債の種類には地方自治体のリース債務が含まれる。マスター・ファンドは、地方債と投資先とする事業体により発行される証券に投資することもある。

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券（以下「CMO」という。）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、不動産担保証券、ストリップト・モーゲージ・バック証券（以下「SMBS」という。）、不動産のモーゲージ・ローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付され、支払義務のあるその他証券が含まれる。

モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券は、特に実勢金利の変化に対し敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、マスター・ファンドを元本の再投資時ににおける金利の低下にさらすこととなりうる。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般に下落し、また金利の下落時には、期限前償還の特質を有するモーゲージ関連証券の価格は、その他の確定利付証券と同程度までは上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格とボラティリティに影響し、取得時の予想を超えて当該証券の実効満期を短縮したり、延期したりすることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率がモーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用性に関する市場の見方に応じて変動することがある。そのほか、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および／または保険によって担保されているが、民間保証人または保険会社がその債務を充足するとの保証はない。

SMBSには、モーゲージ資産から利息のすべてを受領するクラス（利息限定または「I0」クラス）があり、また、すべての元本を受領するクラス（元本限定または「P0」クラス）もある。I0クラスの満期までの利回りは、対象モーゲージ資産に対する元本支払率（期限前償還を含む。）に極めて影響されやすく、また元本支払率の急上昇は、かかる証券から得られるマスター・ファンドの満期までの利回りに大きな悪影響を及ぼしうる。マスター・ファンドは、その資産総額の5%を超えて、モーゲージ関連証券もしくはその他のアセット・バックI0、P0、デリバティブまたは逆変動利付債を組み合わせて投資することはできない。

アメリカ合衆国およびアメリカ合衆国の領土、領地もしくはアメリカ合衆国の管轄権に服する地域（以下「米国」という。）の住宅用モーゲージ市場は、近年、困難に直面しており、これによりマスター・ファンドの一定のモーゲージ関連投資の運用実績および市場価格に悪影響が及ぶ場合がある。住宅用モーゲージ・ローン（特に、サブプライム・ローンおよび第2順位モーゲージ・ローン）の不履行および損失は、一般に、近年増加しており、また引き続き増加する可能性があり、住宅価格の下落または平坦化（多数の住宅市場で近年直面しており、直面し続ける可能性がある。）は、かかる不履行および損失を悪化させる可能性がある。変動利付モーゲージ・ローンの借主は、月々のモーゲージ・ローン返済に影響する金利変動に対してより敏感であり、比較的低金利の代替モーゲージを確保できない可能性がある。また、多くの住宅用モーゲージ・ローンのオリジネーターは、深刻な財政上の困難または破産に直面している。主に前述の理由により、モーゲージ・ローンおよびモーゲージ関連証券に対する投資家の需要の減少および投資家の増大する利回りへの要求は、一部のモーゲージ関連証券の流通市場での流動性を制限しており、モーゲージ関連証券の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。かかる流通市場における流動性の制限は、継続または悪化し得る可能性がある。

マスター・ファンドは、債券担保証券（以下「CBO」という。）、ローン担保証券（以下「CLO」という。）および同様の仕組みの証券を含む債務担保証券（以下「CDO」という。）に投資することがある。CBOおよびCLOは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高いリスクのプールに担保された信託であり、投機的格付の固定利付債である。CLOは、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に米国内外のシニア（担保付き）・ローン、シニア（無担保）・ローン、劣後社債を含む。マスター・ファンドは、既に投資者に販売されているその他のアセット・バック証券に投資することができる。

ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

マスター・ファンドは、固定利付および変動利付ローンに投資することがあり、かかる投資対象は、ローン・パーティシペーションと当該ローン・ポジションの譲渡の形態によることになる。ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡には、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、貸主リスクを含む特定種類のリスクを伴う。マスター・ファンドがローン・パーティシペーションを取得した場合、貸主を介してのみその権利を執行することができ、借主のリスクに加えて、貸主の信用リスクをも引き受けることになる。

銀行ローン

銀行ローンは、資本増強、企業買収または借換えに際し組成される企業の債務である。銀行ローンに伴うリスクには、（i）期限前返済はプレミアムまたは違約金なしにいつでも生じることがあり、スプレッドが縮小する期間中における期限前返済の権利行使により、サブ・ファンドが、期限前返済の資金をより低い利回りの投資対象に再投資せざるを得ないこと、（ii）元本および金利の支払いならびに借主の債務の金利の支払いについて、借主が支払不能となること、（iii）金利感応度、借主の弁済能力への市場認識および一般的な市場の流動性等の要因による価格変動が含まれる。銀行ローンが不履行となった場合には、大幅な債務整理の交渉またはその結果もたらされる再編、とりわけ金利の大幅な減免および／またはローン元本の大幅な減額が必要となる。

上記のリスクに加え、第三者の同意が求められることよりまたはその他の理由により、一定のローンは、上場取引証券ほど容易にまたは迅速に売買することができない。さらに、過去のローン市場の出来高は、上場証券の市場ほど流動性は高くない。

銀行ローンの権利は、債権譲渡により直接的に、またはローン・パーティシペーションもしくはローンの一般的な特徴を有し、源泉税上もローンとして扱われるシンセティック証券、仕組金融証券、リース契約の持分の購入を通じて間接的に、購入することができる。ローン債務の譲渡においては、購入者は通常、販売機関のすべての権利および義務を継承し、債務に関するローン契約または与信契約に基づき、貸主となる。その一方、販売機関が保有する債務の一部についてのローン・パーティシペーションは、通常、債務者とではなく、かかる販売機関との間でのみで契約上の関係を有する。ローン購入者は、ローン・パーティシペーションに伴う元本、金利および費用の支払いを、販売機関からのみ、また販売機関に債務者からかかる支払いがなされた後で、受領する権利を有する。ローン・パーティシペーションの購入者は通常、貸付契約、与信契約またはかかる債務を証するその他の文書の規定により、債務者に強制執行し、債務者と相殺する権利は有しておらず、サブ・ファンドは、購入したローン・パーティシペーションの債務を保証する担保から、直接的に利益を得ることはできない。

そのため、ローン購入者は、債務者と販売機関の双方の信用リスクを負う。販売機関が破綻した場合には、サブ・ファンドは、ローン・パーティシペーションについて販売機関の一般債権者として扱われ、販売機関と債務者との間の相殺による利益を享受することはできない。

ローン購入者の大部分は、商業銀行、投資信託および投資銀行である。流通市場の出来高が増えると、ローン取引を効率化するためにしばしば標準化された説明書を付した新しいローンが、市場の流動性を改善することがある。しかしながら、将来のローン取引の需給の水準が、流動性の適正なレベルを示すという保証はなく、または現在の流動性の水準が今後も続く保証はない。かかるローンの保有者は、借主、ローン契約の独自にカスタマイズされた性質および特定の融資団に関する機密情報を入手しているため、上場取引証券の売買ほど容易にローンを売買できない。さらに、過去のローン市場の出来高は、ハイ・イールド証券の市場と比べて少ない。

企業の債務証券

企業の債務証券は、発行体が当該債務に対する元利金の支払を充足できないリスクを被り、また金利に対する対応具合、当該発行体の信用性についての市場の見方、全般的な市場の流動性等の要因による

価格の乱高下を被ることがある。金利の上昇時には、企業債務証券の価格は下落することが予想される。満期までの期間が長ければ長いほど、債務証券は、短期の満期のものよりも金利の動向の影響を受けやすい傾向がある。さらに、一部の企業の債務証券は、高度にカスタマイズされている場合があり、その結果、特に、流動性リスクおよび価格決定の透明性に係るリスクにさらされることがある。

発行体のデフォルトが、企業の債務証券が創出するリターンの水準に影響を及ぼすおそれがある。予想外のデフォルトにより、企業の債務証券の利息および元本価値が減少することがある。さらに、経済情勢に関する市場予測および発行体のデフォルトの予想数値が、企業の債務証券の評価額に影響することがある。

企業の債務証券は、異なる市況下での売買が困難になる可能性があるため、流動性リスクを負担する場合がある。詳細については、後記「① リスク要因、流動性リスク」を参照のこと。

ハイ・イールド証券

マスター・ファンドは、「投資方針」に記載された投資対象のクオリティについての方針に従う。しかし、マスター・ファンドが保有する証券の格付が下がる可能性がある。ムーディーズのBaa格またはS&PのBBB格より低い格付の証券は、しばしば「ハイ・イールド証券」または「ジャンク債」と称される。ハイ・イールド証券への投資または保有には、高格付の債券への投資に伴うリスクの他、特別のリスクを伴う。ハイ・イールド証券は、元本の値上りと高いリターンの機会をより多くもたらす一方、一般に、比較的大きな価格変動にさらされ、高格付の証券より流動性が低いことがある。これらのハイ・イールド証券は、発行体の継続的な元利金支払能力に関し、圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券は、より高い格付の証券よりも、現実的または観念的な経済状況および産業の競合状況の悪影響を受けやすい。

債権者の責任および債権者委員会への参加

一般に、マスター・ファンドがある発行体の債券またはその他の同等の確定利付証券を保有する場合、マスター・ファンドは、発行体の債権者となる。マスター・ファンドが発行体の債権者である場合、発行体の破産に関してまたは発行体のその他の債権者、発行体の株主もしくは発行体自身により提起された別の法的措置に関して、マスター・ファンドが保有する証券に関連する異議申立てを受けることがある。マスター・ファンドは、当該マスター・ファンドが保有する証券の発行体で、財政上問題のある発行体の経営陣と交渉するために債権者により構成された委員会に随時参加することができる。かかる参加により、マスター・ファンドは弁護士費用などの費用を負担し、発行体に関する重要な非公開情報の保有者となる可能性があり、この結果、参加しなければかかるマスター・ファンドが証券について取引したり、追加ポジションを取得することを希望できた証券について、それを行う能力を制限される可能性がある。また、マスター・ファンドのかかる委員会への参加により、マスター・ファンドが連邦破産法または債権者および債務者の権利を定めるその他の法律に基づく潜在的な責任の対象になる可能性がある。マスター・ファンドは、投資顧問会社が、マスター・ファンドの債権者としての権利を行使するために、またはマスター・ファンドが保有する証券の価格を保護するためにかかる参加が必要または望ましいと確信する場合にのみかかる委員会に参加する。

変動利付証券

変動利付証券は、当該債務に対し支払われる金利の定期的な調整を規定している。マスター・ファンドは、変動利付債務証券（「フローター」）に投資することがある。変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価額が下落することがある。逆に、金利が低下する場合には、一般的に変動利付証券の価額は上昇しない。マスター・ファンドは、逆変動利付債務証券（「逆フローター」）にも投資することがある。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合、価額が下落することがあり、また同等の信用度を有する確定

利付債務よりも大きな価額の乱高下を示すことがある。マスター・ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落（または、逆変動利付証券の場合には上昇）は、当該証券より受領する収益およびマスター・ファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。さらに、マスター・ファンドは、無制限に残余持分債（一般に「RIBs」といわれる）に投資することができる。

インフレ連動債券

インフレ連動債券（後述する地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債を除く。）は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。指数測定インフレ率が低下すると、インフレ連動債券（地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債を除く。）の元本価格は下方調整され、その結果、これら証券の支払利息（元本額がより少額なものに関して計算される。）は低下することになる。米国インフレ連動国債の場合、満期時の原債券元本の返済（インフレ率に応じて調整される。）が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済元本価格は、当初の元本を下回ることがある。

地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債のインフレ調整は、年2回の利息支払いにおいて行われる。そのため、地方自治体のインフレ連動債券およびインフレ連動社債の元本価格は、インフレ率に応じて調整されない。

インフレ連動債券の価格は、実質金利の変化に応じて変動することが予想される。実質金利は、名目金利とインフレ率との関係に連動している。名目金利がインフレ率を上回る速度で上昇する場合、実質金利は上昇し、インフレ連動債券の価格の低下をもたらす。短期的なインフレ率の上昇は価格の値下がりをもたらすことがある。インフレ連動債券の元本額の上昇分は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、課税対象の通常所得とみなされる。

イベント・リンク・エクスポージャー

マスター・ファンドは、「イベント・リンク債券」もしくは「イベント・リンク・スワップ」に投資し、または「イベント・リンク戦略」を実行することでイベント・リンク・エクスポージャーを獲得することができる。イベント・リンク・エクスポージャーは、往々にして偶発的であるか、確定されたトリガー・イベントに関係するとされる損益をもたらす。トリガー・イベントの例には、台風、地震、気象関連の現象またはこれら事象に関係する統計が含まれる。一部のイベント・リンク債券は、一般に、「災害債券」と呼ばれている。トリガー・イベントが発生すると、マスター・ファンドは、当該債券の投資元本全額またはスワップの額面額全額またはその一部を喪失することがある。イベント・リンク・エクスポージャーは、トリガー・イベントが発生しまたは発生する可能性がある場合には、損失請求を処理し、監査するために満期の延長を規定することがある。満期の延長は、ボラティリティを増大させることになる。イベント・リンク・エクスポージャーは、信用リスク、取引相手方リスク、不利な監督当局または管轄当局の解釈、不利な租税上の影響を含む一定の予想外のリスクにもマスター・ファンドをさらすことがある。イベント・リンク・エクスポージャーは、流動性リスクを被ることもある。

転換証券および株式

マスター・ファンドは、転換証券に投資することができるが、普通株式に転換することはできない。転換証券とは所定の価格または割合で普通株式に転換されるまたは転換権を行使できる確定利付証券およびワラントを含む証券をいう。転換証券の価格は、この転換または転換権の行使という特徴のため、通常、転換先の普通株式の価格変動に比例して変化する。しかし、転換証券の価値の変動は、転換先の普通株式ほど急速には生じない。転換証券は、通常、収益を伴い、金利リスクを有する。転換証券は、より大きな信用リスクにさらされている低格付証券の場合がある。マスター・ファンドは、あらかじめ定めていた時期の前に転換を強いられることがあり、これによりマスター・ファンドが投資目的を達成する可能性に悪影響が生じるおそれがある。

日本の所得税法上、公社債投資信託として日本で販売されるサブ・ファンドは、普通株式、優先株式または株式と認められるその他の証券に投資することができない。

マスター・ファンドは、株式もしくは出資に対する投資を行う契約型投資信託または会社型投資信託に投資しない。

国または会社によっては有利な投資対象とみなされるものがあるが、投資対象が確定利付商品のみに限定された場合、供給の不足や、法律上またはテクニカル上の制限により、その投資機会が魅力に欠けるものとなり、または制限される場合がある。かかる場合、マスター・ファンドは、その適用ある投資制限に従いつつ、かかる投資対象へのエクスポージャーを得るために、転換証券または株式への投資を検討する場合がある。

時には、破産裁判所外または破産裁判所での手続における確定利付商品の再編に関連して、マスター・ファンドが、確定利付商品の全部または一部と引き換えに株式の受け入れを決定するか、またはかかる受け入れを強いられる場合がある。特に、売却時にマスター・ファンドが入手可能な価格に関する投資顧問会社による株式の潜在的価値の評価、およびマスター・ファンドの適用ある投資制限に応じ、マスター・ファンドが、ポートフォリオにおける当該株式の保有を決定する場合がある。

米国外証券

米国外証券への投資には、米国証券への投資には一般的に関連しない特別のリスクや考察事項を伴う。受益者は、米国外の企業や政府が発行した証券に投資するマスター・ファンドに関わる大きなリスクを慎重に考慮すべきである。かかるリスクには以下のものが含まれる。すなわち、会計監査や財務報告基準の相違、一般により高い非米国ポートフォリオ取引に対する手数料料率、国有化、収用または没収的課税の可能性、投資規則または為替管理規則の不利な変更、政治的不安定である。個々の米国外の経済は、国内総生産の伸び率、インフレ率、資本再投資、資源、自給力、収支の状況等に関し米国経済とは有利または不利に異なることがある。証券市場、証券価格、利回りおよび米国外証券市場に伴うリスクは、相互に個別に変化することがある。また、米国外証券およびかかる証券に対し支払われる配当金や利息は、当該証券に対する支払額からの源泉徴収税を含む米国外の税の課税対象となることがある。米国外証券は、米国証券よりも少ない頻度や小さい取引高で取引されることがよくあり、したがって、より大きな価格の乱高下を示すことがある。米国外証券への投資にはまた、米国内での投資よりも高い保管費用や米国外の通貨換算に関する追加の取引費用を伴うことがある。為替レートの変動も米国外の通貨建てまたは米国外の通貨で相場が立っている証券の価格に影響するであろう。

一定のマスター・ファンドは、ロシアと経済的に連動する証券および投資対象に投資することができる。上記に記載される通り、ロシアへの投資には、追記的なリスクを伴う。特に、ロシアへの投資は、米国および／または米国外の国が経済制裁措置を実行するリスクを伴う。このような制裁措置は、エネルギー、金融サービス、およびとりわけ防衛を含む多数のセクターの企業に影響を及ぼす可能性がある、サブ・ファンドの運用実績および／またはその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、ロシア企業およびロシア企業に関連がある商品に対する一定の投資が禁止されたり、ならびに／または（既存の投資対象の一部が取引を禁止される場合等に）既存の投資対象が流動性を失ったために、受益者の買戻請求に対応するために、マスター・ファンドがその他の組入銘柄の持ち高を不利な時期および価格で売却することを迫られる場合がある。より一般的には、ロシアの証券への投資は非常に投機的で、米国およびその他の主要先進国の証券市場への投資には通常付随しない、重要なリスクおよび特別な判断を伴うことがある。20世紀のロシアは、政治、社会および経済的な混乱に見舞われ、数十年に及ぶ共産主義体制を強いられ、かかる体制下で、何千万の民間人が、連邦政府による農業および工業会社の集産化に合っていた。ソビエト連邦の崩壊後、ロシア政府は国内経済を安定させるための困難な業務に取り組む一方で、国際市場に競合でき、かつ国民の要求を満たすことができる、近代的で効率的な構造へと転換している。一方、これまで、ロシアの経済改革イニシアティブの多くは、苦戦を強いられている。このような環境下においては、ロシア政府が現行の経済改革プログラムを廃止

し、代わりに、外国人投資家の利益を損いかねない別の急進的な政治および経済政策を取るリスクが、常に存在する。その結果、旧ソビエト連邦下で存在していたような中央計画経済および民間企業の国有化に逆戻りする可能性も否定できない。

エマージング市場証券

証券がエマージング市場国の証券市場において主に取引されている場合、発行体がエマージング市場国において設立されるか主にエマージング市場国において事業を行っている場合、利益の大半をエマージング市場国における事業から得ている場合、またはエマージング市場国に多くの資産を有している場合、当該証券はエマージング市場国と経済的に結び付いている。投資顧問会社は、投資顧問会社が「新興市場」国として適格であると判断する国を特定し、これに投資することにつき、広範な裁量を有する。かかる裁量を行行使する際、投資顧問会社は、個別のサブ・ファンドの戦略目標に一致する新興市場国を特定する。例えば、投資顧問会社は、世界銀行もしくはその関連組織または国際連合もしくはその機関等の超国家的組織により新興経済国または発展途上経済国として分類されているか否か等の多数の要因に基づき、ある国が新興市場国であるかどうかを検討する。エマージング市場証券への投資を行う際に、マスター・ファンドは1人あたり国民総生産が比較的低い国および急激な経済成長が見込まれる国を重要視する。投資顧問会社は、相対金利、インフレ率、為替レート、金融政策および財政政策、貿易収支および経常収支、およびその他関係すると思われる個別要因の評価に基づき、国および通貨の構成を選定する。

エマージング市場証券への投資は、先進国の証券への投資とは異なるまたはこれを上回るリスクに服する。かかるリスクには以下のものが含まれるがこれらに限定されない。すなわち、証券市場の小規模な時価総額（相対的に流動性をもたない期間をもたらしことがある。）、大きな価格の乱高下、外国投資の制限、投資利益や投資元本の本国送金の可能性、より大きな社会的、経済的、政治的な不確実性と不安定性、経済への政府の多大な関与、政府の監督や規制が少ないこと、通貨ヘッジ手法が利用できないこと、新設の小規模企業、価格統制、強制的合併、収容または没収的課税、差押え、国有化、将来の経済危機または政治危機に起因する政府独占の導入である。そのほか、外国投資者は売却代金の登録を要求されることがある。

エマージング市場への投資に影響を及ぼす法律および規制は未発達である可能性があり、または予測不可能でむしろ恣意的な方法で発展することがある。エマージング市場証券への投資を行うマスター・ファンドの運用に適用のある法律および規制、とりわけ税制、対外投資および対外貿易、資産または証券の所有権および所有権の移転に関する法律および規制は比較的新しい場合があり、米国またはその他先進国よりもより不安定な方法で、著しい変更がなされる可能性がある。エマージング市場国は所有権の登記に関し信頼のおける制度または法的枠組みを持ち合わせていないことがあるため、マスター・ファンドが投資する資産または証券の所有権をマスター・ファンドが取得しているということをエマージング市場国の政府が認識または了解する保証はない。

一部のエマージング市場国においては一定の基本的な商法が整備されているが、それらは不明瞭であったり、解釈が変わる可能性もあり、また随時、マスター・ファンドの利益に反する方法で改正、修正され、無効とされたりまたは置き換えられることもある。通常、米国でみられるような幅広い分野の法律および手続は欠如していることがある。当該地域の法律および規制が米国のように発展するまたは前述の一部または全部がエマージング市場証券への投資を行うマスター・ファンドの運用に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

エマージング市場証券への投資はまた、監査基準および財務報告基準の相違により発行体についての重大な情報を取得できないリスクにさらされる。エマージング市場国の国家政府、地域政府、地方自治体および政府機関、当局または部局により公表された公式な情報は、先進国の情報よりも相当不完全で信用できるものではない。また、エマージング市場証券への投資を行うマスター・ファンドの投資決定に際して、投資顧問会社が使用した公式な情報源が完全に信用できるという保証はない。公式な統計

データは、先進国において使用されているものとは異なる根拠に基づき作成されていることもある。それゆえ当該市場に関する問題の検討は、入手可能な公式および公の情報の完全性および信頼性について懸念が残るため、確実ではない。

さらに、エマージング市場国の通貨は、米ドルおよび／または日本円に対して大幅な下落に見まわれることがあり、マスター・ファンドによるかかる通貨への投資後に通貨切下げが起こることがあり、マスター・ファンドが試みたいかなる通貨ヘッジ戦略も不成功に終わる可能性がある。インフレやインフレ率の急速な変動は、一部のエマージング市場国の経済や証券市場にマイナスの影響を及ぼしており、かかる影響が継続することがある。

そのほか、エマージング市場証券は、決済手続が異なることがあり、これにより、証券取引規模に対応できなかったり、その他当該取引の執行が困難になったりすることがある。決済上の問題により、マスター・ファンドが魅力ある投資機会を逃したり、投資までの間その資産を現金で保有したり、または組入証券の処分に遅れたりすることがある。かかる遅滞は、当該証券の購入者に債務を発生させるおそれがある。

東欧のエマージング市場国を含む一定のエマージング市場国において取引されている証券は、金融仲介業者の経験不足、近代的技術の欠如、事業運営を拡大するための十分な資本基盤の不足により、国際投資に通常伴うリスクに加えてさらなるリスクにさらされる。さらに、多数の東欧諸国の旧共産主義体制は、かつて多額の財産を没収しており、そのことに対する請求は完全には決済されていない。東欧におけるマスター・ファンドの投資も、没収、国有化またはその他押収されないという保証はない。

通貨および為替取引

マスター・ファンドは為替リスクを被る。為替レートは短期的に大きく変動することがある。為替レートは一般に、外国為替市場の需給や各国への投資の相対的メリット、金利やその他複合要素の実際または想定される変化によって確定される。為替レートは、政府もしくは中央銀行による介入（もしくは介入の失敗）または為替管理もしくは政治動向によっても予想外の影響を受けることがある。

マスター・ファンドは、為替リスクをヘッジするため、ある通貨に対するエクスポージャーを増大するため、または通貨変動に対するエクスポージャーをある通貨から別の通貨にシフトするため、為替予約を締結し、または通貨先物契約ならびに通貨および先物のオプションおよびスワップ契約およびスワップのオプションに投資することができる。

将来のある期日に契約時の設定価格で特定通貨を売買する義務を伴う為替予約は、当該契約の存続期間にわたり、その受け渡す通貨の価値の変動に対するマスター・ファンドのエクスポージャーを縮小し、その受領する通貨の価値の変動に対するエクスポージャーを増大させる。マスター・ファンドの価値への影響は、ある通貨建ての証券の売却と別の通貨建ての証券の購入に類似している。米国以外の通貨を売却する契約は、ヘッジされる通貨の価値が上昇する場合に実現されうる利益の可能性を制限することになる。マスター・ファンドは、為替リスクに対しヘッジするため、ある通貨に対するエクスポージャーを増大するため、または通貨変動に対するエクスポージャーをある通貨から別の通貨にシフトするためにかかる契約を締結することがある。

あらゆる状況下で適正なヘッジ取引が利用できるとは限らず、またマスター・ファンドが特定時期または随時かかる取引を行うことは保証できない。また、かかる取引が成果を上げず、マスター・ファンドが関係通貨の有利な変動から利益を得る機会を取り除くことがある。マスター・ファンドは、二通貨間の為替レートの相関関係が上昇関係にある場合には別の通貨（または通貨バスケット）の価値の不利な変動に対しヘッジするためにある通貨（または通貨バスケット）を利用することがある。

レポ契約

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、レポ契約を締結することがあり、かかる契約において、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは（適用ある場合）、銀行またはブローカー／ディー

ラーから証券を買い付け、かかる銀行またはブローカー／ディーラーはサブ・ファンドまたはマスター・ファンド（適用ある場合）の費用負担で指定期間内にそれぞれ当該証券を利息付で買い戻すことを約束する。買戻しを約束する当事者が債務不履行になった場合、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは（適用ある場合）、それぞれの保有する証券の売却に努める。これには、当該証券の価格が買戻価格以下に値下がりした場合、当該証券の損失に加えて、取引処理コストまたは遅滞を伴うことがある。満期まで7日以上レポ取引は、非流動性証券とみなされる。

逆レポ取引、ダラー・ロールおよびその他の借入れ

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、ファンドのレバレッジの限度に従い、逆レポ取引やダラー・ロールを実施することがある。逆レポ取引またはダラー・ロールは、指定時期に指定価格で当該証券を買い戻すためにサブ・ファンドまたはマスター・ファンド（適用ある場合）による証券とその契約の売却を伴うもので、何らかの目的の借入れの形式とみなされる。逆レポ取引では、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは（適用ある場合）取引期間中対象証券に対する元利金の支払を継続して受ける。ただし、逆レポ取引は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドによって保有される証券の市場価格がサブ・ファンドまたはマスター・ファンドによる買戻し義務のあるサブ・ファンドまたはマスター・ファンドによって売却された証券の価格以下に下落することがあるというリスクを伴う。逆レポ取引、ダラー・ロールその他の形式の借入れは、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドにレバレッジ・リスクをもたらすことがある。

サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドは、借入れ時に純資産（借入れ金を含まない。）の10%を越える金額（低価格基準による。）の銀行借入れを行ってはならない。ただし例外として、合併、統合等の特別または緊急の目的のためには、本制限は、3か月を上限として一時的に10%を超えることができる。本段落において、借入れとは銀行からの借入れとみなされ、したがって、逆レポ契約およびダラー・ロールを含むがこれらに限定されない取引は、上述の10%の制限を受けるものとする。

「モーゲージ・ダラー・ロール」は一部の点で逆レポ取引に類似している。「ダラー・ロール」取引ではサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドは、GNMAにより発行される証券等のモーゲージ関連の証券をディーラーに売却し、事前の指定価格で将来に類似の証券（ただし、同一証券ではない。）を買い戻すことを同時に約束する。「ダラー・ロール」は、逆レポ取引と同様に、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドが資金の獲得のためにディーラーに対しモーゲージ関連証券に質権を設定する担保付借入れとみなすことができる。逆レポ取引の場合とは異なり、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドがダラー・ロール取引を執行する相手のディーラーには、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが当初売却したものと同一の証券を返還する義務はなく、「実質的に類似する」証券を返還することができる。「ダラー・ロール」は、あらかじめ決められた価格で将来証券を購入または売却する合意を伴うため、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、「ダラー・ロール」取引が合意されている特定の証券の価額について市場の動きを利用することはできない。「ダラー・ロール」の取引の相手方が債務不履行となった場合には、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、将来の売却義務を履行するために、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが購入しなければならない代替証券の市場価格（上昇する場合もあれば下落する場合もある）から当該将来の売却義務についてサブ・ファンドまたはマスター・ファンドが受け取るべき売却代金を控除した額を負担するリスクにさらされる。

セル・バイバックは逆レポ取引に類似している。ただし、セル・バイバックでは証券を買い付ける取引相手は、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドによる対象証券の買戻しの決済まで対象証券に対し行われる元利金の支払を受けることができる。

デリバティブ

マスター・ファンドは、リスク管理の目的でまたはその投資戦略の一環としてデリバティブ商品を利用することができるが、そうすることを義務付けられているものではない。一般に、デリバティブ商品

とは、その価格が原資産の価格、参照レートまたは指数に依拠するか、これらに由来する金融契約であって、株式、債券、金利、異なる金利のスプレッド、通貨または為替レート、商品、関連指数に関係している。デリバティブ商品の例には、オプション契約、先物契約、先物契約にかかるオプション、スワップ契約（ロング／ショート・クレジット・デフォルト・スワップおよびフォワード・スワップ・スプレッド・ロックスを含むが、これらに限られない。）およびスワップ契約にかかるオプションがある。マスター・ファンドは、その資産の一部または全部をデリバティブ商品に投資することがある。ポートフォリオ・マネジャーはこれら戦略を利用しないことを決定することができ、マスター・ファンドが利用するデリバティブ戦略が成功するとの保証はない。

マスター・ファンドによるデリバティブ商品の利用は、有価証券その他の従来型の投資対象への直接投資に伴うリスクとは異なるリスクまたはそれを上回る可能性のあるリスクを伴う。以下に、マスター・ファンドが利用するあらゆるデリバティブ商品に関係する重要なリスク要因に関するより一般的な事項を記載する。

運用リスク：デリバティブ商品は、株式や債券に伴うものとは異なる投資手法やリスク分析を必要とする高度に専門的な商品である。あらゆる市況下におけるデリバティブのパフォーマンスについては知ることができなくても、デリバティブを使用する際には、原投資対象についてのみならずデリバティブそのものについても理解しておく必要がある。

信用リスク：一部のデリバティブ商品の利用は、契約の他方当事者（通常「カウンターパーティ」と呼ばれる。）が必要な支払を実行しないことまたはその他契約条件を遵守しないことの結果損失が生じるというリスクを伴う。そのほか、クレジット・デフォルト・スワップの基礎となる企業の信用力をマスター・ファンドが正確に評価しない場合には、クレジット・デフォルト・スワップのショート・ポジションは損失をもたらす。

流動性リスク：特定のデリバティブ商品の売買が困難な時には流動性リスクが生じる。デリバティブ取引が特に大規模である場合、または関係市場が（多くの直接的な相対デリバティブのように）流動性をもたない場合、有利な時期にまたは有利な価格で取引を開始することまたはポジションを清算することができないことがある。

レバレッジ・リスク：多くのデリバティブ商品はレバレッジ部分を保持しているため、原資産、参照レートまたは指数の価格または水準の変動は、当該デリバティブ自体への投資額を大幅に上回る損失をもたらすことがある。一部のデリバティブ商品は、当初の投資規模に関わらず無限の損失の可能性がある。マスター・ファンドがレバレッジのためにデリバティブ商品を利用する時、マスター・ファンドの投資対象はさらに乱高下する傾向となり、その結果、市場の変動に応じてより大きな損益がもたらされる。

利用の可能性の欠如：一部のデリバティブ商品の市場（米国外の市場を含む。）は、相対的に新しく、未だに発展段階であるため、リスク管理等の目的のためのあらゆる場合において適正なデリバティブ取引が利用できないことがある。特定の取引満了時に、ポートフォリオ・マネジャーは、同様の契約を締結することでマスター・ファンドによるデリバティブ商品への投資ポジションの維持を希望することができるが、原契約の取引相手方が新たな契約を締結することを望まず、他の適切な取引相手方が見つからない場合、そのようにできないことがある。マスター・ファンドがある時点にまたは時に応じデリバティブ取引を行うとの保証は存しない。マスター・ファンドがデリバティブを利用する可能性は、一部の規制上・租税上の考察事項によっても制限される。

市場等のリスク：他の大抵の投資対象と同様に、デリバティブ商品には、当該商品の市場価格がマスター・ファンドの利益を損なう方向に変動するリスクがある。ポートフォリオ・マネジャーによる証券価格、通貨、金利またはマスター・ファンドのためのデリバティブの利用の際のその他経済要素の予測が不正確であった場合、マスター・ファンドは、当該取引を全く実施しなかった場合の方が良い結果になった可能性がある。デリバティブ商品に関わる一部の戦略は、損失リスクを軽減できる一方、マスター・ファンドの他の投資対象の有利な価格動向を相殺することにより、利益獲得の機会を削減したり、損失をもたらしたりすることもある。マスター・ファンドは、特定のデリバティブ取引に関連して相殺ポジションまたは資産補填を維持することを法律上要求されるため、不利な時期にまたは不利な価格で証券を売買しなければならないこともある。

デリバティブ商品の利用上のその他のリスクには、デリバティブ商品の不当価格設定または不当評価のリスク、デリバティブが原資産、レートおよび指数と完全に相関関係をもつことができないリスクがある。多くのデリバティブ商品、特に直接相対取引されるデリバティブ商品は複雑で、往々にして主観的に評価される。不当な評価が取引相手方に対する現金支払要件の拡大またはマスター・ファンドに対する評価損をもたらすことがある。また、デリバティブ商品の価格が、その密接な追跡が図られている資産、基準レートまたは指数に完全にまたは全く相関関係をもたないことがある。

マスター・ファンドは、商品連動デリバティブ商品、スワップ取引、または指数連動および商品連動「仕組み」債に投資することにより、商品市場に対するエクスポージャーを得ようとすることができる。商品連動デリバティブ投資の価額は、一般に、実物商品（エネルギー、鉱物、または農産物など）、商品先物契約もしくは商品指数、または商品もしくは商品市場の価額変化を基礎とするその他の経済変数の値動きに基づく。商品連動デリバティブ商品の価額は、全般的な市場の動きの変化、商品指数ボラティリティ、金利変動、または、干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および発達の展開など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

スワップ取引は、将来において特定の間隔で投資キャッシュ・フローまたは資産を交換またはスワップするための、マスター・ファンドと取引相手方との間の個別の交渉契約である。当該義務は1年間を超える場合がある。スワップ取引が清算集中の対象とならないことが多いので、スワップ取引は取引所で取引される商品よりも流動性が低いことがある。

ドッド・フランク・ウォール街改革法及び投資家保護法（「ドッド・フランク法」）および最近の規制改革は、米国商品先物取引委員会（「CFTC」）および米国証券取引委員会（「SEC」）が最近になって「スワップ」と定義している一部の標準的なOTCデリバティブ商品を清算機関や取引所を通じて取引することを求めている。取引所における取引や生産期間の義務付けは、市場参加者の種類および集中清算のための契約に対するCFTCの承認に基づいて、段階的なベースで発生している。投資顧問会社は、規制の変更がスワップ契約を締結するマスター・ファンドの能力に影響を及ぼす範囲のものを中心に、これらの進展状況の検証を続ける予定である。

さらに、マスター・ファンドは、商品の価額、商品先物契約または商品指数の運用実績に連動する元本および／または利息が支払われるデリバティブ債務商品に投資することができる。これらは「商品連動」または「指数連動」債である。それらは、債務商品の条件が債券の発行体および債券の買主により構成される場合があるため「仕組債」と称されることがある。これらの債券の価額は、原商品または投資対象の関連指数の変化に応じて上下する。これらの債券により、マスター・ファンドは経済的に商品価格の動きにさらされることになる。これらの債券は、一般に債務証券の価額に影響するリスク（信用、市場および金利リスクなど）にもさらされる。また、債券にレバレッジがかかっていることが多いため、原商品、商品先物契約または商品指数の変動に比べて、各債券の市場価値のボラティリティが上昇する。従って、当該債券の満期時に、マスター・ファンドは元々投資していた投資元本より多い額を受け取ることもあれば少ない額を受け取ることもある。マスター・ファンドは、債券について、所定の利息支払よりも多い額または少ない額を受ける可能性がある。

先物、オプションおよびスワップを含む様々なデリバティブ商品に対する政府の追加規制により、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドが、そうした商品を投資戦略の一環として利用することが制限または妨げられ、最終的な投資目的を達成できない可能性がある。この分野の過去、現在または将来の立法や規制の影響を完全に予測することは不可能であるが、影響が重大で好ましくない可能性もある。立法および規制により、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドが投資戦略として特定の商品を利用することが制限または禁止される可能性がある。また、マスター・ファンドが行うデリバティブ取引の相手方に対する制限や禁止により、マスター・ファンドが特定の商品を利用することが妨げられることもある。

今後の規制の変更により、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資の性質やサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資戦略を継続する能力が、おそらくは大幅に変更となる可能性がある。先物、オプションおよびスワップの市場は、広範囲にわたる法規制および委託証拠金の対象となっている。さらに、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）および別の法域における特定の取引所および規制当局は、市場に緊急事態が発生した場合に、投機的ポジション制限の実施や引き下げ、証拠金要件の引き上げ、1日の値幅制限および取引の中断などの特別措置を講じる権限を付与されている。米国における先物、オプションおよびスワップの取引規制は、急速に変化している分野であり、政府や裁判所の措置により修正される可能性がある。

特に、ドッド・フランク法が、2010年7月21日付で米国において成立した。ドッド・フランク法により、米国の金融システムに対する監督・規制の方法が変更されている。ドッド・フランク法の第7章では、マスター・ファンドが投資することのできるスワップなどの金融商品を含む、店頭（「OTC」）デリバティブに対する新しい法的枠組みを設けている。ドッド・フランク法の第7章は、OTCデリバティブ市場全体に影響するもので、OTCデリバティブおよび市場参加者を規制する大きな権限をSECやCFTCに対して新たに付与するとともに、多くのOTCデリバティブ取引に関して清算機関や取引所を通じた取引を求めるものである。

最近、CFTCおよびSECは、「スワップ」および「証券派生スワップ」の最終定義を公表した。これらの定義は、ドッド・フランク法に基づく追加規制対象の取引の範囲を示している。今回の変更により、二社間取引に伴う信用リスクが軽減されると思われるが、取引所における取引や清算が行われたとしても、リスクが皆無になるわけではない。

ドッド・フランク法には、新たな資本／証拠金を求める条項や多くのOTCデリバティブ取引に清算機関の使用を義務付ける条項が含まれる。CFTC、SECおよびその他の連邦監督当局は、ドッド・フランク法の条項を実施するための規制を策定している。規則の制定や実施がなされるまでには段階的な導入期間が設けられていることから、現時点でドッド・フランク法がサブ・ファンドおよびマスター・ファンドへ与える影響の全体的な性質および範囲を評価することはできない。しかし、スワップ・ディーラー、主要な市場参加者およびスワップのカウンターパーティーは、新たな／追加的な規制、要件、遵守義務および関連費用を負いつつある。公布されることになる新たな法令は、ファンドやそのカウンターパーティーに課せられる制限や要件により、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの投資目的を達成する能力にマイナスに作用する可能性がある。特に、マスター・ファンドやそのカウンターパーティーに対する新たなポジション制限は、マスター・ファンドが効率的に投資目的を達成するために行う先物、オプションおよびスワップへの投資に影響する可能性がある。自己資本規制、CFTCの投機的持ち高制限および清算システムの義務付けなどの新たな要件は、サブ・ファンドに対して直接適用されない場合にも、マスター・ファンドの投資コストや運用コストを上昇させ、受益者に対して好ましくない影響を及ぼす可能性がある。

不動産証券および関連デリバティブ

マスター・ファンドは、不動産連動デリバティブ商品に投資することから、不動産を直接所有する場合と同様のリスクに晒される。かかるリスクには、災害または土地の収用による損失、地域および一般的経済状況の変化、需給、金利、都市計画法ならびに賃料、固定資産税および運営費用に係る規制上の制約が含まれる。不動産投資信託（以下「REIT」という。）の価格に連動する不動産連動デリバティブ商品への投資は、REITの管理会社による運用実績の不振、税法の不利益な変更、REITが1986年米国国内国歳入法（改訂済）（以下「内国歳入法」という。）に基づく所得に対する免税許可を取得できないなどの更なるリスクに晒されている。また、投資する不動産の数を限定し、地理的エリアを狭め、または不動産の種類が同一であるため、投資先が限定されるREITもある。さらに、REITの設立書類に、REITの主導権の変更を困難にし多大な時間を必要とする条項が含まれていることがある。

クレジットリンク債

クレジットリンク債（以下「CLN」という。）は、通常、別の当事者にリンクするクレジット・オプションもしくはリスクを有する発行体により発行される。発行体は、組み込まれたクレジット・オプションにより、特定の信用リスクをCLN保有者に移すことが可能となる。CLNの価格またはクーポンは、別の当事者の参照資産の運用実績に連動する。通常、CLN保有者は、CLN存続期間中には固定もしくは流動利率を、満期時には額面額を受領する。キャッシュ・フローは、特定のクレジット関連イベントに左右される。別の当事者が債務不履行もしくは破産を宣言した場合、CLN保有者はリカバリー・レートと同額を受領することになる。CLN保有者は、別の当事者によるデフォルトおよび参照資産の不測の事態のリスクを負い、そのため元金および利息を失うことがある。これらリスクと引き換えに、CLN保有者は、高い利回りを享受する。多くのデリバティブ投資と同様、証券の複雑さ（すなわち、組み込まれたオプションの値付けが簡単ではないこと。）ゆえにCLNの評価は困難である。

繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティ

マスター・ファンドは、特定の期間中に借主の要求に応じ貸主が最大限度額までの貸付を行うことに同意する繰延融資やリボルビング・クレジット・ファシリティを実施するか、これへの参加権を取得することがある。かかる約定は、本来その旨の決定を行わない時期（当該企業の財務状況により、当該額が返済される公算のない時期を含む。）にある企業への出資を増加することがマスター・ファンドにとって必要になる効果を及ぼすことがある。マスター・ファンドは、追加資金の立て替えを約定している限度内で、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産で当該約定を充足するに十分な額を分別または取り分けておく。繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティは、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、および貸主リスクを被る。

発行時取引、繰延受渡および先渡約定取引

マスター・ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、繰延受渡に対し価格証券を売買し、通常の決済時期以後の将来のある期日に確定価格に対しかかる証券を購入する契約（先渡約定）を締結することがある。発行時取引、繰延受渡購入および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、マスター・ファンドの他の資産の価格が下落するリスクに付加するものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらし、マスター・ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。概して、当該証券の受渡時期前にマスター・ファンドが買付を約束した証券にはインカム収益は発生しないが、マスター・ファンドは当該ポジションの補填のために分別または取り分けた証券に対する収益を得ることができる。

インフラストラクチャー投資

マスター・ファンドがインフラ事業、プロジェクトおよび資産に投資する範囲で、マスター・ファンドは経済、規制、政治的または他の進展により悪影響を受ける可能性がある。インフラ事業は、環境破壊、運営上の問題、資本調達、資本コストおよび様々な政府機関からの規制によるサービスの中断といった、事業や運営に悪影響を与える様々な事象に晒されている。様々な法域における法的な慣習および方針には大きな違いがあり、特定の監督官庁が、予測し得ない方法により、マスター・ファンドが投資する投資対象または資産もしくはかかる投資対象の発行者にかかる規則に影響を与える措置を講じることがある。インフラ事業、プロジェクトおよび資産は、消費税率、政府予算の制約、関税賦課および税法、他の規制政策の変更による影響を受ける可能性がある。インフラ事業、プロジェクトおよび資産の運営に影響を及ぼす可能性のある追加的な要因には、会社が製品またはサービスを提供する手段に影響を与える技術革新、インフラ資産の使用または需要における著しい変化、テロ行為、政治活動およびインフラ資産に対する市場心理の一般的变化が含まれる。マスター・ファンドが投資する事業および資産は共通した性質を有しており、しばしば類似した事業リスクや規制強化にさらされ、投資対象は予測し得ない様々な事象に同じように反応することがある。

他の投資会社への投資

マスター・ファンドは、オープン・エンド型もしくはクローズド・エンド型の投資会社またはブルド・アカウント等のその他の投資会社の証券に投資できない。ただし、サブ・ファンドは、ファンド傘下の他のサブ・ファンドの受益証券にそのほぼすべての資産を投資することにより投資目的を追求することができる。

サブ・ファンドが、投資会社に投資する場合、当該投資会社により請求される業務およびその他に関する報酬を間接的に負担する場合があります、かかる報酬はサブ・ファンドが業務提供会社に支払う報酬に上乗せされる。

空売り

マスター・ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、または潜在する証券価格の下落を相殺するために空売りを行うことがある。空売りは、マスター・ファンドの純資産額の100%を超えないものとする。空売りは、売却を実施するためにブローカーまたはその他の機関から借入れた証券の売却を伴う。空売りは、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために証券を取得、転換または交換すること（ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。）が要求されるリスクにマスター・ファンドをさらし、その結果、マスター・ファンドに損失をもたらす。マスター・ファンドが空売りを行う場合、マスター・ファンドは、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産を分別または取り分けるか、または許容される方法でそのポジションを別途補填しなければならない。

非流動性証券

マスター・ファンドは、その純資産額の15%を上限として、非流動性証券に投資することができる。一部の非流動性証券は、投資顧問会社の監督下で誠実に決定された公正価格での価格設定を必要とすることがある。ポートフォリオ・マネジャーは、非流動性証券の処分の際には相当の遅滞を被ることがあり、また非流動性証券の取引は、流動性証券の取引に関わるものを上回る登録費用やその他の取引コストを内包することがある。

本項における「非流動性証券」とは、概ねマスター・ファンドが当該証券を評価した金額で通常の取引過程上7日以内に処分できない証券をいう。制限付証券、すなわち、再販売に関し法律上または契約上の制限を受ける証券は非流動性証券とされる。ただし、一部の制限付証券（1933年米国証券法（改訂済）（以下「証券法」という。）によるルール144Aに基づき発行された証券および一部のコマーシャ

ル・ペーパー等）は、確立した流通市場で取引される登録証券よりも流動性が低いことがあるものの、流動性があるものとして取り扱われる。

組入証券の貸付

利益の達成を目的として、マスター・ファンドは、当該貸付が全額担保されていることを含む一定の条件が充足される場合、ブローカー、ディーラーその他金融機関に対しその組入証券を貸し付けることができる。マスター・ファンドが組入証券を貸し付ける場合、その投資実績には貸付証券の価格変動が引き続き反映され、またマスター・ファンドは、当該担保物件に対する手数料または利息も受領する。証券貸付は、借主が貸付証券を返還しない場合、または支払不能になる場合、当該担保物件の喪失リスクまたは当該担保物件の回収の遅延リスクを伴う。マスター・ファンドは、貸付をアレンジした当事者に貸付手数料を支払うことがある。

ポートフォリオの回転率

マスター・ファンドが特定証券を保有する期間は、原則として投資決定上の考察事項ではない。マスター・ファンドが保有する証券の入替は、「ポートフォリオの回転率」といわれる。マスター・ファンドは、特に乱高下する市場動向の期間中、その投資目的を達成するために頻繁で活発な組入証券の取引を行うことになる。ポートフォリオの回転率の高さ（例えば、100%以上）は、証券の売却およびその他の証券への再投資に対する売買委託手数料または販売手数料等の取引コストを含む、マスター・ファンドにとって結果的により多額の費用を伴うことになる。ポートフォリオの回転率に伴う、かかるコストおよびその他のコストは、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

一時的な防御戦略

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、投資顧問会社がかかる投資を適切とみなす場合には、一時的または防御目的で、課税対象証券や短期金融市場証券を含む米国の債務証券に無制限に投資することができる。サブ・ファンドおよびマスター・ファンドがかかる戦略を採用する場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、その投資目的を達成できないことがある。

投資制限の比率

別途記載される場合を除いて、本書に掲載されるサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象に関するすべての制限比率は投資時に適用される。マスター・ファンドは、投資の結果または投資の直後に超過分または欠損が発生または存在する場合を除いて、かかる制限に違反することはない。

信用格付および非格付証券

格付機関は、転換証券を含む確定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス会社である。格付機関による格付は絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時の変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況が格付よりも良かったり悪かったりする。一部の格付は、格付機関内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。マスター・ファンドは、購入時に当該証券がマスター・ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付けされる場合、格付の修正に関わらず証券を取得することができる。例えば、マスター・ファンドは、B格の証券をサブ・ファンドが購入できる場合にB一格の証券を購入することがあり、また同様に、マスター・ファンドは、最低平均格付限度をA格として、平均A一格のポートフォリオのクオリティを維持することがある。投資顧問会社は、信用格付にのみ依拠せず、発行体の信用性についての自己の分析を展開する。

マスター・ファンドが保有する証券が「（1）投資方針」の項に定められる最低格付以下に引き下げられる場合、投資顧問会社は、当該証券を処分することを要求されない。

マスター・ファンドは、当該証券がマスター・ファンドの購入できる格付証券に相当するクオリティを有するものであると投資顧問会社が判断する場合、（格付機関により格付が付されていない）非格付証券を取得することができる。非格付証券は、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付を投資顧問会社が正確に評価できないというリスクを伴うことがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の分析は、高格付の確定利付証券の発行体についてよりも複雑なことがある。マスター・ファンドがハイ・イールドおよび／または非格付証券に投資する限り、マスター・ファンドによる投資目的の達成の成否は、マスター・ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きく投資顧問会社の信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

デュレーション（正もしくは負の数値となりうる。）は、特に証券の利回り、クーポン、最終満期および期限前償還条項に基づき数値化された、金利の変動に対する証券価格の感応度を決定する際に使用される指標である。デュレーションが長いほど、その証券の金利の変動に対する感応度は大きい。同様に、組入証券の平均デュレーションが長い投資信託は、組入証券の平均デュレーションが短い投資信託に比して、金利の変動に対する感応度が大きくなる。例えば、デュレーションが5年の債券ファンドは、金利の1%の上昇により、約5%の価格の下落が見込まれる。逆に、デュレーションがマイナス1年の債券ファンドは、金利の1%の上昇により、約1%の価格の上昇が見込まれる。

その他の投資対象および手法

マスター・ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本書には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法は、マスター・ファンドを追加的なリスクに服させることになる。

発行体の多様性

マスター・ファンドは、制限の無い政府証券を除きひとつの銘柄もしくは発行体に資産総額の10%まで投資できる。クレジットリンク債および指数連動の商品を含む投資先証券のポートフォリオにリンクする仕組債については、マスター・ファンドのエクスポージャーは各投資先発行体のエクスポージャーに基づき計ることができる。

投資決定およびポートフォリオ取引

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが投資を検討している証券は、投資顧問会社が取扱う他の顧客にもふさわしいことがある。このように、特定の証券は、同時に経済的な利害関係を有する投資顧問会社、その役員または従業員の勘定を含む他の顧客のために売買することができる場合であっても、一定の顧客により売買されることがある。サブ・ファンドまたはマスター・ファンド（適用ある場合）および投資顧問会社が取扱う一または複数の顧客の投資方針に合致する証券の売買が同時または同時期に検討されている場合、当該証券の取引は、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドを含むすべての勘定を公平、平等にそして非差別的な方法で取扱うことを確実にするために制定された投資顧問会社の取引分配方針に基づき、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンド（適用ある場合）および他の顧客との間で分配される。

投資顧問会社は顧客（マスター・ファンドおよびサブ・ファンドを含む。）のために、発行体の資本および債務構造の異なる側面に対するエクスポージャーを有する証券その他の金融商品（シニア債務およびジュニア債務／劣後債務に関連するものを含む（ただしこれらに限定されない。））を取得することがある。一定の状況において、発行体の資本および債務構造の一部分に対するエクスポージャーを有するこれら顧客の利益は、発行体の異なる部分の資本および債務構造に対するエクスポージャーを有する顧客の利益とは異なることがある。投資顧問会社は、発行体の資本および債務構造に関して最善の

利益に適う助言を顧客に対して行いまたは措置をとることがあり、これは同一発行体の資本および債務構造について異なるエクスポージャーを有する他の顧客の利益とは異なる場合がある。

投資顧問会社の適切な判断において、注文を集約することが、価格、仲介手数料またはその他費用の観点から、マスター・ファンド、サブ・ファンドおよび他の顧客に全体的な経済的利益をもたらすと考えられる場合には、投資顧問会社は、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドのために、他の顧客のために投資顧問会社が同時に執行する取引とまとめて注文することができる。実行可能な場合、投資顧問会社は執行前に取引を分配する。執行前分配が不可能な場合には、投資顧問会社はすみやかに、確立された客観的な手続に従って取引の配分を行う。配分は通常、執行の時点およびその前後で取引日終了前までに行われる。この結果、ある勘定が特定の取引について受領した価額が、別の勘定のために行った同日の同様の取引において受領した価額とは異なることがある。

投資顧問会社は、時として、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドを含む顧客に代わりブローカー・ディーラーに証券を売却し、その後、同一の証券をマスター・ファンドおよびサブ・ファンドを含む一または複数の投資顧問会社の他の顧客の勘定で、同一のまたは別のブローカー・ディーラーから購入することがある。投資顧問会社は、各勘定において最良の取引執行がなされるよう合理的に設計されていると投資顧問会社が考える手続きを採用している。

クラス間債務

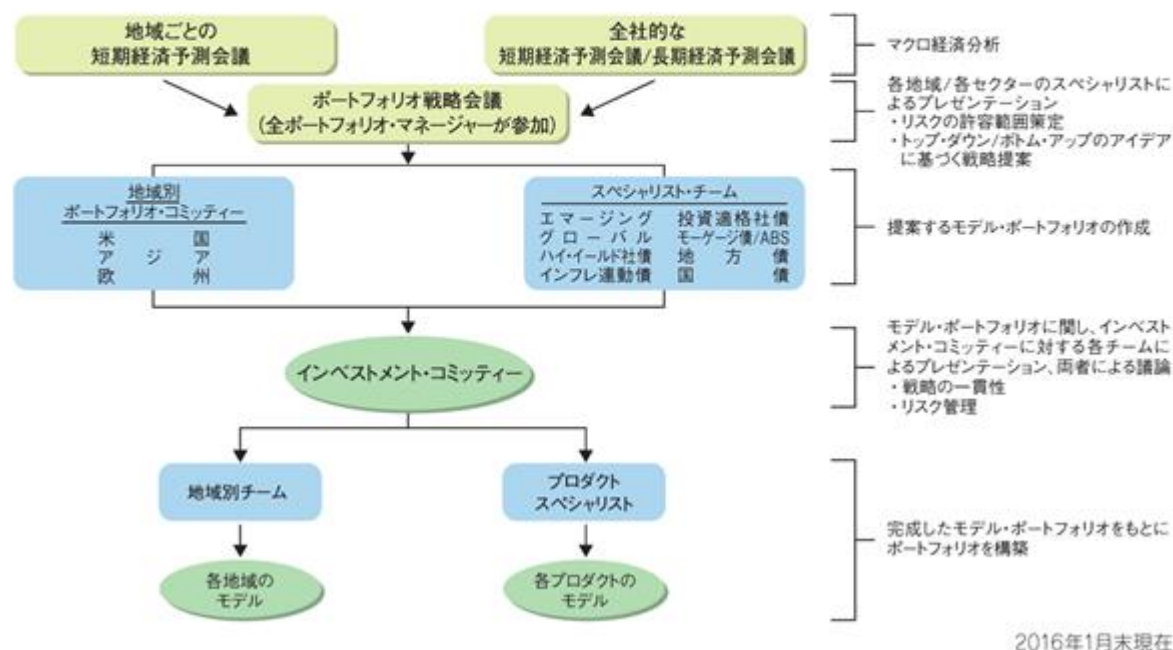
受託会社は、サブ・ファンドに関して別のクラスの受益証券を発行することがある。信託証書は、債務が個々のサブ・ファンドおよびクラスを超えて帰属する場合の方法を規定している。（一般的には、債務は当該債務が発生した特定のサブ・ファンドまたはクラスに帰属するものとされている。）

各サブ・ファンドは、独立したサブ・ファンドとして設立されるが、サブ・ファンドのクラスは別個のファンドではない。ゆえに、最初のクラスに当該債務を返済するための十分な資産がない場合、一つのクラスの債務がその特定のクラスに限定されず、当該サブ・ファンドの一または複数のクラスにも支払いが求められるリスクがある。

（３）【運用体制】

運用プロセス

- 長期的な視点に基づいた投資戦略
- トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用



PIMCOの投資戦略決定プロセスは、運用商品の種類を問わずマクロの経済環境について長期的な展望を決定することから始まり、これが全てのプロセスを通じて最も重要な決定事項となる。経済及び政治の長期的な影響を分析することはポートフォリオを健全に維持するための基本であり、また、確固とした長期的な展望を堅持することにより、市場の短期的な変動に伴う影響に左右されることを回避することが可能となると考える。PIMCOでは、市場の短期的な動きのタイミングを計ることよりも、経済のファンダメンタルズ及び信用分析を通して、長期的な観点に立った投資判断を行うことのほうが重要であると考える。この意味において、PIMCOの長期経済予測会議（Secular Forum）及び短期経済予測会議（Cyclical Forum）は大きな役割を担っている。

長期経済予測会議では、金融および財政政策、インフレ、人口動態、生産性の動向、情報テクノロジー等の世界経済に影響を及ぼすであろうテーマについて、PIMCOのポートフォリオ・マネージャー、アカウント・マネージャーからなる調査スタッフおよび外部のアナリストや学者等によるプレゼンテーションをもとに、徹底的な議論を行う。そしてこの会議の結論をベースにしてPIMCOのポートフォリオ全体としてのリスクについての方向性を決定する。長期経済予測会議の目的は各経済圏の経済成長率、インフレ率、予想される債券市場の3年から5年先までの金利の方向、および債券市場における一般的な評価に重大な影響を及ぼす可能性のあるテーマが何かを見定め、その展望について共通の理解を持つことにある。

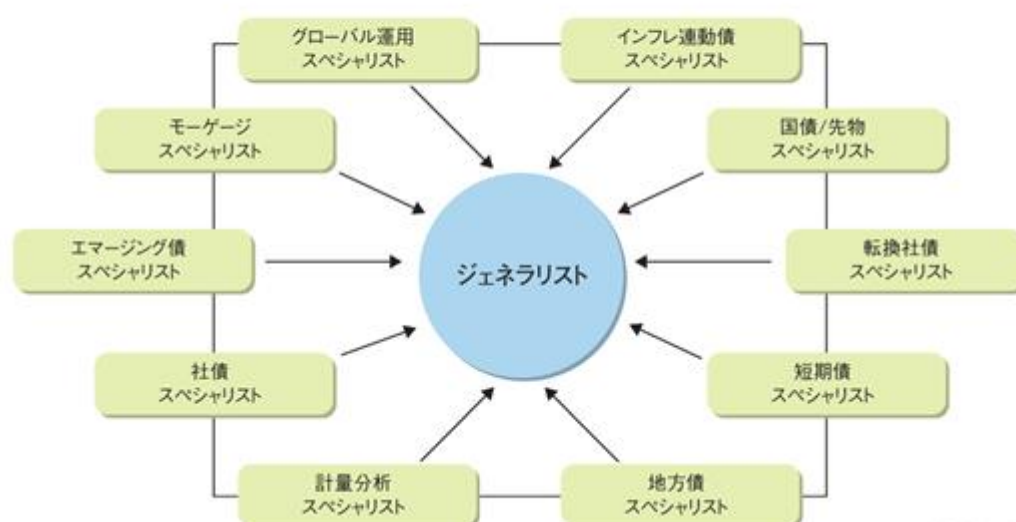
次のステップは短期的な景気動向を分析することである。四半期毎に短期経済予測会議を開催し、全拠点の投資プロフェッショナルで、当面の経済成長率やインフレ率、短期的（半年から1年）に市場に影響を及ぼすトレンド等についての分析と討論と予測を行う。また、ここで得られた結論に基づいて、長期経済予測会議の結論についての見直しを行う。これらの経済予測会議の討議は、ポートフォリオ運用に適用する最適なデュレーション等、一連のリスク特性を決定する上で重要な役割を果たしている。

前述の経済予測会議の終了後に、シニア・ポートフォリオ・マネージャーで構成されるインベストメント・コミッティーがポートフォリオ戦略会議を開催し、経済予測会議で形成されたトップ・ダウンの展望と、債券市場の様々なセクターを担当している個々のセクター・スペシャリストからのボトム・アップの情報との両方を活用しつつ異なる投資戦略のためのモデル・ポートフォリオの構築を行う。その際にエマージング債券運用では、更に以下の3段階のプロセスを経ることとなる。最初に、強いクレジット・ファンダメンタルズを有するエマージング市場国を特定する。このプロセスを経ることにより、債務不履行となる可能性の高い国を極力回避することを目指す。強いクレジット・ファンダメンタルズの定義としてPIMCOでは以下の4点を掲げている。

1. 強い財政状況
2. 安定的かつ改善しつつある政治環境
3. 十分な外貨準備残高
4. 金融ショックにも耐え得る債務構造

ピムコ・ワールド・ハイインカムの運用チーム

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



2016年1月末現在

次に、先進国からの外需動向、商品市況、世界的な金利動向等、エマージング諸国に影響をもたらすと考えられる外部環境についての検討を行う。また、エマージング債券市場に対するマーケット・テクニカルな側面や、各エマージング債券の割安・割高分析も行う。それらをもとに、国別配分、デュレーション配分、イールドカーブ戦略等の投資手段について決定、並びに市場で過剰に割安・割高に評価されているエマージング債券を洗い出しモデル・ポートフォリオを構築する。

個別ポートフォリオ運用に際しては、モデル・ポートフォリオと投資ガイドラインに沿うよう、投資手段を決定する。同時にチーム全体で個別ポートフォリオのリスク・リターン特性のモニタリングを行い、チーム体制での運用を行っている。

こうした多層構造を備えた投資アプローチが、所与の投資環境下で最適と考えられる投資戦略の実行を可能にすると考えている。

内部運用規定

PIMCOの運用口座は、クライアント・ガイドライン、適用される規制上の要件およびPIMCO内部規則を遵守するためにモニターされている。さらに、PIMCOは、最良執行、ソフト・ダラー取引および取引配分に関する方針など、その投資運用活動に適用される方針を採用している。

PIMCOは、クライアント勘定のためのポートフォリオ証券、オプションおよび先物の売買の注文すべてを、多くのブローカー／ディーラーを通じて行っている。その際にPIMCOは、すべてのクライアント勘定のために可能な限り最適な価格を入手し取引を履行するため最善を尽くしている。そのため、PIMCOはクライアントの最大の利益を念頭に、例えば、価格、取引規模、関連する証券の市場の性質、（該当の場合）手数料の額、市場の価格や動きを考慮した取引のタイミング、関与するブローカー／ディーラーの評判、経験および財務の安定性、ならびにブローカー／ディーラーのサービスの質などを含む、関連があると思われるすべての要因を考慮する。また、PIMCOは、ソフト・ダラー取引を行わない方針である。

PIMCOは、証券の「一括取引」、つまり特定の証券の複数の売買注文に関し、当該注文が複数のクライアントの勘定に配分される場合、かかる配分をモニターしている。PIMCOは、クライアント勘定の間で公正かつ公平な扱いを行うことを、取引配分の手続上での最優先の目的とする。PIMCOは、取引配分がタイムリーに行われ、特定のクライアントが不当な優遇を受けず、個別的に見た場合にはある取引が特定の勘定を優遇する結果となったとしても、長期的にはクライアントの勘定が公平に扱われるような手続きを策定している。

サービス提供者に対する監督

信託証書および適用のパミュダ法の規定に基づき、受託会社と管理会社がファンドの運用・管理に関する最終的責任を負う。一定の制限を条件に、受託会社および管理会社は、それぞれの運用・管理の責務を他者に委託する権限を有しており、ファンドに代わって一定の責務を果たすよう管理事務代行会社と保管受託銀行に対し一部の業務を委託している。かかる業務の委託については、その期間および報酬は契約条件によるものとし、再委託をする権限を含み、受託会社および／または管理会社が場合により決定する規則に従うものとする。受託会社および管理会社は、信託証書に記載される場合を除き、委託先または再委託先の業務を監督する義務を負わない。管理事務代行会社および保管受託銀行の業務履行に対しては、モニタリングが行われている。管理事務代行会社および保管受託銀行は、月次で業務報告を提出するほか、ファンドに関する業務を議題とした協議を毎月行う。

（４）【分配方針】

サブ・ファンドの分配は、毎月宣言され、支払われる。

サブ・ファンドの分配は、管理会社が承認する場合に限り、宣言され、支払われるが、かかる承認は、管理会社の裁量により留保することができる。分配は、原則として、サブ・ファンドの純投資収益（利息等インカム・ゲイン）から行われる。また、管理会社は、純実現キャピタル・ゲインの支払いを分配に充当する権限を有している。管理会社が適切と判断する場合、追加的な分配を宣言することができる。サブ・ファンドに関する分配金の支払いにより、その額に相当する割合で、サブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格が下がることになる。

サブ・ファンドの分配金は、受益者の裁量により、サブ・ファンドの受益証券に追加的に再投資することも、受益者に対して現金で支払うこともできる。現金は、サブ・ファンドの受益証券の通貨により支払われる。

分配は、収益または元本（または両方）から支払われ得るため、分配が投資者の当初元本またはキャピタル・ゲインを返還することになる可能性もあり、これにより、分配が支払い可能な収益を超える場合、元本を減少させることになる可能性もある。したがって、元本の確保を重視する投資者は、サブ・ファンドの投資価額は、投資対象の価格の下落のみならず、分配による投資者への元本の返還によっても減少する可能性があることを検討すべきである。

サブ・ファンドの分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、追加的な分配を行うことができる。本書により要求されるサブ・ファンドの分配金を支払うために十分な純収益および純実現キャピタル・ゲインが存しない場合、管理会社は、サブ・ファンドの元本部分から分配金を支払うことができる。

支払期日から６年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、サブ・ファンドに帰属する。

※前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

追加的記載事項：分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（金利収入（インカム・ゲイン）および売買差益（キャピタル・ゲイン）等）を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配計算期間に係る分配日（分配後）における1口当たり純資産価格は、前回の分配計算期間に係る分配日（分配後）と比べて下落する事になります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配計算期間は、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間をいいます。なお、分配日は分配基準日の翌ファンド営業日を指します。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配計算期間に係る分配日（分配後）から
1口当たり純資産価格が上昇した場合



*1 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.05米ドルを取り崩す

前回の分配計算期間に係る分配日（分配後）から
1口当たり純資産価格が下落した場合



*2 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.08米ドルを取り崩す

・上記いずれの場合も分配金受取額は同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

(注) 分配金は、分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照ください。

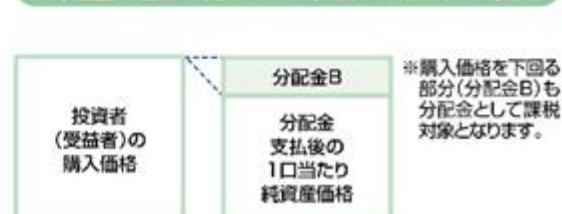
※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに1口当たり純資産価格について示唆、保証するものではありません。

- 投資者（受益者）のファンドの購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配課税の対象となります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注) 分配金に対する課税については、本書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

（５）【投資制限】

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資に関して、以下の投資制限および投資方針に従う。サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、日本の法令上、日本国金融商品取引法（昭和23年法第25号改正済）第2条第1項において定義される「有価証券」および／またはかかる有価証券に関連するデリバティブ商品に、それぞれその資産総額の50%超を投資する。マスター・ファンドは、制限の無い政府証券を除きひとつの銘柄もしくは発行体に資産総額の10%まで投資できる。マスター・ファンドは、いかなる種類の株式にも投資しない。マスター・ファンドは、株式もしくは出資に対する投資を行う契約型投資信託または会社型投資信託に投資しない。

日本証券業協会の規則に基づく制限

- （i）空売りの制限 空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンド（適用ある場合）の純資産総額を超えてはならない。
- （ii）借入れの制限 借入残高の総額がサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる借入れは行ってはならない。ただし、特別または緊急の場合（合併の場合等）一時的に10%を超えることが許される。
- （iii）同一法人の株式の取得制限 いずれか一社（投資法人を含むが、日本の公募投資信託であるファンド・オブ・ファンズの場合に限る。）の発行済み株式総数の50%を超える株式を取得することはできない。ただし、契約型投資信託の場合、同一の管理会社により運用されているすべての投資信託の保有分を合算して、50%を超える株式の取得をすることはできない。当該割合制限は投資時において適用がある。前記制限は、マスター・ファンドの受益証券にその資産を投資することを投資目的とするサブ・ファンドには適用されない。
- （iv）流動性の低い有価証券への投資制限 サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの純資産価額の15%を超えて、私募株式、未上場株式または流動性の低い証券化関連商品に投資することはできない。サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが私募株式、未上場株式またはその他の流動性の低い銘柄への投資を行う場合、それらの証券が公正価格にて算定される方法が取られるものとする。
- （v）利害関係当事者との取引の制限 管理会社が自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

受益証券の買戻しもしくはサブ・ファンドの終了の場合、当該受益証券は、受益者から現金で買い戻される。サブ・ファンドにおいては、現物による買戻しは認められていない。サブ・ファンドの受益証券が日本において販売される際に上記制限が日本の投資信託協会の規則または日本証券業協会の基準上要求されなくなった場合、かかる基準（適用ある場合）は、適用されなくなる。

3【投資リスク】

サブ・ファンドは、キャッシュ管理の目的で、一時的に流動性証券、レポ契約またはその他の金融商品に投資することができるが、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資し、後述する証券に通常の状況において直接投資することはない。サブ・ファンドへの投資の価値は、マスター・ファンドの投資実績に直接関連しているため、サブ・ファンドに投資するリスクは、マスター・ファンドおよび後述する証券に対する投資に伴うリスクと密接に関係している。

① リスク要因

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象の種類は、時の経過とともに変更されることがあり、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、追加的なリスクや下記のリスク要因以外のリスクに晒される可能性がある。現在特定されていないリスクがサブ・ファンドおよびマスター・ファンドに重大な影響を及ぼすことも考えられる。投資者は、投資を行う前に下記のリスク要因を慎重に検討すべきである。

アロケーション・リスク

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資するため、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクは、マスター・ファンドが保有する証券その他の投資対象に関連するリスクと密接に関係する。サブ・ファンドがその投資目的を達成する能力は、マスター・ファンドがその投資目的を達成する能力に依存する。マスター・ファンドの投資目的が達成される旨の保証をすることはできない。マスター・ファンドが、大きなリターン結果が見込まれる市場をアンダーウエイトとすることで、投資妙味の高い投資機会を逃したり、大幅な下落が見込まれる市場をオーバーウエイトとすることにより、損失を被る可能性がある。

コール・リスク

コール・リスクとは、ある発行体が予定より早い時期に確定利付債券を買い戻す（「コール」する）権利を行使する可能性を指す。発行体は、多くの理由（金利の低下、信用スプレッドの推移および発行体の信用力の回復等）により、償還日より前に発行済の証券をコールすることができる。サブ・ファンドが投資した証券を発行体がコールする場合、マスター・ファンドは、最初に投資した全額を回収できないことがあり、利回りが低い証券、信用リスクが高い証券またはその他の不利な特徴のある証券への再投資を迫られることがある。

商品リスク

マスター・ファンドは商品連動デリバティブ商品への投資により、伝統的な証券に投資する場合よりもより大きな価格変動にさらされる。商品連動デリバティブ商品の価額は、全般的な市場変動、商品指数ボラティリティ、金利変動、または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および規制の発達など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

信用リスク

確定利付証券（貸付証券の担保のために購入された証券を含む。）の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レポ契約、組入証券貸付けの相手方当事者が、適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できないもしくは履行しようとしがない場合、または（市場参加者、格付機関、値付業者などにより）履行できないまたは履行しようとしないとみなされる場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、損害を被る可能性がある。サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが保有する証券の格下げは、その価額を下落させる可能性がある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受ける。平均信用度等の指標が、マスター・ファン

ドおよびサブ・ファンドの正確な信用リスクを正確に反映していないことがある。これは、特に、サブ・ファンドを構成する証券に付与される信用格付けが非常に幅広い場合に当てはまる。したがって、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、一定の信用度があることを示す平均信用格付けが付与されていても、実際には、かかる平均が示すよりも大きな信用リスクにさらされる場合がある。このリスクは、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドがサブ・ファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合はより大きくなる。地方債は、訴訟、法律制定その他の政治的事情、地域経済状況または発行体の倒産のために発行体の元本および／または利息の支払能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。

為替リスク

マスター・ファンドが米国以外の通貨、米国以外の通貨建てで取引されるか収益を受け取る証券、または米国以外の通貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブに直接投資を行う場合、当該通貨の価額が米ドルに対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、米ドルの価額がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。

米国以外の為替レートは、金利変動、米国または同国以外の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）または米国もしくは同国以外の通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少することがある。

マスター・ファンドが、新興国と経済的に結びついている米国以外の通貨に投資を行い、または当該通貨の取引を行う場合、為替リスクは特に高くなる。そうした通貨取引は、米国以外の先進国の通貨への投資や米国以外の先進国と経済的に結びついている通貨の取引を行う場合とは異なる市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治的リスクおよびそれ以外のリスクや、より重大なリスクを伴うことがある。

マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、為替エクスポージャーを管理しておらず、その結果、為替レートの変動による損失を被るリスクに晒される。

サイバーセキュリティのリスク

業務におけるテクノロジーの利用がより一般的になってきたことに伴い、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドがサイバーセキュリティ違反を通じてオペレーショナル・リスクの影響を受けやすくなっている。サイバーセキュリティ違反は、意図的または意図的ではない出来事の双方を指し、いずれの場合も、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが機密情報の喪失、データの損失または業務運営能力の喪失を招くことがある。これが転じて、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが規制上の罰則を課されたり、評判が損なわれたり、是正措置に伴う追加の法令遵守費用および／または金銭的な損失を負担することがある。サイバーセキュリティ違反が、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドのデジタル情報システムへの（「ハッキング」または悪質なソフトウェアのプログラミング等を通じた）不正アクセスを伴う場合があるが、サービス拒否（DoS）攻撃（対象ユーザーによるネットワーク・サービスの利用を不能とするための行為）等の外部からの攻撃に起因する場合もある。さらに、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの第三者としての業務提供者（管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および保管会社等）またはサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドが投資する発行体のサイバーセキュリティ違反により、直接的なサイバーセキュリティ違反に伴うリスクと類似のリスクの多くを負担する場合もある。投資顧問会社は、一般的なオペレーショナル・リスクの場合と同様に、サイバーセキュリティに伴うリスクの低減のために設計されたリスク管理システムを確立している。ただし、特に、サブ・ファンドもマスター・ファンドも、発行体または第三者としての業務提供者のサイバーセキュリティ・システムの直接的な管理を行っていないことから、かかる措置が成功するとの保証はない。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。マスター・ファンドが活用する多様なデリバティブ商品については、本書の「第12（2）投資対象」を参照のこと。マスター・ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および／もしくは、例えば発行体、イールドカーブのポジション、インデックス、セクター、通貨および／もしくは地域のエクスポージャーを得るために、ならびに／または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。マスター・ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。一部のケースでは、マスター・ファンドが無制限の損失を被る場合がある。デリバティブの利用により、マスター・ファンドの投資リターンが、マスター・ファンドが保有していない有価証券の運用実績に影響され、その結果、マスター・ファンドの投資エクスポージャーの合計が組入銘柄の価値を上回る可能性がある。

マスター・ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク（高度にカスタマイズされたデリバティブの場合に増大する可能性がある。）、金利リスク、市場リスク、コール・リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった本項に別途記載される多数のリスクに加え、証拠金の要求の変動から発生するリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスク、およびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないリスクを伴う。マスター・ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、マスター・ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性があり、デリバティブにより、市況が通常ではないまたは極端な時を中心に、マスター・ファンドのボラティリティが上昇することがある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、マスター・ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行ったり、利用した場合に、当該戦略が成功するとの保証はない。さらに、マスター・ファンドによるデリバティブの利用が、受益者により支払われる税額を増額また上昇させる場合がある。

デリバティブ商品のための市場への参加には、かかる戦略を利用しない場合にマスター・ファンドが負担しなかったはずの投資リスクおよび取引コストを伴う。デリバティブ戦略の遂行を成功させるために必要とされる技術は、その他の種類の取引に必要とされる技術と異なる場合がある。マスター・ファンドが有価証券、通貨、金利、カウンターパーティまたはデリバティブ取引に伴うその他の経済的要因の評価および／もしくは信用性の予測を誤った場合、マスター・ファンドがかかるデリバティブ取引を行っていないければマスター・ファンドの運用成績は上昇していたということがあるかもしれない。特定のデリバティブ商品に伴うリスクおよび契約上の債務を評価する際には、マスター・ファンドおよびそのカウンターパーティの双方が合意する場合に限り特定のデリバティブ取引を修正または終了できるデリバティブ取引もあれば、マスター・ファンド関連事由またはカウンターパーティ関連事由が発生した場合にカウンターパーティまたはマスター・ファンド（場合による。）が終了することができるデリバティブ取引もあり、かかる修正や終了により、マスター・ファンドとカウンターパーティとの間で締結されたデリバティブ取引の市場価値に応じてマスター・ファンドに損失または利益が生じる可能性がある点に留意することが肝要である。また、かかる早期終了により、課税事由が発生し、課税目的による利益または損失の認識が早期に行われる場合がある。マスター・ファンドは、その終了日または満期日より前にデリバティブ取引に伴うマスター・ファンドの債務またはマスター・ファンドのリスクに対するエクスポージャーを、修正、清算または相殺できない場合があり、これにより、マスター・ファンドがボラティリティの上昇および／または流動性の低下にさらされる可能性がある。マスター・ファンドが、終了日または満期日より前にデリバティブ取引に伴うマスター・ファンドの債務またはマスター・ファンドのリスクに対するエクスポージャーを、修正、清算または相殺できない場合があり、これによ

り、マスター・ファンドがボラティリティの上昇および／または流動性の低下にさらされる可能性がある。特定の契約の満了または終了時に、マスター・ファンドが同様の契約の締結によりデリバティブ商品によるマスター・ファンドのポジションの構築を意向している場合であっても、元々の契約のカウンターパーティが新規契約の締結を望まない場合や、他に適切なカウンターパーティを確保できない場合は、かかるポジションを構築できないおそれがあり、このような場合、マスター・ファンドが一定の望ましい投資エクスポージャーを維持することができない、または他の投資ポジションもしくはリスクをヘッジすることができない可能性があり、その場合、マスター・ファンドが損失を被るおそれがある。さらに、かかる特定の契約の満了または終了後、マスター・ファンドは、追加のデリバティブ取引を行うカウンターパーティがより少なくなる場合があり、その場合、一または複数のカウンターパーティに対するカウンターパーティ・リスク・エクスポージャーがより大きくなる可能性があるとともに、一定のデリバティブを締結するコストが増加する可能性もある。このような場合、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドが損失を被るおそれがある。

一定のデリバティブ取引のための市場（米国外に所在する市場を含む。）は、比較的新しく、なお発展途上にあるため、リスク管理およびその他の目的上、すべての状況において適切なデリバティブ取引を執行できない場合がある。そのような市場を利用できない場合、ファンドの流動性リスクや投資リスクが上昇する場合がある。

マスター・ファンドが保有するポジションに対するヘッジとしてデリバティブを利用する場合、デリバティブにより発生する損失は、基本的に、ヘッジされる投資対象からの利益により事実上相殺され、その逆の場合も同様である。ヘッジにより、損失が減少または低下することがあるが、利益が減少または低下することもある。デリバティブと投資先の有価証券との間のマッチングが不完全なことによりヘッジに影響が及ぶ場合もあるため、ファンドのヘッジ取引（またはマスター・ファンドのークラスのヘッジ取引）が効果を発揮するとの保証はない。

デリバティブ市場の規制がここ数年間強化されているため、デリバティブ市場の将来的な追加規制により、デリバティブのコスト負担が増加する、デリバティブの利用可能性が制限される、またはデリバティブの価値もしくはパフォーマンスに別の形で悪影響が及ぶおそれがある。このような不利な進展により、マスター・ファンドのデリバティブ取引の効果が損われ、マスター・ファンドの価値が低下する可能性がある。

デリバティブ取引が執行される市場の一部が、「店頭取引」または「ディーラー間取引」市場となる場合がある。当該市場への参加者は、基本的に、取引所ベースの市場の会員のような信用評価および規制監督下にはない。そのため、マスター・ファンドは、取引当事者がカウンターパーティの信用力または流動性の問題を理由として取引条件に従った取引決済を行わないリスクにさらされる。取引所で取引されるデリバティブの主な信用リスクは、取引所自体または関連する決済ブローカーの信用度である。また、当該市場が、取引ベースの市場に存在するような、市場参加者間の対立の迅速な解決に向けて確立された規則や手続きを備えていないため、（誠実か不誠実かを問わず）契約条件を巡る対立の結果として決済が遅延する可能性もある。これらの要因により、代替取引またはその他の手段が講じられる場合でも不利な市場動向によりファンドが損失を被るおそれがある。このような「カウンターパーティ・リスク」は、スワップにおいても存在し、イベントの発生が決済を妨げるような償還残存期間が長い取引や、マスター・ファンドが単一のカウンターパーティまたは小規模なカウンターパーティのグループとの取引に集中する場合に、増大する可能性がある。

エマージング市場リスク

米国外の投資リスクは、エマージング市場証券にマスター・ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。エマージング市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券および商品に対する投資に伴うリスクと異なる、または場合によってはより大きい、市場、信用、通貨、流動性、法的、政治的およびその他のリスクをもたらすことがある。マスター・ファンドが特定の地域、国または国の集合体と経済

的な関係があるエマージング市場証券に投資する限度で、マスター・ファンドは、当該地域、国または国の集合体に不利な影響を及ぼす政治的または経済的な事象に対して敏感に反応することがある。経済的、事業的、政治的および社会的な不安定さが、先進国市場の有価証券に対するものとは異なる、時により深刻な影響をエマージング市場の有価証券に与えることもある。エマージング市場証券の複数の資産クラスへ集中して投資を行う限度で、マスター・ファンドは、エマージング市場証券全体に不利な状況下において、損失を低減する能力を制限されることがある。エマージング市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券に比べて、変動が大きく、流動性が低く、価格評価が難航する場合がある。エマージング市場の有価証券の取引および決済のための仕組みおよび手続きは、未成熟で透明性が低いいため、取引の決済に時間がかかることがある。金利の上昇と信用スプレッドの拡大とが相俟って、エマージング市場の債務の評価額にマイナスの影響が及び、発行体の資金調達コストが上昇する可能性がある。このようなシナリオにおいては、エマージング市場の発行体は債務を返済できず、エマージング市場債務の取引市場の流動性は低下し、投資しているマスター・ファンドはいずれも損失を被る可能性がある。

先物契約リスク

先物契約は、証券、通貨またはコモディティ等の原資産を、将来の期日に定められた価格で売買する契約を伴うデリバティブ商品である。先物契約を含むデリバティブ商品をファンドが利用することに付随するリスクは、「デリバティブ・リスク」の項でさらに詳しく説明されている。先物契約を売買した結果、先物契約への投資金額を上回る損失が生じるおそれがある。先物契約と原資産の価格の推移に相関性があるとの保証はない。また、先物市場と原資産の市場が大きく乖離した結果、各市場間の相関性が薄れる場合もある。どの程度相関性がなくなるかは、原資産の先物および先物オプションに対する投機的市場の需要の推移（先物取引および先物オプションにおけるテクニカル要因の影響を含む。）ならびに金利水準、償還残存期間および発行体の信用力等を要因とする先物契約と原資産の乖離等の状況に依拠している。

先物契約は、取引所で取引されるため、当事者は、大半のケースにおいて、原資産を引き渡すことなく、ポジションを取引所で現金により手仕舞いすることができる。マスター・ファンドが利用する先物が取引所で取引されている場合、先物契約における主な信用リスクは、取引所そのものの信用力である。先物の取引所が、一定の先物契約価格において一取引日の値幅制限を課す場合がある。マスター・ファンドが先物または先物オプションのポジションの清算を意図する時点で市場に流動性があるとの保証はなく、マスター・ファンドはポジションが清算されるまでマージン請求を充足する義務を負い続ける可能性がある。

さらに、一定の先物契約は、取引実績に乏しい、比較的新しい商品の場合がある。その結果、活発な流通市場が発展または持続的に存在するとの保証はない。

金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、2008年から2009年の金融市場の低迷およびその後の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになっている。特に、米国政府は、金融サービス業界および消費者信用市場を含む広範囲にわたる規制の枠組みを制定したが、それがマスター・ファンドまたはサブ・ファンドが保有する証券価格にどのように影響するかは予見できない。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、マスター・ファンドもしくはサブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法令上の規制により、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる法令上の規制は、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全体、また特に私募ファンドやそれらの投資顧問会社の活動は、法規制の監視強化の対象となっている。そうした監視により、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドならびに／または管理会社が法的、コンプライアンス上、管理事務上およびその他の関連する負担や費用、またサブ・ファンド、マスター・ファンドおよび／もしくは管理会社への規制監督もしくは関与を増やし、また結果としてサブ・ファンド、マスター・ファンドもしくは管理会社に適用される法規制の仕組みに曖昧さや利益相反が生じる可能性もある。さらに、証券や先物市場は、広範囲にわたる法規制や委託証拠金の対象となっている。SEC、米商品先物委員会、自主規制の機関や取引所を含む米国連邦政府や州規制当局は、市場に緊急事態が発生した場合に例外的措置を講じることが認められている。デリバティブ取引や当該取引を行う法人への法規制は、現在、整備段階にあり、政府や司法による追加的な規制や変更の対象となっている。サブ・ファンド、マスター・ファンドまたは管理会社に関する従来とは別の米国または米国以外の規則や法規制が採用される可能性もあり、今後の規則や法規制の適用範囲は不明である。今後、サブ・ファンド、マスター・ファンドまたは管理会社が監督当局の検査または規制を受けないとの保証は一切ない。規制の変更や今後の展開が及ぼすサブ・ファンドまたはマスター・ファンドへの影響は、それらの運用方法を左右し、重大で好ましくない影響である可能性もある。

ドッド・フランク法により義務付けられる改正が、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの運用実績ならびにファンドが保有する資産の価値に重大な影響を与え、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドに追加コストを負担させ、投資慣行の見直しを義務付け、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの分配金支払能力に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、自己勘定売買の制限により、確定利付債券のマーケット・メイキングの能力にマイナスの影響が及び、その結果、確定利付債券市場の流動性が低下するおそれがある。これらの改正およびその他の規制変更の影響の詳細が不透明な状況は今後も続くものの、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが今後より複雑な規制の枠組の影響を受ける可能性があり、新しい規制の遵守および今後の法令遵守の検証のために追加費用を負担することになる可能性がある。

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムはマスター・ファンドまたはサブ・ファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有する組入れ金融商品の評価における潜在的な問題にさらされる可能性がある。マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。投資顧問会社は進展を監視し、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドをサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資目的の達成と合致する方法で管理しよう努めるが、それが成功するという保証はない。

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの保有銘柄の価値はまた、通常、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが投資を行う市場の予知できない脆弱さに基づく局地的、米国全体またはグローバルな経済的混乱のリスクを負っている。そうした混乱が生じた場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する証券の発行体が資産価値を大幅に低下させ、事業を中断することもあり得る。また、政府支援を受け、事業活動の大幅な制限その他の介入を招くことも考えられる。さらに、政府が先物市場の混乱に介入するか否かは不確実であり、そうした介入があった場合の影響については予測できない。企業はリスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を認識し管理することはできるが、発行体は将来の金融の減速による影響のために備えることは難しい。

ハイ・イールドリスク

ハイ・イールド証券および同等の信用格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称される）に対する投資は、より大きな信用リスク、コール・リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられ、他の種類の証券よりも変動が大きい場合がある。経済的な低迷または個別企業の動向が、これらの証券の市場に悪影響を及ぼし、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが有利な時期および価格でハイ・イールド証券を売却する能力を低下させる可能性がある。経済的な低迷により、一般的に、不払い率が上昇し、ハイ・イールド証券の市場価値が、債務不履行が発生するよりも前に大幅に下落する場合がある。ゼロ・クーポン債または現物支払証券としての仕組みを有するハイ・イールド証券は、金利上昇による価格上昇圧力またはスプレッド拡大に対する感応度が特に高いことにより、価格変動が特に大きくなる傾向があり、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが現金を実際に受領していなくても帰属収入による課税対象の分配を求められる場合がある。ハイ・イールド証券の発行体が「コール」を行うか償還日前に発行証券を買い戻す権利を付与されている場合があり、支払われる金利がより低い他のハイブリッド証券または類似の商品にサブ・ファンドおよびマスター・ファンドが収益を再投資しなければならない場合がある。また、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、ハイ・イールド証券に投資を行わない投資信託よりも高い水準の流動性リスクにさらされる場合がある。さらに、マスター・ファンドが投資するハイ・イールド証券は、いずれの取引所にも上場していない場合があり、かかる証券の流通市場は、より流動性の高い他の確定利付証券の市場に比べて相対的に流動性が低いことがある。よって、ハイ・イールド証券の取引は、より活発に取引されている証券の取引よりもコストが高額になることがある。一定の状況において、特に、入手可能な公開情報が不足していること、取引が不規則に行われること、および買呼値と売呼値のスプレッドが広いことにより、ハイ・イールド債が、他の種類の証券または商品に比べて、有利な時期または価格で売却することが困難となる場合がある。これらの要因により、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが、かかる証券の価値の全額を換金することができないおそれ、および／またはハイ・イールド証券の売却後長期間にわたり、当該売却の手取金を受け取ることができないおそれがあり、いずれの場合も、サブ・ファンドに損失が生じる可能性がある。ハイ・イールド証券への投資にはリスクを伴うため、当該有価証券に投資するファンドへの投資は投機的であると判断されかねない。

金利リスク

金利リスクとは、金利上昇によりサブ・ファンドまたはマスター・ファンドのポートフォリオ内の債券およびその他の組入銘柄の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが保有する一定の確定利付証券の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計とすることができる。金利の変動は突発的で予測できないことがあるため、金利の動向の結果としてサブ・ファンドまたはマスター・ファンドが損失を被ることがある。サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、金利の変動に対してヘッジを行えないか、または費用もしくはその他の理由によりヘッジの実施を選択しない場合がある。さらに、ヘッジが意図されていた機能を果たさない場合がある。比較的長期の残存期間を有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の残存期間を有する証券よりも変動しやすい。株式およびその他の非確定利付証券の価額も、金利変動により下落することがある。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価額が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付証券と比べてより大きな損失を被る可能性がある。

変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価額が下落することがある。逆に、金利が低下する場合には、一般的に、変動利付証券の価額は上昇しない。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合に価額が下落す

ることがある。逆変動利付証券は、同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。

サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落（または、逆変動利付証券の場合には上昇）は当該証券より受領する収益およびファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。金利は、幅広い要因（中央銀行の金融政策、インフレ率、全般的な経済状況等）により上昇する。金利が歴史的低水準で推移している現在の市況は、まさにそのような状況にある。そのため、確定利付債券に対する投資は現在、特に、2014年10月の米連邦準備制度理事会による量的緩和プログラムの終了以降、金利リスクレベルの高まりに直面している。

金利が非常に低いまたはマイナスとなっている期間中、サブ・ファンドは、プラスのリターンを維持できない場合がある。米国および世界の多くの地域（一部のヨーロッパ諸国を含む。）における金利は、過去最低水準にある。一部のヨーロッパ諸国では、近年、特定の確定利付商品の金利がマイナスとなっている。金利が非常に低いまたはマイナスとなっている場合、金利リスクが増大するおそれがある。金利の変動（金利がゼロを下回る場合を含む。）により、市場が予想外の影響を受け、市場ボラティリティが高まり、また、サブ・ファンドがかかる金利リスクにさらされている場合はそのパフォーマンスが低くなるおそれがある。

平均デュレーション等の指標は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドの正確な金利感応度を的確に反映していないことがある。これは、特に、マスター・ファンドを構成する証券のデュレーションが非常に幅広い場合に当てはまる。よって、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、一定の水準の金利リスクを示す平均デュレーションを有していても、実際には、かかる平均が示すよりも大きな金利リスクにさらされる場合がある。このリスクは、マスター・ファンドがマスター・ファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合はより大きくなる。

コンベクシティとは、証券またはファンドの金利感応度を理解するために利用される追加的な指標である。コンベクシティは、金利の変動に対してデュレーションがどの程度の割合で変化するかを測定する。証券価格に関しては、コンベクシティ（プラスまたはマイナス）が大きい場合、金利の変動に対する価格変動が大きいことを意味している。コンベクシティは、プラスの場合とマイナスの場合がある。コンベクシティがマイナスの場合、金利の変動によりデュレーションが上昇するため、金利変動に対する価格感応度が高いことを意味する。そのため、コンベクシティがマイナスの証券（従来型のコール構造の債券や、一部の担保证券を含むことがある。）は、金利上昇時に大きな損失を被ることがある。したがって、このような証券を保有するファンドは、金利上昇時の損失が拡大するリスクにさらされる場合がある。

発行体リスク

証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。一発行体の財政状態の変化が証券市場全体に影響することがある。

発行体の非分散リスク

少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。マスター・ファンドが比較的少数の発行体に投資を行う場合、より分散した投資を行うサブ・ファンドに比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

レバレッジ・リスク

一定の取引がレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、とりわけ、逆レポ取引、組入証券の貸付け、銀行借入れおよび発行時取引、繰延受渡および先渡取引を含むことがある。レバレッジ

は、マスター・ファンドの投資規模を増大するかもしれない取引の決済を促進するのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、マスター・ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。マスター・ファンドは、通常、投資顧問会社が清算することを決定した資産を分別することによりレバレッジ・リスクを軽減し、または、リスクが生じることがあるデリバティブ取引における義務をカバーするために相殺関係に立つポジションをとる。

マスター・ファンドは、また投資目的で金銭を借入れることによりレバレッジ・リスクにさらされる。レバレッジの活用により、マスター・ファンドは、義務の履行または分別要求の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを解消することがある。借入れを含むレバレッジにより、マスター・ファンドは、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなる。これは、レバレッジにより、マスター・ファンドの組入証券の価値の増減が増幅されるためである。資産の分別または相殺ポジションにより取引がカバーされる限り、当該取引はレバレッジをかけられているとみなされることはない。

流動性リスク

特定の投資証券の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。流動性リスクは、活発な市場が存在しないこと、売買高の減少および確定利付証券でマーケット・メイクを行うための従来型の市場参加者の能力に起因するもので、金利上昇局面や、確定利付型の投資信託の投資者からの買い戻しが通常よりも拡大して、売却により市場での流通量が増加するようなその他の状況下において、増大する。流動性のない有価証券は、特に市場の変動時に、価格設定が難航する場合がある。マスター・ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、マスター・ファンドは流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、マスター・ファンド（およびサブ・ファンド）のリターンが減少することがあり、これにより、マスター・ファンドがその他の投資機会を利用できなくなることもある。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠く可能性がある。債券市場は、ここ30年を通じて絶えず拡大しているが、債券取引に従事する従来型のディーラーの量は不安定で、一部で減少しているケースもある。その結果、金融取次機関の「マーケット・メイク」の能力の主要な提供元となっていたディーラーが取り扱う在庫が、市場規模に対して、低水準または過去最低に近い水準にある。マーケット・メイカーは、自らの取次業務を通じて市場を安定させているが、ディーラーの在庫が大幅に減少すれば、確定利付市場の流動性の低下およびボラティリティの上昇を招くおそれがある。このような発行債券は、景気の先行きが不透明な時期に増加する場合がある。

そうした場合、流動性を欠く証券に対する投資制限およびかかる証券または商品の売買困難のため、マスター・ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがある。流動性の欠如は、マスター・ファンドが保有する商品の評価にも悪影響を及ぼすことがある。マスター・ファンドの主要な投資戦略が、時価総額の低い投資対象、米国外証券、ルール144A証券、流動性が低いセクターの債券、デリバティブもしくは相当な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券と関係する場合、マスター・ファンドは最大の流動性リスクにさらされる傾向がある。さらに、償還残存期間が長い確定利付債券は、償還残存期間が短い確定利付債券に比べて、流動性リスクの水準が高い。結論として、流動性リスクは、異常に多くの買戻請求やその他の通常起こらない市況のリスクを伴うもので、これにより、マスター・ファンドが認められる期限内で買戻請求をすべて行うことが困難になる可能性がある。マスター・ファンドは、このような買戻請求を充足するために、低価格または不利な状況での有価証券の売却を余儀なくされ、この場合、マスター・ファンドの価値が損なわれることになる。また、その他の市場参加者がマスター・ファンドと同時期に確定利付債券の持高の清算を意図している場合、市場での流通量が増加し、流動性リスクおよび価格低下圧力が増大することがある。

マネジメント・リスク

マスター・ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資顧問会社は、マスター・ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが望まれる結果を生むとの保証はない。サブ・ファンドが投資しようとする一部の証券またはその他の商品が、希望する数で利用できないことがある。このような場合、投資顧問会社またはポートフォリオ・マネージャーが、代用として他の証券または商品の購入を決定することがある。このような代用としての証券または商品が、希望するパフォーマンスを上げることができない場合に、サブ・ファンドが損失を被ることがある。マスター・ファンドが価格設定上の非効率性の認識を目標とする戦略、アービトラージ戦略または類似の戦略を採用する場合、マスター・ファンドは、かかる戦略に関する証券および商品の価格設定または評価が予想外に変動するリスクにさらされ、かかる変動が生じた場合、マスター・ファンドのリターンが減少したり、マスター・ファンドに損失が生じるおそれがある。さらに、法令上、規制上もしくは税務上の制限、政策または展開が、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの運用において投資顧問会社が利用する投資手法に影響し、投資目的を達成するためのマスター・ファンドおよびサブ・ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。投資顧問会社の人員がすべて、今後も投資顧問会社と関係を持ち続けるとの保証はない。投資顧問会社の一または複数の重要な従業員による業務が行われられない場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが投資目的を達成するための能力に悪影響が及ぶことがある。投資家は、ある特定期間において、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドが行う投資や達成する業績が、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドと同様の名称、投資対象および投資方針を有するサブ・ファンドを含む、投資顧問会社が投資顧問業務を行う他の投資ビークルによる投資や業績と一致するとは限らないことを認識すべきである。

市場リスク

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動する。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、会社の収益一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化、信用市場の悪化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価額が同時に下落する可能性がある。株式は、一般に、債券よりも大きな価格ボラティリティを有する。信用格付の引き下げも、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する有価証券にマイナスの影響を及ぼすことがある。市場の好調時であっても、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する投資対象の価格が市場全般とともに上昇するとの保証はない。さらに、市場リスクには、地政学上のイベントが国または世界的な水準で景気を悪化させるリスクも含まれる。例えば、テロ、市場の不正操作、政府のデフォルト、政府機関の閉鎖および自然／環境災害はすべて、証券市場にマイナスの影響を及ぼすことがあり、これにより、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの価格が低下しかねない。市場の機能が停止し、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが適切なタイミングで有利な投資判断を下すことを妨げる場合もある。地政学上の市場混乱に見舞われた地域に集中して投資を行った限度で、サブ・ファンドはより高い損失リスクにさらされる。そのため、投資家は、サブ・ファンドが各々の財務上のニーズおよびリスク許容度を充足しているか否かを決定するために、現在の市況を注意深く検証すべきである。

現在の市況においては、確定利付証券に対する投資のリスクが上昇する可能性がある。米国の金利は、歴史的な低水準で推移しているが、持続的な景気回復および米連邦準備制度理事会の量的緩和策の縮小を受け、近々上昇するリスクが増大している。金利がこの先上昇すれば、確定利付証券に投資するいかなるファンドも価値が低下する可能性がある。このように、確定利付債券市場は、金利、ボラティリ

ティおよび流動性リスクの水準の上昇に影響されることがある。金利の上昇により、ファンドの価値が大きく損なわれた場合、ファンドに対する受益者の買戻請求が増加し、ファンドが不利な時期および価格での投資対象の清算を余儀なくされ、その結果、ファンドに悪影響が及ぶ可能性がある。

取引所および証券市場が、特定の有価証券の早期清算、終了の延長、取引遅延または取引停止を行う可能性があり、その結果、ファンドが有利な時期での有価証券もしくは金融商品の売買または組み入れている投資対象の正確な値付けを行えなくなる場合がある。また、ファンドは純資産価格の算出のために各種の独立した情報源を利用することができる。その結果、ファンドが、業務提供社および業務提供者のデータ収集源に依拠することに伴う一定の業務リスクを負担する。特に、エラーまたはシステムの不具合およびその他の技術的な問題が、ファンドの純資産価格の算出に悪影響を及ぼす場合があり、このような純資産価格の決定上の問題により、純資産価格の算出が不正確になったり、純資産価格の算出が遅れたり、および／または、期間を延長しても純資産価格の算出ができない場合がある。ファンドが、このような失敗による損失を回復できない場合がある。

マスター・ファンドが米国外証券に投資する場合、米国企業の証券にのみ投資した場合に比べて、より急激な価格変化を経験することがある。米国外の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、米国外証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。米国外の報告、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。世界経済および金融市場はますます相関関係を深めており、ある1つの国、地域もしくは金融市場の状況や事象が、別の国、地域もしくは金融市場における発行体に悪影響を及ぼすことがある。また、国有化、公用収用、没収的課税、通貨障害、政治的変動または外交的發展が、マスター・ファンドの米国外の投資に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、マスター・ファンドはその米国外証券への投資をすべて失うおそれがある。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。マスター・ファンドが特定の地域にその相当部分の資産を投資する限度で、マスター・ファンドは、一般的に、米国外の投資に伴う地域経済のより大きなリスクにさらされることになる。米国外証券は、米国の発行体の証券に比べ流動性が低く、評価が難しい場合もある。同様に、マスター・ファンドが特定の国またはある国の特定の発行体へ投資を集中させる場合、当該国の経済的、規制上のまたは政治的展開に大きく影響を受ける可能性がある。

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は多くの場合、信託される消費者ローンや債権等の担保またはその他の資産の「プール」における持分であり、別の種類の債券投資のリスクとは異なるリスクや別の種類の債券投資のリスクに関連するより重大なリスクを伴うことがある。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券の存続期間は延長される傾向にあるため、モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。個々の担保権者が期限前償還のオプションを行使することは少ないため、モーゲージ関連証券の価値にさらに下降圧力がかかり、マスター・ファンドが損失を被ることがある。その結果、金利上昇時期において、マスター・ファンドがモーゲージ関連証券を保有する場合、マスター・ファンドのボラティリティは大きくなる。これが延長リスクと呼ばれるものである。モーゲージ・バック証券は、金利の低下に非常に敏感に反応することがあり、ごく僅かな変動によりマスター・ファンドが損失を被ることがある。モーゲージ・バック証券のうち、特に、政府の保証に裏付けられていない種類のものは、信用リスクを伴う。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、マスター・ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、マスター・ファンド（およびサブ・ファンド）のリターンは減少されることがある。

マスター・ファンドはその他アセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連するのと同様のリスクにさらされ、また資産の性質および当該資産の利払いに関連する追加的リスクにもさらされる。アセット・バック証券の元利金の支払は、有価証券の裏付資産が創出するキャッシュフローに大きく依拠することがあり、アセット・バック証券は、関連資産内で担保権による利益を得ることができない可能性がある。

さらに、アセット・バック証券の価値は、業務提供会社の実績に関連するリスクを伴う。一定の状況下において、サービサーまたはオリジネーターが原担保に関連する文書の取り扱いミス（例えば、原担保の担保権の適切なドキュメンテーションを行わないこと等）を起こした場合、原担保におけるおよび原担保に対する担保権者の権利に影響を与えることがある。

新規設定／小規模ファンドリスク

新規に設定された、または規模が小さいファンドのパフォーマンスは、当該ファンドの規模が大きくなり、その投資戦略が完全に実行された場合に長期的に見て達成すると見込まれる、または達成し得るパフォーマンスを示さないことがある。投資ポジションは、新規に設定されたファンドおよび小規模のファンドに見合わない（マイナスまたはプラスの）影響をそれらのパフォーマンスに及ぼすおそれがある。また、新規に設定されたサブ・ファンドおよび小規模のファンドは、その投資目的および投資方針を満たす証券に全額が投資され、代表的なポートフォリオ構成を達成するまでに一定の期間を要する場合がある。ファンドのパフォーマンスは、この「成長」期間中は、ファンドが全額投資された後に比べて、低くなったり高くなったり、また、より大きく変動する場合がある。同様に、新規に設定された、または小規模のファンドの投資戦略は、その戦略の代表的なリターンを示すようになるまでの期間がより長くなる場合がある。新規に設定されたファンドは、投資家が評価を行う際に参照するパフォーマンス実績が限られ、また、新規に設定されたファンドおよび小規模のファンドは、投資効率および取引効率を得るのに必要な資産を集められない場合がある。新規に設定された、または小規模のファンドがその投資戦略の実行または投資目的を達成できない場合、パフォーマンスに悪影響が及ぶおそれがあり、かかる失敗により清算が行われる場合、ファンドに対して追加の取引コストが発生し、投資家に対して税務上の悪影響が生じる可能性がある。

オペレーショナル・リスク

サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーショナル・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーおよび違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評判の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかがサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが損失を被る可能性がある。

不動産リスク

不動産に連動するデリバティブ商品に対する投資は、不動産の直接保有に伴うリスクに類似するリスク（保険または収用による損失ならびに地域および一般的な市況の変動、需給、金利、都市計画法、賃貸用の規制制限、不動産税および運営費用を含む。）を負担する。不動産投資信託（「REIT」）の価値に連動する不動産に連動するデリバティブ商品への投資は、REITの管理会社による運用手腕の不足、税法の変更またはREITが1986年内国歳入法（改正済）（「内国歳入法」という。）に基づく収益を通じた非課税のパススルーの適格要件を充足しないこと等の、追加的なリスクを伴う。さらに、限られた数の不動産、地理的に狭い範囲または単一の種類の不動産に投資するため、分散化の程度が限られたREITも

ある。また、REITの組成書類に、REITの管理の変更を困難かつ時間を要するようにする規定が含まれていることもある。最後に、私募のREITは、国の証券取引所で取引されていない。したがって、これらの商品は、一般的に流動性が低い。そのため、ファンドがかかる投資を早期に買い戻す能力は低下する。私募のREITは、価格設定が困難であるため、公募のREITに比べて負担する手数料が高くなる場合がある。

投資元ファンドに関するリスク

ファンドは、それぞれを独立したトラストとして、受託会社が複数のサブ・ファンドの設定をできるようにするため、バミューダの法律に基づきユニット・トラストとして設立された。投資元ファンドおよび投資先ファンドを含む多くのサブ・ファンドは、既に設立されており、投資元ファンドは、関係する投資先ファンドの受益証券を発行する。ファンドは、各サブ・ファンド（それぞれ投資元ファンドおよび投資先ファンドを含む。）が、その資産および負債に関する事項を含み、独立したトラストとなるべく構成された。そのため、受託会社は、当該サブ・ファンドにかかる負債については、関係するサブ・ファンドの資産から補償される権利を有しており、また、かかる負債が複数のサブ・ファンドに関係する場合には、関係するサブ・ファンドの資産から補償される権利を有している。一または複数のサブ・ファンドの債権者は、代位によって、同様の権利を得ることができ、例えば、受託会社が特定のサブ・ファンドの契約条件の制限を行わない場合、追加的な権利を得ることができる。さらに、この構造の有効性は、バミューダの裁判所による裁定の対象とはなっておらず、各サブ・ファンドの分離された性質が認められる保証はなく、また他の法域の裁判所がかかる性質を認める裁定を下す保証はない。

シニア・ローンリスク

マスター・ファンドがシニア・ローンに投資する場合、マスター・ファンドは、かかる証券に投資しないマスター・ファンドに比べて、高い水準の信用リスク、コール・リスク、決済リスクおよび流動性リスクにさらされるおそれがある。かかる商品は、発行体が元本および利息の継続的な支払能力に関して、極めて投機的であると考えられ、他の種類の証券よりも変動が大きい場合がある。経済の低迷または個々の企業の動向が、これらの商品の市場に悪影響を及ぼし、マスター・ファンドが有利な時期または価格でこれらの商品を売却する能力が低下する可能性がある。経済的な低迷は、一般的に、不払い率の上昇を招き、シニア・ローンは、債務不履行が発生するよりも前に市場価値が大幅に下落する場合がある。また、マスター・ファンドは、シニア・ローンに投資を行わないマスター・ファンドよりも高い水準の流動性リスクにさらされる場合がある。さらに、マスター・ファンドが投資するシニア・ローンは、いずれの取引所にも上場していない場合があり、かかるローンの流通市場は、より流動性の高い他の確定利付証券の市場に比べて相対的に流動性が低いことがある。よって、シニア・ローンの取引は、より活発に取引されている証券の取引よりもコストが高額になることがある。一定の状況において、特に、ローン契約にのける譲渡制限の設定、入手可能な公開情報の不足、不規則に行われる取引、および買呼値と売呼値のスプレッドの拡大により、他の種類の証券または商品に比べて、シニア・ローンを有利な時期または価格で売却することが困難となる場合がある。これらの要因により、マスター・ファンドは、シニア・ローンの価値の全額を換金することができないおそれ、および／またはシニア・ローンの売却後長期間にわたり、当該売却の手取金を受け取れないおそれがあり、いずれの場合も、マスター・ファンドに損失が生じる可能性がある。シニア・ローンは、取引決済期間が長期化し、マスター・ファンドが現金を直ちに利用できなくなるおそれがある。シニア・ローンの発行体が満期より前に当該ローンを返済または償還する場合、支払われる金利がより低い他のシニア・ローンまたは類似の商品にマスター・ファンドが収益を再投資しなければならない。シニア・ローンは、米証券法に基づく証券であると見なされない場合がある。このような場合、サブ・ファンドによるシニア・ローンへの投資に関し、法的保護をほとんど受けられない場合がある。特に、シニア・ローンが、米証券法に基づく証券であると見なされない場合、虚偽や不正等に対する対抗措置として米証券法に基づいて証券への投

資者が通常利用できる法的保護を、受けられない場合がある。シニア・ローンへの投資にはリスクを伴うため、当該商品に投資するマスター・ファンドへの投資は投機的であると判断すべきである。

投資者は、サブ・ファンドまたは投資顧問会社が、サブ・ファンドによるシニア・ローンへの投資により、発行体に関する重大な未公開情報であると見なされる情報を取得する場合があることに、留意すべきである。このような場合、かかる発行体の証券の取引が限定されることにより、サブ・ファンドの投資機会が制限されることがある。さらに、投資顧問会社が、シニア・ローンの発行体に関する重大な未公開情報の取得を未然に防ぐよう努める場合がある。その結果、投資顧問会社が、一定の投資機会を見送ったり、シニア・ローンの発行体から取得する情報に関して制限を受けない他の投資家に比べて、不利な状況に置かれる場合がある。

空売りのリスク

マスター・ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされている。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、マスター・ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。サブ・ファンドは、貸付予約によりショート・ポジションを保有することもでき、または先物契約もしくはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションを保有することもできる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、マスター・ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われる手数料および利息に相当する損失を負担することになる。したがって、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ得るリスクを伴う。これに対して、ロング・ポジションにかかる損失は、証券価格が下落することで生じ、証券価格がゼロ以下に下落することは有り得ないため損失は限定的である。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、マスター・ファンドに損失をもたらすリスクもある。

ソブリン債リスク

ソブリン債リスクとは、ソブリン機関が発行する確定利付商品について、かかる発行体が適時に元本または利息の支払いを行うことができないまたはその意思がないことに起因する債務不履行またはその他の不利な信用事由により、当該商品の価値が下落するリスクをいう。ソブリン機関による債務の適時返済の不履行は、外貨準備高が不足している、または通貨の相対的な価値の変動を十分に管理できないこと、債務返済または経済改革に関する債権者および／または関連する国際機関の要求を満たすことができないまたはその意思がないこと、国内総生産および税収に比べて債務負担の規模が大きいこと、キャッシュ・フローが低下したこと、ならびにその他の政治上および社会上の勘案事項を含むがこれらに限定されない多くの要因に起因しうる。ソブリン債の債務不履行またはその他の不利な信用事由が発生した場合におけるマスター・ファンドの損失リスクは、ソブリン債の保有者としてのマスター・ファンドの権利を行使する正式な求償権または手段が得られる見込みがない場合に高まる。さらに、マスター・ファンドの支配の及ばない事業体および要因により決定されうるソブリン債の再編により、マスター・ファンドが保有するソブリン債の価値が下落するおそれがある。

投資者は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドへの投資のすべてまたは実質的にすべてを失う可能性がある。ファンド全体または投資顧問会社がサブ・ファンドまたはマスター・ファンドの投資目的を達成できるとの保証はない。

所得税における不確実性に関する会計

米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）および国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）は、ファンドに適用される税開示の拡大を求める指針を最近発行した。米国GAAPを採用しているファンドに適用されるFASB第48号および国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）を採用するファンドに適用されるIAS第12号は、財務諸表に記載される所得税の不確実性の測定および認識についての枠組みを設けている。こうした基準の適用により、サブ・ファンドが所得税を見込計上することを求められ、純資産価格の計算に悪影響を及ぼす可能性がある。また、そうした影響により、サブ・ファンドへの投資を開始または終了した時期に応じて、特定の投資者が利益を上げたり、損失を被ることも考えられる。

以上のリスク要因のリストは、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な記述ではない。投資をしようとする者は、本書全体を読み、サブ・ファンドに対する投資を決定する前に専門的アドバイザーに相談すべきである。

② リスクに対する管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいる。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っている。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



サブ・ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的以外の目的でデリバティブ取引等を行っています。サブ・ファンドは、UCITSに関するEU通達の遵守に基づくリスク管理手法により、かかるリスクを管理しています。

③ リスクに関する参考情報

サブ・ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2011年2月～2016年1月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。



サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(2011年2月～2016年1月)



出所:投資顧問会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- ・分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ・サブ・ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ・サブ・ファンドの年間騰落率は、サブ・ファンドの表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ・サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ・サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ・サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

・代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX(配当込み)

先進国株……………ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス

新興国株……………S&P 新興国総合指数

日本国債……………ブルームバーグ/EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)

先進国債……………シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……………シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「㈱東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、サブ・ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。ただし、販売会社は管理会社および受託会社の同意を得て徴収することもできる。

② 日本国内における申込手数料

3.78%（税込）を上限として各販売会社が定める料率とする。

申込手数料は、購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として支払われる。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。ただし、販売会社は管理会社および受託会社の同意を得て徴収することもできる。

② 日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

サブ・ファンドは、その日々平均純資産額に対する料率として表される以下の報酬を支払う。管理報酬としてサブ・ファンドの純資産額の年率0.70%の報酬を負担する。サブ・ファンドは、代行協会員報酬としてサブ・ファンドの純資産額の、① 1億米ドル以下の部分について年率0.10%、② 1億米ドル超の部分について年率0.05%の報酬を負担する。サブ・ファンドは、販売報酬としてサブ・ファンドの純資産額の、① 1億米ドル以下の部分について年率0.50%、② 1億米ドル超の部分について年率0.55%の報酬を負担する。

管理報酬は、管理会社に対して、投資顧問、管理事務および第三者への業務の提供および提供の手配（監査、保管、受託、投資証券会計、所定の弁護士、名義書換事務代行、印刷業務を含む。）について毎月後払いで支払われる。管理会社はファンドおよびサブ・ファンドが必要とする一定の第三者により提供されたサービスの費用を負担する。販売報酬および代行協会員報酬は、サブ・ファンドの受益証券に関し、サービスの提供および販売の支払いとして行う金融仲介業者に対して、毎月後払いで支払われる。

代行協会員報酬は、受益証券に関する目論見書の配布、その基準価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等の業務の対価として支払われる。

販売報酬は、受益証券の販売、販売促進、募集、および買戻しに関連する業務の対価として支払われる。

2015年10月31日に終了した会計年度中の管理報酬は約1,060千米ドル、代行協会員報酬は約126千米ドルおよび販売報酬は約783千米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

サブ・ファンドは、下記の事項を含むがこれらに限定されないその業務に関連するその他の費用を負担する。（i）公租公課、（ii）ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（iii）利息支払いを含む借入れ費用、（iv）訴訟費用および損害賠償費用。

PIMCOは、ファンドおよびサブ・ファンドの設立に関する設立費用を支払った。サブ・ファンドは以下の事項を含むサブ・ファンドの日本における公募に関連する費用を支払う。（i）受益証券の買付

および買戻し確認書ならびにファンドの受益者名簿に記載されていない受益者（販売会社によりサブ・ファンドに紹介された者）に対する定期報告書の作成・印刷および配付費用。（ii）有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書。（iii）適用ある日本の法令ならびに／または協会の申合せおよび規則により作成が義務付けられている目論見書の作成・印刷・配付費用。（iv）販売会社が営業用に使用する有価証券届出書および目論見書の作成・印刷費用および日本の販売取扱会社への配付費用。（v）サブ・ファンドの年次報告書および半期報告書ならびに販売会社が営業用に使用するその他の書類の作成・印刷および配付費用。（vi）日本国内における販売会社による受益証券の販売の結果として生じた独立公認会計士に対する報酬・費用。（vii）日本国内における販売会社による受益証券の販売のために生じた所定の弁護士に対する報酬・費用。（viii）適用ある日本の法令により作成するよう要求されている書類の作成・印刷・配付にかかるその他の合理的な費用および管理会社と販売会社の間で相互に合意されたその他の合理的な費用。管理会社は、法律・会計・保管・受託費用を含む、サブ・ファンドの日本における販売と関係のない運用費用を支払う。

サブ・ファンドを追加設定する場合、サブ・ファンドに直接関係する費用は、当該サブ・ファンドまたは管理会社が負担する。かかる費用がサブ・ファンドに直接関係しない場合、各サブ・ファンドは、管理会社がその裁量により負担しない限り、それぞれの純資産価額に比例して当該費用を負担する。サブ・ファンドが費用を全額支払う前に解散する場合、かかる未払金額は、期限を早めて直ちに支払われる。

その他費用・手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なるため、表示することができない。

上記の手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況やファンドを保有される期間等に応じて異なるため、表示することができない。

2015年10月31日に終了した会計年度中のその他の費用は約48千米ドルであった。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

Ⅰ ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。））。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、バミューダ諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しバミューダ諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

（７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、バミューダ諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しバミューダ諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III 本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記 I ないし III に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（B）バミューダ諸島

本書の日付現在、ファンドまたは受益者（バミューダ諸島に通常居住する受益者を除く。）によって支払われるバミューダ諸島の所得税、法人税、収益税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン課税、資本移転税、遺産税、または相続税はない。ファンドは、受益証券の発行、譲渡または買戻しに関して、印紙税を課せられない。

ファンドは、バミューダ諸島において、所得もしくは収益について計算される税金、または元本資産、キャピタル・ゲイン、もしくは価格上昇について計算される税金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課する法律が制定された場合、バミューダ諸島に通常居住する者で受益証券、ファンドの債務証券もしくはその他のファンドに対する債務、またはファンドに対して賃貸している土地を保有している者に対して適用される場合を除き、2016年3月28日まで、ファンドもしくはその事業、または受益証券、債務証券もしくはファンドのその他の債務について当該税金が課されないことを確保するよう、1966年免税事業課税防止法に基づき、バミューダ諸島の大蔵省からかかる措置を受けた。

ファンドは、バミューダ諸島の為替管理上、BMA（ファンドの受益証券の発行を承認している。）により、非居住者として位置付けられてきた。為替管理上バミューダ諸島の居住者または非居住者とみなされる者による、または、かかる者の間の受益証券の発行、買戻しおよび譲渡は、1972年バミューダ諸島為替管理法またはその下位規則に基づく特定の同意なくして行うことができる。

ファンドは、為替管理上バミューダ諸島の非居住者とみなされる者のために、制限なく自由に、外貨および外国証券を取得、保有、売却することができる。

バミューダおよび米国との間の政府間協定

米国政府は、FATCA（以下に記載する。）を実施する過程の一環として、パートナー国の外国金融機関（以下「FFI」という。）がFATCAの規定を遵守することを容易にするため、多くの外国法域と政府間協定（以下「IGA」という。）の交渉を行っている。バミューダは、米国との間で、報告規則を実施するためのモデル2 B政府間（非相互）協定（以下「米国IGA」という。）を締結している。米国IGAに基づき、FFIは、参加FFIとしての資格を得るために米国内国歳入庁と外国金融機関契約（以下「FFI契約」という。）を締結することを求められ、また、米国人口座保有者に関する情報を米国内国歳入庁に報告することを求められる。

ファンドは、バミューダ報告金融機関（以下「バミューダFI」という。）として、一般に、可能な限り速やかに米国内国歳入庁に登録し、該当する「特定米国人」（米国受益者および米国所有者を有する非米国受益者をいう。）を特定することに同意することを求められる。ファンドは、米国IGAおよびFFI契約を遵守することを条件として、関連する源泉徴収税の課税対象とならない。受益者は、一般に、自らの直接的または間接的な米国における所有権を特定する情報をファンドに提供することを求められる。報告および源泉徴収に関する規則から別途免除される場合を除き、ファンドに提供される当該情報は、すべて米国内国歳入庁に毎年自動的に開示される。

バミューダおよび英国との間の政府間協定

バミューダは、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）との間でもIGA（以下「英国IGA」という。）を締結している。英国IGAは米国IGAと類似する要件を課すものであり、ファンドは、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座を特定し、かかる者に関する情報を英国の税務当局である英国歳入関税庁（以下「HMRC」という。）に報告することを求められる。ただし、英国IGAは源泉徴収税の納税義務を課していない。

税務における金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準—共通報告基準

税務における金融口座情報の自動的交換に関する基準（一般的に「共通報告基準」または「CRS」と称される。）は、世界中の複数の法域（以下「参加外国法域」という。）の間で、主に課税目的において、居住者の資産および収益に関する情報の交換を促進および標準化するために経済協力開発機構（以下「OECD」という。）により創設された制度である。バミューダは、参加外国法域が一定の税務事項に関する情報の自動的交換について定める合意を締結することを認める税務行政執行共助条約の締約国である。2014年10月29日に、バミューダは、参加外国法域がCRSに同意することができる法的根拠を規定した、権限ある当局による金融口座情報の自動的交換に関する多国間合意（以下「MCAA」という。）に署名した。バミューダは、60カ国を超える他の参加外国法域とともに、2016年1月1日に効力を生じる形でCRSを実施することを確約している。その結果、ファンドは、参加外国法域の居住者により直接的または間接的に保有される口座を特定し、かつ、かかる者に関する情報をバミューダの関連する税務当局に報告することを求められ、その後、当該税務当局は、かかる情報を参加外国法域の外国金融当局（以下「外国金融当局」という。）と毎年交換する。

一般

受益者は、ファンドに投資する（または投資を継続する）ことにより、以下を確認および承諾し、またこれに同意したものとみなされる。

- （1）ファンドまたはその任命された代理人は、受益者またはその直接的もしくは間接的な投資主に関する一定の情報（受益者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および受益者の投資に関する一定の情報を含むが、これらに限られない。）を米国内国歳入庁、HMRC、バミューダの関連する税務当局およびその他の外国金融当局に開示する。
- （2）ファンドまたはその任命された代理人は、米国内国歳入庁、HMRC、バミューダの関連する税務当局およびその他の外国金融当局に登録を行う際に、またはかかる当局が追加的な照会のためにファンド（または直接その代理人）に連絡をしてきた場合に、かかる当局に対し一定の秘密情報を開示する。
- （3）ファンドは、受益者に対し、ファンドが米国内国歳入庁、HMRC、バミューダの関連する税務当局およびその他の外国金融当局に開示する義務のある追加の情報および書類を提供するよう要求する。
- （4）受益者がFATCAに関連する報告要件を遵守しないことにより源泉徴収税が発生した場合、ファンドは、当該受益者が報告要件を遵守しなかったことから生じた、当該源泉徴収税およびファンド、管理事務代行会社またはこれらの者のいずれかの代理人、受任者、従業員、取締役、役員もしくは関連会社が被ったその他一切の源泉徴収または関連する費用、経費、罰金、利息、違約金、負債、損失もしくは債務が当該受益者により経済的に負担されることを確保する権利を留保する（かかる金額を買戻代金、またはファンドにより宣言され支払われたかもしくは支払われるべき配当もしくはその他の分配に関して当該受益者に支払われる金額から控除することによる方法を含むが、これに限られない。）。
- （5）受益者が要求された情報または書類を提供せず、かつ、適用ある要件を遵守しない場合、ファンドは、かかる行為がファンドによる法令遵守違反もしくはファンドもしくはその受益者が

FATCAにより源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展し、またはその他源泉徴収税の課税もしくは関連する費用、経費、罰金、利息、違約金、負債、損失もしくは債務の負担を生じさせるか否かにかかわらず、自身の判断により、対象となる受益者の即時の強制的買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない、あらゆる対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

- (6) FATCAまたはファンドが対象となる強制的な税務情報の報告要件（またはこれに関連して発表された関連ある法律、規制もしくは当局の指針）（以下「報告要件」と総称する。）を遵守するために、ファンドまたはファンドの代理人により講じられるかかる対応措置または求められる救済措置の影響を受ける受益者（受益者でなくなった者を含む。）は、対応措置または救済措置の結果として生じるいかなる形態の損害または債務についても、ファンド、管理事務代行会社、管理会社またはこれらの者のいずれかの代理人、受任者、従業員、取締役、役員もしくは関連会社に対し何らの請求権を有さず、また、受益者は、適用法により許可される最大限の範囲内で、かかる対応措置が講じられるかまたはかかる救済措置が実施されることに同意し、これに関する一切の権利または請求を放棄したとみなされる。
- (7) 受益者（受益者でなくなった者を含む。）は、FATCAおよび報告要件を遵守しなかったこと（直接的または間接的かを問わず、当該受益者に関連または関係する者（当該受益者の直接的または間接的な投資主その他実質的な所有者を含むが、これらに限られない。）の資格、作為または不作為による場合を含む。）または時機を失して遵守したことにより、またはこれらに起因もしくは関連して、もしくはその結果として生じた、ファンド、管理会社、管理事務代行会社またはこれらの者のいずれかの代理人、受任者、従業員、取締役、役員もしくは管理会社が被った源泉徴収（米国源泉徴収税を含む。）、費用、負債、経費、違約金、義務、損失または債務（あらゆる費用、弁護士報酬、専門家報酬その他の費用を含むが、これらに限られない。）につき、ファンド、管理会社、管理事務代行会社ならびにそれらの取締役、役員、関連会社および代理人を補償する。かかる補償は、適用法により許可される最大限の範囲内で行われる。

本要約は、ファンドまたは特定の受益者に適用される可能性があるFATCAおよび／または米国IGAもしくは英国IGAまたはその他の報告要件のすべての規定について述べたものではない。さらに、適用ある税法および規制法が英文目論見書の日付後に変更されることにより、予想される税効果または本要約に言及される事項に変更が生じる場合がある。ファンド、管理会社またはそれらの役員、取締役、従業員、代理人、会計士、顧問もしくはコンサルタントのいずれも、受益者に対するファンドへの投資の税効果について責任を負わない。

受益者は、FATCA、英国FATCAおよび共通報告基準、これらに相当または類似する制度、ならびにファンドへの投資に関するこれらの規則の影響について、自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

ファンドへの投資により、米国受益者および／または英国受益者またはその他共通報告基準の参加外国法域に居住する受益者に対して、本書に記載していない不利な税効果が生じる可能性がある。したがって、かかる者は、自らの税務アドバイザーに最初に相談することなくファンドに投資すべきでない。

(C) 米国

米国連邦税の助言に関する投資者の信頼

ファンドの各サブ・ファンドは、異なる時期に、異なる投資方針および投資目的で設定されており、そのため、各サブ・ファンドに対する米国連邦所得税の取扱いもそれぞれ異なる。以下の記述は、現在の形態におけるファンドに対する米国連邦所得税の取扱いに限定される。

以下の記述は、ファンドへの投資に関連して、ファンドやその受益者に及ぼす可能性のある一定の米国連邦所得税の影響の一般的な要約である。当該記述は、ファンドに適用される米国連邦所得税をすべて網羅することを目的としていない。また、あらゆる受益者に適用される米国連邦所得税をすべて網羅することも目的としておらず、受益者によっては特別な規則が適用されることもあり得る。特に、当該記述は、（以下に定義される）米国納税者に適用される米国連邦所得税について述べたものではない。

以下の記述は、現在有効な法令に基づくものであり、遡及的または将来的に変更となる可能性がある。当該記述は、ファンドが今後、内国歳入法において定義される「米国不動産所有会社」の持分を（債権者として保有する場合を除き）保有しないことを前提としている。さらに、米国納税者（以下に定義される）が、ファンドの全受益証券の議決権総数の10%またはそれ以上を、直接または間接的に所有していないこと、もしくは一定の租税法の適用による所有を検討していないことを前提とする。投資者は、個別な事情に応じたファンドまたはいずれかのサブ・ファンドへの投資に関する税金の取扱いについて、税務専門家に相談すべきである。

本書において「米国納税者」とは、（米国連邦所得税の課税目的で定義される）米国人もしくは米国に居住する外国人、米国もしくはその州（コロンビア特別区を含む。）においてまたはその法律に従い創設・設立された米国税制上パートナーシップまたは法人とみなされる法主体、米国財務省規則により米国納税者とみなされるその他のパートナーシップ、源泉にかかわらずその収益が米国所得税の対象となる不動産、米国内の裁判所がその管理について主たる監督を行い、かつその実質的な決定が一または複数の米国受託者の管理下にある信託をいう。なお、米国の市民権を失い、かつ米国外に居住する者であっても、場合によっては米国納税者とみなされることがある。

以下の記述は、便宜上、ファンドが、各サブ・ファンドを含め米国連邦所得税の課税上単一の法人とみなされる場合を想定している。しかしながら、この分野の法律は不確定である。したがって、米国連邦所得税の課税目的で各サブ・ファンドを別個の法主体とみなすなど、ファンドが別の見解を採用する可能性がある。ファンドによって採用される見解が、米国内国歳入庁の同意を得られる保証はない。

ファンドへの課税

ファンドは原則として、米国において取引や事業に従事しているとみなされないようにその業務を行う予定であり、したがって、その所得のいずれもファンドが行う米国の取引や事業に「事実上関連する」とはみなされない。ファンドのいずれの所得もファンドが行う米国の取引や事業に事実上関連しない場合、米国の源泉からファンドが得た配当（および一定の代替配当ならびに支払に相当するその他の配当）を含む一定の範疇に属する所得ならびに一定の利息収入は、米国において30%の課税対象とされ、原則として当該所得から源泉される。キャピタル・ゲイン（デリバティブ商品の利用から発生したものを含む。）を含むその他の一定の範疇に属する所得および一定のポートフォリオ債務（米国政府証券を含む。）、当初発行から満期までの期間が183日以内である割引債、ならびに譲渡性銀行預金証書にかかる利息は、この30%の課税対象とはならない。一方、ファンドの所得が、ファンドが行う米国の取引や事業に事実上関連して生じた場合、かかる所得には米国内の法人に適用される米国連邦所得税が累進課税され、またファンドが支店利益税の対象となる可能性もある。

上記のとおり、ファンドは原則として、米国連邦所得税の課税対策上、米国において取引や事業に従事しているとみなされないように活動する予定である。具体的には、ファンドは、活動が自己勘定による株式や有価証券またはコモディティの取引に限定される場合には米国の事業に従事しているとはみなされないという内国歳入法のセイフ・ハーバー・ルール（Safe Harbor Rule）の適用を受けることを意図している。コモディティがセイフ・ハーバー・ルール（Safe Harbor Rule）の適用を受けるためには、コモディティは、習慣的に組織化された商品取引所で取引されており、かつ取引が習慣的に当該取引所で完了する類のものでなければならない。それらのセイフ・ハーバー・ルールは、取引がファンド、居住者であるブローカー、委

託代理人、カストディアンもしくはその他の代理人によって行われているか否か、また、それらの代理人が取引実行の決定を一任されているか否かを問わず、適用となる。なお、セーフ・ハーバー・ルールは、株式、有価証券もしくはコモディティのディーラーには適用されないが、ファンドはそうしたディーラーとなることは予定していない。

ただし、米国内において自己勘定で有価証券およびコモディティのデリバティブ・ポジションを保有する非米国人に対する課税上の取扱いについては、最終案となっていない規制案を含む、ごく限定的な指針しか存在しないことに留意されたい。今後の指針により、ファンドは米国において従事する活動の方法を変更する可能性がある。

上記にかかわらず、ファンドは一定の貸出しを行っていることを根拠に、取引や事業に従事しているとみなされうる。ファンドは、かかる可能性を最小限にするため、繰延融資およびリボルビング・クレジット・ファシリティへの投資を含むローン投資を構成する予定である。それでもなお、ある課税年度において、ファンドが米国の取引や事業に従事しているとみなされない保証はない。

「想定元本契約」としてのクレジット・デフォルト・スワップおよびその他のスワップ契約に対する米国連邦所得税上の取扱いは、不確定である。米国内国歳入庁が、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他のスワップは米国連邦所得税の課税目的上「想定元本契約」ではないとの立場をとる場合、かかる投資からファンドが受領する支払いが、米国の物品税または所得税の対象となる可能性がある。

さらに、保険をベースにした証券や災害証券およびこれらに関連したデリバティブ商品が比較的最近市場に導入されていることを考慮すると、そうした商品が、その収入や収益が米国連邦所得税の対象外である有価証券とみなされる絶対的な保証はない。

コモディティ関連スワップ、ストラクチャード・ノートおよびその他の商品の課税に関する米国税法の今後の動向により、ファンドはコモディティのエクスポージャーを得る方法を変更する可能性がある。

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）に従い、ファンド（または各サブ・ファンド）は、包括的な報告および源泉の規定を遵守しない（または遵守しているとみなされない）場合、かかる法主体に対して行われる一定の金額の支払い（以下「源泉徴収対象支払い」という。）について（30%の）米国連邦源泉税を課されることになる。一般に、源泉徴収対象支払いとは、利子（発行差金を含む。）、配当、賃料、年金その他の定額もしくは算定可能な年次のもしくは定期的な利益、収益または所得のうち米国を源泉とする支払いならびに（2019年1月1日より）米国に源泉のある利子または配当を生む有価証券の処分による総受取額をいう。ただし、米国の取引または事業の遂行に有効に関連する所得は、本定義に含まれない。源泉税を回避するために、ファンド（または各サブ・ファンド）は、これらの規定を遵守しているとみなされない場合、かかる法主体に投資する各米国納税者（または実質的な米国における所有権を有する外国の法主体）に関する識別情報と財務情報を特定および開示するために米国と契約を締結し、当該契約に基づきかかる法主体がその義務を果たすために要求した情報を提供しなかった米国の受益者に対して行われる源泉徴収対象支払いおよび関連する支払いについて（30%の）税を源泉徴収することを義務づけられている。米国とバミューダの間の政府間協定に従い、ファンド（または各サブ・ファンド）は、当該契約に定められた方法で米国納税者情報を特定し、米国に直接報告した場合、これらの規定を遵守しているとみなされ、源泉税を課されないことがある。特定の種類の受益者、すなわち一般に免税受益者、株式公開企業、銀行、規制投資会社、不動産投資信託、共同信託基金、ブローカー、ディーラーならびに仲介業者ならびに州および連邦の政府機関等は、かかる報告を免除される。この新たな報告および源泉の制度の仕組みおよび適用範囲に関するさらに詳細な指針は、策定中である。もっとも、今後のファンドまたはサブ・ファンドの運用に関するこのような指針の公表のタイミングや影響についての保証はない。

受益者は、ファンドまたはその代理人が随時に要求する税金に関する追加的な情報と共に、米国または非米国の課税上の地位について証明する適切な書類の提供を求められることがある。そうした情報を提供しない場合、または適用ある場合に自らのFATCAに基づく義務を果たさない場合、受益者は、米国源泉税の課税対象、米国税関連情報報告および／または自己の受益証券の持分の強制買戻し、譲渡またはその他の終了の対象となり、債務を負う可能性がある。

受益者への課税

ファンドからの分配および受益証券の処分に関する受益者への米国における課税は一般に、受益者が米国内で取引や事業に従事しているか否か、または、受益者が米国納税者として課税対象となっているか否かといった、受益者の個別の状況による。

受益者は、非米国納税者の証明と共に、ファンドが随時に要求する追加的な情報の提供を求められることがある。そうした情報を提供しない場合、受益者は、米国源泉税の課税対象、米国税関連情報報告および／または自己の受益証券の強制買戻しの対象となり、債務を負う可能性がある。

米国の州および地方の税制

上記の米国連邦所得税に加え、投資者は、ファンドへの投資について米国の州税および地方税が課税される可能性があることも考慮すべきである。米国の州および地方の税法はしばしば、米国連邦所得税法とは異なる。

カリフォルニア州の税制

米国連邦所得税の課税目的上、ファンドが法人と分類される場合、カリフォルニア州を源泉とする収入については、カリフォルニア州のフランチャイズ所得税または法人所得税の対象となる。ファンドのような非米国法人は、（１）商業上の住所地がカリフォルニア州以外にある場合、または（２）その投資活動が、カリフォルニア州源泉の収入を発生しない自己勘定の「株式もしくは有価証券」の取引が許可されるセイフ・ハーバー・ルールに該当する場合のいずれかの場合に、無形の個人資産への直接投資からカリフォルニア州を源泉とする収入を回避することができる。法人の商業上の住所地とは、その取引や事業が指示もしくは管理される主要な場所をいう。ファンドは、その商業上の住所地はカリフォルニア州にはないとの立場である。ただし、異議申し立てがあった場合、このファンドの立場が支持される保証はない。さらに、ファンドは原則として、セイフ・ハーバー・ルール上の「株式もしくは有価証券」の取引に則った方法により投資活動を行うものであるが、この目的上の「有価証券」の定義についての指針はほとんど存在しない。例えば、コモディティ・リンク・スワップやストラクチャード・ノート、クレジット・デフォルト・スワップまたはその他のデリバティブ商品が、この目的上の「有価証券」ではないと判断された場合、ファンドの投資活動が、セイフ・ハーバー・ルール上の「株式もしくは有価証券」に基づくものにならない可能性もある。したがって、ファンドがカリフォルニア州を源泉とする収入を回避できる保証はない。

(D) その他の法域

米国またはバミューダ諸島以外の法域において、ファンドが実現する収益、および一定の受益証券に関して支払われる分配は、当該法域の課税対象となる可能性がある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ピムコ・ワールド・ハイインカム

(2015年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (千米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	バミューダ	123,361	100.10
短期金融商品	米国	49	0.04
	日本	13	0.01
	オーストラリア	10	0.01
	ノルウェー	6	0.00
小計		123,439	100.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		－199	－0.16
合計（純資産総額）		123,240 (約14,896百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）

（2015年10月末日現在）

資 産 の 種 類	国 名	時 価 合 計 (千米ドル)	投 資 比 率 (%)
準ソブリン債および社債	メキシコ	6,993	5.67
	ブラジル	6,267	5.08
	カザフスタン	5,347	4.33
	インドネシア	3,804	3.08
	ケイマン諸島	3,798	3.08
	チリ	3,566	2.89
	ルクセンブルグ	3,406	2.76
	オランダ	3,383	2.74
	コロンビア	3,348	2.71
	米国	2,597	2.11
	南アフリカ	2,050	1.66
	アイルランド	2,047	1.66
	香港	1,678	1.36
	ペルー	1,413	1.15
	トルコ	1,290	1.05
	ベネズエラ	1,132	0.92
	インド	1,024	0.83
	ロシア	971	0.79
	スウェーデン	870	0.71
	中国	816	0.66
	英領ヴァージン諸島	684	0.55
	アラブ首長国連邦	637	0.52
	アゼルバイジャン	347	0.28
	英国	287	0.23
	オーストリア	211	0.17
	パナマ	208	0.17
	カナダ	190	0.15
	グアテマラ	183	0.15
	フランス	105	0.09
	小計	58,652	47.55

ソブリン債	スロベニア	4,722	3.83
	パナマ	3,600	2.92
	インドネシア	3,223	2.61
	ウルグアイ	3,023	2.45
	エルサルバドル	2,832	2.30
	クロアチア	2,689	2.18
	ハンガリー	2,572	2.08
	トルコ	2,520	2.04
	スペイン	2,428	1.97
	コスタリカ	1,804	1.46
	コロンビア	1,751	1.42
	スリランカ	1,695	1.37
	チュニジア	1,451	1.18
	ガボン	1,028	0.83
	ブラジル	1,007	0.82
	メキシコ	973	0.79
	カザフスタン	901	0.73
	モンゴル	859	0.70
	モロッコ	788	0.64
	フィリピン	729	0.59
	ケニヤ	584	0.47
	ルーマニア	560	0.45
	ポーランド	451	0.37
	ザンビア	448	0.36
	ベネズエラ	425	0.34
	バーレーン	416	0.34
	ベトナム	395	0.32
	エジプト	375	0.30
	タンザニア	294	0.24
	コートジボワール	270	0.22
	セネガル	216	0.18
	ナイジェリア	204	0.17
	パラグアイ	204	0.17
	ジャマイカ	202	0.16
	ドミニカ共和国	200	0.16
	ナミビア	199	0.16
	グアテマラ	196	0.16
	アゼルバイジャン	192	0.16
	ペルー	110	0.09
	小計	46,536	37.72
短期金融商品	米国	12,106	9.81
	日本	57	0.05
	オーストラリア	46	0.04
	ノルウェー	24	0.02
	香港	4	0.00
	小計	12,237	9.92
米国財務省証券	米国	3,553	2.88
アセット・バック証券	米国	444	0.36
モーゲージ・バック証券	米国	39	0.03
小計		121,461	98.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,900	1.54
合計（純資産総額）		123,361 (約14,911百万円)	100.00

（注）投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(2) 【投 資 資 産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】（上位30銘柄）

ピムコ・ワールド・ハイインカム

（2015年10月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種 類	利率 (%)	償還日	簿価 (米ドル)	数量(口) ／額面金額	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	バミューダ	投資信託	—	—	126,220,256	10,552,699	123,361,052	100.10
2	JPMorgan Chase & Co.	米国	短期金融商品	0.030	2015/11/2	23,565	23,565	23,565	0.02
3	Citibank N.A.	米国	短期金融商品	0.030	2015/11/2	17,673	17,673	17,673	0.01
4	ANZ National Bank	オーストラリア	短期金融商品	0.030	2015/11/2	9,977	9,977	9,977	0.01
5	Wells Fargo Bank	米国	短期金融商品	0.030	2015/11/2	8,286	8,286	8,286	0.01
6	Sumitomo Mitsui Banking Corp.	日本	短期金融商品	0.030	2015/11/2	7,642	7,642	7,642	0.01
7	Nordea Bank AB	ノルウェー	短期金融商品	0.030	2015/11/2	5,682	5,682	5,682	0.00
8	株式会社三菱東京UFJ銀行	日本	短期金融商品	0.030	2015/11/2	5,587	5,587	5,587	0.00

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

（2015年10月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種 類	利率 (%)	償還日	簿価 (米ドル)	額面金額	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	Slovenia Government International Bond	スロベニア	ソブリン債	5.250	2024/2/18	4,077,239	4,000,000 米ドル	4,490,000	3.64
2	U.S. Treasury Notes	米国	米国財務省証券	2.000	2025/8/15	3,612,792	3,600,000 米ドル	3,552,610	2.88
3	Kazakhstan Temir Zholy Finance BV	オランダ	準ソブリン債 および社債	6.375	2020/10/6	3,172,239	3,100,000 米ドル	3,048,494	2.47
4	Petrobras Global Finance BV	ブラジル	準ソブリン債 および社債	4.875	2020/3/17	2,966,597	3,200,000 米ドル	2,624,000	2.13
5	Spain Government Bond	スペイン	ソブリン債	2.750	2024/10/31	2,449,927	2,000,000 ユーロ	2,427,800	1.97
6	Petroleos Mexicanos	メキシコ	準ソブリン債 および社債	6.375	2045/1/23	2,263,404	2,300,000 米ドル	2,190,750	1.78
7	Panama Government International Bond	パナマ	ソブリン債	6.700	2036/1/26	2,000,842	1,720,000 米ドル	2,137,100	1.73
8	Eskom Holdings SOC Ltd.	南アフリカ	準ソブリン債 および社債	6.750	2023/8/6	2,289,771	2,200,000 米ドル	2,049,850	1.66
9	El Salvador Government International Bond	エルサルバドル	ソブリン債	5.875	2025/1/30	2,298,741	2,250,000 米ドル	2,008,125	1.63
10	Uruguay Government International Bond	ウルグアイ	ソブリン債	7.875	2033/1/15	1,864,195	1,470,000 米ドル	1,881,600	1.73
11	Ecopetrol S.A.	コロンビア	準ソブリン債 および社債	7.375	2043/9/18	2,161,691	1,880,000 米ドル	1,795,400	1.45
12	Colombia Government International Bond	コロンビア	ソブリン債	5.625	2044/2/26	1,803,453	1,800,000 米ドル	1,750,500	1.42
13	Petroleos Mexicanos	メキシコ	準ソブリン債 および社債	5.625	2046/1/23	1,906,964	2,000,000 米ドル	1,732,100	1.40
14	Indonesia Government International Bond	インドネシア	ソブリン債	6.750	2044/1/15	1,606,724	1,500,000 米ドル	1,701,282	1.38
15	Fannie Mae	米国	短期金融商品	0.260	2016/2/10	1,698,760	1,700,000 米ドル	1,699,480	1.38
16	Sri Lanka Government International Bond	スリランカ	ソブリン債	6.250	2021/7/27	1,699,176	1,700,000 米ドル	1,694,939	1.37
17	CNOOC Finance 2015 Australia Pty Ltd.	香港	準ソブリン債 および社債	2.625	2020/5/5	1,686,499	1,700,000 米ドル	1,677,733	1.36
18	Samruk-Energy JSC	カザフスタン	準ソブリン債 および社債	3.750	2017/12/20	1,685,654	1,700,000 米ドル	1,623,500	1.32
19	Rio Oil Finance Trust Series 2014-1	米国	準ソブリン債 および社債	6.250	2024/7/6	1,874,466	1,800,000 米ドル	1,489,500	1.21
20	Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.	ルクセンブルグ	準ソブリン債 および社債	4.950	2022/7/19	1,574,225	1,500,000 米ドル	1,453,743	1.18
21	Federal Home Loan Bank	米国	短期金融商品	0.170	2016/2/8	1,399,346	1,400,000 米ドル	1,399,581	1.13
22	Odebrecht Drilling Norbe VIII/IX Ltd.	ケイマン諸島	準ソブリン債 および社債	6.350	2021/6/30	2,789,177	2,788,000 米ドル	1,394,000	1.13
23	Croatia Government International Bond	クロアチア	ソブリン債	6.000	2024/1/26	1,404,182	1,300,000 米ドル	1,381,250	1.12
24	Hungary Government International Bond	ハンガリー	ソブリン債	5.750	2023/11/22	1,360,272	1,200,000 米ドル	1,354,500	1.10
25	Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.	ルクセンブルグ	準ソブリン債 および社債	9.250	2019/4/23	1,334,650	1,200,000 米ドル	1,352,250	1.10
26	BBVA Bancomer S.A.	メキシコ	準ソブリン債 および社債	6.500	2021/3/10	1,294,419	1,200,000 米ドル	1,336,140	1.08
27	Croatia Government International Bond	クロアチア	ソブリン債	6.750	2019/11/5	1,329,071	1,200,000 米ドル	1,307,438	1.06
28	Pertamina Persero PT	インドネシア	準ソブリン債 および社債	6.450	2044/5/30	1,237,787	1,250,000 米ドル	1,164,068	0.94
29	Zhaikmunai LLP	カザフスタン	準ソブリン債 および社債	6.375	2019/2/14	1,419,918	1,400,000 米ドル	1,146,208	0.93
30	Uruguay Government International Bond	ウルグアイ	ソブリン債	5.100	2050/6/18	1,288,329	1,268,000 米ドル	1,141,200	0.93

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2016年1月末日現在）。

③【その他の投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2016年1月末日現在）。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2016年1月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純 資 産 総 額		一口当たりの純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第2会計年度末 (2006年10月末日)	934,014,183.18	112,894,294	10.63	1,285
第3会計年度末 (2007年10月末日)	596,992,292.66	72,158,458	10.65	1,287
第4会計年度末 (2008年10月末日)	414,256,463.77	50,071,179	7.61	920
第5会計年度末 (2009年10月末日)	476,704,289.36	57,619,247	10.10	1,221
第6会計年度末 (2010年10月末日)	427,452,305.34	51,666,160	11.16	1,349
第7会計年度末 (2011年10月末日)	325,201,320.92	39,307,084	10.74	1,298
第8会計年度末 (2012年10月末日)	295,625,354.43	35,732,237	11.55	1,396
第9会計年度末 (2013年10月末日)	222,460,118.57	26,888,755	10.53	1,273
第10会計年度末 (2014年10月末日)	185,324,715.18	22,400,198	10.42	1,259
第11会計年度末 (2015年10月末日)	123,239,694.32	14,895,982	9.01	1,089
2015年2月末日	160,396,898.68	19,387,173	9.80	1,185
3月末日	155,846,481.07	18,837,164	9.77	1,181
4月末日	156,488,340.62	18,914,746	9.93	1,200
5月末日	152,867,605.83	18,477,108	9.85	1,191
6月末日	143,095,943.75	17,296,007	9.57	1,157
7月末日	138,678,043.95	16,762,015	9.45	1,142
8月末日	131,155,275.40	15,852,738	9.18	1,110
9月末日	122,013,883.41	14,747,818	8.74	1,056
10月末日	123,239,694.32	14,895,982	9.01	1,089
11月末日	116,509,722.76	14,082,530	8.93	1,079
12月末日	98,216,279.50	11,871,402	8.61	1,041
2016年1月末日	94,269,124.01	11,394,309	8.45	1,021

(注) 純資産総額のうち各会計年度末については、監査済みの数値を記載している。

②【分配の推移】

	一口当たりの分配金	
	米ドル	円
第2会計年度	0.72	87
第3会計年度	0.72	87
第4会計年度	0.72	87
第5会計年度	0.72	87
第6会計年度	0.72	87
第7会計年度	0.72	87
第8会計年度	0.72	87
第9会計年度	0.72	87
第10会計年度	0.72	87
第11会計年度	0.72	87
2015年2月	0.06	7
3月	0.06	7
4月	0.06	7
5月	0.06	7
6月	0.06	7
7月	0.06	7
8月	0.06	7
9月	0.06	7
10月	0.06	7
11月	0.06	7
12月	0.06	7
2016年1月	0.06	7

③【収益率の推移】

計算期間	収益率 ^(注)
第2会計年度 (2005年11月1日－2006年10月31日)	9.45%
第3会計年度 (2006年11月1日－2007年10月31日)	6.96%
第4会計年度 (2007年11月1日－2008年10月31日)	－21.78%
第5会計年度 (2008年11月1日－2009年10月31日)	42.18%
第6会計年度 (2009年11月1日－2010年10月31日)	17.62%
第7会計年度 (2010年11月1日－2011年10月31日)	2.69%
第8会計年度 (2011年11月1日－2012年10月31日)	14.25%
第9会計年度 (2012年11月1日－2013年10月31日)	－2.60%
第10会計年度 (2013年11月1日－2014年10月31日)	5.79%
第11会計年度 (2014年11月1日－2015年10月31日)	－6.62%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の一口当たりの純資産価格（該当期間の分配金の合計金額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たりの純資産価格（分配落の額）

（第1会計年度の場合、一口当たり当初発行価格（10米ドル））

<参考情報>（2016年1月末日現在）

※サブ・ファンドの運用実績は2016年1月末日現在のものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。
※金額および比率を表示する場合には、四捨五入して記入しております。したがって、合計の数値が一致しない場合があります。

純資産の推移（2005年4月21日～2016年1月末日）

1口当たり純資産価格	8.45米ドル
純資産総額	94,269,124米ドル



主要な資産の状況（組入れ投資信託を通じたポートフォリオの状況）

● 特性値

平均格付*	BBB
平均クーポン	4.98%
平均最終利回り	7.36%
平均デュレーション	6.37年

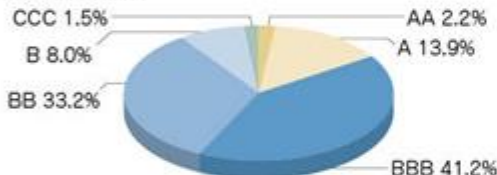
*平均格付とは、基準日時点において組入れ投資信託が保有する有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、組入れ投資信託およびファンドに係る信用格付ではありません。

● エマージング債券 上位保有銘柄

銘柄名	クーポン	償還日	格付	投資割合
スロベニア国債	5.25%	2024/2/18	A-	3.40%
スペイン国債	2.75%	2024/10/31	BBB+	2.65%
ペトロブラス*	4.88%	2020/3/17	BB	2.54%
カザフスタン・テミル・ジョリ*	6.38%	2020/10/6	BBB-	2.33%
ベメックス*	6.38%	2045/1/23	BBB+	2.05%

*標準スプレッド。ペトロブラスはブラジルの石油会社。カザフスタン・テミル・ジョリはカザフスタン国営鉄道。ベメックスはメキシコの国営石油企業。

● 格付別投資比率



※格付はMoody's社およびS&P社の格付を参考としてPIMCOが分類したものです。

※上記格付別投資比率は、現物債のみで算出しています（短期金融商品を含みません）。

※上記格付別投資比率は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

● 発行国別投資比率



組入れ国：	44カ国
その他に 含まれる エマージング国	ウルグアイ、ハンガリー、エルサルバドル、クロアチア、コスタリカ、中国、スリランカ、チリ、ポーランド、チュニジア、ベネズエラ、グアテマラ、ガボン、モロッコ、フィリピン、アラブ首長国連邦、ケニア、ルーマニア、ウクライナ、オマーン、アゼルバイジャン、モンゴル、ベトナム、バーレーン、ナイジェリア、エジプト、アルゼンチン、タンザニア、アンゴラ、アルバニア、セネガル、ジャマイカ、ナミビア、ドミニカ

※「その他」には短期金融商品および派生商品を含みます。

※上記発行国別投資比率は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

分配の推移（税引前）

分配年度／月	第7会計年度	第8会計年度	第9会計年度	第10会計年度	第11会計年度	2015年11月	2015年12月	2016年1月	設定来累計
1口あたり分配金(米ドル)	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.06	0.06	0.06	7.68

収益率の推移



(注1) ベンチマークはJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数

(注2) 収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の一口当たりの純資産価格(該当期間の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度の直前の会計年度末の一口当たりの純資産価格(分配前の額)

第1会計年度の場合、一口当たり当初発行価格(10米ドル)

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売及び買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販 売 口 数	買 戻 口 数	発 行 済 口 数
第２会計年度 (2005年11月１日－ 2006年10月31日)	30,593,930 (30,593,930)	58,404,592 (58,404,592)	87,896,287 (87,896,287)
第３会計年度 (2006年11月１日－ 2007年10月31日)	4,718,590 (4,718,590)	36,577,508 (36,577,508)	56,037,369 (56,037,369)
第４会計年度 (2007年11月１日－ 2008年10月31日)	7,590,470 (7,590,470)	9,157,653 (9,157,563)	54,470,186 (54,470,186)
第５会計年度 (2008年11月１日－ 2009年10月31日)	2,286,730 (2,286,730)	9,556,568 (9,556,568)	47,200,348 (47,200,348)
第６会計年度 (2009年11月１日－ 2010年10月31日)	3,195,800 (3,195,800)	12,077,494 (12,077,494)	38,318,654 (38,318,654)
第７会計年度 (2010年11月１日－ 2011年10月31日)	2,688,020 (2,688,020)	10,724,822 (10,724,822)	30,281,852 (30,281,852)
第８会計年度 (2011年11月１日－ 2012年10月31日)	2,888,370 (2,888,370)	7,566,658 (7,566,658)	25,603,564 (25,603,564)
第９会計年度 (2012年11月１日－ 2013年10月31日)	2,559,450 (2,559,450)	7,044,748 (7,044,748)	21,118,266 (21,118,266)
第10会計年度 (2013年11月１日－ 2014年10月31日)	702,030 (702,030)	4,027,591 (4,027,591)	17,792,705 (17,792,705)
第11会計年度 (2014年11月１日－ 2015年10月31日)	454,310 (454,310)	4,570,081 (4,570,081)	13,676,934 (13,676,934)

（注）（ ）内の数字は、日本国内における販売・買戻および発行済の口数を示す。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

投資者がサブ・ファンドの受益証券を申し込むためには、①所定の申込書類に必要事項を記入して、②必要な申込代金を送金するよう手配を行う。

管理会社は、継続的にサブ・ファンドの受益証券を、発行時におけるサブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格で発行することができる。ただし、管理会社またはその指名する代理人は、管理会社の単独の裁量において、一時的に発行を停止する権利を有する。受益証券一口当たりの発行価格は、後記「4 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（i）純資産価格の計算」に記載する要領で計算した各取引日における受益証券一口当たりの純資産価格とする。ただし、名義書換事務受託会社が米国東部標準時の正午までに名義書換事務受託会社が受諾できる書式の受益証券の購入申込みを受領しなかった場合、受益証券一口当たりの発行価格は、次の取引日に決定される受益証券一口当たりの純資産価格とする。

管理会社は、受託会社の承諾の上、管理会社がその単独の裁量で決定する数量の受益証券にその単独の裁量で決定する方法で受益証券を分割および／または併合することを決定することができる。受益証券の分割および／または併合にあたり、受託会社は（分割および／または併合の効力発生前に通知していなかった場合）、直ちに分割および／または併合を受益者名簿にその名前が記載されている各受益者（または共同受益者の場合は筆頭受益者）に対して通知する。

受益者は、発行価格または一口当たりの純資産価格の支払いがなされた後に追加の支払いを要求されることはない。また、購入した受益証券について、受益者に追加の義務が課せられることはない。

サブ・ファンドの基準通貨は米ドルとする。サブ・ファンドの受益証券は、米ドルで発行され申込みが行われる。受益証券は、無額面の一または複数のクラスで発行され、追加のクラス受益証券を将来募集することができる。

投資者は、最低10万米ドルの投資を維持しなくてはならない。かかる最低投資額は、米ドルまたは他の通貨での同等額とする。投資顧問会社は、適当と判断される場合、単独の裁量により、これらの額を減額または放棄することができる。受益証券の券面は発行しないものとする。名義書換事務受託会社はすべての投資者に、受益証券が投資者の名義で登録されていることを確認する確認書を送付する。

申込代金は、受託会社またはその指名する代理人の命令に従って、サブ・ファンドの口座に即時現金化可能資金を送金して支払われる。支払は、自由に交換可能な通貨で行うこともできるが、その場合、投資顧問会社は、申込人の費用とリスクにおいて、両替を要求することができる。特別の場合、受益者となろうとする者は、支払を投資証券その他の金融商品の譲渡により行うことができる。かかる現物支払は、譲渡される当該投資証券その他の金融商品がサブ・ファンドに、投資目的および投資方針に従って保有されることとなると投資顧問会社が考える場合にのみ許容される。受益者があるサブ・ファンドから別のサブ・ファンドへの転換を行った結果として発行された受益証券の代金は、あるサブ・ファンドの財産の資産を別のサブ・ファンドの財産に移すことによって、現物で支払うことができる。

確認書

名義書換事務受託会社は、申込みまたは買戻しの直後に、サブ・ファンドの受益証券の保有数の確認書を送付する。受益証券の券面は発行しないものとする。

受益証券の所有権と譲渡

受益証券の流通市場が開設される予定はない。受益証券の所有権は、譲渡人および譲受人が、または譲渡人および譲受人の代理人を務める受益者名簿に登録された適当な委任状を保有する者が、日付を記入し、署名した書面による譲渡申請により、譲渡される。投資者が受益証券を譲渡する場合には、いくつかの法的制約を受ける。ゆえに、譲受人は、法律の規定、政府等が定めた要件もしくは規則または管理会社もしくはその指名する代理人の方針等を遵守するために、管理会社またはその指名する代理人が要求する情報を提出する義務を負う。また譲受人は、①以下に記載する受益証券の購入または保有を制限されていない者に受益証券を譲渡すること、および、②譲受人が自己の勘定で受益証券を取得することを、書面により管理会社またはその指名する代理人に表明することを要する。受益証券の譲渡人は、受益証券に関して譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に登録されるまでは、引き続き受益者として譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量で譲渡を拒否することができる。

受益者名簿において確定された受益者は、その名義で登録された受益証券に関する権利、権原または所有権を有する唯一の者であると受託会社または管理会社によって承認された者である。受託会社および管理会社は、かかる受益者にかかる受益証券の絶対所有者として承認することができ、また、これに反する一切の通知によって拘束されることはない。また、受託会社および管理会社は、いずれかの信託の執行について注意もしくは認識する義務はなく、また、信託証書において明記されている場合、または管轄権を有する法域の裁判所の命令を受けた場合を除き、これにより表象されているもしくはかかる受益者の名義で登録されている証券または受益証券に関する権利に影響を及ぼすいずれかの信託、もしくは衡平法上もしくはその他の権利を認識する義務はないものとする。

所有の制限

管理会社またはその指名する代理人は、独自の裁量にしたがって、居住地または設立地を問わず、個人または法人に対する受益証券の発行を一時的または恒久的に中止または制限することができる。管理会社またはその指名する代理人は、サブ・ファンドの受益証券の購入もしくは保有が禁止されている受益者が保有し、または受益証券の保有が当該法域の法律に違反する場合、いつでも、受益証券を買い戻すことができる。管理会社またはその指名する代理人が受益者に対して強制的買戻しの通知を送付した場合、かかる受益者は強制的買戻し通知に記載する日の営業終了時に、直ちに同通知に記載する受益証券の所有者ではなくなるものとする。強制的買戻しに基づいて管理会社またはその指名する代理人が買い戻す受益証券の買戻価格は、通知に記載する日の当該受益証券の純資産価額とし、サブ・ファンドの資産から支払われるものとする。

受益証券を、直接または間接的に、米国において、または米国人（以下に定義する。）に対して、販売し、譲渡し、または引き渡すことができない。ただし、米国および受益証券の販売を行う米国のいずれかの州の証券法を遵守している場合はこの限りではない。ただし、ファンドは、限られた人数または範囲の米国人向けに受益証券の私募を行う権利を留保する。さらに、ファンドは、受益者に適格性に関する追加的条件を課し、または投資を行おうとする者の申込みの一部もしくは全部の承諾を拒絶することができる。

米国人には、（１）証券法に基づいて公布されたレギュレーションSのルール902に定める「米国人」を含むが、（２）米国商品取引法に基づくルール4.7に定める「非米国人」（レギュレーションSのルール902に規定する「米国人」ではない者）を含まない。

現在、レギュレーションSは、「米国人」を以下のように定義している。

- （a）米国に居住する自然人
- （b）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人

- (c) 執行者または財産管理人が米国人である財団
- (d) 受託者が米国人である信託
- (e) 米国に所在する外国の法主体の代理人または支店
- (f) 米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託機関が保有する非一任勘定またはこれに類する勘定（財団または信託を除く。）
- (g) 米国で組織され、設立され、または（個人の場合）米国に居住するディーラーまたはその他の被信託人が保有する一任勘定またはこれに類する勘定（財団または信託を除く。）
- (h) 法人またはパートナーシップで、①米国外の法域の法律に基づいて設立され、②証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の適格投資家（証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が設立または所有する場合を除く。）

「米国人」には、下記のものを含まない。

- (a) 米国で組織され、設立され、または（個人の場合）米国に居住するディーラーもしくはその他のプロの受託機関が米国人の利益のために、または米国人の勘定で保有する一任勘定またはこれに類する勘定（財団または信託を除く。）
- (b) 執行者または財産管理人を務めるプロの受託機関が米国人である財団で、①米国人でない財団の執行者または財産管理人が財団の資産に関して、単独で、または共同して投資判断を下し、かつ、②財団に外国の法律が適用される場合。
- (c) 執行者または財産管理人を務めるプロの受託機関が米国人である信託で、米国人でない信託の受託者が信託の資産に関して、単独で、または共同して投資判断を下し、信託の受益者（信託が取消可能である場合は、設定者）が米国人でない場合。
- (d) 米国以外の国の法律、慣行および書類に従って設立され、運営される従業員給付基金
- (e) 米国以外に所在する米国人の代理店または支店で、①有効なビジネス上の理由で営業し、②銀行または保険業に従事しており、所在する法域の銀行または保険に関する実体的規制に服する場合。
- (f) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国連および国連の部局、関係者、年金基金ならびにその他これに類する国際機関およびその部局、関係者および年金基金

現在、米国商品取引法規則ルール4.7は、関係部分において、以下の者を「非米国人」とみなすことを規定している。

- (a) 米国の居住者ではない自然人
- (b) パッシブ運用を主たる目的として、外国の法域の法律に基づいて設立され、外国の法域を主たる事業地とするパートナーシップ、法人またはその他の法主体
- (c) 源泉に関係なく、所得が米国の所得税の対象とならない財団または信託
- (d) パッシブ運用を主たる目的として設立された、資産プール、投資会社等の法主体（ただし、非米国人もしくは適格投資家としての資格がない者が保有する法主体の利益参加型受益証券が合計でかかる法主体の持分の10%未満であり、かつ利益参加者が非米国人であることを理由に米国商品先物取引委員会規則パート4に定める一部の条件の適用が免除された運営者に関する資産プールに対する非米国人としての資格がない者の投資を促進すること主たる目的として設立された法主体であることを条件とする。）
- (e) 米国以外で設立され、米国以外を主たる事業地とする法主体の従業員、執行役員または親会社の年金基金

以上にかかわらず、レギュレーションS上の「非米国人」とみなされる者およびルール4.7上の「非米国人」は、原則として、米国連邦所得税法上の所得税が賦課される。かかる者はサブ・ファンドへの投

資について各自の税務顧問と相談するべきである。また、投資者は、原則として、米国の納税者でないことの証明を求められる。

ファンドが認可していない米国人が、単独で、または他の者と共同して、受益証券を所有していることに管理会社が気づいた場合、受託会社は、かかる受益証券を強制的に買い戻すことができる。

申込みによってサブ・ファンドの規制上の地位が損なわれるとファンドが判断する場合は、原則として、かかる申込みの承諾を拒絶する。また、サブ・ファンドの規制上の地位が損なわれる場合、ファンドは、上記の適格性の基準に合致しない投資者の投資を承認しない権利を留保する。

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングを防止し、テロへの資金援助に対抗するための責任を果たすため、名義書換事務受託会社、その関連会社、子会社または関係人は、申込者の身元および申込代金の資金源の詳細な確認をしなければならない。各申込みの状況により、以下の場合、詳細な確認は必要とされない。

（a）申込者が、公認の金融機関の申込者名義の口座から支払を行う場合。または、

（b）申込みが、公認の仲介業者を通じて行われた場合。

これらの例外は、上記の金融機関または仲介業者が十分なマネー・ロンダリング規制を有すると認められる国に存在する場合にのみ適用される。

名義書換事務受託会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。申込者が確認手続のために必要な情報を提供しないかまたは提供が遅れた場合、名義書換事務受託会社は、申込みおよび買付金の受理を拒絶することができる。

現在の米国のマネー・ロンダリング規制や今後の規制により、さらなる情報が要求されることがある。USAパトリオット法（USA PATRIOT ACT）により改正された米国銀行秘密保護法（The U.S. Bank Secrecy Act）は、米国内の一定の金融機関に対して、マネー・ロンダリング防止措置の採用を義務付けており、金融機関に対し顧客の身元確認義務および疑わしい取引の報告義務を課している。将来、他の種類のものが追加される可能性がある。

ルクセンブルグの居住者は、（申込みその他の方法による）ファンドへの支払に犯罪行為による金員が含まれているとの疑いをもつ場合には、ルクセンブルグのCSSF通達08／387（CSSF通達10／476とともに参照されるべき）およびそれらを改訂、補足または置き換える通達ならびにマネー・ロンダリング規制に適用のあるルクセンブルグのその他の法律および規則に従ってかかる疑いを報告する義務を負う。

（２）日本における販売手続等

日本においては、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの申込期間中の各日に販売取扱会社により取扱いが行われる。受益証券を申し込む投資者は、販売取扱会社と口座約款を締結するものとし、販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書の提出を受ける。

受益証券は、一口当たりの純資産価格で購入することができる。最低販売単位は、１口以上１口単位とする。ただし、各販売会社はこれと異なる販売単位を定めることができる。日本における約定日は原則として販売取扱会社が当該注文の執行を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、日本における約定日から起算して日本における第４営業日目に、受渡しを行うものとする。

申込手数料は、3.78%（税込）を上限として各販売会社が定める料率とする。通貨の換算にかかる費用およびリスクは投資者の負担で行われる。

販売取扱会社は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者の場合、買付代金の受領と引換えに取引残高報告書または他の通知書を交付する。買付代金の支払は、円貨または米ドル貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国投資信託証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

サブ・ファンドの受益者は、保有する受益証券を適用ある当該受益証券の純資産価額でいつでも買戻し請求することができる。

買戻しは、名義書換事務受託会社が、名義書換事務受託会社が受諾できる書式の受益証券の買戻し通知を受け取った関連する取引日に決定され、下記「純資産価格の計算」の項のとおり算定されるサブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。ただし、名義書換事務受託会社が米国東部標準時の正午までに買戻し請求を受領しなかった場合、買戻し請求は受領したとみなされ、買戻しは、次の取引日に算定される受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。かかる買戻し後、受益者は（i）本書で明記されるサブ・ファンドの最低保有口数を保有するか、または（ii）受益証券を保有しないかのいずれかでなければならない。

買戻し価格の支払は、原則として、受託会社またはその指名する代理人により、名義書換事務受託会社が買戻し通知を受領するまたは受領したとみなされる取引日から２営業日以内に、銀行振替で送金される。ただし、一定の状況下において、当該取引日から８営業日以内に支払を行うことができる。

買戻し価格は、米ドルで支払われ、また管理会社がファンドの最善の利益に適うと判断する場合、管理会社より決定がなされ、かつ本書にその開示がなされない限り、買戻し価格はサブ・ファンドの資産を構成する投資対象を現物で分配することで決済する。また、買戻しを求める受益者の請求に応じて、自由に換算できるその他の通貨で受益証券の代金を支払うことができる。ただし、為替の費用は受益者に支払うべき金額から差し引かれる。実際に分配が行われる前に、買戻し代金に利息は付されない。

投資顧問会社は、通常の場合では、受益者から請求を受け次第、すみやかに受益証券の買戻しを実施できるように、各サブ・ファンドが適正な水準の流動性を維持するように努力する。

以上の手順に基づく買戻し請求は、取消不能であるが、「純資産価格の計算の停止」または「ファンドの解散」に記載するいずれかの理由により買戻し請求に応じられない場合、受益者は、かかる請求を取り消すことができる。

管理会社またはその指名する代理人が、受益証券の購入もしくは保有を禁止されている者が、またはかかる者の利益のために、受益証券を保有していると判断する場合（「所有の制限」参照）、管理会社

またはその指名する代理人は、かかる受益者に通知をして、通知に記載する日の買戻価格で受益証券を買い戻すことができ、通知に記載する日の営業終了時点において効力を発生するものとする。

大量取引通知

サブ・ファンドまたはその代理人は、随時、現在の受益者もしくは将来の受益者がサブ・ファンドの受益証券に関する大量取引注文を行う旨の通知または金融仲介業者がかかる注文を受領した旨の通知を受領することがある。サブ・ファンドは、後日まで注文がなされないかまたは処理されない場合であっても、当該注文を見込んでポートフォリオ取引の締結を決定することができる。この取扱いは、受益者が取引注文をだす時点とサブ・ファンドがかかる注文に基づきポートフォリオ取引を締結する時点をより密接に相関させようとするものであり、買い注文の場合にはサブ・ファンドがより十分に証券に投資することを可能とし、買戻し注文の場合には投資ポジションをより整然と清算することを可能とする。一方で、現在の受益者もしくは将来の受益者または金融仲介業者（該当する場合）は最終的に注文をださないかまたは注文を処理しない可能性がある。この場合、サブ・ファンドは当該注文を見込んで締結されたポートフォリオ取引の決済のために資産の借入れを行う必要があり、このため借入費用が生じることがある。またサブ・ファンドはこれらのポートフォリオ取引により投資損失をこうむる可能性がある。逆に、サブ・ファンドは当該ポートフォリオ取引により、収益および投資利益を享受することもある。

申込／買戻し手数料

サブ・ファンドには、申込手数料または買戻し手数料はかからない。ただし、サブ・ファンドの販売が行われる法域において任命された販売会社は、管理会社および受託会社が同意した金額による申込み手数料または買戻し手数料を徴収することができる。

(2) 日本における買戻し手続等

サブ・ファンドの受益証券は、下記の方法により、販売会社から名義書換事務受託会社に対して通知することにより、各取引日（「買戻日」）に買い戻すことができる。買戻しは、受益証券一口単位で行うことができる。

買戻しは、名義書換事務受託会社が受益証券の買戻通知を受け取った取引日に決定され、下記「純資産価格の計算」の項のとおり算定される受益証券一口当たりの純資産価格で実施される。ただし、名義書換事務受託会社が米国東部標準時の正午までに買戻通知を受領しなかった場合、買戻しは、次の取引日に算定される受益証券一口当りの純資産価格で実施される。

買戻し金額は円貨または米ドル貨で支払うものとし、米ドル貨と円貨との換算は、該当する約定日における日本での東京外国為替市場の外国為替レートに準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本における約定日は、日本において販売会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、日本における買戻代金の支払は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目に行われる。

大量取引通知

サブ・ファンドまたはその代理人は、随時、現在の受益者もしくは将来の受益者がサブ・ファンドの受益証券に関する大量取引注文を行う旨の通知または金融仲介業者がかかる注文を受領した旨の通知を受領することがある。サブ・ファンドは、後日まで注文がなされないかまたは処理されない場合であっても、当該注文を見込んでポートフォリオ取引の締結を決定することができる。この取扱いは、受益者が取引注文をだす時点とサブ・ファンドがかかる注文に基づきポートフォリオ取引を締結する時点をより密接に相関させようとするものであり、買い注文の場合にはサブ・ファンドがより十分に証券に投資することを可能とし、買戻し注文の場合には投資ポジションをより整然と清算することを可能とする。一方で、現在の受益者もしくは将来の受益者または金融仲介業者（該当する場合）は最終的に注文をださないかまたは注文を処理しない可能性がある。この場合、サブ・ファンドは当該注文を見込んで締結

されたポートフォリオ取引の決済のために資産の借入れを行う必要があり、このため借入費用が生じることがある。またサブ・ファンドはこれらのポートフォリオ取引により投資損失をこうむる可能性がある。逆に、サブ・ファンドは当該ポートフォリオ取引により、収益および投資利益を享受することもある。

3【乗換え】

受益証券は、別のサブ・ファンドの受益証券に転換することができず、他のサブ・ファンドの受益証券も、本サブ・ファンドの受益証券に転換することができない。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（i）純資産価格の計算

公表の頻度

サブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格は、管理会社の監督の下で、管理事務代行会社により、各取引日のニューヨーク証券取引所における通常取引終了時点（原則として米国東部標準時の午後4時）（以下「NYSE取引終了時」という。）で計算される。

本書で使用される「取引日」および「営業日」は、同じ意味であり、ニューヨーク証券取引所の各取引日をいい、元旦、マーチン・ルーサー・キング・ジュニア・デイ、ワシントンズ・バースデイ（一般的にはプレジデント・デイとして知られる）、聖金曜日、メモリアル・デイ、独立記念日、レイバー・デイ、サンクスギビング・デイおよびクリスマスが除かれる。

（サブ・ファンドが買戻可能な期間中の）受益証券一口当たりの純資産価格ならびに受益証券の発行価格および買戻価格は、管理事務代行会社の主たる事務所で受益者に公表される。

サブ・ファンドの資産の計算と評価

サブ・ファンドの受益証券一口当たりの純資産価格は、①（a）サブ・ファンドに帰属する資産の価値およびかかる資産に基づく利益から、（b）サブ・ファンドに帰属する費用および債務ならびに適正または必要とみなされる将来の費用の引当金または準備金を差し引いた金額を、②その時点におけるサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除して計算される。ただし、サブ・ファンドの受益証券が別個のクラスに分割された場合は、受益証券一口当たりの純資産価格は、特定クラスに固有の費用および手数料ならびに債務を別個に計上するため、各クラス別個に計算される。

受益証券一口当たりの純資産価格を計算する上で、市場価格が容易に入手できる組入証券その他の資産は、所定の市場価格で評価される。市場価格は、原則として、最後に報告された売値、売りが報告されていない場合は、相場報告システム、評価の確立しているマーケット・メーカーまたは価格設定サービスから入手した価格に基づいて算定する。日々の市場価格が容易に入手できない一部の証券または投資対象は、その他の証券または指数を参考にして評価することができる。満期が60日以内の短期の投資対象は、原則として、償却後原価で評価する。取引所で売買されているオプション、先物および先物オプションは、取引所の決済価格で評価する。市場価格が容易に入手できないその他の有価証券は、投資顧問会社または投資顧問会社の指示にしたがって行動する者が誠実に算定した公正価格で評価する。異常な状況下では、ファンドは、通常の方法で証券を評価する代わりに、投資顧問会社が誠実に算定した公正価格または見積価格で評価することができる。関係する市場の取引が終了した後、NYSE取引終了時の前に、異常な事態が発生した場合も、公正価格を使用することができる。

最初に米ドル以外の通貨で評価した投資対象は、価格設定サービスから入手した為替レートを使用して米ドルに換算する。米国以外の市場で取引される米ドル以外の通貨建ての証券の価格は、ニューヨーク証券取引所が終了しかつ投資者が受益証券の購入、買戻しまたは交換ができない日に相当の影響を受けることがあり、投資者は、受益証券を購入、買戻請求、または交換することができない。

組入証券は、ニューヨーク証券取引所が営業している日のNYSE取引終了時に評価する。受益証券一口当たりの純資産価格を計算する上で、サブ・ファンドは、原則として、NYSEの取引終了直後に受領した米国の株式関連証券に関する価格データを使用し、NYSEの取引終了後に行われた取引、決済または精算については通常考慮に入れないものとする。米国の債券および米国以外の証券は、原則として、NYSE取引終了時以前に、かかる証券の主要市場の取引終了時のデータを使用して価格を設定するものとする。特定の日に受益証券一口当たりの純資産価格を計算した後にファンドまたはその代理人が了知した情報は、原則として、それ以前に算定した証券の価格または受益証券一口当たりの純資産価格を適時的に調整するために使用しないものとする。ナスダック市場および時価総額の小さい証券の公正な市場価格もまた最終報告売却価格の代わりにナスダック公式終値（以下「NOCP」という。）を用いて算定される。

（ii）純資産価格の計算の停止

管理会社または受託会社（場合による。）が受益者の利益を顧慮した上でサブ・ファンドの純資産価額の決定の停止が好ましくかつ十分な理由があると判断する場合、管理会社は、1か月を超えない期間、受託会社の事前の同意を得て、サブ・ファンドに関する純資産価額（および一口当たりの純資産価格）の決定を停止でき、受託会社が要求する場合には停止する。管理会社および／または受託会社は、以下の状況において、サブ・ファンドの純資産価額の決定、当該サブ・ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止することが予定されている。

- （a）サブ・ファンドの資産の重要な部分につき価格設定している主要な市場もしくは証券取引所が通常の休日以外で閉鎖されている期間、または、取引が実質的に制限もしくは停止されている期間。
- （b）受託会社が行うサブ・ファンドの資産の処分が実行不能となる緊急事態が発生している期間。
- （c）サブ・ファンドの資産の価格またはサブ・ファンドの資産の重要な部分につき価格設定している主要な市場もしくは証券取引所における時価を決定するために通常使用される通信手段が故障している期間。
- （d）サブ・ファンドの資産の換金または支払に伴う送金が不可能である期間。
- （e）サブ・ファンドを実質的に終了もしくは清算させる事態（受託会社の裁量により判断される。）が発生している期間、または、BMAが命ずる期間。

かかる停止については、BMAおよび全受益者に対して停止後7日以内に通知され、かかる停止期間の終了前にも速やかに通知される。

サブ・ファンドの純資産価額の計算が停止されている期間中、受益証券を販売、買戻しまたは譲渡することができない。

（2）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（3）【信託期間】

ファンドは、下記「（5）その他（ロ）ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、信託証書の日付から100年間継続する。

（4）【計算期間】

サブ・ファンドの会計年度末は毎年10月31日である。

（５）【その他】

（イ）発行限度額

受益証券の発行金額は、上限がない。

（ロ）ファンドの解散

管理会社は、サブ・ファンド（または適用ある場合にそのクラス）に関して、純資産価額がサブ・ファンド（または適用ある場合にそのクラス）の存続についてビジネス的な展開に至らず、または受益者の利益に資するものではなくってしまうレベルにまで減少したことを理由として、その裁量により、受益者への通知後適当な時期にサブ・ファンド（または適用ある場合にそのクラス）を終了することを決定することができる。

さらに、サブ・ファンド（または適用ある場合にそのクラス）は、次の場合に終了することができる。

- ① 受益者に対する通知から90日目以降に管理会社が、裁量により決定したとき。
- ② 管理会社の意見によれば、サブ・ファンド（または適用ある場合にその各クラス）の存続または他の法域への移転が違法となるか、または非現実的もしくは不適切またはサブ・ファンド（または適用ある場合にその各クラス）の受益者の利益に反するとき。
- ③ サブ・ファンド（または適用ある場合にその各クラス）の発行済受益証券の75%以上の多数決がサブ・ファンドの受益者の特別集会で決議されたとき。
- ④ バミューダ標準ファンドとしてのファンドの承認が撤回されたとき。
- ⑤ 信託証書作成日から100年間を経過したとき。

さらにサブ・ファンドの純資産総額が、5,000万米ドルにまで減少した場合、これを終了することができる。

清算時において、受託会社は、サブ・ファンドの投資対象、財産その他の資産を換金し、支払うべき負債の適切な引当金を支払いまたは留保し、かつ、清算費用を留保した後に、換金された金銭を、ファンド清算時点におけるサブ・ファンドに対する持分割合に応じて、（受託会社が合理的に要求する権利の証明（もしあれば）の提出により、）受益者および管理会社に分配する。

支払日から12か月間請求されない受託会社が保有する純利益その他の現金（未請求の分配金を含む。）は、受託会社が支払にかかる費用を留保する権利を有していたとしても、受託会社により裁判所に支払われる。受託会社は、管理会社により決定がなされ、かつ随時訂正される本書にその開示がなされない限り、投資者の権利を充足させるため、サブ・ファンドの一定の資産または財産を現物で分配することができる。

（ハ）信託証書の変更

ファンドは、2003年12月1日付でウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッド（旧受託会社）により締結された信託証書（随時改訂済）に従い、バミューダの法律に基づきマルチ・シリーズ・トラストとして設定された。2006年9月22日付でブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドがファンドの後任受託会社として任命された。信託証書は、2010年8月30日付で改訂および再録された。

信託証書は、一定の場合における当事者の補償および責任からの免除の規定を有する。受益者および投資者となろうとする者は、信託証書の条項について助言を受けることが望ましい。本書と信託証書との間で相反がある場合には、信託証書の規定が優先される。

当該時において有効な信託証書の写しは、管理事務代行会社の営業所ならびに受託会社の本社において、通常の営業時間内中無料で閲覧することができる。

受益者または影響を受けるすべてのサブ・ファンドの受益者の最善の利益となると考えられる態様および限度において、受託会社および管理会社は、信託証書の補遺に基づき、信託証書の規定に修正、改訂、更改または追加をする権限を有する。

（二）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約（随時改訂済）は、受託会社または投資顧問会社が相手方当事者に60日前の事前通知を行うことにより、特定の月の末日に終了させることができる。

投資運用契約は、バミューダの法律に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、相手方当事者に60日以上前の書面通知を行うことにより、本契約（随時改訂済）を終了させることができる。上記にかかわらず、管理事務代行会社、受託会社ならびに管理会社は、本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、またはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合、相手方当事者に30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。本契約のいずれの当事者も、相手方当事者の書面による同意を得ることなく、本契約または本契約上の権利もしくは義務を譲渡することはできない。

管理事務代行契約は、バミューダの法律に準拠し、同法に従って解釈される。

保管契約

受託会社または保管受託銀行は、相手方当事者に60日以上前の書面通知を行うことにより、本契約（随時改訂済）を終了させることができる。上記にかかわらず、いずれかの当事者は、本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、またはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも本契約を終了させることができる。

保管契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

名義書換事務委託契約

名義書換事務委託契約は、いかなる違約金の支払いもなしに、一方当事者から他方当事者に対する60日前の書面による通知をもって、いつでも終了することができ、また、名義書換事務受託会社がその権利を受託会社および管理会社の事前の書面による同意なしに譲渡した場合、自動的に終了する。

名義書換事務委託契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約（随時改訂済）は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約（随時改訂済）は、受託会社、管理会社または販売会社が相手方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。従って販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（i）分配金請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有する。

（ii）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドおよびサブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（iv）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（v）議決権

受託会社または投資顧問会社は、適当と考える時期および場所に、受益者集会を招集することができる（また、受託会社は、発行済受益証券の10分の1以上の保有者として登録されている投資者の書面の請求に応じて、受益者集会を招集する。）。

受益者集会の招集通知は、21日前までに受益者に送付するものとし、招集通知には集会の場所、日時および提案する決議の項目を明記するものとする。

受益者集会は、発行済受益証券の10分の1以上を保有する受益者本人または代理人の出席をもって定足数とする。受益者集会では、受益者集会の議決に付されたすべての決議は挙手で決定するものとする。ただし、投票が求められた場合はこの限りではない。挙手に際して、個人の場合には本人が出席し、法人の場合には正式に授權された代表者が出席したすべての受益者は一票の議決権を有するものとし、また投票に際して、かかる受益者は、保有するすべての受益証券に関して一票の議決権を有するものとする。

ファンドの決議が可決されるためには、決議案が提出された受益者集会に本人または代理人が出席した受益者が投じた票の過半数を必要とする。

受託会社および投資顧問会社が、変更によっても受益者または潜在的受益者は大きな不利益を被らないことを書面で認めない限り、受益者集会で受益者が投じた票の過半数によって可決された決議によることなく、信託証書を変更してはならない。

一定クラスの発行済受益証券に付されている全てまたは一部の特権は、（当該クラスの受益証券の発行要項に適用ある別段の規定がない限り）当該受益証券の個別の受益者集会で受益者本人または代理人による過半数の投票によって可決された決議の拘束力によって変更もしくは廃止することができる。かかる目的では、受託会社または管理会社は当該全てのクラスの受益証券が検討されている議案によって同様に影響を受けたと考えられる場合、受益証券の全てのクラスを1つのクラスで構成しているように扱うことができるが、その他の場合では別個のクラスとして扱うことができる。

ノミニーとしての受益者によって保有されている受益証券は、実質投資者（以下「投資者」という。）の指示に従って、議決権を行使する権利を有する。かかる投資者が受益証券に対する法律上の所有権を有する保有者でない場合でも、受益者は、投票に際してはかかる受益証券の投資者の指示に従って、また挙手による議決権の行使に際してはかかる投資者の過半数（受益証券の口数に基づき）の指示に従って各受益証券に関する議決権の行使を行う意向である。ファンド中の他のサブ・ファンドによって保有されている受益証券は、投資顧問会社によって、その単独裁量により決定される通り議決権を行使する権利を有する。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、バミューダ諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （i）管理会社またはファンドおよびサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- （ii）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度（平成25年11月1日から平成26年10月31日までおよび平成26年11月1日から平成27年10月31日まで）の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国（ファンドの設定国：バミューダ諸島）における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成28年1月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値（米ドル＝120.87円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

(1)【2015年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資 産 ・ 負 債 計 算 書

2015年10月31日現在

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル、一口当たり 金額を除く)	(百万円、一口当たり 金額を除く)
資 産：		
投資有価証券、時価		
投資有価証券	78	9
関係会社に対する投資有価証券	123,361	14,911
金融デリバティブ商品		
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
現金	0	0
投資有価証券売却未収金	0	0
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	444	54
ファンド受益証券売却未収金	26	3
未収利息および未収分配金	0	0
	<u>123,909</u>	<u>14,977</u>
負 債：		
金融デリバティブ商品		
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
投資有価証券購入未払金	0	0
関係会社に対する投資有価証券購入未払金	0	0
未払利息	0	0
相手方からの預託金	0	0
ファンド受益証券買戻未払金	469	57
未払管理報酬	74	9
未払代行協会員報酬	9	1
未払販売報酬	54	7
その他の負債	63	8
	<u>669</u>	<u>81</u>
純 資 産	<u>123,240</u>	<u>14,896</u>
投資有価証券の取得原価	78	9
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	126,221	15,256
金融デリバティブ商品にかかる取得原価		
またはプレミアム、純額	0	0
純 資 産	123,240	14,896
J (中国元)	該当なし	
J (日本円)	該当なし	
J (日本円、ヘッジあり)	該当なし	
J (メキシコ・ペソ)	該当なし	
Y (豪ドル)	該当なし	
Y (ブラジル・リアル)	該当なし	
Y (日本円)	該当なし	
Y (日本円、ヘッジあり)	該当なし	
Y (メキシコ・ペソ)	該当なし	
Y (トルコ・リラ)	該当なし	
発 行 済 受 益 証 券 口 数	13,677 千口	
J (中国元)	該当なし	
J (日本円)	該当なし	
J (日本円、ヘッジあり)	該当なし	
J (メキシコ・ペソ)	該当なし	
Y (豪ドル)	該当なし	

Y（ブラジル・レアル）	該当なし	
Y（日本円）	該当なし	
Y（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
Y（メキシコ・ペソ）	該当なし	
Y（トルコ・リラ）	該当なし	
発行済受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格		
（機能通貨による）	9.01 米ドル	1,089 円
（純資産価額通貨による）	該当なし	
J（中国元）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
J（日本円）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
J（日本円、ヘッジあり）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
J（メキシコ・ペソ）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
Y（豪ドル）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
Y（ブラジル・レアル）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額報告通貨による）	該当なし	
Y（日本円）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
Y（日本円、ヘッジあり）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
Y（メキシコ・ペソ）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
Y（トルコ・リラ）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資 産 ・ 負 債 計 算 書

2015年10月31日現在

ピムコ・バミューダ・エマージング・

マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

(千米ドル、一口当たり
金額を除く)(百万円、一口当たり
金額を除く)

資 産：

投資有価証券、時価

投資有価証券^{*}

121,461

14,681

関係会社に対する投資有価証券

0

0

金融デリバティブ商品

上場金融デリバティブ商品または

集中清算の対象となる金融デリバティブ商品

0

0

店頭取引金融デリバティブ商品

222

27

相手方への預託金

751

91

外国通貨、時価

70

8

投資有価証券売却未収金

1,337

162

関係会社に対する投資有価証券売却未収金

0

0

繰延受渡による投資有価証券売却未収金

0

0

ファンド受益証券売却未収金

0

0

未収利息および未収分配金

1,532

185

125,373

15,154

負 債：

借入れおよびその他の資金調達取引

逆レポ契約にかかる未払金

0

0

売却／買戻し取引にかかる未払金

0

0

空売りにかかる未払金

0

0

金融デリバティブ商品

上場金融デリバティブ商品または

集中清算の対象となる金融デリバティブ商品

0

0

店頭取引金融デリバティブ商品

1,103

133

投資有価証券購入未払金

245

30

関係会社に対する投資有価証券購入未払金

0

0

未払利息

0

0

相手方からの預託金

50

6

ファンド受益証券買戻未払金

444

54

未払投資顧問報酬

0

0

未払管理事務代行報酬

0

0

未払税金

170

21

2,012

243

純 資 産

123,361

14,911

投資有価証券にかかる取得原価

131,238

15,863

関係会社に対する投資有価証券にかかる取得原価

0

0

保有外国通貨にかかる取得原価

72

9

空売りにかかる受領額

0

0

金融デリバティブ商品にかかる取得原価

または受取プレミアム、純額

(859)

(104)

^{*}レポ契約を含む：

0

0

純 資 産

123,361

14,911

インスティテューショナル（日本円）

該当なし

インスティテューショナル（円ヘッジ）

該当なし

発行済受益証券口数	10,553 千口	
インスティテューショナル（日本円）	該当なし	
インスティテューショナル（円ヘッジ）	該当なし	
発行済受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格		
（機能通貨による）	11.69 米ドル	1,413 円
（純資産価額通貨による）	該当なし	
インスティテューショナル（日本円）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
インスティテューショナル（円ヘッジ）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

②【損益計算書】

ピムコ・ワールド・ハイインカム

運 用 計 算 書

2015年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル)	(百万円)
投 資 収 益：		
利息	0	0
関係会社に対する投資有価証券からの分配金	3,732	451
収 益 合 計	3,732	451
費 用：		
管理報酬	1,060	128
販売報酬	783	95
代行協会員報酬	126	15
利息費用	0	0
その他の費用	48	6
費 用 合 計	2,017	244
純 投 資 収 益	1,715	207
実現純利益（損失）：		
投資有価証券	0	0
関係会社に対する投資有価証券	5,417	655
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
外国通貨	0	0
実現純利益（損失）	5,417	655
未実現利益（損失）純変動額：		
投資有価証券	0	0
関係会社に対する投資有価証券	(18,203)	(2,200)
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
外国通貨建て資産および負債	(2)	(0)
未実現利益（損失）純変動額	(18,205)	(2,200)
純利益（損失）	(12,788)	(1,546)
運用の結果による純資産の純増加（減少）額	(11,073)	(1,338)

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

運用計算書

2015年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケッツ・ボンド・ファンド(M)	
	(千米ドル)	(百万円)
投資収益：		
利息（外国税控除後 [*] ）	7,883	953
その他の収益	1	0
収益合計	7,884	953
費用：		
投資顧問報酬	0	0
管理事務代行報酬	0	0
利息費用	4	0
費用合計	4	0
純投資収益	7,880	952
実現純利益（損失）：		
投資有価証券（外国税控除後 [*] ）	(7,513)	(908)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(247)	(30)
店頭取引金融デリバティブ商品	2,192	265
外国通貨	68	8
実現純利益（損失）	(5,500)	(665)
未実現利益（損失）純変動額：		
投資有価証券（外国税控除後 [*] ）	(10,770)	(1,302)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	85	10
店頭取引金融デリバティブ商品	(777)	(94)
外国通貨建て資産および負債	28	3
未実現（損失）純変動額	(11,434)	(1,382)
純（損失）	(16,934)	(2,047)
運用の結果による純資産の純（減少）額	(9,054)	(1,094)
[*] 外国源泉徴収税	0	0

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム
純資産変動計算書
 2015年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル)	(百万円)
以下による純資産の増加（減少）：		
運用：		
純投資利益	1,715	207
実現純利益（損失）	5,417	655
未実現利益（損失）純変動額	(18,205)	(2,200)
運用の結果による純増加（減少）額	(11,073)	(1,338)
受益者への分配金：		
分配金	(11,270)	(1,362)
J（中国元）	該当なし	
J（日本円）	該当なし	
J（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
J（メキシコ・ペソ）	該当なし	
Y（豪ドル）	該当なし	
Y（ブラジル・レアル）	該当なし	
Y（日本円）	該当なし	
Y（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
Y（メキシコ・ペソ）	該当なし	
Y（トルコ・リラ）	該当なし	
分配金合計	(11,270)	(1,362)
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額 [*]	(39,742)	(4,804)
純資産の増加（減少）額合計	(62,085)	(7,504)
純資産：		
期首残高	185,325	22,400
期末残高	123,240	14,896

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

^{*} 財務書類に対する注記の注11を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

純資産変動計算書

2015年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケット・ボンド・ファンド(M)	
	(千米ドル)	(百万円)
以下による純資産の増加（減少）：		
運用：		
純投資利益	7,880	952
実現純利益（損失）	(5,500)	(665)
未実現（損失）純変動額	(11,434)	(1,382)
運用の結果による純（減少）額	(9,054)	(1,094)
受益者への分配金：		
分配金合計	(3,732)	(451)
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純（減少）額 [*]	(49,280)	(5,956)
純資産の（減少）額合計	(62,066)	(7,502)
純資産：		
期首残高	185,427	22,413
期末残高	123,361	14,911

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

^{*} 財務書類に対する注記の注11を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2015年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報：		
期首純資産価格	10.42	1,259
純投資利益 ^(a)	0.11	13
投資証券にかかる実現／未実現純（損失）	(0.80)	(97)
投資運用からの（減少）合計	(0.69)	(83)
分配金合計	(0.72)	(87)
期末純資産価格	9.01	1,089
トータル・リターン（機能通貨による） ^(b)	(6.79)%	
期末純資産（千米ドル）	123,240 千米ドル	14,896 百万円
費用の対平均純資産比率	1.33 %	
利息費用を除いた費用の対平均純資産比率	1.33 %	
純投資利益の対平均純資産比率	1.13 %	

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2015年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケッツ・ボンド・ファンド(M)	
	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報：		
期首純資産価格	12.65	1,529
純投資利益 ^(a)	0.63	76
投資証券にかかる実現／未実現純（損失）	<u>(1.32)</u>	<u>(160)</u>
投資運用からの（減少）合計	<u>(0.69)</u>	<u>(83)</u>
分配金合計	<u>(0.27)</u>	<u>(33)</u>
期末純資産価格	<u>11.69</u>	<u>1,413</u>
トータル・リターン（機能通貨による） ^(b)	(5.49)%	
期末純資産（千米ドル）	<u>123,361</u> 千米ドル	<u>14,911</u> 百万円
費用の対平均純資産比率	0.00 %	
利息費用を除いた費用の対平均純資産比率	0.00 %	
純投資利益の対平均純資産比率	<u>5.20 %</u>	

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2015年10月31日

1. 機 構

本報告書において述べられる各ファンド（以下、各「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、該当するファンドの各クラス受益証券（以下「クラス」という。）を含む、ピムコ・バミューダ・トラストⅡ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。トラストは、バミューダの法律に基づき、締結された2003年12月1日付信託証書（随時改訂され、以下「信託証書」という。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである。ケイマン諸島法に基づき1985年に設立されたトラスト・カンパニーであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）がファンドの受益証券の所有者（以下「受益者」という。）のためにトラストの受託会社の役割を果たす。本報告書に使用されているとおり、「受託会社」への言及は全て、トラストの受託者としての役割を果たす者を意味する。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」、「管理会社」、または「投資顧問会社」という。）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負った。

トラストは2006年投資ファンド法および標準ファンズについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。

信託宣言の規定は、管理会社の同意を条件に、受託会社に対して、本財務書類日付現在運用されている29のファンズに加え、将来さらに複数のファンズを設立する権利を付与する。

本報告書に記載されるファンズは以下の通りである。

ファンズ	募集対象
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドⅡ PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドⅢ	日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M） ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M） PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ（M） PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）	他のファンズに限定してかかるファンズにとって投資対象ビークルとしての役割を果たすために募集される。

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ ボンド・ファンドII PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA PIMCOショート・ターム・モーゲージ・インカム ⁽¹⁾ PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ） ファンドII PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ ファンドII ピムコ・ワールド・ハイインカム	日本人およびその他の投資者に対して募集さ れる。
PIMCOバミューダ JGB フローター・フォーリン・ ストラテジー・ファンド PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ ストラテジー・ファンド PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ ファンド PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ） ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	公募または私募によりその受益証券を日本に おいて募集し、ピムコジャパンリミテッドま たは同等の免許を有する投資信託委託会社 により管理され、日本の投資信託協会の規則 の対象となる、日本の投資信託及び投資法人 に関する法律に基づき組織されたファンド・オ ブ・ファンズ・タイプの投資信託（以下「日 本の投資信託」という。）に限定して販売さ れる。

(1) 当該ファンドは2015年10月29日に設立されており、当監査済み財務書類の対象範囲外である。第一会計年度末は、2016年10月31日である。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則（以下「US GAAP」という。）に従って本財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。US GAAPの報告要件に基づき、各ファンドは投資会社として扱われる。US GAAPに従った本財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求することができる。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

（a）投資先ファンズ

受託会社および管理会社は、（i）PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドCおよびPIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD、（ii）ピムコ・ワールド・ハイインカム、（iii）PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンドおよびPIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、（iv）PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAおよびPIMCOバミューダ・インカム・ファンドD、（v）PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドおよびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドII、（vi）PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンドIIおよびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII、（vii）PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、

PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドIIおよびPIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドIII（以下、それぞれ「ファンド・オブ・ファンズ」、または他のファンズに投資する「取得ファンド」という。）の資産の全てあるいは一部を、（i）PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）、（ii）PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）、（iii）PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）、（iv）PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）、（v）PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）、（vi）PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII（M）、（vii）PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）（以下、それぞれ「投資先ファンド」または「被取得ファンド」という。）の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領されたかのように、当該被取得ファンズに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の一口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は買戻し時の当該受益証券の一口当たりの買戻価格で当該受益証券を買い戻す。したがって、取得ファンドがその投資目的を達成できるかどうかは、該当する被取得ファンドが投資目的を達成する能力に左右される。被取得ファンドの投資目標が達成されるという保証はない。

（b）証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日より15日またはそれ以後に決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金がファンドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。割引の増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、決済日より、発生主義で計上される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。特定の外国証券にかかる見積税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて、運用計算書において受取利息の構成要素または投資証券にかかる未実現損益の項目に反映される。かかる証券の売却から生じた実現税金負債は、運用計算書において、投資証券にかかる実現純利益／損失の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益は、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。

債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

（c）現金および外国通貨

各ファンドの財務諸表は、ファンドが運用される主たる経済環境の通貨を使用して表示される（以下「機能通貨」という。）。ファンズの機能通貨は米ドルである。

外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動により生じる通貨保有ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現外国通貨損益として計上される。投資証券にかかる実現損益、未実現損益ならびに収益および費用は、取引の行われた各日および報告日に換算される。証券投資にかかる外国通貨換算レートの変動による影響は、当該証券の市場価格の変動による影響から運用計算書において分別されないが、投資証券にかかる純実現および未実現利益または損失に含まれる。

特定のファンズ（またはクラス（該当する場合））の純資産価額（以下「純資産価額」という。）およびトータル・リターンは、ファンドの現行の英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）において詳述されるとおり、その純資産価額が報告される通貨（以下「純資産価額通貨」という。）で表示されている。純資産価額および純資産価額通貨におけるトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。それぞれのファンドの純資産価額通貨および機能通貨については、下記の表を参照のこと。

ファンド／クラス	純資産価額 通貨	機能通貨
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA		
F（米ドル）	米ドル	米ドル
J（日本円）	日本円	米ドル
J（米ドル）	日本円	米ドル
Y（日本円）	日本円	米ドル
Y（米ドル）	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB		
F（豪ドル）	豪ドル	米ドル
Y（豪ドル）	日本円	米ドル
Y（ブラジル・レアル）	日本円	米ドル
Y（メキシコ・ペソ）	日本円	米ドル
Y（ロシア・ルーブル）	日本円	米ドル
Y（トルコ・リラ）	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC		
Y（C-米ドル）	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD		
Y（ワールド）	日本円	米ドル
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII		
インスティテューショナル（日本円）	日本円	米ドル
インスティテューショナル（円ヘッジ）	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA		
F（日本円）	日本円	米ドル
F（米ドル）	米ドル	米ドル
J（日本円）	日本円	米ドル
J（米ドル）	日本円	米ドル
N（日本円）	日本円	米ドル
N（米ドル）	日本円	米ドル
S（日本円）	日本円	米ドル
Y（日本円）	日本円	米ドル

Y (米ドル)	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD		
N (ワールド)	日本円	米ドル
Y (ワールド)	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M)	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII (M)	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (M)	米ドル	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドII		
J (豪ドル)	日本円	米ドル
J (ブラジル・レアル)	日本円	米ドル
J (カナダ・ドル)	日本円	米ドル
J (インドネシア・ルピア)	日本円	米ドル
J (インド・ルピー)	日本円	米ドル
J (韓国ウォン)	日本円	米ドル
J (メキシコ・ペソ)	日本円	米ドル
J (ロシア・ルーブル)	日本円	米ドル
J (トルコ・リラ)	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドIII		
J (ユーロ)	日本円	米ドル
J (英ポンド)	日本円	米ドル
J (米ドル)	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドII	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド		
J (日本円)	日本円	米ドル
J (円ヘッジ)	日本円	米ドル
Y (日本円)	日本円	米ドル
Y (円ヘッジ)	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドII		
J (中国元)	日本円	米ドル
J (メキシコ・ペソ)	日本円	米ドル
Y (豪ドル)	日本円	米ドル
Y (ブラジル・レアル)	日本円	米ドル
Y (メキシコ・ペソ)	日本円	米ドル

Y（トルコ・リラ）	日本円	米ドル
ビムコ・ワールド・ハイインカム	米ドル	米ドル

（d）複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産および損益を除いて、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現損益ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。現在、クラス特定費用は、必要に応じ、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬および販売報酬を含む。

(e) 分配方針

下記の表は、各ファンドの予想される分配頻度を示したものである。各ファンドからの分配は管理会社の許可のある場合に限り受益者に宣言され支払われるが、その許可は管理会社の裁量で撤回することができる。

毎月宣言および支払い
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD
PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドII
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドIII
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドII
ピムコ・ワールド・ハイインカム
四半期毎の宣言および支払い
PIMCOバミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド
PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド
以下のファンズ（またはそのクラス、該当する場合）について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド（M）
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンドII
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII（M）
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンドII
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII

分配（もしあれば）は、一般的に関連するファンド（またはクラス（該当する場合））の純投資利益から支払われる。加えて、管理会社は分配可能な純実現キャピタル・ゲインの支払いを許可する。追加的な分配は管理会社が適切と判断した際に宣言される。あらゆるファンド（またはクラス（該当する場合））に関連して支払われる分配金は当該ファンド（またはクラス（該当する場合））の純資産価額を減少させる。受益者の判断で、ファンド（またはクラス（該当する場合））からの分配金はファンド（またはクラス（該当

する場合）の追加的受益証券に再投資することも、受益者に現金で支払うことも可能である。現金支払いはファンドの純資産価額通貨で支払われる。各ファンド（またはクラス（該当する場合））の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、ファンドは、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド（またはクラス（該当する場合））の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド（またはクラス（該当する場合））の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、該当するファンド（またはクラス（該当する場合））の利益として計上される。

（f）新会計基準公表

2013年6月、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）は、会計基準書アップデート（Accounting Standards Update, ASU）（以下「ASU」という。）第2013-08号を公表し、事業体が投資会社であるか否かを査定するため、また、その他の投資会社の非支配持分を測定するため、最新の指針を提供した。かかる最新の指針は、2013年12月15日以降に開始する中間または年度会計期間より将来に向かって適用される。US GAAPに基づく投資会社の報告要件に従い、当報告期間において、ファンズは当該ASUを採用した。当該ASUは、ファンズの財務書類に影響を及ぼさなかった。

2014年6月、FASBは、特定のレポ契約に対する担保付借入の会計処理の幅を拡大させるためのASU第2014-11号を公表した。当該ASUはまた、財務書類のユーザーが担保付借入として会計処理される類似の取引と比較出来るよう、売却として計上される特定の取引に対する追加開示要求を定めている。当該ASUは、2014年12月15日以降に開始する年度会計期間および2015年12月15日以降に開始する中間会計期間より将来に向かって適用される。現在、経営陣は、これらの変更が財務書類に及ぼす影響について評価中である。

2015年5月、FASBは、ASU第2015-07号を公表した。当該ASUは、1株当たり純資産価値による実務上の簡便法により公正価値が測定されるすべての投資有価証券を公正価値の階層の中で区分することを求める要求事項を削除するものである。当該ASUはまた、1株当たり純資産価値による実務上の簡便法により公正価値が測定される資格を有するすべての投資有価証券に対して特定の開示を求める要求事項を削除するものである。当該ASUは、2016年12月15日以降に開始する会計年度および当該会計年度の中間期間より遡及的に適用される。現在、経営陣は、これらの変更が財務書類に及ぼす影響について評価中である。

3. 投資証券の評価および公正価値測定

（a）投資評価方針

ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券一口当たりの純資産価額は、（トラストの現在の目論見書に定義されている通り）各ファンドの取引日におけるニューヨーク証券取引所の通常取引終了時点（通常米国東部標準時の午後4時）（以下「NYSE終了時点」という。）で評価される。特定の日において純資産価額の計算後にファンドまたはその代理人が知るところとなった情報は、通常は当該日までに決定されていた証券の価格または純資産価額の遡及的な調整には使用されない。

純資産価額算定の目的上、組入証券およびその他の金融デリバティブ商品は、管理会社により採用される評価方法を用いて各取引日に評価される。市場相場が容易に入手できる場合、通常、公式終値または最後に報告された売値、あるいは売りが報告されない場合は、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカー、または価格設定サービスから入手した相場に基づいて公正価値が決定される。市場相場が容易に入手できない場合、組入証券およびその他の金融デリバティブ商品は、評価委員会の指示に従い管理会社により誠実に決定された公正価値で評価される。

関係する市場の取引が終了した後、NYSE終了時点の前に、ファンドの証券または金融デリバティブ商品に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合を含む、現在のまたは信頼できる市場を基盤としたデータ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値情報またはブローカー価格）がない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。さらに、特別事情のために証券が取引される証券取引所または市場が終日営業せず、他の市場価格が入手できない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。管理会社は、ファンドの証券また

は金融デリバティブ商品に重大な影響を及ぼす可能性のある重要な出来事を監視する責任、および該当する証券または金融デリバティブ商品が、かかる重要な出来事を踏まえて再評価されるべきかを決定する責任を有する。

管理会社は、特定の状況において、公正評価が要求される可能性のある証券およびその他の金融デリバティブ商品の評価する方法を採用している。管理会社は、適用済みの公正価値測定方法の継続的合理性を監視し、かつ、市況の変動、発行体に影響を及ぼす事象またはその他の要因を踏まえて調整を行うか否かを決定する。公正価値測定方法がもはや適切ではないと管理会社が判断した場合、他の評価方法が選択される可能性、または管理会社により規定された手続きに従い、評価委員会により適切な行動が取られる可能性がある。管理会社は、評価方法の合理性について随時見直しを行うが、これらの方法は、評価委員会により随時改訂または補足されるものとする。

例えば、日々の市場相場が容易に入手できない状況において、投資有価証券は、管理会社により設定された指針に従い、評価されることがある。証券またはその他の金融デリバティブ商品が設定された指針に従って評価できない場合、かかる証券または資産の価額は、管理会社により誠実に決定される。これらの方法は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針は、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、管理会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された証券価額が値付け時点で処分された場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

（b）公正価値の階層

US GAAPは、公正価値を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引においてファンドが資産売却の際に受領するまたは負債譲渡の際に支払う価格として説明する。資産および負債の各主要なカテゴリーを別々に公正価値の測定をレベル別（レベル1、2および3）に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1、2および3については以下のとおり定義される。

レベル1－活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格（未調整）を使用したインプット。

レベル2－活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のインプット（金利、イールド・カーブ、ボラティリティー、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率）またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。

レベル3－管理会社またはその指示に従って行動する者による投資証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観測不可能なインプット。

期末現在レベル1またはレベル2に分類されていた資産につき、投資有価証券を評価する際に用いられる評価方法に変更が生じたため、前期以降、レベル1およびレベル2の間での移動が生じた。レベル1からレベル2への移動は、通常の業務の過程において、取引所価格または当初購入日付の取引価格（レベル1）から、第三者価格設定サービスにより用いられる評価方法（レベル2）への移行に伴い生じた変動の結果によるものである。

期末現在レベル2もしくはレベル3に分類されていた資産または負債につき、投資有価証券を評価する際に用いられる評価方法に変更が生じたことから、前期以降、レベル2およびレベル3の間での移動が生じ

た。レベル2からレベル3への移動は、通常の業務の過程において、現在のまたは信頼できる市場を基盤としたデータがないことから、第三者価格設定サービスにより用いられる評価方法の使用（レベル2）から、重要であり観測不可能なインプットを使用したブローカー見積りまたは評価技法の使用（レベル3）への移動に伴い生じた変動の結果によるものである。レベル3からレベル2への移動は、第三者価格設定サービスにより提供される現在のまたは信頼できる市場を基盤としたデータ、または重要であり観測可能なインプットを使用したその他の評価技法が入手できるようになった結果によるものである。

US GAAPの要件に従い、レベル1およびレベル2間ならびにレベル3への／からの移動の金額は、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記において開示される。

重要であり観測不可能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、当期中の実現および未実現損益合計、購入および売却、レベル3への／からの移動に帰属する変動を表す、報告された公正価値の期首から期末までの残高の調整を要求する。ファンドの資産および負債のレベル間の移動については、期末時点の認識が用いられる。さらに、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3に分類される資産または負債の公正価値の決定において用いられる、重大で観測不可能なインプットに関して、定量的情報を要求する。US GAAPの要件に従い、公正価値の階層のレベル3の調整および重大で観測不可能なインプットの詳細については、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれる。

（c）評価方法および公正価値の階層

公正価値におけるレベル1およびレベル2のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価値の階層のレベル1およびレベル2に分類される組入商品または金融デリバティブ商品の公正価値の決定に用いられる評価方法（または「技法」）および重要なインプットは以下のとおりである。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、銀行ローン、転換優先証券および米国以外の国債を含む確定利付証券は、通常、ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いて価格設定サービスによって評価される。サービス提供者の内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク／スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

繰延受渡基準で購入した確定利付証券または売却／買戻し取引におけるレポ契約にかかる確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定サービス提供者により、通常ブローカー・ディーラーからの見積りまたは内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いたモーゲージ関連およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

普通株式、上場投資信託、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約または先物オプション等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。

当初に米ドル以外の通貨で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レートを使用して、米ドルに換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、米ドルに対する通貨の価額変動の影響を受ける可能性がある。米国以外の市場で取引されている証券、または米ドル以外の通貨建ての証券の価額は、NYSEの休業日に重大な影響を受ける可能性がある。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、外国取引所でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、価格決定サービス提供者により、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価

値の階層のレベル2に分類される。優先証券および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他の持分証券もまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

オープン・エンド型投資会社として登録されている企業に対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資運用会社として登録されていない企業に対する投資有価証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。純資産価額のインプットが観測可能である場合、買戻時に大幅に制限される私募の投資ファンドに対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。

満期が60日以内の短期金融商品およびレポ契約は、一般的に、公正価値に近似する償却後原価により評価される。これらの投資証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

為替予約契約、オプション契約またはスワップ契約等の上場株式オプションおよび店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらの契約は通常、独立した価格設定サービス提供者により評価される。その商品と取引条件に応じて、金融デリバティブ商品は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービス提供者により評価される。かかる価格設定モデルには、見積価格、発行体に関する詳細、インデックス、買呼値／売呼値スプレッド、金利、インプライド・ボラティリティー、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に見積られる市場における観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いた金融デリバティブ商品は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公認取引所等の多角的取引施設プラットフォームで上場または取引される集中清算の対象となるスワップは、各取引所により評価される。集中清算の対象となるクレジット・デフォルト・スワップについて、清算機関は、その会員に対し、期間構造全体を通じて実施可能な水準を提供するよう求めている。外部の第三者価格とともに、これらの価格水準は、日々の決済価格を生み出すために用いられる。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。集中清算の対象となる金利スワップは、オーバーナイト・インデックス・スワップの利率やロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）の先物為替レートを含む、基調的な利率を参考にした価格設定モデルを用いて評価される。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公正価値におけるレベル3のトレーディング資産およびトレーディング負債

公正価値測定方法がPIMCOにより適用され、重大で観測不可能なインプットを使用する場合、証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。公正価値の階層のレベル3に分類されるファンドの資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価技法および重大なインプットは、以下のとおりである。

ベンチマークの価格設定手続きは、確定利付証券の基準価格が設定され、次に、存続期間において比較可能とみなされる既定の証券（通常は国が発行する米国財務省証券またはソブリン債）の市場価格の変動の割合に応じて、当該価格に対して調整が行われる。基準価格は、ブローカー・ディーラーからの見積り、取引価格または市況データの分析により得られる内部評価によるものである。証券の基準価格は、市況データの入手可能性および評価委員会により承認された手続きに基づき、定期的にリセットされることがある。ベンチマークの価格設定手順（基準価格）の観測不可能なインプットにおける重大な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。公正価値の有効性は、管理会社により定期的に見直され、入手可能な市況データが重大な変動を示唆する場合には修正が行われる。

第三者の評価ベンダーによる価格設定が入手できない場合、または公正価値の指標とみなされない場合、管理会社はブローカー・ディーラーより実勢相場（以下「ブローカー見積り」という。）を直接入手するか、第三者ベンダーを介して入手する方法を選択することができる。公正価値がブローカー見積りによる単

一の根拠に基づく場合、これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。ブローカー見積りは、通常は既存の市場参加者により入手される。独自に入手した場合でも、管理会社は、市場相場の裏付けとなる原インプットに対して透明性を持つものではない。ブローカー見積りにおける重大な変更は、当該証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。

4. 証券およびその他の投資有価証券

（a）繰延受渡取引

特定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

（b）インフレ連動債券

特定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に受取利息として含まれる。

（c）ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することができる。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（以下「貸主」という。）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドは、通常、借主とのローン契約の条項の遵守を強制する権利を有しない。その結果、ファンドは、借主と、ローン契約を販売している貸主の両方の信用リスクを負うことがある。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、「ブリッジ・ローン」への参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（債券発行、例えば、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。特定のファンズはまた、将来の資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約を締結することができる。

未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮にローンの元本額の一定割合が借主により利用されない場合においても、全額が将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみおよび貸主が借主から支払を受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受ける権利を有する。ファンドは、変動金利ローンの原与信枠の引き出されていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主による変動金利ローンの期限前返済に対してペナルティー手数料を受領することができる。受領されたまたは支払われた手数料は、運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。

2015年10月31日現在、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）は、225,000米ドルの未履行ローン契約を有していた。

（d）モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

特定のファンズは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他により行われるモーゲージ・ローンを含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、金利および元本の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティーに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の適時の元本および金利の支払いについては、米政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形の民間保険または保証によってサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のリース支払い能力および賃借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他のアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他のアセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カードの未収金、ホーム・エクイティ・ローンおよび学生ローンを含む、様々な種類の資産により組成される。

（e）モーゲージ担保債務証券

モーゲージ担保債務証券（以下「CMOs」という。）は、ホール・モーゲージ・ローンまたはプライベート・モーゲージ・ボンドによる担保が付された法実体の債務証券であり、クラス毎に分類される。CMOsは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および金利の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。CMOsは、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。

（f）ストリップト・モーゲージ・バック証券

ストリップト・モーゲージ・バック証券（以下「SMBS」という。）は、マルチ・クラスのモーゲージ金融デリバティブ証券である。SMBSは通常、モーゲージ・アセットのプールへの分配において、異なる割合の金利および元本を受領する2つのクラスにより構成される。SMBSには、すべての金利を受領するクラス（金利限定もしくは「I0」クラス）と、すべての元本を受領するクラス（元本限定または「P0」クラス）がある。I0について受領された支払は、運用計算書の受取利息に含まれる。I0の満期日には、元本が受領されないため、満期日まで月毎に当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の受取利息に含まれる。P0について受領された支払は、取得原価および1口当たり証券の減額として扱われる。

（g）債務担保証券

債務担保証券（以下「CDOs」という。）は、債権担保証券（以下「CBOs」という。）、ローン担保証券（以下「CLOs」という。）および同様の仕組みの証券を含む。CBOsおよびCLOsは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクのプールに担保された信託であり、投機的格付の確定利付証券である。CLOは、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に国内外のシニア（担保付き）・ローン、シニア（無担保）・ローンおよび劣後社債を含む。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保証券の種類およびCDOのクラスに依拠する。CBOs、CLOsおよびその他のCDOsは、（i）担保証券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、（ii）担保の質が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、（iii）ファンドが他のクラスに劣後するCBOs、CLOsおよびその他のCDOsに投資する可能性、および（iv）複雑な仕組みの証券が投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、または予期せぬ投資結果を招く可能性などを含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

（h）現物払い証券

特定のファンズは、現物払い証券(以下「PIK」という。)に投資することができる。PIKは、発行者に対し、各利払日に現金または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与することができる。かかる追加の債券は、通常、原債券と同様の条件(満期日、利率および関連リスクを含む。)を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み(以下「利込価格」という。)、資産・負債計算書における投資有価証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する。

(i) 譲渡制限証券

特定のファンズは、転売について法律上または契約上の制限がある証券に投資することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求される。私募証券は、一般的に、1933年米国証券法によるルール144Aに基づいて適格機関投資家間で取引される証券を除き、制限されていると考えられる。譲渡制限証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。2015年10月31日現在、未決済の譲渡制限証券は、投資有価証券明細表の注記で開示されている。

(j) 米国政府機関証券または政府支援企業証券

特定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、特定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫(以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。)により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行などのその他については、米国財務省(以下「米国財務省」という。)から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫(以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。)等のその他については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、米国財務省証券ストリップス債等のゼロ・クーポン証券が含まれる。米国財務省証券ストリップス債とは、財務省が発行する確定利付債であり、額面を割引いた価格で販売され、利息の利払いが生じない。投資家は、満期日に額面価格を受領することができる。ゼロ・クーポン証券は、時価基準で利息を分配せず、利息分配型よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社(以下「FHLMC」または「フレディマック」という。)が含まれる。FNMAは政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービサーの一覧から、慣習的な(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、パス・スルー証券である参加証書(以下「PCs」という。)を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、PCsへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

(k) 発行時取引

特定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。かかる証券の取引は、認可されていても市場で発行されていないため、条件付きで行われる。ファンドによる約定は、支払および交付を通常の決済期間を越えて行い、証券をあらかじめ決められた価格または利回りで売買するために行われる。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

(l) 上場投資信託

特定のファンズは、上場投資信託(以下「ETF」という。)に投資することができる。ETFは、通常、その資産のほぼすべてを、特定のインデックスを表象する有価証券で保有するインデックス・ベースの投資会社であるが、積極的に運用を行う投資会社でもある。ETFの受益証券は、一日を通じて証券取引所で取引され、組入証券への投資および資産を表象する。別の投資会社の受益者として、ファンドは、自身の運用に関連し

てファンドが直接負担する費用に加え、投資顧問報酬を含むその他の投資会社の費用を比例配分で負担する。

5. 借入れおよびその他の資金調達取引

以下の開示は、目論見書に基づき許容される範囲における、ファンズの現金または証券の貸借能力にかかる情報を含むが、これらはファンズによる借入れまたは資金調達取引とみなされる。これらの商品の計上場所および公正価値については、以下に表されるとおりである。借入れおよびその他の資金調達取引に関連する信用リスクおよび取引相手方リスクの詳細については、注記7「主要なリスク」を参照のこと。

（a）レポ契約

特定のファンズは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ取引の条項に従い、ファンドは、約定価格で約定期日に売り主が買戻しを行う義務およびファンドが再販売を行う義務を条件として、対象債務（担保）の持高を保有する。担保の市場価格は、利息を含む買戻義務の合計額と同額である必要がある。未払利息を含むレポ契約は、資産・負債計算書上に含まれる。受取利息は運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、担保受領に対する手数料を支払う場合がある。

（b）逆レポ契約

特定のファンズは、逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約は、ファンドが相手方である金融機関に、現金と引換えに証券を交付し、約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すとの契約である。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に交付された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。交付された証券と引換えに受領した現金に、ファンドから相手方に対して支払われる経過利息を加味した金額は、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドから相手方に対して行われた支払利息は、運用計算書において、支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分離保有する。

（c）売却／買戻し取引

特定のファンズは、「売却／買戻し取引」と称される資金調達取引を締結することができる。売却／買戻し取引は、ファンドが相手方である金融機関に証券を売却し、同時に約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すという契約により構成される。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に売却された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有していない。ファンドにより買戻される証券の約定受取額は、資産・負債計算書において負債として反映される。ファンドは、譲渡された証券の受領価格と約定買戻価格間との差異として表される純利益を認識する。これは一般に「価格下落」という。価格下落は、（i）該当する場合、ファンドは当該証券が売却されなければ受領しなかったであろう既定金利とインフレ利益間との調整、および（ii）ファンドと相手方間との交渉による資金調達取引条件により生じる。既定金利とインフレ利益間との調整は、該当する場合、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。ファンドにより行われた交渉による資金調達取引条件に基づく支払利息は、運用計算書において支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、売却／買戻し取引に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOにより現金化が決定している資産を分離保有する。

（d）空売り

特定のファンズは、空売りを行うことができる。空売りは、ファンドが証券の市場価格の下落を見越して保有していない証券を売却する取引である。空売りにより売却される証券および当該証券にかかる未払利息は、該当する場合、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドは、ショート・ポジションの買戻時に市場価格による証券の受渡を行う義務を負う。購入による損失は投資合計額を超過することはないのに対して、空売りによる潜在的な損失は無制限である。

（e）与信枠

PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）は、受益者への買戻しに充当するための一時的な目的で、またはその他の短期流動性の目的で、三菱東京UFJ銀行（以下「MUFG」という。）およびその他の商業銀行との間で与信契約を締結した。MUFGは、銀行および当該契約の関連当事者であるその他の銀行のエージェントの両方の役割を果たす。PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）の最大利用可能契約額は、185,000,000米ドルである。PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）は、貸主の契約額が貸主が実行するローンの未決済元本の総額を超える日々の金額の年率0.175%のコミットメント・フィーを支払うことに同意した。当該金額のうち、29,677米ドルが2015年10月31日に終了した期間中に支払われ、運用計算書の利息費用に含まれている。当期中、当該与信枠に係る借入はなかった。

6. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによるデリバティブ商品の利用方法および利用事由、特定の金融デリバティブ商品に対する信用リスク関連の偶発的な特性、ならびに金融デリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・負債計算書上での計上場所および公正価値、運用計算書上での実現損益および未実現損益の変動（それぞれ金融デリバティブ契約および関連リスク・エクスポージャーの一種として分類される。）は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。期末日現在未決済の金融デリバティブ商品および投資有価証券明細表に対する注記で開示される当期中の金融デリバティブ商品にかかる実現損益ならびに未実現損益の変動は、ファンドの金融デリバティブ行為の金額に対する指針の役割を果たす。

（a）為替予約契約

特定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に係る為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約は、二当事者間で将来において定められた価格で通貨の売買をする合意である。為替予約契約の市場価格は、為替予約契約レートの変化に伴い変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の債務不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。これらの契約に関連し、現金または証券は、各契約および条項に基づいて担保として分類されることができる。

ヘッジクラスを有する一定のファンズはまた、ヘッジクラスの株式の機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有するヘッジクラスを残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約を締結することができる。これらのクラスの特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

（b）先物契約

特定のファンズは、先物契約を締結することができる。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の市場価格変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドはブローカーまたは取引所の当初証拠金規定に従い、所定の金額の現金もしくは米国政府および政府機関の債務、または限定されたソブリン債を先物のブローカーに預けることが要求される。先物契約は日次で時価評価され、評価額の変動への適切な未収金または未払金（以下「変動証拠金」という。）は、ファンドにより記録される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとはいみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書上の上場金融デリバ

ティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の項目に含まれる変動証拠金を上回る損失を被るリスクを負う。

（c）オプション契約

特定のファンズは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売りオプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの負債は、資産・負債計算書に資産として含まれる。権利消滅する売りオプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または清算された売りオプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に売却されうる。これらのオプションに対するプレミアムは特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。オプションの売り主としてのファンドは、原投資対象が売却（コール）または購入（プット）されるかどうかについて、決定権を有しておらず、この結果、売りオプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

特定のファンズは、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは、資産として資産・負債計算書に含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。失効した購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として扱われる。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に購入されうる。これらのオプションに対するプレミアムは特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または清算された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実施する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

特定のファンズは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションである、金利スワップション契約を売却または購入することができる。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

クレジット・デフォルト・スワップション

特定のファンズは、投資有価証券の信用リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、原投資対象の債務を負担することなくクレジット・デフォルト・スワップション契約を売却または購入することができる。クレジット・デフォルト・スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結することにより、特定の参照先に対する信用保証を売買するオプションのことである。

外国通貨にかかるオプション

特定のファンズは、外国通貨にかかるオプションを売却または購入することができる。外国通貨にかかるオプションの購入は、ファンドに通貨を売買する権利を与えるものであり（義務はない。）、特定日までに行使される貨幣額と為替レートを特定するものである。これらのオプションは、外国為替レートの変動の可能性もしくは外国通貨に対するエクスポージャーの増大に備えて、ショート・ヘッジまたはロング・ヘッジとして用いられる。

インフレーション・キャップ・オプション

特定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるためにインフレーション・キャップ・オプションを売却または購入することができる。ファンドがインフレーション・キャップ・オプションを売却する場

合、受領プレミアムに等しい金額が負債として計上され、その後売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。ファンドがインフレーション・キャップ・オプションを購入する場合、ファンドは資産計上されるプレミアムを支払い、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。インフレーション・キャップ・オプションの取得の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えたインフレによる減損からファンドを保護することである。インフレーション・フロアーは、インフレ関連商品に係る投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

（d）スワップ契約

特定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され（以下「店頭取引スワップ」という。）、公認取引所等の多角的取引施設プラットフォームまたはその他の取引施設プラットフォームにおいて実行される（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスク管理のため、資産、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の種類のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、それぞれのスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には求償することができる。

スワップは、原契約に規定される評価に基づくか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関の要件に従い、日次で時価評価される。市場価格の変動は、該当する場合、運用計算書において、未実現利益／（損失）純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動は、該当する場合、資産・負債計算書において、評価額の変動分が未収金または未払金として適宜計上される（以下「変動証拠金」という。）。計算期間の開始時に受領または支払いがなされた店頭取引スワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に含まれ、スワップ契約に記載される条項と現在の市況（クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他の関連要因）間の差異を補填するために、スワップ契約締結時に受領または履行された支払プレミアムを表す。受領された（支払われた）前払プレミアムは、当初は負債（資産）として計上され、その後、スワップの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満期時に、運用計算書において実現利益または損失として計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンドにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および文書化リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの、相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方間で基本相殺契約を締結すること、および、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行、または参照銘柄、債務もしくは指数へのその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利を引換えに一方の当事者（以下「プロテクションの買い手」という。）による他方の当事者（以下「プロテクションの売り手」という。）に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて確定比率の収益をプロテクションの買い手から受け取る。ファンドは、売り手として、そのポートフォリオに実質的にレバレッジを加えることになる

が、これは、ファンドが、その純資産総額に加え、スワップ想定額についても投資リスクを負うことになるためである。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（i）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を受領するか、または（ii）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（i）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの売り手から受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を交付するか、または（ii）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。回復額は、信用事由が発生するまで、業界基準となる回復率または当該銘柄の特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。

社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。信用事由が発生し現金決済が選択されなかった場合、特定の参照債務に代えて、数種類の他の受渡可能債務によって受渡が行われる。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。ファンドは、発行者による債務不履行に対する保護手段の提供（即ち、参照債務に対してファンドが保有するまたは晒されるリスクの軽減）、または、特定の発行者による債務不履行の可能性に対するアクティブ・ロングまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。

モーゲージ・バック証券のバスケットに対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足もしくは参照モーゲージ・バック証券の全てまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利と引換として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。当該バスケットは、発行体、信用格付けおよび金利を含むがそれらに限定されない潜在的に異なる元々の属性を有する様々なモーゲージ・バック証券により構成される。当該スワップは、バスケット内の全ての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、バスケット内の当該銘柄のウェイトに基づき、信用事由が解決される。各証券は、バスケット内で異なるウェイトを有することがある。期限前弁済、元本の弁済およびその他の評価損またはモーゲージ・バック証券にかかる損失発生事由によりバスケット内の当該証券のウェイトに相応するバスケットの想定元本残高は減少する。スワップ契約の条項で定義されたように、これらの減少は一時的または永久的である可能性がある。ファンドは、原モーゲージ・バック証券の債務不履行に対してプロテクションの手段を提供するために、または原モーゲージ・バック証券の債務不履行の可能性に関してアクティブ・ロングもしくはショート・ポジションを取るために、モーゲージ・バック証券のバスケットに対するクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。

アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、債務不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約と異なり、アセット・バック証券のパフォーマンスが取引全体で変化する可能性があるという理由から、ほとんどの場合、受渡可能債務は特定の参照債務に限定される。期限前弁済、元本の弁済およびその他の評価損または原モーゲージ・ローンの損失発生事由により参照債務の元本残高は減少する。スワップ契約の条項で定義されたように、これらの減少は一時的または永久的である可能性があり、スワップ契約の想定元本額は、対応する金額によって調整される。ファンドは、不履行の参照債務

に対してプロテクションの手段を提供するために、または特定の参照債務の不履行の可能性に関してアクティブ・ロングまたはショート・ポジションを取るために、アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成する参照銘柄の全てまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利を引換条件として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたバスケット方式のクレジット商品またはエクスポージャーである。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、エマージング市場、および／あるいは各セクター内の様々な信用格付けを含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む、統一された条件とともにクレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にある全ての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、指数にある当該銘柄のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各銘柄は指数において同等のウェイトを持つ。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる、クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資家を債務不履行から保護するための、および、トレーダーが信用の質の変動を推測する際の商品である。

絶対値で表され、期末時点の社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価格の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらは、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、参照債務の債務不履行の度合いまたはリスクを表す。特定の参照銘柄のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。スワップの想定元本額と比較した場合の絶対値での市場価格の上昇は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンドが、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金（割引前）の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい。ファンドをプロテクションの売り手とする2015年10月31日現在において未決済の個々のクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金または同じ一つもしくは複数の参照銘柄に対してファンドによって締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額によって部分的に相殺されることがある。

クロス・カレンシー・スワップ契約

特定のファンズは、通貨リスクに対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにクロス・カレンシー・スワップ契約を締結することができる。クロス・カレンシー・スワップ契約は、指定された為替レートで後日再交換する合意をもって、二当事者による2つの異なる通貨の交換を伴う。契約開始日の通貨の交換は、直近のスポット・レートで行われる。満期時の再交換は、同じ為替レート、指定されたレート、または、その時の直近スポット・レートにより行われる。利息の支払いは、適用ある場合、契約開始時の2つの

通貨における有効利率に基づき、当事者間で行われる。クロス・カレンシー・スワップ契約の期間は、数年間の延長が可能である。クロス・カレンシー・スワップは、通常、商業銀行および投資銀行との間で交渉が行われる。一部のクロス・カレンシー・スワップは、元本キャッシュ・フローの交換を行わず、利息キャッシュ・フローの交換のみ行う。

金利スワップ契約

特定のファンズは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクにさらされる。ファンドは固定利率債を保有するため、金利上昇の局面においてかかる債券の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、想定元本に関連したファンドによる他の当事者との利息の支払または受領にかかるそれぞれの約定の交換を伴う。特定の種類の金利スワップ契約は以下の事項を含む。すなわち（i）金利キャップ（この特約では、プレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはキャップ、を越える場合に支払いを合意する。）、（ii）金利フロアー（この特約では、プレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはフロアー、を下回る場合に支払いを合意する。）、（iii）金利カラー（この特約では、ファンドを、所定の最低値あるいは最高値レベルを越える金利の変動から保護するため、一方当事者がキャップを売却しフロアーを購入する、またその逆の取引を行う。）、（iv）コーラブル金利スワップ（この特約では、買い手が、すべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時までゼロ・コストで早期終了できる権利を考慮し前払報酬を支払う。）、（v）スプレッド・ロック（この特約では、金利スワップ使用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めている。）、または（vi）ベシス・スワップ（この特約では、二当事者間で、異なるセグメントの短期金融市場に基づく変動金利を交換することができる。）。

7. 主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の債務不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）等による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。選定された主要なリスクの詳細については、下記を参照のこと。

ファンド・オブ・ファンズ

一定のファンズが実質的にそれぞれのすべての資産を被取得ファンドに投資する範囲において、これらのファンズへの投資に付随するリスクは、被取得ファンドが保有する証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力は、被取得ファンドがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右されることがある。被取得ファンドが投資目的を達成するとの保証はない。取得ファンドの純資産価額は、取得ファンドが投資する被取得ファンドのそれぞれの純資産価額の変動に対応して変動する。

通常の業務の過程で、被取得ファンドは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。

市場リスク

ファンドによる、金融デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンドは金利リスク、為替リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定にされない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利変動により確定利付証券の価値が減少するリスクである。名目金利が上昇する局面においては、ファンドにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。金利変動は突然かつ予測不可能なことがあり、ファンドの経営陣がこれらの変動を予測できない場合にファンドは損失を被ることがある。ファンドは、金利変動に対してヘッジを行うことが出来ない、または経費もしくはその他の理由によりヘッジを行わないことがある。さらに、いかなるヘッジも意図した通りの効果を得られないことがある。満期までの年限が長い確定利付証券は通常、デュレーションの短い証券と比較してよりボラティリティーが高く、金利変動の影響をより受けやすい傾向がある。デュレーションは、主として金利（すなわち利回り）の変動に対する確定利付証券の市場価格の感応度測定において有用である。現在のところ、米国は歴史的な低金利局面にある。これにより、足元の景気回復と連邦準備制度理事会による量的金融緩和と政策の実施とあいまって、近い将来金利が押し上げられる可能性が高まると考えられる。さらに、米国債券市場が過去30年にわたり堅調に成長を続けている一方で、ディーラーによる「マーケット・メイキング（値付け）」の能力は相対的に停滞したままである。強固で活発な市場を創造する上で仲介業者による「マーケット・メイキング」が重要であることを鑑みて、確定利付債のボラティリティーおよび流動性リスクが高まることがある。集合的および／または個別的なこれらのすべての要因により、ファンドの評価額が損なわれる可能性がある。

特定のファンズは、ロシア経済と連動する有価証券および金融商品に投資することができる。ロシアに対する投資は、政治、経済、法律、市場および通貨リスクを含むがそれらに限定されない様々なリスクを伴う。かかるリスクには、政治および経済政策の不確実性、短期市場のボラティリティー、会計基準の脆弱性、腐敗や犯罪、不十分な規制制度および予測不可能な課税が含まれる。とりわけ、ロシアに対する投資には、米国および／またはその他の諸国により一層の経済制裁が課せられるリスクを伴う。そのような制裁により、中でもエネルギー、金融サービスおよび防衛を含む多くのセクターの企業がマイナスの影響を受け、その結果、ファンドの業績および／またはその投資目的達成能力に悪影響が及ぶことがある。ロシアの証券市場は、取引高が制限されていることが特徴であり、それゆえ、正確な価格および取引を把握することが困難となっている。ロシアの証券市場は、米国市場と比較して価格変動が著しく、流動性が低く、時価総額および流通している証券数がより少ない。発行体について入手可能な公的情報がほとんどないことがある。登録システムが効果的な政府の監督下でないことがあるため、証券取引の決済、清算および登録がリスクの対象となる。これにより、証券譲渡の登録の際に重大な遅滞または問題が生じる可能性がある。保管受託銀行に開設されている外国籍ノミニの口座は、ロシアの証券法により認められておらず、そのため、顧客のために証券を保有する保管受託銀行が当該証券の最終的な所有者であるとみなされることがある。ロシアの企業により発行される証券の所有は、中央登録システムを通じてではなく、企業自身および登録機関により記録される。不正または過失を通じてファンドの所有権が失効する可能性がある。登録機関は、適用されるロシアの規制により、誤謬によって生じた損失の責任を課せられる一方で、受益証券の登録が行われなかった場合にファンドが登録機関または証券の発行体に対して権利を執行することが困難になることがある。不利な為替レートがリスクとなり、利用可能な通貨ヘッジ商品が欠如する可能性がある。ロシアへの投資は、国

有化または資産の取用のリスクの対象となる。石油、天然ガス、金属および材木はロシアの輸出の重要な部分を占めるが、その結果、同国は世界価格の変動に晒されやすくなっている。

当レポートにおける（非米国の）外国証券は、設立国の保有高ごとに分類される。特定の状況下において、証券の設立国は、経済エクスポージャーの国と異なることがある。

ファンドが外国通貨に直接投資する場合、外貨取引を行い外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、または為替リスクに晒される金融デリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジションの場合においては、ファンドの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象となる。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入（または市場への介入の失敗）、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的發展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

ファンドの投資有価証券の市場価格は、一般的に、実体経済あるいは実体のない経済動向の悪化、企業業績全般の見直し修正、金利、為替相場の変動、または投資家心理の悪化といった、特定企業または発行体に特段関係しない市況全般によって減少することがある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても減少することがある。特定の市況下において、確定利付証券は同等あるいはより大きな価格変動となる可能性があるものの、持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティが高い。また、信用格付の引き下げにより、ファンドが保有する証券がマイナスの影響を被ることもある。市場のパフォーマンスが良好に推移している局面においても、市場全般に沿ってファンドが保有する投資有価証券の価値が上昇するとの保証はない。さらに、市場リスクは、地政学上の事象が国または世界レベルで経済を混乱させるリスクを含む。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは、取引を行う相手方に対する信用リスクに晒され、また、決済時の債務不履行に対するリスクを負担する。ファンドは、適用ある場合、高く評価され、信頼に値する取引所において多数の相手方との取引を行うことにより、信用リスクの集中を最小限に抑えるよう努める。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ契約、レポ契約または組入証券の貸付けの相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、ファンドは損害を被る可能性がある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付に反映される。）の変更による影響を受ける。

信用リスクと同様に、ファンドは取引相手方リスク、またはファンドと未決済取引をしている機関あるいは他の企業が不履行に陥るリスクにさらされることがある。管理会社として、PIMCOは、様々な方法でファンドに対する取引相手方リスクを最小限に抑えるよう努める。新たな相手方との取引を締結する前に、PIMCOの取引相手方リスク委員会は、当該相手方に対する信用審査を広範囲に実行し、当該相手方の利用を承認する必要がある。さらに、原契約の条項に従って、ファンドへの未払金が所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を有する担保を、現金もしくは証券の形で差出さなければならない。ファンドは、かかる担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンドへの未払額が後に減少した場合、ファンドは以前に相手方から差出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。

上場証券の全ての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済／支払がなされる。売却証券の引渡しはファンドが支払を受領した後のみになされることから、債務不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払は、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は不履行となる。

基本相殺契約

ファンズは、選定された取引相手方との様々な相殺条項の対象となることがある。（以下「マスター契約」という。）マスター契約は、特定の取引条件を管理し、かつ、信用保護機構を特定し法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを減少させることを意図する。各種マスター契約は、一定の異なる種類の取引を規律する。異なる種類の取引は、特定の組織である

別々の法人組織または関係会社から取引されることがあり、その結果、単一の取引相手方に対して複数の契約が必要となることがある。マスター契約は、異なる資産の種類に運用に特有のものであるが、ファンドは、相手方との一つのマスター契約に基づいて規律されるすべての取引に関し、債務不履行の際に相手方とのエクスポージャー全体を一括で相殺することが可能となる。財務報告目的のために、デリバティブ資産および負債は通常、資産・負債計算書において総額ベースで計上されるが、それにより、正味金額前のリスクおよびエクスポージャーがすべて反映される。

マスター契約はまた、所定のエクスポージャーレベルでの担保供与の取決めについて明記することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。マスター契約に基づき、所定の口座における相手方との関連マスター契約により規律される、(すでに実施されている既存の担保を除いた)特定の取引に対するエクスポージャー純額合計が、特定の限度額(相手方やマスター契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドルの範囲に及ぶ)を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、AAAの格付を有する他の形態の証券またはソブリン債が使用されることもある。担保として差入れられる証券および現金は、資産・負債計算書において投資有価証券、時価(証券)または相手方への預託金(現金)のいずれかの構成要素として、資産に反映される。担保として受領した現金は、通常は分別口座には預け入れられないため、資産・負債計算書において相手方からの預託金として負債に反映される。担保として受領した一切の証券の市場価格は、純資産価額の構成要素として反映されない。ファンドの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポージャーは、関連マスター契約の対象となる各取引による影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

マスター・レポ契約およびグローバル・マスター・レポ契約(以下、個別的に、また、総称して「マスター・レポ契約」という。)は、ファンズと選定された相手方間とのレポ契約、逆レポ契約および売却/買戻し取引を管理する。基本レポ契約は、とりわけ、取引開始、収益支払い、債務不履行、および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在のマスター・レポ契約に基づく取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

マスター証券フォワード取引契約(以下「マスター・フォワード契約」という。)は、ファンズと選定された相手方とのTBA証券、繰延受渡取引または売却/買戻し資金調達取引等の、特定の先渡取引を取り巻く事項および要因について規律する。マスター・フォワード契約は、とりわけ取引開始および確認、支払いおよび譲渡、債務不履行、終了事由ならびに担保の維持に関する規定を定める。期末現在の先渡取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

顧客口座約定書および関連補遺は、先物、先物にかかるオプションおよび清算店頭取引(以下「OTC」という。)デリバティブ等の清算デリバティブ取引を規律する。清算デリバティブ取引は、各関連清算機関により決定された当初証拠金を計上し、商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)または適切な規制機関に登録されたブローカーの口座に分離保有することが求められる。米国においては、先物のブローカーの債権者が、分別口座内にファンド資産に対する請求権を有していないため、取引相手方リスクは大幅に軽減される。さらに、債務不履行の際にエクスポージャーを移転できること(ポータビリティ)により、ファンズに対するリスクは一段と軽減される。変動証拠金または市場価格の変動は日々換算されるが、先物と清算店頭取引デリバティブ間は相殺されない。期末現在の市場価格または未実現累積損益、計上済みの当初証拠金および一切の未決済変動証拠金は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

国際スワップデリバティブ協会マスター契約およびクレジット・サポート・アネックス(以下「ISDAマスター契約」という。)は、ファンズと選定された相手方間で締結された店頭金融デリバティブ取引を規律する。ISDAマスター契約は、一般的な義務、表明事項、合意、担保および債務不履行または終了事由に関する規定を定める。終了事由は、適用されるISDAマスター契約に基づいて、早期終了を選択し全ての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、財務書類にとって重大であることがある。限られた状況下において、ISDAマスター契約は、相手方の信用の質が所定の水準を下回った場合、既存の日々のエクスポージャーの範囲を超えた相手方からの保全措置を追加した追加条項を含むことがある。これらの金額は、もしあれば、第三者の保管受託銀行に分別保有することができる。当期末現在の店頭金融

デリバティブ商品の市場価格、受領された担保または差出された担保およびエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示される。

8. 報酬および費用

ファンズ（またはそのクラス（該当する場合））は、以下のファンズを除き、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬の対象とならない。以下のファンズは、（個別に計算される各ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の日々の平均純資産額に基づく料率として表示される）以下の年率により、下記の報酬の対象となる。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII					
インスティテューショナル（円）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
インスティテューショナル（円ヘッジ）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）	該当なし	0.28%	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII（M）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽³⁾	該当なし	該当なし
ピムコ・ワールド・ハイインカム	0.70%	該当なし	該当なし	0.10% ⁽⁴⁾	0.55% ⁽⁵⁾

- (1) 当該クラスは、ファンドの資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬を負担する。管理事務代行報酬は、（i）ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%を適用し、（ii）各クラスの資産水準に基づき、各クラスに管理事務代行報酬を比例按分して割り当てることにより算定される。
- (2) PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）は、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%で変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (3) PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII（M）は、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%で変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (4) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.10%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.05%で変動する代行協会員報酬を負担する。
- (5) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.50%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.55%で変動する販売報酬を負担する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、該当する場合、PIMCOに対して、投資顧問業務、管理事務業務ならびに監査、保管、受託、投資証券会計、日常的法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む第三者によるサービスの提供または提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、該当する場合、該当ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券に関連したサービスおよび販売を提供する金融仲介機関に対して返済するために毎月後払いで支払われる。

管理会社は、トラストおよび該当ファンドにより要求される一定の第三者によるサービスに対する費用を負担する。受益者ではなく、管理会社が、純資産の増加による価格の下落も含め、第三者による当該サービ

ス費用の価格下落の恩恵を受ける。管理事務代行報酬の対象となるファンズに関して、管理会社は通常かかる報酬について利益を得る。

ファンズ（またはクラス（該当する場合））は、（i）公租公課、（ii）ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（iii）利息支払いを含む借入費用、（iv）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用ならびに（v）特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。PIMCOは、トラストの設定に伴う設立費を支払った。

上記の表に記載される通り、特定のファンズおよびそのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。PIMCOの日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資する日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を支払われ、かかる報酬の一部は、PIMCOへサービス報酬として分配される。

ピムコ・ワールド・ハイインカムは、日本におけるその受益証券の公募に関連する発生中の経費を支払う。

9. 関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーの過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬は注記8に開示されている。

トラストの関連当事者であるアリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーは、2015年10月31日現在、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドⅡの純資産の0.02%を保有していた。

特定のファンズは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンドの有価証券を購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンドへの、または共通の投資顧問会社（または関連投資顧問会社）を持つことから関連会社であると考えられる他のファンドに対する証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2015年10月31日終了期間中、以下のファンズは、関連ファンズ間において、証券の売買に従事した（金額：千単位）。

ファンド	購入 (米ドル)	売却 (米ドル)
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）	25,766	127,475
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	17,336	5,309
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ	6,239	26,554
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）	148,374	6,273
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）	219,114	21,506
PIMCOバミューダJGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド	123	12
PIMCOバミューダJGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド	0	5
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）	10,716	326,342
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ（M）	2,139	8,247
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）	45,531	62,763

10. 保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社およびPIMCOを含む。）は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる一定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生の請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

11. 利益参加型受益証券

トラストは5千億口を上限とする利益参加型受益証券を発行することができる。特定の受益者は各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込および買戻しはファンズの純資産価額通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートによりファンズの機能通貨に換算される。各ファンドの受益証券は、無額面で発行される。受託会社は、管理会社の同意により、将来いずれかのファンドに関連して追加ファンドもしくはクラスまたはクラス受益証券を設定および募集することができる。

利益参加型受益証券の変動は下記の通りであった（口数および金額：千単位*）。

	PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンド (0)		PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンドA		PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンドB		PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンドC	
	2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	47,040	475,194	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	2,066	15,271	N/A	N/A
F (米ドル)	N/A	N/A	11,076	105,503	N/A	N/A	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	241	19,215	N/A	N/A	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	554	53,604	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	202	16,622	N/A	N/A
Y (ブラジル・ レアル)	N/A	N/A	N/A	N/A	645	43,945	N/A	N/A
Y (C-米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2,523	202,059
Y (日本円)	N/A	N/A	221	17,307	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	37	3,224	N/A	N/A
Y (ロシア・ ルーブル)	N/A	N/A	N/A	N/A	1,178	62,022	N/A	N/A
Y (トルコ・リラ)	N/A	N/A	N/A	N/A	11	803	N/A	N/A
Y (米ドル)	N/A	N/A	978	94,041	N/A	N/A	N/A	N/A
分配金の再投資による 発行額	3,252	32,618	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	411	2,983	N/A	N/A
F (米ドル)	N/A	N/A	2,019	19,114	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	48	3,823	N/A	N/A
Y (ブラジル・ レアル)	N/A	N/A	N/A	N/A	180	11,922	N/A	N/A
Y (C-米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	961	75,691
Y (日本円)	N/A	N/A	177	13,863	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	42	3,521	N/A	N/A
Y (ロシア・ ルーブル)	N/A	N/A	N/A	N/A	133	7,283	N/A	N/A
Y (トルコ・リラ)	N/A	N/A	N/A	N/A	4	370	N/A	N/A
Y (米ドル)	N/A	N/A	356	34,230	N/A	N/A	N/A	N/A
受益証券買戻支払額	(68,051)	(687,927)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,434)	(10,693)	N/A	N/A
F (米ドル)	N/A	N/A	(15,592)	(148,275)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	(676)	(53,376)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	(189)	(18,367)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(180)	(14,515)	N/A	N/A
Y (ブラジル・ レアル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(205)	(13,946)	N/A	N/A
Y (C-米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,167)	(92,787)
Y (日本円)	N/A	N/A	(817)	(63,657)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	(321)	(27,042)	N/A	N/A
Y (ロシア・ ルーブル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(647)	(37,036)	N/A	N/A
Y (トルコ・リラ)	N/A	N/A	N/A	N/A	(38)	(3,006)	N/A	N/A
Y (米ドル)	N/A	N/A	(2,619)	(253,230)	N/A	N/A	N/A	N/A
ファンド受益証券 取引による純増加 (減少) 額	(17,759)	(180,115)	(4,271)	(180,028)	2,132	65,551	2,317	184,963

	PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンド ⁽⁹⁾		PIMCOパミューダ・ エマージング・ マーケット・ボンド・ ファンド (M)		PIMCOパミューダ・ エマージング・ マーケット・ボンド・ ファンド II ⁽¹⁾		PIMCOパミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・イクス・ ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ファンド ⁽²⁾	
	2015年10月31日 終了期間		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	N/A	N/A	129	1,548	N/A	N/A	1,111	145,774
インスティテュー ショナル (円)	N/A	N/A	N/A	N/A	211	30,747	N/A	N/A
インスティテュー ショナル (円ヘッジ)	N/A	N/A	N/A	N/A	37	4,954	N/A	N/A
Y (ワールド)	111	9,345	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
分配金の再投資による 発行額	N/A	N/A	311	3,732	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (ワールド)	7	539	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
受益証券買戻支払額	N/A	N/A	(4,545)	(54,560)	N/A	N/A	(2,679)	(351,763)
インスティテュー ショナル (円)	N/A	N/A	N/A	N/A	(510)	(75,301)	N/A	N/A
インスティテュー ショナル (円ヘッジ)	N/A	N/A	N/A	N/A	(268)	(34,740)	N/A	N/A
Y (ワールド)	(14)	(1,069)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
ファンド受益証券 取引による純増加 (減少) 額	104	8,815	(4,105)	(49,280)	(530)	(74,340)	(1,568)	(205,989)

	PIMCOパミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・イクス・ ジャパン・ボンド・ ファンド ⁽²⁾		PIMCOパミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・イクス・ ジャパン・ボンド・ ファンド (M)		PIMCOパミューダ・ インカム・ファンド (M)		PIMCOパミューダ・ インカム・ファンドA	
	2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	569	98,232	2,176	376,300	96,945	1,039,220	N/A	N/A
F (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	5,246	431,633
F (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	42,510	421,072
J (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	112	9,305
J (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	725	72,563
N (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	10 ⁽⁷⁾	847 ⁽⁷⁾
N (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	8 ⁽⁷⁾	731 ⁽⁷⁾
S (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	405	33,954
Y (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	32	2,599
Y (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	294	28,223
分配金の再投資による 発行額	0	0	0	0	0	0	N/A	N/A
F (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	302	24,671
F (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	3,979	39,151
Y (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2	156
Y (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	16	1,544
受益証券買戻支払額	(1,428)	(246,320)	(4,669)	(808,860)	(34,505)	(370,371)	N/A	N/A
F (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(725)	(59,745)
F (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(15,634)	(154,608)
J (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(29)	(2,459)
J (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,183)	(119,170)
N (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0 ⁽⁷⁾	(8) ⁽⁷⁾

	PIMCOパミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・イクス・ ジャパン・ボンド・ ファンド ⁽¹⁾		PIMCOパミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・イクス・ ジャパン・ボンド・ ファンド (M)		PIMCOパミューダ・ インカム・ファンド (M)		PIMCOパミューダ・ インカム・ファンドA	
	2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
N (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0 ⁽²⁾	(9) ⁽²⁾
S (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(179)	(14,825)
Y (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(9)	(744)
Y (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(63)	(6,037)
ファンド受益証券 取引による純増加 (減少) 額	(859)	(148,088)	(2,493)	(432,560)	62,440	668,849	35,819	708,844

	PIMCOパミューダ・ インカム・ファンドD		PIMCOパミューダ JGB フロクター・ フォーリン・ ストラテジー・ ファンド		PIMCOパミューダ JGB フロクター・ ユー・エス・ ストラテジー・ ファンド		PIMCOパミューダ・ ユー・エス・ハイ・ イールド・ファンド (M)	
	2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	N/A	N/A	0	4	0	3	61,106	646,923
N (ワールド)	1 ⁽²⁾	82 ⁽²⁾	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (ワールド)	1,409	118,378	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
分配金の再投資に よる発行額	N/A	N/A	0	0	N/A	N/A	6,903	72,810
Y (ワールド)	164	12,929	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
受益証券買戻支払額	N/A	N/A	(5)	(402)	(3)	(268)	(215,277)	(2,276,232)
N (ワールド)	0 ⁽²⁾	(1) ⁽²⁾	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (ワールド)	(74)	(5,787)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
ファンド受益証券 取引による純増加 (減少) 額	1,500	125,601	(5)	(398)	(3)	(265)	(147,268)	(1,556,499)

	PIMCOパミューダ・ ユー・エス・ハイ・ イールド・ ファンドII (M)		PIMCOエマージング・ ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド		PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ ファンド		PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ ファンド (M)	
	2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	164	30,660	0	8	9	789	3,895	47,219
分配金の再投資による 発行額	N/A	N/A	536	38,564	184	16,034	2,804	34,003
受益証券買戻支払額	(232)	(43,269)	(2,507)	(181,510)	(684)	(60,858)	(66,943)	(816,675)
ファンド受益証券取引 による純(減少) 額	(68)	(12,609)	(1,971)	(142,938)	(491)	(44,035)	(60,244)	(735,453)

	PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ ファンドⅡ		PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ ファンドⅢ		PIMCOユー・エス・ ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド		PIMCOユー・エス・ ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドⅡ ⁽⁴⁾	
	2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	N/A	N/A	N/A	N/A	6	490	16	2,267
J (豪ドル)	32	2,485	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ブラジル・レアル)	150	7,104	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (カナダ・ドル)	29	2,338	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ユーロ)	N/A	N/A	48	3,779	N/A	N/A	N/A	N/A
J (英ポンド)	N/A	N/A	29	2,624	N/A	N/A	N/A	N/A
J (インドネシア・ ルピア)	28	1,959	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (インド・ルピー)	19	1,523	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (韓国ウォン)	22	1,936	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (メキシコ・ペソ)	35	2,622	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ロシア・ルーブル)	226	11,662	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (トルコ・リラ)	47	3,216	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	16	1,469	N/A	N/A	N/A	N/A
分配金の再投資による 発行額	N/A	N/A	N/A	N/A	0	0	0	0
J (豪ドル)	283	21,824	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ブラジル・レアル)	94	4,776	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (カナダ・ドル)	21	1,626	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ユーロ)	N/A	N/A	18	1,463	N/A	N/A	N/A	N/A
J (英ポンド)	N/A	N/A	23	2,026	N/A	N/A	N/A	N/A
J (インドネシア・ ルピア)	36	2,608	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (インド・ルピー)	35	2,940	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (韓国ウォン)	24	2,077	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (メキシコ・ペソ)	480	36,922	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ロシア・ルーブル)	67	3,452	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (トルコ・リラ)	38	2,609	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	22	1,939	N/A	N/A	N/A	N/A
受益証券買戻支払額	N/A	N/A	N/A	N/A	(48)	(3,743)	(101)	(13,990)
J (豪ドル)	(692)	(52,897)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ブラジル・レアル)	(138)	(6,622)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (カナダ・ドル)	(67)	(4,989)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ユーロ)	N/A	N/A	(91)	(6,991)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (英ポンド)	N/A	N/A	(83)	(7,322)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (インドネシア・ ルピア)	(81)	(5,829)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (インド・ルピー)	(81)	(6,718)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (韓国ウォン)	(67)	(5,773)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (メキシコ・ペソ)	(3,333)	(260,077)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (ロシア・ルーブル)	(230)	(12,113)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (トルコ・リラ)	(78)	(5,455)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	(79)	(7,040)	N/A	N/A	N/A	N/A
ファンド受益証券取引 による純(減少)額	(3,101)	(246,794)	(97)	(8,053)	(42)	(3,253)	(85)	(11,723)

	PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド		PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ ⁽⁵⁾		PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド		PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドⅡ	
	2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度		2015年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	8	679	142	26,525	N/A	N/A	N/A	N/A
J（中国元）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	6	616
J（日本円）	N/A	N/A	N/A	N/A	3	249	N/A	N/A
J（円ヘッジ）	N/A	N/A	N/A	N/A	10	834	N/A	N/A
Y（豪ドル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	283	18,685
Y（ブラジル・レアル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	6,904	224,851
Y（日本円）	N/A	N/A	N/A	N/A	41	4,270	N/A	N/A
Y（円ヘッジ）	N/A	N/A	N/A	N/A	2	109	N/A	N/A
Y（メキシコ・ペソ）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	3	300
Y（トルコ・リラ）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	8	734
分配金の再投資による発行額	0	0	0	0	N/A	N/A	N/A	N/A
Y（豪ドル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	519	34,029
Y（ブラジル・レアル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	15,058	466,005
Y（日本円）	N/A	N/A	N/A	N/A	113	12,130	N/A	N/A
Y（円ヘッジ）	N/A	N/A	N/A	N/A	164	12,310	N/A	N/A
Y（メキシコ・ペソ）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	1	58
Y（トルコ・リラ）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2	129
受益証券買戻支払額	(174)	(14,862)	(121)	(22,450)	N/A	N/A	N/A	N/A
J（中国元）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(15)	(1,546)
J（日本円）	N/A	N/A	N/A	N/A	(973)	(85,726)	N/A	N/A
J（円ヘッジ）	N/A	N/A	N/A	N/A	(864)	(71,532)	N/A	N/A
J（メキシコ・ペソ）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(8)	(574)
Y（豪ドル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,104)	(73,491)
Y（ブラジル・レアル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(24,882)	(741,473)
Y（日本円）	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,233)	(134,316)	N/A	N/A
Y（円ヘッジ）	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,061)	(80,129)	N/A	N/A
Y（メキシコ・ペソ）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(4)	(341)
Y（トルコ・リラ）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(6)	(473)
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額	(166)	(14,183)	21	4,075	(3,798)	(341,801)	(3,235)	(72,491)

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	2015年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	454	4,462
受益証券買戻支払額	(4,570)	(44,204)
ファンド受益証券取引による純（減少）額	(4,116)	(39,742)

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

- (1) 2015年10月31日現在、一人の受益者が、ファンドの58%を構成するファンドの純資産合計の10%超を有していた。
- (2) 2015年10月31日現在、一人の受益者が、ファンドの93%を構成するファンドの純資産合計の10%超を有していた。
- (3) 2015年10月31日現在、一人の受益者が、ファンドの77%を構成するファンドの純資産合計の10%超を有していた。

- (4) 2015年10月31日現在、一人の受益者が、ファンドの40%を構成するファンドの純資産合計の10%超を有していた。
- (5) 2015年10月31日現在、一人の受益者が、ファンドの14%を構成するファンドの純資産合計の10%超を有していた。
- (6) 2015年2月9日（運用開始日）から2015年10月31日までの期間。
- (7) 2014年11月21日（運用開始日）から2015年10月31日までの期間。

12. 規制および訴訟事項

受託会社は、トラストに対する、重大な未解決または未発生 of いくらかの訴訟もしくは請求をも関知していない。

PIMCOは、ピムコ・イー・ティー・エフ・トラストのシリーズであるピムコ・トータル・リターン・アクティブ・エクステンジ・トレーディッド・ファンド（「ボンド」）に関し、米証券取引委員会（「SEC」）のスタッフより、ウェルズノーティスを受領した。当該ノーティスは、ボンドに関連する非公開の調査に端を発したPIMCOに対する民事訴訟をSECが開始するよう、スタッフが勧告していることを示す事前通知である。ウェルズノーティスは、正式な不正行為の申立てでもなく、法律違反がなされたとの事実認定でもない。

かかる事項は、主にボンドの開始日である2012年2月29日から当該期間のボンドの業績開示日である2012年6月30日までの間にボンドが購入したノン・エージェンシー（民間）モーゲージ・バック証券における小規模のポジションの評価ならびにこれらの事項に関連するPIMCOのコンプライアンス指針および手続きに関連する。

ウェルズのプロセスは、PIMCOの行為が適切であり、業界基準に沿っており、したがって措置を講じる必要はないとPIMCOが信じる理由をSECのスタッフに証明する機会をPIMCOに与えるものである。PIMCOは、かかる事項がファンズまたはその他のファンドに対し投資管理サービスを提供するファンズまたはPIMCOの能力に悪影響を及ぼす見込みは低いと判断している。

前述の事項は、かかるレポートの日付においてのみ言及するものである。

13. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてバミューダ法に服する。現行のバミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払について、源泉徴収税は適用されない。そのため、本財務書類において、所得税の引当は計上されていない。バミューダにおいて上記の税金が制定された場合、ファンズは、1966年免税事業税金保護法に基づき、2016年3月28日までファンズに対しすべての当該税金を免除する旨の約束をバミューダ財務省から受領している。

US GAAPは、不確実なタックス・ポジションが本財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。2015年10月31日現在、当該会計基準の認識および測定要件に合致するタックス・ポジションはなかった。したがって、ファンズは不確実なインカム・タックス・ポジションに関連するいくらかの収益または費用をも計上しなかった。ファンズは、進行中の税務調査を有していない。2015年10月31日現在、主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、期限にかかる法令に基づき、2012年から2015年まで（限定的な例外を伴う）である。

14. 後発事象

管理会社は、ファンズの財務書類が公表可能となる2016年1月22日までの間に、ファンズの財務書類において存在する後発事象の可能性について評価している。管理会社は、当該日までのファンズの財務書類において、開示が要求される重大な事象はなかったと決定した。

③【投資有価証券明細表等】

ピムコ・ワールド・ハイ・インカム
投資有価証券明細表
2015年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
投資有価証券 0.1%		
短期金融商品 0.1%		
定期預金 0.1%		
ANZ National Bank		
0.030% due 11/02/2015	\$ 10	\$ 10
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd.		
0.030% due 11/02/2015	5	5
Citibank N.A.		
0.030% due 11/02/2015	15	15
JPMorgan Chase & Co.		
0.030% due 11/02/2015	23	23
Nordea Bank AB		
0.030% due 11/02/2015	6	6
Sanitomo Mitsui Banking Corp.		
0.030% due 11/02/2015	5	5
Wells Fargo Bank		
0.030% due 11/02/2015	5	5
		78
短期金融商品合計		78
(取得原価\$78)		
投資有価証券合計		78
(取得原価\$78)		
	口数 (千単位)	
関係会社に対する投資有価証券 100.1%		
ミューチュアル・ファンズ 100.1%		
ピムコ・バリュア・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 00		
(取得原価\$125.221)	10,353	123,351
関係会社に対する投資有価証券合計		123,351
(取得原価\$125.221)		
投資合計 100.2%		\$ 123,439
(取得原価 \$125.299)		
その他の資産および負債、純額 (0.2%)		(199)
純資産 100.0%		\$ 123,240

投資有価証券明細表に対する注記金額：千単位*）:

* ゼロ抜高は、千単位未満に四捨五入された実数値を反映していることがある。

公正価値測定

以下は、2015年10月31日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である:

カテゴリおよびサブ・カテゴリ	レベル1	レベル2	レベル3	2015年10月31日 現在公正価値
投資有価証券、時価				
短期金融商品	\$ 0	\$ 78	\$ 0	\$ 78
関係会社に対する投資有価証券、時価				
ミューチュアル・ファンズ	123,351	0	0	123,351
投資有価証券合計	\$ 123,351	\$ 78	\$ 0	\$ 123,439

2015年10月31日終日期間中、レベル1およびレベル2間の移動はなかった。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表

2015年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
投資有価証券 98.6%			
オーストリア 0.2%			
社債および拘束手形 0.2%			
Saxo Paoier Holding GmbH			
3.375% due 04/01/2022	EUR	200	\$ 211
オーストリア合計			211
(取得原価\$12)			
アゼルバイジャン 0.4%			
社債および拘束手形 0.3%			
State Oil Co. of the Azerbaijan Republic			
4.750% due 03/13/2023	\$	400	347
ソブリン債 0.1%			
Republic of Azerbaijan International Bond			
4.750% due 03/13/2024		200	192
アゼルバイジャン合計			539
(取得原価\$97)			
バーレーン 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Bahrain Government International Bond			
5.000% due 09/19/2044		500	416
バーレーン合計			416
(取得原価\$500)			
ブラジル 5.9%			
社債および拘束手形 5.1%			
Banco Votorantim S.A.			
5.250% due 02/11/2016		500	501
Caixa Economica Federal			
4.500% due 10/03/2018		600	579
Petrobras Global Finance BV			
4.875% due 03/17/2020		3,200	2,624
5.375% due 01/27/2021		1,000	816
5.625% due 05/20/2043		1,300	869
5.750% due 01/20/2020		400	342
6.850% due 06/05/2115		400	277
Samarco Mineracao S.A.			
5.750% due 10/24/2023		300	269
			6,267
ソブリン債 0.8%			
Brazil Minas SPE via State of Minas Gerais			
5.333% due 02/15/2028		1,230	1,007
ブラジル合計			7,274
(取得原価\$8,427)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)
投資有価証券明細表（続き）
 2015年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
英領バージン諸島 0.5%		
社債および拘束手形 0.5%		
GIL Trade Finance, Inc.-		
7.250% due 04/15/2044	\$ 200	\$ 151
Romeft Finance S.A.		
7.250% due 02/02/2020	200	213
7.875% due 03/13/2018	300	320
英領バージン諸島合計		684
(取得原価\$96)		
カナダ 0.1%		
社債および拘束手形 0.1%		
Pacific Exploration & Production Corp.		
5.625% due 01/19/2025	500	190
カナダ合計		190
(取得原価\$496)		
ケイマン諸島 3.1%		
社債および拘束手形 3.1%		
Interoscanica IV Finance Ltd.		
0.000% due 11/30/2025	835	612
Interoscanica V Finance Ltd.		
0.000% due 05/15/2030	1,600	845
Lamar Funding Ltd.		
3.955% due 05/07/2025	600	564
Odobrecht Drilling Norbe VIII/IX Ltd.		
6.350% due 06/30/2021	2,788	1,394
Odobrecht Offshore Drilling Finance Ltd.		
6.750% due 10/01/2022	634	215
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.		
0.000% due 05/31/2018	165	162
ケイマン諸島合計		3,798
(取得原価\$5,394)		
チリ 2.9%		
社債および拘束手形 2.9%		
Celulosa Arauco y Constitucion S.A.		
4.500% due 08/01/2024	200	202
Corp. Nacional del Cobre de Chile		
4.875% due 11/04/2044	600	535
ECL S.A.		
5.625% due 01/15/2021	300	331
GML Quintero S.A.		
4.634% due 07/31/2029	500	499
Latam Airlines 2015-1 Pass Through Trust A		
4.200% due 11/15/2027	500	476
Telefonica Chile S.A.		
3.875% due 10/12/2022	510	512
Transelec S.A.		
4.250% due 01/14/2025	1,000	1,005
チリ合計		3,555
(取得原価\$3,636)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2015年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
中国 0.7%		
社債および約束手形 0.7%		
Bank of China Ltd.		
3.875% due 06/30/2025	\$ 200	\$ 201
Dianjian Haixinx Ltd.		
4.050% due 10/21/2019 (a)	200	203
Mimetalis Bounteous Finance BVI Ltd.		
4.750% due 07/30/2025	200	202
Sinopec Group Overseas Development 2014 Ltd.		
4.375% due 04/10/2024	200	210
中国合計		816
(取得原価\$809)		
コロンビア 4.1%		
社債および約束手形 2.7%		
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria Colombia S.A.		
4.875% due 04/21/2025	500	490
Ecopetrol S.A.		
5.875% due 05/25/2045	700	574
7.375% due 09/15/2043	1,850	1,795
Grupo Aval Ltd.		
4.750% due 09/25/2022	500	489
		3,348
ソブリン債 1.4%		
Colombia Government International Bond		
5.625% due 02/25/2044	1,800	1,751
コロンビア合計		5,099
(取得原価\$5,512)		
コスタリカ 1.6%		
ソブリン債 1.6%		
Costa Rica Government International Bond		
5.625% due 04/30/2043	1,400	1,081
7.000% due 04/04/2044	800	723
コスタリカ合計		1,804
(取得原価\$2,067)		
クロアチア 2.2%		
ソブリン債 2.2%		
Croatia Government International Bond		
5.000% due 01/25/2024	1,300	1,351
6.750% due 11/05/2019	1,200	1,305
クロアチア合計		2,659
(取得原価\$2,733)		
ドミニカ共和国 0.2%		
ソブリン債 0.2%		
Dominican Republic Government International Bond		
6.850% due 01/27/2045	200	200
ドミニカ共和国合計		200
(取得原価\$209)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2015年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
エジプト 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Egypt Government International Bond			
5.875% due 06/11/2025	\$	400	\$ 375
エジプト合計			375
(取得原価\$395)			
エルサルバドル 2.3%			
ソブリン債 2.3%			
El Salvador Government International Bond			
5.875% due 01/30/2025		2,250	2,008
6.375% due 01/15/2027		300	269
7.625% due 09/21/2034		100	97
7.625% due 02/01/2041		130	117
8.250% due 04/10/2032		340	341
エルサルバドル合計			2,832
(取得原価\$3,233)			
フランス 0.1%			
社債および拘束手形 0.1%			
Finance France S.A.			
2.000% due 11/26/2021	EUR	100	105
フランス合計			105
(取得原価\$105)			
ガボン 0.8%			
ソブリン債 0.8%			
Gabon Government International Bond			
6.375% due 12/12/2024	\$	1,190	1,028
ガボン合計			1,028
(取得原価\$1,069)			
グアテマラ 0.3%			
社債および拘束手形 0.1%			
Industrial Senior Trust			
5.500% due 11/01/2022		200	183
ソブリン債 0.2%			
Guatemala Government Bond			
4.875% due 02/13/2028		200	196
グアテマラ合計			379
(取得原価\$402)			
香港 1.4%			
社債および拘束手形 1.4%			
QNOOC Finance 2015 Australia Pty Ltd.			
2.625% due 05/05/2020		1,700	1,678
香港合計			1,678
(取得原価\$1,687)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2015年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ハンガリー 2.1%			
ソブリン債 2.1%			
Hungary Government International Bond			
5.375% due 02/21/2023	\$	200	\$ 220
5.375% due 03/25/2024		900	997
5.750% due 11/22/2023		1,200	1,355
ハンガリー合計			2,572
(取得原価\$2,532)			
インド 0.8%			
社債および約束手形 0.8%			
Oil India Ltd.			
5.375% due 04/17/2024		200	217
ONGC Videsh Ltd.			
4.625% due 07/15/2024		200	207
State Bank of India			
2.467% due 01/21/2016		600	600
インド合計			1,024
(取得原価\$1,020)			
インドネシア 5.7%			
社債および約束手形 3.1%			
Majapahit Holding BV			
7.750% due 01/20/2020		700	792
Pelabuhan Indonesia II PT			
4.250% due 05/05/2025		400	368
5.375% due 05/05/2045		200	167
Pertamina Persero PT			
5.625% due 05/20/2043		500	418
6.450% due 05/30/2044		1,250	1,164
Perusahaan Gas Negara Persero Tbk PT			
5.125% due 05/15/2024		900	895
			3,804
ソブリン債 2.6%			
Indonesia Government International Bond			
3.375% due 07/30/2025	EUR	600	641
4.125% due 01/15/2025	\$	900	881
6.750% due 01/15/2044		1,500	1,701
			3,223
インドネシア合計			7,027
(取得原価\$7,138)			
アイルランド 1.6%			
社債および約束手形 1.6%			
Metalloinvest Finance Ltd.			
5.625% due 04/17/2020		600	574
Vnesheconombank Via VEB Finance PLC			
5.942% due 11/21/2023		1,000	960
6.902% due 07/09/2020		500	513
アイルランド合計			2,047
(取得原価\$2,129)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2015年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
コートジボワール 0.2%			
ソブリン債 0.2%			
Ivory Coast Government International Bond			
5.375% due 07/23/2024	\$	300	\$ 270
コートジボワール合計			270
(取得原価\$294)			
ジャマイカ 0.2%			
ソブリン債 0.2%			
Jamaica Government International Bond			
7.875% due 07/23/2045		200	202
ジャマイカ合計			202
(取得原価\$200)			
カザフスタン 5.1%			
社債および拘束手形 4.4%			
InterGas Finance BV			
6.375% due 05/14/2017		1,000	1,034
KazkumysGas National Co. JSC			
5.750% due 04/30/2043		500	520
6.000% due 11/07/2044		700	551
7.000% due 05/05/2020		200	209
Samruk-Energy JSC			
3.750% due 12/20/2017		1,700	1,623
Zhaimumai LLP			
6.375% due 02/14/2019		1,400	1,145
7.125% due 11/13/2019		200	154
			5,347
ソブリン債 0.7%			
Kazakro National Management Holding JSC			
3.250% due 05/22/2019	EUR	500	507
Kazakhstan Government International Bond			
6.500% due 07/21/2045	\$	300	294
カザフスタン合計			901
(取得原価\$6,902)			
ケニア 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Kenya Government International Bond			
5.875% due 06/24/2019		500	554
ケニア合計			554
(取得原価\$517)			
ルクセンブルグ 2.8%			
社債および拘束手形 2.8%			
ContourGlobal Power Holdings S.A.			
7.125% due 06/01/2019		500	500
Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.			
4.950% due 07/19/2022		1,500	1,454
9.250% due 04/23/2019		1,200	1,352
ルクセンブルグ合計			3,406
(取得原価\$3,513)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2015年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
メキシコ 6.4%			
社債および拘束手形 5.6%			
BBVA Bancomer S.A.			
6.500% due 03/10/2021	\$	1,200	\$ 1,336
Hipototecaria Su Casita S.A. de C.V.			
5.800% due 06/28/2018 (b)	MXN	3,512	15
Petroleos Mexicanos			
1.875% due 04/21/2022	EUR	300	298
2.750% due 04/21/2027		300	275
4.250% due 01/15/2025	\$	300	286
5.500% due 01/21/2021		800	856
5.625% due 01/23/2046		2,000	1,732
6.375% due 01/23/2045		2,300	2,191
Urbi Desarrollos Urbanos SAB de C.V.			
9.500% due 01/21/2020 (b)		100	1
			6,993
ソブリン債 0.6%			
Mexico Government International Bond			
4.000% due 03/15/2115	EUR	600	600
4.600% due 01/23/2046	\$	400	373
			973
メキシコ合計			7,966
(取得原価\$8,696)			
モンゴル 0.7%			
ソブリン債 0.7%			
Mongolia Government International Bond			
4.125% due 01/05/2018		800	758
5.125% due 12/05/2022		120	101
モンゴル合計			859
(取得原価\$916)			
モロッコ 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Morocco Government International Bond			
3.500% due 06/19/2024	EUR	700	788
モロッコ合計			788
(取得原価\$938)			
ナミビア 0.2%			
ソブリン債 0.2%			
Namibia International Bond			
5.250% due 10/29/2025	\$	200	199
ナミビア合計			199
(取得原価\$198)			
オランダ 2.7%			
社債および拘束手形 2.7%			
CIMPOR Financial Operations BV			
5.750% due 07/17/2024		500	334
Kazakhstan Temir Zholy Finance BV			
6.375% due 10/06/2020		3,100	3,049
オランダ合計			3,383
(取得原価\$3,668)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2015年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
パナマ 3.1%		
社債および約束手形 0.2%		
Autoridad del Canal de Panama		
4.950% due 07/29/2035	\$ 200	\$ 208
ソブリン債 2.9%		
Panama Government International Bond		
3.750% due 03/15/2025	200	199
4.300% due 04/29/2033	900	805
6.700% due 01/26/2036	1,720	2,137
7.125% due 01/29/2026	360	459
		3,600
パナマ合計		3,808
(取得原価\$3,652)		
パラグアイ 0.2%		
ソブリン債 0.2%		
Republic of Paraguay International Bond		
6.100% due 08/11/2044	200	204
パラグアイ合計		204
(取得原価\$200)		
ペルー 1.2%		
社債および約束手形 1.1%		
Corp. Financiera de Desarrollo S.A.		
4.750% due 07/15/2025	500	509
5.250% due 07/15/2029	700	703
Union Andina de Cementos SAA		
5.875% due 10/30/2021	200	201
		1,413
ソブリン債 0.1%		
Peru Government International Bond		
2.750% due 01/30/2026 (c)	EUR 100	110
ペルー合計		1,623
(取得原価\$1,532)		
フィリピン 0.6%		
ソブリン債 0.6%		
Philippines Government International Bond		
3.950% due 01/20/2040	\$ 700	729
フィリピン合計		729
(取得原価\$715)		
ポーランド 0.4%		
ソブリン債 0.4%		
Poland Government International Bond		
5.000% due 03/23/2022	400	451
ポーランド合計		451
(取得原価\$445)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2015年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ルーマニア 0.4%			
ソブリン債 0.4%			
Romania Government International Bond			
2.750% due 10/29/2025	EUR	500	\$ 560
ルーマニア合計			560
(取得原価\$560)			
ロシア 0.8%			
社債および約束手形 0.8%			
Sibur Securities Ltd.			
3.914% due 01/31/2018	\$	1,000	971
ロシア合計			971
(取得原価\$966)			
セネガル 0.2%			
ソブリン債 0.2%			
Senegal Government International Bond			
8.750% due 05/13/2021		200	216
セネガル合計			216
(取得原価\$226)			
スロベニア 3.8%			
ソブリン債 3.8%			
Slovenia Government International Bond			
5.250% due 02/15/2024		4,000	4,490
5.850% due 05/10/2023		200	232
スロベニア合計			4,722
(取得原価\$4,292)			
南アフリカ 1.7%			
社債および約束手形 1.7%			
Eskon Holdings SOC Ltd.			
6.750% due 08/06/2023		2,200	2,050
南アフリカ合計			2,050
(取得原価\$2,290)			
スペイン 2.0%			
ソブリン債 2.0%			
Spain Government Bond			
2.750% due 10/31/2024	EUR	2,000	2,428
スペイン合計			2,428
(取得原価\$2,450)			
スリランカ 1.4%			
ソブリン債 1.4%			
Sri Lanka Government International Bond			
6.250% due 07/27/2021	\$	1,700	1,695
スリランカ合計			1,695
(取得原価\$1,699)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2015年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
EURO圏 0.2%			
サブリン質 0.2%			
Africa Finance Corp.			
4.375% due 04/29/2020	£	200	204
EURO圏合計			204
(取得原価196)			
スウェーデン 0.7%			
社債および約定手形 0.7%			
Powszechna Kasa Oszczednosci Bank Polski S.A. Via RGV Finance AB			
4.630% due 09/26/2022		200	210
RGV Finance AB			
1.375% due 07/03/2019	EUR	600	660
スウェーデン合計			870
(取得原価884)			
タンザニア0.2%			
サブリン質 0.2%			
Tanzania Government International Bond			
6.538% due 03/09/2020	£	300	294
タンザニア合計			294
(取得原価300)			
チュニシア 1.2%			
サブリン質 1.2%			
Banque Centrale de Tunisie S.A.			
4.500% due 06/22/2020	EUR	100	112
5.750% due 01/30/2025	£	700	659
8.250% due 09/19/2027		600	630
チュニシア合計			1,451
(取得原価1,542)			
トルコ 3.1%			
社債および約定手形 1.1%			
Exoert Credit Bank of Turkey			
5.000% due 09/23/2021		1,100	1,101
Turkish Airlines 2015-1 Class A Pass Through Trust			
4.200% due 03/15/2027		195	189
トルコ合計			1,290
サブリン質 2.0%			
Turkey Government International Bond			
4.125% due 04/11/2023	EUR	600	703
4.875% due 04/15/2043	£	950	888
7.375% due 02/05/2025		800	939
トルコ合計			2,520
(取得原価3,962)			

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)
 投資有価証券明細表（続き）
 2015年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
アラブ首長国連邦 0.5%		
決済および約定手形 0.5%		
DP World Ltd.		
6.850% due 07/02/2037	600	637
アラブ首長国連邦合計		637
(取得原価600)		
イギリス 0.2%		
決済および約定手形 0.2%		
Africa PLC		
6.625% due 12/09/2020 (b)	700	19
10.250% due 04/08/2019 (b)	300	8
15.000% due 04/25/2016 (e)	400	260
イギリス合計		287
(取得原価1,372)		
アメリカ合衆国 5.4%		
アセット・バック証券 0.4%		
Loan to Learn Education Loan Trust		
0.550% due 06/15/2031	474	444
決済および約定手形 2.1%		
QO Safari II LLC		
4.908% due 07/23/2025	300	305
Rio Oil Finance Trust Series 2014-1		
6.250% due 07/06/2024	1,800	1,490
Rio Oil Finance Trust Series 2014-3		
6.750% due 01/06/2027	900	721
Southern Copper Corp.		
5.250% due 11/08/2042	100	81
		2,997
モーゲージ・バック証券 0.0%		
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.		
2.622% due 03/25/2034	8	8
Luminant Mortgage Trust		
0.374% due 12/25/2035 (b)	25	20
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust		
2.156% due 06/25/2035	12	11
		39
米国財務証券 2.5%		
U.S. Treasury Notes		
2.000% due 08/15/2025	3,600	3,553
アメリカ合衆国合計		6,633
(取得原価7,227)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2015年10月31日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ウルグアイ 2.4%		
ソブリン債 2.4%		
Uruguay Government International Bond		
5.100% due 06/15/2050	\$ 1,268	\$ 1,141
7.875% due 01/15/2033	1,470	1,552
ウルグアイ合計		3,023
(取得原価\$3,153)		
ベネズエラ 1.3%		
社債および約束手形 0.9%		
Petroleos de Venezuela S.A.		
5.375% due 04/12/2027	1,200	420
5.500% due 04/12/2037	1,600	552
5.500% due 11/02/2017	220	160
		1,132
ソブリン債 0.4%		
Venezuela Government International Bond		
7.750% due 10/13/2019	430	172
8.250% due 10/13/2024	450	173
9.000% due 05/07/2023	200	80
		425
ベネズエラ合計		1,557
(取得原価\$2,742)		
ベトナム 0.3%		
ソブリン債 0.3%		
Vietnam Government International Bond		
4.800% due 11/19/2024	400	395
ベトナム合計		395
(取得原価\$390)		
ザンビア0.4%		
ソブリン債 0.4%		
Zambia Government International Bond		
5.375% due 09/20/2022	600	445
ザンビア合計		445
(取得原価\$587)		
短期金融商品 9.9%		
ニューシヤル・ペーパー 9.6%		
Fannie Mae		
0.250% due 02/02/2016	500	500
0.250% due 02/05/2016	500	500
0.250% due 02/10/2016	1,700	1,699
Federal Home Loan Bank		
0.097% due 01/05/2016 (d)	700	700
0.100% due 01/13/2016	100	100
0.110% due 01/05/2016	500	500
0.110% due 01/15/2016	500	500
0.115% due 12/05/2015	500	500
0.135% due 01/19/2016	500	500
0.155% due 01/27/2016 (d)	1,000	1,000
0.170% due 02/05/2016	1,400	1,399

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)
投資有価証券明細表（続き）
 2015年10月31日現在

		額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
0.190% due 01/22/2016 (4)	\$	700	\$ 700
0.191% due 01/20/2016		100	100
0.240% due 01/26/2016		600	600
0.290% due 02/19/2016		200	200
Freddie Mac			
0.150% due 02/10/2016		400	400
0.230% due 01/13/2016		500	500
0.230% due 01/12/2016		400	400
0.250% due 01/27/2016		500	500
0.280% due 02/22/2016		600	599
			11,897
定期預金 0.3%			
ANZ National Bank			
0.030% due 11/02/2015		42	42
1.104% due 11/02/2015	AUD	4	3
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd.			
0.005% due 11/02/2015	¥	62	1
0.030% due 11/02/2015	\$	24	24
Brown Brothers Harriman & Co.			
5.500% due 11/02/2015	ZAR	8	1
Citibank N.A.			
0.030% due 11/02/2015	\$	74	74
HSEC Bank			
5.500% due 11/02/2015	ZAR	50	4
JPMorgan Chase & Co.			
0.030% due 11/02/2015	\$	99	99
National Australia Bank Ltd.			
1.104% due 11/02/2015	AUD	1	1
Nordea Bank AB			
0.030% due 11/02/2015	\$	24	24
Sumitomo Mitsui Banking Corp.			
0.005% due 11/02/2015	¥	22	0
0.030% due 11/02/2015	\$	32	32
Wells Fargo Bank			
0.030% due 11/02/2015		35	35
			340
短期金融商品合計			12,237
(取得原価\$12,234)			
投資有価証券合計 98.5%	\$		121,461
(取得原価\$131,238)			
金融デリバティブ商品(円) (0.7%)			(581)
(取得原価主たはプレミアム、純額 \$(859))			
その他の資産および負債(純額) 2.2%			2,781
純資産 100.0%	\$		123,361

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)
投資有価証券明細表（続き）
2015年10月31日現在

投資有価証券明細表に対する注記(金額：千円※)

- ※ ゼロ透高は、千単位未満に四捨五入された実値を反映していることがある。
 (a) 永久証券。表示されている日付は、適用ある場合、次の契約上の繰上げ償還日を表す。
 (b) 債券不履行に陥った証券。
 (c) 発行時決済証券。
 (d) クーポンは加重平均率に相当する。

(a) 譲渡制限証券

発行体名称	クーポン	満期日	取得日	取得原価	市場価格	純資産に占める 市場価格
Afren PLC	15.000%	04/25/2016	04/30/2015	£ 386	£ 290	0.21%

借入れおよびその他の資金調達の取引

2015年10月31日終了期間中、未決済の平均借入額は73米ドルで、加重平均率は0.68%であった。

(f) 金融デリバティブ商品:店頭取引金融デリバティブ商品

為替予約契約

相手方	決済月	通貨引換額	通貨買取額	本通貨利益/(損失)	
				資産	負債
BPS	12/2015	EUR 496	£ 548	£ 0	£ 0
BPS	12/2015	£ 754	USD 12,825	20	0
BRC	12/2015	THB 12,767	£ 349	0	(10)
CRK	11/2015	EUR 495	EUR 567	20	0
CRK	12/2015	USD 12,825	745	0	(29)
DUB	11/2015	EUR 5,458	1,360	0	(60)
DUB	11/2015	USD 20,790	650	10	0
DUB	11/2015	£ 1,395	EUR 5,458	24	0
DUB	12/2015	EUR 5,458	£ 1,381	0	(25)
GLW	11/2015	£ 117	EUR 103	0	(3)
GLW	11/2015	560	GBP 367	7	0
HUS	12/2015	SGD 459	£ 321	0	(6)
JFW	11/2015	EUR 2,250	2,500	15	0
JFW	11/2015	GBP 406	632	5	0
JFW	11/2015	£ 2,294	EUR 2,032	0	(49)
SCJ	01/2016	EUR 211,024	£ 181	0	(4)
QAG	11/2015	EUR 6,987	7,520	102	0
QAG	11/2015	£ 3,396	EUR 7,597	0	(4)
QAG	11/2015	640	USD 20,790	0	0
QAG	12/2015	EUR 7,597	£ 3,399	4	0
QAG	12/2015	USD 20,790	640	0	0
QAG	01/2016	USD 5,290	1,243	15	0
為替予約契約合計				£ 222	£ (190)

2015年10月31日に終了した期間の売却コールおよびプットオプション取引

	契約数	米ドルによる	
		想定元本	プレミアム
2014年10月31日現在			
透高	0	£ 1,321	£ (32)
売却	52	9,000	(59)
買戻購入	(26)	(2,421)	43
権利消滅	(26)	(8,100)	43
権利行使	0	0	0
2015年10月31日現在			
透高	0	£ 0	£ 0

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)
投資有価証券明細表(続き)
2015年10月31日現在

スワップ契約

社債、ソブリン債および米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ・セール・プロテクション^{*)}

相手方	参照銘柄	固定取引 受取金利	満期日	2015年10月31日 現在の インプライド・ クレジット・ スプレッド ^{*)}		プレミアム 支払/ (受取)		未実現利益 /(損失)		スワップ契約 資産	時価 負債
				想定元本 ^{*)}							
BOA	South Africa Government International Bond	1.000%	09/20/2019	2.185%	\$ 500	\$ (19)		\$ (2)		\$ 0	\$ (21)
ERC	Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2020	4.167%	1,600	(102)		(94)		0	(196)
ERC	Brazil Government International Bond	1.000%	06/20/2020	4.232%	400	(24)		(26)		0	(52)
ERC	Russia Government International Bond	1.000%	12/20/2020	2.767%	1,600	(200)		70		0	(130)
DVB	Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2016	2.468%	200	(3)		(1)		0	(4)
GST	Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.	1.000%	09/20/2020	3.631%	300	(44)		10		0	(34)
GST	Peru Government International Bond	1.000%	03/20/2019	1.315%	5,100	(74)		27		0	(47)
GST	South Africa Government International Bond	1.000%	09/20/2020	2.449%	600	(33)		(6)		0	(39)
GST	Turkey Government International Bond	1.000%	09/20/2020	2.444%	100	(6)		0		0	(6)
HVS	Peru Government International Bond	1.000%	03/20/2019	1.315%	200	(4)		2		0	(2)
HVS	South Africa Government International Bond	1.000%	12/20/2024	2.960%	2,000	(206)		(82)		0	(288)
JFM	Russia Government International Bond	1.000%	09/20/2020	2.726%	800	(91)		31		0	(60)
JFM	Russia Government International Bond	1.000%	12/20/2020	2.767%	400	(49)		17		0	(32)
MTC	Peru Government International Bond	1.000%	03/20/2019	1.315%	200	(4)		2		0	(2)
スワップ契約合計						\$ (869)		\$ (64)		\$ 0	\$ (913)

^{*)} ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起きた場合、ファンドは (i) スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債権もしくは参照銘柄指数を構成する原証券を受領するか、または (ii) 想定元本額から参照債権または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。

^{*)} 総付値で表され、期末時点の社債、米国地方債またはソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価値の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブの不履行の度合いまたはリスクを表す。特定の参照銘柄のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入/売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

^{*)} 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起きた場合、ファンドがプロテクションの売り手として支払うこと、またはプロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)
投資有価証券明細表（続き）
2015年10月31日現在

金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品の概要

以下は、2015年10月31日現在の、相手方との店頭取引金融デリバティブ商品の時価および（受償）差入された担保の概要である。

(注) 国際スワップデリバティブ協会 (ISDA) マスター契約で規程されたとおり、2015年10月31日現在、751米ドルの現金が、金融デリバティブ商品の担保として差入られている。

相手方	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債				店頭取引デリバティブの時価純額		担保（受償）差入		エクスポージャー純額 ^(注)
	為替予約契約	購入オプション	スワップ契約	店頭取引合計	為替予約契約	売却オプション	スワップ契約	店頭取引合計	店頭取引デリバティブの時価純額	店頭取引デリバティブの時価純額	担保（受償）差入	担保（受償）差入	
OA	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (21)	\$ (21)	\$ (21)	\$ (21)	\$ 0	\$ (21)	
BFS	20	0	0	20	0	0	0	0	20	20	0	20	
BRC	0	0	0	0	(10)	0	(378)	(388)	(388)	(388)	270	(118)	
CEK	20	0	0	20	(29)	0	0	(29)	(29)	(29)	0	(9)	
DVB	34	0	0	34	(85)	0	(4)	(89)	(89)	(89)	(50)	(105)	
GUN	7	0	0	7	(3)	0	0	(3)	(3)	(3)	0	4	
GST	0	0	0	0	0	0	(126)	(126)	(126)	(126)	0	(126)	
HUS	0	0	0	0	(6)	0	(290)	(296)	(296)	(296)	471	175	
JFM	20	0	0	20	(49)	0	(92)	(141)	(141)	(141)	0	(121)	
MTC	0	0	0	0	0	0	(2)	(2)	(2)	(2)	10	8	
SCX	0	0	0	0	(4)	0	0	(4)	(4)	(4)	0	(4)	
UAG	121	0	0	121	(4)	0	0	(4)	117	117	0	117	
店頭取引合計	\$ 222	\$ 0	\$ 0	\$ 222	\$ (190)	\$ 0	\$ (913)	\$ (1,103)					

^(注) エクスポージャー純額は、債務不履行時の取引相手方からの／への未収金／（未払金）を表す。店頭取引金融デリバティブ商品からのエクスポージャーは、同一の法的実態を有する同一のマスター契約に基づき規程される取引間のみに対して相殺される。基本相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注7「主要なリスク」を参照のこと。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、リスク・エクスポージャー別に分類されたファンドのデリバティブ商品の公正価値の概要である。

2015年10月31日現在の資産・負債計算書上のデリバティブ商品の公正価値

ヘッジ商品として計上されないデリバティブ

	商品契約	クレジット契約	ニクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品－資産						
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 222	\$ 0	\$ 222
金融デリバティブ商品－負債						
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (190)	\$ 0	\$ (190)
スワップ契約	0	(913)	0	0	0	(913)
	\$ 0	\$ (913)	\$ 0	\$ (190)	\$ 0	\$ (1,103)

添付の注記を参照のこと。

ビムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2015年10月31日現在

2015年10月31日終了期間の運用計算書上の金融デリバティブ商品の影響

ヘッジ商品として計上されないデリバティブ

	商品契約	クレジット 契約	エクイティ 契約	為替予約 契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品にかゝる実現純利益／（損失）						
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
売却オプション	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 13	\$ 13
先物	0	0	0	0	66	66
スワップ契約	0	(172)	0	0	(154)	(326)
	\$ 0	\$ (172)	\$ 0	\$ 0	\$ (75)	\$ (247)
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 2,214	\$ 0	\$ 2,214
購入オプション	0	0	0	34	0	34
売却オプション	0	0	0	62	12	74
スワップ契約	0	(219)	0	0	89	(130)
	\$ 0	\$ (219)	\$ 0	\$ 2,310	\$ 101	\$ 2,192
	\$ 0	\$ (391)	\$ 0	\$ 2,310	\$ 26	\$ 1,945
金融デリバティブ商品にかゝる未実現利益／（損失） 純変動額						
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品						
スワップ契約	\$ 0	\$ (25)	\$ 0	\$ 0	\$ 113	\$ 88
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (429)	\$ 0	\$ (429)
売却オプション	0	0	0	(19)	0	(19)
スワップ契約	0	(290)	0	0	(39)	(329)
	\$ 0	\$ (290)	\$ 0	\$ (448)	\$ (39)	\$ (777)
	\$ 0	\$ (315)	\$ 0	\$ (448)	\$ 74	\$ (692)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2015年10月31日現在

公正価値測定

以下は、2015年10月31日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。

カテゴリおよびサブ・カテゴリ 投資有価証券、時価	レベル1		レベル2		レベル3		2015年10月31日 現在公正価値
オーストリア							
社債および納付手形	€	0	€	211	€	0	€ 211
アゼルバイジャン							
社債および納付手形		0		347		0	347
サブリン債		0		192		0	192
バレーン							
サブリン債		0		416		0	416
ブラジル							
社債および納付手形		0		6,267		0	6,267
サブリン債		0		1,007		0	1,007
英領バージン諸島							
社債および納付手形		0		684		0	684
カナダ							
社債および納付手形		0		190		0	190
ケイマン諸島							
社債および納付手形		0		2,338		1,460	3,798
チリ							
社債および納付手形		0		3,566		0	3,566
中国							
社債および納付手形		0		816		0	816
コロンビア							
社債および納付手形		0		3,348		0	3,348
サブリン債		0		1,751		0	1,751
コスタリカ							
サブリン債		0		1,804		0	1,804
クロアチア							
サブリン債		0		2,689		0	2,689
ドミニカ共和国							
サブリン債		0		200		0	200
エジプト							
サブリン債		0		375		0	375
エルサルバドル							
サブリン債		0		2,832		0	2,832
フランス							
社債および納付手形		0		105		0	105
ガボン							
サブリン債		0		1,028		0	1,028
グアテマラ							
社債および納付手形		0		183		0	183
サブリン債		0		196		0	196
香港							
社債および納付手形		0		1,678		0	1,678
ハンガリー							
サブリン債		0		2,572		0	2,572
インド							
社債および納付手形		0		1,024		0	1,024
インドネシア							
社債および納付手形		0		3,804		0	3,804
サブリン債		0		3,223		0	3,223
アイルランド							
社債および納付手形		0		2,047		0	2,047
コートジボワール							
サブリン債		0		270		0	270
ジャマイカ							
サブリン債		0		202		0	202
カザフスタン							
社債および納付手形		0		5,347		0	5,347
サブリン債		0		901		0	901

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表(続き)

2015年10月31日現在

カテゴリおよびサブ・カテゴリ	レベル1		レベル2		レベル3		2015年10月31日 現在公正価値
ケニア							
ソブリン債	\$	0	\$	554	\$	0	\$ 554
ルクセンブルグ							
社債および約束手形		0		3,406		0	3,406
メキシコ							
社債および約束手形		0		6,975		18	6,993
ソブリン債		0		973		0	973
モンゴル							
ソブリン債		0		559		0	559
モロッコ							
ソブリン債		0		785		0	785
ナミビア							
ソブリン債		0		199		0	199
オランダ							
社債および約束手形		0		3,353		0	3,353
パナマ							
社債および約束手形		0		208		0	208
ソブリン債		0		3,600		0	3,600
パラグアイ							
ソブリン債		0		204		0	204
ペルー							
社債および約束手形		0		1,413		0	1,413
ソブリン債		0		110		0	110
フィリピン							
ソブリン債		0		729		0	729
ポーランド							
ソブリン債		0		451		0	451
ルーマニア							
ソブリン債		0		560		0	560
ロシア							
社債および約束手形		0		971		0	971
セネガル							
ソブリン債		0		216		0	216
スロベニア							
ソブリン債		0		4,722		0	4,722
南アフリカ							
社債および約束手形		0		2,050		0	2,050
スペイン							
ソブリン債		0		2,425		0	2,425
スリランカ							
ソブリン債		0		1,695		0	1,695
国際機関							
ソブリン債		0		204		0	204
スウェーデン							
社債および約束手形		0		570		0	570
タンザニア							
ソブリン債		0		294		0	294
チュニジア							
ソブリン債		0		1,451		0	1,451
トルコ							
社債および約束手形		0		1,290		0	1,290
ソブリン債		0		2,520		0	2,520
アフリカ発展国連邦							
社債および約束手形		0		637		0	637
イギリス							
社債および約束手形		0		27		250	257
アメリカ合衆国							
アセット・バック証券		0		444		0	444
社債および約束手形		0		2,597		0	2,597
モーゲージ・バック証券		0		39		0	39
米国財務省証券		0		3,553		0	3,553
ウルグアイ							
ソブリン債		0		3,023		0	3,023

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M)

投資有価証券明細表（続き）

2015年10月31日現在

カテゴリおよびサブ・カテゴリ	レベル1		レベル2		レベル3		2015年10月31日 現在公正価値
ベネズエラ							
社債および約束手形	\$	0	\$	1,132	\$	0	\$ 1,132
ソブリン債		0		425		0	425
ベトナム							
ソブリン債		0		395		0	395
ザンビア							
ソブリン債		0		445		0	445
短期金融商品		0		12,237		0	12,237
投資有価証券合計	\$	0	\$	119,723	\$	1,738	\$ 121,461
金融デリバティブ商品- 資産							
店頭取引金融デリバティブ商品	\$	0	\$	222	\$	0	\$ 222
金融デリバティブ商品- 負債							
店頭取引金融デリバティブ商品	\$	0	\$	(1,103)	\$	0	\$ (1,103)
合計	\$	0	\$	118,842	\$	1,738	\$ 120,580

2015年10月31日終日期間中、レベル1 およびレベル2間の移動はなかった。

以下は、2015年10月31日に終日した期間における、重要であり観測不可能なインプット（レベル3）を使用した公正価値の算定である。

カテゴリおよび サブ・カテゴリ	2014年 10月31日 現在期末 残高	購入総額	売却総額	対立ディス カウント / (プレミアム)	実現利益/ (損失)	未実現利益/ (損失) 純 変動額 ^{a)}	レベル3 への移動	レベル3か らの移動	2015年 10月31日 現在期末 残高	2015年10 月31日現 在保有の 投資有価 証券にか かる未実 現利益/ (損失) 純 変動額 ^{a)}
投資有価証券、時価 ケイマン諸島										
社債および約束手形	\$ 1,426	\$ 0	\$ (35)	\$ 59	\$ 13	\$ (5)	\$ 0	\$ 0	\$ 1,460	\$ 20
メキシコ										
社債および約束手形	13	0	0	(5)	0	10	0	0	18	11
イギリス										
社債および約束手形	0	375	0	8	0	(126)	0	0	260	(126)
合計	\$ 1,441	\$ 375	\$ (35)	\$ 62	\$ 13	\$ (121)	\$ 0	\$ 0	\$ 1,738	\$ (95)

以下は、公正価値算定のレベル3に分類される資産および負債の公正価値測定に使用される重大で観測不可能なインプットの概要である。

カテゴリおよび サブ・カテゴリ	2015年10月31日 現在期末残高	評価技法	観測不可能な インプット	インプット評価 (別添記載が ない限り%)
投資有価証券、時価 ケイマン諸島				
社債および約束手形	\$ 1,460	第三者ベンダー	ブローカー 見積り	53.00 - 73.00
メキシコ				
社債および約束手形	18	ブローカー・ プライシング	基準価格	5.50
イギリス				
社債および約束手形	260	その他の評価技法 ^{b)}	-	-
合計	\$ 1,738			

^{a)} 未実現利益/(損失) 純変動額および2015年10月31日現在保有の投資有価証券にかかる未実現利益/(損失) 純変動額間の差異は、期末現在もはや保有されていない、またはレベル3に分類されていない投資証券に起因することがある。^{b)} 当該技法の使用による証券の評価は、ファンドにとって重大ではないとみなされるため、財務書類に対する注記において定議されていない評価技法を含む。

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2015

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

Assets:*Investments, at value*

	PIMCO U.S. High Yield Fund II	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO World High Income
Investments in securities	\$ 101	\$ 20,641	\$ 158,648	\$ 78
Investments in affiliates	116,277	428,652	1,039,085	123,361
<i>Financial Derivative Instruments</i>				
Over the counter	0	420	88,761	0
Cash	0	0	2	0
Receivable for investments sold	0	16	310	0
Receivable for investments in affiliates sold	843	4,732	6,459	444
Receivable for Fund units sold	0	0	0	26
Interest and dividends receivable	0	0	43	0
	117,221	454,861	1,353,308	123,809

Liabilities:*Financial Derivative Instruments*

Over the counter	\$ 0	\$ 1,343	\$ 25,016	\$ 0
Payable for investments purchased	0	3,100	12,620	0
Payable for investments in affiliates purchased	0	0	10,000	0
Interest payable	0	0	40	0
Deposits from counterparty	0	0	55,746	0
Payable for fund units redeemed	843	4,748	7,193	469
Accrued management fee	0	0	0	74
Accrued agency fee	0	0	0	9
Accrued distribution fee	0	0	0	54
Other liabilities	0	0	0	63
	843	9,191	110,815	669

Net Assets	\$ 116,378	\$ 445,470	\$ 1,242,493	\$ 123,240

Cost of Investments in Securities	\$ 101	\$ 20,633	\$ 158,651	\$ 78

Cost of Investments in Affiliates	\$ 106,780	\$ 436,715	\$ 1,114,586	\$ 126,221

Cost or Premiums of Financial Derivative Instruments, net	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0

Net Assets:	\$ 116,378	N/A	N/A	\$ 123,240
J (CNY)	N/A	N/A	\$ 3,900	N/A
J (JPY)	N/A	\$ 153,246	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	N/A	82,355	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	N/A	527	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	152,418	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	1,084,523	N/A
Y (JPY)	N/A	130,025	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	79,844	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	376	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	743	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015

19

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2015

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

Units Issued and Outstanding:

	PIMCO U.S. High Yield Fund II	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO World High Income
J (CNY)	617	N/A	N/A	13,677
J (JPY)	N/A	N/A	36	N/A
J (JPY, Hedged)	N/A	1,860	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	1,076	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	8	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	2,724	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	48,829	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	1,252	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	1,128	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	5	N/A
	N/A	N/A	11	N/A

Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding:

(Expressed in functional currency)	\$	188.54	N/A	N/A	\$	9.01
(Expressed in N/A/ currency)	¥	22,752	N/A	N/A		N/A
J (CNY)						
(Expressed in functional currency)		N/A	N/A	\$	103.15	N/A
(Expressed in N/A/ currency)		N/A	N/A	¥	12,447	N/A
J (JPY)						
(Expressed in functional currency)		N/A	\$	82.39	N/A	N/A
(Expressed in N/A/ currency)		N/A	¥	9,943	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)						
(Expressed in functional currency)		N/A	\$	76.51	N/A	N/A
(Expressed in N/A/ currency)		N/A	¥	9,233	N/A	N/A
J (MXN)						
(Expressed in functional currency)		N/A	N/A	\$	65.60	N/A
(Expressed in N/A/ currency)		N/A	N/A	¥	7,916	N/A
Y (AUD)						
(Expressed in functional currency)		N/A	N/A	\$	55.95	N/A
(Expressed in N/A/ currency)		N/A	N/A	¥	6,752	N/A
Y (BRL)						
(Expressed in functional currency)		N/A	N/A	\$	22.21	N/A
(Expressed in N/A/ currency)		N/A	N/A	¥	2,680	N/A
Y (JPY)						
(Expressed in functional currency)		N/A	\$	103.85	N/A	N/A
(Expressed in N/A/ currency)		N/A	¥	12,533	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)						
(Expressed in functional currency)		N/A	\$	70.80	N/A	N/A
(Expressed in N/A/ currency)		N/A	¥	8,543	N/A	N/A
Y (MXN)						
(Expressed in functional currency)		N/A	N/A	\$	74.76	N/A
(Expressed in N/A/ currency)		N/A	N/A	¥	9,022	N/A
Y (TRY)						
(Expressed in functional currency)		N/A	N/A	\$	67.04	N/A
(Expressed in N/A/ currency)		N/A	N/A	¥	8,090	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015

20

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2015

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

Assets:*Investments, at value*

Investments in securities*	\$ 121,461	\$ 283,947	\$ 11,887	\$ 184	\$ 2,834,256
Investments in affiliates	0	0	1,519,079	911,917	0

Financial Derivative Instruments

Exchange-traded or centrally cleared	0	25	0	0	3,066
Over the counter	222	1,989	11,709	0	10,906
Deposits with counterparty	751	3,315	0	0	31,001
Foreign currency, at value	70	143	0	0	887
Receivable for investments sold	1,337	71	35	0	535,003
Receivable for investments in affiliates sold	0	0	0	8,186	0
Receivable for investments sold on a delayed delivery basis	0	0	0	0	2,953
Receivable for Fund units sold	0	0	255	0	254
Interest and dividends receivable	1,532	3,806	0	0	24,498
	125,373	293,236	1,542,865	920,287	3,442,840

Liabilities:*Borrowings & Other Financing Transactions*

Payable for reverse repurchase agreements	\$ 0	\$ 756	\$ 0	\$ 0	\$ 28,782
Payable for sale-buyback transactions	0	0	0	0	156,887
Payable for short sales	0	0	0	0	213,379

Financial Derivative Instruments

Exchange-traded or centrally cleared	0	1	0	0	6,624
Over the counter	1,103	3,498	20,069	0	19,519
Payable for investments purchased	245	1,051	0	0	568,156
Payable for investments in affiliates purchased	0	0	254	0	0
Interest payable	0	1	0	0	21
Deposits from counterparty	50	1,020	0	0	8,686
Payable for Fund units redeemed	444	843	0	8,186	8,186
Accrued investment advisory fee	0	85	0	0	593
Accrued administrative fee	0	30	0	0	215
Accrued taxes payable	170	776	0	0	953
	2,012	8,051	20,323	8,186	1,011,930

Net Assets	\$ 123,361	\$ 285,235	\$ 1,522,842	\$ 912,101	\$ 2,430,850

Cost of Investments in Securities	\$ 131,238	\$ 304,509	\$ 11,887	\$ 184	\$ 2,940,007

Cost of Investments in Affiliates	\$ 0	\$ 0	\$ 1,503,906	\$ 870,648	\$ 0

Cost of Foreign Currency Held	\$ 72	\$ 141	\$ 0	\$ 0	\$ 887

Proceeds Received on Short Sales	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 213,691

Cost or Premiums of Financial Derivative Instruments, net	\$ (859)	\$ (1,056)	\$ 0	\$ 0	\$ (618)

* Includes repurchase agreements of	\$ 0	\$ 38,000	\$ 0	\$ 0	\$ 107,900

Net Assets:	\$ 123,361	N/A	\$ 1,522,842	\$ 912,101	\$ 2,430,850

Inst (JPY)	N/A	\$ 184,265	N/A	N/A	N/A

Inst (JPY, Hedged)	N/A	100,950	N/A	N/A	N/A

Units Issued and Outstanding:	10,553	N/A	11,667	5,328	14,200

Inst (JPY)	N/A	1,258	N/A	N/A	N/A

Inst (JPY, Hedged)	N/A	786	N/A	N/A	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015

12

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2015

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan (Yen- Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund (M)
Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding:					
(Expressed in functional currency)	\$ 11.63	N/A	\$ 130.50	\$ 171.16	\$ 171.19
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	¥ 15,749	¥ 20,657	¥ 20,659
Inst (JPY)					
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 145.36	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 17,541	N/A	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)					
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 128.89	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 15,493	N/A	N/A	N/A

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015

13

Statements of Operations (Cont.)

Year Ended October 31, 2015

(Amounts in thousands)

	PIMCO U.S. High Yield Fund II	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO World High Income
Investment Income:				
Interest	\$ 0	\$ 0	\$ 307	\$ 0
Dividends from investments in affiliates	0	18,080	52,175	3,732
Total Income	0	18,080	52,482	3,732
Expenses:				
Management fees	0	0	0	1,060
Distribution fees	0	0	0	783
Agency fees	0	0	0	126
Interest expense	0	0	218	0
Miscellaneous expense	0	0	0	48
Total Expenses	0	0	218	2,017
Net Investment Income	0	18,080	52,264	1,715
Net Realized Gain (Loss):				
Investments in securities	0	16	126	0
Investments in affiliates	5,020	(6,576)	(26,114)	5,417
Over the counter financial derivative instruments	0	(33,301)	(715,472)	0
Foreign currency	(88)	5	874	0
Net Realized Gain (Loss)	4,932	(39,856)	(740,586)	5,417
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation):				
Investments in securities	0	4	(3)	0
Investments in affiliates	(3,784)	(9,322)	(22,034)	(18,203)
Over the counter financial derivative instruments	0	8,537	105,229	0
Foreign currency assets and liabilities	4	(11)	(24)	(2)
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation)	(3,780)	(791)	83,168	(18,205)
Net Gain (Loss)	1,152	(40,648)	(657,418)	(12,788)
Net Increase (Decrease) in Net Assets Resulting from Operations	\$ 1,152	\$ (22,568)	\$ (605,154)	\$ (11,073)

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015

26

Statements of Operations (Cont.)

Year Ended October 31, 2015

(Amounts in thousands)

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan (Net- Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund (M)
Investment Income:					
Interest, net of foreign taxes*	\$ 7,883	\$ 15,560	\$ 0	\$ 0	\$ 62,028
Miscellaneous income	1	0	0	0	7
Total Income	7,884	15,560	0	0	62,035
Expenses:					
Investment advisory fees	0	1,124	0	0	7,341
Administrative fees	0	396	0	0	2,697
Interest expense	4	21	0	0	785
Total Expenses	4	1,541	0	0	10,823
Net Investment Income	7,880	15,019	0	0	51,212
Net Realized Gain (Loss):					
Investments in securities, net of foreign taxes*	(7,513)	(7,454)	0	0	(48,003)
Investments in affiliates	0	0	56,949	68,387	0
Exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments	(247)	(295)	0	0	(6,454)
Over the counter financial derivative instruments	2,192	(9,540)	(80,197)	0	45,414
Foreign currency	68	(452)	12,890	234	6,877
Net Realized Gain (Loss)	(5,500)	(17,742)	(10,558)	68,621	(2,176)
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation):					
Investments in securities, net of foreign taxes	(10,770)	(21,137)	0	0	(101,017)
Investments in affiliates	0	0	(100,021)	(95,147)	0
Exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments	85	105	0	0	(1,701)
Over the counter financial derivative instruments	(777)	(1,031)	27,819	0	(18,600)
Foreign currency assets and liabilities	28	4	(4,147)	0	3,505
Net Change in Unrealized (Depreciation)	(11,434)	(22,059)	(76,349)	(95,139)	(117,813)
Net (Loss)	(16,934)	(39,801)	(86,907)	(26,518)	(119,989)
Net (Decrease) in Net Assets Resulting from Operations	\$ (9,054)	\$ (24,782)	\$ (86,907)	\$ (26,518)	\$ (68,777)
* Foreign tax withholding	\$ 0	\$ 1	\$ 0	\$ 0	\$ 590

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015

22

Statements of Changes in Net Assets (Cont.)

Year Ended October 31, 2015

(Amounts in thousands)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO U.S. High Yield Fund II	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO World High Income
Net investment income	\$ 0	\$ 18,080	\$ 52,264	\$ 1,715
Net realized gain (loss)	4,932	(38,866)	(740,586)	5,417
Net change in unrealized appreciation (depreciation)	(3,780)	(792)	83,168	(18,205)
Net increase (decrease) resulting from operations	1,152	(22,568)	(605,154)	(11,073)

Distributions to Unitholders:

Distributions	0	N/A	N/A	(11,270)
J (CNY)	N/A	N/A	(318)	N/A
J (JPY)	N/A	(23,848)	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	N/A	(14,529)	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	N/A	(87)	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	(34,029)	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	(575,762)	N/A
Y (JPY)	N/A	(12,130)	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	(12,310)	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	(58)	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	(129)	N/A
Total Distributions	0	(62,817)	(610,383)	(11,270)

Fund Unit Transactions:

Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions*	4,075	(341,801)	(72,491)	(39,742)

Total Increase (Decrease) in Net Assets

	5,227	(427,186)	(1,288,028)	(62,085)

Net Assets:

Beginning of year	111,151	872,656	2,530,521	185,325
End of year	\$ 116,378	\$ 445,470	\$ 1,242,493	\$ 123,240

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

* See note 11 in the Notes to Financial Statements.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015

32

Statements of Changes in Net Assets (Cont.)

Year Ended October 31, 2015

(Amounts in thousands)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO Bermude Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermude Emerging Markets Bond Fund II	PIMCO Bermude Global Aggregate Ex- Japan (Yen- Hedged) Bond Fund	PIMCO Bermude Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund	PIMCO Bermude Global Aggregate Ex- Japan Bond Fund (M)
Net investment income	\$ 7,880	\$ 15,019	\$ 0	\$ 0	\$ 51,212
Net realized gain (loss)	(5,500)	(17,742)	(10,558)	69,621	(2,176)
Net change in unrealized (depreciation)	(11,434)	(22,059)	(76,349)	(95,139)	(117,612)
Net (decrease) resulting from operations	(9,054)	(24,782)	(86,907)	(26,518)	(68,777)

Distributions to Unitholders:

Total Distributions	(3,732)	0	0	0	0

Fund Unit Transactions:

Net (decrease) resulting from Fund unit transactions*	(49,280)	(74,340)	(205,989)	(148,088)	(432,560)

Total (Decrease) in Net Assets

	(62,066)	(99,122)	(292,896)	(174,606)	(501,337)

Net Assets:

Beginning of year	185,427	384,357	1,815,538	1,086,707	2,932,181
End of year	\$ 123,361	\$ 285,235	\$ 1,522,642	\$ 912,101	\$ 2,430,850

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

* See note 11 in the Notes to Financial Statements.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015

28

Financial Highlights (Cont.)

Year Ended October 31, 2015

Selected Per Unit Data:	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II ¥ (TRY)	PIMCO World High Income
Net asset value beginning of year	\$ 93.52	\$ 10.42
Net investment income (a)	1.90	0.11
Net realized/unrealized (loss) on investments	(16.44)	(0.80)
Total (decrease) from investment operations	(14.54)	(0.69)
Total distributions	(11.94)	(0.72)
Net asset value end of year	\$ 67.04	\$ 9.01
Total return (Expressed in functional currency) (b)	(16.23)%	16.79%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	(9.62)%	N/A
Net assets end of year (000s)	\$ 743	\$ 123,240
Ratio of expenses to average net assets	0.01%	1.33%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	1.33%
Ratio of net investment income to average net assets	2.47%	1.13%

^(a) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the year.

^(b) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit.

^(c) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is the U.S. dollar, however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's NAV currency. For purposes of this calculation, the beginning and ending NAVs are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015

9

Financial Highlights (Cont.)

Year Ended October 31, 2015

Selected Per Unit Data:	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B
	Y (EUR)	Y (MXN)	Y (RUB)	Y (TRY)
Net asset value beginning of year	\$ 88.71	\$ 95.92	\$ 75.16	\$ 90.31
Net investment income (a)	0.98	1.68	0.42	1.66
Net realized/unrealized (loss) on investments	(23.03)	(15.46)	(15.38)	(14.34)
Total (decrease) from investment operations	(22.11)	(13.78)	(14.96)	(12.68)
Total distributions	(12.80)	(7.03)	(10.10)	(10.13)
Net asset value end of year	\$ 53.80	\$ 75.11	\$ 50.10	\$ 67.44
Total return (Expressed in functional currency) (b)	(26.99)%	(14.75)%	(20.01)%	(14.64)%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	(21.41)%	(8.24)%	(13.88)%	(8.12)%
Net assets end of year (000s)	\$ 70,674	\$ 28,661	\$ 36,798	\$ 1,984
Ratio of expenses to average net assets	0.02%	0.02%	0.03%	0.02%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
Ratio of net investment income to average net assets	1.46%	2.01%	0.76%	2.15%

Selected Per Unit Data:	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst (LPY)
	Y (C-USD)	Y (World)		
Net asset value beginning of year	\$ 88.93	\$ 84.33	\$ 12.65	\$ 151.54
Net investment income (a)	1.28	0.15	0.63	6.83
Net realized/unrealized (loss) on investments	(1.54)	(1.61)	(1.32)	(13.07)
Total (decrease) from investment operations	(0.26)	(1.46)	(0.69)	(6.18)
Total distributions	(13.92)	(5.55)	(0.27)	0.00
Net asset value end of year	\$ 74.81	\$ 77.32	\$ 11.63	\$ 145.36
Total return (Expressed in functional currency) (b)	0.10%	(1.84)%	(5.43)%	(4.08)%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	7.75%	(0.11)%	N/A	3.25%
Net assets end of year (000s)	\$ 487,198	\$ 8,007	\$ 123,361	\$ 184,285
Ratio of expenses to average net assets	0.01%	0.00%*	0.00%	0.48%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.00%*	0.00%	0.47%
Ratio of net investment income to average net assets	1.63%	0.25%*	5.20%	4.68%

* Annualized

(1) Period from February 9, 2015 inception date to October 31, 2015

(2) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the year.

(3) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit.

(4) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is the U.S. dollar, however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's NAV currency. For purposes of this calculation, the beginning and ending NAVs are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015

2

Notes to Financial Statements

October 31, 2015

1. ORGANIZATION

Each Fund discussed in this report (each a "Fund" and collectively, the "Funds"), which also includes each class of units of that Fund (each, a "Class" and collectively, the "Classes"), is a series trust of the PIMCO Bermuda Trust II (the "Trust"), an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed on December 1, 2003 (as amended from time to time, the "Trust Deed"). Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited, a trust company incorporated in 1985 under the laws of the Cayman Islands, serves as the trustee of the Trust (the "Trustee") for the owners of units of the Funds (the "Unitholders"). As used in this report, all references to the "Trustee" shall mean the person then serving as trustee to the Trust. Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO," the "Manager" or the "Investment Adviser") is the sponsor of and was responsible for structuring the Trust.

The Trust is subject to regulation and supervision as provided for in the Investment Funds Act 2006 and related rules relating to standard funds.

The terms of the Trust Deed confer upon the Trustee, with the consent of the Manager, the power, in the future, to establish further funds in addition to the twenty-nine Funds currently in operation as of the date of these financial statements.

The Funds presented in this report are listed below:

Fund	Offered to
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D PIMCO Bermuda Income Fund D PIMCO Emerging Bond Income Fund II PIMCO Emerging Bond Income Fund III	Offered only to funds with a "Fund of Funds" structure, as defined in the rules of the Investment Trusts Association, Japan, or in any other jurisdiction.
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) PIMCO Bermuda Income Fund (M) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	Offered only to other Funds to serve as underlying investment vehicles for such Funds.
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund PIMCO Bermuda Income Fund A PIMCO Short-Term Mortgage Income ⁽¹⁾ PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II PIMCO U.S. High Yield Fund II PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II PIMCO World High Income	Offered to Japanese and other investors.
PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund PIMCO Emerging Bond Income Fund PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund PIMCO U.S. High Yield Fund	Offered only to fund of funds type Japanese investment trusts organized under the Law concerning Investment Trust and Investment Company of Japan ("Japanese Investment Trusts") which will offer their units to the public in Japan either by way of public offering or private placement and which are managed by PIMCO Japan Ltd or other similar licensed investment trust management companies and subject to the rules of the Investment Trusts Association, Japan.

⁽¹⁾ The Fund launched on October 29, 2015, and is not in scope of these audited financial statements. The first fiscal year end will be October 31, 2016.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). Each Fund is treated as an investment company under the reporting requirements of U.S. GAAP. The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosures of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of increases and decreases in net assets from operations during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

(a) Underlying Funds The Trustee and Manager may apply all or a portion of the assets of (i) PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C and PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D; (ii) PIMCO World High Income; (iii) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund and PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund; (iv) PIMCO Bermuda Income Fund A and PIMCO Bermuda Income Fund D; (v) PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund, and PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II; (vi) PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II and PIMCO U.S. High Yield Fund II; (vii) PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund II, and PIMCO Emerging Bond Income Fund III (each referred to herein as a "Fund of Funds" or "Acquiring Fund" which invests in other Funds) to the respective credit of (i) PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M); (ii) PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M); (iii) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M); (iv) PIMCO Bermuda Income Fund (M); (v) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M); (vi) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M); (vii) PIMCO Emerging Bond Income Fund (M) (each referred to herein as an "Underlying Fund" or "Acquired Fund"). Any assets so applied will be held in such

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

Acquired Fund as if received directly. Where assets are so applied, the Acquired Fund will record the issue of Units to the relevant Acquiring Fund at the issue price per Unit of such Units and will repurchase such Units at the repurchase price per Unit of such Units at the time of repurchase. Accordingly, the ability of an Acquiring Fund to achieve its investment objective will depend upon the ability of the applicable Acquired Fund to achieve its investment objective. There can be no assurance that the investment objective of the Acquired Fund will be achieved.

(b) Securities Transactions and Investment Income Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled 15 days or more after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as the Fund is informed of the ex-dividend date. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortization of premiums, is recorded on the accrual basis from settlement date. For convertible securities, premiums attributable to the conversion feature are not amortized. Estimated tax liabilities on certain foreign securities are recorded on an accrual basis and are reflected as components of interest income or net change in unrealized gain/loss on investments on the Statements of Operations, as appropriate. Tax liabilities realized as a result of such security sales are reflected as a component of net realized gain/loss on investments on the Statements of Operations. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities are recorded as components of interest income on the Statements of Operations.

Debt obligations may be placed on non-accrual status and related interest income may be reduced by ceasing current accruals and writing off interest receivable when the collection of all or a portion of interest has become doubtful based on consistently applied procedures. A debt obligation is removed from non-accrual status when the issuer resumes interest payments or when collectability of interest is probable.

(c) Cash and Foreign Currency The financial statements of each Fund are presented using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"). The functional currency for the Funds is the U.S. dollar.

The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into each Fund's functional currency based on the current exchange rates each business day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses, unrealized appreciation or depreciation on investment securities, and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities are not segregated on the Statements of Operations from the effects of changes in market prices of those securities, but are included with the net realized and unrealized gain or loss on investments.

The Net Asset Value ("NAV") and total returns of certain Funds (or Classes thereof, as applicable) are presented in the currency for which the NAV is reported (the "NAV currency") as detailed in the current Fund's Offering Memorandum (the "Offering Memorandum"). For the purposes of the presentation of the NAV and the total return in the NAV currency, the beginning and ending NAVs are converted using the period beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of the distribution. See the following table for the NAV currency and functional currency of each respective Fund:

Fund/Class	NAV Currency	Functional Currency
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar

Fund/Class	NAV Currency	Functional Currency
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A		
• F (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B		
• F (AUD)	Australian dollar	U.S. dollar
• Y (AUD)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (BRL)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (RUB)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (TRY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C		
• Y (C-USD)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D		
• Y (World)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II		
• Inst (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Inst (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Income Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Income Fund A		
• F (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• F (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
• N (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• N (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
• S (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Income Fund D		
• N (World)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (World)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund II		
• J (AUD)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (BRL)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (CAD)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (IDR)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (INR)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (KRW)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (RUB)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (TRY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund III		
• J (EUR)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (GBP)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	Japanese yen	U.S. dollar

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

Fund/Class	NAV Currency	Functional Currency
PIMCO U.S. High Yield Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Fund II	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund		
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II		
• J (CNY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (AUD)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (BRL)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (TRY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO World High Income	U.S. dollar	U.S. dollar

The Manager does not expect to declare distributions with respect to these Funds (or Classes thereof, if applicable), but may, in its discretion, declare and pay distributions to the Unitholders at any time.

PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)
PIMCO Bermuda Income Fund (M)
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II
PIMCO U.S. High Yield Fund II

(d) Multiclass Operations Each class of a Fund offered by the Trust has rights to the assets of the Fund equal to that of other classes of the same Fund, except for specific assets and gains and losses designated to a class relating to currency hedging operations. Income, non-class specific expenses, and non-class specific realized and unrealized capital gains and losses are allocated to each class of units based on the relative net assets of each class of the respective Fund. Class specific expenses currently include management, investment advisory, administrative and distribution fees, where applicable.

(e) Distribution Policy The chart on the following table shows the anticipated frequency of distributions for each Fund. Distributions from each Fund may be declared and distributed to Unitholders only upon the authorization of the Manager, which authorization may be withheld at the Manager's discretion.

Declared and Paid Monthly:

PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D
PIMCO Bermuda Income Fund A
PIMCO Bermuda Income Fund D
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund
PIMCO Emerging Bond Income Fund
PIMCO Emerging Bond Income Fund II
PIMCO Emerging Bond Income Fund III
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund
PIMCO U.S. High Yield Fund
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II
PIMCO World High Income

Declared and Paid Quarterly:

PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund
PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund

Distributions, if any, will generally be made from the relevant Fund's (or Class's, if applicable) net investment income. In addition, the Manager may authorize the payment of net realized capital gains available for distribution. Additional distributions may be declared as the Manager deems appropriate. Distributions paid with respect to any Fund (or Class thereof, if applicable) will reduce the NAV of such Fund (or Class thereof, if applicable). At the discretion of the Unitholders, cash distributions from a Fund (or Class thereof, if applicable) may either be reinvested in additional Units of a Fund (or Class thereof, if applicable) or paid to a Unitholder in cash. Cash payments will be paid in the NAV currency of the Fund. Each Fund (or Class thereof, if applicable) may declare further distributions if considered necessary in order to maintain a reasonable level of distributions for a Fund (or Class thereof, if applicable). In the event that there is inadequate net income and net realized capital gains to pay a distribution of a Fund (or Class thereof, if applicable) required by the Offering Memorandum, the Manager may pay a distribution consisting of a portion of the capital of such Fund (or Class thereof, if applicable). Distributions not collected within six years from their due date will lapse and will accrue to the benefit of the relevant Fund (or Class thereof, if applicable).

(f) New Accounting Pronouncements In June 2013, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued an Accounting Standards Update ("ASU"), ASU 2013-08, providing updated guidance for assessing whether an entity is an investment company and for the measurement of noncontrolling ownership interests in other investment companies. This update is effective prospectively during interim or annual periods beginning on or after December 15, 2013. The Funds have adopted the ASU for the reporting period as they follow the investment company reporting requirements under U.S. GAAP. The ASU did not have an impact on the Funds' financial statements.

In June 2014, the FASB issued an ASU, ASU 2014-11, that expands secured borrowing accounting for certain repurchase agreements. The ASU also sets forth additional disclosure requirements for certain transactions accounted for as sales in order to provide financial statement users with information to compare to similar transactions accounted for as secured borrowings. The ASU is effective prospectively during annual periods beginning after December 15, 2014, and for interim periods beginning after December 15, 2015. At this time, management is evaluating the implications of these changes on the financial statements.

In May 2015, the FASB issued an ASU, ASU 2015-07, which removes the requirement to categorize within the fair value hierarchy all investments for which fair value is measured using the net asset value per share practical expedient. The ASU also removes the requirement to make certain disclosures for all investments that are eligible to be measured at fair value using the net asset value per share practical expedient. The ASU is effective retrospectively for annual periods beginning after December 15, 2016, and interim periods

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

within those annual periods. At this time, management is evaluating the implications of these changes on the financial statements.

3. INVESTMENT VALUATION AND FAIR VALUE MEASUREMENTS

(a) Investment Valuation Policies The NAV of a Fund (or any Class thereof, if applicable) is valued as of the close of regular trading (normally 4:00 p.m., Eastern time) on the New York Stock Exchange (the "NYSE Close") on each Fund's Dealing Day (as defined in the current Offering Memorandum of the Trust). Information that becomes known to a Fund or its agents after the NAV has been calculated on a particular day will not generally be used to retroactively adjust the price of a security or the NAV determined earlier that day.

For purposes of calculating the NAV, portfolio securities and other financial derivative instruments are valued on each Dealing Day using valuation methods as adopted by the Manager. Where market quotes are readily available, fair market value is generally determined on the basis of official closing prices or the last reported sales prices, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers, or pricing services. Where market quotes are not readily available, portfolio securities and other financial derivative instruments are valued at fair value, as determined in good faith by the Manager pursuant to instructions from its Valuation Committee.

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/ask information, or broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE Close, that materially affect the values of a Fund's securities or financial derivative instruments. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which securities trade do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Manager is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of a Fund's securities or financial derivative instruments and for determining whether the value of the applicable securities or financial derivative instruments should be re-evaluated in light of such significant events.

The Manager has adopted methods for valuing securities and other financial derivative instruments that may require fair valuation under particular circumstances. The Manager monitors the continual appropriateness of fair valuation methods applied and determines if adjustments should be made in light of market changes, events affecting the issuer, or other factors. If the Manager determines that a fair valuation method may no longer be appropriate, another valuation method may be selected, or the Valuation Committee will take any appropriate action in accordance with procedures set forth by the Manager. The Manager reviews the appropriateness of the valuation methods from time to time and these methods may be amended or supplemented from time to time by the Valuation Committee.

In circumstances in which daily market quotes are not readily available, investments may be valued pursuant to guidelines established by the Manager. In the event that the security or asset cannot be valued pursuant to the established guidelines, the value of the security or other financial derivative instrument will be determined in good faith by the Manager. These methods may require subjective determinations about the value of a security. While the Trust's policy is intended to result in a calculation of a Fund's NAV that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trust cannot guarantee that values determined by the Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Fund could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Fund may differ from the value that would be realized if the securities were sold.

(b) Fair Value Hierarchy U.S. GAAP describes fair market value as the price that a Fund would receive to sell an asset or pay to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. It establishes a fair value hierarchy that prioritizes inputs to valuation methods and requires disclosure of the fair value hierarchy, separately for each major category of assets and liabilities, that segregates fair value measurements into levels (Level 1, 2, and 3). The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities. Levels 1, 2, and 3 of the fair value hierarchy are defined as follows:

- Level 1—Inputs using (unadjusted) quoted prices in active markets or exchanges for identical assets and liabilities.
- Level 2—Significant other observable inputs, which may include, but are not limited to, quoted prices for similar assets or liabilities in markets that are active, quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets that are not active, inputs other than quoted prices that are observable for the assets or liabilities (such as interest rates, yield curves, volatilities, prepayment speeds, loss severities, credit risks and default rates) or other market corroborated inputs.
- Level 3—Significant unobservable inputs based on the best information available in the circumstances, to the extent observable inputs are not available, which may include assumptions made by the Manager or persons acting at their direction that are used in determining the fair value of investments.

Assets or liabilities categorized as Level 1 or 2 as of period end have been transferred between Levels 1 and 2 since the prior period due to changes in the valuation method utilized in valuing the investments. Transfers from Level 1 to Level 2 are a result of a change, in the normal course of business, from the use of an exchange traded price or a trade price on the initial purchase date (Level 1) to valuation methods used by third party pricing services (Level 2).

Assets or liabilities categorized as Level 2 or 3 as of period end have been transferred between Levels 2 and 3 since the prior period due to changes in the valuation method utilized in valuing the investments. Transfers from Level 2 to Level 3 are a result of a change, in the normal course of business, from the use of valuation methods used by third party pricing services (Level 2) to the use of a broker quote or valuation technique which utilizes significant unobservable inputs due to an absence of current or reliable market based data (Level 3). Transfers from Level 3 to Level 2 are a result of the availability of current and reliable market based data provided by third party pricing services or other valuation techniques which utilize significant observable inputs.

In accordance with the requirements of U.S. GAAP, the amounts of transfers between Levels 1 and 2 and transfers in and out of Level 3, if material, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments for each respective Fund.

For fair valuations using significant unobservable inputs, U.S. GAAP requires a reconciliation of the beginning to ending balances for reported fair values that presents changes attributable to total realized and unrealized gains or losses, purchases and sales, and transfers in or out of the Level 3 category during the period. The end of period timing recognition is used for the transfers between Levels of the Funds' assets and liabilities. Additionally, U.S. GAAP requires quantitative information regarding the significant unobservable inputs used in the determination of fair value of assets or liabilities categorized as Level 3 in the fair value hierarchy. In accordance with the requirements of U.S. GAAP, a fair value hierarchy, and if material, a Level 3 reconciliation and details of significant unobservable inputs, have been included in the Notes to Schedule of Investments for each respective Fund.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

(c) Valuation Techniques and the Fair Value Hierarchy**Level 1 and Level 2 trading assets and trading liabilities, at fair market value**

The valuation methods (or "techniques") and significant inputs used in determining the fair market values of portfolio securities or financial derivative instruments categorized as Level 1 and Level 2 of the fair value hierarchy are as follows:

Fixed income securities including corporate, convertible and municipal bonds and notes, U.S. government agencies, U.S. treasury obligations, sovereign issues, bank loans, convertible preferred securities and non-U.S. bonds are normally valued by pricing service providers that use broker-dealer quotations, reported trades or valuation estimates from their internal pricing models. The service providers' internal models use inputs that are observable such as issuer details, interest rates, yield curves, prepayment speeds, credit risks/spreads, default rates and quoted prices for similar assets. Securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis or as a repurchase commitment in a sale-buyback transaction are marked to market daily until settlement at the forward settlement date and are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Mortgage-related and asset-backed securities are usually issued as separate tranches, or classes, of securities within each deal. These securities are also normally valued by pricing service providers that use broker-dealer quotations or valuation estimates from their internal pricing models. The pricing models for these securities usually consider tranche-level attributes, current market data, estimated cash flows and market based yield spreads for each tranche, and incorporate deal collateral performance, as available. Mortgage-related and asset-backed securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Common stocks, exchange-traded funds, exchange-traded notes and financial derivative instruments, such as futures contracts or options on futures that are traded on a national securities exchange, are stated at the last reported sale or settlement price on the day of valuation. To the extent these securities are actively traded and valuation adjustments are not applied, they are categorized as Level 1 of the fair value hierarchy.

Investments initially valued in currencies other than the U.S. dollar are converted to the U.S. dollar using exchange rates obtained from pricing service providers. As a result, the NAV of a Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to the U.S. dollar. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the U.S. dollar may be affected significantly on a day that the NYSE is closed. Valuation adjustments may be applied to certain securities that are solely traded on a foreign exchange to account for the market movement between the close of the foreign market and the NYSE Close. These securities are valued using pricing service providers that consider the correlation of the trading patterns of the foreign security to the intraday trading in the U.S. markets for investments. Securities using these valuation adjustments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy. Preferred securities and other equities traded on inactive markets or valued by reference to similar instruments are also categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Investments in registered open-end investment companies will be valued based upon the NAVs of such investments and are categorized as Level 1 of the fair value hierarchy. Investments in unregistered open-ended management investment companies will be calculated based upon the NAVs of such investments and are considered Level 1 provided that the NAVs are observable, calculated daily and are the value at which both purchases and sales will be conducted. Investments in privately held investment funds with significant restrictions on redemptions where the inputs of NAVs are

observable will be valued based upon the NAVs of such investments and are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Short-term investments having a maturity of 60 days or less and repurchase agreements are generally valued at amortized cost which approximates fair market value. These investments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Equity exchange-traded options and over-the-counter financial derivative instruments, such as forward foreign currency contracts, options contracts, or swap agreements, derive their value from underlying asset prices, indices, reference rates, and other inputs or a combination of these factors. These contracts are normally valued by independent pricing service providers. Depending on the product and the terms of the transaction, financial derivative instruments can be valued by a pricing service provider using a series of techniques, including simulation pricing models. The pricing models use inputs that are observed from actively quoted markets such as quoted prices, issuer details, indices, bid/ask spreads, interest rates, implied volatilities, yield curves, dividends and exchange rates. Financial derivative instruments that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Centrally cleared swaps listed or traded on a multilateral or trade facility platform, such as a registered exchange, are valued at the daily settlement price determined by the respective exchange. For centrally cleared credit default swaps, the clearing facility requires its members to provide actionable price levels across complete term structures. These levels along with external third party prices are used to produce daily settlement prices. These securities are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy. Centrally cleared interest rate swaps are valued using a pricing model that references the underlying rates including the overnight index swap rate and London Interbank Offered Rate ("LIBOR") forward rate to produce the daily settlement price. These securities are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Level 3 trading assets and trading liabilities, at fair value When a fair valuation method is applied by PIMCO that uses significant unobservable inputs, securities will be priced by a method that the Manager or persons acting at their direction believe reflects fair value and are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy. The valuation techniques and significant inputs used in determining the fair values of Fund assets and liabilities categorized as Level 3 of the fair value hierarchy are as follows:

Benchmark pricing procedures set the base price of a fixed income security and subsequently adjust the price proportionally to market value changes of a pre-determined security deemed to be comparable in duration, generally a U.S. Treasury or sovereign note based on country of issuance. The base price may be a broker-dealer quote, transaction price, or an internal value as derived by analysis of market data. The base price of the security may be reset on a periodic basis based on the availability of market data and procedures approved by the Valuation Committee. Significant changes in the unobservable inputs of the benchmark pricing process (the base price) would result in direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy. The validity of the fair value is reviewed by the Manager on a periodic basis and may be amended as the availability of market data indicates a material change.

If third party evaluated vendor pricing is not available or not deemed to be indicative of fair value, the Manager may elect to obtain indicative market quotations ("broker quotes") directly from the broker-dealer or passed through from a third party vendor. In the event that fair value is based upon a single sourced broker quote, these securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy. Broker quotes are typically received from established market participants. Although independently received, the Manager does not have the transparency to view the underlying inputs which support the market quotation. Significant changes in the broker quote would have direct and proportional changes in the fair value of the security.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

4. SECURITIES AND OTHER INVESTMENTS

(a) Delayed-Delivery Transactions Certain Funds may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by a Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery transactions are outstanding, a Fund will designate or receive as collateral liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price or respective obligations. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, a Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAV. A Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into which may result in a realized gain or loss. When a Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, a Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

(b) Inflation-Indexed Bonds Certain Funds may invest in inflation-indexed bonds. Inflation-indexed bonds are fixed income securities whose principal value is periodically adjusted to the rate of inflation. The interest rate on these bonds is generally fixed at issuance at a rate lower than typical bonds. Over the life of an inflation-indexed bond, however, interest will be paid based on a principal value, which is adjusted for inflation. Any increase or decrease in the principal amount of an inflation-indexed bond will be included as interest income on the Statements of Operations, even though investors do not receive their principal until maturity.

(c) Loan Participations and Assignments Certain Funds may invest in direct debt instruments which are interests in amounts owed to lenders or lending syndicates by corporate, governmental, or other borrowers. A Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the "lender") that acts as agent for all holders. The agent administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. A Fund may invest in multiple series or tranches of a loan, which may have varying terms and carry different associated risks. A Fund generally has no right to enforce compliance with the terms of the loan agreement with the borrower. As a result, a Fund may be subject to the credit risk of both the borrower and the lender that is selling the loan agreement. When a Fund purchases assignments from lenders, it acquires direct rights against the borrower of the loan. These loans may include participations in "bridge loans", which are loans taken out by borrowers for a short period (typically less than one year) pending arrangement of more permanent financing through, for example, the issuance of bonds, frequently high yield bonds issued for the purpose of acquisitions. Certain Funds may also enter into unfunded loan commitments, which are contractual obligations for future funding.

Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate Funds to supply additional cash to the borrower on demand. Unfunded loan commitments represent a future obligation in full, even though a percentage of the committed amount may not be utilized by the borrower. When investing in a loan participation, a Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt of payments by the lender from the borrower. A Fund may receive a commitment fee based on the undrawn portion of the underlying line of credit portion of a floating rate loan. In certain circumstances, a Fund may receive a penalty fee upon the prepayment of a floating rate loan by a borrower. Fees earned or paid are recorded as a component of interest income or interest expense, respectively, on the Statements of Operations.

As of October 31, 2015, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) had \$225,000 in unfunded loan commitments outstanding.

(d) Mortgage-Related and Other Asset-Backed Securities Certain Funds may invest in mortgage-related and other asset-backed securities that directly

or indirectly represent a participation in, or are secured by and payable from, loans on real property. Mortgage-related securities are created from pools of residential or commercial mortgage loans, including mortgage loans made by savings and loan institutions, mortgage bankers, commercial banks and others. These securities provide a monthly payment which consists of both interest and principal. Interest may be determined by fixed or adjustable rates. The rate of prepayments on underlying mortgages will affect the price and volatility of a mortgage-related security, and may have the effect of shortening or extending the effective duration of the security relative to what was anticipated at the time of purchase. The timely payment of principal and interest of certain mortgage-related securities is guaranteed with the full faith and credit of the U.S. Government. Pools created and guaranteed by non-governmental issuers, including government-sponsored corporations, may be supported by various forms of insurance or guarantees, but there can be no assurance that private insurers or guarantors can meet their obligations under the insurance policies or guarantee arrangements. Many of the risks of investing in mortgage-related securities secured by commercial mortgage loans reflect the effects of local and other economic conditions on real estate markets, the ability of tenants to make lease payments, and the ability of a property to attract and retain tenants. These securities may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or other asset-backed securities. Other asset-backed securities are created from many types of assets, including auto loans, credit card receivables, home equity loans, and student loans.

(e) Collateralized Mortgage Obligations ("CMOs") are debt obligations of a legal entity that are collateralized by whole mortgage loans or private mortgage bonds and divided into classes. CMOs are structured into multiple classes, often referred to as "tranches", with each class bearing a different stated maturity and entitled to a different schedule for payments of principal and interest, including prepayments. CMOs may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or asset-backed securities.

(f) Stripped Mortgage-Backed Securities ("SMBS") are derivative multi-class mortgage securities. SMBS are usually structured with two classes that receive different proportions of the interest and principal distributions on a pool of mortgage assets. An SMBS will have one class that will receive all of the interest (the interest-only or "IO" class), while the other class will receive the entire principal (the principal-only or "PO" class). Payments received for IOs are included in interest income on the Statements of Operations. Because no principal will be received at the maturity of an IO, adjustments are made to the cost of the security on a monthly basis until maturity. These adjustments are included in interest income on the Statements of Operations. Payments received for POs are treated as reductions to the cost and par value of the securities.

(g) Collateralized Debt Obligations ("CDOs") include Collateralized Bond Obligations ("CBOs"), Collateralized Loan Obligations ("CLOs") and other similarly structured securities. CBOs and CLOs are types of asset-backed securities. A CBO is a trust which is backed by a diversified pool of high risk, below investment grade fixed income securities. A CLO is a trust typically collateralized by a pool of loans, which may include, among others, domestic and foreign senior secured loans, senior unsecured loans, and subordinate corporate loans, including loans that may be rated below investment grade or equivalent unrated loans. The risks of an investment in a CDO depend largely on the type of the collateral securities and the class of the CDO in which a Fund invests. CBOs, CLOs and other CDOs carry additional risks including, but not limited to, (i) the possibility that distributions from collateral securities will not be adequate to make interest or other payments, (ii) the quality of the collateral may decline in value or default, (iii) a Fund may invest in CBOs, CLOs and other CDOs that are subordinate to other classes, and (iv) the complex structure of the security may not be fully understood at the time of investment and may produce disputes with the issuer or unexpected investment results.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

(h) Payment In-Kind Securities Certain Funds may invest in payment in-kind securities ("PIKs"). PIKs may give the issuer the option at each interest payment date of making interest payments in either cash or additional debt securities. Those additional debt securities usually have the same terms, including maturity dates and interest rates, and associated risks as the original bonds. The daily market quotations of the original bonds may include the accrued interest (referred to as a "dirty price") and require a pro rata adjustment from the unrealized appreciation or depreciation on investments to interest receivable on the Statements of Assets and Liabilities.

(i) Restricted Securities Certain Funds may invest in securities that are subject to legal or contractual restrictions on resale. These securities may be sold privately, but are required to be registered or exempted from such registration before being sold to the public. Private placement securities are generally considered to be restricted except for those securities traded between qualified institutional investors under the provisions of Rule 144A of the Securities Act of 1933. Disposal of restricted securities may involve time-consuming negotiations and expenses, and prompt sale at an acceptable price may be difficult to achieve. Restricted securities outstanding at October 31, 2015 are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

(j) U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises Certain Funds may invest in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"); and others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities, such as U.S. Treasury Strips which are Treasury fixed income securities sold at a discount to face value and offer no interest payments; rather, investors receive par at maturity. Zero coupon securities do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest paying securities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

(k) When-Issued Transactions Certain Funds may purchase or sell securities on a when-issued basis. These transactions are made conditionally because a security, although authorized, has not yet been issued in the market. A commitment is made by a Fund to purchase or sell these securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. A Fund may sell when-issued securities before they are delivered, which may result in a realized gain or loss.

(l) Exchange-Traded Funds Certain Funds may invest in exchange-traded funds ("ETFs"), which typically are index-based investment companies that hold substantially all of their assets in securities representing their specific

index, but may also be actively-managed investment companies. Shares of ETFs trade throughout the day on an exchange and represent an investment in a portfolio of securities and assets. As a shareholder of another investment company, a Fund would bear its pro-rata portion of the other investment company's expenses, including advisory fees, in addition to the expenses the Fund bears directly in connection with its own operations.

5. BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

The following disclosures contain information on the Funds' ability to lend or borrow cash or securities to the extent permitted under the Offering Memorandum, which may be viewed as borrowing or financing transactions by the Funds. The location and fair value amounts of these instruments are described below. For a detailed description of credit and counterparty risks that can be associated with borrowings and other financing transactions, please see Note 7, Principal Risks.

(a) Repurchase Agreements Certain Funds may engage in repurchase agreements. Under the terms of a typical repurchase agreement, a Fund takes possession of an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and a Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. Repurchase agreements, including accrued interest, are included on the Statements of Assets and Liabilities. Interest earned is recorded as a component of interest income on the Statements of Operations. In periods of increased demand for collateral, a Fund may pay a fee for receipt of collateral, which may result in interest expense to the Fund.

(b) Reverse Repurchase Agreements Certain Funds may enter into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, a Fund delivers a security in exchange for cash to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed upon price and date. A Fund is entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security delivered to the counterparty during the term of the agreement. Cash received in exchange for securities delivered plus accrued interest payments to be made by a Fund to counterparties are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. Interest payments made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

(c) Sale-Buybacks Certain Funds may enter into financing transactions referred to as "sale-buybacks". A sale-buyback transaction consists of a sale of a security by a Fund to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed-upon price and date. A Fund is not entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security sold to the counterparty during the term of the agreement. The agreed-upon proceeds for securities to be repurchased by a Fund are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. A Fund will recognize net income represented by the price differential between the price received for the transferred security and the agreed-upon repurchase price. This is commonly referred to as the "price drop". A price drop consists of (i) the foregone interest and inflationary income adjustments, if any, a Fund would have otherwise received had the security not been sold and (ii) the negotiated financing terms between a Fund and counterparty. Foregone interest and inflationary income adjustments, if any, are recorded as components of interest income on the Statements of Operations. Interest payments based upon negotiated financing terms made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under sale-buyback transactions.

(d) Short Sales Certain Funds may enter into short sales transactions. A short sale is a transaction in which a Fund sells securities it may not own in anticipation of a decline in the fair market value of the securities. Securities sold in short sale transactions and interest payable on such securities, if any, are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. A Fund is obligated to deliver securities at the trade price at the time the short position is covered. Possible losses from short sales may be unlimited, whereas losses from purchases cannot exceed the total amount invested.

(e) Line of Credit PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) entered into a credit agreement with the Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. ("MUFG") and other commercial banks to be utilized for temporary purposes to fund Unitholders redemptions or for other short-term liquidity purposes. MUFG serves as both a bank and as an agent for other banks that are parties to the agreement. There is a maximum available commitment amount for PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) equal to \$185,000,000. PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) has agreed to pay commitment fees at the rate of 0.175% per annum on the daily amount by which the lenders' commitment amount exceeds the aggregate outstanding principal amount of the loans made by the lenders, of which \$29,677 were paid during the period ended October 31, 2015 and are included in interest expense in the Statements of Operations. During the period, there were no borrowings on this line of credit.

6. FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosures contain information on how and why the Funds use financial derivative instruments, the credit-risk-related contingent features in certain financial derivative instruments, and how financial derivative instruments affect the Funds' financial position, results of operations and cash flows. The location and fair value amounts of these instruments on the Statements of Assets and Liabilities and the realized and changes in unrealized gains and losses on the Statements of Operations, each categorized by type of financial derivative contract and related risk exposure, are included in a table in the Notes to Schedule of Investments. The financial derivative instruments outstanding as of period end and the amounts of realized and changes in unrealized gains and losses on financial derivative instruments during the period, as disclosed in the Notes to Schedule of Investments, serve as indicators of the volume of financial derivative activity for the Funds.

(a) Forward Foreign Currency Contracts Certain Funds may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of a Fund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by a Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statements of Assets and Liabilities. In addition, a Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the functional currency. In connection with these contracts, cash or securities may be identified as collateral in accordance with the terms of the respective contracts.

Certain Funds having a hedged class may also enter into forward foreign currency contracts designed to offset the effect of hedging at the Fund level in order to leave the hedged class with an exposure to currencies other than the functional currency. There can be no guarantee that these class specific forward foreign currency contracts will be successful.

(b) Futures Contracts Certain Funds may enter into futures contracts. A Fund may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by a Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, a Fund is required to deposit with its futures broker an amount of cash, U.S. Government and Agency Obligations, or select sovereign debt, in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and an appropriate payable or receivable for the change in value ("variation margin") is recorded by the Fund. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are closed. Futures contracts involve, to varying degrees, risk of loss in excess of the variation margin included in the exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments line item on the Statements of Assets and Liabilities.

(c) Options Contracts Certain Funds may write call and put options on securities and financial derivative instruments they own or in which they may invest. Writing put options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. When a Fund writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. These liabilities are included on the Statements of Assets and Liabilities. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. A Fund as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold (call) or purchased (put) and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk a Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

Certain Funds may also purchase put and call options. Purchasing call options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. A Fund pays a premium which is included as an asset on the Statements of Assets and Liabilities and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss when the underlying transaction is executed.

Interest Rate Swaptions Certain Funds may write or purchase interest rate swaption agreements which are options to enter into a pre-defined swap agreement by some specified date in the future. The writer of the swaption becomes the counterparty to the swap if the buyer exercises. The interest rate swaption agreement will specify whether the buyer of the swaption will be a fixed-rate receiver or a fixed-rate payer upon exercise.

Credit Default Swaptions Certain Funds may write or purchase credit default swaption agreements to hedge exposure to the credit risk of an investment without making a commitment to the underlying instrument. A credit default swaption is an option to sell or buy credit protection to a specific reference by

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

entering into a pre-defined swap agreement by some specified date in the future

Foreign Currency Options Certain Funds may write or purchase foreign currency options. Purchasing foreign currency options gives a Fund the right, but not the obligation to buy or sell the currency and will specify the amount of currency and a rate of exchange that may be exercised by a specified date. These options may be used as a short or long hedge against possible variations in foreign exchange rates or to gain exposure to foreign currencies.

Inflation-Capped Options Certain Funds may write or purchase inflation-capped options to enhance returns or for hedging opportunities. When a Fund writes an inflation-capped option, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. When a Fund purchases an inflation-capped option, the Fund pays a premium which is recorded as an asset and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. The purpose of purchasing inflation-capped options is to protect a Fund from inflation erosion above a certain rate on a given notional exposure. A floor can be used to give downside protection to investments in inflation-linked products.

(d) Swap Agreements Certain Funds may invest in swap agreements. Swap agreements are bilaterally negotiated agreements between a Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified, future intervals. Swap agreements are privately negotiated in the over-the-counter market ("OTC swaps") or may be executed in a multilateral or other trade facility platform, such as a registered exchange ("centrally cleared swaps"). A Fund may enter into asset, credit default, cross-currency, interest rate, total return, variance and other forms of swap agreements to manage its exposure to credit, currency, interest rate, commodity, equity and inflation risk. In connection with these agreements, securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

Swaps are marked to market daily based upon valuations as set forth in the underlying contract or in accordance with the requirements of the central counterparty or derivatives clearing organization. Changes in market value, if any, are reflected as a component of net change in unrealized appreciation(depreciation) on the Statements of Operations. Daily changes in valuation of centrally cleared swaps, if any, are recorded as a receivable or payable for the change in value as appropriate ("variation margin") on the Statements of Assets and Liabilities. OTC swap payments received or paid at the beginning of the measurement period are included on the Statements of Assets and Liabilities and represent premiums paid or received upon entering into the swap agreement to compensate for differences between the stated terms of the swap agreement and prevailing market conditions (credit spreads, currency exchange rates, interest rates, and other relevant factors). Upfront premiums received (paid) are initially recorded as liabilities (assets) and subsequently marked to market to reflect the current value of the swap. These upfront premiums are recorded as realized gains or losses on the Statements of Operations upon termination or maturity of the swap. A liquidation payment received or made at the termination of the swap is recorded as realized gain or loss on the Statements of Operations. Net periodic payments received or paid by a Fund are included as part of realized gains or losses on the Statements of Operations.

Entering into these agreements involves, to varying degrees, elements of interest, credit, market and documentation risk in excess of the amounts recognized on the Statements of Assets and Liabilities. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates.

A Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk is the discounted net value of the cash flows to be received from the counterparty over the contract's remaining life, to the extent that amount is positive. The risk is mitigated by having a master netting arrangement between a Fund and the counterparty and by the posting of collateral to a Fund to cover a Fund's exposure to the counterparty.

Credit Default Swap Agreements Credit default swap agreements involve one party making a stream of payments (referred to as the buyer of protection) to another party (the seller of protection) in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event for the referenced entity, obligation or index. As a seller of protection on credit default swap agreements, a Fund will generally receive from the buyer of protection a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. As the seller, a Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, a Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap.

If a Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. If a Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. Recovery values are estimated by market makers considering either industry standard recovery rates or entity specific factors and considerations until a credit event occurs. If a credit event has occurred, the recovery value is determined by a facilitated auction whereby a minimum number of allowable broker bids, together with a specified valuation method, are used to calculate the settlement value.

Credit default swap agreements on corporate, loan, sovereign or U.S. municipal issues involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event. If a credit event occurs and cash settlement is not elected, a variety of other deliverable obligations may be delivered in lieu of the specific referenced obligation. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event). A Fund may use credit default swaps on corporate, loan, sovereign or U.S. municipal issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where a Fund owns or has exposure to the referenced obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default.

Credit default swap agreements on baskets of mortgage-backed securities involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the referenced mortgage-backed securities. The basket is comprised of various mortgage-backed securities with potentially different underlying attributes, including, but not limited to, issuer, credit ratings and interest rate. Such swaps reference all the names in the basket, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the basket. Each security could have a different weight in the basket. Prepayments, principal paydowns, and other writedown or loss events on a mortgage-backed security will reduce the outstanding notional amount of the basket corresponding to the weight of

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

such security in the basket. These reductions may be temporary or permanent as defined under the terms of the swap agreement. A Fund may use credit default swaps on baskets of mortgage-backed securities to provide a measure of protection against defaults of the underlying mortgage-backed securities or to take an active long or short position with respect to the likelihood of underlying mortgage-backed securities default.

Credit default swap agreements on asset-backed securities involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event. Unlike credit default swaps on corporate, loan, sovereign or U.S. municipal issues, deliverable obligations in most instances would be limited to the specific referenced obligation as performance for asset-backed securities can vary across deals. Prepayments, principal paydowns, and other writedown or loss events on the underlying mortgage loans will reduce the outstanding principal balance of the referenced obligation. These reductions may be temporary or permanent as defined under the terms of the swap agreement and the notional amount for the swap agreement will be adjusted by corresponding amounts. A Fund may use credit default swaps on asset-backed securities to provide a measure of protection against defaults of the referenced obligation or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular referenced obligation's default.

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the referenced entities comprising the credit index. A credit index is a basket of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a poll of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include, but are not limited to, investment grade securities, high yield securities, asset-backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index. A Fund may use credit default swaps on credit indices to hedge a portfolio of credit default swaps or bonds, which is less expensive than it would be to buy many credit default swaps to achieve a similar effect. Credit default swaps on indices are instruments for protecting investors owning bonds against default, and traders use them to speculate on changes in credit quality.

Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate, loan, sovereign or U.S. municipal issues as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments. They serve as an indicator of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the referenced entity. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement. For credit default swap agreements on asset-backed securities and credit indices, the quoted market prices and resulting values serve as the indicator of the current status of the payment/performance risk. Increasing market values, in absolute terms when compared to the notional amount of the swap, represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

The maximum potential amount of future payments (undiscounted) that a Fund as a seller of protection could be required to make under a credit default swap agreement equals the notional amount of the agreement. Notional amounts of each individual credit default swap agreement outstanding as of October 31, 2015 for which a Fund is the seller of protection are disclosed in the Notes to Schedule of Investments. These potential amounts would be partially offset by any recovery values of the respective referenced obligations, upfront payments received upon entering into the agreement, or net amounts received from the settlement of buy protection credit default swap agreements entered into by a Fund for the same referenced entity or entities.

Cross-Currency Swap Agreements Certain Funds may enter into cross-currency swap agreements to gain or mitigate exposure to currency risk. Cross-currency swap agreements involve two parties exchanging two different currencies with an agreement to reverse the exchange at a later date at specified exchange rates. The exchange of currencies at the inception date of the contract takes place at the current spot rate. The re-exchange at maturity may take place at the same exchange rate, a specified rate, or the then current spot rate. Interest payments, if applicable, are made between the parties based on interest rates available in the two currencies at the inception of the contract. The terms of cross-currency swap contracts may extend for many years. Cross-currency swaps are usually negotiated with commercial and investment banks. Some cross-currency swaps may not provide for exchanging principal cash flows, but only for exchanging interest cash flows.

Interest Rate Swap Agreements Certain Funds are subject to interest rate risk exposure in the normal course of pursuing their investment objectives. Because a Fund holds fixed rate bonds, the value of these bonds may decrease if interest rates rise. To help hedge against this risk and to maintain its ability to generate income at prevailing market rates, a Fund may enter into interest rate swap agreements. Interest rate swap agreements involve the exchange by a Fund with another party for their respective commitment to pay or receive interest on the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or "cap", (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or "floor", (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the buyer pays an upfront fee in consideration for the right to early terminate the swap transaction in whole, at zero cost at a predetermined date and time prior to the maturity date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different segments of money markets.

7. PRINCIPAL RISKS

In the normal course of business, the Funds trade financial instruments and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to such things as changes in the market (market risk) or failure or inability of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk). See below for a detailed description of select principal risks.

Fund of Funds To the extent that certain Funds invest substantially all of their respective assets in Acquired Funds, the risks associated with investing in these Funds will be closely related to the risks associated with the securities and other investments held by the Acquired Funds. The ability of the Funds to achieve their respective investment objectives may depend upon the ability of the Acquired Funds to achieve their respective investment objectives. There can be no assurance that the investment objective of any Acquired Fund will be achieved. The net asset value of an Acquiring Fund will fluctuate in

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

response to changes in the respective net asset values of the Acquired Fund in which it invests.

In the normal course of business, Acquired Funds trade financial instruments and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to changes in the market (market risk), or failure or inability of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk).

Market Risks A Fund's investments in financial derivatives and other financial instruments expose the Fund to various risks such as, but not limited to, interest rate, foreign currency, equity and commodity risks.

Interest rate risk is the risk that fixed income securities will decline in value because of changes in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by a Fund is likely to decrease. A nominal interest rate can be described as the sum of a real interest rate and an expected inflation rate. Interest rate changes can be sudden and unpredictable, and a Fund may lose money if these changes are not anticipated by Fund management. A Fund may not be able to hedge against changes in interest rates or may choose not to do so for cost or other reasons. In addition, any hedges may not work as intended. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations. Duration is useful primarily as a measure of the sensitivity of a fixed income security's market price to interest rate (i.e. yield) movements. At present, the U.S. is experiencing historically low interest rates. This, combined with recent economic recovery and the Federal Reserve Board's conclusion of its quantitative easing program, could potentially increase the probability of an upward interest rate environment in the near future. Further, while U.S. bond markets have steadily grown over the past three decades, dealer "market making" ability has remained relatively stagnant. Given the importance of intermediary "market making" in creating a robust and active market, fixed income securities may face increased volatility and liquidity risks. All of these factors, collectively and/or individually, could cause a Fund to lose value.

Certain Funds may invest in securities and instruments that are economically tied to Russia. Investments in Russia are subject to various risks such as, but not limited to, political, economic, legal, market and currency risks. The risks include uncertain political and economic policies, short-term market volatility, poor accounting standards, corruption and crime, an inadequate regulatory system, and unpredictable taxation. Investments in Russia are particularly subject to the risk that further economic sanctions may be imposed by the United States and/or other countries. Such sanctions—which may impact companies in many sectors, including energy, financial services and defense, among others—may negatively impact a Fund's performance and/or ability to achieve its investment objective. The Russian securities market is characterized by limited volume of trading, resulting in difficulty in obtaining accurate prices and trading. The Russian securities market, as compared to U.S. markets, has significant price volatility, less liquidity, a smaller market capitalization and a smaller number of traded securities. There may be little publicly available information about issuers. Settlement, clearing and registration of securities transactions are subject to risks because of registration systems that may not be subject to effective government supervision. This may result in significant delays or problems in registering the transfer of securities. Russian securities laws may not recognize foreign nominee accounts held with a custodian bank, and therefore the custodian may be considered the ultimate owner of securities it holds for its clients. Ownership of securities issued by Russian companies is recorded by companies themselves and by registrars instead of through a central registration system. It is possible that the ownership rights of a Fund could be lost through fraud or negligence. While applicable Russian regulations impose liability on registrars for losses resulting from their errors, it may be difficult for a Fund to enforce any rights it may have against the registrar or issuer of the securities in the event of loss of share registration. Adverse currency exchange rates are a risk and there may be a lack of available currency hedging instruments. Investments in Russia may be subject to the risk of

nationalization or expropriation of assets. Oil, natural gas, metals, and timber account for a significant portion of Russia's exports, leaving the country vulnerable to swings in world prices.

Foreign (non U.S.) securities in this report are classified by the country of incorporation of a holding. In certain instances, a security's country of incorporation may be different from its country of economic exposure.

If a Fund invests directly in foreign currencies or in securities that trade in, and receive revenues in, foreign currencies, or in financial derivatives that provide exposure to foreign currencies, it will be subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Fund, or, in the case of hedging positions, that the Fund's base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by U.S. or foreign governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments in the United States or abroad. As a result, a Fund's investments in foreign currency denominated securities may reduce the Fund's returns.

The market values of the Fund's investments may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company or issuer, such as real or perceived adverse economic conditions, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates or adverse investor sentiment generally. They may also decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. Equity securities and equity related investments generally have greater market price volatility than fixed income securities, although under certain market conditions fixed income securities may have comparable or greater price volatility. Credit ratings downgrades may also negatively affect securities held by a Fund. Even when markets perform well, there is no assurance that the investments held by a Fund will increase in value along with the broader market. In addition, market risk includes the risk that geopolitical events will disrupt the economy on a national or global level.

Credit and Counterparty Risks A Fund will be exposed to credit risk to parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. A Fund seeks to minimize concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of counterparties on recognized and reputable exchanges, where applicable. A Fund could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a financial derivatives contract, repurchase agreement or a loan of portfolio securities, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations. Securities are subject to varying degrees of credit risk, which are often reflected in credit ratings.

Similar to credit risk, a Fund may be exposed to counterparty risk, or the risk that an institution or other entity with which a Fund has unsettled or open transactions will default. PIMCO, as the Manager, seeks to minimize counterparty risks to a Fund in a number of ways. Prior to entering into transactions with a new counterparty, the PIMCO Counterparty Risk Committee conducts an extensive credit review of such counterparty and must approve the use of such counterparty. Furthermore, pursuant to the terms of the underlying contract, to the extent that unpaid amounts owed to a Fund exceed a predetermined threshold, such counterparty is required to advance collateral to a Fund in the form of cash or securities equal in value to the unpaid amount owed to a Fund. A Fund may invest such collateral in securities or other instruments and will typically pay interest to the counterparty on the collateral received. If the unpaid amount owed to a Fund subsequently decreases, a Fund would be required to return to the counterparty all or a portion of the collateral previously advanced to a Fund.

All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved counterparties. The risk of default is considered minimal, as delivery

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

of securities sold is only made once a Fund has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been delivered by the counterparty. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

Master Netting Arrangements The Funds may be subject to various netting arrangements with select counterparties ("Master Agreements"). Master Agreements govern the terms of certain transactions, and are intended to reduce the counterparty risk associated with relevant transactions by specifying credit protection mechanisms and providing standardization that is intended to improve legal certainty. Each type of Master Agreement governs certain types of transactions. Different types of transactions may be traded out of different legal entities or affiliates of a particular organization, resulting in the need for multiple agreements with a single counterparty. As the Master Agreements are specific to unique operations of different asset types, they allow a Fund to close out and net its total exposure to a counterparty in the event of a default with respect to all the transactions governed under a single Master Agreement with a counterparty. For financial reporting purposes the Statements of Assets and Liabilities generally show derivative assets and liabilities on a gross basis, which reflects the full risks and exposures prior to netting.

Master Agreements can also help limit counterparty risk by specifying collateral posting arrangements at pre-arranged exposure levels. Under the Master Agreements, collateral is routinely transferred if the total net exposure to certain transactions (net of existing collateral already in place) governed under the relevant Master Agreement with a counterparty in a given account exceeds a specified threshold, which typically ranges from zero to \$250,000 depending on the counterparty and the type of Master Agreement. United States Treasury Bills and U.S. dollar cash are generally the preferred forms of collateral, although other forms of AAA rated paper or sovereign securities may be used. Securities and cash pledged as collateral are reflected as assets on the Statements of Assets and Liabilities as either a component of Investments at value (securities) or Deposits with counterparty (cash). Cash collateral received is typically not held in a segregated account and as such is reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities as Deposits from counterparty. The market value of any securities received as collateral is not reflected as a component of net asset value. The Fund's overall exposure to counterparty risk can change substantially within a short period, as it is affected by each transaction subject to the relevant Master Agreement.

Master Repurchase Agreements and Global Master Repurchase Agreements (individually and collectively "Master Repo Agreements") govern repurchase, reverse repurchase, and sale-buyback transactions between the Funds and select counterparties. Master Repo Agreements maintain provisions for, among other things, initiation, income payments, events of default, and maintenance of collateral. The market value of transactions under the Master Repo Agreement, collateral pledged or received, and the net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Master Securities Forward Transaction Agreements ("Master Forward Agreements") govern the considerations and factors surrounding the settlement of certain forward settling transactions, such as To-BE-Announced securities, delayed-delivery or sale-buyback transactions by and between the Funds and select counterparties. The Master Forward Agreements maintain provisions for, among other things, initiation and confirmation, payment and transfer, events of default, termination, and maintenance of collateral. The market value of forward settling transactions, collateral pledged or received, and the net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Customer Account Agreements and related addendums govern cleared derivatives transactions such as futures, options on futures, and cleared Over the Counter ("OTC") derivatives. Cleared derivatives transactions require posting of initial margin as determined by each relevant clearing agency which is segregated at a broker account registered with the Commodity Futures Trading Commission ("CFTC"), or the applicable regulator. In the United States, counterparty risk is significantly reduced as creditors of a futures broker do not have a claim to Fund assets in the segregated account. Additionally, portability of exposure in the event of default further reduces risk to the Funds. Variation margin, or changes in market value, are exchanged daily, but may not be netted between futures and cleared OTC derivatives. The market value or accumulated unrealized appreciation or depreciation, initial margin posted, and any unsettled variation margin as of period end is disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements and Credit Support Annexes ("ISDA Master Agreements") govern OTC financial derivative transactions entered into by the Funds and select counterparties. ISDA Master Agreements maintain provisions for general obligations, representations, agreements, collateral and events of default or termination. Events of termination include conditions that may entitle counterparties to elect to terminate early and cause settlement of all outstanding transactions under the applicable ISDA Master Agreement. Any election to terminate early could be material to the financial statements. In limited circumstances, the ISDA Master Agreement may contain additional provisions that add counterparty protection beyond coverage of existing daily exposure if the counterparty has a decline in credit quality below a predefined level. These amounts, if any, may be segregated with a third-party custodian. The market value of OTC financial derivative instruments, collateral received or pledged, and net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

8. FEES AND EXPENSES

The Funds (or Classes thereof, as applicable) are not subject to management, advisory, administrative, agency or distribution fees, except for the below funds subject to the fees payable at the following annual rates (stated as a percentage of the average daily net assets of each Fund, or Class, if applicable, taken separately):

Fund	Fees				
	Management	Advisory	Administrative	Agency	Distribution
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II					
• Inst (JPY)	—	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	—	—
• Inst (JPY, Hedged)	—	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	—	0.28%	0.20% ⁽²⁾	—	—
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	—	0.35%	0.20% ⁽³⁾	—	—
PIMCO World High Income	0.70%	—	—	0.10% ⁽⁴⁾	0.55% ⁽⁵⁾

⁽¹⁾ The Class is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund. The administrative fee is calculated by (i) applying 0.20% per annum on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% per annum on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million; and (ii) apportioning to each Class a pro rata share of the administrative fee based on the asset level of each Class.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

¹³ PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets; 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets; and 0.10% applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

¹⁴ PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets; 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets; and 0.10% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

¹⁵ PIMCO World High Income is subject to an agency fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.10% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets; and 0.05% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

¹⁶ PIMCO World High Income is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.50% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets and 0.55% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

The management, advisory and administrative fees, if applicable, are paid monthly in arrears to PIMCO for providing or arranging for the provision of investment advisory, administrative and third party services including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, routine legal, transfer agent and printing services. The agency and distribution fees, if applicable, are paid monthly in arrears to reimburse financial intermediaries that provide services and distribution relating to the Units of the applicable Fund (or Class thereof, as applicable).

The Manager bears the cost of certain third party services required by the Trust and applicable Fund. The Manager, and not Unitholders, would benefit from any price decrease in the cost of such third-party services, including decreases resulting from an increase in net assets. With respect to Funds that are subject to an administrative fee, the Manager generally makes a profit on such a fee.

The Funds (or Classes thereof, as applicable) may bear other expenses related to their operation that are not covered by the management, advisory, administrative, agency or distribution fees, including but not limited to: (i) taxes and governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expense; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; and (v) any expenses allocated or allocable to a specific Class of Units. PIMCO has paid the organizational expenses associated with the creation of the Trust.

As noted in the table above, certain Funds and Classes of Funds are not subject to management, advisory, administrative, agency or distribution fees. PIMCO Japan Ltd, PIMCO's affiliate in Japan, is paid a fee from the Japanese Investment Trusts or other investment vehicles that invest in such Funds or Classes and a portion of such fee is then allocated to PIMCO to compensate it for its services.

PIMCO World High Income pays on-going expenses related to the public offering of its Units in Japan.

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Investment Adviser is a related party to the Funds and is a majority-owned subsidiary of Allianz Asset Management AG. Fees payable to the related party are disclosed in Note 8.

Allianz Asset Management AG, a related party of the Trust, owned 0.02% of the net assets of the PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II as of October 31, 2015.

Certain Funds are permitted to purchase or sell securities from or to certain related affiliated funds under specified conditions outlined in procedures adopted by the Investment Adviser. The procedures have been designed to ensure that any purchase or sale of securities by a Fund from or to another Fund that is or could be considered an affiliate by virtue of having a common adviser (or affiliated investment advisers), is effected at the current market price. During the period ended October 31, 2015, the Funds below engaged in purchases and sales of securities among affiliated Funds (amounts in thousands):

Fund	Purchases	Sales
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)	\$ 25,788	\$ 127,475
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	17,336	5,303
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	6,239	26,554
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	148,374	6,273
PIMCO Bermuda Income Fund (M)	219,114	21,506
PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund	123	12
PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund	0	5
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	10,716	326,342
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	2,139	8,247
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	45,531	62,763

10. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and PIMCO) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Funds. Additionally, in the normal course of business, the Funds enter into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Funds' maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Funds that have not yet occurred. However, the Funds have not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

11. UNITS OF BENEFICIAL INTEREST

The Trust may issue up to 500,000,000,000 units of beneficial interest. The Funds may have a significant concentration of risk, as certain Unitholders own more than ten percent of the net assets of each respective Fund. Such concentration of Unitholders' interests could have a material effect on the Funds in the event these Unitholders request to withdraw substantial amounts of capital at the same time. Subscriptions and redemptions of units of the Funds are denominated in the Funds' NAV currency and converted to the Funds' functional currency at the spot rate on the transaction date. Units of each Fund are issued without par value. The Trustee, with the consent of the Manager, may in the future create and offer an additional Fund or Class or Classes of units of any Fund.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

Changes in units of beneficial interest were as follows (units and amounts in thousands*):

	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C	
	Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	47,040	\$ 475,194	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	2,066	\$ 15,271	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	11,076	\$ 105,503	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	241	19,215	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	554	53,604	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	202	16,622	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	645	43,945	N/A	N/A
Y (C-USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2,523	\$ 202,059
Y (JPY)	N/A	N/A	221	17,307	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	37	3,224	N/A	N/A
Y (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	1,178	62,022	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	11	803	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	978	94,041	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions	3,252	32,618	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	411	2,983	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	2,019	19,114	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	49	3,823	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	180	11,822	N/A	N/A
Y (C-USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	961	75,691
Y (JPY)	N/A	N/A	177	13,863	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	42	3,521	N/A	N/A
Y (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	133	7,283	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	4	370	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	356	34,230	N/A	N/A	N/A	N/A
Cost of units redeemed	(85,051)	(887,927)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,434)	(10,633)	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	(15,562)	(148,275)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	(876)	(53,376)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	(183)	(16,367)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(180)	(14,515)	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	(205)	(13,946)	N/A	N/A
Y (C-USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,167)	(92,787)
Y (JPY)	N/A	N/A	(817)	(63,657)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	(321)	(27,042)	N/A	N/A
Y (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	(647)	(37,036)	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(36)	(3,006)	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	(2,619)	(253,230)	N/A	N/A	N/A	N/A
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(17,758)	\$ (180,115)	(4,271)	\$ (180,028)	2,132	\$ 65,551	2,317	\$ 184,963

	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D ¹		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund B ¹		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yes-Hedged) Bond Fund ¹	
	Period Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	N/A	N/A	129	\$ 1,548	N/A	N/A	1,111	\$ 145,774
Inst (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	211	\$ 30,747	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	37	4,954	N/A	N/A
Y (World)	111	\$ 9,345	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions	N/A	N/A	311	3,732	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (World)	7	593	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Cost of units redeemed	N/A	N/A	(4,545)	(54,900)	N/A	N/A	(2,679)	(351,763)
Inst (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(510)	(75,301)	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	(268)	(34,740)	N/A	N/A
Y (World)	(14)	(1,069)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D ⁽¹⁾		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II ⁽¹⁾		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Year-Hedged) Bond Fund ⁽¹⁾	
	Period Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	104	\$ 8,815	(4,10E)	\$ (43,260)	(590)	\$ (74,340)	(1,968)	\$ (205,993)

	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund ⁽¹⁾		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Income Fund (M)		PIMCO Bermuda Income Fund A	
	Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	569	\$ 98,232	2,176	\$ 376,300	96,84E	\$ 1,009,220	N/A	N/A
F (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	5,24E	\$ 431,633
F (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	42,510	421,072
J (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	112	8,30E
J (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	72E	72,563
N (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	10 ⁽¹⁾	847 ⁽¹⁾
N (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	8 ⁽¹⁾	731 ⁽¹⁾
S (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	40E	33,954
Y (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	32	2,569
Y (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	294	26,223
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	0	0	N/A	N/A
F (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	302	24,671
F (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	3,379	30,151
Y (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2	16E
Y (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	16	1,544
Cost of units redeemed	(1,42E)	(246,320)	(4,663)	(808,690)	(34,50E)	(370,371)	N/A	N/A
F (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(72E)	(59,74E)
F (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(15,634)	(154,608)
J (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(29)	(2,459)
J (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,183)	(119,170)
N (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0 ⁽¹⁾	(8) ⁽¹⁾
N (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	0 ⁽¹⁾	(9) ⁽¹⁾
S (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(179)	(14,82E)
Y (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(8)	(744)
Y (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(63)	(6,037)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(859)	\$ (148,098)	(2,493)	\$ (432,560)	62,440	\$ 668,849	35,819	\$ 708,844

	PIMCO Bermuda Income Fund D		PIMCO Bermuda JGB Fleeter Foreign Strategy Fund		PIMCO Bermuda JGB Fleeter U.S. Strategy Fund		PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	
	Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	N/A	N/A	0	\$ 4	0	\$ 3	61,10E	\$ 846,973
N (World)	1 ⁽¹⁾	\$ 62 ⁽¹⁾	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (World)	1,409	118,378	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions	N/A	N/A	0	0	N/A	N/A	6,903	72,610
Y (World)	164	12,829	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Cost of units redeemed	N/A	N/A	(E)	(402)	(3)	(268)	(215,277)	(2,276,232)
N (World)	0 ⁽¹⁾	(1) ⁽¹⁾	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (World)	(74)	(5,787)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	1,500	\$ 125,601	(E)	\$ (398)	(3)	\$ (265)	(147,268)	\$ (1,556,499)

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

	PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)		PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund		PIMCO Emerging Bond Income Fund		PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	
	Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	164	\$ 30,660	0	\$ 0	9	\$ 789	3,895	\$ 47,219
Issued as reinvestment of distributions	N/A	N/A	536	38,564	164	16,034	2,804	34,003
Cost of units redeemed	(232)	(43,269)	(2,507)	(181,510)	(684)	(60,850)	(66,943)	(816,675)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(68)	\$ (12,609)	(1,971)	\$ (142,938)	(491)	\$ (44,035)	(60,244)	\$ (735,453)

	PIMCO Emerging Bond Income Fund II		PIMCO Emerging Bond Income Fund III		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II*	
	Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	N/A	N/A	N/A	N/A	6	\$ 490	16	\$ 2,267
J (AUD)	32	\$ 2,495	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (BRL)	150	7,104	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (CAD)	29	2,338	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (EUR)	N/A	N/A	48	\$ 3,779	N/A	N/A	N/A	N/A
J (GBP)	N/A	N/A	29	2,624	N/A	N/A	N/A	N/A
J (IDR)	26	1,969	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (INR)	19	1,523	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (KRW)	22	1,936	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (MXN)	35	2,622	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (RUB)	226	11,662	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (TRY)	47	3,216	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	16	\$ 1,469	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions	N/A	N/A	N/A	N/A	0	0	0	0
J (AUD)	263	21,824	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (BRL)	94	4,776	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (CAD)	21	1,626	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (EUR)	N/A	N/A	18	1,463	N/A	N/A	N/A	N/A
J (GBP)	N/A	N/A	23	2,026	N/A	N/A	N/A	N/A
J (IDR)	36	2,609	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (INR)	35	2,940	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (KRW)	24	2,077	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (MXN)	480	36,322	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (RUB)	67	3,452	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (TRY)	38	2,609	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	22	1,939	N/A	N/A	N/A	N/A
Cost of units redeemed	N/A	N/A	N/A	N/A	(46)	(3,743)	(101)	(13,390)
J (AUD)	(832)	(52,897)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (BRL)	(138)	(6,622)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (CAD)	(67)	(4,989)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (EUR)	N/A	N/A	(91)	(6,391)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (GBP)	N/A	N/A	(83)	(7,322)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (IDR)	(61)	(5,829)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (INR)	(61)	(6,718)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (KRW)	(67)	(5,773)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (MXN)	(3,333)	(260,077)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (RUB)	(230)	(12,113)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (TRY)	(78)	(5,455)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	(79)	(7,040)	N/A	N/A	N/A	N/A
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(3,101)	\$ (246,784)	(97)	\$ (8,053)	(42)	\$ (3,253)	(85)	\$ (11,723)

	PIMCO U.S. High Yield Fund		PIMCO U.S. High Yield Fund II*		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	
	Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	8	\$ 673	142	\$ 26,525	N/A	N/A	N/A	N/A

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

	PIMCO U.S. High Yield Fund		PIMCO U.S. High Yield Fund II ¹⁾		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	
	Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015		Year Ended October 31, 2015	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
J (CNY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	6	\$ 616
J (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	3	\$ 249	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	10	\$ 834	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	283	18,885
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	6,304	224,851
Y (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	41	4,270	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	2	103	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	3	300
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	8	734
Issued as reinvestment of distributions	0	0	0	0	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	519	34,023
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	15,056	488,005
Y (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	113	12,130	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	164	12,310	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	1	58
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	2	123
Cost of units redeemed	(174)	\$ (14,862)	(121)	\$ (22,450)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (CNY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(15)	(1,546)
J (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(873)	(65,726)	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	(864)	(71,532)	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(8)	(574)
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,104)	(73,491)
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(24,882)	(741,473)
Y (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,233)	(134,316)	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	N/A	N/A	N/A	(1,061)	(80,129)	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(4)	(341)
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(6)	(473)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(168)	\$ (14,183)	21	\$ 4,075	(3,798)	\$ (341,801)	(3,235)	\$ (72,481)

	PIMCO World High Income	
	Year Ended October 31, 2015	
	Units	Amount
Receipts for units sold	454	\$ 4,482
Cost of units redeemed	(4,570)	(44,204)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(4,116)	\$ (39,742)

¹⁾ A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

²⁾ As of October 31, 2015, two unitholders owned 10% or more of the total Fund's net assets comprising 59% of the Fund.

³⁾ As of October 31, 2015, one unitholder owned 10% or more of the total Fund's net assets comprising 50% of the Fund.

⁴⁾ As of October 31, 2015, one unitholder owned 10% or more of the total Fund's net assets comprising 77% of the Fund.

⁵⁾ As of October 31, 2015, one unitholder owned 10% or more of the total Fund's net assets comprising 40% of the Fund.

⁶⁾ As of October 31, 2015, one unitholder owned 10% or more of the total Fund's net assets comprising 14% of the Fund.

⁷⁾ Period from February 9, 2015 (inception date) to October 31, 2015.

⁸⁾ Period from November 21, 2014 (inception date) to October 31, 2015.

12. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Trustee is not aware of any material litigation or claim pending or threatened against it.

PIMCO has received a Wells Notice from the staff of the U.S. Securities and Exchange Commission ("SEC") that relates to the PIMCO Total Return Active Exchange-Traded Fund ("BOND"), a series of PIMCO ETF Trust. The notice indicates the staff's preliminary determination to recommend that the SEC commence a civil action against PIMCO stemming from a nonpublic investigation relating to BOND. A Wells Notice is neither a formal allegation of wrongdoing nor a finding that any law was violated.

This matter principally pertains to the valuation of smaller sized positions in non-agency mortgage-backed securities purchased by BOND between its inception on February 29, 2012 and June 30, 2012, BOND's performance disclosures for that period, and PIMCO's compliance policies and procedures related to these matters.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2015

The Wells process provides PIMCO with its opportunity to demonstrate to the SEC staff why it believes its conduct was appropriate, in keeping with industry standards, and that no action should be taken. PIMCO believes that this matter is unlikely to have a material adverse effect on the Funds or on PIMCO's ability to provide investment management services to the Funds or any other fund.

The foregoing speaks only as of the date of this report.

13. INCOME TAX

The Trust is subject to Bermuda laws in respect to its tax status. Under current laws of Bermuda, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or any Fund and no withholding tax is applicable to distributions by the Trust or any Fund or with regard to the payment of NAV on the repurchase of Units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. In the event of such taxes being enacted in Bermuda, the Funds have received an undertaking from the Minister of Finance of Bermuda, under the Exempted Undertakings Tax Protection Act of 1966, exempting the Funds from all such taxes until March 28, 2016.

U.S. GAAP provides guidance for how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. As of October 31, 2015, there were no tax positions which met the recognition and measurement requirements of the relevant accounting standard and therefore, the Funds did not record any income or expense related to uncertain income tax positions. The Funds have no examinations in progress. As of October 31, 2015, the tax years that remain subject to examination by the major tax jurisdictions under the statute of limitations are from the years 2012 - 2015 (with limited exceptions).

14. SUBSEQUENT EVENTS

The Manager has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Funds' financial statements through January 22, 2016, the date that the Funds' financial statements were available to be issued. The Manager has determined that there were no material events that would require disclosure in the Funds' financial statements through this date.

Schedule of Investments PIMCO World High Income

October 31, 2015

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
INVESTMENTS IN SECURITIES 0.1%		
SHORT-TERM INSTRUMENTS 0.1%		
TIME DEPOSITS 0.1%		
ANZ National Bank		
0.030% due 11/02/2015	\$ 10	\$ 10
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd.		
0.030% due 11/02/2015	€	€
Citibank N.A.		
0.030% due 11/02/2015	18	18
JPMorgan Chase & Co.		
0.030% due 11/02/2015	23	23
Nordea Bank AB		
0.030% due 11/02/2015	6	6
Sumitomo Mitsui Banking Corp.		
0.030% due 11/02/2015	8	8
Wells Fargo Bank		
0.030% due 11/02/2015	8	8
		78
Total Short-Term Instruments		78
(Cost \$78)		
Total Investments in Securities		78
(Cost \$78)		
	UNITS (000s)	
INVESTMENTS IN AFFILIATES 100.1%		
MUTUAL FUNDS 100.1%		
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)		
(Cost \$126,221)	10,553	123,361
Total Investments in Affiliates		123,361
(Cost \$126,221)		
Total Investments 100.2%		\$ 123,439
(Cost \$126,299)		
Other Assets and Liabilities, net (0.2%)		(199)
Net Assets 100.0%		\$ 123,240

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS (AMOUNTS IN THOUSANDS*):

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

FAIR VALUE MEASUREMENTS

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of October 31, 2015 in valuing the Fund's assets and liabilities:

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 10/31/2015
Investments in Securities, at Value				
Short-Term Instruments	\$ 0	\$ 78	\$ 0	\$ 78
Investments in Affiliates, at Value				
Mutual Funds	123,361	0	0	123,361
Total Investments	\$ 123,361	\$ 78	\$ 0	\$ 123,439

There were no transfers between Level 1 and 2 during the period ended October 31, 2015.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015 | 186

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)

October 31, 2015

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
INVESTMENTS IN SECURITIES 99.5%		
AUSTRIA 0.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.2%		
Sappi Papier Holding GmbH		
3.375% due 04/01/2022	EUR 200	\$ 211
Total Austria		211
(Cost \$212)		
AZERBAIJAN 0.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.3%		
State Oil Co. of the Azerbaijan Republic		
4.750% due 03/13/2023	\$ 400	347
Total Azerbaijan		347
(Cost \$597)		
SOVEREIGN ISSUES 0.1%		
Republic of Azerbaijan International Bond		
4.750% due 03/18/2024	200	192
Total Bahrain		192
(Cost \$597)		
BAHRAIN 0.3%		
SOVEREIGN ISSUES 0.3%		
Bahrain Government International Bond		
6.000% due 03/19/2044	500	416
Total Bahrain		416
(Cost \$500)		
BRAZIL 5.9%		
CORPORATE BONDS & NOTES 5.1%		
Banco Votorantim S.A.		
5.250% due 02/11/2016	500	501
Caixa Economica Federal		
4.500% due 10/03/2018	600	579
Petrobras Global Finance BV		
4.875% due 03/17/2020	3,200	2,624
5.375% due 01/07/2021	1,000	816
5.625% due 05/20/2043	1,300	858
5.750% due 01/20/2020	400	342
6.850% due 06/05/2115	400	277
Samarco Mineracao S.A.		
5.750% due 10/24/2023	300	269
Total Brazil		6,267
(Cost \$8,427)		
SOVEREIGN ISSUES 0.8%		
Brazil Minas SPE via State of Minas Gerais		
5.333% due 02/15/2028	1,230	1,007
Total Brazil		1,007
(Cost \$8,427)		
BRITISH VIRGIN ISLANDS 0.5%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.5%		
GTL Trade Finance, Inc.		
7.250% due 04/16/2044	200	151
Rosneft Finance S.A.		
7.250% due 02/02/2020	200	213
7.875% due 03/13/2018	300	320
Total British Virgin Islands		684
(Cost \$696)		

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
CANADA 0.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.1%		
Pacific Exploration & Production Corp.		
5.625% due 01/19/2025	\$ 500	190
Total Canada		190
(Cost \$456)		
CAYMAN ISLANDS 3.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 3.1%		
Interoceania IV Finance Ltd.		
0.000% due 11/30/2025	838	612
Interoceania V Finance Ltd.		
0.000% due 05/15/2030	1,800	848
Lamar Funding Ltd.		
3.958% due 05/07/2025	800	564
Odebrecht Drilling Norbe VIIIX Ltd.		
6.350% due 06/30/2021	2,788	1,334
Odebrecht Offshore Drilling Finance Ltd.		
6.750% due 10/01/2022	634	218
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.		
0.000% due 05/31/2018	168	162
Total Cayman Islands		3,798
(Cost \$5,394)		
CHILE 2.9%		
CORPORATE BONDS & NOTES 2.9%		
Celulosa Arauco y Constitucion S.A.		
4.500% due 09/01/2024	200	202
Corp. Nacional del Cobre de Chile		
4.875% due 11/04/2044	600	598
E.C.L. S.A.		
5.625% due 01/15/2021	300	331
GNL Quintero S.A.		
4.634% due 07/31/2023	500	439
Latam Airlines 2015-1 Pass Through Trust A		
4.200% due 11/15/2027	500	476
Telefonica Chile S.A.		
3.875% due 10/12/2022	510	512
Transelec S.A.		
4.250% due 01/14/2025	1,000	1,008
Total Chile		3,566
(Cost \$3,636)		
CHINA 0.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%		
Bank of China Ltd.		
3.875% due 06/30/2025	200	201
Dianjian Haixing Ltd.		
4.050% due 10/21/2019 (a)	200	203
Minmetals Bounteous Finance BVI Ltd.		
4.750% due 07/30/2025	200	202
Sinopec Group Overseas Development 2014 Ltd.		
4.375% due 04/10/2024	200	210
Total China		816
(Cost \$909)		
COLOMBIA 4.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 2.7%		
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria Colombia S.A.		
4.875% due 04/21/2025	500	430

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Ecopetrol S.A.		
5.875% due 05/28/2045	\$ 700	\$ 574
7.375% due 03/18/2043	1,880	1,785
Grupo Aval Ltd.		
4.750% due 03/26/2022	500	489
Total Colombia		3,348
(Cost \$5,512)		
SOVEREIGN ISSUES 1.4%		
Colombia Government International Bond		
5.625% due 02/26/2044	1,800	1,751
Total Colombia		1,751
(Cost \$5,512)		
COSTA RICA 1.5%		
SOVEREIGN ISSUES 1.5%		
Costa Rica Government International Bond		
5.625% due 04/30/2043	1,400	1,381
7.000% due 04/04/2044	800	723
Total Costa Rica		2,104
(Cost \$2,067)		
CROATIA 2.2%		
SOVEREIGN ISSUES 2.2%		
Croatia Government International Bond		
6.000% due 01/26/2024	1,300	1,381
6.750% due 11/05/2019	1,200	1,308
Total Croatia		2,689
(Cost \$2,733)		
DOMINICAN REPUBLIC 0.2%		
SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
Dominican Republic Government International Bond		
6.850% due 01/27/2045	200	200
Total Dominican Republic		200
(Cost \$209)		
EGYPT 0.3%		
SOVEREIGN ISSUES 0.3%		
Egypt Government International Bond		
5.875% due 06/11/2025	400	375
Total Egypt		375
(Cost \$396)		
EL SALVADOR 2.3%		
SOVEREIGN ISSUES 2.3%		
El Salvador Government International Bond		
5.875% due 01/30/2025	2,280	2,008
6.375% due 01/18/2027	300	263
7.625% due 09/21/2034	100	97
7.625% due 02/01/2041	130	117
8.250% due 04/10/2032	340	341
Total El Salvador		2,832
(Cost \$3,233)		
FRANCE 0.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.1%		
mFinance France S.A.		
2.000% due 11/26/2021	EUR 100	105
Total France		105
(Cost \$103)		

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015

55

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2015

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
GABON 0.8%		
SOVEREIGN ISSUES 0.8%		
Gabon Government International Bond		
5.375% due 12/12/2024	\$ 1,190	\$ 1,028
Total Gabon		1,028
(Cost \$1,069)		
GUATEMALA 0.3%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.1%		
Industrial Senior Trust		
5.500% due 11/01/2022	200	183
SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
Guatemala Government Bond		
4.875% due 02/13/2026	200	196
Total Guatemala		379
(Cost \$402)		
HONG KONG 1.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.4%		
CNOOC Finance 2015 Australia Pty Ltd.		
2.625% due 05/05/2020	1,700	1,678
Total Hong Kong		1,678
(Cost \$1,687)		
HUNGARY 2.1%		
SOVEREIGN ISSUES 2.1%		
Hungary Government International Bond		
5.375% due 02/01/2023	200	220
5.375% due 03/25/2024	300	337
5.750% due 11/22/2023	1,200	1,355
Total Hungary		2,572
(Cost \$2,532)		
INDIA 0.8%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.8%		
Oil India Ltd.		
5.375% due 04/17/2024	200	217
ONGC Videsh Ltd.		
4.625% due 07/15/2024	200	207
State Bank of India		
2.483% due 01/21/2018	600	600
Total India		1,024
(Cost \$1,020)		
INDONESIA 5.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 3.1%		
Majapahit Holding BV		
7.750% due 01/20/2020	700	732
Pelabuhan Indonesia II PT		
4.250% due 05/05/2025	400	368
5.375% due 05/05/2045	200	167
Pertamina Persero PT		
5.625% due 05/20/2043	500	418
6.450% due 05/30/2044	1,250	1,164
Perusahaan Gas Negara Persero Tbk PT		
5.125% due 05/16/2024	900	895
		3,804

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
SOVEREIGN ISSUES 2.6%		
Indonesia Government International Bond		
3.375% due 07/30/2025	EUR 600	\$ 641
4.125% due 01/15/2025	\$ 900	881
6.750% due 01/15/2044	1,500	1,701
		3,223
Total Indonesia		7,027
(Cost \$7,138)		
IRELAND 1.6%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.6%		
Metallinvest Finance Ltd.		
5.625% due 04/17/2020	600	574
Vnesheconombank Via VEB Finance PLC		
5.942% due 11/21/2023	1,000	980
6.902% due 07/03/2020	500	513
Total Ireland		2,047
(Cost \$2,129)		
IVORY COAST 0.2%		
SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
Ivory Coast Government International Bond		
5.375% due 07/23/2024	300	270
Total Ivory Coast		270
(Cost \$294)		
JAMAICA 0.2%		
SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
Jamaica Government International Bond		
7.875% due 07/28/2045	200	202
Total Jamaica		202
(Cost \$200)		
KAZAKHSTAN 5.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 4.4%		
Intergas Finance BV		
6.375% due 05/14/2017	1,000	1,034
KazMunayGas National Co. JSC		
5.750% due 04/30/2043	800	620
6.000% due 11/07/2044	700	551
7.000% due 05/05/2020	200	209
Samruk-Energy JSC		
3.750% due 12/20/2017	1,700	1,623
Zhaikumai LLP		
6.375% due 02/14/2019	1,400	1,146
7.125% due 11/13/2019	200	164
		5,347
SOVEREIGN ISSUES 0.7%		
KazAgro National Management Holding JSC		
3.255% due 05/22/2019	EUR 800	607
Kazakhstan Government International Bond		
6.500% due 07/21/2045	\$ 300	234
		901
Total Kazakhstan		6,248
(Cost \$6,902)		
KENYA 0.5%		
SOVEREIGN ISSUES 0.5%		
Kenya Government International Bond		
5.875% due 06/24/2019	600	584

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
Total Kenya		\$ 584
(Cost \$617)		
LUXEMBOURG 2.8%		
CORPORATE BONDS & NOTES 2.8%		
ContourGlobal Power Holdings S.A.		
7.125% due 06/01/2019	\$ 600	600
Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.		
4.950% due 07/19/2022	1,500	1,454
9.250% due 04/23/2019	1,200	1,352
Total Luxembourg		3,406
(Cost \$3,513)		
MEXICO 6.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 5.6%		
BBVA Bancomer S.A.		
6.500% due 03/10/2021	1,200	1,336
Hipotecaria Su Casita S.A. de C.V.		
5.600% due 06/26/2019 (b)	MXN 3,512	18
Petroleos Mexicanos		
1.875% due 04/21/2022	EUR 300	298
2.750% due 04/21/2027	300	275
4.250% due 01/15/2025	\$ 300	286
5.500% due 01/21/2021	800	856
5.625% due 01/23/2046	2,000	1,732
6.375% due 01/23/2045	2,300	2,191
Urbi Desarrollos Urbanos SAB de C.V.		
9.500% due 01/21/2020 (b)	100	1
		6,993
SOVEREIGN ISSUES 0.8%		
Mexico Government International Bond		
4.000% due 03/15/2115	EUR 600	600
4.600% due 01/23/2046	\$ 400	373
		973
Total Mexico		7,966
(Cost \$8,696)		
MONGOLIA 0.7%		
SOVEREIGN ISSUES 0.7%		
Mongolia Government International Bond		
4.125% due 01/05/2018	800	756
5.125% due 12/05/2022	120	101
Total Mongolia		856
(Cost \$916)		
MOROCCO 0.6%		
SOVEREIGN ISSUES 0.6%		
Morocco Government International Bond		
3.500% due 06/19/2024	EUR 700	788
Total Morocco		788
(Cost \$933)		
NAMIBIA 0.2%		
SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
Namibia International Bond		
5.250% due 10/29/2025	\$ 200	193
Total Namibia		199
(Cost \$198)		

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015 56

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2015

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
NETHERLANDS 2.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 2.7%		
CIMPOR Financial Operations BV		
5.750% due 07/17/2024	\$ 500	\$ 334
Kazakhstan Temir Zholy Finance BV		
6.375% due 10/06/2020	3,100	3,043
Total Netherlands		3,383
(Cost \$3,668)		
PANAMA 3.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.2%		
Autoridad del Canal de Panama		
4.950% due 07/23/2035	200	208
SOVEREIGN ISSUES 2.9%		
Panama Government International Bond		
3.750% due 03/16/2025	200	193
4.300% due 04/23/2053	900	802
6.700% due 01/26/2036	1,720	2,137
7.125% due 01/23/2026	360	459
		3,600
Total Panama		3,808
(Cost \$3,652)		
PARAGUAY 0.2%		
SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
Republic of Paraguay International Bond		
6.100% due 09/11/2044	200	204
Total Paraguay		204
(Cost \$200)		
PERU 1.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.1%		
Corp. Financiera de Desarrollo S.A.		
4.750% due 07/15/2025	500	503
5.250% due 07/15/2023	700	703
Union Andina de Cementos SAA		
5.875% due 10/30/2021	200	201
		1,413
SOVEREIGN ISSUES 0.1%		
Peru Government International Bond		
2.750% due 01/30/2026 (c)	EUR 100	110
Total Peru		1,523
(Cost \$1,532)		
PHILIPPINES 0.6%		
SOVEREIGN ISSUES 0.6%		
Philippines Government International Bond		
3.950% due 01/20/2040	\$ 700	723
Total Philippines		723
(Cost \$715)		
POLAND 0.4%		
SOVEREIGN ISSUES 0.4%		
Poland Government International Bond		
5.000% due 03/23/2022	400	451
Total Poland		451
(Cost \$446)		

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
ROMANIA 0.4%		
SOVEREIGN ISSUES 0.4%		
Romania Government International Bond		
2.750% due 10/23/2025	EUR 500	\$ 560
Total Romania		560
(Cost \$563)		
RUSSIA 0.8%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.8%		
Sibur Securities Ltd.		
3.914% due 01/31/2019	\$ 1,000	971
Total Russia		971
(Cost \$966)		
SENEGAL 0.2%		
SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
Senegal Government International Bond		
8.750% due 05/13/2021	200	216
Total Senegal		216
(Cost \$225)		
SLOVENIA 3.8%		
SOVEREIGN ISSUES 3.8%		
Slovenia Government International Bond		
5.250% due 02/18/2024	4,000	4,430
5.850% due 05/10/2023	200	232
Total Slovenia		4,722
(Cost \$4,292)		
SOUTH AFRICA 1.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.7%		
Eskom Holdings SOC Ltd.		
6.750% due 08/06/2023	2,200	2,050
Total South Africa		2,050
(Cost \$2,290)		
SPAIN 2.0%		
SOVEREIGN ISSUES 2.0%		
Spain Government Bond		
2.750% due 10/31/2024	EUR 2,000	2,428
Total Spain		2,428
(Cost \$2,450)		
SRI LANKA 1.4%		
SOVEREIGN ISSUES 1.4%		
Sri Lanka Government International Bond		
6.250% due 07/27/2021	\$ 1,700	1,632
Total Sri Lanka		1,632
(Cost \$1,699)		
SUPRANATIONAL 0.2%		
SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
Africa Finance Corp.		
4.375% due 04/23/2020	200	204
Total Supranational		204
(Cost \$198)		

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
SWEDEN 0.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%		
Powszechna Kasa Oszczednosci Bank Polski S.A. Via PKO Finance AB		
4.630% due 03/26/2022	\$ 200	\$ 210
PZU Finance AB		
1.375% due 07/03/2019	EUR 600	660
Total Sweden		870
(Cost \$884)		
TANZANIA 0.2%		
SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
Tanzania Government International Bond		
6.538% due 03/03/2020	\$ 300	294
Total Tanzania		294
(Cost \$300)		
TUNISIA 1.2%		
SOVEREIGN ISSUES 1.2%		
Banque Centrale de Tunisie S.A.		
4.500% due 06/22/2020	EUR 100	112
5.750% due 01/30/2025	\$ 700	659
8.250% due 03/19/2027	800	880
Total Tunisia		1,451
(Cost \$1,542)		
TURKEY 3.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.1%		
Export Credit Bank of Turkey		
5.000% due 09/23/2021	1,100	1,101
Turkish Airlines 2015-1 Class A Pass Through Trust		
4.200% due 03/15/2027	152	189
		1,290
SOVEREIGN ISSUES 2.0%		
Turkey Government International Bond		
4.125% due 04/11/2023	EUR 600	703
4.875% due 04/16/2043	\$ 950	858
7.375% due 02/05/2025	800	953
		2,520
Total Turkey		3,810
(Cost \$3,962)		
UNITED ARAB EMIRATES 0.5%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.5%		
DP World Ltd.		
6.850% due 07/02/2037	600	637
Total United Arab Emirates		637
(Cost \$683)		
UNITED KINGDOM 0.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.2%		
Afren PLC		
6.625% due 12/03/2020 (b)	700	19
10.250% due 04/09/2019 (b)	300	8
15.000% due 04/25/2016 (e)	400	260
Total United Kingdom		287
(Cost \$1,372)		

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015 57

October 31, 2015

	PRINCIPAL AMOUNT (000s)	VALUE (000s)
ZAMBIA 0.4%		
SOVEREIGN ISSUES 0.4%		
Zambia Government International Bond		
5.375% due 09/20/2022	\$ 600	\$ 448
Total Zambia		448
(Cost \$587)		
SHORT-TERM INSTRUMENTS 9.9%		
COMMERCIAL PAPER 9.6%		
Fannie Mae		
0.260% due 02/02/2016	500	500
0.260% due 02/08/2016	500	500
0.260% due 02/10/2016	1,700	1,639
Federal Home Loan Bank		
0.037% due 01/08/2016 (d)	700	700
0.100% due 01/13/2016	100	100
0.110% due 01/06/2016	500	500
0.110% due 01/15/2016	500	500
0.115% due 12/08/2015	500	500
0.135% due 01/13/2016	500	500
0.165% due 01/27/2016 (d)	1,000	1,000
0.170% due 02/08/2016	1,400	1,339
0.190% due 01/22/2016 (d)	700	700
0.191% due 01/20/2016	100	100
0.240% due 01/26/2016	600	600
0.290% due 02/13/2016	200	200
Freddie Mac		
0.150% due 02/10/2016	400	400
0.230% due 01/13/2016	500	500
0.230% due 01/12/2016	400	400
0.250% due 01/27/2016	500	500
0.260% due 02/22/2016	600	599
		11,897
TIME DEPOSITS 0.3%		
ANZ National Bank		
0.030% due 11/02/2015	42	42
1.104% due 11/02/2015	AUD 4	3
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd.		
0.005% due 11/02/2015	¥ 62	1
0.030% due 11/02/2015	\$ 24	24
Brown Brothers Harriman & Co.		
5.500% due 11/02/2015	ZAR E	1
Citibank N.A.		
0.030% due 11/02/2015	\$ 74	74
HSBC Bank		
5.500% due 11/02/2015	ZAR 5C	4
JPMorgan Chase & Co.		
0.030% due 11/02/2015	\$ 99	99
National Australia Bank Ltd.		
1.104% due 11/02/2015	AUD 1	1
Nordea Bank AB		
0.030% due 11/02/2015	\$ 24	24
Sumitomo Mitsui Banking Corp.		
0.005% due 11/02/2015	¥ 22	0
0.030% due 11/02/2015	\$ 32	32
Wells Fargo Bank		
0.030% due 11/02/2015	3C	3C
		340
Total Short-Term Instruments		12,237
(Cost \$12,234)		

	VALUE (000s)
Total Investments in Securities 98.5% (Cost \$131,238)	\$ 121,461
Financial Derivative Instruments (1) (0.7%) (Cost or Premiums, net \$1859)	(881)
Other Assets and Liabilities, net 2.2%	2,781
Net Assets 100.0%	\$ 123,361

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2015

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS (AMOUNTS IN THOUSANDS*):

- * A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.
 (a) Perpetual maturity; date shown, if applicable, represents next contractual call date.
 (b) Security is in default.
 (c) When-issued security.
 (d) Coupon represents a weighted average rate.

(e) RESTRICTED SECURITIES:

Issuer Description	Coupon	Maturity Date	Acquisition Date	Cost	Market Value	Market Value as Percentage of Net Assets
Afren PLC	15.000%	04/25/2016	04/30/2015	\$ 366	\$ 260	0.21%

BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

The average amount of borrowings outstanding during the period ended October 31, 2015 was \$73 at a weighted average interest rate of (0.685%).

(f) FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: OVER THE COUNTER

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealized Appreciation/(Depreciation)	
				Asset	Liability
BPS	12/2015	EUR 436	\$ 548	\$ 0	\$ 0
BPS	12/2015	\$ 754	MXN 12,825	20	0
BRC	12/2015	THB 12,767	\$ 349	0	(10)
CBK	11/2015	EUR 495	567	20	0
CBK	12/2015	MXN 12,825	745	0	(29)
DUB	11/2015	BRL 5,458	1,360	0	(80)
DUB	11/2015	TWD 20,790	650	10	0
DUB	11/2015	\$ 1,395	BRL 5,458	24	0
DUB	12/2015	BRL 5,458	\$ 1,391	0	(25)
GLM	11/2015	\$ 117	EUR 103	0	(3)
GLM	11/2015	560	GBP 367	7	0
HUG	12/2015	SGD 458	\$ 321	0	(6)
JFM	11/2015	EUR 2,250	2,500	15	0
JFM	11/2015	GBP 406	632	5	0
JFM	11/2015	\$ 2,294	EUR 2,032	0	(49)
SCX	01/2016	KRW 211,024	\$ 181	0	(4)
UAG	11/2015	EUR 6,987	7,820	102	0
UAG	11/2015	\$ 8,396	EUR 7,597	0	(4)
UAG	11/2015	640	TWD 20,790	0	0
UAG	12/2015	EUR 7,597	\$ 8,393	4	0
UAG	12/2015	TWD 20,790	640	0	0
UAG	01/2016	MYR 5,290	1,243	15	0
Total Forward Foreign Currency Contracts				\$ 222	\$ (180)

TRANSACTIONS IN WRITTEN CALL AND PUT OPTIONS FOR THE PERIOD ENDED OCTOBER 31, 2015

	# of Contracts	Netional Amount in \$	Premiums
Balance at 10/31/2014	0	\$ 1,521	\$ (32)
Sales	52	9,000	(59)
Closing Buys	(26)	(2,421)	43
Expirations	(26)	(8,100)	49
Exercised	0	0	0
Balance at 10/31/2015	0	\$ 0	\$ 0

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015 | 59

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2015

SWAP AGREEMENTS:

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, SOVEREIGN, AND U.S. MUNICIPAL ISSUES - SELL PROTECTION⁽¹⁾

Counterparty	Reference Entity	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Implied Credit Spread at October 31, 2015 ⁽²⁾	Notional Amount ⁽³⁾	Premiums Paid/(Received)	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)	Swap Agreements at Value	
								Asset	Liability
BOA	South Africa Government International Bond	1.000 %	09/20/2019	2.185%	\$ 500	\$ (13)	\$ (2)	\$ 0	\$ (21)
BRC	Brazil Government International Bond	1.000 %	09/20/2020	4.167%	1,600	(102)	(84)	0	(186)
BRC	Brazil Government International Bond	1.000 %	09/20/2020	4.232%	400	(24)	(26)	0	(52)
BRC	Russia Government International Bond	1.000 %	12/20/2020	2.767%	1,600	(200)	70	0	(130)
DUB	Brazil Government International Bond	1.000 %	12/20/2016	2.468%	200	(3)	(1)	0	(4)
GST	Gasprom DAO Via Gaz Capital S.A.	1.000 %	09/20/2020	3.631%	300	(44)	10	0	(34)
GST	Peru Government International Bond	1.000 %	09/20/2019	1.315%	5,100	(74)	27	0	(47)
GST	South Africa Government International Bond	1.000 %	09/20/2020	2.449%	600	(33)	(6)	0	(39)
GST	Turkey Government International Bond	1.000 %	09/20/2020	2.444%	100	(6)	0	0	(6)
HUS	Peru Government International Bond	1.000 %	09/20/2019	1.315%	200	(4)	2	0	(2)
HUS	South Africa Government International Bond	1.000 %	12/20/2024	2.960%	2,000	(206)	(62)	0	(268)
JFM	Russia Government International Bond	1.000 %	09/20/2020	2.726%	800	(91)	31	0	(60)
JFM	Russia Government International Bond	1.000 %	12/20/2020	2.767%	400	(43)	17	0	(32)
MYC	Peru Government International Bond	1.000 %	09/20/2019	1.315%	200	(4)	2	0	(2)
Total Swap Agreements						\$ (858)	\$ (54)	\$ 0	\$ (913)

⁽¹⁾ If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.

⁽²⁾ Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate issues, U.S. Municipal issues or sovereign issues as of period end serve as an indicator of the current status of the payments performance risk and represent the likelihood or risk of default for the credit derivative. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

⁽³⁾ The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: OVER THE COUNTER SUMMARY

The following is a summary by counterparty of the market value of OTC financial derivative instruments and collateral (received)/pledged as of October 31, 2015.

(g) Cash of \$751 has been pledged as collateral for financial derivative instruments as governed by International Swaps and Derivatives Association, Inc. master agreements as of October 31, 2015.

Counterparty	Financial Derivative Assets				Financial Derivative Liabilities					
	Forward Foreign Currency Contracts	Purchased Options	Swap Agreements	Total Over the Counter	Forward Foreign Currency Contracts	Written Options	Swap Agreements	Total Over the Counter	Net Market Value of OTC Derivatives	Collateral (Received)/ Pledged
BOA	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (21)	\$ (21)	\$ (21)	\$ 0
BPS	20	0	0	20	0	0	0	0	20	0
BRC	0	0	0	0	(10)	0	(378)	(388)	(388)	270
CBK	20	0	0	20	(29)	0	0	(29)	(9)	0
DUB	34	0	0	34	(85)	0	(4)	(89)	(55)	(50)
GLM	7	0	0	7	(3)	0	0	(3)	4	0
GST	0	0	0	0	0	0	(126)	(126)	(126)	0
HUS	0	0	0	0	(6)	0	(230)	(236)	(236)	471
JFM	20	0	0	20	(49)	0	(92)	(141)	(121)	0
MYC	0	0	0	0	0	0	(2)	(2)	(2)	10
SCX	0	0	0	0	(4)	0	0	(4)	(4)	0
UAG	121	0	0	121	(4)	0	0	(4)	117	0
Total Over the Counter	\$ 222	\$ 0	\$ 0	\$ 222	\$ (190)	\$ 0	\$ (913)	\$ (1,103)		

⁽¹⁾ Net exposure represents the net receivable/payable that would be due from/to the counterparty in the event of default. Exposure from OTC financial derivative instruments can only be netted across transactions governed under the same master agreements with the same legal entity. See Note 7, Principal Risks, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2015

FAIR VALUE OF FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following is a summary of the fair valuation of the Fund's derivative instruments categorized by risk exposure:

Fair Values of Financial Derivative Instruments on the Statements of Assets and Liabilities as of October 31, 2015:

	Derivatives not accounted for as hedging instruments					
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts	Total
Financial Derivative Instruments - Assets						
Over the counter						
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 222	\$ 0	\$ 222
Financial Derivative Instruments - Liabilities						
Over the counter						
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (190)	\$ 0	\$ (190)
Swap Agreements	0	(913)	0	0	0	(913)
	\$ 0	\$ (913)	\$ 0	\$ (190)	\$ 0	\$ (1,103)

The Effect of Financial Derivative Instruments on the Statements of Operations for the period ended October 31, 2015:

	Derivatives not accounted for as hedging instruments					
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts	Total
Net Realized Gain (Loss) on Financial Derivative Instruments						
Exchange-traded or centrally cleared						
Written Options	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 13	\$ 13
Futures	0	0	0	0	66	66
Swap Agreements	0	(172)	0	0	(154)	(326)
	\$ 0	\$ (172)	\$ 0	\$ 0	\$ (75)	\$ (247)
Over the counter						
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 2,214	\$ 0	\$ 2,214
Purchased Options	0	0	0	34	0	34
Written Options	0	0	0	62	12	74
Swap Agreements	0	(219)	0	0	89	(130)
	\$ 0	\$ (219)	\$ 0	\$ 2,310	\$ 101	\$ 2,192
	\$ 0	\$ (391)	\$ 0	\$ 2,310	\$ 26	\$ 1,945
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation) on Financial Derivative Instruments						
Exchange-traded or centrally cleared						
Swap Agreements	\$ 0	\$ (28)	\$ 0	\$ 0	\$ 113	\$ 85
Over the counter						
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (429)	\$ 0	\$ (429)
Written Options	0	0	0	(19)	0	(19)
Swap Agreements	0	(290)	0	0	(39)	(329)
	\$ 0	\$ (290)	\$ 0	\$ (448)	\$ (39)	\$ (777)
	\$ 0	\$ (318)	\$ 0	\$ (448)	\$ 74	\$ (692)

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015 | 61

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2015

FAIR VALUE MEASUREMENTS

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of October 31, 2015 in valuing the Fund's assets and liabilities:

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 10/31/2015	Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 10/31/2015
Investments in Securities, at Value					Investments in Securities, at Value				
Austria					Mexico				
Corporate Bonds & Notes	\$ 0	\$ 211	\$ 0	\$ 211	Corporate Bonds & Notes	\$ 0	\$ 6,975	\$ 18	\$ 6,993
Azerbaijan					Sovereign Issues	0	973	0	973
Corporate Bonds & Notes	0	347	0	347	Mongolia				
Sovereign Issues	0	192	0	192	Sovereign Issues	0	859	0	859
Bahrain					Morocco				
Sovereign Issues	0	416	0	416	Sovereign Issues	0	788	0	788
Brazil					Namibia				
Corporate Bonds & Notes	0	6,267	0	6,267	Sovereign Issues	0	193	0	193
Sovereign Issues	0	1,007	0	1,007	Netherlands				
British Virgin Islands					Corporate Bonds & Notes	0	3,393	0	3,393
Corporate Bonds & Notes	0	684	0	684	Corporate Bonds & Notes	0	208	0	208
Canada					Sovereign Issues	0	3,600	0	3,600
Corporate Bonds & Notes	0	190	0	190	Paraguay				
Cayman Islands					Sovereign Issues	0	204	0	204
Corporate Bonds & Notes	0	2,339	1,460	3,799	Peru				
Chile					Corporate Bonds & Notes	0	1,413	0	1,413
Corporate Bonds & Notes	0	3,566	0	3,566	Sovereign Issues	0	110	0	110
China					Philippines				
Corporate Bonds & Notes	0	816	0	816	Sovereign Issues	0	729	0	729
Colombia					Poland				
Corporate Bonds & Notes	0	3,348	0	3,348	Sovereign Issues	0	451	0	451
Sovereign Issues	0	1,751	0	1,751	Romania				
Costa Rica					Sovereign Issues	0	560	0	560
Sovereign Issues	0	1,604	0	1,604	Russia				
Croatia					Corporate Bonds & Notes	0	971	0	971
Sovereign Issues	0	2,689	0	2,689	Senegal				
Dominican Republic					Sovereign Issues	0	216	0	216
Sovereign Issues	0	200	0	200	Slovenia				
Egypt					Sovereign Issues	0	4,722	0	4,722
Sovereign Issues	0	375	0	375	South Africa				
El Salvador					Corporate Bonds & Notes	0	2,050	0	2,050
Sovereign Issues	0	2,632	0	2,632	Spain				
France					Sovereign Issues	0	2,428	0	2,428
Corporate Bonds & Notes	0	105	0	105	Sri Lanka				
Gabon					Sovereign Issues	0	1,635	0	1,635
Sovereign Issues	0	1,028	0	1,028	Supranational				
Guatemala					Sovereign Issues	0	204	0	204
Corporate Bonds & Notes	0	183	0	183	Sweden				
Sovereign Issues	0	196	0	196	Corporate Bonds & Notes	0	870	0	870
Hong Kong					Tanzania				
Corporate Bonds & Notes	0	1,678	0	1,678	Sovereign Issues	0	294	0	294
Hungary					Tunisia				
Sovereign Issues	0	2,572	0	2,572	Sovereign Issues	0	1,451	0	1,451
India					Turkey				
Corporate Bonds & Notes	0	1,024	0	1,024	Corporate Bonds & Notes	0	1,290	0	1,290
Indonesia					Sovereign Issues	0	2,520	0	2,520
Corporate Bonds & Notes	0	3,804	0	3,804	United Arab Emirates				
Sovereign Issues	0	3,223	0	3,223	Corporate Bonds & Notes	0	637	0	637
Ireland					United Kingdom				
Corporate Bonds & Notes	0	2,047	0	2,047	Corporate Bonds & Notes	0	27	260	287
Ivory Coast					United States				
Sovereign Issues	0	270	0	270	Asset-Backed Securities	0	444	0	444
Jamaica					Corporate Bonds & Notes	0	2,597	0	2,597
Sovereign Issues	0	202	0	202	Mortgage-Backed Securities	0	39	0	39
Kazakhstan					U.S. Treasury Obligations	0	3,553	0	3,553
Corporate Bonds & Notes	0	5,347	0	5,347	Uruguay				
Sovereign Issues	0	901	0	901	Sovereign Issues	0	3,023	0	3,023
Kenya					Venezuela				
Sovereign Issues	0	564	0	564	Corporate Bonds & Notes	0	1,132	0	1,132
Luxembourg					Sovereign Issues	0	425	0	425
Corporate Bonds & Notes	0	3,406	0	3,406					

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2015 62

Schedule of Investments PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) (Cont.)

October 31, 2015

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 10/31/2015
Investments in Securities, at Value				
Vietnam				
Sovereign Issues	\$ 0	\$ 335	\$ 0	\$ 335
Zambia				
Sovereign Issues	0	448	0	448
Short-Term Instruments	0	12,237	0	12,237
Total Investments	\$ 0	\$ 118,723	\$ 1,738	\$ 121,461
Financial Derivative Instruments - Assets				
Over the counter	\$ 0	\$ 222	\$ 0	\$ 222
Financial Derivative Instruments - Liabilities				
Over the counter	\$ 0	\$ (1,103)	\$ 0	\$ (1,103)
Totals	\$ 0	\$ 118,842	\$ 1,738	\$ 120,980

There were no transfers between Level 1 and 2 during the period ended October 31, 2015.

The following is a reconciliation of the fair valuations using significant unobservable inputs (Level 3) for the Fund during the period ended October 31, 2015:

Category and Sub-category	Beginning Balance at 10/31/2014	Net Purchases	Net Sales	Accrued Discounts/ (Premiums)	Realized Gain/(Loss)	Net Change in Unrealized Appreciation/ (Depreciation) ⁽¹⁾	Transfers into Level 3	Transfers out of Level 3	Ending Balance at 10/31/2015	Net Change in Unrealized Appreciation/ (Depreciation) on Investments held at 10/31/2015 ⁽²⁾
Investments in Securities, at Value										
Cayman Islands										
Corporate Bonds & Notes	\$ 1,428	\$ 0	\$ (35)	\$ 58	\$ 13	\$ (5)	\$ 0	\$ 0	\$ 1,460	\$ 20
Mexico										
Corporate Bonds & Notes	13	0	0	(5)	0	10	0	0	18	11
United Kingdom										
Corporate Bonds & Notes	0	378	0	8	0	(126)	0	0	260	(126)
Totals	\$ 1,441	\$ 378	\$ (35)	\$ 62	\$ 13	\$ (121)	\$ 0	\$ 0	\$ 1,738	\$ (35)

The following is a summary of significant unobservable inputs used in the fair valuations of assets and liabilities categorized within Level 3 of the fair value hierarchy:

Category and Sub-category	Ending Balance at 10/31/2015	Valuation Technique	Unobservable Inputs	Input Value(s) (% Unless Noted Otherwise)
Investments in Securities, at Value				
Cayman Islands				
Corporate Bonds & Notes	\$ 1,460	Third Party Vendor	Broker Quote	53.00 - 73.00
Mexico				
Corporate Bonds & Notes	18	Proxy Pricing	Base Price	8.50
United Kingdom				
Corporate Bonds & Notes	260	Other Valuation Techniques ⁽²⁾	-	-
Totals	\$ 1,738			

⁽¹⁾ Any difference between Net Change in Unrealized Appreciation/Depreciation and Net Change in Unrealized Appreciation/Depreciation on Investments held at October 31, 2015 may be due to an investment no longer held or categorized as Level 3 at period end.

⁽²⁾ Includes valuation techniques not defined in the Notes to Financial Statements as securities valued using such techniques are not considered significant to the Fund.

（２）【2014年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資 産・負 債 計 算 書

2014年10月31日現在

ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル、一口当たり 金額を除く)
	(百万円、一口当たり 金額を除く)
資 産：	
投資有価証券、時価	
投資有価証券	145
関係会社に対する投資有価証券	185,427
金融デリバティブ商品	
店頭取引金融デリバティブ商品	0
投資有価証券売却未収金	0
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	590
ファンド受益証券売却未収金	12
	186,174
負 債：	
金融デリバティブ商品	
店頭取引金融デリバティブ商品	0
投資有価証券購入未払金	0
未払利息	0
相手方からの預託金	0
ファンド受益証券買戻未払金	602
未払管理報酬	110
未払代行協会員報酬	12
未払販売報酬	83
その他の負債	42
	849
純 資 産	185,325
投資有価証券の取得原価	145
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	170,084
純 資 産	185,325
J（中国元）	該当なし
J（日本円）	該当なし
J（日本円、ヘッジあり）	該当なし
J（メキシコ・ペソ）	該当なし
Y（豪ドル）	該当なし
Y（ブラジル・リアル）	該当なし
Y（日本円）	該当なし
Y（日本円、ヘッジあり）	該当なし
Y（メキシコ・ペソ）	該当なし
Y（トルコ・リラ）	該当なし
発行済受益証券口数	17,793 千口
J（中国元）	該当なし
J（日本円）	該当なし
J（日本円、ヘッジあり）	該当なし
J（メキシコ・ペソ）	該当なし
Y（豪ドル）	該当なし
Y（ブラジル・リアル）	該当なし
Y（日本円）	該当なし
Y（日本円、ヘッジあり）	該当なし
Y（メキシコ・ペソ）	該当なし
Y（トルコ・リラ）	該当なし
発行済受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格	
（機能通貨による）	10.42 米ドル
J（中国元）	該当なし
（機能通貨による）	該当なし
（純資産価額通貨による）	該当なし
J（日本円）	該当なし
（機能通貨による）	該当なし
（純資産価額通貨による）	該当なし
J（日本円、ヘッジあり）	該当なし

1,259 円

（機能通貨による）	該当なし
（純資産価額通貨による）	該当なし
J（メキシコ・ペソ）	
（機能通貨による）	該当なし
（純資産価額通貨による）	該当なし
Y（豪ドル）	
（機能通貨による）	該当なし
（純資産価額通貨による）	該当なし
Y（ブラジル・レアル）	
（機能通貨による）	該当なし
（純資産価額報告通貨による）	該当なし
Y（日本円）	
（機能通貨による）	該当なし
（純資産価額通貨による）	該当なし
Y（日本円、ヘッジあり）	
（機能通貨による）	該当なし
（純資産価額通貨による）	該当なし
Y（メキシコ・ペソ）	
（機能通貨による）	該当なし
（純資産価額通貨による）	該当なし
Y（トルコ・リラ）	
（機能通貨による）	該当なし
（純資産価額通貨による）	該当なし

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資 産 ・ 負 債 計 算 書

2014年10月31日現在

ピムコ・バミューダ・エマージング・

マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

	(千米ドル、一口当たり 金額を除く)	(百万円、一口当たり 金額を除く)
資 産：		
投資有価証券、時価		
投資有価証券*	183,497	22,179
関係会社に対する投資有価証券	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または		
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	15	2
店頭取引金融デリバティブ商品	1,156	140
現金	0	0
相手方への預託金	817	99
外国通貨、時価	90	11
投資有価証券売却未収金	943	114
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	0	0
ファンド受益証券売却未収金	0	0
未収利息および未収分配金	1,990	241
	<u>188,508</u>	<u>22,785</u>
負 債：		
借入れおよびその他の資金調達取引		
逆レポ契約にかかる未払金	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または		
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	13	2
店頭取引金融デリバティブ商品	712	86
投資有価証券購入未払金	1,500	181
関係会社に対する投資有価証券購入未払金	0	0
繰延受渡による投資有価証券購入未払金	0	0
未払利息	0	0
相手方からの預託金	28	3
ファンド受益証券買戻未払金	590	71
未払税金	238	29
	<u>3,081</u>	<u>372</u>
純 資 産	<u>185,427</u>	<u>22,413</u>
投資有価証券にかかる取得原価	182,448	22,052
関係会社に対する投資有価証券にかかる取得原価	0	0
保有外国通貨にかかる取得原価	90	11
金融デリバティブ商品にかかる		
取得原価またはプレミアム、純額	(311)	(38)
* レポ契約を含む：	2,400	290
純 資 産	185,427	22,413
F (豪ドル)	該当なし	
F (米ドル)	該当なし	
J (日本円)	該当なし	
J (米ドル)	該当なし	
Y (豪ドル)	該当なし	
Y (ブラジル・リアル)	該当なし	
Y (C - 米ドル)	該当なし	
Y (日本円)	該当なし	
Y (メキシコ・ペソ)	該当なし	
Y (ロシア・ルーブル)	該当なし	
Y (トルコ・リラ)	該当なし	
Y (米ドル)	該当なし	
発 行 済 受 益 証 券 口 数	14,658 千口	
F (豪ドル)	該当なし	
F (米ドル)	該当なし	
J (日本円)	該当なし	
J (米ドル)	該当なし	

Y（豪ドル）	該当なし
Y（ブラジル・レアル）	該当なし
Y（C－米ドル）	該当なし
Y（日本円）	該当なし
Y（メキシコ・ペソ）	該当なし
Y（ロシア・ルーブル）	該当なし
Y（トルコ・リラ）	該当なし
Y（米ドル）	該当なし

発行済受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格

（機能通貨による）	12.65 米ドル	1,529 円
F（豪ドル）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
F（米ドル）		
（機能通貨による）	該当なし	
J（日本円）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
J（米ドル）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
Y（豪ドル）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
Y（ブラジル・レアル）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
Y（C－米ドル）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
Y（日本円）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
Y（メキシコ・ペソ）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
Y（ロシア・ルーブル）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
Y（トルコ・リラ）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	
Y（米ドル）		
（機能通貨による）	該当なし	
（純資産価額通貨による）	該当なし	

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

②【損益計算書】

ピムコ・ワールド・ハイインカム

運 用 計 算 書

2014年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル)	(百万円)
投 資 収 益：		
利息	0	0
関係会社に対する投資有価証券からの分配金	11,355	1,372
その他の収益	0	0
収 益 合 計	11,355	1,372
費 用：		
管理報酬	1,410	170
販売報酬	1,058	128
代行協会員報酬	151	18
利息費用	0	0
その他の費用	60	7
費 用 合 計	2,679	324
純 投 資 収 益	8,676	1,049
実現純利益（損失）：		
投資有価証券	0	0
関係会社に対する投資有価証券	6,869	830
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
外国通貨	0	0
実現純利益（損失）	6,869	830
未実現利益（損失）純変動額：		
投資有価証券	0	0
関係会社に対する投資有価証券	(4,231)	(511)
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
外国通貨建て資産および負債	(9)	(1)
未実現利益（損失）純変動額	(4,240)	(512)
純利益（損失）	2,629	318
運用の結果による純資産の純増加（減少）額	11,305	1,366

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

運用計算書

2014年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケッツ・ボンド・ファンド(M)	
	(千米ドル)	(百万円)
投資収益：		
利息（外国税控除後 [*] ）	10,841	1,310
関係会社に対する投資有価証券からの分配金	0	0
その他の収益	0	0
収益合計	10,841	1,310
費用：		
利息費用	1	0
費用合計	1	0
純投資収益	10,840	1,310
実現純利益（損失）：		
投資有価証券（外国税控除後 [*] ）	(1,262)	(153)
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	533	64
店頭取引金融デリバティブ商品	1,041	126
外国通貨	(68)	(8)
実現純利益（損失）	244	29
未実現利益（損失）純変動額：		
投資有価証券（外国税控除後 [*] ）	2,400	290
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(414)	(50)
店頭取引金融デリバティブ商品	1,017	123
外国通貨建て資産および負債	(95)	(11)
未実現利益（損失）純変動額	2,908	351
純利益（損失）	3,152	381
運用の結果による純資産の純増加（減少）額	13,992	1,691
* 外国源泉徴収税	242	29

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム
純資産変動計算書
 2014年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千円ドル)	(百万円)
以下による純資産の増加（減少）：		
運用：		
純投資利益	8,676	1,049
実現純利益（損失）	6,869	830
未実現利益（損失）純変動額	(4,240)	(512)
運用の結果による純増加（減少）額	11,305	1,366
受益者への分配金：		
分配金	(13,964)	(1,688)
J（中国元）	該当なし	
J（日本円）	該当なし	
J（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
J（メキシコ・ペソ）	該当なし	
Y（豪ドル）	該当なし	
Y（ブラジル・レアル）	該当なし	
Y（日本円）	該当なし	
Y（日本円、ヘッジあり）	該当なし	
Y（メキシコ・ペソ）	該当なし	
Y（トルコ・リラ）	該当なし	
分配金合計	(13,964)	(1,688)
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額 [*]	(34,476)	(4,167)
純資産の（減少）額合計	(37,135)	(4,489)
純資産：		
期首残高	222,460	26,889
期末残高	185,325	22,400

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

^{*} 財務書類に対する注記の注11を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム
純 資 産 変 動 計 算 書
 2014年10月31日終了年度

	ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケッツ・ボンド・ファンド(M)	
	(千米ドル)	(百万円)
以下による純資産の増加（減少）：		
運 用：		
純投資利益	10,840	1,310
実現純利益（損失）	244	29
未実現利益（損失）純変動額	2,908	351
運用の結果による純増加（減少）額	13,992	1,691
受益者への分配金：		
分配金	(11,355)	(1,372)
F（豪ドル）	該当なし	
F（米ドル）	該当なし	
J（日本円）	該当なし	
J（米ドル）	該当なし	
Y（豪ドル）	該当なし	
Y（ブラジル・リアル）	該当なし	
Y（C－米ドル）	該当なし	
Y（日本円）	該当なし	
Y（メキシコ・ペソ）	該当なし	
Y（ロシア・ルーブル）	該当なし	
Y（トルコ・リラ）	該当なし	
Y（米ドル）	該当なし	
分配金合計	(11,355)	(1,372)
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額 [*]	(39,750)	(4,805)
純資産の増加（減少）額合計	(37,113)	(4,486)
純 資 産：		
期 首 残 高	222,540	26,898
期 末 残 高	185,427	22,413

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

^{*} 財務書類に対する注記の注11を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2014年10月31日終了年度

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報：		
期首純資産価格	10.53	1,273
純投資利益 ^(a)	0.45	54
投資証券にかかる実現／未実現純利益（損失）	0.16	19
投資運用からの増加合計	0.61	74
分配金合計	(0.72)	(87)
		0
期末純資産価格	10.42	1,259
トータル・リターン（機能通貨による） ^(b)	6.06 %	
期末純資産（千米ドル）	185,325 千米ドル	22,400 百万円
費用の対平均純資産比率	1.33 %	
利息費用を除いた費用の対平均純資産比率	1.33 %	
純投資利益の対平均純資産比率	4.31 %	

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

2014年10月31日終了年度

ピムコ・バミューダ・エマージング・
マーケッツ・ボンド・ファンド(M)

	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報：		
期首純資産価格	12.46	1,506
純投資利益 ^(a)	0.67	81
投資証券にかかる実現／未実現純利益（損失）	0.22	27
投資運用からの増加（減少）合計	0.89	108
分配金合計	(0.70)	(85)
期末純資産価格	12.65	1,529
トータル・リターン（機能通貨による） ^(b)	7.40 %	
期末純資産（千米ドル）	185,427 千米ドル	22,413 百万円
費用の対平均純資産比率	0.00 %	
利息費用を除いた費用の対平均純資産比率	0.00 %	
純投資利益の対平均純資産比率	5.38 %	

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2014年10月31日

1. 機 構

本報告書において述べられる各ファンド（以下、各「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、該当するファンドの各クラス受益証券（以下「クラス」という。）を含む、ピムコ・バミューダ・トラストⅡ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。トラストは、バミューダの法律に基づき、締結された2003年12月1日付信託証書（随時改訂され、以下「信託証書」という。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである。ケイマン諸島法に基づき1985年に設立されたトラスト・カンパニーであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）がファンドの受益証券の所有者（以下「受益者」という。）のためにトラストの受託会社の役割を果たす。本報告書に使用されているとおり、「受託会社」への言及は全て、トラストの受託者としての役割を果たす者を意味する。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」、「管理会社」、または「投資顧問会社」という。）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負った。

トラストは2006年投資ファンド法および標準ファンズについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。

信託宣言の規定は、管理会社の同意を条件に、受託会社に対して、本財務書類日付現在運用されている28のファンズに加え、将来さらに複数のファンズを設立する権利を付与する。

本報告書に記載されるファンズは以下の通りである。

ファンド	募集対象
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドⅡ PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドⅢ	日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M） ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M） PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドⅡ（M） PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）	他のファンズに限定してかかるファンズにとって投資対象ビークルとしての役割を果たすために募集される。

PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ ボンド・ファンドII PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・ イクス・ジャパン・ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ） ファンドII PIMCO ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ ファンドII ピムコ・ワールド・ハイインカム	日本人およびその他の投資者に対して募集さ れる。
PIMCOバミューダ JGB フローター・フォーリン・ ストラテジー・ファンド PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ ストラテジー・ファンド PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ ファンド PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ） ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	公募または私募によりその受益証券を日本に おいて募集し、ピムコジャパンリミテッドま たは同等の免許を有する投資信託委託会社 により管理され、日本の投資信託協会の規則 の対象となる、日本の投資信託及び投資法人 に関する法律に基づき組織されたファンド・オ ブ・ファンズ・タイプの投資信託（以下「日 本の投資信託」という。）に限定して販売さ れる。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則（以下「US GAAP」という。）に従って本財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。US GAAPに従った本財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求することができる。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

（a）投資先ファンズ

受託会社および管理会社は、（i）PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドBおよび PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC、（ii）ピムコ・ワールド・ハイインカム、（iii）PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンドおよびPIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、（iv）PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAおよびPIMCOバミューダ・インカム・ファンドD、（v）PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドおよびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドII、（vi）PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンドIIおよびPIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII、（vii）PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドIIおよびPIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドIII（以下、それぞれ「ファンド・オブ・ファンズ」、または他のファンズに投資する「取得ファンド」という。）の資産の全てあるいは一部を、（i）PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）、（ii）ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）、（iii）PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボ

ンド・ファンド（M）、（iv）PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）、（v）PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）、（vi）PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII（M）、（vii）PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）（以下、それぞれ「投資先ファンド」または「被取得ファンド」という。）の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領されたかのように、当該被取得ファンズに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の一口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は買戻し時の当該受益証券の一口当たりの買戻価格で当該受益証券を買戻す。したがって、取得ファンドがその投資目的を達成できるかどうかは、該当する被取得ファンドが投資目的を達成する能力に左右される。被取得ファンドの投資目標が達成されるという保証はない。

（b）証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日より15日またはそれ以後に決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金がファンドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。割引の増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、決済日より、発生主義で計上される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。特定の外国証券にかかる見積税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて、運用計算書において受取利息の構成要素または投資証券にかかる未実現損益の項目に反映される。かかる証券の売却から生じた実現税金負債は、運用計算書において、投資証券にかかる実現純利益／損失の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益は、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。

債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

（c）現金および外国通貨

各ファンドの財務諸表は、ファンドが運用される主たる経済環境の通貨を使用して表示される（以下「機能通貨」という。）。ファンズの機能通貨は米ドルである。

外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動により生じる通貨保有ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現外国通貨損益として計上される。投資証券にかかる実現損益、未実現損益ならびに収益および費用は、取引の行われた各日および報告日に換算される。証券投資にかかる外国通貨換算レートの変動による影響は、当該証券の市場価格の変動による影響から運用計算書において分別されないが、投資証券にかかる純実現および未実現利益または損失に含まれる。

特定のファンズ（またはクラス（該当する場合））の純資産価額（以下「純資産価額」という。）およびトータル・リターンは、トラストの現行の英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）において詳述されるとおり、その純資産価額が報告される通貨（以下「純資産価額通貨」という。）で表示されている。純資産価額および純資産価額通貨におけるトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。それぞれのファンドの純資産価額通貨および機能通貨については、下記の表を参照のこと。

ファンド／クラス	純資産価額 通貨	機能通貨
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA		

F（米ドル）	米ドル	米ドル
J（日本円）	日本円	米ドル
J（米ドル）	日本円	米ドル
Y（日本円）	日本円	米ドル
Y（米ドル）	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB		
F（豪ドル）	豪ドル	米ドル
Y（豪ドル）	日本円	米ドル
Y（ブラジル・レアル）	日本円	米ドル
Y（メキシコ・ペソ）	日本円	米ドル
Y（ロシア・ルーブル）	日本円	米ドル
Y（トルコ・リラ）	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC		
Y（C-米ドル）	日本円	米ドル
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII		
インスティテューショナル（日本円）	日本円	米ドル
インスティテューショナル（円ヘッジ）	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA		
F（日本円）	日本円	米ドル
F（米ドル）	米ドル	米ドル
J（日本円）	日本円	米ドル
J（米ドル）	日本円	米ドル
S（日本円）	日本円	米ドル
Y（日本円）	日本円	米ドル
Y（米ドル）	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD		
Y（ワールド）	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII（M）	日本円	米ドル

PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）	米ドル	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドII		
J（豪ドル）	日本円	米ドル
J（ブラジル・レアル）	日本円	米ドル
J（カナダ・ドル）	日本円	米ドル
J（インドネシア・ルピア）	日本円	米ドル
J（インド・ルピー）	日本円	米ドル
J（韓国ウォン）	日本円	米ドル
J（メキシコ・ペソ）	日本円	米ドル
J（ロシア・ルーブル）	日本円	米ドル
J（トルコ・リラ）	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドIII		
J（ユーロ）	日本円	米ドル
J（英ポンド）	日本円	米ドル
J（米ドル）	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンドII	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド		
J（日本円）	日本円	米ドル
J（円ヘッジ）	日本円	米ドル
Y（日本円）	日本円	米ドル
Y（円ヘッジ）	日本円	米ドル
PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドII		
J（中国元）	日本円	米ドル
J（メキシコ・ペソ）	日本円	米ドル
Y（豪ドル）	日本円	米ドル
Y（ブラジル・レアル）	日本円	米ドル
Y（メキシコ・ペソ）	日本円	米ドル
Y（トルコ・リラ）	日本円	米ドル
ピムコ・ワールド・ハイインカム	米ドル	米ドル

（d）複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産および損益を除いて、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現損益ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。現在、クラス特定費用は、必要に応じ、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬および販売報酬を含む。

(e) 分配方針

下記の表は、各ファンドの予想される分配頻度を示したものである。各ファンドからの分配は管理会社の許可のある場合に限り受益者に宣言され支払われるが、その許可は管理会社の裁量で撤回することができる。

毎月宣言および支払い
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド (M) PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M) PIMCOエマージング・ボンド (円ヘッジ) インカム・ファンド PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (M) PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドII PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドIII PIMCOユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドII ピムコ・ワールド・ハイインカム
四半期毎の宣言および支払い
PIMCOバミューダ JGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド PIMCOバミューダ JGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド
以下のファンズ（またはそのクラス、該当する場合）について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M) PIMCOバミューダ・インカム・ファンド (M) PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII (M) PIMCOユー・エス・ハイ・イールド (円ヘッジ) ファンドII PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII

分配（もしあれば）は、一般的に関連するファンド（またはクラス（該当する場合））の純投資利益から支払われる。加えて、管理会社は分配可能な純実現キャピタル・ゲインの支払いを許可しうる。追加的な分配は管理会社が適切と判断した際に宣言される。あらゆるファンド（またはクラス（該当する場合））に関連して支払われる分配金は当該ファンド（またはクラス（該当する場合））の純資産価額を減少させる。受益者の判断で、ファンド（またはクラス（該当する場合））からの分配金はファンド（またはクラス（該当

する場合)の追加的受益証券に再投資することも、受益者に現金で支払うことも可能である。現金支払いはファンドの純資産価額通貨で支払われる。各ファンド(またはクラス(該当する場合))の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、ファンドは、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド(またはクラス(該当する場合))の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド(またはクラス(該当する場合))の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、該当するファンド(またはクラス(該当する場合))の利益として計上される。

(f) 新会計基準公表

2011年12月、米国財務会計基準審議(以下「FASB」という。)は、資産・負債計算書において相殺(以下「ネッティング」という。)の対象となる金融商品およびデリバティブ金融商品についての情報改善に対する開示要件の透明性を向上させるため、会計基準書アップデート(Accounting Standards Update, ASU)(以下「ASU」という。)を公表した。かかる情報により、事業体の財務書類のユーザーは、事業体の財務状態にかかる基本相殺契約への潜在的影響について判断することが可能となる。かかるASUは、2013年1月1日以降に開始する中間または年度会計期間より将来に向かって適用される。本財務書類は、相手方のエクスポージャーおよび基本相殺契約を取り巻く定量的および定性的開示を強化するよう、修正されている。追加情報については、投資有価証券明細表の注記の「主要なリスク」を参照のこと。

2013年6月、FASBは、ASUを公表し、事業体が投資会社であるか否かを査定するため、また、その他の投資会社の非支配持分を測定するため、最新の指針を提供した。かかる最新の指針は、2013年12月15日以降に開始する中間または年度会計期間より将来に向かって適用される。現在、経営陣は、このことが本財務書類に影響を与えるか否かを判断するためにASUを評価している最中である。

2014年6月、FASBは、特定のレポ契約に対する担保付借入の会計処理の幅を拡大させるためのASUを公表した。当該ASUはまた、財務書類のユーザーが担保付借入として会計処理される類似の取引と比較出来るよう、売却として計上される特定の取引に対する追加開示要求を定めている。当該ASUは、2014年12月15日以降に開始する中間または年度会計期間より将来に向かって適用される。現在、経営陣は、これらの変更が財務書類に及ぼす影響について評価中である。

3. 投資証券の評価および公正価値測定

(a) 投資評価方針

ファンド(またはクラス(該当する場合))の受益証券一口当たりの純資産価額は、(トラストの現在の目論見書に定義されている通り)各ファンドの取引日におけるニューヨーク証券取引所の通常取引終了時点(通常米国東部標準時の午後4時)(以下「NYSE終了時点」という。)で評価される。特定の日において純資産価額の計算後にファンドまたはその代理人が知るところとなった情報は、通常は当該日までに決定されていた証券の価格または純資産価額の適時的な調整には使用されない。

純資産価額算定の目的上、組入証券およびその他の金融デリバティブ商品は、管理会社により採用される評価方法を用いて各取引日に評価される。市場相場が容易に入手できる場合、通常、公式終値または最後に報告された売値、あるいは売りが報告されない場合は、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカー、または価格設定サービスから入手した相場に基づいて公正価値が決定される。市場相場が容易に入手できない場合、組入証券およびその他の金融デリバティブ商品は、評価委員会の指示に従い管理会社により誠実に決定された公正価値で評価される。

関係する市場の取引が終了した後、NYSE終了時点の前に、ファンドの証券または金融デリバティブ商品に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合を含む、現在のまたは信頼できる市場を基盤としたデータ(例えば、取引情報、買呼値/売呼値情報またはブローカー価格)がない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。さらに、特別事情のために証券が取引される証券取引所または市場が終日営業せず、他の市場価格が入手できない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。管理会社は、ファンドの証券また

は金融デリバティブ商品に重大な影響を及ぼす可能性のある重要な出来事を監視する責任、および該当する証券または金融デリバティブ商品が、かかる重要な出来事を踏まえて再評価されるべきかを決定する責任を有する。

管理会社は、特定の状況において、公正評価が要求される可能性のある証券およびその他の金融デリバティブ商品の評価する方法を採用している。管理会社は、適用済みの公正価値測定方法の継続的合理性を監視し、かつ、市況の変動、発行体に影響を及ぼす事象またはその他の要因を踏まえて調整を行うか否かを決定する。公正価値測定方法がもはや適切ではないと管理会社が判断した場合、他の評価方法が選択される可能性、または管理会社により規定された手続きに従い、評価委員会により適切な行動が取られる可能性がある。管理会社は、評価方法の合理性について随時見直しを行うが、これらの方法は、評価委員会により随時改訂または補足されるものとする。

例えば、日々の市場相場が容易に入手できない状況において、投資有価証券は、管理会社により設定された指針に従い、評価されることがある。証券またはその他の金融デリバティブ商品が設定された指針に従って評価できない場合、かかる証券または資産の価額は、管理会社により誠実に決定される。これらの方法は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針は、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、管理会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された証券価額が値付け時点で処分された場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

（b）公正価値の階層

US GAAPは、公正価値を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引においてファンドが資産売却の際に受領するまたは負債譲渡の際に支払う価格として説明する。資産および負債の各主要なカテゴリーを別々に公正価値の測定をレベル別（レベル1、2および3）に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1、2および3については以下のとおり定義される。

レベル1－活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格（未調整）を使用したインプット。

レベル2－活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のインプット（金利、イールド・カーブ、ボラティリティ、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率）またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。

レベル3－管理会社またはその指示に従って行動する者による投資証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観測不可能なインプット。

期末現在レベル1またはレベル2に分類されていた資産につき、投資有価証券を評価する際に用いられる評価方法に変更が生じたため、前期以降、レベル1およびレベル2の間での移動が生じた。レベル1からレベル2への移動は、通常の業務の過程において、取引所価格または当初購入日付の取引価格（レベル1）から、第三者価格設定サービスにより用いられる評価方法（レベル2）への移行に伴い生じた変動の結果によるものである。期末現在レベル2もしくはレベル3に分類されていた資産または負債につき、投資有価証券を評価する際に用いられる評価方法に変更が生じたことから、前期以降、レベル2およびレベル3の間での移動が生じた。レベル2からレベル3への移動は、通常の業務の過程において、現在のまたは信頼できる市

場を基盤としたデータがないことから、第三者価格設定サービスにより用いられる評価方法の使用（レベル2）から、重要であり観測不可能なインプットを使用したブローカー見積りまたは評価技法の使用（レベル3）への移行に伴い生じた変動の結果によるものである。レベル3からレベル2への移動は、第三者価格設定サービスにより提供される現在のまたは信頼できる市場を基盤としたデータ、または重要であり観測可能なインプットを使用したその他の評価技法が入手できるようになった結果によるものである。US GAAPの要件に従い、レベル1およびレベル2間ならびにレベル3への／からの移動の金額は、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記において開示される。

重要であり観測不可能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、当期中の実現および未実現損益合計、購入および売却、レベル3への／からの移動に帰属する変動を表す、報告された公正価値の期首から期末までの残高の調整を要求する。ファンドの資産および負債のレベル間の移動については、期末時点の認識が用いられる。さらに、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3に分類される資産または負債の公正価値の決定において用いられる、重大で観測不可能なインプットに関して、定量的情報を要求する。US GAAPの要件に従い、公正価値の階層のレベル3の調整および重大で観測不可能なインプットの詳細については、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれる。

（c）評価方法および公正価値の階層

公正価値におけるレベル1およびレベル2のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価値の階層のレベル1およびレベル2に分類される組入商品または金融デリバティブ商品の公正価値の決定に用いられる評価方法（または「技法」）および重要なインプットは以下のとおりである。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、銀行ローン、転換優先証券および米国以外の国債を含む確定利付証券は、通常、ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いて価格設定サービスによって評価される。サービス提供者の内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク／スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

繰延受渡基準で購入した確定利付証券または売却／買戻し取引におけるレポ契約にかかる確定利付証券は、先渡し決済日に決済されるまで日次で時価評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定サービス提供者により、通常ブローカー・ディーラーからの見積りまたは内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いたモーゲージ関連およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

普通株式、上場投資信託、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約または先物オプション等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。

当初に米ドル以外の通貨で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レートを使用して、米ドルに換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、米ドルに対する通貨の価額変動の影響を受ける可能性がある。米国以外の市場で取引されている証券、または米ドル以外の通貨建ての証券の価額は、NYSEの休業日に重大な影響を受ける可能性があり、したがって投資家が受益証券を購入、買戻しまたは交換ができない日に純資産価額が変動する可能性がある。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、外国取引所でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、価格決定サービス提供者により、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価値

値の階層のレベル2に分類される。優先証券および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他の持分証券もまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

オープン・エンド型投資運用会社として登録されていない企業に対する投資有価証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。純資産価額のインプットが観測可能である場合、買戻時に大幅に制限される私募の投資ファンドに対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。

満期が60日以内の短期金融商品およびレポ契約は、一般的に、公正価値に近似する償却後原価により評価される。これらの投資証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

為替予約契約、オプション契約またはスワップ契約等の上場株式オプションおよび店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらの契約は通常、独立した価格設定サービス提供者により評価される。その商品と取引条件に応じて、金融デリバティブ商品は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービス提供者により評価される。かかる価格設定モデルには、見積価格、発行体に関する詳細、インデックス、買呼値／売呼値スプレッド、金利、インプライド・ボラティリティー、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に見積られる市場における観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いた金融デリバティブ商品は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公認取引所等の多角的取引施設プラットフォームで上場または取引される集中清算の対象となるスワップは、各取引所により評価される。集中清算の対象となるクレジット・デフォルト・スワップについて、清算機関は、その会員に対し、期間構造全体を通じて実施可能な水準を提供するよう求めている。外部の第三者価格とともに、これらの価格水準は、日々の決済価格を生み出すために用いられる。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。集中清算の対象となる金利スワップは、オーバーナイト・インデックス・スワップの利率やロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）の先物為替レートを含む、基調的な利率を参考にした価格設定モデルを用いて評価される。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公正価値におけるレベル3のトレーディング資産およびトレーディング負債

公正価値測定方法がPIMCOにより適用され、重大で観測不可能なインプットを使用する場合、証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。ファンドの資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価技法および重大なインプットは、以下のとおり公正価値の階層のレベル3に分類される。

ベンチマークの価格設定手続きは、確定利付証券の基準価格が設定され、次に、存続期間において比較可能とみなされる既定の証券（通常は国が発行する米国財務省証券またはソブリン債）の市場価格の変動の割合に応じて、当該価格に対して調整が行われる。基準価格は、ブローカー・ディーラーからの見積り、取引価格または市況データの分析により得られる内部評価によるものである。証券の基準価格は、市況データの入手可能性および評価委員会により承認された手続きに基づき、定期的リセットされることがある。ベンチマークの価格設定手順（基準価格）の観測不可能なインプットにおける重大な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。公正価値の有効性は、管理会社により定期的に見直され、入手可能な市況データが重大な変動を示唆する場合には修正が行われる。

第三者の評価ベンダーによる価格設定が入手できない場合、または公正価値の指標とみなされない場合、管理会社はブローカー・ディーラーより実勢相場（以下「ブローカー見積り」という。）を直接入手するか、第三者ベンダーを介して入手する方法を選択することができる。公正価値がブローカー見積りによる単一の根拠に基づく場合、これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。ブローカー見積りは、通常は既存の市場参加者により入手される。独自に入手した場合でも、管理会社は、市場相場の裏付けとな

る原インプットに対して透明性を持つものではない。ブローカー見積りにおける重大な変更は、当該証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。

4. 証券およびその他の投資有価証券

（a）繰延受渡取引

特定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

（b）インフレ連動債券

特定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に受取利息として含まれる。

（c）ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することができる。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（以下「貸主」という。）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドは、通常、借主とのローン契約の条項の遵守を強制する権利を有しない。その結果、ファンドは、借主と、ローン契約を販売している貸主の両方の信用リスクを負うことがある。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、「ブリッジ・ローン」への参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（債券発行、例えば、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。特定のファンズはまた、将来の資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約を締結することができる。

未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮にローンの元本額の一定割合が借主により利用されない場合においても、全額が将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみおよび貸主が借主から支払を受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受ける権利を有する。ファンドは、変動金利ローンの原与信枠の引き出されていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主による変動金利ローンの期限前返済に対してペナルティー手数料を受領することができる。受領されたまたは支払われた手数料は、運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。

2014年10月31日現在、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）は、4,209,832米ドルの未履行ローン契約を有しており、PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）は、2,672米ドルの未履行ローン契約を有していた。

（d）モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

特定のファンズは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他により行われるモーゲージ・ローンを含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、金利および元本の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティーに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の適時の元本および金利の支払いについては、米政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形の民間保険または保証によってサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のリース支払い能力および賃借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他のアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他のアセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カードの未収金、ホーム・エクイティ・ローンおよび学生ローンを含む、様々な種類の資産により組成される。

（e）モーゲージ担保債務証券

モーゲージ担保債務証券（以下「CMOs」という。）は、ホール・モーゲージ・ローンまたはプライベート・モーゲージ・ボンドによる担保が付された法実体の債務証券であり、クラス毎に分類される。CMOsは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および金利の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。CMOsは、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。

（f）ストリップト・モーゲージ・バック証券

ストリップト・モーゲージ・バック証券（以下「SMBS」という。）は、マルチ・クラスのモーゲージ金融デリバティブ証券である。SMBSは通常、モーゲージ・アセットのプールへの分配において、異なる割合の金利および元本を受領する2つのクラスにより構成される。SMBSには、すべての金利を受領するクラス（金利限定もしくは「I0」クラス）と、すべての元本を受領するクラス（元本限定または「P0」クラス）がある。I0について受領された支払は、運用計算書の受取利息に含まれる。I0の満期日には、元本が受領されないため、満期日まで月毎に当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の受取利息に含まれる。P0について受領された支払は、取得原価および1口当たり証券の減額として扱われる。

（g）債務担保証券

債務担保証券（以下「CDOs」という。）は、債権担保証券（以下「CBOs」という。）、ローン担保証券（以下「CLOs」という。）および同様の仕組みの証券を含む。CBOsおよびCLOsは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクのプールに担保された信託であり、投機的格付の確定利付証券である。CLOは、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に国内外のシニア（担保付き）・ローン、シニア（無担保）・ローンおよび劣後社債を含む。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保証券の種類およびCDOのクラスに依拠する。CDOsは、（i）担保証券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、（ii）担保が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、（iii）ファンドが他のクラスに劣後するCDOsに投資する可能性、および（iv）複雑な仕組みの証券が投資時に完全に理解されずに発行者との間で紛争になる可能性、または予期せぬ投資結果を招く可能性などを含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

（h）現物払い証券

特定のファンズは、現物払い証券(以下「PIK」という。)に投資することができる。PIKは、発行者に対し、各利払日に現金または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与することができる。かかる追加の債券は、通常、原債券と同様の条件(満期日、利率および関連リスクを含む。)を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み(以下「利込価格」という。)、資産・負債計算書における投資有価証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する。

(i) 譲渡制限証券

特定のファンズは、転売について法律上または契約上の制限がある証券に投資することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求される。私募証券は、一般的に、1933年米国証券法によるルール144Aに基づいて適格機関投資家間で取引される証券を除き、制限されていると考えられる。譲渡制限証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。2014年10月31日現在、未決済の譲渡制限証券は、投資有価証券明細表の注記で開示されている。

(j) 米国政府機関証券または政府支援企業証券

特定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、特定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫(以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。)により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行などのその他については、米国財務省(以下「米国財務省」という。)から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫(以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。)等のその他については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、米国財務省証券ストリップス債等のゼロ・クーポン証券が含まれる。米国財務省証券ストリップス債とは、財務省が発行する確定利付債であり、額面を割引いた価格で販売され、利息の利払いが生じない。投資家は、満期日に額面価格を受領することができる。ゼロ・クーポンは、時価基準で利息を分配せず、類似の満期を持つ利息分配型よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社(以下「FHLMC」または「フレディマック」という。)が含まれる。FNMAは政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービサーの一覧から、慣習的な(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書(以下「PCs」という。)を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、PCsへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

(k) 発行時取引

特定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。かかる証券の取引は、認可されていても市場で発行されていないため、条件付きで行われる。ファンドによる約定は、支払および交付を通常の決済期間を越えて行い、証券をあらかじめ決められた価格または利回りで売買するために行われる。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

5. 借入れおよびその他の資金調達取引

以下の開示は、目論見書に基づき許容される範囲における、ファンズの現金または証券の貸借能力にかかる情報を含むが、これらはファンズによる借入れまたは資金調達取引とみなされる。これらの商品の計上場所および公正価値については、以下に表されるとおりである。借入れおよびその他の資金調達取引に関連する信用リスクおよび取引相手方リスクの詳細については、注記7「主要なリスク」を参照のこと。

(a) レポ契約

特定のファンズは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ取引の条項に従い、ファンドは、約定価格で約定期日に売り主が買戻しを行う義務およびファンドが再販売を行う義務を条件として、対象債務（担保）の持高を保有する。全てのレポ取引に対する原証券は、ファンドの保管受託銀行に保管されるか、トライ・パーティー・レポ契約に基づき副保管受託銀行に指定される。担保の市場価格は、利息を含む買戻義務の合計額と同額である必要がある。未払利息を含むレポ契約は、資産・負債計算書上に含まれる。受取利息は運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、担保受領に対する手数料を支払う場合がある。

(b) 逆レポ契約

特定のファンズは、逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約は、ファンドが相手方である金融機関に、現金と引換えに証券を交付し、約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すとの契約である。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に交付された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。交付された証券と引換えに受領した現金に、ファンドから相手方に対して支払われる経過利息を加味した金額は、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドから相手方に対して行われた支払利息は、運用計算書において、支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分離保有する。

(c) 売却／買戻し取引

特定のファンズは、「売却／買戻し取引」と称される資金調達取引を締結することができる。売却／買戻し取引は、ファンドが相手方である金融機関に証券を売却し、同時に約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すという契約により構成される。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に売却された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有していない。ファンドにより買戻される証券の約定受取額は、資産・負債計算書において負債として反映される。ファンドは、譲渡された証券の受領価格と約定買戻価格間との差異として表される純利益を認識する。これは一般に「価格下落」という。価格下落は、(i) 該当する場合、ファンドは当該証券が売却されなければ受領しなかったであろう既定金利とインフレ利益間との調整、および(ii) ファンドと相手方間との交渉による資金調達取引条件により生じる。既定金利とインフレ利益間との調整は、該当する場合、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。ファンドにより行われた交渉による資金調達取引条件に基づく支払利息は、運用計算書において支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、売却／買戻し取引に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOにより現金化が決定している資産を分離保有する。

(d) 空売り

特定のファンズは、空売りを行うことができる。空売りは、ファンドが証券の市場価格の下落を見越して保有していない証券を売却する取引である。空売りにより売却される証券および当該証券にかかる未払利息は、該当する場合、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドは、ショート・ポジションの買戻時に市場価格による証券の受渡を行う義務を負う。購入による損失は投資合計額を超過することはないのに対して、空売りによる潜在的な損失は無制限である。

6. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによるデリバティブ商品の利用方法および利用事由、特定の金融デリバティブ商品に対する信用リスク関連の偶発的な特性、ならびに金融デリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・負債計算書上での計上場所および公正価値、運用計算書上での実現損益および未実現損益の変動（それぞれ金融デリバティブ契約および関連リスク・エクスポージャーの一種として分類される。）は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。期末日現在未決済の金融デリバティブ商品および投資有価証券明細表に対する注記で開示される当期中の金融デリバティブ商品にかかる実現損益ならびに未実現損益の変動は、ファンドの金融デリバティブ行為の金額に対する指針の役割を果たす。

（a）為替予約契約

特定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に係る為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約は、二当事者間で将来において定められた価格で通貨の売買をする合意である。為替予約契約の市場価格は、為替予約契約レートの変化に伴い変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の債務不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。これらの契約に関連し、現金または証券は、各契約および条項に基づいて担保として分類されることができる。

ヘッジクラスを有する特定のファンズは、ヘッジクラスの株式の機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有するヘッジクラスを残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約を締結する。これらのクラスの特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

（b）先物契約

特定のファンズは、先物契約を締結することができる。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することが出来る。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の市場価格変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドはブローカーまたは取引所の当初証拠金規定に従い、所定の金額の現金もしくは米国政府および政府機関の債務、または限定されたソブリン債を先物のブローカーに預けることが要求される。先物契約は日次で時価評価され、評価額の変動への適切な未収金または未払金（以下「変動証拠金」という。）は、ファンドにより記録される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとはいみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書上の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の項目に含まれる変動証拠金を上回る損失を被るリスクを負う。

（c）オプション契約

特定のファンズは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売りオプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの負債は、資産・負債計算書に資産として含まれる。権利消滅する売りオプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または清算された売りオプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に売却されうる。これらのオプションに対するプレミアムは特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。オプションの売り主としてのファンドは、原投資対象が売却（コール）または購入（プット）されるかどうかについて、決定権を有しておらず、この結果、売りオプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

特定のファンズは、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは、資産として資産・負債計算書に含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。失効した購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として扱われる。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に購入されうる。これらのオプションに対するプレミアムは特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または清算された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実施する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

インフレーション・キャップ・オプション

特定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるためにインフレーション・キャップ・オプションを売却または購入することができる。ファンドがインフレーション・キャップ・オプションを売却する場合、受領プレミアムに等しい金額が負債として計上され、その後売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。ファンドがインフレーション・キャップ・オプションを購入する場合、ファンドは資産計上されるプレミアムを支払い、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。インフレーション・キャップ・オプションの取得の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えたインフレによる減損からファンドを保護することである。インフレーション・フロアーは、インフレ関連商品に係る投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

上場先物契約にかかるオプション

特定のファンズは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション（「先物オプション」）を売却または購入することができる。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。

有価証券にかかるオプション

特定のファンズは、有価証券にかかるオプションを売却または購入することができる。当該オプション契約は対象証券として、特定の有価証券を用いる。ファンズは、リターンを高めるため、または既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、オプションを売却または購入することができる。

クレジット・デフォルト・スワップション

特定のファンズは、投資有価証券の信用リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、原投資対象の債務を負担することなくクレジット・デフォルト・スワップション契約を売却または購入することができる。クレジット・デフォルト・スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結することにより、特定の参照先に対する信用保証を売買するオプションのことである。

金利スワップション

特定のファンズは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションである、金利スワップション契約を売却または購入することができる。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利支払人であるか固定金利受取人であるかについて特定するものである。

外国通貨にかかるオプション

特定のファンズは、外国通貨にかかるオプションを売却または購入することができる。外国通貨にかかるオプションの購入は、ファンズに通貨を売買する権利を与えるものであり（義務はない。）、特定日までに行使される貨幣額と為替レートを特定するものである。これらのオプションは、外国為替レートの変動の可能性もしくは外国通貨に対するエクスポージャーの増大に備えて、ショート・ヘッジまたはロング・ヘッジとして用いられる。

（d）スワップ契約

特定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンズと相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され（以下「店頭取引スワップ」という。）、公認取引所等の多角的取引施設プラットフォームまたはその他の取引施設プラットフォームにおいて実行される（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。ファンズは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスク管理のため、資産、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の種類のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、それぞれのスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には求償することができる。

スワップは、公認取引所を含む第三者によるベンダーまたはマーケット・メーカーからの入手可能な範囲で得られる価格に基づいて日次で時価評価される。市場相場が容易に入手できない場合およびスワップが評価方法のひとつに従って評価されない場合、スワップの価格は、管理会社の評価委員会により誠実に決定される。市場価格の変動は、該当する場合、運用計算書において、未実現利益／（損失）純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動は、該当する場合、資産・負債計算書において、評価額の変動分が未収金または未払金として適宜計上される（以下「変動証拠金」という。）。計算期間の開始時に受領または支払いがなされた店頭取引スワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に含まれ、スワップ契約に記載される条項と現在の市況（クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他の関連要因）間の差異を補填するために、スワップ契約締結時に受領または

履行された支払プレミアムを表す。受領された（支払われた）前払プレミアムは、当初は負債（資産）として計上され、その後、スワップの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満期時に、運用計算書において実現利益または損失として計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンドにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および文書化リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの、相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領する／支払われるキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方で基本相殺契約を締結すること、および、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行、または参照銘柄、債務もしくは指数へのその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利を引換えに一方の当事者（以下「プロテクションの買い手」という。）による他方の当事者（以下「プロテクションの売り手」という。）に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて確定比率の収益をプロテクションの買い手から受け取る。ファンドは、売り手として、そのポートフォリオに実質的にレバレッジを加えることになるが、これは、ファンドが、その純資産総額に加え、スワップ想定額についても投資リスクを負うことになるためである。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの買い手に対し、（i）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を受領するか、または（ii）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの売り手から、（i）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を交付するか、または（ii）想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。回復額は、信用事由が発生するまで、業界基準となる回復率または当該銘柄の特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。

社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。信用事由が発生し現金決済が選択されなかった場合、特定の参照債務に代えて、数種類の他の受渡可能債務によって受渡が行われる。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。ファンドは、発行者による債務不履行に対する保護手段の提供（即ち、参照債務に対してファンドが保有するまたは晒されるリスクの軽減）、または、特定の発行者による債務不履行の可能性に対するアクティブ・ロングまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。

モーゲージ・バック証券のバスケットに対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足もしくは参照モーゲージ・バック証券の全てまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利と引換として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。当該バスケットは、発行体、信用格付けおよび金利を含むがそれらに限定されない潜在的に異なる元々の属性を有する様々なモーゲージ・バック証券により構成される。当該スワップは、バスケット内の全ての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、バスケット内の当該銘柄のウェイトに基づき、信用事由が解決される。各証券は、バスケット内で異なるウェイトを有することがある。期限前弁済、元本の弁済およびその他の評価損またはモーゲージ・バック証券にかかる損失発生事由によりバスケット内の当該証券のウェイトに相応するバスケットの想定元本残高は減少する。スワップ契約の条項で定義されたように、これらの減少は一時的または永久的である可能性がある。ファンドは、原モーゲージ・バック証券の債務不履行に対してプロテクションの手段を提供するために、または原モーゲージ・バック証券の債務不履行の可能性に関してアクティブ・ロングもしくはショート・ポジションを取るために、モーゲージ・バック証券のバスケットに対するクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。

アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、債務不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約と異なり、アセット・バック証券のパフォーマンスが取引全体で変化する可能性があるという理由から、ほとんどの場合、受渡可能債務は特定の参照債務に限定される。期限前弁済、元本の弁済およびその他の評価損または原モーゲージ・ローンの損失発生事由により参照債務の元本残高は減少する。スワップ契約の条項で定義されたように、これらの減少は一時的または永久的である可能性があり、スワップ契約の想定元本額は、対応する金額によって調整される。ファンドは、不履行の参照債務に対してプロテクションの手段を提供するために、または特定の参照債務の不履行の可能性に関してアクティブ・ロングまたはショート・ポジションを取るために、アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成する参照銘柄の全てまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利を引換条件として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたバスケット方式のクレジット商品またはエクスポージャーである。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、エマージング市場、および／あるいは各セクター内の様々な信用格付けを含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む、統一された条件とともにクレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にある全ての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、指数にある当該銘柄のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各銘柄は指数において同等のウェイトを持つ。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる、クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資家を債務不履行から保護するための、および、トレーダーが信用の質の変動を推測する際の商品である。

絶対値で表され、期末時点の社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価格の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらは、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、参照債務の債務不履行の度合いまたはリスクを表す。特定の参照銘柄のインプライド・クレ

ジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。スワップの想定元本額と比較した場合の絶対値での市場価格の上昇は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンドが、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金（割引前）の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい。ファンドをプロテクションの売り手とする2014年10月31日現在において未決済の個々のクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金または同じ一つもしくは複数の参照銘柄に対してファンドによって締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額によって部分的に相殺されることがある。

クロス・カレンシー・スワップ契約

特定のファンズは、通貨リスクに対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにクロス・カレンシー・スワップ契約を締結することができる。クロス・カレンシー・スワップ契約は、指定された為替レートで後日再交換する合意をもって、二当事者による2つの異なる通貨の交換を伴う。契約開始日の通貨の交換は、直近のスポット・レートで行われる。満期時の再交換は、同じ為替レート、指定されたレート、または、その時の直近スポット・レートにより行われる。利息の支払いは、適用ある場合、契約開始時の2つの通貨における有効利率に基づき、当事者間で行われる。クロス・カレンシー・スワップ契約の期間は、数年間の延長が可能である。クロス・カレンシー・スワップは、通常、商業銀行および投資銀行との間で交渉が行われる。一部のクロス・カレンシー・スワップは、元本キャッシュ・フローの交換を行わず、利息キャッシュ・フローの交換のみ行う。

金利スワップ契約

特定のファンズは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクにさらされる。ファンドは固定利率債を保有するため、金利上昇の局面においてかかる債券の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、想定元本に関連したファンドによる他の当事者との利息の支払または受領にかかるそれぞれの約定の交換を伴う。特定の種類の金利スワップ契約は以下の事項を含む。すなわち（i）金利キャップ（この特約では、プレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはキャップ、を越える場合に支払いを合意する。）、（ii）金利フロアー（この特約では、プレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはフロアー、を下回る場合に支払いを合意する。）、（iii）金利カラー（この特約では、ファンドを、所定の最低値あるいは最高値レベルを越える金利の変動から保護するため、一方当事者がキャップを売却しフロアーを購入する、またその逆の取引を行う。）、（iv）コーラブル金利スワップ（この特約では、買い手が、すべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時までゼロ・コストで早期終了できる権利を考慮し前払報酬を支払う。）、（v）スプレッド・ロック（この特約では、金利スワップ使用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めている。）、または（vi）ベシス・スワップ（この特約では、二当事者間で、異なるセグメントの短期金融市場に基づく変動金利を交換することができる。）。

7. 主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の債務不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）等による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。選定された主要なリスクの詳細については、下記を参照のこと。

ファンド・オブ・ファンズ

ファンド・オブ・ファンズは、実質的にすべての各資産を投資先ファンズ（または被取得ファンド）に投資するため、ファンド・オブ・ファンズへの投資に付随するリスクは、投資先ファンズ（または被取得ファンド）が保有する証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンド・オブ・ファンズがその投資目的を達成する能力は、投資先ファンズ（または被取得ファンド）がそれぞれの投資目的を達成する能力に左右されることがある。投資先ファンズ（または被取得ファンド）が投資目的を達成するとの保証はない。ファンド・オブ・ファンズの純資産価額は、投資先ファンズ（または被取得ファンド）のそれぞれの純資産価額の変動に対応して変動する。運用実績およびファンド・オブ・ファンズに付随するリスクは、特定の投資先ファンズ（または被取得ファンド）の運用実績およびリスクと相関性がある。

通常の業務の過程で、投資先ファンドは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。

市場リスク

ファンドによる、金融デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンドは金利リスク、為替リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定にされない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利変動により確定利付証券の価値が減少するリスクである。名目金利が上昇する局面においては、ファンドにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。金利変動は突然かつ予測不可能なことがあり、ファンドの経営陣がこれらの変動を予測できない場合にファンドは損失を被ることがある。ファンドは、金利変動に対してヘッジを行うことが出来ない、または経費もしくはその他の理由によりヘッジを行わないことがある。さらに、いかなるヘッジも意図した通りの効果を得られないことがある。デュレーションは、主として金利（すなわち利回り）の変動に対する確定利付証券の市場価格の感応度測定において有用である。満期までの年限が長いまたはクーポン・レートが低い確定利付証券は通常、デュレーションの短い証券と比較してよりボラティリティーが高く、金利変動の影響をより受けやすい傾向がある。

多岐にわたる要因（例：中央銀行による金融政策、インフレ率、経済状況等）により、金利は上昇し得る。現在のところ、米国は歴史的な低金利局面にある。これにより、足元の景気回復と連邦準備制度理事会による量的金融緩和政策の縮小とあいまって、近い将来金利が押し上げられる可能性が高まると考えられる。さらに、米国債券市場が過去30年にわたり堅調に成長を続けている一方で、ディーラーによる「マーケット・メイキング（値付け）」の能力は相対的に停滞したままである。強固で活発な市場を創造する上で仲介業者による「マーケット・メイキング」が重要であることを鑑みて、確定利付債のボラティリティーおよび流動性リスクが高まる可能性がある。集合的および／または個別的なこれらのすべての要因により、ファンドの評価額が損なわれる可能性がある。ファンドの評価額のお大半が損なわれた場合、ファンドは受益者による買戻しの増加に直面し、それによりファンドの業績が一段と損なわれる可能性がある。

特定のファンズは、ロシア経済と連動する有価証券および金融商品に投資することができる。ロシアに対する投資は、政治、経済、法律、市場および通貨リスクを伴う。かかるリスクには、政治および経済政策の不確実性、短期市場のボラティリティー、会計基準の脆弱性、腐敗や犯罪、不十分な規制制度および予測不可能な課税が含まれる。とりわけ、ロシアに対する投資には、米国および／またはその他の諸国により経済制裁が課せられるリスクを伴う。そのような制裁により、中でもエネルギー、金融サービスおよび防衛を含む多くのセクターの企業がマイナスの影響を受け、その結果、ファンドの業績および／またはその投資目的達成能力に悪影響が及ぶことがある。

ファンドが外国通貨に直接投資する場合、外貨取引を行い外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、または為替リスクに晒される金融デリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジションの場合においては、ファンドの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象となる。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入（または市場への介入の失敗）、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的發展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

普通株式ならびに優先証券または先物およびオプションといった株式関連投資有価証券などの持分証券の市場価格は、過去において周期的に上昇または下落してきたが、一般的に、経済動向の現実の悪化もしくは悪化見込み、企業業績全般の見直し修正、金利、為替相場の変動、または投資家心理の悪化といった、特定企業に特段関係しない市況全般によって減少することがある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても減少することがある。異なるタイプの持分証券は、こういった展開に対して異なる反応を示すことがある。持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティが高い。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは、取引を行う相手方に対する信用リスクに晒され、また、決済時の債務不履行に対するリスクを負担する。ファンドは、高く評価され、信頼に値する取引所において多数の顧客および相手方との取引を行うことにより、信用リスクの集中を最小限に抑える。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ契約、レポ契約または組入証券の貸付けの相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、ファンドは損害を被る可能性がある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受ける。

信用リスクと同様に、ファンドは取引相手方リスク、またはファンドと未決済取引をしている機関あるいは他の企業が不履行に陥るリスクにさらされることがある。ファンドが取引相手方リスクにさらされる可能性がある金融資産は、主に相手方および投資証券からの未収現金により構成される。投資顧問会社として、PIMCOは、第三者との取引に入る前に、各相手方に対する審査を広範囲に実行すること、およびPIMCOの取引相手方リスク委員会による承認を入手することにより、ファンドに対する取引相手方リスクを最小限に抑える。さらに、ファンドへの未払金が相手方と合意した所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を有する担保を、現金もしくは現金等価物の形で差出す。ファンドは、かかる担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンドへの未払額が後に減少した場合、ファンドは以前に相手方から差出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。

上場証券の全ての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済／支払がなされる。売却証券の引渡しはファンドが支払を受領した後のみになされることから、債務不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払は、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は不履行となる。

基本相殺契約

ファンドは、選定された取引相手方との様々な相殺条項の対象となる。（以下「マスター契約」という。）マスター契約は、特定の取引条件を管理し、かつ、信用保護機構を特定し法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを減少させる。異なる種類の取引は異なる構造を持ち、それらは時として、特定の組織である別々の法人組織から取引されるため、各種取引は、別々のマスター契約によりカバーされ、その結果、単一の取引相手方に対して複数の契約が必要となることがある。マスター契約は、異なる資産の種類の運用に特有のものであるが、ファンドは、相手方との一つの契約に基づいて規律されるすべての取引に関し、債務不履行の際に相手方とのエクスポージャー全体を一括で相殺することが可能となる。

マスター契約はまた、所定のエクスポージャーレベルでの担保契約を特定することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。マスター契約に基づき、所定の口座における相手方との関連マスター契約により規律される、（すでに実施されている既存の担保を除いた）特定の取引に対するエクスポージャー純額合計が、特定の限度額（相手方やマスター契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドルの範囲に及ぶ）を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、AAAの格付を有する他の形態の証券またはソブリン債が使用されることもある。担保として差入れられる証券および現金は、資産・負債計算書において投資有価証券、時価（証券）または相手方への預託金（現金）のいずれかの構成要素として、資産に反映される。担保として受領した現金は、通常は分別口座には預け入れられないため、資産・負債計算書において相手方からの預託金として負債に反映される。担保として受領した一切の証券の市場価格は、純資産価額の構成要素として反映されない。ファンドの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポージャーは、関連マスター契約の対象となる各取引による影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

マスター・レポ契約およびグローバル・マスター・レポ契約（以下、個別的に、また、総称して「マスター・レポ契約」という。）は、ファンドと選定された相手方間とのレポ契約、逆レポ契約および売却／買戻し取引を管理する。基本レポ契約は、とりわけ、取引開始、収益支払い、債務不履行、および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在のマスター・レポ契約に基づく取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

マスター証券フォワード取引契約（以下「マスター・フォワード契約」という。）は、ファンドと選定された相手方とのTBA証券、繰延受渡取引または売却／買戻し資金調達取引等の、特定の先渡取引を取り巻く事項および要因について規律する。マスター・フォワード契約は、とりわけ取引開始および確認、支払いおよび譲渡、債務不履行、終了事由ならびに担保の維持に関する規定を定める。期末現在の先渡取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

顧客口座約定書および関連補遺は、先物、先物にかかるオプションおよび清算店頭取引デリバティブ等の清算デリバティブ取引を規律する。清算デリバティブ取引は、各関連清算機関により決定された当初証拠金を計上し、商品先物取引委員会（「CFTC」）または適切な規制機関に登録されたブローカーの口座に分離保有することが求められる。米国においては、先物のブローカーの債権者が、分別口座内にファンド資産に対する請求権を有していないため、取引相手方リスクは大幅に軽減される。さらに、債務不履行の際にエクスポージャーを移転できること（ポータビリティ）により、ファンズに対するリスクは一段と軽減される。変動証拠金または市場価格の変動は日々換算されるが、先物と清算店頭取引デリバティブ間は相殺されない。期末現在の市場価格または未実現累積損益、計上済みの当初証拠金および一切の未決済変動証拠金は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

国際スワップデリバティブ協会マスター契約およびクレジット・サポート・アネックス（以下「ISDAマスター契約」という。）は、ファンドと選定された相手方間で締結された店頭金融デリバティブ取引を規律する。ISDAマスター契約は、一般的な義務、表明事項、合意、担保および債務不履行または終了事由に関する規定を定める。終了事由は、適用されるISDAマスター契約に基づいて、早期終了を選択し全ての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、財務書類にとって重大であることがある。限られた状況下において、ISDAマスター契約は、相手方の信用の質が所定の水準を下回った場合、既存の日々のエクスポージャーの範囲を超えた相手方からの保全措置を追加した追加条項を含むことがある。これらの金額は、もしあれば、第三者の保管受託銀行に分別保有することができる。当期末現在の店頭金融デリバティブ商品の市場価格、受領された担保または差出された担保およびエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示される。

8. 報酬および費用

ファンズ（またはそのクラス（該当する場合））は、以下のファンズを除き、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬の対象とならない。以下のファンズは、（個別に計算される各ファンドまたはクラス（該当する場合）の日々の平均純資産額に基づく料率として算定される）以下の年率により、下記の報酬を負担する。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII					
インスティテューショナル（円）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
インスティテューショナル（円ヘッジ）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
インスティテューショナル・アドミニストレイティブ（円ヘッジ）	該当なし	該当なし	0.20% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）	該当なし	0.28%	0.20% ⁽²⁾	該当なし	該当なし
PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII（M）	該当なし	0.35%	0.20% ⁽³⁾	該当なし	該当なし
ピムコ・ワールド・ハイインカム	0.70%	該当なし	該当なし	0.10% ⁽⁴⁾	0.55% ⁽⁵⁾

- (1) 当該クラスは、ファンドの資産水準に基づき変動する管理事務代行報酬を負担する。管理事務代行報酬は、（i）ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%を適用し、（ii）各クラスの資産水準に基づき、各クラスに管理事務代行報酬を比例按分して割り当てることにより算定される。
- (2) PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）は、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%で変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (3) PIMCO バミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII（M）は、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分について年率0.15%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.10%で変動する管理事務代行報酬を負担する。
- (4) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.10%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.05%で変動する代行協会員報酬を負担する。
- (5) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.50%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.55%で変動する販売報酬を負担する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、該当する場合、PIMCOに対して、投資顧問業務、管理事務業務ならびに監査、保管、受託、投資証券会計、日常的法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む第三者によるサービスの提供または提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、該当する場合、該当ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券に関連したサービスおよび販売を提供する金融仲介機関に対して返済するために毎月後払いで支払われる。

PIMCOは、トラストおよび該当ファンドにより要求される一定の第三者によるサービスに対する費用を負担する。受益者ではなく、PIMCOが、純資産の増加による価格の下落も含め、第三者による当該サービス費用の

価格下落の恩恵を受ける。管理事務代行報酬の対象となるファンズに関して、PIMCOは通常かかる報酬について利益を得る。

ファンズ（またはクラス（該当する場合））は、（i）公租公課、（ii）ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（iii）利息支払いを含む借入費用、（iv）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用ならびに（v）特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。PIMCOは、トラストの設定に伴う設立費を支払った。PIMCOは、各ファンドの当初設立に伴う設立費を支払っている、または支払う予定である。

PIMCOの日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資する日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を支払われ、かかる報酬の一部は、PIMCOへサービス報酬として分配される。

ピムコ・ワールド・ハイインカムは、日本におけるその受益証券の公募に関連する発生中の経費を支払う。

9. 関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーの過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬は注記8に開示されている。

トラストの関連当事者であるアリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーは、2014年10月31日現在、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドIIの純資産の0.01%を保有していた。

特定のファンズは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンドの有価証券を購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンドへの、または共通の投資顧問会社（または関連投資顧問会社）を持つことから関連会社であると考えられる他のファンドに対する証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2014年10月31日終了期間中、以下のファンズは、関連ファンズ間において、証券の売買に従事した（金額：千単位）。

ファンド	購入 (米ドル)	売却 (米ドル)
PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド (M)	194,061	12,943
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)	25,061	45,821
PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII	23,411	103,834
PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド (M)	116,910	12,030
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド (M)	160,526	1,780
PIMCOバミューダJGB フローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド	279	0
PIMCOバミューダJGB フローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド	817	300
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド (M)	108,200	235,043
PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII (M)	14,595	27,337
PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド (M)	111,676	405,257

10. 保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社およびPIMCOを含む。）は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる一定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、

ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生 of 請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

11. 利益参加型受益証券

トラストは5千億口を上限とする利益参加型受益証券を発行することができる。特定の受益者は各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込および買戻しはファンズの純資産価額通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートによりファンズの機能通貨に換算される。各ファンドの受益証券は、無額面で発行される。受託会社は、管理会社の同意により、将来いずれかのファンドに関連して追加ファンドもしくはクラスまたはクラス受益証券を設定および募集することができる。

利益参加型受益証券の変動は下記の通りであった（口数および金額：千単位^{*}）。

	PIMCO/パミューダ・ バンク・ローン・ファンド (M)		PIMCO/パミューダ・ バンク・ローン・ファンドA		PIMCO/パミューダ・ バンク・ローン・ ファンドB		PIMCO/パミューダ・ バンク・ローン・ ファンドC ⁽¹⁾	
	2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了期間	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売 受取額	169,326	1,715,965	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	3,538 ⁽⁴⁾	32,111 ⁽⁴⁾	N/A	N/A
F (米ドル)	N/A	N/A	29,059 ⁽⁴⁾	288,597 ⁽⁴⁾	N/A	N/A	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	2,460	238,002	N/A	N/A	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	940	94,553	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	377	36,138	N/A	N/A
Y (ブラジル・ レアル)	N/A	N/A	N/A	N/A	383	36,261	N/A	N/A
Y (C-米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	4,103	393,585
Y (日本円)	N/A	N/A	1,881	183,264	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	433	43,491	N/A	N/A
Y (ロシア・ ルーブル)	N/A	N/A	N/A	N/A	58	5,323	N/A	N/A
Y (トルコ・ リラ)	N/A	N/A	N/A	N/A	64	6,097	N/A	N/A
Y (米ドル)	N/A	N/A	4,722	478,812	N/A	N/A	N/A	N/A
分配金の再投資 による発行額	3,743	37,862	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	146 ⁽⁴⁾	1,320 ⁽⁴⁾	N/A	N/A
F (米ドル)	N/A	N/A	951 ⁽⁴⁾	9,345 ⁽⁴⁾	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	29	2,873	N/A	N/A
Y (ブラジル・ レアル)	N/A	N/A	N/A	N/A	116	11,157	N/A	N/A
Y (C-米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	93	8,684
Y (日本円)	N/A	N/A	137	13,102	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	46	4,632	N/A	N/A
Y (ロシア・ ルーブル)	N/A	N/A	N/A	N/A	9	830	N/A	N/A
Y (トルコ・ リラ)	N/A	N/A	N/A	N/A	8	711	N/A	N/A
Y (米ドル)	N/A	N/A	334	33,374	N/A	N/A	N/A	N/A
受益証券買戻 支払額	(21,521)	(217,750)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(232) ⁽⁴⁾	(2,051) ⁽⁴⁾	N/A	N/A
F (米ドル)	N/A	N/A	(2,728) ⁽⁴⁾	(26,644) ⁽⁴⁾	N/A	N/A	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	(72)	(6,772)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	(30)	(2,966)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(127)	(12,605)	N/A	N/A
Y (ブラジル・ レアル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(512)	(49,947)	N/A	N/A
Y (日本円)	N/A	N/A	(140)	(13,051)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	(184)	(18,359)	N/A	N/A
Y (ロシア・ ルーブル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(104)	(9,700)	N/A	N/A
Y (トルコ・ リラ)	N/A	N/A	N/A	N/A	(53)	(4,977)	N/A	N/A
Y (米ドル)	N/A	N/A	(712)	(70,401)	N/A	N/A	N/A	N/A

	PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ファンド Ⅱ		PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ファンドA		PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンドB		PIMCOパミューダ・ バンク・ローン・ ファンドC ⁽⁵⁾	
	2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
ファンド受益 証券取引に よる純増加額	151,548	1,536,077	36,802	1,219,215	3,995	83,305	4,196	402,269

	ピムコ・パミューダ・ エマージング・ マーケット・ボンド・ ファンド Ⅱ		PIMCOパミューダ・ エマージング・ マーケット・ボンド・ ファンドⅡ		PIMCOパミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・イクス・ ジャパン (円ヘッジ) ボンド・ファンド		PIMCOパミューダ・ グローバル・アグリゲイ ト・イクス・ジャパン・ ボンド・ファンド	
	2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	247	3,121	N/A	N/A	1,436	206,566	1,157	202,507
インスティテュー ショナル (円)	N/A	N/A	222	32,421	N/A	N/A	N/A	N/A
インスティテュー ショナル (円ヘッジ)	N/A	N/A	34	5,115	N/A	N/A	N/A	N/A
分配金の再投資による 発行額	916	11,355	N/A	N/A	0	0	0	0
受益証券買戻支払額	(4,365)	(54,226)	N/A	N/A	(3,578)	(511,288)	(1,343)	(234,623)
インスティテュー ショナル (円)	N/A	N/A	(528)	(74,522)	N/A	N/A	N/A	N/A
インスティテュー ショナル (円ヘッジ)	N/A	N/A	(1,100)	(163,040)	N/A	N/A	N/A	N/A
インスティテュー ショナル アドミニス トラティブ (円 ヘッジ)	N/A	N/A	(197) ⁽⁵⁾	(24,355) ⁽⁵⁾	N/A	N/A	N/A	N/A
ファンド受益証券 取引による 純 (減少) 額	(3,202)	(39,750)	(1,569)	(224,381)	(2,142)	(304,722)	(186)	(32,116)

	PIMCOパミューダ・ グローバル・ アグリゲイト・イクス・ ジャパン・ボンド・ ファンド (M)		PIMCOパミューダ・ インカム・ファンド (M) ⁽²⁾		PIMCOパミューダ・ インカム・ファンドA		PIMCOパミューダ・ インカム・ファンド D ⁽²⁾	
	2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了期間		2014年10月31日 終了期間		2014年10月31日 終了期間	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	2,535	442,537	93,112	971,185	N/A	N/A	N/A	N/A
F (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	2,477 ⁽⁸⁾	240,867 ⁽⁸⁾	N/A	N/A
F (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	42,525 ⁽⁸⁾	431,290 ⁽⁸⁾	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	116 ⁽²⁾	11,753 ⁽²⁾	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	2,198 ⁽²⁾	225,568 ⁽²⁾	N/A	N/A
S (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	366 ⁽⁷⁾	33,932 ⁽⁷⁾	N/A	N/A
Y (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	22 ⁽⁸⁾	2,119 ⁽⁸⁾	N/A	N/A
Y (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	123 ⁽⁸⁾	12,146 ⁽⁸⁾	N/A	N/A
Y (ワールド)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	396	38,398
分配金の再投資に よる発行額	0	0	379	3,946	N/A	N/A	N/A	N/A
F (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	36 ⁽⁸⁾	3,508 ⁽⁸⁾	N/A	N/A
F (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	988 ⁽⁸⁾	10,013 ⁽⁸⁾	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	0 ⁽²⁾	1 ⁽²⁾	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	0 ⁽²⁾	13 ⁽²⁾	N/A	N/A
Y (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	0 ⁽⁸⁾	44 ⁽⁸⁾	N/A	N/A
Y (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	2 ⁽⁸⁾	233 ⁽⁸⁾	N/A	N/A
Y (ワールド)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	9	848
受益証券買戻支払額	(5,364)	(935,372)	(5,418)	(56,804)	N/A	N/A	N/A	N/A
F (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	(61) ⁽⁸⁾	(5,875) ⁽⁸⁾	N/A	N/A
F (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(3,729) ⁽⁸⁾	(37,871) ⁽⁸⁾	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	(3) ⁽²⁾	(274) ⁽²⁾	N/A	N/A
J (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(65) ⁽²⁾	(6,655) ⁽²⁾	N/A	N/A
Y (日本円)	N/A	N/A	N/A	N/A	0 ⁽⁸⁾	(10) ⁽⁸⁾	N/A	N/A
Y (米ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(5) ⁽⁸⁾	(525) ⁽⁸⁾	N/A	N/A
Y (ワールド)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(2)	(142)
ファンド受益証券 取引による純増加 (減少) 額	(2,829)	(492,835)	88,073	918,327	44,990	920,277	403	39,104

	PIMCOパミューダ JGB フローター・ フォーリン・ ストラテジー・ ファンド		PIMCOパミューダ JGB フローター・ ユー・エス・ ストラテジー・ ファンド		PIMCOパミューダ・ ユー・エス・ハイ・ イールド・ファンド (M)		PIMCOパミューダ・ ユー・エス・ハイ・ イールド・ファンドII (M)	
	2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	0	37	0	25	73,528	796,179	277	50,108
分配金の再投資による 発行額	0	0	0	0	20,986	226,012	0	0
受益証券買戻支払額	(56)	(5,510)	(38)	(3,695)	(164,950)	(1,778,322)	(660)	(120,828)
ファンド受益証券 取引による純 (減少) 額	(56)	(5,473)	(38)	(3,660)	(70,436)	(756,131)	(383)	(70,720)

	PIMCOエマージング・ ボンド（円ヘッジ） インカム・ファンド		PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ ファンド		PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ファンド （M）		PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ ファンドⅡ	
	2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度	
	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）
受益証券販売 受取額	14	1,295	93	8,787	14,754	184,244	N/A	N/A
J（豪ドル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	190	18,960
J（ブラジル・ レアル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	250	19,252
J（カナダ・ ドル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	193	18,530
J（インドネ シア・ルピア）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	209	18,498
J（インド・ ルピー）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	185	18,462
J（韓国ウォン）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	173	18,463
J（メキシコ・ ペソ）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	211	20,474
J（ロシア・ ルーブル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	217	19,968
J（トルコ・ リラ）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	204	18,640
分配金の再投資 による発行額	754	67,337	201	19,032	9,940	123,417	N/A	N/A
J（豪ドル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	421	41,136
J（ブラジル・ レアル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	47	3,513
J（カナダ・ ドル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	10	978
J（インドネ シア・ルピア）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	16	1,395
J（インド・ ルピー）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	18	1,779
J（韓国ウォン）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	12	1,271
J（メキシコ・ ペソ）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	960	91,538
J（ロシア・ ルーブル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	16	1,458
J（トルコ・ リラ）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	17	1,517
受益証券買戻 支払額	(6,009)	(535,379)	(1,274)	(121,051)	(111,024)	(1,376,680)	N/A	N/A
J（豪ドル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(2,142)	(209,130)
J（ブラジル・ レアル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(87)	(6,406)
J（カナダ・ ドル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(3)	(271)
J（インドネ シア・ルピア）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(4)	(321)
J（インド・ ルピー）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(11)	(1,092)
J（韓国ウォン）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(3)	(321)
J（メキシコ・ ペソ）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(5,303)	(509,289)

	PIMCOエマージング・ ボンド（円ヘッジ） インカム・ファンド		PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ ファンド		PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ファンド （M）		PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ ファンドⅡ	
	2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度	
	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）
J（ロシア・ ルーブル）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(1)	(132)
J（トルコ・ リラ）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(4)	(307)
ファンド受益 証券取引による 純（減少）額	(5,241)	(466,747)	(980)	(93,232)	(86,330)	(1,069,019)	(4,209)	(411,437)

	PIMCOエマージング・ ボンド・インカム・ ファンドⅢ		PIMCOユー・エス・ ハイ・イールド （円ヘッジ）ファンド		PIMCOユー・エス・ ハイ・イールド （円ヘッジ）ファンド Ⅱ		PIMCOユー・エス・ ハイ・イールド・ ファンド	
	2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度	
	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）	口数	金額 （米ドル）
受益証券販売受取額	N/A	N/A	13	1,143	34	5,261	11	939
J（ユーロ）	187	19,208	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J（英ポンド）	171	18,648	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J（米ドル）	185	18,463	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
分配金の再投資による 発行額	N/A	N/A	0	0	0	0	0	0
J（ユーロ）	11	1,040	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J（英ポンド）	10	1,069	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J（米ドル）	11	1,046	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
受益証券買戻支払額	N/A	N/A	(74)	(6,888)	(359)	(57,807)	(267)	(23,536)
J（ユーロ）	(2)	(176)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J（英ポンド）	(2)	(243)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J（米ドル）	(9)	(820)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
ファンド受益証券取引に よる純増加減少）額	562	58,235	(61)	(5,745)	(325)	(52,546)	(256)	(22,597)

	PIMCOユー・エス・ ハイ・イールド・ ファンドⅡ		PIMCOユー・エス・ ハイ・イールド・ ストラテジー・ファンド		PIMCOユー・エス・ ハイ・イールド・ ストラテジー・ファンド Ⅱ		ビムコ・ワールド・ ハイインカム	
	2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度		2014年10月31日 終了年度	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	234	42,389	N/A	N/A	N/A	N/A	702	7,313
J (中国元)	N/A	N/A	N/A	N/A	7	779	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	1,153	111,909	N/A	N/A	N/A	N/A
J (円ヘッジ)	N/A	N/A	12	1,234	N/A	N/A	N/A	N/A
J (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	5	469	N/A	N/A
Y (豪ドル)		N/A	N/A	N/A	1,514	133,576	N/A	N/A
Y (ブラジル・レアル)	N/A	N/A	N/A	N/A	5,193	261,327	N/A	N/A
Y (日本円)	N/A	N/A	1,474	167,487	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (円ヘッジ)	N/A	N/A	10	913	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	8	863	N/A	N/A
Y (トルコ・リラ)	N/A	N/A	N/A	N/A	10	951	N/A	N/A
分配金の再投資に よる発行額	0	0	N/A	N/A	N/A	N/A	0	0
Y (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	367	32,015	N/A	N/A
Y (ブラジル・レアル)	N/A	N/A	N/A	N/A	11,452	570,457	N/A	N/A
Y (日本円)	N/A	N/A	177	19,915	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (円ヘッジ)	N/A	N/A	296	28,028	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	1	63	N/A	N/A
Y (トルコ・リラ)	N/A	N/A	N/A	N/A	1	77	N/A	N/A
受益証券買戻支払額	(291)	(53,314)	N/A	N/A	N/A	N/A	(4,027)	(41,789)
J (中国元)	N/A	N/A	N/A	N/A	(17)	(1,942)	N/A	N/A
J (日本円)	N/A	N/A	(461)	(42,943)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (円ヘッジ)	N/A	N/A	(2,517)	(263,714)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	(10)	(946)	N/A	N/A
Y (豪ドル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(223)	(19,230)	N/A	N/A
Y (ブラジル・レアル)	N/A	N/A	N/A	N/A	(16,113)	(791,846)	N/A	N/A
Y (日本円)	N/A	N/A	(621)	(69,106)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (円ヘッジ)	N/A	N/A	(1,973)	(185,760)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (メキシコ・ペソ)	N/A	N/A	N/A	N/A	(7)	(679)	N/A	N/A
Y (トルコ・リラ)	N/A	N/A	N/A	N/A	(7)	(661)	N/A	N/A
ファンド受益証券 取引による純増加 (減少) 額	(57)	(10,925)	(2,450)	(232,037)	2,181	185,273	(3,325)	(34,476)

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

- (1) 2014年7月31日（開始日）から2014年10月31日までの期間。
- (2) 2014年2月28日（開始日）から2014年10月31日までの期間。
- (3) 2014年6月24日（開始日）から2014年10月31日までの期間。
- (4) 2014年2月14日（開始日）から2014年10月31日までの期間。
- (5) 2013年11月1日から2014年8月8日（PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡのインスティテューショナル アドミニストレイティブ（円ヘッジ）クラスの終了日）までの期間。
- (6) 2014年3月18日（開始日）から2014年10月31日までの期間。
- (7) 2014年10月27日（開始日）から2014年10月31日までの期間。
- (8) 2014年5月21日（開始日）から2014年10月31日までの期間。

12. 規制および訴訟事項

トラストは、いかなる重大な訴訟または仲裁手続きにも関与しておらず、受託会社は、トラストによるもしくはトラストに対する、重大な未解決または未発生はいかなる訴訟もしくは請求をも関知していない。

13. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてバミューダ法に服する。現行のバミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払について、源泉徴収税は適用されない。そのため、本財務書類において、所得税の引当は計上されていない。バミューダにおいて上記の税金が制定された場合、ファンズは、1966年免税事業税金保護法に基づき、2016年3月28日までファンズに対しすべての当該税金を免除する旨の約束をバミューダ財務省から受領している。

US GAAPは、不確実なタックス・ポジションが本財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。2014年10月31日現在、ファンズはすでに取りった、または将来の税務申告で取ることが見込まれる不確実なインカム・タックス・ポジションに関連する未認識のタックス・ベネフィット純額に関する負債を計上していない。

14. 後発事象

管理会社は、ファンズの財務書類が公表可能となる2015年1月28日までの間に、ファンズの財務書類において存在する後発事象の可能性について評価している。管理会社は、当該日までのファンズの財務書類において、開示が要求される重大な事象はないと決定した。

[次へ](#)

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2014

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

Assets:*Investments, at value*

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO World High Income
Investments in securities	\$ 29,648	\$ 303,254	\$ 145
Investments in affiliates	952,469	2,273,956	185,427
<i>Financial Derivative Instruments</i>			
Over the counter	14,625	43,950	0
Receivable for investments sold	0	8,480	0
Receivable for investments in affiliates sold	5,289	1,315	590
Receivable for Fund units sold	7	326	12
	902,032	2,631,281	186,174

Liabilities:*Financial Derivative Instruments*

Over the counter	\$ 24,085	\$ 85,434	\$ 0
Payable for investments purchased	97	430	0
Interest payable	0	1	0
Deposits from counterparty	0	13,144	0
Payable for Fund units redeemed	5,194	1,781	602
Accrued management fee	0	0	110
Accrued agency fee	0	0	12
Accrued distribution fee	0	0	83
Other liabilities	0	0	42
	29,376	100,760	849

Net Assets	\$ 872,656	\$ 2,530,521	\$ 186,325

Cost of Investments in Securities	\$ 29,644	\$ 303,254	\$ 145

Cost of Investments in Affiliates	\$ 851,010	\$ 2,267,473	\$ 170,084

Net Assets:	N/A	N/A	\$ 186,325
J (CNY)	N/A	\$ 5,125	N/A
J (JPY)	\$ 262,021	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	179,473	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	1,356	N/A
Y (AUD)	N/A	243,827	N/A
Y (BRL)	N/A	2,279,049	N/A
Y (JPY)	259,762	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	171,400	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	518	N/A
Y (TRY)	N/A	646	N/A

Units Issued and Outstanding:

	N/A	N/A	17,793
J (CNY)	N/A	47	N/A
J (JPY)	2,830	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	1,930	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	16	N/A
Y (AUD)	N/A	3,026	N/A
Y (BRL)	N/A	51,749	N/A
Y (JPY)	2,331	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	2,023	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	5	N/A
Y (TRY)	N/A	7	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2014

18

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2014

(Amounts in thousands, except per unit amount)

Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding:

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO World High Income
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$ 10.42
J (CNY)			
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 109.72	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 12,300	N/A
J (JPY)			
(Expressed in functional currency)	\$ 92.60	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 10,381	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)			
(Expressed in functional currency)	\$ 93.00	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 10,426	N/A	N/A
J (MXN)			
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 87.37	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 9,795	N/A
Y (AUD)			
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 60.59	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 9,036	N/A
Y (BRL)			
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 44.04	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 4,937	N/A
Y (JPY)			
(Expressed in functional currency)	\$ 111.42	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 12,491	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)			
(Expressed in functional currency)	\$ 84.71	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	¥ 9,497	N/A	N/A
Y (MXN)			
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 100.01	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 11,211	N/A
Y (TRY)			
(Expressed in functional currency)	N/A	\$ 93.52	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥ 10,484	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2014

19

Statements of Assets and Liabilities

October 31, 2014

(Amounts in thousands, except per unit amounts)

Assets:*Investments, at value*

	PIMCO Dermude Desk Loan Fund (M)	PIMCO Dermude Desk Loan Fund A	PIMCO Dermude Desk Loan Fund B	PIMCO Dermude Desk Loan Fund C	PIMCO Dermude Emerging Markets Bond Fund (M)
Investments in securities*	\$ 2,020,715	\$ 50,003	\$ 26,914	\$ 15,328	\$ 183,497
Investments in affiliates	0	1,324,366	187,737	369,436	0
<i>Financial Derivative Instruments</i>					
Exchange-traded or centrally cleared	210	0	0	0	15
Over the counter	360	16,457	1,952	3,465	1,156
Cash	6	0	0	0	0
Deposits with counterparty	70	0	0	4,770	817
Foreign currency, at value	1	0	0	0	90
Receivable for investments sold	12,497	0	0	1,065	943
Receivable for investments in affiliates sold	0	2,374	28	0	0
Receivable for Fund units sold	10,882	4,283	516	7,800	0
Interest and dividends receivable	2,365	0	0	4	1,390
	2,047,116	1,397,483	217,147	401,808	188,508

Liabilities:*Borrowings & Other Financing Transactions*

Payable for reverse repurchase agreements	\$ 2,047	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
<i>Financial Derivative Instruments</i>					
Exchange-traded or centrally cleared	0	0	0	0	13
Over the counter	32	28,320	4,748	18,843	712
Payable for investments purchased	180,236	3,680	0	1,701	1,500
Payable for investments in affiliates purchased	0	2,673	393	7,826	0
Payable for investments purchased on a delayed-delivery basis	800	0	0	0	0
Interest payable	0	7	0	0	0
Deposits from counterparty	260	690	0	0	28
Payable for Fund units redeemed	2,402	3,837	110	0	590
Accrued taxes payable	0	0	0	0	238
	185,577	39,187	5,251	28,370	3,681

Net Assets	\$ 1,881,539	\$ 1,358,296	\$ 211,896	\$ 373,438	\$ 185,427

Cost of Investments in Securities	\$ 2,030,559	\$ 50,003	\$ 26,913	\$ 15,328	\$ 182,448

Cost of Investments in Affiliates	\$ 0	\$ 1,326,041	\$ 187,569	\$ 369,990	\$ 0

Cost of Foreign Currency Held	\$ 1	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 90

Cost or Premiums of Financial Derivative Instruments, net	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (3,537)	\$ (311)

* Includes repurchase agreements of	\$ 62,800	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 2,400

Net Assets:	\$ 1,881,539	N/A	N/A	N/A	\$ 185,427
F (AUD)	N/A	N/A	\$ 29,540	N/A	N/A
F (USD)	N/A	\$ 265,179	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	210,598	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	102,164	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	50,895	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	61,588	N/A	N/A
Y (C-USD)	N/A	N/A	N/A	\$ 373,438	N/A
Y (JPY)	N/A	217,713	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	69,858	N/A	N/A
Y (RUB)	N/A	N/A	5,365	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	4,671	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	582,644	N/A	N/A	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2014

9

Statements of Assets and Liabilities (Cont.)

October 31, 2014

	PIMCO Dermude Desk Loan Fund (M)	PIMCO Dermude Desk Loan Fund A	PIMCO Dermude Desk Loan Fund B	PIMCO Dermude Desk Loan Fund C	PIMCO Dermude Emerging Markets Bond Fund (M)		
(Amounts in thousands, except per unit amounts)							
Units Issued and Outstanding:	186,107	N/A	N/A	N/A	14,858		
F (AUD)	N/A	N/A	3,452	N/A	N/A		
F (USD)	N/A	27,262	N/A	N/A	N/A		
J (JPY)	N/A	2,424	N/A	N/A	N/A		
J (USD)	N/A	1,038	N/A	N/A	N/A		
Y (AUD)	N/A	N/A	551	N/A	N/A		
Y (BRL)	N/A	N/A	694	N/A	N/A		
Y (C-USD)	N/A	N/A	N/A	4,196	N/A		
Y (JPY)	N/A	2,519	N/A	N/A	N/A		
Y (MXN)	N/A	N/A	624	N/A	N/A		
Y (RUB)	N/A	N/A	71	N/A	N/A		
Y (TRY)	N/A	N/A	52	N/A	N/A		
Y (USD)	N/A	5,719	N/A	N/A	N/A		
Net Asset Value and Redemption Price Per Unit Outstanding:							
(Expressed in functional currency)	\$	10.11	N/A	N/A	N/A	\$	12.65
F (AUD)							
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$	8.56	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	AUD	9.74	N/A	N/A	N/A
F (USD)							
(Expressed in functional currency)	N/A	\$	9.72	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)							
(Expressed in functional currency)	N/A	\$	86.88	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥	9,738	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)							
(Expressed in functional currency)	N/A	\$	98.46	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥	11,038	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)							
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$	92.35	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	¥	10,353	N/A	N/A	N/A
Y (BRL)							
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$	88.71	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	¥	9,945	N/A	N/A	N/A
Y (C-USD)							
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	N/A	\$	88.90	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	N/A	¥	9,976	N/A	N/A
Y (JPY)							
(Expressed in functional currency)	N/A	\$	86.41	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥	9,687	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)							
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$	95.92	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	¥	10,753	N/A	N/A	N/A
Y (RUB)							
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$	75.16	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	¥	8,426	N/A	N/A	N/A
Y (TRY)							
(Expressed in functional currency)	N/A	N/A	\$	90.31	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	N/A	¥	10,124	N/A	N/A	N/A
Y (USD)							
(Expressed in functional currency)	N/A	\$	98.38	N/A	N/A	N/A	N/A
(Expressed in NAV currency)	N/A	¥	11,029	N/A	N/A	N/A	N/A

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2014

10

Statements of Operations (Cont.)

Year Ended October 31, 2014

(Amounts in thousands)

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO World High Income
Investment Income:			
Interest	\$ 0	\$ 412	\$ 0
Dividends from investments in affiliates	64,204	154,730	11,365
Miscellaneous income	0	1	0
Total Income	64,204	155,143	11,365
Expenses:			
Management fees	0	0	1,410
Distribution fees	0	0	1,058
Agency fees	0	0	151
Interest expense	0	163	0
Miscellaneous expense	0	0	60
Total Expenses	0	163	2,619
Net Investment Income	64,204	154,980	8,746
Net Realized Gain (Loss):			
Investments in securities	64	360	0
Investments in affiliates	9,807	63,564	8,869
Over the counter financial derivative instruments	(56,780)	70,403	0
Foreign currency	(9)	1,862	0
Net Realized Gain (Loss)	(46,927)	136,179	8,869
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation):			
Investments in securities	(16)	(65)	0
Investments in affiliates	(9,044)	(63,250)	(4,231)
Over the counter financial derivative instruments	(16,404)	(70,672)	0
Foreign currency assets and liabilities	12	4	(9)
Net Change in Unrealized (Depreciation)	(25,452)	(133,983)	(4,240)
Net Gain (Loss)	(12,379)	2,196	2,629
Net Increase (Decrease) in Net Assets Resulting from Operations	\$ (18,175)	\$ 157,179	\$ 11,305

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2014

25

Statements of Operations

Year Ended October 31, 2014

(Amounts in thousands)	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C ⁽¹⁾	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)
Investment Income:					
Interest, net of foreign taxes*	\$ 40,953	\$ 24	\$ 24	\$ 10	\$ 10,841
Dividends from investments in affiliates	0	30,156	5,351	2,365	0
Miscellaneous income	2	0	0	1	0
Total Income	40,955	30,180	5,375	2,366	10,841
Expenses:					
Interest expense	0	13	5	6	1
Total Expenses	0	13	5	6	1
Net Investment Income	40,955	30,167	5,370	2,360	10,840
Net Realized Gain (Loss):					
Investments in securities, net of foreign taxes*	967	14	17	0	(1,262)
Investments in affiliates	0	937	818	(55)	0
Exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments	2,678	0	0	0	533
Over the counter financial derivative instruments	390	(30,017)	(568)	(8,508)	1,041
Foreign currency	(41)	(2,108)	(110)	(740)	(68)
Net Realized Gain (Loss)	3,954	(31,175)	257	(9,704)	244
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation):					
Investments in securities, net of foreign taxes	(10,983)	(1)	0	0	2,400
Investments in affiliates	0	(3,375)	(320)	(554)	0
Exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments	451	0	0	0	(414)
Over the counter financial derivative instruments	328	(12,162)	(1,447)	(11,841)	1,017
Foreign currency assets and liabilities	580	151	0	(408)	(95)
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation)	(9,585)	(15,385)	(1,767)	(12,803)	2,908
Net Gain (Loss)	(5,641)	(46,560)	(1,510)	(22,907)	3,152
Net Increase (Decrease) in Net Assets Resulting from Operations	\$ 35,314	\$ (16,363)	\$ 3,860	\$ (20,147)	\$ 13,992
* Foreign tax withholding	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 242

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

⁽¹⁾ Period from July 31, 2014 (inception date) to October 31, 2014

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2014

20

Statements of Changes in Net Assets (Cont.)

Year Ended October 31, 2014

(Amounts in thousands)

Increase (Decrease) in Net Assets from:

Operations:

	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II	PIMCO World High Income
Net investment income	\$ 64,204	\$ 154,985	\$ 8,676
Net realized gain (loss)	(46,927)	136,179	8,869
Net change in unrealized (depreciation)	(25,452)	(133,985)	(4,240)
Net increase (decrease) resulting from operations	(8,175)	157,179	11,305

Distributions to Unitholders:

Distributions	N/A	N/A	(13,964)
J (CHF)	N/A	(496)	N/A
J (JPY)	(34,119)	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	(36,373)	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	(173)	N/A
Y (AUD)	N/A	(32,015)	N/A
Y (BRL)	N/A	(763,735)	N/A
Y (JPY)	(19,915)	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	(28,028)	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	(62)	N/A
Y (TRY)	N/A	(77)	N/A
Total Distributions	(118,435)	(796,518)	(13,964)

Fund Unit Transactions:

Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions*	(232,037)	185,273	(34,476)

Total (Decrease) in Net Assets

	(369,647)	(454,066)	(37,131)

Net Assets:

Beginning of year	1,231,303	2,984,587	222,460
End of year	\$ 812,656	\$ 2,530,521	\$ 185,325

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

* See note 11 in the Notes to Financial Statements.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2014 31

Statements of Changes in Net Assets

Year Ended October 31, 2014

(Amounts in thousands)

	PIMCO Bermude Bank Loan Fund (M)	PIMCO Bermude Bank Loan Fund A	PIMCO Bermude Bank Loan Fund B	PIMCO Bermude Bank Loan Fund C ⁽¹⁾	PIMCO Bermude Emerging Markets Bond Fund (M)
Increase (Decrease) in Net Assets from:					
Operations:					
Net investment income	\$ 40,895	\$ 30,167	\$ 5,370	\$ 2,360	\$ 10,840
Net realized gain (loss)	3,954	(31,175)	257	(9,704)	244
Net change in unrealized appreciation (depreciation)	(3,581)	(15,366)	(1,767)	(12,603)	2,908
Net increase (decrease) resulting from operations	35,314	(16,383)	3,860	(20,147)	13,992
Distributions to Unitholders:					
Distributions	(37,862)	N/A	N/A	N/A	(11,355)
F (AUD)	N/A	N/A	(1,320) ⁽²⁾	N/A	N/A
F (USD)	N/A	(9,345) ⁽²⁾	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	(6,538)	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	(4,417)	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	(2,873)	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	(11,157)	N/A	N/A
Y (C-USD)	N/A	N/A	N/A	(8,684)	N/A
Y (JPY)	N/A	(13,102)	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	(4,632)	N/A	N/A
Y (RUB)	N/A	N/A	(830)	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	(711)	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	(33,374)	N/A	N/A	N/A
Total Distributions	(37,862)	(86,776)	(21,523)	(8,684)	(11,355)
Fund Unit Transactions:					
Net increase (decrease) resulting from fund unit transactions*	1,536,077	1,219,215	83,305	402,269	(38,750)
Total Increase (Decrease) in Net Assets	1,533,529	1,136,046	65,642	373,438	(37,113)
Net Assets:					
Beginning of year	348,010	222,260	146,254	0	222,540
End of year	\$ 1,881,539	\$ 1,358,296	\$ 211,896	\$ 373,438	\$ 185,427

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

⁽¹⁾ Period from February 14, 2014 (inception date) to October 31, 2014.⁽²⁾ Period from July 31, 2014 (inception date) to October 31, 2014.

* See note 11 in the Notes to Financial Statements.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2014

26

Financial Highlights (Cont.)

Year Ended October 31, 2014

Selected Per Unit Data:	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II J (MXN)	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II Y (AUD)	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II Y (BRL)	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II Y (MXN)
Net asset value beginning of year	\$ 92.60	\$ 94.78	\$ 55.57	\$ 106.38
Net investment income (a)	4.76	4.58	2.65	5.45
Net realized/unrealized (loss) on investments	(0.66)	(4.07)	(0.06)	(0.75)
Total increase from investment operations	4.10	0.51	2.59	4.70
Total distributions	(9.33)	(14.70)	(14.12)	(11.68)
Net asset value end of year	\$ 87.37	\$ 80.59	\$ 44.04	\$ 100.01
Total return (Expressed in functional currency) (b)	4.53%	0.43%	4.85%	4.53%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	19.45%	14.76%	19.80%	19.43%
Net assets end of year (000s)	\$ 1,356	\$ 243,627	\$ 2,279,040	\$ 518
Ratio of expenses to average net assets	0.01%	0.00%	0.01%	0.01%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
Ratio of net investment income to average net assets	5.24%	5.25%	5.30%	5.23%

Selected Per Unit Data:	PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II Y (TRY)	PIMCO World High Income
Net asset value beginning of year	\$ 104.85	\$ 10.53
Net investment income (a)	5.02	0.45
Net realized/unrealized gain (loss) on investments	(2.36)	0.16
Total increase from investment operations	2.67	0.61
Total distributions	(14.00)	(0.72)
Net asset value end of year	\$ 93.52	\$ 10.42
Total return (Expressed in functional currency) (b)	2.95%	6.06%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	17.65%	N/A
Net assets end of year (000s)	\$ 646	\$ 185,325
Ratio of expenses to average net assets	0.00%	1.33%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	1.33%
Ratio of net investment income to average net assets	5.20%	4.31%

^(a) Per unit amounts based on average number of units outstanding during the year.^(b) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit.^(c) Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is the U.S. dollar; however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's NAV currency. For purposes of this calculation, the beginning and ending NAV's are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2014

8

Financial Highlights (Cont.)

Year Ended October 31, 2014

	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund \$ Y (DRL)	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund \$ Y (MKN)	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund \$ Y (RUB)	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund \$ Y (TRY)
Selected Per Unit Data:				
Net asset value beginning of year	\$ 100.11	\$ 101.77	\$ 102.47	\$ 101.66
Net investment income (a)	2.60	2.76	2.45	2.63
Net realized/unrealized gain (loss) on investments	0.22	(0.56)	(18.12)	(2.27)
Total increase (decrease) from investment operations	2.82	2.20	(15.67)	0.36
Total distributions	(14.22)	(8.05)	(11.64)	(11.71)
Net asset value end of year	\$ 88.71	\$ 95.92	\$ 75.15	\$ 90.31
Total return (Expressed in functional currency) (b)	2.67%	2.12%	(16.91)%	0.51%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	17.31%	16.88%	(4.94)%	14.85%
Net assets end of year (000s)	\$ 61,505	\$ 59,659	\$ 5,365	\$ 4,671
Ratio of expenses to average net assets	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
Ratio of net investment income to average net assets	2.72%	2.77%	2.63%	2.75%

	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C Y (C-USD) ⁽¹⁾	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst LPY ⁽²⁾	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II Inst LPY, Hedged ⁽³⁾
Selected Per Unit Data:				
Net asset value beginning of year	\$ 97.24	\$ 12.46	\$ 140.88	\$ 153.78
Net investment income (a)	0.72	0.67	6.76	7.03
Net realized/unrealized gain (loss) on investments	(6.44)	0.22	3.90	(16.38)
Total increase (decrease) from investment operations	(5.72)	0.89	10.66	(9.35)
Total distributions	(2.53)	(0.70)	0.00	0.00
Net asset value end of year or period	\$ 88.99	\$ 12.65	\$ 151.54	\$ 144.42
Total return (Expressed in functional currency) (b)	(5.98)%	7.40%	7.57%	(6.09)%
Total return (Expressed in Japanese yen) (c)	2.49%	N/A	22.91%	7.30%
Net assets end of year or period (000s)	\$ 373,438	\$ 185,427	\$ 237,465	\$ 146,892
Ratio of expenses to average net assets	0.01%*	0.00%	0.47%	0.47%
Ratio of expenses to average net assets excluding interest expense	0.00%*	0.00%	0.47%	0.47%
Ratio of net investment income to average net assets	3.07%*	5.38%	4.69%	4.71%

* Annualized

⁽¹⁾ Period from July 31, 2014 (inception date) to October 31, 2014⁽²⁾ Per unit amounts based on average number of units outstanding during the year⁽³⁾ Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit.⁽⁴⁾ Total return is the combination of reinvested dividends paid by the Fund and changes in the Fund's net asset value per unit. The Fund's functional currency is the U.S. dollar; however, as supplemental information the total return is also presented in the Fund's NAV currency. For purposes of this calculation, the beginning and ending NAV's are converted using the beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of distribution.

See accompanying notes

Annual Report | October 31, 2014

2

Notes to Financial Statements

October 31, 2014

1. ORGANIZATION

Each Fund discussed in this report (each a "Fund" and collectively, the "Funds"), which also includes each class of units of that Fund (each, a "Class" and collectively, the "Classes"), is a series trust of the PIMCO Bermuda Trust II (the "Trust"), an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed on December 1, 2003 (as amended from time to time, the "Trust Deed"). Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited, a trust company incorporated in 1985 under the laws of the Cayman Islands, serves as the trustee of the Trust (the "Trustee") for the owners of units of the Funds (the "Unitholders"). As used in this report, all references to the "Trustee" shall mean the person then serving as trustee to the Trust. Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO," the "Manager" or the "Investment Adviser") is the sponsor of and was responsible for structuring the Trust.

The Trust is subject to regulation and supervision as provided for in the Investment Funds Act 2006 and related rules relating to standard funds.

The terms of the Trust Deed confer upon the Trustee, with the consent of the Manager, the power, in the future, to establish further funds in addition to the twenty-eight Funds currently in operation as of the date of these financial statements.

The Funds presented in this report are listed below:

Fund	Offered to
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C PIMCO Bermuda Income Fund D PIMCO Emerging Bond Income Fund II PIMCO Emerging Bond Income Fund III	Offered only to funds with a "Fund of Funds" structure, as defined in the rules of the Investment Trusts Association, Japan, or in any other jurisdiction.
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) PIMCO Bermuda Income Fund (M) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	Offered only to other Funds to serve as underlying investment vehicles for such Funds.
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund PIMCO Bermuda Income Fund A PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II PIMCO U.S. High Yield Fund II PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II PIMCO World High Income	Offered to Japanese and other investors.
PIMCO Bermuda JGB Frontier Foreign Strategy Fund PIMCO Bermuda JGB Frontier U.S. Strategy Fund PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund PIMCO Emerging Bond Income Fund PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund PIMCO U.S. High Yield Fund	Offered only to fund of funds type Japanese investment trusts organized under the Law concerning Investment Trust and Investment Company of Japan ("Japanese Investment Trusts") which will offer their units to the public in Japan either by way of public offering or private placement and which are managed by PIMCO Japan Ltd or other similar licensed investment trust management companies and subject to the rules of the Investment Trusts Association, Japan.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosures of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of increases and decreases in net assets from operations during the reporting period. Actual results could differ from those estimates.

(a) Underlying Funds. The Trustee and Manager may apply all or a portion of the assets of (i) PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B and PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C; (ii) PIMCO World High Income; (iii) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund and PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund; (iv) PIMCO Bermuda Income Fund A and PIMCO Bermuda Income Fund D; (v) PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund, and PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II; (vi) PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II and PIMCO U.S. High Yield Fund II; (vii) PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund II, and PIMCO Emerging Bond Income Fund III (each referred to herein as a "Fund of Funds" or "Acquiring Fund" which invests in other Funds) to the respective credit of (i) PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M); (ii) PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M); (iii) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M); (iv) PIMCO Bermuda Income Fund (M); (v) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M); (vi) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M); (vii) PIMCO Emerging Bond Income Fund (M) (each referred to herein as an "Underlying Fund" or "Acquired Fund"). Any assets so applied will be held in such Acquired Fund as if received.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

directly. Where assets are so applied, the Acquired Fund will record the issue of Units to the relevant Acquiring Fund at the issue price per Unit of such Units and will repurchase such Units at the repurchase price per Unit of such Units at the time of repurchase. Accordingly, the ability of an Acquiring Fund to achieve its investment objective will depend upon the ability of the applicable Acquired Fund to achieve its investment objective. There can be no assurance that the investment objective of the Acquired Fund will be achieved.

(b) Securities Transactions and Investment Income Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled 15 days or more after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as the Fund is informed of the ex-dividend date. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortization of premiums, is recorded on the accrual basis from settlement date. For convertible securities, premiums attributable to the conversion feature are not amortized. Estimated tax liabilities on certain foreign securities are recorded on an accrual basis and are reflected as components of interest income or net change in unrealized gain/loss on investments on the Statements of Operations, as appropriate. Tax liabilities realized as a result of such security sales are reflected as a component of net realized gain/loss on investments on the Statements of Operations. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities are recorded as components of interest income on the Statements of Operations.

Debt obligations may be placed on non-accrual status and related interest income may be reduced by ceasing current accruals and writing off interest receivable when the collection of all or a portion of interest has become doubtful based on consistently applied procedures. A debt obligation is removed from non-accrual status when the issuer resumes interest payments or when collectability of interest is probable.

(c) Cash and Foreign Currency The financial statements of each Fund are presented using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"). The functional currency for the Funds is the U.S. dollar.

The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into each Fund's functional currency based on the current exchange rates each business day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses, unrealized appreciation or depreciation on investment securities, and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities are not segregated on the Statements of Operations from the effects of changes in market prices of those securities, but are included with the net realized and unrealized gain or loss on investments.

The Net Asset Value ("NAV") and total returns of certain Funds (or Classes) thereof, as applicable) are presented in the currency for which the NAV is reported (the "NAV currency") as detailed in the current Trust's offering memorandum (the "Offering Memorandum"). For the purposes of the presentation of the NAV and the total return in the NAV currency, the beginning and ending NAVs are converted using the period beginning and ending exchange rates, respectively, and distributions are converted using the exchange rate at the time of the distribution. See the following table for the NAV currency and functional currency of each respective Fund:

Fund/Class	NAV Currency	Functional Currency
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A		
• F (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B		
• F (AUD)	Australian dollar	U.S. dollar
• Y (AUD)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (BRL)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (RUB)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (TRY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C		
• Y (IC-USD)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II		
• Inst (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Inst (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Income Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Income Fund A		
• F (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• F (USD)	U.S. dollar	U.S. dollar
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
• S (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda Income Fund D		
• Y (World)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda JGB Roaster Foreign Strategy Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda JGB Roaster U.S. Strategy Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	U.S. dollar	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund II		
• J (AUD)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (BRL)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (CAD)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (IDR)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (INR)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (KRW)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (RUB)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (TRY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO Emerging Bond Income Fund III		
• J (EUR)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (GBP)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (USD)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II	Japanese yen	U.S. dollar

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

Fund/Class	NAV Currency	Functional Currency
PIMCO U.S. High Yield Fund	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Fund II	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund		
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (JPY, Hedged)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II		
• J (JPY)	Japanese yen	U.S. dollar
• J (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (AUD)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (BRL)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (MXN)	Japanese yen	U.S. dollar
• Y (TRY)	Japanese yen	U.S. dollar
PIMCO World High Income	U.S. dollar	U.S. dollar

(d) Multiclass Operations Each class of a Fund offered by the Trust has rights to the assets of the Fund equal to that of other classes of the same Fund, except for specific assets and gains and losses designated to a class relating to currency hedging operations. Income, non-class specific expenses, and non-class specific realized and unrealized capital gains and losses are allocated to each class of units based on the relative net assets of each class of the respective Fund. Class specific expenses currently include management, investment advisory, administrative and distribution fees, where applicable.

(e) Distribution Policy The chart on the following table shows the anticipated frequency of distributions for each Fund. Distributions from each Fund may be declared and distributed to Unitholders only upon the authorization of the Manager, which authorization may be withheld at the Manager's discretion.

Declared and Paid Monthly:

PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)
PIMCO Bermuda Income Fund A
PIMCO Bermuda Income Fund D
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)
PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund
PIMCO Emerging Bond Income Fund
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)
PIMCO Emerging Bond Income Fund II
PIMCO Emerging Bond Income Fund III
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund
PIMCO U.S. High Yield Fund
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund
PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II
PIMCO World High Income

Declared and Paid Quarterly:

PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund
PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund

The Manager does not expect to declare distributions with respect to these Funds (or Classes thereof, if applicable), but may, in its discretion, declare and pay distributions to the Unitholders at any time.

PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)
PIMCO Bermuda Income Fund (M)
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)
PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II
PIMCO U.S. High Yield Fund II

Distributions, if any, will generally be made from the relevant Fund's (or Class's, if applicable) net investment income. In addition, the Manager may authorize the payment of net realized capital gains available for distribution. Additional distributions may be declared as the Manager deems appropriate. Distributions paid with respect to any Fund (or Class thereof, if applicable) will reduce the NAV of such Fund (or Class thereof, if applicable). At the discretion of the Unitholders, cash distributions from a Fund (or Class thereof, if applicable) may either be reinvested in additional Units of a Fund (or Class thereof, if applicable) or paid to a Unitholder in cash. Cash payments will be paid in the NAV currency of the Fund. Each Fund (or Class thereof, if applicable) may declare further distributions if considered necessary in order to maintain a reasonable level of distributions for a Fund (or Class thereof, if applicable). In the event that there is inadequate net income and net realized capital gains to pay a distribution of a Fund (or Class thereof, if applicable) required by the Offering Memorandum, the Manager may pay a distribution consisting of a portion of the capital of such Fund (or Class thereof, if applicable). Distributions not collected within six years from their due date will lapse and will accrue to the benefit of the relevant Fund (or Class thereof, if applicable).

(f) New Accounting Pronouncements In December 2011, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued an Accounting Standards Update ("ASU") to enhance disclosures about financial instruments and derivative instruments that are subject to offsetting ("netting") on the Statements of Assets and Liabilities. This information will enable users of the entity's financial statements to evaluate the effect or potential effect of netting arrangements on the entity's financial position. The ASU is effective prospectively during interim or annual periods beginning on or after January 1, 2013. The financial statements have been modified to provide enhanced quantitative and qualitative disclosures surrounding counterparty exposure and master netting arrangements. See the Notes to Schedule of Investments and the Principal Risks note in the Notes to Financial Statements for additional details.

In June 2013, the FASB issued an ASU providing updated guidance for assessing whether an entity is an investment company and for the measurement of noncontrolling ownership interests in other investment companies. This update is effective prospectively during interim or annual periods beginning on or after December 15, 2013. At this time, management is evaluating the ASU to determine whether it will impact the financial statements.

In June 2014, the FASB issued an ASU that expands secured borrowing accounting for certain repurchase agreements. The ASU also sets forth additional disclosure requirements for certain transactions accounted for as sales in order to provide financial statement users with information to compare to similar transactions accounted for as secured borrowings. The ASU is effective prospectively during interim or annual periods beginning after December 15, 2014. At this time, management is evaluating the implications of these changes on the financial statements.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

3. INVESTMENT VALUATION AND FAIR VALUE MEASUREMENTS

(a) Investment Valuation Policies The NAV of a Fund (or any Class thereof, if applicable) is valued as of the close of regular trading (normally 4:00 p.m., Eastern time) on the New York Stock Exchange (the "NYSE Close") on each Fund's Dealing Day (as defined in the current Offering Memorandum of the Trust). Information that becomes known to a Fund or its agents after the NAV has been calculated on a particular day will not generally be used to retroactively adjust the price of a security or the NAV determined earlier that day.

For purposes of calculating the NAV, portfolio securities and other financial derivative instruments are valued on each Dealing Day using valuation methods as adopted by the Manager. Where market quotes are readily available, fair market value is generally determined on the basis of official closing prices or the last reported sales prices, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers, or pricing services. Where market quotes are not readily available, portfolio securities and other financial derivative instruments are valued at fair value, as determined in good faith by the Manager pursuant to instructions from its Valuation Committee.

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/ask information, or broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE Close, that materially affect the values of a Fund's securities or financial derivative instruments. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which securities trade do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Manager is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of a Fund's securities or financial derivative instruments and for determining whether the value of the applicable securities or financial derivative instruments should be re-evaluated in light of such significant events.

The Manager has adopted methods for valuing securities and other financial derivative instruments that may require fair valuation under particular circumstances. The Manager monitors the continual appropriateness of fair valuation methods applied and determines if adjustments should be made in light of market changes, events affecting the issuer, or other factors. If the Manager determines that a fair valuation method may no longer be appropriate, another valuation method may be selected, or the Valuation Committee will take any appropriate action in accordance with procedures set forth by the Manager. The Manager reviews the appropriateness of the valuation methods from time to time and these methods may be amended or supplemented from time to time by the Valuation Committee.

In circumstances in which daily market quotes are not readily available, investments may be valued pursuant to guidelines established by the Manager. In the event that the security or asset cannot be valued pursuant to the established guidelines, the value of the security or other financial derivative instrument will be determined in good faith by the Manager. These methods may require subjective determinations about the value of a security. While the Trust's policy is intended to result in a calculation of a Fund's NAV that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trust cannot guarantee that values determined by the Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Fund could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Fund may differ from the value that would be realized if the securities were sold.

(b) Fair Value Hierarchy U.S. GAAP describes fair market value as the price that a Fund would receive to sell an asset or pay to transfer a liability in an

orderly transaction between market participants at the measurement date. It establishes a fair value hierarchy that prioritizes inputs to valuation methods and requires disclosure of the fair value hierarchy, separately for each major category of assets and liabilities, that segregates fair value measurements into levels (Level 1, 2, and 3). The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities. Levels 1, 2, and 3 of the fair value hierarchy are defined as follows:

- Level 1—Inputs using (unadjusted) quoted prices in active markets or exchanges for identical assets and liabilities.
- Level 2—Significant other observable inputs, which may include, but are not limited to, quoted prices for similar assets or liabilities in markets that are active, quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets that are not active, inputs other than quoted prices that are observable for the assets or liabilities (such as interest rates, yield curves, volatilities, prepayment speeds, loss severities, credit risks and default rates) or other market corroborated inputs.
- Level 3—Significant unobservable inputs based on the best information available in the circumstances, to the extent observable inputs are not available, which may include assumptions made by the Manager or persons acting at their direction that are used in determining the fair value of investments.

Assets or liabilities categorized as Level 1 or 2 as of period end have been transferred between Levels 1 and 2 since the prior period due to changes in the valuation method utilized in valuing the investments. Transfers from Level 1 to Level 2 are a result of a change, in the normal course of business, from the use of an exchange traded price or a trade price on the initial purchase date (Level 1) to valuation methods used by third-party pricing services (Level 2). Assets or liabilities categorized as Level 2 or 3 as of period end have been transferred between Levels 2 and 3 since the prior period due to changes in the valuation method utilized in valuing the investments. Transfers from Level 2 to Level 3 are a result of a change, in the normal course of business, from the use of valuation methods used by third-party pricing services (Level 2) to the use of a broker quote or valuation technique which utilizes significant unobservable inputs due to an absence of current or reliable market-based data (Level 3). Transfers from Level 3 to Level 2 are a result of the availability of current and reliable market-based data provided by third-party pricing services or other valuation techniques which utilize significant observable inputs. In accordance with the requirements of U.S. GAAP, the amounts of transfers between Levels 1 and 2 and transfers in and out of Level 3, if material, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments for each respective Fund.

For fair valuations using significant unobservable inputs, U.S. GAAP requires a reconciliation of the beginning to ending balances for reported fair values that presents changes attributable to total realized and unrealized gains or losses, purchases and sales, and transfers in or out of the Level 3 category during the period. The end of period timing recognition is used for the transfers between Levels of the Funds' assets and liabilities. Additionally, U.S. GAAP requires quantitative information regarding the significant unobservable inputs used in the determination of fair value of assets or liabilities categorized as Level 3 in the fair value hierarchy. In accordance with the requirements of U.S. GAAP, a fair value hierarchy, and if material, a Level 3 reconciliation and details of significant unobservable inputs, have been included in the Notes to Schedule of Investments for each respective Fund.

(c) Valuation Techniques and the Fair Value Hierarchy

Level 1 and Level 2 trading assets and trading liabilities, at fair market value The valuation methods (or "techniques") and significant inputs used in determining the fair market values of portfolio securities or financial derivative

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

instruments categorized as Level 1 and Level 2 of the fair value hierarchy are as follows:

Fixed income securities including corporate, convertible and municipal bonds and notes, U.S. government agencies, U.S. treasury obligations, sovereign issues, bank loans, convertible preferred securities and non-U.S. bonds are normally valued by pricing service providers that use broker-dealer quotations, reported trades or valuation estimates from their internal pricing models. The service providers' internal models use inputs that are observable such as issuer details, interest rates, yield curves, prepayment speeds, credit risks/spreads, default rates and quoted prices for similar assets. Securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis or as a repurchase commitment in a sale-buyback transaction are marked to market daily until settlement at the forward settlement date and are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Mortgage-related and asset-backed securities are usually issued as separate tranches, or classes, of securities within each deal. These securities are also normally valued by pricing service providers that use broker-dealer quotations or valuation estimates from their internal pricing models. The pricing models for these securities usually consider tranche-level attributes, current market data, estimated cash flows and market-based yield spreads for each tranche, and incorporate deal collateral performance, as available. Mortgage-related and asset-backed securities that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Common stocks, exchange-traded funds, exchange-traded notes and financial derivative instruments, such as futures contracts or options on futures that are traded on a national securities exchange, are stated at the last reported sale or settlement price on the day of valuation. To the extent these securities are actively traded and valuation adjustments are not applied, they are categorized as Level 1 of the fair value hierarchy.

Investments initially valued in currencies other than the U.S. dollar are converted to the U.S. dollar using exchange rates obtained from pricing service providers. As a result, the NAV of a Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to the U.S. dollar. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the U.S. dollar may be affected significantly on a day that the NYSE is closed and the NAV may change on days when an investor is not able to purchase, redeem or exchange units. Valuation adjustments may be applied to certain securities that are solely traded on a foreign exchange to account for the market movement between the close of the foreign market and the NYSE Close. These securities are valued using pricing service providers that consider the correlation of the trading patterns of the foreign security to the intraday trading in the U.S. markets for investments. Securities using these valuation adjustments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy. Preferred securities and other equities traded on inactive markets or valued by reference to similar instruments are also categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Investments in unregistered open-ended management investment companies will be calculated based upon the NAVs of such investments and are considered Level 1 provided that the NAVs are observable, calculated daily and are the value at which both purchases and sales will be conducted. Investments in privately held investment funds with significant restrictions on redemptions where the inputs of NAVs are observable will be valued based upon the NAVs of such investments and are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Short-term investments having a maturity of 60 days or less and repurchase agreements are generally valued at amortized cost which approximates fair

market value. These investments are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Equity exchange-traded options and over-the-counter financial derivative instruments, such as forward foreign currency contracts, options contracts, or swap agreements, derive their value from underlying asset prices, indices, reference rates, and other inputs or a combination of these factors. These contracts are normally valued by independent pricing service providers. Depending on the product and the terms of the transaction, financial derivative instruments can be valued by a pricing service provider using a series of techniques, including simulation pricing models. The pricing models use inputs that are observed from actively quoted markets such as quoted prices, issuer details, indices, bid/ask spreads, interest rates, implied volatilities, yield curves, dividends and exchange rates. Financial derivative instruments that use similar valuation techniques and inputs as described above are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Centrally cleared swaps listed or traded on a multilateral or trade facility platform, such as a registered exchange, are valued at the daily settlement price determined by the respective exchange. For centrally cleared credit default swaps, the clearing facility requires its members to provide actionable price levels across complete term structures. These levels along with external third party prices are used to produce daily settlement prices. These securities are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy. Centrally cleared interest rate swaps are valued using a pricing model that references the underlying rates including the overnight index swap rate and London Interbank Offered Rate ("LIBOR") forward rate to produce the daily settlement price. These securities are categorized as Level 2 of the fair value hierarchy.

Level 3 trading assets and trading liabilities, at fair value When a fair valuation method is applied by PIMCO that uses significant unobservable inputs, securities will be priced by a method that the Manager or persons acting at their direction believe reflects fair value and are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy. The valuation techniques and significant inputs used in determining the fair values of Fund assets and liabilities categorized as Level 3 of the fair value hierarchy are as follows:

Benchmark pricing procedures set the base price of a fixed income security and subsequently adjust the price proportionally to market value changes of a pre-determined security deemed to be comparable in duration, generally a U.S. Treasury or sovereign note based on country of issuance. The base price may be a broker-dealer quote, transaction price, or an internal value as derived by analysis of market data. The base price of the security may be reset on a periodic basis based on the availability of market data and procedures approved by the Valuation Committee. Significant changes in the unobservable inputs of the benchmark pricing process (the base price) would result in direct and proportional changes in the fair value of the security. These securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy. The validity of the fair value is reviewed by the Manager on a periodic basis and may be amended as the availability of market data indicates a material change.

If third party evaluated vendor pricing is not available or not deemed to be indicative of fair value, the Manager may elect to obtain indicative market quotations ("broker quotes") directly from the broker-dealer or passed through from a third party vendor. In the event that fair value is based upon a single sourced broker quote, these securities are categorized as Level 3 of the fair value hierarchy. Broker quotes are typically received from established market participants. Although independently received, the Manager does not have the transparency to view the underlying inputs which support the market quotation. Significant changes in the broker quote would have direct and proportional changes in the fair value of the security.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

4. SECURITIES AND OTHER INVESTMENTS

(a) Delayed-Delivery Transactions Certain Funds may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by a Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery transactions are outstanding, a Fund will designate or receive as collateral liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price or respective obligations. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, a Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAV. A Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into which may result in a realized gain or loss. When a Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, a Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

(b) Inflation-Indexed Bonds Certain Funds may invest in inflation-indexed bonds. Inflation-indexed bonds are fixed income securities whose principal value is periodically adjusted to the rate of inflation. The interest rate on these bonds is generally fixed at issuance at a rate lower than typical bonds. Over the life of an inflation-indexed bond, however, interest will be paid based on a principal value, which is adjusted for inflation. Any increase or decrease in the principal amount of an inflation-indexed bond will be included as interest income on the Statements of Operations, even though investors do not receive their principal until maturity.

(c) Loan Participations and Assignments Certain Funds may invest in direct debt instruments which are interests in amounts owed to lenders or lending syndicates by corporate, governmental, or other borrowers. A Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the "lender") that acts as agent for all holders. The agent administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. A Fund may invest in multiple series or tranches of a loan, which may have varying terms and carry different associated risks. A Fund generally has no right to enforce compliance with the terms of the loan agreement with the borrower. As a result, a Fund may be subject to the credit risk of both the borrower and the lender that is selling the loan agreement. When a Fund purchases assignments from lenders it acquires direct rights against the borrower of the loan. These loans may include participations in "bridge loans", which are loans taken out by borrowers for a short period (typically less than one year) pending arrangement of more permanent financing through, for example, the issuance of bonds, frequently high yield bonds issued for the purpose of acquisitions. Certain Funds may also enter into unfunded loan commitments, which are contractual obligations for future funding.

Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate Funds to supply additional cash to the borrower on demand. Unfunded loan commitments represent a future obligation in full, even though a percentage of the committed amount may not be utilized by the borrower. When investing in a loan participation, a Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt of payments by the lender from the borrower. A Fund may receive a commitment fee based on the undrawn portion of the underlying line of credit portion of a floating rate loan. In certain circumstances, a Fund may receive a penalty fee upon the prepayment of a floating rate loan by a borrower. Fees earned or paid are recorded as a component of interest income or interest expense, respectively, on the Statements of Operations.

As of October 31, 2014, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) had \$4,209,832 in unfunded loan commitments outstanding and PIMCO Bermuda Income Fund (M) had \$2,672 in unfunded loan commitments outstanding.

(d) Mortgage-Related and Other Asset-Backed Securities Certain Funds may invest in mortgage-related and other asset-backed securities that directly or indirectly represent a participation in, or are secured by and payable from, loans on real property. Mortgage-related securities are created from pools of residential or commercial mortgage loans, including mortgage loans made by savings and loan institutions, mortgage bankers, commercial banks and others. These securities provide a monthly payment which consists of both interest and principal. Interest may be determined by fixed or adjustable rates. The rate of prepayments on underlying mortgages will affect the price and volatility of a mortgage-related security, and may have the effect of shortening or extending the effective duration of the security relative to what was anticipated at the time of purchase. The timely payment of principal and interest of certain mortgage-related securities is guaranteed with the full faith and credit of the U.S. Government. Pools created and guaranteed by non-governmental issuers, including government-sponsored corporations, may be supported by various forms of insurance or guarantees, but there can be no assurance that private insurers or guarantors can meet their obligations under the insurance policies or guarantee arrangements. Many of the risks of investing in mortgage-related securities secured by commercial mortgage loans reflect the effects of local and other economic conditions on real estate markets, the ability of tenants to make lease payments, and the ability of a property to attract and retain tenants. These securities may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or other asset-backed securities. Other asset-backed securities are created from many types of assets, including auto loans, credit card receivables, home equity loans, and student loans.

(e) Collateralized Mortgage Obligations ("CMOs") are debt obligations of a legal entity that are collateralized by whole mortgage loans or private mortgage bonds and divided into classes. CMOs are structured into multiple classes, often referred to as "tranches," with each class bearing a different stated maturity and entitled to a different schedule for payments of principal and interest, including prepayments. CMOs may be less liquid and may exhibit greater price volatility than other types of mortgage-related or asset-backed securities.

(f) Stripped Mortgage-Backed Securities ("SMBS") are derivative multi-class mortgage securities. SMBS are usually structured with two classes that receive different proportions of the interest and principal distributions on a pool of mortgage assets. A SMBS will have one class that will receive all of the interest (the interest-only or "IO" class), while the other class will receive the entire principal (the principal-only or "PO" class). Payments received for IOs are included in interest income on the Statements of Operations. Because no principal will be received at the maturity of an IO, adjustments are made to the cost of the security on a monthly basis until maturity. These adjustments are included in interest income on the Statements of Operations. Payments received for POs are treated as reductions to the cost and par value of the securities.

(g) Collateralized Debt Obligations ("CDOs") include Collateralized Bond Obligations ("CBOs"), Collateralized Loan Obligations ("CLOs") and other similarly structured securities. CBOs and CLOs are types of asset-backed securities. A CBO is a trust which is backed by a diversified pool of high risk, below investment grade fixed income securities. A CLO is a trust typically collateralized by a pool of loans, which may include, among others, domestic and foreign senior secured loans, senior unsecured loans, and subordinate corporate loans, including loans that may be rated below investment grade or equivalent unrated loans. The risks of an investment in a CDO depend largely on the type of the collateral securities and the class of the CDO in which a Fund invests. CDOs carry additional risks including, but not limited to, (i) the

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

possibility that distributions from collateral securities will not be adequate to make interest or other payments, (ii) the collateral may decline in value or default, (iii) a Fund may invest in CDOs that are subordinate to other classes, and (iv) the complex structure of the security may not be fully understood at the time of investment and may produce disputes with the issuer or unexpected investment results.

(h) Payment In-Kind Securities Certain Funds may invest in payment in-kind securities ("PIKs"). PIKs may give the issuer the option at each interest payment date of making interest payments in either cash or additional debt securities. Those additional debt securities usually have the same terms, including maturity dates and interest rates, and associated risks as the original bonds. The daily market quotations of the original bonds may include the accrued interest (referred to as a "dirty price") and require a pro rata adjustment from the unrealized appreciation or depreciation on investments to interest receivable on the Statements of Assets and Liabilities.

(i) Restricted Securities Certain Funds may invest in securities that are subject to legal or contractual restrictions on resale. These securities may be sold privately, but are required to be registered or exempted from such registration before being sold to the public. Private placement securities are generally considered to be restricted except for those securities traded between qualified institutional investors under the provisions of Rule 144A of the Securities Act of 1933. Disposal of restricted securities may involve time-consuming negotiations and expenses, and prompt sale at an acceptable price may be difficult to achieve. Restricted securities outstanding at October 31, 2014 are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

(j) U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises

Certain Funds may invest in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"); and others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities, such as U.S. Treasury Strips which are Treasury fixed income securities sold at a discount to face value and offer no interest payments; rather, investors receive par at maturity. Zero coupon securities do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest paying securities of similar maturities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions, and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

(k) When-Issued Transactions Certain Funds may purchase or sell securities on a when-issued basis. These transactions are made conditionally because a

security, although authorized, has not yet been issued in the market. A commitment is made by a Fund to purchase or sell these securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. A Fund may sell when-issued securities before they are delivered, which may result in a realized gain or loss.

5. BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

The following disclosures contain information on the Funds' ability to lend or borrow cash or securities to the extent permitted under the Offering Memorandum, which may be viewed as borrowing or financing transactions by the Funds. The location and fair value amounts of these instruments are described below. For a detailed description of credit and counterparty risks that can be associated with borrowings and other financing transactions, please see Note 7, Principal Risks.

(a) Repurchase Agreements Certain Funds may engage in repurchase agreements. Under the terms of a typical repurchase agreement, a Fund takes possession of an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and a Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. The underlying securities for all repurchase agreements are held in safekeeping at a Fund's custodian or designated subcustodians under tri-party repurchase agreements. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. Repurchase agreements, including accrued interest, are included on the Statements of Assets and Liabilities. Interest earned is recorded as a component of interest income on the Statements of Operations. In periods of increased demand for collateral, a Fund may pay a fee for receipt of collateral, which may result in interest expense to the Fund.

(b) Reverse Repurchase Agreements Certain Funds may enter into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, a Fund delivers a security in exchange for cash to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed upon price and date. A Fund is entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security delivered to the counterparty during the term of the agreement. Cash received in exchange for securities delivered plus accrued interest payments to be made by a Fund to counterparties are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. Interest payments made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PMCO or will otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

(c) Sale-Buybacks Certain Funds may enter into financing transactions referred to as "sale-buybacks". A sale-buyback transaction consists of a sale of a security by a Fund to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed-upon price and date. A Fund is not entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security sold to the counterparty during the term of the agreement. The agreed-upon proceeds for securities to be repurchased by a Fund are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. A Fund will recognize net income represented by the price differential between the price received for the transferred security and the agreed-upon repurchase price. This is commonly referred to as the "price drop". A price drop consists of (i) the foregone interest and inflationary income adjustments, if any, a Fund would have otherwise received had the security not been sold and (ii) the negotiated financing terms between a Fund and counterparty. Foregone interest and inflationary income adjustments, if any, are recorded as components of interest income on the Statements of Operations. Interest payments based upon negotiated

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

financing terms made by a Fund to counterparties are recorded as a component of interest expense on the Statements of Operations. In periods of increased demand for the security, a Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to a Fund. A Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under sale-buyback transactions.

(d) Short Sales Certain Funds may enter into short sales transactions. A short sale is a transaction in which a Fund sells securities it may not own in anticipation of a decline in the fair market value of the securities. Securities sold in short sale transactions and interest payable on such securities, if any, are reflected as a liability on the Statements of Assets and Liabilities. A Fund is obligated to deliver securities at the trade price at the time the short position is covered. Possible losses from short sales may be unlimited, whereas losses from purchases cannot exceed the total amount invested.

6. FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosures contain information on how and why the Funds use financial derivative instruments, the credit-risk-related contingent features in certain financial derivative instruments, and how financial derivative instruments affect the Funds' financial position, results of operations and cash flows. The location and fair value amounts of these instruments on the Statements of Assets and Liabilities and the realized and changes in unrealized gains and losses on the Statements of Operations, each categorized by type of financial derivative contract and related risk exposure, are included in a table in the Notes to Schedule of Investments. The financial derivative instruments outstanding as of period end and the amounts of realized and changes in unrealized gains and losses on financial derivative instruments during the period, as disclosed in the Notes to Schedule of Investments, serve as indicators of the volume of financial derivative activity for the Funds.

(a) Forward Foreign Currency Contracts Certain Funds may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of a Fund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by a Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statements of Assets and Liabilities. In addition, a Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the functional currency. In connection with these contracts, cash or securities may be identified as collateral in accordance with the terms of the respective contracts.

Certain Funds having a hedged class enter into forward foreign currency contracts designed to offset the effect of hedging at the Fund level in order to leave the hedged class with an exposure to currencies other than the functional currency. There can be no guarantee that these class specific forward foreign currency contracts will be successful.

(b) Futures Contracts Certain Funds may enter into futures contracts. A Fund may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by a Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market. Futures

contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, a Fund is required to deposit with its futures broker an amount of cash, U.S. Government and Agency Obligations, or select sovereign debt, in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and an appropriate payable or receivable for the change in value ("variation margin") is recorded by the Fund. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are closed. Futures contracts involve, to varying degrees, risk of loss in excess of the variation margin included in the exchange-traded or centrally cleared financial derivative instruments line item on the Statements of Assets and Liabilities.

(c) Options Contracts Certain Funds may write call and put options on securities and financial derivative instruments they own or in which they may invest. Writing put options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. When a Fund writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. These liabilities are included on the Statements of Assets and Liabilities. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. A Fund as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold (call) or purchased (put) and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk a Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

Certain Funds may also purchase put and call options. Purchasing call options tends to increase a Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease a Fund's exposure to the underlying instrument. A Fund pays a premium which is included as an asset on the Statements of Assets and Liabilities and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss when the underlying transaction is executed.

Inflation-Capped Options Certain Funds may write or purchase inflation-capped options to enhance returns or for hedging opportunities. When a Fund writes an inflation-capped option, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. When a Fund purchases an inflation-capped option, the Fund pays a premium which is recorded as an asset and subsequently marked to market to reflect the current value of the option. The purpose of purchasing inflation-capped options is to protect a Fund from inflation erosion above a certain rate on a given notional exposure. A floor can be used to give downside protection to investments in inflation-linked products.

Options on Exchange-Traded Futures Contracts Certain Funds may write or purchase options on exchange-traded futures contracts ("Futures Option") to hedge an existing position or future investment, for speculative purposes or to

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

manage exposure to market movements. A Futures Option is an option contract in which the underlying instrument is a single futures contract.

Options on Securities Certain Funds may write or purchase options on securities. An option uses a specified security as the underlying instrument for the option contract. A Fund may write or purchase options to enhance returns or to hedge an existing position or future investment.

Credit Default Swaptions Certain Funds may write or purchase credit default swaption agreements to hedge exposure to the credit risk of an investment without making a commitment to the underlying instrument. A credit default swaption is an option to sell or buy credit protection to a specific reference by entering into a pre-defined swap agreement by some specified date in the future.

Interest Rate Swaptions Certain Funds may write or purchase interest rate swaption agreements which are options to enter into a pre-defined swap agreement by some specified date in the future. The writer of the swaption becomes the counterparty to the swap if the buyer exercises. The interest rate swaption agreement will specify whether the buyer of the swaption will be a fixed-rate receiver or a fixed-rate payer upon exercise.

Foreign Currency Options Certain Funds may write or purchase foreign currency options. Purchasing foreign currency options gives a Fund the right, but not the obligation to buy or sell the currency and will specify the amount of currency and a rate of exchange that may be exercised by a specified date. These options may be used as a short or long hedge against possible variations in foreign exchange rates or to gain exposure to foreign currencies.

(d) Swap Agreements Certain Funds may invest in swap agreements. Swap agreements are bilaterally negotiated agreements between a Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified, future intervals. Swap agreements are privately negotiated in the over-the-counter market ("OTC swaps") or may be executed in a multilateral or other trade facility platform, such as a registered exchange ("centrally cleared swaps"). A Fund may enter into asset, credit default, cross-currency, interest rate, total return, variance and other forms of swap agreements to manage its exposure to credit, currency, interest rate, commodity, equity and inflation risk. In connection with these agreements, securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

Swaps are marked to market daily based upon values from third party vendors, which may include a registered exchange, or quotations from market makers to the extent available. In the event that market quotes are not readily available and the swap cannot be valued pursuant to one of the valuation methods, the value of the swap will be determined in good faith by the Valuation Committee of the Manager. Changes in market value, if any, are reflected as a component of net change in unrealized appreciation/(depreciation) on the Statements of Operations. Daily changes in valuation of centrally cleared swaps, if any, are recorded as a receivable or payable for the change in value as appropriate ("variation margin") on the Statements of Assets and Liabilities. OTC swap payments received or paid at the beginning of the measurement period are included on the Statements of Assets and Liabilities and represent premiums paid or received upon entering into the swap agreement to compensate for differences between the stated terms of the swap agreement and prevailing market conditions (credit spreads, currency exchange rates, interest rates, and other relevant factors). Upfront premiums received (paid) are initially recorded as liabilities (assets) and subsequently marked to market to reflect the current value of the swap. These upfront premiums are recorded as realized gains or losses on the Statements of Operations upon termination or maturity of the swap. A

liquidation payment received or made at the termination of the swap is recorded as realized gain or loss on the Statements of Operations. Net periodic payments received or paid by a Fund are included as part of realized gains or losses on the Statements of Operations.

Entering into these agreements involves, to varying degrees, elements of interest, credit, market and documentation risk in excess of the amounts recognized on the Statements of Assets and Liabilities. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates.

A Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk is the discounted net value of the cash flows to be received from the counterparty over the contract's remaining life, to the extent that amount is positive. The risk is mitigated by having a master netting arrangement between a Fund and the counterparty and by the posting of collateral to a Fund to cover a Fund's exposure to the counterparty.

Credit Default Swap Agreements Credit default swap agreements involve one party making a stream of payments (referred to as the buyer of protection) to another party (the seller of protection) in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event for the referenced entity, obligation or index. As a seller of protection on credit default swap agreements, a Fund will generally receive from the buyer of protection a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. As the seller, a Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, a Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap.

If a Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. If a Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, a Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. Recovery values are estimated by market makers considering either industry standard recovery rates or entity specific factors and considerations until a credit event occurs. If a credit event has occurred, the recovery value is determined by a facilitated auction whereby a minimum number of allowable broker bids, together with a specified valuation method, are used to calculate the settlement value.

Credit default swap agreements on corporate, loan, sovereign or U.S. municipal issues involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event. If a credit event occurs and cash settlement is not elected, a variety of other deliverable obligations may be delivered in lieu of the specific referenced obligation. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event). A Fund may use credit default swaps on corporate, loan, sovereign or U.S. municipal issues to provide a measure of protection against defaults of

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

the issuers (i.e., to reduce risk where a Fund owns or has exposure to the referenced obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default.

Credit default swap agreements on baskets of mortgage-backed securities involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the referenced mortgage-backed securities. The basket is comprised of various mortgage-backed securities with potentially different underlying attributes, including, but not limited to, issuer, credit ratings and interest rate. Such swaps reference all the names in the basket, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the basket. Each security could have a different weight in the basket. Prepayments, principal paydowns, and other writedown or loss events on a mortgage-backed security will reduce the outstanding notional amount of the basket corresponding to the weight of such security in the basket. These reductions may be temporary or permanent as defined under the terms of the swap agreement. A Fund may use credit default swaps on baskets of mortgage-backed securities to provide a measure of protection against defaults of the underlying mortgage-backed securities or to take an active long or short position with respect to the likelihood of underlying mortgage-backed securities default.

Credit default swap agreements on asset-backed securities involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event. Unlike credit default swaps on corporate, loan, sovereign or U.S. municipal issues, deliverable obligations in most instances would be limited to the specific referenced obligation as performance for asset-backed securities can vary across deals. Prepayments, principal paydowns, and other writedown or loss events on the underlying mortgage loans will reduce the outstanding principal balance of the referenced obligation. These reductions may be temporary or permanent as defined under the terms of the swap agreement and the notional amount for the swap agreement will be adjusted by corresponding amounts. A Fund may use credit default swaps on asset-backed securities to provide a measure of protection against defaults of the referenced obligation or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular referenced obligation's default.

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the referenced entities comprising the credit index. A credit index is a basket of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a pool of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include, but are not limited to, investment grade securities, high yield securities, asset-backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index. A Fund may use credit default swaps on credit indices to hedge a portfolio of credit default swaps or bonds, which is less expensive than it would be to buy many credit default swaps to achieve a similar effect. Credit default swaps on indices are instruments for protecting investors owning bonds against default, and traders use them to speculate on changes in credit quality.

Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate, loan, sovereign or U.S. municipal issues as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments. They serve as an indicator of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the referenced entity. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement. For credit default swap agreements on asset-backed securities and credit indices, the quoted market prices and resulting values serve as the indicator of the current status of the payment/performance risk. Increasing market values, in absolute terms when compared to the notional amount of the swap, represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.

The maximum potential amount of future payments (undiscounted) that a Fund as a seller of protection could be required to make under a credit default swap agreement equals the notional amount of the agreement. Notional amounts of each individual credit default swap agreement outstanding as of October 31, 2014 for which a Fund is the seller of protection are disclosed in the Notes to Schedule of Investments. These potential amounts would be partially offset by any recovery values of the respective referenced obligations, upfront payments received upon entering into the agreement, or net amounts received from the settlement of buy protection credit default swap agreements entered into by a Fund for the same referenced entity or entities.

Cross-Currency Swap Agreements Certain Funds may enter into cross-currency swap agreements to gain or mitigate exposure to currency risk. Cross-currency swap agreements involve two parties exchanging two different currencies with an agreement to reverse the exchange at a later date at specified exchange rates. The exchange of currencies at the inception date of the contract takes place at the current spot rate. The re-exchange at maturity may take place at the same exchange rate, a specified rate, or the then current spot rate. Interest payments, if applicable, are made between the parties based on interest rates available in the two currencies at the inception of the contract. The terms of cross-currency swap contracts may extend for many years. Cross-currency swaps are usually negotiated with commercial and investment banks. Some cross-currency swaps may not provide for exchanging principal cash flows, but only for exchanging interest cash flows.

Interest Rate Swap Agreements Certain Funds are subject to interest rate risk exposure in the normal course of pursuing their investment objectives. Because a Fund holds fixed rate bonds, the value of these bonds may decrease if interest rates rise. To help hedge against this risk and to maintain its ability to generate income at prevailing market rates, a Fund may enter into interest rate swap agreements. Interest rate swap agreements involve the exchange by a Fund with another party for their respective commitment to pay or receive interest on the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or "cap", (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or "floor", (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the buyer pays an upfront fee in consideration for the right to early terminate the swap transaction in whole, at zero cost at a predetermined date and time prior to the maturity date, (v)

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different segments of money markets.

7. PRINCIPAL RISKS

In the normal course of business the Funds trade financial instruments, and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to such things as changes in the market (market risk), or failure or inability of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk). See below for a detailed description of select principal risks.

Fund of Funds Because a Fund of Funds invests substantially all of its assets in the Underlying Funds (or Acquired Funds), the risks associated with investing in a Fund of Funds will be closely related to the risks associated with the securities and other investments held by the Underlying Funds (or Acquired Funds). The ability of a Fund of Funds to achieve its investment objective may depend upon the ability of the Underlying Funds (or Acquired Funds) to achieve their respective investment objectives. There can be no assurance that the investment objective of any Underlying Fund (or Acquired Fund) will be achieved. The net asset value of a Fund of Funds will fluctuate in response to changes in the respective net asset values of the Underlying Funds (or Acquired Funds) in which it invests. The investment performance and risks associated with a Fund of Funds correlate to those of a particular Underlying Fund (or Acquired Fund).

In the normal course of business the Underlying Funds (or Acquired Funds) trade financial instruments and enter into financial transactions where risk of potential loss exists due to changes in the market (market risk), or failure or inability of the other party to a transaction to perform (credit and counterparty risk).

Market Risks A Fund's investments in financial derivatives and other financial instruments expose the Fund to various risks such as, but not limited to, interest rate, foreign currency, equity and commodity risks.

Interest rate risk is the risk that fixed income securities will decline in value because of changes in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by a Fund is likely to decrease. A nominal interest rate can be described as the sum of a real interest rate and an expected inflation rate. Interest rate changes can be sudden and unpredictable, and a Fund may lose money if these changes are not anticipated by Fund management. A Fund may not be able to hedge against changes in interest rates or may choose not to do so for cost or other reasons. In addition, any hedges may not work as intended. Duration is useful primarily as a measure of the sensitivity of a security's market price to interest rate (i.e. yield) movements. Fixed income securities with longer time to maturity or lower coupon rates tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations. A wide variety of factors can cause interest rates to rise (e.g., central bank monetary policies, inflation rates, general economic conditions, etc.). At present, the U.S. is experiencing historically low interest rates. This, combined with recent economic recovery and the Federal Reserve Board's tapering of its quantitative easing program, could potentially increase the probability of an upward interest rate environment in the near future. Further, while U.S. bond markets have steadily grown over the past three decades, dealer "market making" ability has remained relatively stagnant. Given the importance of intermediary "market making" in creating a robust and active market, fixed income securities may face increased volatility and liquidity risks. All of these factors, collectively and/or individually, could cause a Fund to lose value. If a Fund lost enough value, a Fund could face increased redemptions by Unitholders, which could further impair its performance.

Certain Funds may invest in securities and instruments that are economically tied to Russia. Investments in Russia are subject to political, economic, legal, market and currency risks. The risks include uncertain political and economic policies, short-term market volatility, poor accounting standards, corruption and crime, an inadequate regulatory system, and unpredictable taxation. Investments in Russia are particularly subject to the risk that economic sanctions may be imposed by the United States and/or other countries. Such sanctions—which may impact companies in many sectors, including energy, financial services and defense, among others—may negatively impact the Fund's performance and/or ability to achieve its investment objective.

If a Fund invests directly in foreign currencies or in securities that trade in, and receive revenues in, foreign currencies, or in financial derivatives that provide exposure to foreign currencies, it will be subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Fund, or, in the case of hedging positions, that the Fund's base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by U.S. or foreign governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments in the United States or abroad. As a result, a Fund's investments in foreign currency denominated securities may reduce the Fund's returns.

The market values of equities, such as common stocks and preferred securities or equity related investments such as futures and options, have historically risen and fallen in periodic cycles and may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company, such as real or perceived adverse economic conditions, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates or adverse investor sentiment generally. They may also decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. Different types of equity securities may react differently to these developments. Equity securities and equity related investments generally have greater market price volatility than fixed income securities.

Credit and Counterparty Risks A Fund will be exposed to credit risk to parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. A Fund minimizes concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of customers and counterparties on recognized and reputable exchanges. A Fund could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a financial derivatives contract, repurchase agreement or a loan of portfolio securities, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations. Securities are subject to varying degrees of credit risk, which are often reflected in credit ratings.

Similar to credit risk, a Fund may be exposed to counterparty risk, or the risk that an institution or other entity with which the Fund has unsettled or open transactions will default. Financial assets, which potentially expose a Fund to counterparty risk, consist principally of cash due from counterparties and investments. PIMCO, as the investment adviser, minimizes counterparty risks to the Funds by performing extensive reviews of each counterparty and obtaining approval from the PIMCO Counterparty Risk Committee prior to entering into transactions with a third party. Furthermore, to the extent that unpaid amounts owed to a Fund exceed a predetermined threshold agreed to with the counterparty, such counterparty shall advance collateral to the Fund in the form of cash or cash equivalents equal in value to the unpaid amount owed to the Fund. A Fund may invest such collateral in securities or other instruments and will typically pay interest to the counterparty on the collateral received. If the unpaid amount owed to a Fund subsequently decreases, the

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

Fund would be required to return to the counterparty all or a portion of the collateral previously advanced to the Fund.

All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved counterparties. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once a Fund has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been delivered by the counterparty. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

Master Netting Arrangements A Fund is subject to various netting arrangements with select counterparties ("Master Agreements"). Master Agreements govern the terms of certain transactions, and reduce the counterparty risk associated with relevant transactions by specifying credit protection mechanisms and providing standardization that improves legal certainty. Since different types of transactions have different mechanics and are sometimes traded out of different legal entities of a particular organization, each type of transaction may be covered by a different Master Agreement, resulting in the need for multiple agreements with a single counterparty. As the Master Agreements are specific to unique operations of different asset types, they allow a Fund to close out and net its total exposure to a counterparty in the event of a default with respect to all the transactions governed under a single agreement with a counterparty.

Master Agreements can also help limit counterparty risk by specifying collateral posting arrangements at pre-arranged exposure levels. Under the Master Agreements, collateral is routinely transferred if the total net exposure to certain transactions (net of existing collateral already in place) governed under the relevant Master Agreement with a counterparty in a given account exceeds a specified threshold, which typically ranges from zero to \$250,000 depending on the counterparty and the type of Master Agreement. United States Treasury Bills and U.S. dollar cash are generally the preferred forms of collateral, although other forms of AAA rated paper or sovereign securities may be used. Securities and cash pledged as collateral are reflected as assets in the Statements of Assets and Liabilities as either a component of Investments at value (securities) or Deposits with counterparty (cash). Cash collateral received is not typically held in a segregated account and as such is reflected as a liability in the Statements of Assets and Liabilities as Deposits from counterparty. The market value of any securities received as collateral is not reflected as a component of net asset value. A Fund's overall exposure to counterparty risk can change substantially within a short period, as it is affected by each transaction subject to the relevant Master Agreement.

Master Repurchase Agreements and Global Master Repurchase Agreements (individually and collectively "Master Repo Agreements") govern repurchase, reverse repurchase, and sale-buyback transactions between a Fund and select counterparties. Master Repo Agreements maintain provisions for, among other things, initiation, income payments, events of default, and maintenance of collateral. The market value of transactions under the Master Repo Agreement, collateral pledged or received, and the net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Master Securities Forward Transaction Agreements ("Master Forward Agreements") govern the considerations and factors surrounding the settlement of certain forward settling transactions, such as To-Be-Announced securities, delayed-delivery or sale-buyback transactions by and between a Fund and select counterparties. The Master Forward Agreements maintain provisions for, among other things, initiation and confirmation, payment and transfer, events of default, termination, and maintenance of collateral. The market value of forward settling transactions, collateral pledged or received, and the net exposure by counterparty as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Customer Account Agreements and related addendums govern cleared derivatives transactions such as futures, options on futures, and cleared OTC derivatives. Cleared derivative transactions require posting of initial margin as determined by each relevant clearing agency which is segregated at a broker account registered with the Commodity Futures Trading Commission (CFTC), or the applicable regulator. In the US, counterparty risk is significantly reduced as creditors of the futures broker do not have claim to Fund assets in the segregated account. Additionally, portability of exposure in the event of default further reduces risk to the Funds. Variation margin, or changes in market value, are exchanged daily, but may not be netted between futures and cleared OTC derivatives. The market value or accumulated unrealized appreciation or depreciation, initial margin posted, and any unsettled variation margin as of period end are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

International Swaps and Derivatives Association, Inc. Master Agreements and Credit Support Annexes ("ISDA Master Agreements") govern OTC financial derivative transactions entered into by a Fund and select counterparties. ISDA Master Agreements maintain provisions for general obligations, representations, agreements, collateral and events of default or termination. Events of termination include conditions that may entitle counterparties to elect to terminate early and cause settlement of all outstanding transactions under the applicable ISDA Master Agreement. Any election to terminate early could be material to the financial statements. In limited circumstances, the ISDA Master Agreement may contain additional provisions that add counterparty protection beyond coverage of existing daily exposure if the counterparty has a decline in credit quality below a predefined level. These amounts, if any, may be segregated with a third-party custodian. The market value of OTC financial derivative instruments, collateral received or pledged, and net exposure by counterparty as of period end, are disclosed in the Notes to Schedule of Investments.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

8. FEES AND EXPENSES

The Funds (or Classes thereof, as applicable) are not subject to management, advisory, administrative, agency or distribution fees, except for the below funds subject to the fees payable at the following annual rates (stated as a percentage of the average daily net assets of each Fund, or Class, if applicable, taken separately):

Fund	Fees				
	Management	Advisory	Administrative	Agency	Distribution
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II					
• Inst (JPY)	—	0.35%	0.20% ^(a)	—	—
• Inst (JPY, Hedged)	—	0.35%	0.20% ^(a)	—	—
• Inst Admin (JPY, Hedged)	—	—	0.20% ^(a)	—	—
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	—	0.28%	0.20% ^(a)	—	—
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	—	0.35%	0.20% ^(a)	—	—
PIMCO World High Income	0.70%	—	—	0.10% ^(a)	0.55% ^(a)

^(a) The Class is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund. The administrative fee is calculated by (i) applying 0.20% per annum on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% per annum on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million, and (ii) apportioning to each Class a pro rata share of the administrative fee based on the asset level of each Class.

^(b) PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M) is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

^(c) PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M) is subject to an administrative fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.20% per annum applies on the first \$50 million of the Fund's net assets, 0.15% per annum applies on the second \$50 million of the Fund's net assets, and 0.10% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

^(d) PIMCO World High Income is subject to an agency fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.10% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets, and 0.05% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

^(e) PIMCO World High Income is subject to a distribution fee that varies based on the asset level of the Fund as follows: 0.50% per annum applies on the first \$100 million of the Fund's net assets and 0.25% per annum applies on all of the Fund's net assets in excess of \$100 million.

The management, advisory and administrative fees, if applicable, are paid monthly in arrears to PIMCO for providing or arranging for the provision of investment advisory, administrative and third-party services including audit, custodial, trustee, portfolio accounting, routine legal, transfer agent and printing services. The agency and distribution fees, if applicable, are paid monthly in arrears to reimburse financial intermediaries that provide services and distribution relating to the Units of the applicable Fund (or Class thereof, as applicable).

PIMCO bears the cost of certain third party services required by the Trust and applicable Fund. PIMCO, and not Unitholders, would benefit from any price decrease in the cost of such third-party services, including decreases resulting from an increase in net assets. With respect to Funds that are subject to an administrative fee, PIMCO generally makes a profit on such a fee.

The Funds (or Classes thereof, as applicable) may bear other expenses related to their operation that are not covered by the management, advisory, administrative, agency or distribution fees, including but not limited to: (i) taxes and governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expense; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; and (v) any expenses allocated or allocable to a specific Class of Units. PIMCO has paid the organizational expenses associated with the creation of the Trust. PIMCO has paid, or will pay, the organizational expenses associated with each Fund's initial set-up.

PIMCO Japan Ltd, PIMCO's affiliate in Japan, is paid a fee from the Japanese Investment Trusts or other investment vehicles that invest in such Funds or Classes and a portion of such fee is then allocated to PIMCO to compensate it for its services.

PIMCO World High Income pays on-going expenses related to the public offering of its Units in Japan.

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Investment Adviser is a related party to the Funds and is a majority-owned subsidiary of Allianz Asset Management AG. Fees payable to the related party are disclosed in Note 8.

Allianz Asset Management AG, a related party of the Trust, owned 0.01% of the net assets of the PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II as of October 31, 2014.

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

Certain Funds are permitted to purchase or sell securities from or to certain related affiliated funds under specified conditions outlined in procedures adopted by the Investment Adviser. The procedures have been designed to ensure that any purchase or sale of securities by a Fund from or to another Fund that is or could be considered an affiliate by virtue of having a common adviser (or affiliated investment advisers), is effected at the current market price. During the period ended October 31, 2014, the Funds below engaged in purchases and sales of securities among affiliated Funds (amounts in thousands):

Fund	Purchases	Sales
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)	\$ 194,061	\$ 12,943
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)	25,061	45,621
PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II	23,411	103,834
PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)	116,910	12,030
PIMCO Bermuda Income Fund (M)	100,526	1,780
PIMCO Bermuda JGB Floating Foreign Strategy Fund	279	0
PIMCO Bermuda JGB Floating U.S. Strategy Fund	817	300
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)	108,200	235,043
PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	14,595	27,337
PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)	111,676	405,257

10. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and PIMCO) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Funds. Additionally, in the normal course of business, the Funds enter into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Funds' maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Funds that have not yet occurred. However, the Funds have not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

11. UNITS OF BENEFICIAL INTEREST

The Trust may issue up to 500,000,000,000 units of beneficial interest. The Funds may have a significant concentration of risk, as certain Unitholders own more than ten percent of the net assets of each respective Fund. Such concentration of Unitholders' interests could have a material effect on the Funds in the event these Unitholders request to withdraw substantial amounts of capital at the same time. Subscriptions and redemptions of units of the Funds are denominated in the Funds' NAV currency and converted to the Funds' functional currency at the spot rate on the transaction date. Units of each Fund are issued without par value. The Trustee, with the consent of the Manager, may in the future create and offer an additional Fund or Class or Classes of units of any Fund.

Changes in units of beneficial interest were as follows (units and amounts in thousands*):

	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (A)		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (B)		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (C)	
	Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Period Ended October 31, 2014	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	189,326	\$ 1,715,365	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	3,538 ^(M)	\$ 32,111 ^(M)	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	29,059 ^(M)	\$ 288,597 ^(M)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	2,460	238,002	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	940	94,553	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	377	36,139	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	383	36,261	N/A	N/A
Y (C-USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	4,103	\$ 333,565
Y (JPY)	N/A	N/A	1,861	183,264	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	433	43,431	N/A	N/A
Y (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	36	5,323	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	64	6,037	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	4,722	478,812	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions	3,743	37,862	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	146 ^(M)	1,320 ^(M)	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	351 ^(M)	\$ 3,342 ^(M)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	29	2,873	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	176	11,157	N/A	N/A
Y (C-USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	33	6,284
Y (JPY)	N/A	N/A	137	13,102	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	46	4,632	N/A	N/A
Y (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	3	630	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	5	711	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	334	33,374	N/A	N/A	N/A	N/A

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

	PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B		PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C ¹⁾	
	Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Period Ended October 31, 2014	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Cost of units redeemed	(21,521)	\$ (217,750)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
F (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(232) ²⁾	\$ (2,051) ²⁾	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	(2,728) ³⁾	\$ (26,844) ³⁾	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	(72)	(5,772)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	(30)	(2,968)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(127)	(12,605)	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	(512)	(48,947)	N/A	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	(140)	(13,051)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	(194)	(18,398)	N/A	N/A
Y (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	(104)	(9,700)	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(53)	(4,377)	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	(712)	(70,401)	N/A	N/A	N/A	N/A
Net increase resulting from Fund unit transactions	151,548	\$ 1,536,017	36,862	\$ 1,219,715	3,996	\$ 83,304	4,136	\$ 402,263

	PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund		PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund	
	Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	247	\$ 3,121	N/A	N/A	1,436	\$ 206,566	1,157	\$ 202,507
Inst (JPY)	N/A	N/A	222	\$ 32,421	N/A	N/A	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)	N/A	N/A	34	5,115	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions	915	11,352	N/A	N/A	0	0	0	0
Cost of units redeemed	(4,365)	(54,226)	N/A	N/A	(3,578)	(511,208)	(1,343)	(234,623)
Inst (JPY)	N/A	N/A	(526)	(74,527)	N/A	N/A	N/A	N/A
Inst (JPY, Hedged)	N/A	N/A	(1,100)	(183,040)	N/A	N/A	N/A	N/A
Inst Admin (JPY, Hedged)	N/A	N/A	(137) ⁴⁾	(24,356) ⁴⁾	N/A	N/A	N/A	N/A
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(3,202)	\$ (39,750)	(1,563)	\$ (224,381)	(2,142)	\$ (304,722)	(186)	\$ (32,115)

	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Income Fund (M) ¹⁾		PIMCO Bermuda Income Fund A		PIMCO Bermuda Income Fund D ²⁾	
	Year Ended October 31, 2014		Period Ended October 31, 2014		Period Ended October 31, 2014		Period Ended October 31, 2014	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	2,535	\$ 442,537	93,112	\$ 971,185	N/A	N/A	N/A	N/A
F (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	2,477 ³⁾	\$ 240,887 ³⁾	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	42,525 ³⁾	431,230 ³⁾	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	116 ³⁾	11,753 ³⁾	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	2,138 ³⁾	225,668 ³⁾	N/A	N/A
S (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	388 ³⁾	33,932 ³⁾	N/A	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	22 ³⁾	2,113 ³⁾	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	123 ³⁾	12,145 ³⁾	N/A	N/A
Y (World)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	336	\$ 38,338
Issued as reinvestment of distributions	0	0	379	3,348	N/A	N/A	N/A	N/A
F (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	36 ³⁾	3,508 ³⁾	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	988 ³⁾	10,013 ³⁾	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	0 ³⁾	1 ³⁾	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	0 ³⁾	13 ³⁾	N/A	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	0 ³⁾	44 ³⁾	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	2 ³⁾	233 ³⁾	N/A	N/A
Y (World)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	9	848

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

	PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M)		PIMCO Bermuda Income Fund (M)		PIMCO Bermuda Income Fund A		PIMCO Bermuda Income Fund D ⁽¹⁾	
	Year Ended October 31, 2014		Period Ended October 31, 2014		Period Ended October 31, 2014		Period Ended October 31, 2014	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Cost of units redeemed	(5,364)	\$ (935,372)	(5,416)	\$ (50,804)	N/A	N/A	N/A	N/A
F (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	161 ⁽²⁾	\$ (5,875) ⁽²⁾	N/A	N/A
F (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(3,729) ⁽²⁾	(37,601) ⁽²⁾	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	13 ⁽²⁾	(274) ⁽²⁾	N/A	N/A
J (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	165 ⁽²⁾	(5,656) ⁽²⁾	N/A	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	N/A	N/A	0 ⁽²⁾	(10) ⁽²⁾	N/A	N/A
Y (USD)	N/A	N/A	N/A	N/A	15 ⁽²⁾	(525) ⁽²⁾	N/A	N/A
Y (World)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(2)	\$ (142)
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(2,023)	\$ (432,805)	66,073	\$ (318,327)	44,930	\$ (220,277)	403	\$ (38,154)

	PIMCO Bermuda JGB Theater Foreign Strategy Fund		PIMCO Bermuda JGB Theater U.S. Strategy Fund		PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M)		PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M)	
	Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold issued as reinvestment of distributions	0	\$ 37	0	\$ 25	73,526	\$ 736,173	277	\$ 50,108
Cost of units redeemed	(56)	(5,510)	(36)	(3,685)	(164,950)	(1,778,322)	(660)	(120,826)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(56)	\$ (5,473)	(36)	\$ (3,660)	(70,436)	\$ (756,131)	(383)	\$ (70,720)

	PIMCO Emerging Bond (Yen- Hedged) Income Fund		PIMCO Emerging Bond Income Fund		PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)		PIMCO Emerging Bond Income Fund II	
	Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	14	\$ 1,295	93	\$ 8,787	14,754	\$ 184,244	N/A	N/A
J (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	180	\$ 18,360
J (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	250	18,252
J (CAD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	193	18,530
J (IDR)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	303	18,436
J (INR)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	165	18,462
J (KRW)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	173	18,463
J (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	211	20,474
J (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	217	18,368
J (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	204	18,640
Issued as reinvestment of distributions	754	\$7,337	201	19,032	9,940	123,417	N/A	N/A
J (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	421	41,136
J (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	47	3,513
J (CAD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	10	978
J (IDR)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	16	1,285
J (INR)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	18	1,779
J (KRW)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	12	1,271
J (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	360	31,538
J (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	18	1,458
J (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	17	1,517

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

	PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund		PIMCO Emerging Bond Income Fund		PIMCO Emerging Bond Income Fund (M)		PIMCO Emerging Bond Income Fund II	
	Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Cost of units redeemed	(6,003)	\$ (595,379)	(1,274)	\$ (121,051)	(111,024)	\$ (1,376,880)	N/A	N/A
J (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(2,142)	\$ (209,130)
J (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(87)	\$ (8,406)
J (CAD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(3)	\$ (271)
J (CHF)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(4)	\$ (321)
J (HKD)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(11)	\$ (1,082)
J (KRW)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(3)	\$ (321)
J (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(5,303)	\$ (509,268)
J (RUB)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(1)	\$ (132)
J (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	(4)	\$ (307)
Net (decrease) resulting from Fund unit transactions	(5,241)	\$ (466,747)	(380)	\$ (93,232)	(186,330)	\$ (1,068,019)	(4,209)	\$ (411,437)

	PIMCO Emerging Bond Income Fund III		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund		PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II		PIMCO U.S. High Yield Fund	
	Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	N/A	N/A	13	\$ 1,143	34	\$ 5,261	11	\$ 939
J (EUR)	167	\$ 18,209	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (GBP)	171	18,648	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	185	18,463	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions	N/A	N/A	0	0	0	0	0	0
J (EUR)	11	1,040	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (GBP)	10	1,063	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	11	1,046	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Cost of units redeemed	N/A	N/A	(74)	\$ (8,888)	(359)	\$ (57,807)	(267)	\$ (23,536)
J (EUR)	(2)	(176)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (GBP)	(2)	(243)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
J (USD)	(9)	(800)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	562	\$ 56,736	(61)	\$ (6,745)	(325)	\$ (52,546)	(256)	\$ (22,597)

	PIMCO U.S. High Yield Fund II		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II		PIMCO World High Income	
	Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Receipts for units sold	734	\$ 42,368	N/A	N/A	N/A	N/A	702	\$ 7,313
J (CNY)	N/A	N/A	N/A	N/A	7	\$ 779	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	1,153	\$ 111,909	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	N/A	N/A	12	1,234	N/A	N/A	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	4	483	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	1,534	138,576	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	5,133	261,327	N/A	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	1,474	167,487	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	N/A	10	913	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	8	863	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	10	951	N/A	N/A
Issued as reinvestment of distributions	0	0	N/A	N/A	N/A	N/A	0	0
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	367	32,015	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	11,452	570,457	N/A	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	177	19,915	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	N/A	236	26,028	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	1	63	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	1	77	N/A	N/A

Notes to Financial Statements (Cont.)

October 31, 2014

	PIMCO U.S. High Yield Fund II		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund		PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II		PIMCO World High Income	
	Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014		Year Ended October 31, 2014	
	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount	Units	Amount
Cost of units redeemed	(291)	\$ (53,314)	N/A	N/A	N/A	N/A	(4,027)	\$ (41,788)
J (CNY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(17)	\$ (1,842)	N/A	N/A
J (JPY)	N/A	N/A	(451)	\$ (42,943)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (JPY, Hedged)	N/A	N/A	(2,517)	(263,714)	N/A	N/A	N/A	N/A
J (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	(10)	(945)	N/A	N/A
Y (AUD)	N/A	N/A	N/A	N/A	(223)	(18,230)	N/A	N/A
Y (BRL)	N/A	N/A	N/A	N/A	(16,113)	(731,848)	N/A	N/A
Y (JPY)	N/A	N/A	(521)	(50,105)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (JPY, Hedged)	N/A	N/A	(1,273)	(185,760)	N/A	N/A	N/A	N/A
Y (MXN)	N/A	N/A	N/A	N/A	(7)	(673)	N/A	N/A
Y (TRY)	N/A	N/A	N/A	N/A	(7)	(681)	N/A	N/A
Net increase (decrease) resulting from Fund unit transactions	(57)	\$ (10,504)	(7,450)	\$ (732,037)	7,181	\$ 185,273	(3,324)	\$ (34,476)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

^{††} Period from July 31, 2014 (inception date) to October 31, 2014.

^{†††} Period from February 28, 2014 (inception date) to October 31, 2014.

^{††††} Period from June 24, 2014 (inception date) to October 31, 2014.

^{†††††} Period from February 14, 2014 (inception date) to October 31, 2014.

^{††††††} Period from November 1, 2013 to August 8, 2014 (termination date of class Inst Admin (JPY, Hedged) of PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II).

^{†††††††} Period from March 18, 2014 (inception date) to October 31, 2014.

^{††††††††} Period from October 27, 2014 (inception date) to October 31, 2014.

^{†††††††††} Period from May 21, 2014 (inception date) to October 31, 2014.

12. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Trust is not engaged in any material litigation or arbitration proceedings and the Trustee is not aware of any material litigation or claim pending or threatened by or against it.

13. INCOME TAX

The Trust is subject to Bermuda laws in respect to its tax status. Under current laws of Bermuda, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or any Fund and no withholding tax is applicable to distributions by the Trust or any Fund or with regard to the payment of NAV on the repurchase of Units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. In the event of such taxes being enacted in Bermuda, the Funds have received an undertaking from the Minister of Finance of Bermuda, under the Exempted Undertakings Tax Protection Act of 1966, exempting the Funds from all such taxes until March 28, 2016.

U.S. GAAP provides guidance for how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. As of October 31, 2014, the Funds have recorded no liability for net unrecognized tax benefits relating to uncertain income tax positions they have taken or expect to take in future tax returns.

14. SUBSEQUENT EVENTS

The Manager has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Funds' financial statements through January 28, 2015, the date that the Funds' financial statements were available to be issued. The Manager has determined that there are no material events that would require disclosure in the Funds' financial statements through this date.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2015年10月末日現在)

	千米ドル	百万円
a. 資産総額	123,909	14,977
b. 負債総額	669	81
c. 純資産総額（a－b）	123,240	14,896
d. 発行済口数	13,676,934口	
e. 一口当たりの純資産価格（c／d）	9.01米ドル	1,089円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

管理事務代行会社はブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（名義書換事務受託会社、住所：ルクセンブルグL-1470、ルート・デ・エッシュ80番）に、ファンドに対する一定の名義書換事務代行サービスの提供を委託している。

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。名義書換のための受益者の法的資格には多くの法的制限がある。

（ロ）受益者集会

受託会社または投資顧問会社は、いつでも（アメリカ以外で）受益者集会を招集することができる。受託会社は、合計で発行済ファンド証券の10%以上の受益者から要請があった場合、かかる集会を招集しなければならない。21日以上前の通知が、受益者に送付されなければならない。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に記載されているとおりである。受益者は、各ファンド証券ごとに1議決権を有する。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

投資顧問会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）バミューダ諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額（2016年1月末日現在）

資本金の額	175,840,532.12米ドル（約212億5,385万円）
発行済持分総口数	クラスA発行済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、クラスM発行済持分口数は45,704.94口である。
授權済持分総口数	クラスA授權済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、クラスM発行済持分口数は250,000口であり、合計で1,250,000口を発行することが授權されている。

最近過去5年間における資本金の額は以下のとおりである。

2012年 1月末日現在	214,857,883.43米ドル
2013年 1月末日現在	358,239,730.87米ドル
2014年 1月末日現在	321,357,090.72米ドル
2015年 1月末日現在	202,770,929.32米ドル
2016年 1月末日現在	175,840,532.12米ドル

（2）会社の機構

管理会社の常務役員（Managing Member）は、管理会社の業務・行為を管理・支配し、管理会社の業務に関して必要または必要とみなされる一切の行為を行う絶対的かつ完全な権限を有するとともに、他の役員承認なくして、（管理会社の定款に相当する）有限責任会社契約（limited liability company agreement）に定める一定の行為を除く一切の行為を行う。

管理会社の常務役員は、書面による同意により一以上の役員会または委員会を組織し、常務役員が有する管理会社の業務・行為の管理・支配権のうち一定のものについて、全部または一部を委任することができ、常務役員の裁量によりかかる組織または委任を変更または撤回することができる。

役員および従業員の状況

（2016年2月1日現在）

氏名	役職
マイク・エイミー (Mike Amey)	マネージング・ディレクター
ジョシュア・アンダーソン (Joshua Anderson)	マネージング・ディレクター
アンドリュー・ボールズ (Andrew Balls)	マネージング・ディレクター
ウィリアム・R・ベンツ (William R. Benz)	マネージング・ディレクター
ライアン・ブルート (Ryan Blute)	マネージング・ディレクター
フィリップ・ボドロー (Philippe Bodereau)	マネージング・ディレクター
アンドリュー・ボゾムワース (Andrew Bosomworth)	マネージング・ディレクター
ジェニファー・S・ブリッドウェル (Jennifer S. Bridwell)	マネージング・ディレクター
ジェラルディン・ブリジリアドリウォルシュ (Geraldine Brigliadori-Walsh)	マネージング・ディレクター

サブリーナ・C・カリン (Sabrina C. Callin)	マネージング・ディレクター
リチャード・H・クラリダ (Richard H. Clarida)	マネージング・ディレクター
クレイグ・A・ドーソン (Craig A. Dawson)	マネージング・ディレクター
ウィリアム・G・デレオン (William G. De Leon)	マネージング・ディレクター
エド・デブリン (Ed Devlin)	マネージング・ディレクター
クリス・ダイアリアス (Chris Dialynas)	マネージング・ディレクター
ジェニファー・E・ダラム (Jennifer E. Durham)	マネージング・ディレクター
モフセン・ファハミー (Mohsen Fahmi)	マネージング・ディレクター
ヨアヒム・フェルズ (Joachim Fels)	マネージング・ディレクター
デービッド・N・フィッシャー (David N. Fisher)	マネージング・ディレクター
デビッド・C・フラットム (David C. Flattum)	マネージング・ディレクター
マイケル・A・ゴメス (Michael A. Gomez)	マネージング・ディレクター
ブレント・R・ハリス (Brent R. Harris)	マネージング・ディレクター
ダグラス・M・ホッジ (Douglas M. Hodge)	マネージング・ディレクター
ブレント・L・ホールデン (Brent L. Holden)	マネージング・ディレクター
ジョナサン・L・ホーン (Jonathan L. Horne)	マネージング・ディレクター
ダニエル・J・アイバシン (Daniel J. Ivascyn)	マネージング・ディレクター
ジェイ・ジェイコブス (Jay Jacobs)	マネージング・ディレクター
マーク・R・キーセル (Mark R. Kiesel)	マネージング・ディレクター
キンバリー・G・コリンケ (Kimberley G. Korinke)	マネージング・ディレクター
リチャード・R・ルブラン Jr. (Richard R. LeBrun Jr.)	マネージング・ディレクター
マチュー・ルアンジュ (Matthieu Louanges)	マネージング・ディレクター
デービッド・C・ローン (David C. Lown)	マネージング・ディレクター
スーディ・N・マリアッパ (Sudesh N. Mariappa)	マネージング・ディレクター
正直知哉	マネージング・ディレクター
スコット・A・マザー (Scott A. Mather)	マネージング・ディレクター
松井 昭憲	マネージング・ディレクター
ラビ・K・マットゥー (Ravi K. Mattu)	マネージング・ディレクター
ロバート・ミード (Robert Mead)	マネージング・ディレクター
カーティス・A・ミューボーン (Curtis A. Mewbourne)	マネージング・ディレクター

モヒト・ミッタル (Mohit Mittal)	マネージング・ディレクター
エリック・J・モゲロフ (Eric J. Mogelof)	マネージング・ディレクター
ジェームズ・ムーア (James Moore)	マネージング・ディレクター
アルフレッド・T・ムラタ (Alfred T. Murata)	マネージング・ディレクター
ジョン・マレー (John Murray)	マネージング・ディレクター
ダグラス・J・オンガロ (Douglas J. Ongaro)	マネージング・ディレクター
トーマス・J・オターバイン (Thomas J. Otterbein)	マネージング・ディレクター
ロレンツォ・パガーニ (Lorenzo Paganì)	マネージング・ディレクター
スティーブン・A・ロドスキー (Stephen A. Rodosky)	マネージング・ディレクター
ジェローム・M・シュナイダー (Jerome M. Schneider)	マネージング・ディレクター
マーク・P・サイドナー (Marc P. Seidner)	マネージング・ディレクター
ジョナサン・D・ショート (Jonathan D. Short)	マネージング・ディレクター
クリスチャン・ストラック (Christian Stracke)	マネージング・ディレクター
ピーター・G・ストロー (Peter G. Strelow)	マネージング・ディレクター
エリック・M・サザーランド (Eric M. Sutherland)	マネージング・ディレクター
ジョシュ・シモンズ (Josh Thimons)	マネージング・ディレクター
アンドリュー・T・ベイデン (Andrew T. Vaden)	マネージング・ディレクター
チー・ワン (Qi Wang)	マネージング・ディレクター
キャンディス・S・ウィッテン (Candis S. Whitten)	マネージング・ディレクター
スーザン・L・ウィルソン (Susan L. Wilson)	マネージング・ディレクター
ミヒル・ウォラー (Mihir Worah)	マネージング・ディレクター
ロバート・O・ヤング (Robert O. Young)	マネージング・ディレクター

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドのスポンサーであり、ファンド構成に責任を負う。1971年に設立された管理会社は、デラウェア州の有限責任会社であり、1940年米国投資顧問法に基づく投資顧問業者として登録されている。信託証書に従い、投資顧問会社はサブ・ファンドの投資顧問会社を務め、サブ・ファンドの日々の投資運用に最終的な責任を負う。投資顧問会社は、サブ・ファンドに適用される投資目的および投資指針に従い、ファンド資産の選別、配分および再配分について助言を行う権限を有してサブ・ファンドのポートフォリオを管理する。一定の制限を条件に、管理会社は管理業務および運營業務を別の者に委託することが認められており、業務の一部を委託している。

管理会社の権利および業務は、受託会社と管理会社との間の信託証書および投資運用契約に規定されている。信託証書および投資運用契約に基づき、管理会社は、いずれかの当事者からの60日前の書面による通知により、特定の月末に退任することができるが、（a）管理会社が清算手続に入った場合、（b）管理会社の財産につき管財人が選任された場合、（c）受託会社が、受益者の利益のために管理会社の変更が望ましいとの意見を有し、その旨を受益者に対して書面により言明した場合、（d）管理会社を解任する旨の受益者集会の決議が可決され、もしくは法が許容する限り直ちに管理会社を解任させるべきとの判断が決議においてなされた場合、または（e）現存する受益証券の4分の3以上を有する受益者が、管理会社を解任すべきであると書面により受託会社に求めた場合には、受託会社によって解任されることがある。PIMCOがファンドの管理会社でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理会社として適格である他の者を任命することを要する。また、PIMCOは、別の管理会社のために辞任する権利を有する。ただし、BMAの書面による事前承認がない場合、管理会社を解任もしくは交替させ、または管理会社を辞任することはできず、BMAにより承認された他の管理会社のためにのみ辞任することができる。

信託証書は、受託会社が、ファンドのために、かつファンドの資産のみをもって、（i）ファンドの運用もしくは受益証券の販売、または（ii）信託証書に従い管理会社が提供する役務に関し、それらから発生してまたはそれらに基づき、管理会社が実際に被る損失、負債、損害賠償、費用もしくは出費（弁護士費用および会計士費用を含むがこれらに限定されない。）、判決および（受託会社がサブ・ファンドのために和解を承諾している場合の）和解金のすべてについて、管理会社およびその関連会社、代理店、業務受託会社ならびにそれらのオフィサー、取締役、株主および経営支配者を補償し、損害が及ばないようにすることを規定する。ただし、当該損失が、管理会社の故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失、詐欺、もしくは義務の重大な違反や不注意による無視の結果ではないことが条件となる。信託証書はさらに、故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失もしくは信託証書の義務の重大な違反や不注意による無視である場合を除き、管理会社がサブ・ファンドもしくは受託会社に対しいかなる責任を負わないことを規定する。

さらに、信託証書は、信託証書に基づき履行されるファンドの投資顧問としての管理会社の一定の行為に関して、管理会社もしくは受託会社のいずれも、自らの契約違反、信託証書の違反、詐欺、怠慢、故意の不履行、故意の不法行為を除き、当該行為に対し個人的債務を負わないと規定している。信託証書はさらに、上記を条件に管理会社および／または受託会社は、当該関係者が実際の債務金額を支払うために必要な場合、サブ・ファンドの資産から補償される。

2016年1月末日現在、管理会社は332本のミューチュアル・ファンドおよびファンドのポートフォリオの管理および運用を行っており、合計純資産価額は464,596,173,941米ドル、8,131,151,146ユーロ、1,830,086,078英ポンド、10,657,840,085オーストラリア・ドル、13,222,389,050カナダドル、232,024,148スイスフランおよび141,070,563ニュージーランド・ドルの合計額である。

設立国	基本的性格	本数	純資産価格

米国籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	121	331,396,231,736 米ドル
	クローズド・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	20	10,974,153,354 米ドル
	上場投資信託、フィクスト・インカム・ファンド	14	11,383,869,692 米ドル
アイルランド籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	44	84,691,407,061 米ドル
	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	11	4,204,785,101 ユーロ
	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	10	1,698,280,117 英ポンド
	上場投資信託、フィクスト・インカム・ファンド	4	2,414,960,630 米ドル
	上場投資信託、フィクスト・インカム・ファンド	3	2,975,330,695 ユーロ
	上場投資信託、フィクスト・インカム・ファンド	1	131,805,961 英ポンド
ケイマン籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	32	9,371,961,578 米ドル
	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	2	1,400,351,652 オーストラリア・ドル
	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	2	924,296,378 ユーロ
バミューダ籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	35	13,598,280,251 米ドル
	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	1	26,738,972 ユーロ
カナダ籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	14	12,658,855,495 カナダドル
	クローズド・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	1	563,533,554 カナダドル
ルクセンブルグ籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	4	765,309,640 米ドル
	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	1	232,024,148 スイスフラン
オーストラリア籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	11	9,257,488,433 オーストラリア・ドル
	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	1	141,070,563 ニュージーランド・ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近2事業年度（平成25年1月1日から12月31日までおよび平成26年1月1日から12月31日まで）の日本語の財務書類は、アメリカ合衆国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成28年1月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.87円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結財政状態計算書
2014年および2013年12月31日

	注	2014年		2013年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
流動資産					
現金および現金等価物	2(c)	621,664,066	75,140,536	655,861,085	79,273,929
収益を通じて公正価値で計上される投資有価証券	2(d),5	16,962,957	2,050,313	13,507,499	1,632,651
未収投資顧問報酬					
ープール・ファンド	2(e)	559,743,973	67,656,254	594,198,386	71,820,759
ープライベート口座	2(e)	343,391,895	41,505,778	369,180,412	44,622,836
関係会社未収金	8	11,840,943	1,431,215	27,581,220	3,333,742
前払費用		31,893,304	3,854,944	24,345,276	2,942,614
未収販売報酬およびサービス報酬	2(f)	41,993,098	5,075,706	52,834,857	6,386,149
繰延販売手数料	2(h),6	14,066,923	1,700,269	20,357,868	2,460,656
その他の流動資産		37,142,791	4,489,449	29,427,280	3,556,875
流動資産合計		1,678,699,950	202,904,463	1,787,293,883	216,030,212
固定資産					
固定資産（減価償却費累計額2014年12月31日：113,922,068ドル、2013年12月31日：114,532,322ドル控除後）	7	235,281,037	28,438,419	196,111,081	23,703,946
関連会社への投資	2(b)	73,035	8,828	3,302,921	399,224
その他の固定資産	10	26,235,298	3,171,060	24,318,589	2,939,388
固定資産合計		261,589,370	31,618,307	223,732,591	27,042,558
資産合計		1,940,289,320	234,522,770	2,011,026,474	243,072,770
負債および出資金					
流動負債					
買掛金および未払費用		379,812,930	45,907,989	313,296,489	37,868,147
関係会社からの短期借入金	8	610,000,000	73,730,700	495,000,000	59,830,650
未払報酬	9	163,970,270	19,819,087	142,549,844	17,230,000
関係会社未払金	8	37,005,540	4,472,860	32,511,764	3,929,697
未払手数料	2(g)	63,129,805	7,630,500	78,000,661	9,427,940
その他の流動負債		7,131,607	861,997	4,943,754	597,552
流動負債合計		1,261,050,152	152,423,132	1,066,302,512	128,883,985
固定負債					
その他の未払報酬	9	32,785,047	3,962,729	23,759,487	2,871,809
将来のリース債務		46,942,952	5,673,995	44,185,065	5,340,649
その他の固定負債		184,196	22,264	97,244	11,754
固定負債合計		79,912,195	9,658,987	68,041,796	8,224,212
負債合計		1,340,962,347	162,082,119	1,134,344,308	137,108,197
出資金					
クラスAメンバー （発行済受益証券850,000口）		(1,025,384,544)	(123,938,230)	(715,220,711)	(86,448,727)
クラスBメンバー （発行済受益証券150,000口）		1,256,149,272	151,830,763	1,257,877,752	152,039,684
クラスMメンバー （発行済受益証券、2014年12月31日：45,705口、2013年12月31日：29,739口）		203,833,664	24,637,375	105,802,126	12,788,303
クラスM受益証券オプション保有者 （発行済オプション、2014年12月31日：175,360口、2013年12月31日：214,109口）	9(b)	185,435,849	22,413,631	240,466,405	29,065,174
通貨換算調整累計額	2(m)	(20,707,268)	(2,502,887)	(12,243,406)	(1,479,860)
出資金合計		599,326,973	72,440,651	876,682,166	105,964,573
負債および出資金合計		1,940,289,320	234,522,770	2,011,026,474	243,072,770

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結損益および包括利益計算書 2014年および2013年12月31日に終了した年度

		2014年		2013年	
	注	米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
投資顧問報酬					
ープール・ファンド	2(e)	3,662,017,896	442,628,103	4,340,164,314	524,595,661
ープライベート口座	2(e)	1,226,065,776	148,194,570	1,280,105,415	154,726,342
管理事務報酬ープール・ファンド	2(e)	1,503,864,800	181,772,138	1,734,297,993	209,624,598
販売報酬およびサービス報酬	2(f)	583,897,538	70,575,695	715,711,665	86,508,069
受取手数料	2(g)	5,977,763	722,532	13,773,083	1,664,753
収益合計		6,981,823,773	843,893,039	8,084,052,470	977,119,422
費用					
報酬および給付金	9	2,234,378,915	270,069,379	2,516,923,940	304,220,597
一般管理費		755,045,051	91,262,295	813,169,906	98,287,847
支払手数料		561,806,402	67,905,540	692,267,610	83,674,386
専門家報酬		149,286,496	18,044,259	121,629,409	14,701,347
賃借料および設備費	7,11	138,770,128	16,773,145	111,454,627	13,471,521
副顧問報酬		93,773,188	11,334,365	97,145,815	11,742,015
マーケティング費および宣伝費		97,977,264	11,842,512	74,446,635	8,998,365
繰延販売手数料償却費	2(h)	28,156,962	3,403,332	78,702,275	9,512,744
副管理事務サービス		2,735,590	330,651	3,721,039	449,762
保険料		9,038,325	1,092,462	8,264,745	998,960
その他		40,191,819	4,857,985	44,285,415	5,352,778
費用合計		4,111,160,140	496,915,926	4,562,011,416	551,410,320
営業利益		2,870,663,633	346,977,113	3,522,041,054	425,709,102
その他の収益		15,856,951	1,916,630	14,456,784	1,747,391
関連会社持分利益／（損失）	2(b)	(50,490)	(6,103)	735,543	88,905
法人所得税控除前利益		2,886,470,094	348,887,640	3,537,233,381	427,545,399
法人所得税費用	10	78,853,379	9,531,008	81,310,640	9,828,017
当期純利益		2,807,616,715	339,356,632	3,455,922,741	417,717,382
その他の包括損失					
通貨換算調整	2(m)	(8,463,862)	(1,023,027)	(6,131,208)	(741,079)
包括利益		2,799,152,853	338,333,605	3,449,791,533	416,976,303

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結出資金変動表
2014年および2013年12月31日に終了した年度

	クラスAメンバー			クラスBメンバー			クラスMメンバー			クラスM受益証券オプション保有者			通貨換算調整累計額		出資金合計	
	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	オプション	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2012年12月31日現在残高	850,000	(500,188,362)	(60,457,767)	150,000	1,301,333,544	157,292,185	14,064	45,526,727	5,502,815	204,091	193,417,691	23,378,396	(6,112,198)	(738,781)	1,033,977,402	124,976,849
純利益		2,619,766,632	316,651,193		740,720,203	89,530,851		95,435,906	11,535,338		—	—	—	—	3,455,922,741	417,717,382
分配金		(2,858,360,591)	(345,490,045)		(786,924,827)	(95,115,604)		(86,815,813)	(10,493,427)		—	—	—	—	(3,732,101,231)	(451,099,076)
拠出金		26,310,442	3,180,143		—	—		—	—		—	—	—	—	26,310,442	3,180,143
AAM LLCによるB受益証券購入時の ペーシス配分		(2,748,832)	(332,251)		2,748,832	332,251		—	—		—	—	—	—	—	—
M受益証券オプションの行使時の ペーシス配分		—	—		—	—		51,655,306	6,243,577		(51,655,306)	(6,243,577)	—	—	—	—
M受益証券参加プランに基づき記 録された報酬		—	—		—	—		—	—		98,704,020	11,930,355	—	—	98,704,020	11,930,355
その他の包括損失		—	—		—	—		—	—		—	—	(6,131,208)	(741,079)	(6,131,208)	(741,079)
2013年12月31日現在残高	<u>850,000</u>	<u>(715,220,711)</u>	<u>(86,448,727)</u>	<u>150,000</u>	<u>1,257,877,752</u>	<u>152,039,684</u>	<u>29,739</u>	<u>105,802,126</u>	<u>12,788,303</u>	<u>214,109</u>	<u>240,466,405</u>	<u>29,065,174</u>	<u>(12,243,406)</u>	<u>(1,479,860)</u>	<u>876,682,166</u>	<u>105,964,573</u>
純利益		2,091,579,043	252,809,159		600,822,184	72,621,377		115,215,488	13,926,096		—	—	—	—	2,807,616,715	339,356,632
分配金		(2,367,358,276)	(286,142,595)		(647,949,386)	(78,317,642)		(113,649,680)	(13,736,837)		—	—	—	—	(3,128,957,342)	(378,197,074)
拠出金		11,014,122	1,331,277		—	—		—	—		—	—	—	—	11,014,122	1,331,277
AAM LLCによるB受益証券購入時の ペーシス配分		(45,398,722)	(5,487,344)		45,398,722	5,487,344		—	—		—	—	—	—	—	—
M受益証券オプションの行使時の ペーシス配分		—	—		—	—		96,465,730	11,659,813		(96,465,730)	(11,659,813)	—	—	—	—
M受益証券参加プランに基づき記 録された報酬		—	—		—	—		—	—		41,435,174	5,008,269	—	—	41,435,174	5,008,269
その他の包括損失		—	—		—	—		—	—		—	—	(8,463,862)	(1,023,027)	(8,463,862)	(1,023,027)
2014年12月31日現在残高	<u>850,000</u>	<u>(1,025,384,544)</u>	<u>(123,938,230)</u>	<u>150,000</u>	<u>1,256,149,272</u>	<u>151,830,763</u>	<u>45,705</u>	<u>203,833,664</u>	<u>24,637,375</u>	<u>175,360</u>	<u>185,435,849</u>	<u>22,413,631</u>	<u>(20,707,268)</u>	<u>(2,502,887)</u>	<u>599,326,973</u>	<u>72,440,651</u>

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

次へ

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書
2014年および2013年12月31日に終了した年度

	2014年		2013年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期純利益	2,807,616,715	339,356,632	3,455,922,741	417,717,382
営業活動から得た現金純額への 当期純利益の調整：				
株式報酬	37,890,056	4,579,771	94,555,771	11,428,956
減価償却費	47,118,240	5,695,182	32,742,903	3,957,635
繰延販売手数料償却費	28,156,962	3,403,332	78,702,275	9,512,744
収益を通じて公正価値で計上される 投資有価証券にかかる未実現（利益）損失	62,634	7,571	(13,367)	(1,616)
関連会社持分（利益）損失	50,490	6,103	(735,543)	(88,905)
固定資産の処分純損失	1,206,720	145,856	318,016	38,439
収益を通じて公正価値で計上される 投資有価証券売却手取金	267,862	32,376	3,184,007	384,851
収益を通じて公正価値で計上される 投資有価証券購入額	(3,785,954)	(457,608)	—	—
支払法人所得税	(86,423,694)	(10,446,032)	(81,706,277)	(9,875,838)
支払利息	(1,439,595)	(174,004)	(953,436)	(115,242)
営業資産および負債の変動：				
未収報酬の変動	71,084,689	8,592,006	265,146,851	32,048,300
関係会社からの未収金、繰延販売手数料、 前払費用およびその他の資産の変動	(19,760,870)	(2,388,496)	(50,404,522)	(6,092,395)
買掛金、未払費用、未払手数料および未払 報酬の変動	169,954,860	20,542,444	33,169,864	4,009,241
その他の負債、将来のリース債務および関 係会社に対する未払金の変動	9,526,468	1,151,464	(15,535,927)	(1,877,827)
営業活動から得た現金純額	<u>3,061,525,583</u>	<u>370,046,597</u>	<u>3,814,393,356</u>	<u>461,045,725</u>
投資活動で使用したキャッシュ・フロー				
固定資産の購入	(87,494,915)	(10,575,510)	(126,913,944)	(15,340,088)
関連会社への投資の売却手取金	3,179,395	384,293	—	—
関連会社への投資の購入	—	—	(2,531,472)	(305,979)
投資活動に使われた現金純額	<u>(84,315,520)</u>	<u>(10,191,217)</u>	<u>(129,445,416)</u>	<u>(15,646,067)</u>
財務活動で使用したキャッシュ・フロー				
関係会社からの短期借入金による受取金	3,209,000,000	387,871,830	2,838,000,000	343,029,060
関係会社からの短期借入金返済	(3,094,000,000)	(373,971,780)	(2,683,000,000)	(324,294,210)
資本拠出	11,014,122	1,331,277	26,310,442	3,180,143
メンバーへの支払現金分配	(3,128,957,342)	(378,197,074)	(3,732,101,231)	(451,099,076)
財務活動に使われた現金純額	<u>(3,002,943,220)</u>	<u>(362,965,747)</u>	<u>(3,550,790,789)</u>	<u>(429,184,083)</u>
現金および現金等価物にかかる 為替レート変動の影響	<u>(8,463,862)</u>	<u>(1,023,027)</u>	<u>(6,131,208)</u>	<u>(741,079)</u>
現金および現金等価物の純増加 ／（減少）額	(34,197,019)	(4,133,394)	128,025,943	15,474,496
期首現金および現金等価物	<u>655,861,085</u>	<u>79,273,929</u>	<u>527,835,142</u>	<u>63,799,434</u>
期末現金および現金等価物	<u>621,664,066</u>	<u>75,140,536</u>	<u>655,861,085</u>	<u>79,273,929</u>

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

およびその子会社

連結財務書類に対する注記

2014年および2013年12月31日

1. 組織および事業

デラウェアを本拠地とする有限会社であり、かつ経営メンバーであるアリアンツ・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エル・ピー（以下「AAM LP」という。）の子会社であるパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」または「当社」という。）は、カリフォルニア州ニューポートビーチに本部を置く、登録投資顧問である。当社は、主に債券ポートフォリオに投資する様々なプライベート口座およびプール・ファンドを運用する。主に公的年金および個人年金、退職金制度、教育機関、財団法人、基金、企業、金融アドバイザーおよび個人を含む、世界各国の投資家により構成される。

株式資本

AAM LPは、当社のクラスA受益証券の850,000口のすべてを所有している。150,000口の合計発行済クラスB受益証券が、アリアンツ・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エルエルシー（以下「AAM LLC」という。）、アリアンツ・アセット・マネジメント・ユー・エス・ホールディングIIエルエルシー（以下「AAM Holding II」という。）およびPIMCOの特定の従業員により保有されている。当社は、250,000口の議決権のないクラスM受益証券の発行を承認し、クラスM受益証券に係るオプションがPIMCOの特定の従業員および関係事業体に付与された。2014年12月31日現在、45,705口のクラスM受益証券が発行されている。利益および分配に関して、クラスB受益証券はクラスA受益証券およびクラスM受益証券より優先する。

アリアンツ・エスイーはAAM LP、AAM LLCおよびAAM Holding IIの過半数持分を間接的に所有している。アリアンツ・エスイーは損害、災害、生命および健康保険の取扱いならびに資産運用を手がける国際的な金融サービス会社である。

連結

添付の本連結財務書類には、当社およびその子会社の勘定が含まれている。添付の本連結財務書類において、すべての重要な会社間勘定は消去されている。

主要な投資顧問会社として、PIMCOは、以下のとおり、PIMCOインベストメンツ・エルエルシー（以下「PI LLC」という。）を含む完全所有子会社ならびに本連結財務書類に含まれる海外子会社をいくつか所有している。

- PI LLCは、機関投資家およびリテール向けのミューチュアル・ファンド（以下、総称して「PIMCOファンズ」という。）、ならびにPIMCOにより管理され助言される上場投資信託の主要な販売会社であり、これらに受益者サービスを提供するブローカー／ディーラーである。PI LLCは、米証券取引委員会に登録されたブローカー／ディーラーであり、かつ米金融取引業規制機構（以下「FINRA」という。）の会員である。
- 2014年および2013年12月31日現在、PIMCOの完全所有の子会社であるストックス・プラス・マネジメント・インク（以下「ストックス・プラス」という。）は、ストックス・プラス・エルピーの持分をそれぞれ約0.00096%および約0.00062%保有していた。
- ピムコ・ヨーロッパ・リミテッド（以下「ピムコ・ヨーロッパ」という。）は、英国における登録投資顧問であり、イタリアに支店を有する。

- －ピムコジャパンリミテッド（以下「ピムコジャパン」という。）は、日本における登録投資顧問である。
- －ピムコ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（以下「ピムコ・オーストラリア」という。）は、オーストラリアにおける登録投資顧問である。
- －ピムコ・アジア・ピーティーイー・リミテッド（以下「ピムコ・アジア」という。）は、シンガポールにおける登録投資顧問である。
- －ピムコ・アジア・リミテッド（以下「ピムコ・香港」という。）は、香港における登録投資顧問である。
- －ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（リソーシズ）リミテッド（以下「ピムコ・リソーシズ」という。）は、PIMCOおよびその子会社に対して広域な給与計算サービスを提供する会社である。
- －ピムコ・グローバル・ホールディング・エルエルシーは、ピムコ・カナダ・コーポレーションの持ち株会社である。
- －ピムコ・カナダ・コーポレーションは、カナダにおける登録投資顧問会社である。
- －ピムコ（シュヴァイツ）GmbHは、スイスにおいてピムコ・ヨーロッパに対し特定のサービスを提供する。
- －ピムコ・ラテン・アメリカ・アドミニストラドラ・デ・カルティラス・リミターダは、ブラジルにおける登録投資顧問会社である。
- －ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（アイルランド）リミテッドは、特定の海外ファンドに対して運用サービスを提供する。
- －ピムコ・グローバル・アドバイザーズ・ルクセンブルグ エス・エイ は、ルクセンブルグの法律に基づき、投資信託を運営および管理する。

エージェンシーまたは信託機関において管理される第三者資産は当社の資産ではなく、本連結財務書類においても表示されていない。

2. 重要な会計方針

a. 作成の基礎

本連結財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）またはIFRS解釈指針委員会もしくはその前身のいずれかにより承認された基準および解釈に準拠した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された。当該連結財務書類において表示されている会計方針が、すべての期間において一貫して適用されている。本連結財務書類は、米ドル建てで表示されている。

本連結財務書類は、発生主義ならびに取得原価主義を用いる継続事業ベースで作成されており、公正価値で測定されていた特定の金融資産が修正されている。当社の現行計画および予測を査定した後に、経営メンバーは、予見できる将来において当社が事業を継続するに足りる十分な資金を有していると考え

る。

本連結財務書類は、2015年3月27日付で経営メンバーにより発行を承認された。

b. 連結の基礎

子会社は、当社により支配される事業体である。当社がその他の事業体の財務および運用方針を支配し、その活動から利益を得る場合に支配が存在する。これらの様々な要素ならびに支配が存在するか否かを決定するための関連事実および状況を評価する際に、経営陣の判断が必要とされる。

PIMCOがこれらの事業体を支配していないが、当社が重大な影響力を持つと判断される場合には、投資は関連会社への投資に分類される。当社は関連会社への投資を持分法により計上している。関連会社への投資は初期費用として計上され、その後、投資対象会社の純資産中PIMCOの持分の取得後の変動に対して

調整される。持分利益または損失は、主に、これらの関係会社が保有する投資の公正価値の変動からの未実現および実現損益の当社の比例配分を表す。

ストラクチャード・エンティティーの持分への関与およびエクスポージャー、ならびに特定されたストラクチャード・エンティティーの持分が連結されるべきか否かについての要件を評価するにあたり、当社は、当社の投資（もしあれば）の性質、当社がストラクチャード・エンティティーから得る報酬の性質、運用を管理するパワーを含む、ストラクチャード・エンティティーに付随する他の事業体により保有されるパワー、およびストラクチャード・エンティティーにおける投資家の権利や制限を含む要因について考慮する。

ストラクチャード・エンティティーとは、誰が当該事業体を支配しているかを決定する際に、議決権や類似の権利は主要な要素ではないとする事業体である。例えば、議決権が管理上の役割においてのみ関連する場合、ならびに主要な活動が契約により指示される場合等である。ストラクチャード・エンティティーは、しばしば活動が制限され、狭義かつ明確な定義を持つ。

c. 現金および現金等価物

現金および現金等価物は、金融機関への預託金、関連のないマネー・マーケット・アカウントおよびAAM LPを通じてアリアンツ・エスイーにより管理されるキャッシュ・プールへの現金預入れを含むことがある。2014年12月31日現在、アリアンツ・エスイーのキャッシュ・プールに預け入れられた現金はなく、2013年12月31日現在、13.9百万米ドルがキャッシュ・プールに預け入れられていた。2014年および2013年12月31日現在、それぞれ300.2百万米ドルおよび296.3百万米ドルが、関連のないマネー・マーケット・アカウントに投資されていた。経営陣は、マネー・マーケット・アカウントに対する投資を連結キャッシュ・フロー計算書において現金等価物であるとみなしている。これらの投資は取得価額で計上されているが、それはほぼ公正価値と同じである。当社は、残りの現金および現金等価物を合衆国政府により保証された複数の金融機関に保有している。各機関における勘定収支は、一般的に米国の連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）の保険適用範囲を超過し、この結果として、FDICの保険適用範囲超過分の金額に関する信用リスクの集中が存在する。

d. 収益を通じて公正価値で計上される投資有価証券

収益を通じて公正価値で計上される投資有価証券は、売買目的金融資産のことを表す。売買目的投資有価証券は、主として短期および中期保有目的のピムコのプール・ファンドへの投資により構成される。売買目的投資有価証券は公正価値で計上される。公正価値の変動は、連結損益および包括利益計算書に直接計上され、当該投資有価証券により得た配当金の影響額が控除される。これらの投資有価証券にかかる取引は、取引日ベースで計上される。

e. 投資顧問報酬および管理事務報酬

投資顧問報酬および管理事務報酬はサービスが提供された時に認識される。これらの報酬は主に運用資産の公正価値に対する比率をもとに計算される。プライベート口座の未収投資顧問報酬は、主に四半期ベースで請求している口座に対するものである。また、プライベート口座およびプール・ファンドは、投資の運用成績に基づいた報酬を計上することもある。これらの報酬はあらかじめ設定された運用目標値が達成され、かつ、当該報酬がクローバック（払戻し）の対象でなくなった場合において、各契約期間終了時に計上される。

f. 販売報酬およびサービス報酬

販売報酬およびサービス報酬は、サービスが遂行された時に認識される。これらの報酬は主にPIMCOファンドの公正価値に対する比率をもとに計算される。

g. 受取手数料

証券取引に付随する手数料収益は、取引日ベースで計上される。

h. 繰延販売手数料

初期販売手数料なしで販売された関連ミューチュアル・ファンドの受益証券の売却に関連する第三者の仲介業者に支払われた販売手数料は、資産計上され、かつ、販売支払計画または条件付繰延販売手数料から回収されると当社が見積る期間（受益証券クラスによって異なるが、通常は1年から5年）にわたって償却される。

i. 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価より減価償却累計額を控除した金額で計上される。事務機器、什器および備品ならびにソフトウェアは、一般に3年から5年の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。賃借資産改良費は、当該賃借契約の残存期間またはかかる改良費の耐用年数のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。

資産の経済的耐用年数および残存価額は各会計期間末に見直され、必要に応じて調整される。処分時、またはその使用もしくは処分による将来の経済的利益が期待できない場合には、有形固定資産項目への認識が中止される。処分手取金純額と当該資産の簿価間の差異として計算される資産の処分により生じる損益は、当該資産が売却または消却された年度において連結損益および包括利益計算書に含まれる。

j. 法人所得税

PIMCOは、有限責任会社として組織され、パートナーシップとして課税されるため、米国連邦税を課されない。PIMCOに発生した課税所得に対しては、最終的にPIMCOのメンバーが、各自の持分に従いその納税に責任を負う。PIMCOは、米国の特定の法域において、州税の課税対象である。

一定の連結事業体は連邦税、外国税、州税および地方税の課税対象であることから、独自に納税申告書を提出しており、法人所得税について資産・負債法に基づき会計処理をしている。かかる方法により、連結財務書類または納税申告書に計上されている事象に関する将来の見積税効果に基づく繰延税金資産負債が計上される。繰延税金負債は、通常、すべての課税一時的差異に対して認識され、繰延税金資産は、控除可能な一時的差異に対して将来の課税所得が見込まれる範囲において認識される。繰延税金資産および負債は、割引前ベースで測定される。

k. 分配

PIMCOは、その営業利益（PIMCOの有限責任会社契約に定義済）を、各四半期ごとに、当該四半期末から30日以内に分配することが要求されている。

l. 株式報酬制度

当社は、株式報酬制度の取決めを計上するにあたって、株式に基づく報奨の交付日現在の公正価値に基づき、持分商品による報奨と引替えに受領した従業員サービスの価格を決定する。従業員サービス費用は費用として認識され、出資金の同額の増加とともに株式に基づく支払報奨と引替えに従業員がサービスを提供する期間全体に渡り認識される。当社の持分商品は公的な取引による時価を有さないため、公正価値は、一部は類似する公開事業体の売買価額の包括的分析、割引キャッシュ・フロー、類似する事業体の市場取引ならびに当社の過去の財務実績および将来の財務実績の見通しに関する検討に基づいて、当社の経営陣により決定される。

m. 外貨建て取引

外国子会社の資産および負債は、年度末現在存在する現行の為替レートにより、米ドルへ換算されている。収益および費用は、主に有効な毎月の為替レートの平均値により換算された。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社の業績の換算による影響は、その他の包括損失に含まれる。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社のバランスシートの換算の換算調整累計額は、2014年および2013年12月31日現在の連結財政状態計算書の出資金に含まれる。

n. 見積りの使用

IFRSに従い添付の連結財務書類を作成するに当たって、経営陣は将来の事象についての見積りおよび仮定を行う必要がある。これらの見積りおよびその根底にある仮定は、報告された資産および負債、偶発資産および負債の開示、報告された収益および費用額、ならびに添付の連結財務書類に対する注記に影響を及ぼす。これらの見積りおよび仮定は、経営陣の最良の判断に基づく。経営陣は、過去の経験および経営陣が状況を鑑みて合理的であると考え現在の経済環境を含むその他の既知の要因を使用して、見積りおよび仮定について継続的に試査する。経営陣は、事実および状況がかかる見積りおよび仮定に影響を及ぼす場合に調整を行う。将来の事象およびその影響を正確に判断することはできないため、実際の結果はかかる見積額とは大幅に異なることがありうる。経済環境の継続的な変動によるかかる見積額の変更は、将来期間において財務書類上で反映される。経営陣は、判断が必要とされる重大な領域は、下記に関するものであると考える。

- 当社の持分権証券の公正価値の見積りを含む、株式報酬制度の測定。これらの見積りはとりわけ、当社の将来の収益、および
- 引当金の評価に関する仮定に対して感応度が高い。

会計方針適用の際に、経営陣により重大な判断がなされた。以下を含むこれらの判断は、連結財務書類において認識される金額に対して最も重大な影響を及ぼす。

- 成功報酬に関して収益の認識に付随する測定基準の評価（注2（e）で記載される）。
- （注2（b）で記載される）事業体に関連する支配ならびに当該事業体の連結の影響に対する評価。

o. 引当金

当社が過去の事象の結果として現在の法的債務または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために要求される経済的利益のアウトフローが見込まれる場合において、引当金が認識される。引当金として認識される金額は、報告日現在における債務の最良の見積りである。その影響が重大である場合、貨幣の時間的価値および必要に応じて負債に特有のリスクに対する現在の市場評価を反映した利率における予測将来キャッシュ・フローを割引くことにより引当金が決定される。債務の決済の際に求められる金額に影響を及ぼす可能性のある将来の事象は、当該事象が発生するという十分な客観的証拠がある場合において引当金に反映される。一部またはすべての支出が保険会社またはその他の当事者により払い戻されることが予想され、それがほぼ確実な場合、当該払戻しは連結財政状態計算書において個別の資産として認識され、その金額は連結損益および包括利益計算書において計上される。引当金は各会計期間末に見直され、現在の最良の見積りを反映するよう調整される。当該債務を決済するために要求される経済的利益のアウトフローがもはや見込まれない場合、引当金は戻し入れられる。

p. 再分類

特定の過年度の金額が、当年度の表示と合致するよう再分類されている。

3. 直近の会計基準公表

2014年1月1日現在、PIMCOはIFRIC解釈指針第21号「賦課金」を採用したが、当財務書類への重大な影響はなかった。

4. 会計方針の将来の変更

IASBにより公表されたいくつかの会計基準、解釈および修正は、当社の財務書類に対してまだ効力が発生していない。以下に記載されるものは、当社の財務書類において将来最も関連がある項目である。

金融商品

2009年11月にIASBにより公表されたIFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）は、国際会計基準（以下「IAS」という。）第39号「金融商品：認識および測定」（以下「IAS第39号」という。）のプロジェクトの一部を新基準と置き換えるものである。かかるプロジェクトは、金融商品の分類および測定、減損ならびにヘッジ会計の3段階に分けられる。IFRS第9号は、2018年1月1日以後に開始する年次期間から効力が発生することになっている。当社は現在、本連結財務書類へのIFRS第9号の影響について検討中である。

収益

2014年5月28日付で、IASBおよびFASBは、収益にかかる最終基準を公表した。IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS第15号」という。）としてIASBにより公表された当該基準は、顧客との契約から生じる収益を計上する際に企業が用いる単一の包括モデルの概要を示したものであり、直近の収益の認識に対する指針を置き換えるものである。IFRS第15号は、2017年1月1日以後に開始する年次期間から効力が発生する。当社は現在、本連結財務書類へのIFRS第15号の影響について検討中である。

5. 金融商品の公正価値

IFRS第7号は、連結財政状態計算書において公正価値で計上される金融商品を、使用される評価技法およびこれらの評価技法に対するインプットが市場において観測可能であるか否かにより、3レベルのヒエラルキーに分類するよう要求している。

- レベル1：その公正価値が、同一の資産および負債についての活発な市場における取引相場価格（未調整）を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。取引相場価格が容易に入手可能であり、その価格が市場での独立第三者間取引で実際にかつ定期的に発生するものであることを表している場合、金融商品は活発な市場において見積られるとみなされる。
- レベル2：その公正価値が、観測可能な市場データに基づく（観測可能インプット）重要なインプットを伴う評価技法を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。
- レベル3：その公正価値が、観測可能な市場データに基づかない（観測不可能インプット）少なくとも一つの重要なインプットを伴う評価技法を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。

当社は、2014年および2013年12月31日現在、それぞれ合計17.0百万米ドルおよび13.5百万米ドルにのぼる収益を通じて公正価値で計上される金融商品について試査を行い、公正価値測定に使用される活発な市場における未調整の取引相場価格に基づき、これらはレベル1の投資証券に分類されると判断した。これらの金融資産は、当社の関連ファンズへの投資を表している。2014年および2013年12月31日に終了した年度中、当社の評価方針に変更はなかった。

下記の表は、当社の金融資産および金融負債の公正価値と簿価を比較したものである。

2014年12月31日		
	簿価 (米ドル)	公正価値 (米ドル)
金融資産：		
現金および現金等価物	621,664,066	621,664,066
売買目的投資有価証券	16,962,957	16,962,957
未収投資顧問報酬	903,135,868	903,135,868
関係会社未収金	11,840,943	11,840,943
未収販売報酬およびサービス報酬	41,993,098	41,993,098
繰延販売手数料	14,066,923	14,066,923
金融負債：		
関係会社からの短期借入金	610,000,000	610,000,000
関係会社未払金	37,005,540	37,005,540

2013年12月31日		
	簿価 (米ドル)	公正価値 (米ドル)
金融資産：		
現金および現金等価物	655,861,085	655,861,085
売買目的投資有価証券	13,507,499	13,507,499
未収投資顧問報酬	963,378,798	963,378,798
関係会社未収金	27,581,220	27,581,220
未収販売報酬およびサービス報酬	52,834,857	52,834,857
繰延販売手数料	20,357,868	20,357,868
金融負債：		
関係会社からの短期借入金	495,000,000	495,000,000
関係会社未払金	32,511,764	32,511,764

PIMCOの金融商品の簿価は公正価値に近似している。売買目的投資有価証券は、公正価値で計上され、活発に取引が行われる市場価格を用いて測定される。現金および現金等価物ならびに売買目的投資有価証券を除き、当社の金融商品には活発な市場が存在しないため、経営陣は公正価値の見積りにおいて評価技法を採用している。未収投資顧問報酬、未収販売報酬およびサービス報酬、繰延販売手数料、関係会社未収金ならびに関係会社未払金の公正価値は、満期までの期間が短いことと信用リスクが低いことから、簿価に近似するとみられている。関係会社からの短期借入金の公正価値は、当社で入手可能な類似債務の現在の市場利率との比較に基づく。当社の意向により、満期時または回収時まで当該金融商品を保有する。

6. 繰延販売手数料およびその他の支払手数料

特定のPIMCOファンズに関して、PI LLCは、参加ブローカーに対し、経営陣により設定される料率における当初手数料を支払う。当初手数料は、通常、クラスA受益証券（百万米ドルを超える販売について）およびクラスC受益証券に対して1%の料率で支払われる。

トレイル・コミッションは、受益証券の分配、受益者に対する個人向けサービスの提供および受益者の口座の維持にかかる参加ブローカーへの販売ならびにサービス関連支払から構成される。これらのトレイル・コミッションは、全体で、当該PIMCOファンズの平均日次純資産額の0.10%から1.00%の範囲に及ぶことがある。

クラスA受益証券およびクラスC受益証券の販売に関連し、PI LLCは、手数料を第三者の仲介業者に仮払いはするが、PI LLCは各PIMCOファンズからの継続的な報酬体系を通じたマーケティング費用ならびに条件付繰延販売手数料を回収する権利を有するため、当該手数料は資産計上される。条件付繰延販売手数料は、（定義されるとおり）特定の受益証券の早期買戻し時に回収されるが、当該買戻しが、再投資された分配金またはキャピタル・ゲインの分配もしくは再投資された金額に対する口座の評価益を通じた累計残高に関連する場合には、免除が適用される。クラスC受益証券にかかる条件付繰延販売手数料の料率は、適用あるPIMCOファンズの購入後、初年度中に買戻された場合において、1%となる。

また、クラスA受益証券の当初購入額が一定の値を超えた場合、当該クラスA受益証券の買戻しにかかる条件付繰延販売手数料の料率は、買戻し受益証券の純資産の0.75%から1%となる。

7. 固定資産

固定資産の主要項目は以下のとおりである。

	事務機器、什器 および備品 (米ドル)	賃借資産改良費 (米ドル)	美術品 (米ドル)	合計 (米ドル)
2012年12月31日現在簿価	63,608,858	16,067,697	19,736	79,696,291
追加	58,373,779	91,101,930	-	149,475,709
処分	(274,977)	(43,039)	-	(318,016)
減価償却	(26,963,829)	(5,779,074)	-	(32,742,903)
2013年12月31日現在簿価	94,743,831	101,347,514	19,736	196,111,081
追加	68,161,585	18,339,811	993,520	87,494,916
処分	(1,189,302)	(17,418)	-	(1,206,720)
減価償却	(40,188,868)	(6,929,372)	-	(47,118,240)
2014年12月31日現在簿価	121,527,246	112,740,535	1,013,256	235,281,037

当社は2014年および2013年12月31日に終了した年度に、それぞれ47.1百万米ドルおよび32.7百万米ドルの減価償却費を計上し、かかる金額は、添付の連結損益および包括利益計算書の賃借料および設備費に含まれている。

8. 関連当事者間取引

PIMCOおよびその子会社は、時間および用途に基づいて配賦される特定の間接費および管理サービス費用をAAM LPに対して払い戻した。これらの費用は、通常、給料ならびに財務、情報技術およびその他の一般管理サービスに対する関連給付により構成される。2014年および2013年における、これらのサービスに対する請求金額はそれぞれ合計36.1百万米ドルおよび41.4百万米ドルにのぼり、連結損益および包括利益計算書の一般管理費に含まれている。関係会社への未払金にはこれらのサービスに関してAAM LPへ支払われるべき負債およびPIMCOに提供したサービスに関しての他の関係会社への未払金ならびに商取引上の通常過程においてPIMCOに代わって支払われた費用としての他の関係会社への未払金が含まれており、2014年および2013年12月31日現在、それぞれ合計23.2百万米ドルおよび22.0百万米ドルにのぼった。

短期の運用資金需要に充当させるため、随時、3か月物LIBORに0.5%を上乗せした利率により、通常90日以内の有利子短期貸付が、AAM LPおよびPIMCOの間で交付されている。2014年度および2013年度中、PIMCOは、運用資金需要に充当させるため、AAM LPからの当該短期キャッシュ・ローンのいくつかの借入を行い、完済した。2014年および2013年12月31日現在、PIMCOは添付の連結財政状態計算書において関係会社からの短期借入金として表示される、それぞれ合計610.0百万米ドルおよび495.0百万米ドルにのぼる未決済の短期ローンを有していた。PIMCOはローンにかかる利子費用において、2014年および2013年度中、1.5百万米ドルおよび0.9百万米ドルを負っており、かかる金額は連結損益および包括利益計算書にその他費用として含まれる。

注2（c）で記載されるとおり、当社は、その余剰金を、アリアンツ・エスイーにより管理されるキャッシュ・プールに投資している。当社は、LIBOR USDオーバーナイト金利にて利息を得ており、また純投資利回りがユーロ圏無担保翌日物平均金利（2014年12月31日現在：0.144%）を超過する部分を得ている。キャッシュ・プールから得た平均利回りは0.41%（2014年）および0.63%（2013年）であった。当年度中、PIMCOは32.6千米ドル（2013年：288.9千米ドル）の受取利息を得ており、添付の連結損益および包括利益計算書においてその他の収益に含まれる。

当社は、系列のファンド・コンプレックスから投資顧問報酬、管理事務報酬ならびに販売報酬およびサービス報酬を得ているが、ほぼすべての金額が、連結損益および包括利益計算書において投資顧問報酬－プール・ファンド、管理事務報酬－プール・ファンドならびに販売報酬およびサービス報酬に含まれている。2014年12月31日現在、当社は系列のファンド・コンプレックスからの関連未収金として、601.7百万米ドル（2013年：647.0百万米ドル）を有していた。

機関投資家との特定の顧問契約について、当社は、アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーの完全所有の子会社であるピムコ・ドイチュラントGmbH（以下「PDG」という。）との間で、当該顧問契約を履行する責任を分担している。アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーは、アリアンツ・エスイーの完全所有の子会社である。PDGは2013年に設立され、PIMCOのすべての子会社とともに、すべてのPIMCOの事業体によって提供される共同運用サービスに関して、PIMCOのグローバル移転価格方針（以下「移転価格方針」という。）の対象となる。提供される共同運用サービスには、ポートフォリオ運営、口座運営ならびに業務運営および管理事務業務が含まれる。共同運用サービスに関し第三者より得た収益は、移転価格方針に従って割当てられる。2014年度中、共同運用サービスに関し第三者より稼得し、PDGに割当てられた収益は、PDGから割当てられた収益を13.3百万米ドル（2013年：9.0百万米ドル）超過し、添付の連結損益および包括利益計算書のプライベート口座において投資顧問報酬の減少として表示されている。さらに、その他の共同サービスの遂行にかかる費用は、頭数ならびに推定時間的要因および利用要因に基づき、PDGに割当てられる。2014年度中、PDGに割り当てられた費用は25.9百万米ドル（2013年：39.0百万米ドル）であり、添付の連

結損益および包括利益計算書において報酬および給付金ならびに一般管理費の減少として表示されている。
2014年12月31日現在、当社は、8.3百万米ドル（2013年：12.6百万米ドル）にのぼるPDGからの未収金および13.9百万米ドル（2013年：10.5百万米ドル）にのぼるPDGへの未払金を有していたが、これらは、添付の連結財政状態計算書において関係会社未収金および関係会社未払金に含まれる。

AAM LPは、アリアンツ・エスイーに対し、2020年11月に失効する600.0百万米ドルのリボルビング信用枠を有している。当該信用枠は、LIBORに20ベシス・ポイント（2014年12月31日現在0.285%の利率）を上乗せした変動利率での短期借入を可能にするものである。必要な範囲において、AAM LPは、PIMCOを含む子会社に代わり、かかるリボルビング信用枠から引き出すことができる。2014年12月31日現在、かかる契約の下での未決済金額はなかった。

上記に記載の関連当事者間取引は、概して、一般的な独立第三者間取引と同じ条件で行われた。

最高経営責任者および特定のその他の役員は、経営陣の主要メンバーであると考えられる。経営陣は、これらの個人が当社に対し大きな貢献を行ったと考える。これらのサービスと引き替えに、彼らは、経営陣がえり抜きのメンバーに対して与えると考える報酬を受領する。年間ベースの給料に加え、主要経営陣は、注9において詳述される各給付プランに参加しているが、これらの給付プランは当社の報酬および給付金の大部分を占めている。

9. 給付プラン

a. クラスB受益証券購入プラン

当社は、特定の従業員がクラスB所有者受益証券（権利付与を条件とする。）の購入を行っていた、クラスB受益証券購入プラン（以下「プラン」という。）を有する。プランに基づき、PIMCOに対する15%に満たない所有持分を表章する、合計150,000口の発行済受益証券が存在する。プランに基づき発行される受益証券は、2年から6年にわたり権利が付与され、参加者が死亡または高度障害になった時に買戻される。毎年、権利付与済みクラスB受益証券の一部を、AAM LPまたは一定の関連会社は買戻す権利（以下「コール」という。）を有し、また、参加者はAAM LPに買戻しを行わせる権利（以下「プット」という。）を有する。このコール権利またはプット権利は、受益証券の各交付について最初の権利付与から6か月間に限り行使可能である。買戻金額は、買戻しが行われるクラスB受益証券のその時の公正価値に基づく。これらの権利付与済み受益証券に関して、PIMCOは、買戻す権利（以下「コール」という。）を有しておらず、また、参加者はPIMCOに買戻しを行わせる権利（以下「プット」という。）を有していない。これらの権利および義務はAllianzGI LPまたは一定の関係会社に留まることから、PIMCOは持分決済型プランとして当該プランを計上し、AAM LPからの分配金として出資金において同額分の増加を認識する。2014年度中、AAM LLCは、197百万米ドルでPIMCOのクラスB受益証券3,254口の買戻しを行った。2013年度中、AAM LLCは、12.5百万米ドルでPIMCOのクラスB受益証券224口の買戻しを行った。

従業員により所有されるB受益証券に関連する2014年および2013年度中の活動は、下記のとおりである。

	受益証券口数			加重平均 交付日現在 公正価値 (米ドル)
	権利付与済み	権利未付与	合計	
2012年12月31日現在	4,619	—	4,619	14,140
コール／プット済み	(224)	—	(224)	12,272

失権済み	—	—	—	—
2013年12月31日現在	4,395	—	4,395	14,235
コール／プット済み	(3,254)	—	(3,254)	13,952
失権済み	—	—	—	—
2014年12月31日現在	1,141	—	1,141	15,042

2014年および2013年12月31日現在のB受益証券保有者は、下記のとおりである。

	受益証券所有口数	
	2014年	2013年
従業員	1,141	4,395
AAM LLC	122,726	119,472
AAM Holding II	26,133	26,133
合計	150,000	150,000

2011年12月31日現在、権利未付与報奨の権利はすべて確定し、2013年もしくは2014年度中に認識された、または将来期間において認識されると予想される追加の報酬費用はなかった。

b. クラスM受益証券資本参加プラン

PIMCOは、PIMCOにサービスを提供する一定の個人、および一定のPIMCOの関係者に対するクラスM受益証券資本参加プラン（以下「M受益証券プラン」という。）を設定した。M受益証券プランの参加者は、M受益証券を取得するオプションを付与されるが、これは、オプション付与日の3年目、4年目および5年目の応当日に3分の1ずつ付与されるものである。M受益証券にかかるオプションは、M受益証券の公正価値の上昇に基づき、関連する権利確定期間に渡りM受益証券に転換される。行使日現在、付与されたオプションは、参加者がM受益証券の繰延べプランを通じてM受益証券の繰延べを選択しない限り、キャッシュレス取引により自動的に行使される。注記9（g）において開示されるとおり、参加者はM受益証券をAAM LPの執行役員向け繰延報酬制度（以下「EDCP」という。）に繰延べることができる。クラスM受益証券はPIMCOの無議決権受益証券であり、保有者は、当社の修正再録済有限責任会社契約に従い、四半期毎に受領する権利を与えられる。M受益証券の繰延べプランを通じてM受益証券の受領時に繰延べを選択したこれらの参加者は、引き続き四半期毎の分配を受領する。

M受益証券プランに基づき、最大250,000口のM受益証券が発行を承認されている。2014年および2013年12月31日現在、M受益証券プランにおいて、それぞれ175,360口および214,109口のオプションが未決済であり、それぞれ45,705口および29,739口がオプションの行使により発行されている。

付与された各オプションの公正価値は、権利付与日においてブラック・ショールズ・オプション価格設定モデルを使用することにより見積もられる。かかるモデルは、特定のインプットの変数に関して、経営陣に見積りの開発を要求するものである。第三者による評価が、クラスM受益証券の公正価値決定の際に、経営陣を補佐する目的で履行された。分配利回りは、PIMCO M受益証券保有者に分配される過去の分配可能営業利益（以下「OPAD」という。）に基づいて見積もられた。予想ボラティリティは、選択された同一グループの平均ヒストリカル・ボラティリティおよびインプライド・ボラティリティに基づく。予想年数は、3つの付与済みトランシェ（すなわち3、4および5年目に3分の1ずつ）を個別のオプションとして取扱うことにより、計算された。

下記の表は、2014年および2013年度中に付与されたM受益証券オプションの公正価値の計算に使用される仮定を規定したものである。

	2014年	2013年
加重平均交付日現在公正価値	23,898米ドル	23,368米ドル
仮定：		
予想年数	3.84年	3.84年
予想ボラティリティ	24.9%	31.6%
予想利回り	13.3%	13.2%
無利息利子率	1.1%	0.7%

発行済であり、行使可能なM受益証券オプションの口数および加重平均行使価格に関連する、2014年および2013年度の活動の概要は下記のとおりである。

	オプションの口数			加重平均 行使価格 (米ドル)
	付与済み	未付与	合計	
2012年12月31日現在の発行済高	—	204,091	204,091	16,609
当年度中の以下による変動：				
付与済み	—	50,600	50,600	23,368
権利付与済み	30,412	(30,412)	—	11,318
行使済み	(30,412)	—	(30,412)	11,318
失権済み	—	(10,170)	(10,170)	18,009
2013年12月31日現在の発行済高	—	214,109	214,109	18,892
当年度中の以下による変動：				
付与済み	—	48,894	48,894	23,898
権利付与済み	43,321	(43,321)	—	15,135
行使済み	(43,321)	—	(43,321)	15,135
失権済み	—	(44,322)	(44,322)	20,426
2014年12月31日現在の発行済高	—	175,360	175,360	20,828
2014年12月31日現在の行使可能高	—	—	—	—

2014年12月31日現在発行済のM受益証券オプションは、14,446米ドルおよび24,012米ドル間の行使価格および2.77年の加重平均残存契約年数を有している。

オプション日現在、行使済みの1口当たりの加重平均公正価値は、23,973米ドル（2014年）および23,354米ドル（2013年）であった。

発行済M受益証券に関する2014年度および2013年度の活動は、下記のとおりである。

	従業員	AAM LLC	発行済 M受益証券口数
2012年12月31日現在の発行済高	14,064	—	14,064
発行済	15,675	—	15,675
退職／買戻し	—	—	—
売却／購入	—	—	—
2013年12月31日現在の発行済高	29,739	—	29,739
発行済	15,966	—	15,966
退職／買戻し	—	—	—
売却／購入	(431)	431	—
2014年12月31日現在の発行済高	45,274	431	45,705

2014年度中、AAM LLCは、アリアンツ・エスイーの株式54,844株と引換えに、評価額約9.3百万米ドルの発行済みのM受益証券を特定の従業員より431口購入した。

M受益証券オプション報奨の公正価値は、報酬費用として、個別のトランシェ毎の関連付与期間にわたり、段階的受給権帰属法で減価償却される。付与を予定されているM受益証券オプション報奨の合計口数は、見積失権額に対して調整される。2014年および2013年12月31日に終了した年度におけるM受益証券プランの下で認識される報酬費用はそれぞれ37.9百万米ドルおよび94.5百万米ドルであり、添付の連

結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。2014年12月31日現在、2019年12月31日に至る将来期間において認識されると予想される見積失権額を控除したM受益証券オプション報奨の未付与に関連する見積報酬費用は、76.2百万米ドルである。

c. 利益分配および報奨制度

PIMCOおよびその子会社は、収益性と自由裁量の賞与を基礎に参加者に対して給付する各種の利益分配および報奨制度を設けている。これらの制度のための報酬は、2014年および2013年12月31日に終了した年度において、それぞれ16億米ドルおよび19億米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

d. 長期報奨制度

当社は、特定の重要な従業員に対し、長期報奨制度（以下「LTIP」という。）を有している。報奨は、主に指定された営業利益目標の達成に基づいており、3年に渡り権利付与される。当プランは、負債報奨として会計処理され、関連する権利確定期間に渡り報酬として費用勘定につけられる。当社は、2014年12月31日に終了した年度において、LTIPに基づく報酬費用を1.3百万米ドル減額し、2013年12月31日に終了した年度において、LTIPに基づく報酬費用を6.8百万米ドル認識した。LTIP報酬費用は、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。2014年および2013年12月31日現在、未払LTIP負債の合計はそれぞれ973千米ドルおよび12.1百万米ドルであり、添付の連結財政状態計算書に流動負債項目中の未払報酬および固定負債項目中のその他の未払報酬として含まれる。

e. 特別実績報酬

当社は、報酬制度の強化策として、特別実績報酬（以下「SPA」という。）を導入している。SPAは、2014年の第4四半期中に付与された繰延現金報酬により構成される。当該繰延現金報酬は、2017年半ばまでの日に稼得され、支払われる。この計画の目的は、実績を確保し、かつ優秀な人材を保持することである。2014年12月31日に終了した年度において、当該SPAに関連し当社が計上した費用合計は41.7百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書の報酬および給付金に含まれている。2014年12月31日現在、未払SPA負債の合計は38.6百万米ドルであり、添付の連結財政状態計算書の未払報酬（流動負債）およびその他の未払報酬（固定負債）に含まれている。

f. 貯蓄および投資プラン

AAM LPは、PIMCO従業員向け確定拠出型従業員貯蓄および退職金制度のスポンサーである。このプランは、内国歳入法第401（k）条に基づき許可されたものであり、適格従業員に対し、内国歳入法で随時定められる金額を上限として、年間給与額の100%まで拠出することを認めるものである。従業員は、概して、満21歳に達するか、または開始日の翌月の初日付で適格者となる。満1年の必要な勤務が完了した後に、当社は、内国歳入法により定められた金額を上限として、従業員が拠出した年間給与額の5%相当額と同額を拠出する。PIMCOの拠出金は、5年の必要な勤務の後、従業員に対し完全に確定する。このプランに関連する当社の費用計上額は、2014年および2013年に12月31日に終了した年度においてそれぞれ14.2百万米ドルおよび13.4百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

当社はまた、かかる制度の下で、対象となる個人の基本給与額の5.4～10.8%の拠出を、独自の裁量で行うことができる。これらの独自の裁量による拠出に関連する当社の費用計上額は、2014年および2013年12月31日に終了した年度において、それぞれ23.0百万米ドルおよび20.3百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

複数の外国企業は、特定の従業員に関して他の給付制度を有している。2014年および2013年12月31日に終了した年度中、これらの制度に関連して計上された費用は、それぞれ7.8百万米ドルおよび5.9百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および給付金として含まれる。

g. 執行役員向け繰延報酬制度

AAM LPは、非適格繰延報酬制度を設けている。この制度に基づき、当社の一部の適格従業員に対して給付されるはずの報酬の一部は強制的に繰延べられ、また、かかる適格従業員は追加的な報酬の繰延べを選択できる。この制度は、主として、改正された1974年従業員退職年金保障法 第201（2）条、第301（a）（3）条および第401（a）（1）条で定義されている範囲において、経営陣または高額報酬受給従業員から成る特定のグループに繰延報酬制度を提供する目的で維持されている。この制度のもとで繰延べられた金額は、従業員の意向に従って有価証券およびM受益証券またはその他の投資パートナーシップへ投資され、AAM LPにおいて受託保有されている。

h. 従業員株式購入制度

アリアンツ・エスイーは、適格な従業員に対して、毎年所定の日のアリアンツ・エスイーの米国預託株式を割引価格で購入する機会を与えることを目的とした、従業員株式購入制度を有する。当該制度のために、総額250,000口の米国預託株式が引き当てられている。アリアンツ・エスイーは、株式の総購入額を決定し、当社により任命された委員会が割引価格を決定する。従業員は、購入日後一年以内の株式の売却または譲渡を許されていない。当社より支払われた時価と割引価格の差額または割引額は、1.1百万米ドル（2014年）および869.4千米ドル（2013年）にのぼった。

10. 法人所得税

法人所得税計上額は、以下のとおりである。

		12月31日に終了した年度	
		2014年	2013年
		(米ドル)	(米ドル)
当期：			
連邦税		4,155,026	72,273
州 税		2,349,019	977,017
外国税		76,758,355	87,051,796
当期合計		83,262,400	88,101,086
繰延：			
外国税		(4,409,021)	(6,790,446)
引当金合計		78,853,379	81,310,640

法人所得税計上額の報告金額と、税引前所得に対して連邦法定法人所得税率を適用して算出される税額との差額は、主に、米国の税務上、パートナーシップであるという当社の立場に加え、州税、国際税および損金不算入費用によるものである。

2014年および2013年12月31日現在、未払法人所得税はそれぞれ30.5百万米ドルおよび38.1百万米ドルであり、これは添付の連結財政状態計算書の買掛金および未払費用に含められている。さらに、2014年および2013年12月31日現在の繰延税金資産はそれぞれ22.0百万米ドルおよび19.9百万米ドルにのぼり、繰延税金負債はそれぞれ184千米ドルおよび97.2千米ドルにのぼった。繰延税金資産および繰延税金負債はそれぞれ、添付の連結財政状態計算書にその他の固定資産およびその他の固定負債として含まれる。

11. リース契約

PIMCOは、解約不能オペレーティング・リース契約に基づき事務所スペースをリースしている。この契約の期間は1年超であり、将来の最低リース料は以下のとおりである。

12月31日に終了する年度：

	(米ドル)
2015年	29,657,704
2016年	29,451,399
2017年	28,613,383
2018年	28,690,572
2019年	29,281,184
以降	134,785,263
	<u>280,479,505</u>

これらのリースに基づく賃借料は、2014年および2013年12月31日に終了した年度において、それぞれ32.7百万米ドルおよび30.6百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書の賃借料および設備費に含まれている。特定のリース契約は、リース存在期間に渡り、賃借料の上昇について規定している。当社は、リース期間に渡って、定額法によって賃借料の上昇を認識する。

12. 金融リスク管理

当社は、金融商品の使用により以下のリスクに対するエクスポージャーを有している。

- ・ 信用リスク
- ・ 流動性リスク
- ・ 市場リスク

リスク管理は、当社の事業全体にとって重要である。経営陣は、リスクと管理の適切なバランスが達成されるように当社のリスク管理プロセスを継続的に監視する。リスク管理方針および体制は、市況の変動および当社の活動を反映させるために見直される。経営陣は、その重要な活動をアリアンツ・エスイーの子会社であるアリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーのリスク管理委員会に報告する。

（a）信用リスク

信用リスクは、顧客または金融商品の取引相手方が契約上の義務を履行できない場合の当社への財務損失のリスクであり、主に当社の売掛金、銀行預金および投資有価証券から生じる。

未収投資顧問報酬およびその他の未収金：当社の信用リスクに対するエクスポージャーは、主にそれぞれの顧客の個々の特性により影響を受ける。当社の顧客層は、業種および事業を行っている国のデフォルト・リスクを含めて、信用リスクに関する影響がそれほどない。しかし、地理的に信用リスクの集中はなく、当社の運営にとって個別に重要な顧客は皆無である。

顧客の信用度は、新規取引先の受入手続の一部として評価される。当社は、取引債権またはその他の未収金に関して担保を要求しないが、未決済の債権残高に関して各顧客の運用資産を監視する。当社は、未収債権の回収には優れた実績があり、個々の顧客に取立リスクが確認された場合のみ貸倒引当金を設定する。

銀行預金：銀行預金は、主要な金融機関に対する債権である。当社は、かかる銀行の信用度を見直し、当該機関の財務体質に問題がある場合には、かかる機関と取引を行わない。

投資：当社の投資は、投資ビークル内で行われ、詳細な投資ガイドラインに従って管理されている。法令遵守手続は、個々のビークルがそれぞれの適用される信用リスクおよび流動性リスク限度の範囲内で運用されるように整備されている。

（b）流動性リスク

流動性リスクは、当社が期日の到来する金融債務を支払うことができないリスクである。流動性を管理するための当社のアプローチは、通常およびストレスのかかる状態において、許容できない損失を被ることまたは当社の評判を傷つけるリスクを冒すことなく、できる限り、期日に債務を支払うために十分な流動性を常に維持することである。

当社は、キャッシュ・フロー要件を積極的に監視するよう努める。主として、当社は、金融債務の管理を含む予想される営業費用を支払う必要に応じるために十分な現金を保有するように努めるが、自然災害のような合理的に予想不可能な非常事態の潜在的な影響は除外する。さらに、当社は、注記8に述べられているAAM LPのアリアンツ・エスイーとの間の信用融資枠を利用できる。

（c）市場リスク

市場リスクは、為替レートや金利のような市場価格の変動が、当社の利益または保有する金融商品の価額に影響を及ぼすリスクである。市場リスク管理の目的は、リターンを最大限にする一方で、市場リスク・エクスポージャーを許容できるパラメーターの範囲に管理・制御することである。

通貨リスク：当社は、当社の機能通貨以外の通貨建ての収益、購入および借入にかかる通貨リスクにさらされる。当社の取引の大部分は米ドル建てであるが、かなり限られた範囲で、主にユーロ建て、英ポンド建ておよび円建ての取引も発生する。

当社は、通貨リスクに対するエクスポージャーは限られていると判断し、現在のところ当該リスクを限定するためのヘッジまたはその他の技法を積極的には採用していない。

金利リスク：当社は、そのすべてが短期性の関係会社との借入契約のみの範囲で、金利リスクにさらされる。経営陣は当該リスクはわずかであると判断しており、かかるリスクを限定するための積極的なヘッジまたはその他の技法は採用されていない。

その他の市場価格リスク：市場価格リスクは、当社が保有し管理する、それぞれ固有の投資指針に基づく投資ファンドが保有している投資有価証券から発生する。かかるファンドの主要な投資対象は、個別の基準に基づいて管理され、すべての売買判断はクライアント指針またはファンドの約款に従って行われる。

当社の市場リスクに対するエクスポージャーを監視するため、経営陣は為替レート、金利およびその他の市場リスク要因の変動に対する当社の感応度を評価する。2014年12月31日現在において、2014年12月31日現在のメンバーの出資金または同日に終了した年度の報告された包括利益に重大な差異が生じたかもしれない合理的に可能と思われるかかる要因に変動はなかった。

(d) 資本管理

当社の方針は、投資者、債権者および市場の信頼を保持し、また将来の事業の発展を継続するために強固な資本基盤を維持することである。

当期中、資本管理に対する当社のアプローチに変更はなかった。

当社、またはその子会社は、PI LLC（注記14を参照のこと。）および一部の海外子会社を例外として、外部から必要資本要件の引き上げを課されることはない。

13. 引当金

PIMCOは、通常の事業の過程において生じる各種の係争、訴訟ならびに規制についての問い合わせの当事者となっている。経営陣の意見では、これらの案件の処分がPIMCOおよびその子会社の財務ポジションまたは運用実績に重大な影響を及ぼすとは考えられていない。経営陣は、添付の連結財政状態計算書および添付の連結損益および包括利益計算書において、これらの偶発債務について十分な見越額を計上していると考えている。当社は、発生に応じて関連弁護士報酬を費用計上する。

当社がピムコ・トータル・リターン・ファンドから過度の報酬を受領したことによって当社が1940年投資会社法の第36（b）章に違反したとの申立てにより、当社に対して訴訟が提起された。当社は、かかる請求には実体がないと考えており、かかる訴訟に対して積極的に防御する予定である。本件の最終的結果は、現時点では判断することができない。

14. 純出資金

PI LLC は、最低純資本金額の維持を要求し、純資本金に対する負債総額の比率が、双方とも定義されるように、15対1を超えないことを要求する、1934年証券取引法に基づく統一純資本金規則（規則15c3-1）の対象となっている。2014年および2013年12月31日現在、規制目的において、PI LLCは、それぞれ129.5百万米ドルおよび47.8百万米ドルの純出資金を有していたが、要求される純出資金6.9百万米ドルおよび8.4百万米ドルに対し、それぞれ122.5百万米ドルおよび39.4百万米ドルの資本超過であった。2014年および2013年12月31日現在、PI LLCの純資本金に対する負債総額の比率は、それぞれ0.80対1および2.64対1であった。

15. 非連結ストラクチャード・エンティティーの持分

当社は、多岐にわたる投資戦略を通じ、当社の顧客に代わって財産を投資する目的で、様々なストラクチャード・プロダクトおよびその他のファンドを運用している。ほとんどの場合、当社が運用する投資ビークルは、実体的な排除権または残余財産分配請求権を持つ。実体的な排除権または残余財産分配請求権を持たない投資ビークルは、ストラクチャード・エンティティーと特定される。かかるビークルは、独立した法的組織であり、当社の顧客が行う投資により出資される。当社は、かかるビークルに対して提供する投資運用サービスに対して、かかるビークルから直接報酬を支払われる。2014年および2013年12月31日に終了した年度中、当社は、それぞれ13.3百万米ドルおよび16.0百万米ドルの投資顧問報酬をストラクチャード・エンティティーから稼得したが、当該報酬は添付の損益および包括利益計算書において投資顧問報酬プール・ファンドの項目に含まれている。

以下の表は、実体的な排除権または残余財産分配請求権を持たない非連結投資ビークルならびに当該ビークルにおける当社の持分の規模の両方について要約したものである。

	2014年12月31日 (米ドル)	2013年12月31日 (米ドル)
非連結ストラクチャード・エンティティの純資産	1,216,168,491	2,412,080,987
未収投資顧問報酬 - プール・ファンド	949,896	2,555,549

当社の非連結ストラクチャード・エンティティに対するエクスポージャー最大額は、未収投資顧問報酬に限定される。

16. 後発事象

当社は、連結財務書類において調整を要するまたは開示すべき後発事象があるか否かを決定するために、連結財政状態計算書日から連結財務書類発行日である2015年3月27日までに発生した事象を評価した。当社は、以下の開示すべき事象を特定していることに留意されたい。

2015年1月15日付で、41,216口のPIMCOのM受益証券オプションが権利付与された。M受益証券オプションの権利付与日の見積り公正価値は、これらの各オプション報奨の行使価格を下回っていた。したがって、自動キャッシュレス決済の特性を受けて、M受益証券は発行されなかった。

[次へ](#)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES

Consolidated Statements of Financial Condition

December 31, 2014 and 2013

Assets	Note	2014	2013
Current assets:			
Cash and cash equivalents	2(c)	\$ 621,664,066	655,861,085
Investments carried at fair value through income	2(d), 5	16,962,957	13,507,499
Investment advisory fees receivable :			
Pooled funds	2(e)	559,743,973	594,198,386
Private accounts	2(e)	343,391,895	369,180,412
Receivables from affiliates	8	11,840,943	27,581,220
Prepaid expenses		31,893,304	24,345,276
Distribution and servicing fees receivable	2(f)	41,993,098	52,834,857
Deferred sales charges	2(h), 6	14,066,923	20,357,868
Other current assets		37,142,791	29,427,280
Total current assets		<u>1,678,699,950</u>	<u>1,787,293,883</u>
Noncurrent assets:			
Property and equipment, net of accumulated depreciation of \$113,922,068 and \$114,532,322 at December 31, 2014 and 2013, respectively	7	235,281,037	196,111,081
Investment in associates	2(b)	73,035	3,302,921
Other noncurrent assets	10	26,235,298	24,318,589
Total noncurrent assets		<u>261,589,370</u>	<u>223,732,591</u>
Total assets		<u>\$ 1,940,289,320</u>	<u>2,011,026,474</u>
Liabilities and Capital			
Current liabilities:			
Accounts payable and accrued expenses		\$ 379,812,930	313,296,489
Short-term borrowings from affiliates	8	610,000,000	495,000,000
Accrued compensation	9	163,970,270	142,549,844
Payable to affiliates	8	37,005,540	32,511,764
Commissions payable	2(g)	63,129,805	78,000,661
Other liabilities		7,131,607	4,943,754
Total current liabilities		<u>1,261,050,152</u>	<u>1,066,302,512</u>
Noncurrent liabilities:			
Other accrued compensation	9	32,785,047	23,759,487
Future lease obligations		46,942,952	44,185,065
Other liabilities		184,196	97,244
Total noncurrent liabilities		<u>79,912,195</u>	<u>68,041,796</u>
Total liabilities		<u>1,340,962,347</u>	<u>1,134,344,308</u>
Capital:			
Class A members (issued and outstanding, 850,000 units)		(1,025,384,544)	(715,220,711)
Class B members (issued and outstanding, 150,000 units)		1,256,149,272	1,257,877,752
Class M members (45,705 units issued and outstanding as of December 31, 2014, and 29,739 units issued and outstanding as of December 31, 2013)		203,833,664	105,802,126
Class M unit option holders (175,360 options issued as of December 31, 2014, and 214,109 as of December 31, 2013)	9(b)	185,435,849	240,466,405
Cumulative foreign currency translation adjustments	2(m)	(20,707,268)	(12,243,406)
Total capital		<u>599,326,973</u>	<u>876,682,166</u>
Total liabilities and capital		<u>\$ 1,940,289,320</u>	<u>2,011,026,474</u>

See accompanying notes to consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Income and Comprehensive Income
Years ended December 31, 2014 and 2013

	Note	2014	2013
Revenues:			
Investment advisory fees:			
Pooled funds	2(e)	\$ 3,662,017,896	4,340,164,314
Private accounts	2(e)	1,226,065,776	1,280,105,415
Administrative fees - pooled funds	2(e)	1,503,864,800	1,734,297,993
Distribution and service fees	2(f)	583,897,538	715,711,665
Commission fees	2(g)	5,977,763	13,773,083
Total revenues		<u>6,981,823,773</u>	<u>8,084,052,470</u>
Expenses:			
Compensation and benefits	9	2,234,378,915	2,516,923,940
General and administrative		755,045,051	813,169,906
Commissions		561,806,402	692,267,610
Professional fees		149,286,496	121,629,409
Occupancy and equipment	7,11	138,770,128	111,454,627
Subadvisory services		93,773,188	97,145,815
Marketing and promotional		97,977,264	74,446,635
Deferred charges amortization	2(h)	28,156,962	78,702,275
Subadministrative services		2,735,590	3,721,039
Insurance		9,038,325	8,264,745
Other		40,191,819	44,285,415
Total expenses		<u>4,111,160,140</u>	<u>4,562,011,416</u>
Operating income		2,870,663,633	3,522,041,054
Other income		15,856,951	14,456,784
Equity in income/(loss) of associates	2(b)	(50,490)	735,543
Income before income taxes		2,886,470,094	3,537,233,381
Income tax expense	10	78,853,379	81,310,640
Net income		2,807,616,715	3,455,922,741
Other comprehensive loss:			
Foreign currency translation adjustment	2(m)	(8,463,862)	(6,131,208)
Comprehensive income		<u>\$ 2,799,152,853</u>	<u>3,449,791,533</u>

See accompanying notes to consolidated financial statements.

[次へ](#)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Changes in Capital
Years ended December 31, 2014 and 2013

	Class A members		Class B members		Class M members		Class M unit option holders		Cumulative translation adjustment	Total capital
	Units	Amounts	Units	Amounts	Units	Amounts	Options	Amounts		
Balances at December 31, 2012	850,000	(500,188,362)	150,000	1,301,333,544	14,064	45,526,727	204,091	193,417,691	(6,112,198)	1,033,977,402
Net income		2,619,766,632		740,720,203		95,435,906		-	-	3,455,922,741
Distributions		(2,858,360,591)		(786,924,827)		(86,815,813)		-	-	(3,732,101,231)
Contributions		26,310,442		-		-		-	-	26,310,442
Allocation of basis upon purchase of B units by AAM LLC		(2,748,832)		2,748,832		-		-	-	-
Allocation of basis upon exercise of M unit options		-		-		51,655,306		(51,655,306)	-	-
Compensation recorded under the M unit participation plan		-		-		-		98,704,020	-	98,704,020
Other comprehensive loss		-		-		-		-	(6,131,208)	(6,131,208)
Balances at December 31, 2013	850,000	(715,220,711)	150,000	1,257,877,752	29,739	105,802,126	214,109	240,466,405	(12,243,406)	876,682,166
Net income		2,091,579,043		600,822,184		115,215,488		-	-	2,807,616,715
Distributions		(2,367,358,276)		(647,949,386)		(113,649,680)		-	-	(3,128,957,342)
Contributions		11,014,122		-		-		-	-	11,014,122
Allocation of basis upon purchase of B units by AAM LLC		(45,398,722)		45,398,722		-		-	-	-
Allocation of basis upon exercise of M unit options		-		-		96,465,730		(96,465,730)	-	-
Compensation recorded under the M unit participation plan		-		-		-		41,435,174	-	41,435,174
Other comprehensive loss		-		-		-		-	(8,463,862)	(8,463,862)
Balances at December 31, 2014	850,000	<u>\$ (1,025,384,544)</u>	150,000	<u>\$ 1,256,149,272</u>	45,705	<u>\$ 203,833,664</u>	175,360	<u>\$ 185,435,849</u>	<u>(20,707,268)</u>	<u>599,326,973</u>

See accompanying notes to consolidated financial statements.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Cash Flows

Years ended December 31, 2014 and 2013

	2014	2013
Cash flows from operating activities:		
Net income	\$ 2,807,616,715	3,455,922,741
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:		
Equity compensation	37,890,056	94,555,771
Depreciation and amortization	47,118,240	32,742,903
Amortization of deferred sales charges	28,156,962	78,702,275
Unrealized (gain) loss on investments carried at fair value through income	62,634	(13,367)
Equity in (income) loss of associates	50,490	(735,543)
Net loss on disposal of property and equipment	1,206,720	318,016
Proceeds from sale of investments carried at fair value through income	267,862	3,184,007
Purchases of investments carried at fair value through income	(3,785,954)	-
Income taxes paid	(86,423,694)	(81,706,277)
Interest paid	(1,439,595)	(953,436)
Change in operating assets and liabilities:		
Fees receivable	71,084,689	265,146,851
Receivables from affiliates, deferred sales charges, prepaid expenses, and other assets	(19,760,870)	(50,404,522)
Accounts payable, accrued expenses, commissions payable, and accrued compensation	169,954,860	33,169,864
Other liabilities, future lease obligations, and payables to affiliates	9,526,468	(15,535,927)
Net cash provided by operating activities	<u>3,061,525,583</u>	<u>3,814,393,356</u>
Cash flows from investing activities:		
Purchases of property and equipment	(87,494,915)	(126,913,944)
Proceeds from sale of investment in associates	3,179,395	-
Purchases of investment in associates	-	(2,531,472)
Net cash used in investing activities	<u>(84,315,520)</u>	<u>(129,445,416)</u>
Cash flows from financing activities:		
Proceeds from short-term borrowings from affiliates	3,209,000,000	2,838,000,000
Repayment of short-term borrowings from affiliates	(3,094,000,000)	(2,683,000,000)
Capital contributions	11,014,122	26,310,442
Cash distributions paid to members	(3,128,957,342)	(3,732,101,231)
Net cash used in financing activities	<u>(3,002,943,220)</u>	<u>(3,550,790,789)</u>
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	<u>(8,463,862)</u>	<u>(6,131,208)</u>
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	<u>(34,197,019)</u>	<u>128,025,943</u>
Cash and cash equivalents, beginning of year	<u>655,861,085</u>	<u>527,835,142</u>
Cash and cash equivalents, end of year	<u><u>\$ 621,664,066</u></u>	<u><u>655,861,085</u></u>

See accompanying notes to consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

(1) Organization and Business

Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO or the Company), a Delaware limited liability company and subsidiary of Allianz Asset Management of America L.P. (AAM LP), the Managing Member, is a registered investment adviser, headquartered in Newport Beach, California. The Company manages a variety of private accounts and pooled funds predominately invested in fixed-income portfolios. Investors come from around the world and predominantly include public and private pensions and retirement plans, educational institutions, foundations, endowments, corporations, financial advisers, and individuals.

Capitalization

AAM LP owns all 850,000 Class A units of the Company. There are a total of 150,000 Class B units, which are owned by Allianz Asset Management of America LLC (AAM LLC), Allianz Asset Management U.S. Holding II LLC (AAM Holding II), and certain employees of PIMCO. The Company has authorized 250,000 nonvoting Class M units for issuance and options on Class M units have been granted to certain employees of PIMCO and an affiliated entity. As of December 31, 2014, 45,705 Class M units have been issued. Class B units have priority over Class A and M Units with respect to income and distributions.

AAM LP, AAM LLC, and AAM Holding II are indirectly wholly owned by Allianz SE. Allianz SE is an international financial services company engaged in property and casualty protection, life and health insurance, and asset management.

Consolidation

The accompanying consolidated financial statements include the accounts of the Company and its subsidiaries. All significant intercompany items have been eliminated in the accompanying consolidated financial statements.

PIMCO, as the primary investment adviser, has several wholly owned subsidiaries including PIMCO Investments LLC (PI LLC) as well as international subsidiaries that are included in these consolidated financial statements as follows:

- PI LLC is a broker/dealer that is the primary distributor and provides shareholder services to institutional and retail mutual funds (collectively, PIMCO Funds) and exchange traded funds that are managed and advised by PIMCO. PI LLC is a registered broker/dealer with the Securities and Exchange Commission and is a member of the Financial Industry Regulatory Authority (FINRA).
- StocksPLUS Management, Inc. (StocksPLUS), a wholly owned subsidiary of PIMCO, owned approximately 0.00096% interest and 0.00062% interest in StocksPLUS L.P. as of December 31, 2014 and 2013, respectively.
- PIMCO Europe Ltd (PIMCO Europe) is a registered investment adviser in the United Kingdom, with a branch in Italy.
- PIMCO Japan Ltd (PIMCO Japan) is a registered investment adviser in Japan.
- PIMCO Australia Pty Limited (PIMCO Australia) is a registered investment adviser in Australia.
- PIMCO Asia Pte Ltd (PIMCO Asia) is a registered investment adviser in Singapore.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

- PIMCO Asia Limited (PIMCO Hong Kong) is a registered investment adviser in Hong Kong.
- PIMCO Global Advisors (Resources) Limited (PIMCO Resources) is a company that provides global payroll services to PIMCO and its subsidiaries.
- PIMCO Global Holdings LLC is the holding company for PIMCO Canada Corp.
- PIMCO Canada Corp is a registered investment adviser in Canada.
- PIMCO (Schweiz) GmbH provides certain services to PIMCO Europe in Switzerland.
- PIMCO Latin America Administradora de Cartejas Ltda. is a registered investment adviser in Brazil.
- PIMCO Global Advisors (Ireland) Limited provides management services to certain international funds.
- PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A. administers and manages an investment fund under the laws of Luxembourg.

Third-party assets managed in an agency or fiduciary capacity are not assets of the Company and are not presented in these consolidated financial statements.

(2) Significant Accounting Policies**(a) Basis of Preparation**

These consolidated financial statements are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS), which are in compliance with standards and interpretations approved by either the International Accounting Standards Board (IASB) or the IFRS Interpretations Committee or their predecessors. The accounting policies have been applied consistently to all periods presented in the consolidated financial statements. These consolidated financial statements are presented in U.S. dollars.

The consolidated financial statements have been prepared on an accrual basis as well as a going-concern basis using the historical cost convention modified for certain financial assets that have been measured at fair value. After reviewing the Company's current plans and forecasts, the Managing Member considers that the Company has adequate resources to continue operating for the foreseeable future.

These consolidated financial statements were authorized for issuance by the Managing Member on March 27, 2015.

(b) Basis of Consolidation

Subsidiaries are entities controlled by the Company. Control exists when the Company has the power to govern the financial and operating policies of the other entity so as to obtain benefits from its activities. Management must make judgments when it assesses these various elements and all related facts and circumstances to determine whether control exists.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2014 and 2013

Investments are classified as associates when it is determined that PIMCO does not control these entities; however, the Company has significant influence. The Company accounts for investments in associates under the equity method of accounting. An investment in an associate is recorded at its initial cost and adjusted thereafter for the post acquisition change in PIMCO's share of net assets of the investee. The equity income or loss primarily represents the Company's proportionate share of the unrealized and realized gains and losses from changes in fair value of the investments held by these associates.

In evaluating its involvement with, and exposure to, interests in structured entities, as well as the requirement as to whether or not any identified interest in a structured entity should be consolidated, the Company considers factors including the nature of the Company's investment (if any), the nature of the fees earned by the Company from the structured entities, powers held by other entities associated with the structured entities, including the power to direct or control operations, and the rights and restrictions of the investors in the structured entities.

A structured entity is an entity that has been designed so that voting and similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, for example, when any voting rights relate to administrative tasks only, and key activities are directed by contractual agreement. Structured entities often have restricted activities and a narrow and well defined objective.

(c) Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents may include cash on deposit with financial institutions, nonaffiliated money market accounts, and cash deposited into a cash pool, through AAM LP, administered by Allianz SE. No amounts were deposited in the cash pool with Allianz SE at December 31, 2014 and \$13.9 million was deposited into the cash pool at December 31, 2013. There was \$300.2 million and \$296.3 million invested in nonaffiliated money market accounts at December 31, 2014 and 2013, respectively. Management considers investments in money market accounts to be cash equivalents for purposes of the consolidated statements of cash flows. These investments are carried at cost, which approximates fair value. The Company maintains its remaining cash and cash equivalents in various federally insured banking institutions. The account balances at each institution generally exceed the Federal Deposit Insurance Corporation's (FDIC) insurance coverage, and as a result, there is a concentration of credit risk related to amounts in excess of FDIC insurance coverage.

(d) Investments Carried at Fair Value through Income

Investments carried at fair value through income represent financial assets held for trading. Investments held for trading consist primarily of investments in PIMCO pooled funds with a short-to-moderate term duration objective. Investments held for trading are measured at fair value. Changes in fair value are recognized directly in the consolidated statements of income and comprehensive income and exclude the impact of any dividends earned on such investments. Transactions in these investments are recorded on a trade-date basis.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2014 and 2013

(e) *Investment Advisory and Administrative Fees*

Investment advisory and administrative fees are recognized as the services are performed. Such fees are primarily based on percentages of the fair value of the assets under management. Investment advisory fees receivable for private accounts consist primarily of accounts billed on a quarterly basis. Private accounts and pooled funds may also generate a fee based on investment performance. Such fees are recognized at the end of the respective contract period if the prescribed performance hurdles have been achieved and the fees are no longer subject to claw back.

(f) *Distribution and Servicing Fees*

Distribution and servicing fees are recognized as the services are performed. Such fees are primarily based on percentages of the fair value of the PIMCO Funds.

(g) *Commission Fees*

Commission revenues associated with securities transactions are recorded on a trade-date basis.

(h) *Deferred Sales Charges*

Sales commissions paid to third party intermediaries in connection with the sale of shares of affiliated mutual funds sold without a front-end sales charge are capitalized and amortized over the periods in which the Company estimates that they will be recovered from distribution plan payments or from contingent deferred sales charges, generally over one to five years, depending on the share class.

(i) *Property and Equipment*

Property and equipment are stated at cost, less accumulated depreciation, and amortization. Office equipment, furniture, fixtures, and software are depreciated on a straight-line basis over their estimated useful lives, generally three to five years. Leasehold improvements are amortized on a straight-line basis over the remaining terms of the related leases or the useful lives of such improvements, whichever is shorter.

The assets' useful economic lives and residual values are reviewed at each financial period-end and adjusted if appropriate. An item of property and equipment is derecognized upon disposal or when no future economic benefits are expected from its use or disposal. Any gain or loss arising on the disposal of the asset, calculated as the difference between the net disposal proceeds and the carrying amount of the item, is included in the consolidated statements of income and comprehensive income in the year the item is sold or retired.

(j) *Income Taxes*

PIMCO is not subject to United States (U.S.) federal income tax as it is organized as a limited liability company and is taxed as a partnership. Ultimately, the members of PIMCO are responsible for taxes on their proportionate share of PIMCO's taxable income. PIMCO is subject to state taxes in certain jurisdictions in the U.S.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

Certain consolidated entities are subject to federal, foreign, state, and local income tax, and file separate tax returns and account for income taxes under the asset and liability method. This method gives recognition to deferred tax assets and liabilities based on the expected future tax consequences of events that have been recognized in the consolidated financial statements or tax returns. Deferred tax liabilities are generally recognized for all taxable temporary differences and deferred tax assets are recognized to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which deductible temporary differences can be utilized. Deferred tax assets and liabilities are measured on an undiscounted basis.

(k) Distributions

PIMCO is required to distribute its operating income (as defined within the PIMCO limited liability company agreement) for each calendar quarter no later than 30 days after the end of such quarter.

(l) Share-Based Compensation Plans

The Company accounts for share-based payment arrangements by determining the value of employee services received in exchange for an award of equity instruments based on the grant date fair value of the share-based award. The cost of employee services is recognized as an expense, with a corresponding increase to capital, over the period during which an employee provides service in exchange for the share-based payment award. As the Company's equity instruments have no publicly traded market price, fair value is determined by the Company's management based in part on a comprehensive analysis of trading values of comparable public entities, discounted cash flows, market transactions of comparable entities, and consideration as to the Company's historical and forecasted financial performance.

(m) Foreign Currency Translation

The assets and liabilities of foreign subsidiaries have been translated into U.S. dollars at the current rate of exchange existing at year-end. Revenues and expenses were translated primarily at the average of the monthly exchange rates then in effect. The effects of translating the results of operations of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar are included in other comprehensive loss. The cumulative translation adjustment of translating the balance sheet of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar is included in capital in the consolidated statements of financial condition as of December 31, 2014 and 2013.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

(n) Use of Estimates

The preparation of the accompanying consolidated financial statements in conformity with IFRS requires management to make estimates and assumptions about future events. These estimates and the underlying assumptions affect the amounts of assets and liabilities reported, disclosures about contingent assets and liabilities, reported amounts of revenues and expenses, and the accompanying notes to the consolidated financial statements. These estimates and assumptions are based on management's best judgment. Management evaluates its estimates and assumptions on an ongoing basis using historical experience and other known factors, including the current economic environment, which management believes to be reasonable under the circumstances. Management adjusts such estimates and assumptions when facts and circumstances dictate. As future events and their effects cannot be determined with precision, actual results could differ significantly from these estimates. Changes in those estimates resulting from continuing changes in the economic environment will be reflected in the financial statements in future periods. Management believes that the significant areas where judgment is necessarily applied are those which relate to the:

- Measurement of share-based payment arrangements, which includes estimates of fair value of the Company's membership units. These estimates can be particularly sensitive to assumptions in regards to the Company's future earnings; and
- Assessment of provisions.

Critical judgments have been made by management in applying accounting policies. Those that have the most significant effect on amounts recognized in the consolidated financial statements include the following:

- Evaluation of the measurement criteria associated with the recognition of revenues associated with performance fees (as discussed in note 2(e)).
- Evaluation of control associated over entities (as discussed in note 2(b)), and the impact to consolidation of such entities.

(o) Provisions

Provisions are recognized when the Company has a present legal or constructive obligation as a result of a past event and it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation. The amount recognized as a provision is the best estimate of the obligation at the reporting date. If the effect is material, provisions are determined by discounting the expected future cash flows at a rate that reflects current market assessments of the time value of money and, where appropriate, the risk specific to the liability. Future events that may affect the amount required to settle an obligation are reflected in the amount of a provision where there is sufficient objective evidence that they will occur. Where some or all of the expenditure is expected to be reimbursed by insurance or some other party, and it is virtually certain, the reimbursement is recognized as a separate asset on the consolidated statements of financial condition, and the amount is recorded in the consolidated statements of income and comprehensive income. Provisions are reviewed at each reporting date and adjusted to reflect the current best estimate. If it is no longer probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation, the provision is reversed.

(p) Reclassifications

Certain prior year amounts have been reclassified to conform to current year presentation.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

(3) Recently Adopted Accounting Pronouncements

As of January 1, 2014, PIMCO adopted IFRIC Interpretation 21, *Levies* with no material impact to its financial statements.

(4) Future Change in Accounting Policies

A number of accounting standards, interpretations, and amendments have been issued by the IASB, which are not yet effective for the Company's financial statements. Those that are most relevant to the Company's financial statements in future years are discussed below.

Financial Instruments

IFRS 9, *Financial Instruments* (IFRS 9), was issued by the IASB in November 2009 and is part of the project to replace International Accounting Standard (IAS) 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement* (IAS 39) with a new standard. The project is divided into three phases: classification and measurement of financial instruments; impairment; and hedge accounting. IFRS 9 will become effective for annual periods starting on or after January 1, 2018. The Company is currently evaluating the impact of IFRS 9 on its consolidated financial statements.

Revenue

On May 28, 2014, the IASB and FASB issued their final standard on revenue. The standard, issued as IFRS 15, *Revenue from Contracts with Customers* (IFRS 15) by the IASB, outlines a single comprehensive model for entities to use in accounting for revenue arising from contracts with customers and supersedes most current revenue recognition guidance. IFRS 15 is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2017. The Company is currently evaluating the impact of IFRS 15 on its consolidated financial statements.

(5) Fair Value of Financial Instruments

IFRS 7 requires that financial instruments carried at fair value in the consolidated statements of financial condition are classified into a three-level hierarchy depending on the valuation techniques used and whether the inputs to those valuation techniques are observable in the market.

- Level 1 - Financial instruments for which the fair value is determined by using quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities are classified into this category. A financial instrument is regarded as quoted in an active market if quoted prices are readily available and those prices represent actual and regularly occurring market transactions on an arm's length basis.
- Level 2 - Financial instruments for which the fair value is determined by using valuation techniques, with any significant input being based on observable market data (observable inputs), are classified into this category.
- Level 3 - Financial instruments for which the fair value is determined by using valuation techniques, with at least one significant input not being based on observable market data (nonobservable inputs), are classified into this category.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

The Company has evaluated its financial assets carried at fair value through income totaling \$17.0 million and \$13.5 million as of December 31, 2014 and 2013, respectively, and determined that based on the unadjusted quoted prices in active markets used to determine fair value that these are classified as Level 1 instruments. These financial assets represent the Company's investment in affiliated funds. There were no changes to the Company's valuation policies during the years ended December 31, 2014 and 2013.

The following tables compare the carrying value with the fair value of the Company's financial assets and financial liabilities:

		December 31, 2014	
		Carrying amount	Fair value
Financial assets:			
Cash and cash equivalents	\$	621,664,066	621,664,066
Investments held for trading		16,962,957	16,962,957
Investment advisory fees receivable		903,135,868	903,135,868
Receivables from affiliates		11,840,943	11,840,943
Distribution and servicing fees receivable		41,993,098	41,993,098
Deferred sales charges		14,066,923	14,066,923
Financial liabilities:			
Short-term borrowings from affiliates	\$	610,000,000	610,000,000
Payable to affiliates		37,005,540	37,005,540

		December 31, 2013	
		Carrying amount	Fair value
Financial assets:			
Cash and cash equivalents	\$	655,861,085	655,861,085
Investments held for trading		13,507,499	13,507,499
Investment advisory fees receivable		963,378,798	963,378,798
Receivables from affiliates		27,581,220	27,581,220
Distribution and servicing fees receivable		52,834,857	52,834,857
Deferred sales charges		20,357,868	20,357,868
Financial liabilities:			
Short-term borrowings from affiliates	\$	495,000,000	495,000,000
Payable to affiliates		32,511,764	32,511,764

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2014 and 2013

The carrying value of PIMCO's financial instruments approximates fair value. Investments held for trading are carried at fair value and are measured using actively traded market prices. With the exception of cash and cash equivalents and investments held for trading, there is no active market for the Company's financial instruments, and as such, management has employed valuation techniques to estimate fair value. The fair value of investment advisory fees receivable, distribution and servicing fees receivable, deferred sales charges, receivables from affiliates, and payables to affiliates has been deemed to approximate their carrying value through reference to their short maturity as well as low credit risk. The fair value of short-term borrowings from affiliates is based upon the Company's comparison to current market rates available to the Company for comparable debt. It is the Company's intention to hold such instruments until maturity or collection.

(6) Deferred Sales Charges and Other Commission Payments

PI LLC pays initial commissions with respect to certain PIMCO Funds to participating brokers at rates set by management. Initial commissions are generally paid at a rate of 1% for Class A shares (on sales of \$1 million or more) and Class C shares.

Trail commissions consist of distribution and servicing payments to participating brokers for the distribution of shares, providing personal services to shareholders, and maintaining shareholder accounts. Such trail commissions, in total, can range from 0.10% to 1.00% of the average daily net assets for such PIMCO Funds.

In connection with the distribution of the Class A and Class C shares, PI LLC advances commissions to third party intermediaries, which are capitalized as PI LLC is entitled to recoup its marketing costs through an ongoing fee stream from the respective PIMCO Funds as well as contingent deferred sales charges. The contingent deferred sales charges are collected on certain early redemptions of the shares (as defined), unless an applicable exemption applies such as if the redemption relates to balances accumulated through reinvested dividends or capital gain distributions or appreciation on the account over the amount that was invested. The contingent deferred sales charge rate on Class C shares is 1% if redeemed during the first year following purchase for applicable PIMCO Funds.

Contingent deferred sales charges may also be received on the redemption of Class A shares at a rate of 0.75% to 1% of the net asset value of the redeemed shares, if the initial purchase of such Class A shares exceeded certain thresholds.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

(7) Property and Equipment

The major classifications of property and equipment are as follows:

	Office equipment, furniture, fixtures, and software	Leasehold improvements	Art	Total
Carrying amount as of December 31, 2012	\$ 63,608,858	16,067,697	19,736	79,696,291
Additions	58,373,779	91,101,930	-	149,475,709
Disposals	(274,977)	(43,039)	-	(318,016)
Depreciation	(26,963,829)	(5,779,074)	-	(32,742,903)
Carrying amount as of December 31, 2013	94,743,831	101,347,514	19,736	196,111,081
Additions	68,161,585	18,339,811	993,520	87,494,916
Disposals	(1,189,302)	(17,418)	-	(1,206,720)
Depreciation	(40,188,868)	(6,929,372)	-	(47,118,240)
Carrying amount as of December 31, 2014	<u>\$ 121,527,246</u>	<u>112,740,535</u>	<u>1,013,256</u>	<u>235,281,037</u>

The Company recorded depreciation expense of \$47.1 million and \$32.7 million for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively, which is included in occupancy and equipment in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(8) Related-Party Transactions

PIMCO and its subsidiaries reimburse AAM LP for certain overhead and administrative services that are allocated based on time and usage factors. These expenses generally consist of salaries and related benefits for finance, information technology, and other general and administrative services. The amount charged for such services totaled \$36.1 million and \$41.4 million during 2014 and 2013, respectively, which is a component of general and administrative in the consolidated statements of income and comprehensive income. The payable to affiliates includes a liability to be paid to AAM LP in connection with these services and payables to other affiliates in connection with services they have provided to PIMCO and for expenses that have been paid on behalf of PIMCO over the ordinary course of business transactions, totaling \$23.2 million as of December 31, 2014 and \$22.0 million as of December 31, 2013.

From time to time, short-term interest-bearing advances are granted between AAM LP and PIMCO for generally less than 90 days, at a rate of 3-month LIBOR plus 0.5% to cover short-term operating cash needs. During 2014 and 2013, PIMCO borrowed and fully repaid several of these short term cash loans from AAM LP to cover its operating cash needs. As of December 31, 2014 and 2013, PIMCO had outstanding short-term loans totaling \$610.0 million and \$495.0 million, respectively, which is shown as short-term borrowings from affiliates in the accompanying consolidated statements of financial condition. During 2014 and 2013, PIMCO incurred \$1.5 million and \$0.9 million, respectively, in interest expense on loans, which is included in other expenses in the consolidated statements of income and comprehensive income.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

As disclosed in note 2(c), the Company invests its surplus of cash into a cash pool administered by Allianz SE. The Company earns interest at the overnight LIBOR USD rate and can also earn a portion of the net investment yield that exceeds the Euro Overnight Index Average (0.144% as of December 31, 2014). The average yield earned on the cash pool was 0.41% in 2014 and 0.63% in 2013. PIMCO earned \$32.6 thousand in interest income during the year (2013: \$288.9 thousand), which is included in other income in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

The Company earns investment advisory fees, administrative fees, and distribution and servicing fees from affiliated fund complexes, which comprise substantially all of the amounts included in the consolidated statements of income and comprehensive income as investment advisory fees - pooled funds, administrative fees - pooled funds, and distribution and servicing fees, respectively. As of December 31, 2014, the Company had \$601.7 million (2013: \$647.0 million) in related receivables from affiliated fund complexes.

For certain advisory contracts with institutional clients, the Company shares the responsibility of fulfilling such service contracts with PIMCO Deutschland GmbH (PDG), a wholly owned subsidiary of Allianz Asset Management AG, who in turn, is a wholly owned subsidiary of Allianz SE. PDG was formed in 2013, and together with all of the PIMCO subsidiaries, are subject to PIMCO's Global Transfer Pricing Policy (Transfer Pricing Policy) for shared management services that are provided by all PIMCO entities. Shared management services provided include portfolio management, account management and business management and administration. Revenues earned from third parties for shared management services are allocated in accordance with the Transfer Pricing Policy. In 2014, the revenue earned from third parties for shared management services allocated to PDG was \$13.3 million (2013: \$9.0 million) greater than the revenue allocated from PDG and is presented as a reduction of investment advisory fees - private accounts in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. In addition, costs for performing other shared services are allocated to PDG based on headcount and estimated time and usage factors. During 2014, costs allocated to PDG were \$25.9 million (2013: \$39.0 million) and are included as a reduction of compensation and benefits and general and administrative in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. As of December 31, 2014, the Company had an \$8.3 million (2013: \$12.6 million) receivable from and a \$13.9 million (2013: \$10.5 million) payable to PDG, which are included within receivables from affiliates and payables to affiliates in the accompanying consolidated statements of financial condition.

AAM LP has a \$600.0 million revolving credit facility with Allianz SE, which expires in November 2020. The facility permits short-term borrowings at a floating rate of interest of LIBOR plus 20bps (rate of 0.285% as of December 31, 2014). To the extent necessary, AAM LP could draw on this revolving credit facility on behalf of its subsidiaries, including PIMCO. There were no amounts outstanding under this agreement at December 31, 2014.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
 AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
 December 31, 2014 and 2013

The related-party transactions noted above were generally at terms equivalent to those that prevailed in arm's length transactions.

Managing Directors and certain other executive officers are considered to be key members of management. Management believes that these individuals provide significant contributions to the Company. In return for their service, they receive remuneration, which management believes to be in line with its select group of peers. In addition to an annual base salary, key management participates in each of the benefit plans that are further discussed in note 9, which represents the majority of the compensation and benefits of the Company.

(9) Benefit Plans

(a) Class B Unit Purchase Plan

The Company has a Class B Unit Purchase Plan (the Plan) whereby certain employees had purchased PIMCO Class B ownership units subject to vesting. There are a total of 150,000 units issued and outstanding under the Plan representing just under a 15% ownership interest in PIMCO. Units issued under the Plan vested over two to six years and are subject to repurchase upon death or disability of the participant. AAM LP, or certain affiliates, have the right to repurchase (call), and the participants have the right to cause AAM LP to repurchase (put), a portion of the vested Class B units each year. This call or put right is only exercisable six months after the initial vesting of each grant of units. The repurchase price will be based upon the then fair value of the Class B units being repurchased. PIMCO does not have the right to repurchase (call) and the participants do not have the right to cause PIMCO to repurchase (put) these vested units. As these rights and obligations rest with AAM LP, or certain affiliates, PIMCO accounts for the Plan as an equity-settled plan, and recognizes a corresponding increase in capital as a contribution from AAM LP. During 2014, AAM LLC repurchased 3,254 PIMCO Class B units for \$197 million. During 2013, AAM LLC repurchased 224 PIMCO Class B units for \$12.5 million.

Activity during 2014 and 2013 related to the B units owned by employees is as follows:

	<u>Vested</u>	<u>Nonvested</u>	<u>Total</u>	<u>Weighted average grant date fair value</u>
December 31, 2012	4,619	-	4,619	\$ 14,140
Called/Put	(224)	-	(224)	12,272
Forfeited	-	-	-	-
December 31, 2013	4,395	-	4,395	14,235
Called/Put	(3,254)	-	(3,254)	13,952
Forfeited	-	-	-	-
December 31, 2014	<u>1,141</u>	<u>-</u>	<u>1,141</u>	\$ 15,042

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

B unit holders as of December 31, 2014 and 2013 are as follows:

	Number of units owned as of December 31	
	2014	2013
Employees	1,141	4,395
AAM LLC	122,726	119,472
AAM Holding II	26,133	26,133
Total	150,000	150,000

As of December 31, 2011, all outstanding awards were fully vested and no further compensation costs have been recognized in 2013 or 2014 or are expected to be recognized in future periods.

(b) Class M Unit Equity Participation Plan

PIMCO has established a Class M Unit Equity Participation Plan (the M Unit Plan) for certain individuals providing services to PIMCO and certain of its affiliates. Participants in the M Unit Plan are granted options to acquire M units, which vest in one-third increments on the third, fourth, and fifth anniversary of the option grant date. M unit options are converted to M units based on the appreciation of fair value of the M unit over the related vesting period. At the exercise date, vested options will be automatically exercised in a cashless transaction unless the participant has elected to defer their M units through the M Unit Deferral Plan. As disclosed in note 9(g), participants can defer their M units into the AAM LP Executive Deferred Compensation Plan (the EDCP). Class M units are nonvoting units of PIMCO and entitle the holder to receive quarterly distributions in accordance with the Company's Amended and Restated Limited Liability Company Agreement. Those participants electing to defer the receipt of M units through the M Unit Deferral Plan continue to receive quarterly distributions.

A maximum of 250,000 M units are authorized for issuance under the M Unit Plan. As of December 31, 2014 and 2013, 175,360 and 214,109 options, respectively, were outstanding for M units and 45,705 and 29,739 units, respectively, have been issued from the exercise of options.

The fair value of each option grant is estimated on the date of grant using the Black-Scholes option-pricing model. The model requires management to develop estimates regarding certain input variables. A third party valuation was completed to assist management in determining the fair value of a Class M unit. The dividend yield was estimated based upon the historical Operating Profit Available for Distribution (OPAD) distributed to PIMCO M unit holders. Expected volatilities are based on the average historical and implied volatility of a select group of peers. The expected life was calculated based upon treating the three vesting tranches (one-third in years 3, 4, and 5) as separate options.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

The following table provides the assumptions used in calculating the fair value of the M unit options granted during 2014 and 2013:

	<u>2014</u>	<u>2013</u>
Weighted average grant date fair value	\$ 23,898	23,368
Assumptions:		
Expected term (years)	3.84	3.84
Expected volatility	24.9%	31.6%
Expected dividends	13.3	13.2
Risk-free rate of return	1.1	0.7

A summary of the activity in 2014 and 2013 related to the number and weighted average exercise price of the M unit options outstanding and exercisable is as follows:

	<u>Number of options</u>			<u>Weighted average exercise price</u>
	<u>Vested</u>	<u>Nonvested</u>	<u>Total</u>	
Outstanding at December 31, 2012	-	204,091	204,091	\$ 16,609
Changes during the year:				
Granted	-	50,600	50,600	23,368
Vested	30,412	(30,412)	-	11,318
Exercised	(30,412)	-	(30,412)	11,318
Forfeited	-	(10,170)	(10,170)	18,009
Outstanding at December 31, 2013	-	214,109	214,109	18,892
Changes during the year:				
Granted	-	48,894	48,894	23,898
Vested	43,321	(43,321)	-	15,135
Exercised	(43,321)	-	(43,321)	15,135
Forfeited	-	(44,322)	(44,322)	20,426
Outstanding at December 31, 2014	-	175,360	175,360	20,828
Exercisable as of December 31, 2014	-	-	-	\$ -

The M unit options outstanding as of December 31, 2014 have an exercise price between \$14,446 and \$24,012 and a weighted average remaining contractual life of 2.77 years.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

The weighted average fair value per unit at the date the options were exercised was \$23,973 for 2014 and \$23,354 for 2013.

Activity in 2014 and 2013 related to the outstanding M units is as follows:

	Employees	AAM LLC	Number of outstanding M units
Outstanding as of December 31, 2012	14,064	-	14,064
Issued	15,675	-	15,675
Retired/repurchased	-	-	-
Sold/purchased	-	-	-
Outstanding as of December 31, 2013	29,739	-	29,739
Issued	15,966	-	15,966
Retired/repurchased	-	-	-
Sold/purchased	(431)	431	-
Outstanding as of December 31, 2014	45,274	431	45,705

During 2014, AAM LLC purchased 431 M units from certain employees in exchange for 54,844 shares of Allianz SE, with an approximate value of \$9.3 million.

The fair value of M unit option awards is amortized to compensation expense on a graded vesting attribution method over the related vesting period of each separate tranche. The total number of M unit option awards expected to vest is adjusted for estimated forfeitures. Compensation expense recognized under the M Unit Plan for the years ended December 31, 2014 and 2013 was \$37.9 million and \$94.5 million, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. As of December 31, 2014, the total estimated compensation cost related to nonvested M unit option awards, net of estimated forfeitures, expected to be recognized in future periods through December 31, 2019 is \$76.2 million.

(c) Profit Sharing and Incentive Plans

PIMCO and its subsidiaries have various profit sharing and incentive plans that compensate participants on the basis of profitability and discretionary bonuses. Compensation under these programs was \$1.6 billion and \$1.9 billion for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

(d) Long-Term Incentive Plan

The Company has a Long-Term Incentive Plan (LTIP) for certain key employees. Awards are primarily based upon achieving specified operating earnings targets and vest over three years. This plan is accounted for as a liability award and expensed as compensation over the related vesting period. The Company had a reduction of compensation expense under the LTIP by \$1.3 million for the year ended December 31, 2014 and recognized compensation expense under the LTIP of \$6.8 million for the year ended December 31, 2013. LTIP compensation expense is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. The total accrued LTIP liability was \$973 thousand and \$12.1 million at December 31, 2014 and 2013, respectively, and is included within current accrued compensation and noncurrent other accrued compensation in the accompanying consolidated statements of financial condition.

(e) Special Performance Award

The Company introduced a Special Performance Award (SPA) as an enhancement to compensation. The SPA consists of deferred cash awards granted during the 4th quarter of 2014, which are earned and payable at various dates through mid-2017. The purpose of the program is to secure performance and to retain talent. Total expense recorded by the Company related to the SPA for the year ended December 31, 2014 was \$41.7 million and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. The total accrued SPA liability is \$38.6 million as of December 31, 2014 and is included in current accrued compensation and noncurrent other accrued compensation in the accompanying consolidated statements of financial condition.

(f) Savings and Investment Plans

AAM LP is the sponsor of a defined contribution employee savings and retirement plan covering PIMCO employees. The plan qualifies under Section 401(k) of the Internal Revenue Code and allows eligible employees to contribute up to 100% of their annual compensation, as defined, and is subject to a maximum dollar amount determined from time to time by the Internal Revenue Code. Employees are generally eligible following the later of attainment of age 21 or on the first day of the month following the start date. After the completion of one year of credited service, the Company matches an amount equal to the first 5% of annual compensation, subject to the Internal Revenue Code limits, contributed by the employees. PIMCO contributions fully vest to employees over five years of credited service. The amount expensed by the Company related to this plan during the years ended December 31, 2014 and 2013 was \$14.2 million and \$13.4 million, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

Under the plan, the Company may also make discretionary contributions ranging from 5.4% to 10.8% of a covered individual's base compensation. The amount expensed by the Company related to these discretionary contributions during the years ended December 31, 2014 and 2013 was \$23.0 million and \$20.3 million, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

Various foreign entities have other benefit plans for certain employees. The amount expensed related to these plans during the years ended December 31, 2014 and 2013 was \$7.8 million and \$5.9 million, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

(g) Executive Deferred Compensation Plan

AAM LP has a nonqualified deferred compensation plan pursuant to which a portion of the compensation otherwise payable to certain eligible employees of the Company will be mandatorily deferred and pursuant to which such eligible employees may elect to defer additional amounts of compensation. The plan is maintained primarily for the purpose of providing deferred compensation for a select group of management or highly compensated employees, within the meaning of Sections 201(2), 301(a)(3), and 401(a)(1) of the Employee Retirement Income Security Act of 1974, as amended. Amounts deferred under the plan are invested in marketable securities and M Units or other investment partnerships as directed by the employees and are held in trust at AAM LP.

(h) Employee Stock Purchase Plan

Allianz SE has an Employee Stock Purchase Plan that is designed to provide eligible employees with an opportunity to purchase American Depositary Shares of Allianz SE annually at a discounted price on a predetermined date. An aggregate of 250,000 American Depositary Shares are reserved for this plan. Allianz SE determines the gross purchase price of the shares, and a committee appointed by the Company determines the discount price. Employees are not allowed to sell or transfer the shares for an one-year period following the purchase date. The difference between the market price and the discount price, or the discount, was paid by the Company and amounted to \$1.1 million in 2014 and \$869.4 thousand in 2013.

(10) Income Taxes

The provisions for income taxes are as follows:

	Year ended December 31	
	2014	2013
Current:		
Federal	\$ 4,155,026	72,273
State	2,349,019	977,017
Foreign	76,758,355	87,051,796
Total current	83,262,400	88,101,086
Deferred:		
Foreign	(4,409,021)	(6,790,446)
Total provision	\$ 78,853,379	81,310,640

The differences between the reported amount of income tax expense and the amount that would result from applying the federal corporate statutory tax rates to pretax income arise primarily from the Company's status as a partnership for U.S. tax purposes as well as the effects of state and international taxes and nondeductible expense.

At December 31, 2014 and 2013, income taxes payable amounted to \$30.5 million and \$38.1 million, respectively, and are included in accounts payable and accrued expenses in the accompanying consolidated statements of financial condition. Additionally, as of December 31, 2014 and 2013, deferred tax assets amounted to \$22.0 million and \$19.9 million, respectively, and deferred tax liabilities amounted to \$184 thousand and \$97.2 thousand, respectively. Deferred tax assets and deferred tax liabilities are included in other noncurrent assets and other noncurrent liabilities, respectively, in the accompanying consolidated statements of financial condition.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
 AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
 December 31, 2014 and 2013

(11) Lease Commitments

PIMCO leases office space under noncancelable operating leases with terms in excess of one year and future minimum payments are as follows:

Year ending December 31:	
2015	\$ 29,657,704
2016	29,451,399
2017	28,613,383
2018	28,690,572
2019	29,281,184
Thereafter	134,785,263
	<u>\$ 280,479,505</u>

Rent expense under these leases was \$32.7 million and \$30.6 million for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively, which is included in occupancy and equipment expenses in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. Certain lease agreements provide for rental escalations over the term of the operating lease. The Company recognizes the rental increases over the terms of the leases on a straight-line basis.

(12) Financial Risk Management

The Company has exposure to the following risks from its use of financial instruments:

- Credit risk
- Liquidity risk
- Market Risk

Risk management is integral to the whole business of the Company. Management continually monitors the Company's risk management process to ensure that an appropriate balance between risk and control is achieved. Risk management policies and systems are reviewed to reflect changes in market conditions and the Company's activities. Management reports its significant activity to the Risk and Controls Committee of Allianz Asset Management AG, a subsidiary of Allianz SE.

(a) Credit Risk

Credit risk is the risk of financial loss to the Company if a customer or counterparty to a financial instrument fails to meet its contractual obligations, and arises principally from the Company's receivables from customers, bank deposits, and investment securities.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

Investment advisory and other receivables: The Company's exposure to credit risk is influenced mainly by the individual characteristics of each customer. The demographics of the Company's client base, including the default risk of the industry and country in which client operates, has less of an influence on credit risk. However, geographically there is no concentration of credit risk, and no single customer who is individually material to the Company's operations.

The creditworthiness of customers is assessed as part of new client acceptance procedures. The Company does not require collateral in respect of trade or other receivables, but monitors the assets under management for each customer in relation to their outstanding receivable balance. The Company has an excellent history of collection on outstanding receivables and establishes an allowance for impairment only when an individual customer has been identified as at risk for collection.

Interest Bearing Deposits with Banks: The interest bearing deposits with banks are due from major institutions. The Company reviews the creditworthiness of such banks and does not deal with such institutions if it is not satisfied with the institution's financial strength.

Investments: The Company's investments are within investment vehicles, which it manages subject to detailed investment guidelines. Compliance procedures are in place to ensure that the individual vehicles operate within their applicable credit and liquidity risk limitations.

(b) Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Company's approach to managing liquidity is to ensure, as far as possible, that it will always have sufficient liquidity to meet its liabilities when due, under both normal and stressed conditions, without incurring unacceptable losses or risking damage to the Company's reputation.

The Company seeks to actively monitor its cash flow requirements. Typically, the Company ensures that it has sufficient cash on demand to meet expected operational expenses, including the servicing of financial obligations; this excludes the potential impact of extreme circumstances that cannot reasonably be predicted, such as natural disasters. In addition, the Company has access to AAM LP's line of credit with Allianz SE as discussed in note 8.

(c) Market Risk

Market risk is the risk that changes in market prices, such as foreign exchange rates and interest rates will affect the Company's income or the value of its holdings of financial instruments. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimizing the return.

Currency risk: The Company is exposed to currency risk on revenues, purchases, and borrowings that are denominated in a currency other than the functional currency of the Company. The majority of the Company's transactions are in U.S. dollars, but transactions also occur on a more limited basis primarily in Euros, British Pounds Sterling, and Japanese Yen.

(Continued)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements
December 31, 2014 and 2013

The Company considers its exposure to currency risk to be limited, and currently does not actively employ any hedging or other techniques to limit such risk.

Interest rate risk: The Company is subject to interest rate risk only to the extent of its borrowing arrangements with affiliates, all of which are short term in nature. As management considers this risk to be minimal, no active hedging or other strategies are employed to limit such risk.

Other market price risk: Market price risk arises from investment securities held within the investment funds the Company holds and manages, each of which are subject to specific investment guidelines. Material investments in such funds are managed on an individual basis and all buy and sell decisions are made in accordance with client guidelines or the funds' governing documents.

In monitoring the Company's exposure to market risks, management evaluates the Company's sensitivity to changes in currency rates, interest rates, and other market risk factors. As of December 31, 2014, there were no changes in such factors that were deemed reasonably possible that would have resulted in any material differences to members' capital as of December 31, 2014 or the reported comprehensive income for the year then ended.

(d) Capital Management

The Company's policy is to maintain a strong capital base so as to preserve investor, creditor, and market confidence and to sustain future development of the business.

There were no changes in the Company's approach to capital management during the year.

Neither the Company nor any of its subsidiaries, with the exception of PI LLC (see note 14) and certain foreign subsidiaries, are subject to externally imposed capital requirements.

(13) Provisions

PIMCO is subject to various pending and threatened legal actions as well as regulatory inquiries, which arise in the normal course of business. In the opinion of management, the disposition of these matters will not have a material adverse effect on PIMCO and its subsidiaries' financial position or results of operations. Management believes that they have provided adequate accruals for these contingent liabilities in the accompanying consolidated statements of financial condition and in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. The Company expenses related legal fees as incurred.

A legal action has been filed against the Company alleging the Company violated Section 36(b) of the Investment Company Act of 1940 by receiving excess compensation from the PIMCO Total Return Fund. The Company believes this claim is without merit and intends to vigorously defend the action. The ultimate outcome of this matter cannot be determined at this time.

(Continued)

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**AND SUBSIDIARIES**

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2014 and 2013

(14) Net Capital

PI LLC is subject to the Uniform Net Capital Rule (Rule 15c3-1) under the Securities Exchange Act of 1934, which requires the maintenance of minimum net capital and requires that the ratio of aggregate indebtedness to net capital, both as defined, shall not exceed 15-to-1. At December 31, 2014 and 2013, PI LLC had net capital of \$129.5 million and \$47.8 million, respectively, for regulatory purposes, which was \$122.5 million and \$39.4 million, respectively, in excess of its required net capital of \$6.9 million and \$8.4 million. PI LLC's aggregate indebtedness to net capital ratio was 0.80-to-1 and 2.64-to-1 as of December 31, 2014 and 2013, respectively.

(15) Interest in Unconsolidated Structured Entities

The Company manages a number of structured products and other funds for the purpose of investing monies on behalf of the Company's clients in a range of investment strategies. In most cases investment vehicles managed by the Company have substantive removal or liquidation rights. Investment vehicles for which substantive removal or liquidation rights do not exist have been identified as structured entities. The vehicles are separate legal entities, and are financed by investments made by the Company's clients. The Company is paid for the investment management services it provides to the vehicle directly from the vehicle. The Company earned \$13.3 million and \$16.0 million in investment advisory fees from structured entities during the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively, which is included in investment advisory fees pooled funds in the accompanying statements of income and comprehensive income.

The following table summarizes both the size of the unconsolidated investment vehicles where substantive removal or liquidation rights do not exist and the Company's interests in those vehicles:

	December 31	
	2014	2013
Net assets of unconsolidated structured entities	\$ 1,216,168,491	2,412,080,987
Investment advisory fees receivable - pooled funds	949,896	2,555,549

The Company's maximum exposure to loss from unconsolidated structured entities is limited to the investment advisory fees receivable.

(16) Subsequent Event

The Company has evaluated events occurring after the date of the consolidated statements of financial condition through March 27, 2015, the date the consolidated financial statements were available to be issued, to determine whether any subsequent events necessitated adjustment to or disclosure in the consolidated financial statements, noting the Company has identified the following event to disclose:

PIMCO M unit options totaling 41,216 vested on January 15, 2015. The M unit estimated fair value as of the vesting date was less than the exercise price of each of these option awards. Therefore, as a result of the automatic cashless exercise feature, no M units were issued.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社によって作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成28年1月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.87円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結財政状態計算書

2015年6月30日

(未監査)

	米ドル	千円
資産		
流動資産		
現金および現金等価物	632,626,557	76,465,572
収益を通じて公正価値で計上される投資有価証券	17,054,378	2,061,363
未収投資顧問報酬：		
－プール・ファンド	389,937,355	47,131,728
－プライベート口座	304,439,956	36,797,657
関係会社未収金	14,326,050	1,731,590
前払費用	27,312,078	3,301,211
未収販売報酬およびサービス報酬	34,492,920	4,169,159
繰延販売手数料	14,176,584	1,713,524
その他の流動資産	36,536,581	4,416,177
流動資産合計	1,470,902,459	177,787,980
固定資産		
固定資産（減価償却費累計額139,934,696ドル控除後）	223,806,751	27,051,522
関連会社への投資	73,123	8,838
その他の固定資産	20,460,767	2,473,093
固定資産合計	244,340,641	29,533,453
資産合計	1,715,243,100	207,321,433
負債および出資金		
流動負債		
買掛金および未払費用	336,065,685	40,620,259
未払報酬	616,529,074	74,519,869
繰延管理報酬	173,349,894	20,952,802
関係会社未払金	20,005,024	2,418,007
未払手数料	52,304,299	6,322,021
その他の流動負債	13,895,567	1,679,557
流動負債合計	1,212,149,543	146,512,515
固定負債		
その他の未払報酬	21,679,713	2,620,427
将来のリース債務	46,462,853	5,615,965
その他の固定負債	266,804	32,249
固定負債合計	68,409,370	8,268,641
負債合計	1,280,558,913	154,781,156
出資金		
クラスAメンバー（発行済受益証券850,000口）	(906,107,049)	(109,521,159)
クラスBメンバー（発行済受益証券150,000口）	1,232,378,090	148,957,540
クラスMメンバー（発行済受益証券45,705口）	21,118,305	2,552,570
クラスM受益証券オプション保有者 （発行済オプション125,981口）	111,945,866	13,530,897
通貨換算調整累計額	(24,651,025)	(2,979,569)
出資金合計	434,684,187	52,540,278
負債および出資金合計	1,715,243,100	207,321,433

（２）損益の状況

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結損益および包括利益計算書
2015年6月30日に終了した6か月間
(未監査)

	米ドル	千円
収益		
投資顧問報酬		
－プール・ファンド	1,398,440,773	169,029,536
－プライベート口座	498,362,949	60,237,130
管理事務報酬－プール・ファンド	558,629,744	67,521,577
販売報酬およびサービス報酬	226,956,086	27,432,182
その他	10,111,051	1,222,123
収益合計	2,692,500,603	325,442,548
費用		
報酬および給付金	969,663,355	117,203,210
一般管理費	347,163,199	41,961,616
支払手数料	221,733,143	26,800,885
専門家報酬	77,291,698	9,342,248
賃借料および設備費	69,010,952	8,341,354
副顧問および副管理事務サービス	38,226,320	4,620,415
マーケティング費および宣伝費	43,146,447	5,215,111
繰延販売手数料償却費	11,942,453	1,443,484
保険料	5,000,879	604,456
その他	19,088,191	2,307,190
費用合計	1,802,266,637	217,839,968
営業利益	890,233,966	107,602,579
その他の収益	5,249,863	634,551
関連会社持分利益	88	11
法人所得税控除前利益	895,483,917	108,237,141
法人所得税費用	37,195,949	4,495,874
当期純利益	858,287,968	103,741,267
その他の包括損失		
通貨換算調整	(3,943,757)	(476,682)
包括利益	854,344,211	103,264,585

[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結出資金変動表
2015年6月30日に終了した6か月間
(未監査)

	クラスAメンバー			クラスBメンバー			クラスMメンバー		
	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円
2014年12月31日現在残高	850,000	(1,025,384,544)	(123,938,230)	150,000	1,256,149,272	151,830,763	45,705	203,833,664	24,637,375
純利益		636,798,330	76,969,814		184,927,308	22,352,164		36,562,330	4,419,289
分配金		(782,231,609)	(94,548,335)		(218,723,635)	(26,437,126)		(42,559,518)	(5,144,169)
AAM LLCによるB受益証券 購入時のベース配分		(10,025,145)	(1,211,739)		10,025,145	1,211,739		—	—
PIMCO クラスM受益証券 資本プラン：									
報酬費用		—	—					—	—
ベースス再配分		274,735,919	33,207,331		—	—		(176,718,171)	(21,359,925)
その他の包括利益		—	—		—	—		—	—
2015年6月30日現在残高	850,000	(906,107,049)	(109,521,159)	150,000	1,232,378,090	148,957,540	45,705	21,118,305	2,552,570

	クラスM受益証券オプション保有者			通貨換算調整累計額		出資金合計	
	オプション	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2014年12月31日現在残高	175,360	185,435,849	22,413,631	(20,707,268)	(2,502,887)	599,326,973	72,440,651
純利益		—	—	—	—	858,287,968	103,741,267
分配金		—	—	—	—	(1,043,514,762)	(126,129,629)
AAM LLCによるB受益証券 購入時のベース配分		—	—	—	—	—	—
PIMCO クラスM受益証券 資本プラン：							
報酬費用		24,527,765	2,964,671			24,527,765	2,964,671
ベースス再配分		(98,017,748)	(11,847,405)	—	—	—	—
その他の包括利益		—	—	(3,943,757)	(476,682)	(3,943,757)	(476,682)
2015年6月30日現在残高	125,981	111,945,866	13,530,897	(24,651,025)	(2,979,569)	434,684,187	52,540,278

[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書
2015年6月30日に終了した6か月間
(未監査)

	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	858,287,968	103,741,267
営業活動から得た現金純額への当期純利益の調整：		
株式報酬	23,031,294	2,783,793
減価償却費	28,400,378	3,432,754
繰延販売手数料償却費	11,942,453	1,443,484
収益を通じて公正価値で計上される		
投資有価証券にかかる未実現および実現利益	(85,244)	(10,303)
固定資産の処分純損失	157,949	19,091
関連会社持分利益	(88)	(11)
収益を通じて公正価値で計上される		
投資有価証券購入額	(73,648)	(8,902)
収益を通じて公正価値で計上される		
投資有価証券売却手取金	67,471	8,155
支払法人所得税	(49,193,784)	(5,946,053)
支払利息	(1,523,943)	(184,199)
営業資産および負債の変動：		
未収報酬の変動	216,258,735	26,139,193
関係会社からの未収金、繰延販売手数料、		
前払費用およびその他の資産の変動	(2,078,783)	(251,263)
買掛金、未払費用、未払手数料および		
未払報酬の変動	436,074,503	52,708,325
その他の負債、繰延管理報酬、将来のリース債務		
および関係会社に対する未払金の変動	164,239,790	19,851,663
営業活動から得た現金純額	<u>1,685,505,051</u>	<u>203,726,996</u>
投資活動で使用したキャッシュ・フロー		
固定資産の購入	(17,533,648)	(2,119,292)
投資活動に使われた現金純額	<u>(17,533,648)</u>	<u>(2,119,292)</u>
財務活動で使用したキャッシュ・フロー		
関係会社からの短期借入金による受取金	1,286,000,000	155,438,820
関係会社からの短期借入金返済	(1,896,000,000)	(229,169,520)
メンバーへの支払現金分配	(1,043,514,762)	(126,129,629)
財務活動に使われた現金純額	<u>(1,653,514,762)</u>	<u>(199,860,329)</u>
現金および現金等価物にかかる為替レート変動の影響	(3,494,150)	(422,338)
現金および現金等価物の純増加額	10,962,491	1,325,036
期首現金および現金等価物	621,664,066	75,140,536
期末現金および現金等価物	<u>632,626,557</u>	<u>76,465,572</u>

4【利害関係人との取引制限】

投資顧問会社に関する潜在的利益相反

ファンドと投資顧問会社、受託会社および／または管理事務代行会社との間において、一定の利益相反が発生する場合がある。こうした利益相反は、投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社の客観性およびファンドのパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社は、こうした利益相反を公正に解決するよう相当の努力を尽くすが、投資顧問会社、受託会社および管理事務代行会社がこの点に関して成功を収めるという保証は存しない。

投資顧問会社、受託会社または管理事務代行会社は、随時、直接または間接的に、投資運用会社に対する持分を保有し、また、資金をかかえる会社に運用させることができる。ファンドも、その資産をかかえる一社以上の投資運用会社に運用させることができる。

ファンドの資産以外の資産を運用する際に、投資顧問会社は、ファンドを運用する取引方法、取引方針および取引戦略とは異なる取引方法、取引方針および取引戦略を使用することができる。したがって、ファンドの取引の成果は、投資顧問会社が取引を行う他の口座とは異なる場合がある。投資者はまた、ある時に特定のサブ・ファンドが行う投資および特定のサブ・ファンドが達成した成果は、PIMCOが投資顧問を務めるその他のミューチュアル・ファンド（ファンドと同様の名称、投資目的および投資方針を有するミューチュアル・ファンドを含む。）の投資および投資成果と一致しないことも認識しておくべきである。

投資顧問会社は、自己の勘定で有価証券を売買することができる。さらに、投資顧問会社は、当該取引もしくは当該日のいずれかに関し価格や取引コストが平均される場合には、投資顧問会社の別の顧客のために同時に行われる取引について注文を併合して執行することができる。

投資顧問会社によるサブ・ファンドの投資対象の運用と、その他の勘定の運用との間では、随時、潜在的または実際の利益相反が発生する場合がある。また、投資顧問会社によるその他の事業活動や、ある発行体に関する重大な非公開情報を投資顧問会社が所有する結果として、潜在的または実際の利益相反が発生する場合もある。投資顧問会社が管理するその他の勘定が、ファンドに類似する投資方針または戦略を有していたり、ファンドが追従する指数と同じ指数に追従していたり、それ以外のケースでファンドが保有、購入または売却を許可されている証券を保有、購入または売却することがある。その他の勘定が、ファンドと異なる投資方針または戦略を有している場合もある。投資顧問会社または投資顧問会社の関連会社が、ファンドに投資する勘定に対する投資助言者として業務を提供した結果、潜在的または実際の利益相反が生じることもある。このような場合、かかる利益相反が、理論的に見て、投資顧問会社が投資している勘定に有利でファンドに不利な方法で代理投票または受益証券の買戻しを行う動機を、投資顧問会社に与えかねない。反対に、ファンドに対する投資顧問会社としての職務およびファンドに適用される規制もしくはその他の制限が、ファンドに投資しているPIMCOの助言先の勘定（一部のファンドを含む。）が利用できる一連の行為に対し、このような投資を行う勘定にとって不利な方法で、影響を及ぼす場合がある。

投資顧問会社が、大手の多国籍金融機関であるアリアンツの関連会社であるため、本書に記載される利益相反に類似する利益相反が、ファンドまたは投資顧問会社が管理する勘定および投資顧問会社の関連会社またはかかる関連会社が管理する勘定との間で発生する場合がある。このような関連会社（または当該関連会社の依頼者）は、一般的に投資顧問会社から独立して事業を運営しているため、ファンドまたは投資顧問会社が管理するその他の勘定にとって不利な行動をとる場合がある。多くの場合において、投資顧問会社は、このような行動の低減またはかかる利害関係の調整を行う立場にないため、サブ・ファンドまたは投資顧問会社が管理するその他の勘定の運用成果に悪影響を及ぼす場合がある。

ファンドの取引の認識およびタイミング 投資顧問会社によるサブ・ファンドの日々の運用の結果、潜在的な利益相反が生じる場合がある。投資顧問会社は、サブ・ファンドにおける自らのポジションから、サブ・ファンドの取引の規模、タイミングおよび予想される市場への影響を認識する。投資顧問会社

が、自らが運用する勘定に有利で場合によりサブ・ファンドに不利な方法で当該情報を利用する場合が、理論的に起こり得る。投資運用会社は、かかる情報を利用して得た利益をファンドに計上したり、当該情報の入手に関してもいかなる点においてもファンドを補償する義務を負わない。

投資機会 投資顧問会社が異なる投資ガイドラインを有する勘定を多数管理する結果、利益相反が生じる場合がある。よくあるケースとしては、ある投資機会が、サブ・ファンドおよび投資顧問会社が管理するその他の勘定の双方に適しているが、サブ・ファンドおよびその他の勘定の双方を完全に参加させるために十分な量を利用できない場合である。同様に、サブ・ファンドおよびその他の勘定が保有する投資対象を売却する機会が制限される場合がある。投資顧問会社は、投資機会を公正かつ衡平に時間をかけて配分するために合理的に設計された方針および手続きを採用している。

投資機会は、投資顧問会社の配分手続きの下で、個々の勘定の投資ガイドラインおよび投資顧問会社の投資見通しに基づいて、各種の投資戦略の間で割り当てられる。投資顧問会社は、全般的な取引配分方針を補完するために、サブ・ファンドおよび一定のプールされた投資ピークルの同時運用に起因する潜在的な利益相反に対処するために計画された、追加的な手続きも採用している。

サブ・ファンドおよび投資顧問会社のその他の依頼者が一発行体の異なる資本構成部分に投資する場合（サブ・ファンドがある発行体の優先債務証券を保有し、その他の依頼者が同一発行体の劣後トランシェを保有している場合等）、サブ・ファンドの投資機会を制限し兼ねない利益相反が発生することもある。このような状況下では、不履行事由に相当するか否かの決定、業務の条件に関する決定、または投資対象をどのように処分するかの結果、利益相反を招く場合がある。このような利益相反を最小化するために、投資顧問会社がその他の依頼者との間の利益相反を招く可能性がある一部の投資機会を見送るか、投資顧問会社がかかる利益相反の最小化のために設計された内部手続を定めることがあり、それらにより、サブ・ファンドの投資機会を制限する効果が生じることがある。さらに、投資顧問会社または投資顧問会社の一もしくは複数の依頼者に適用される規制要件により、一部の依頼者が、適用されていなければ自身にとって適切だった可能性がある証券を受領しないことがある。加えて、投資顧問会社がその他の依頼者のための事業活動に関連して重大な非公開機密情報を入手する場合、投資顧問会社がサブ・ファンドのための証券の売買を制限されることがある。さらに、投資顧問会社が管理する一もしくは複数の勘定が参加を予定しているか、既に投資しているか、または投資する意向がある取引に対して、サブ・ファンドまたは投資顧問会社が管理するその他の勘定が投資する場合がある。サブ・ファンドおよびかかる勘定が、かかる投資対象に関して、利害および目的の対立（例えば、関連する発行体の運営および活動に関する見解、当該投資対象によるリターン目標、ならびに当該投資対象の処分の期間および方法に関するものを含むがそれらに限られない。）が生じる場合がある。利害相反が発生し得るケースにおいて投資決定を下す場合、投資顧問会社はサブ・ファンドおよびその他の勘定との間で公正かつ衡平な方法で行為するよう努めるが、一定のケースでは、利益相反の解決が、投資顧問会社がサブ・ファンドの最善の利益にならない方法で他の勘定のために行う結果を招いたり、サブ・ファンドの最善の利益に反することもある。

成功報酬 顧問報酬が完全にまたは部分的に運用成果に依拠しているケースに関し、投資顧問会社が一定の勘定に助言を行う場合がある。投資顧問会社が、非常に収益性が高いであろうと判断する投資機会をサブ・ファンドに配分せずに他の勘定に対して配分する動機がある場合があるという点で、成功報酬の取り決めにより、投資顧問会社にとって利益相反が生じることがある。投資顧問会社は、投資機会を公正かつ衡平に時間をかけてサブ・ファンドおよびかかるその他の勘定との間で配分するために合理的に設計された方針および手続きを採用している。

投資顧問会社は、請求に応じて、かかる利益相反について既存の受益者および将来の受益者と協議するものとする。それぞれの受益者は、受益証券を購入するために必要な条件として、かかる活動および利益相反を明確に認め、承諾する。

受託会社に関する潜在的利益相反

受託会社は、権利もしくは裁量の行使、または取引の実行の方法において、またはこれらの結果、異なるまたは相反する利益（個人の利益であるか、または単独受託会社または他のトラストの受託会社のうち

の一受託会社（他のサブ・トラストに関する受託会社を含む。）としての資格に関する利益であるかにかかわらず、信託証書の条項に従って、信託証書または一般法に基づき許可されているあらゆる取引を行う権限または裁量行使することができる。ただし、（i）受託会社は、いつでも、信託証書に従って、かつ誠意をもって、行為しなければならないものとし、また、（ii）受託会社は、受託会社が異なるまたは相反する利益を有することになる可能性があるあらゆる事項において行為すること（単なる形式上の当事者としての行為を除く。）を回避することができる。

受託会社およびその取締役、役員および従業員は、ファンドに関連し、いずれかの会社、法人または企業の役員、従業員、代理人またはアドバイザーとして得た一切の合理的報酬またはその他の合理的便益について、かかる状況または役職が受託会社の受託者としての地位、またはファンドに関連する一切の株式、ストック、財産、権利または権限によりまたはこれらを理由に取得または保有もしくは保持することになった場合においても、説明する義務を負わない。

ファンドの資産の一部を構成する現金が、受託会社または受託会社のいずれかの関連会社（銀行またはその他の金融機関）の預金勘定に移転された場合、かかる銀行またはその他の金融機関は、かかる現金について、かかる期間の預金に関する通常の銀行慣習に従って、類似の財務状態の金融機関への同様の金額および期間の預金に適用される市場実勢金利に類似する利率による金利が付されることを許可するものとする。これによりかかる銀行またはその他の金融機関は、自身の利用および利益のために、通常のすべての銀行利益および外国為替取引利益を留保することができる。受託会社またはその代理人（受託会社のいずれかの関連会社を含む。）がファンドの投資に関連し、有価証券の売買を行うためにブローカーとして行為した場合、かかる者は、通常のあらゆるブローカー利益を留保し、また、かかる業務に対する通常の報酬を請求する権利を有するものとする。

受益者は、以下の点に注意すべきである。受託会社、その従業員またはそのいずれかの関連会社は、証券および投資顧問業界における事業を含むが、それらに限定されないその他の事業を行うことができる。上記の一般性を損なうことなく、受託会社、その従業員またはそのいずれかの関連会社は、信託証書の条項に従って、（i）ファンドからいずれかの有価証券もしくは財産を購入する場合、またはファンドに対していずれかの有価証券もしくは財産を売却する場合、かかる有価証券もしくは財産が異なる価格で受託会社、その従業員またはいずれかの関連会社によって購入され、また、その後売却される可能性があり、またかかる差額に関しファンドに説明する義務を負わないにもかかわらず、いつでも当事者として行為することができること、また、受託会社、その従業員またはいずれかの関連会社は、当該時点の関連会社以外との類似の取引において一般に適用されている条件よりも受託会社、その従業員または関連会社にとって不利な条件でかかる有価証券または財産を売買しなければいけない義務はないこと。（ii）受託会社、その従業員またはいずれかの関連会社にとって、ある取引において義務の対立または利益相反が生じる可能性があるとしてもファンドに関するあらゆるサービスを提供すること。（iii）ファンドに関する貸付またはその他の銀行業務を提供すること。（iv）他の顧客に対し売買委託業務を提供すること。（v）有価証券の発行体を含む他の顧客に対する投資顧問会社、投資運用会社、受託会社、受託者、管理事務代行会社、保管会社、貸し手または投資サービス・データの提供者として、もしくは類似の資格で行為すること。（vi）有価証券に関する引受人、ディーラーまたは販売会社として行為すること。（vii）投信信託、パートナーシップ、証券会社または投資顧問会社の一もしくは複数のコンサルタント、受託会社、管理会社、パートナー、株主として、または類似の資格でサービスを提供すること。（viii）企業の取締役、役員または従業員、トラストの受託会社、遺産の遺言執行者または遺産管理人、もしくはその他の事業体の管理役員を務めること。（ix）他の者のためにファンドまたは資産を運用すること。（x）受託会社、その従業員またはいずれかの関連会社によって設立、スポンサー、助言または管理されている有価証券、債務、ミューチュアル・ファンドまたはユニット・トラスト・ファンドに投資すること。（xi）自身の名義またはその他の法人格により投資を行い、継続すること。（xii）ファンドの費用で、またはファンドの利益のために保険証券の発行を手配すること。（xiii）為替取引においてカウンターパーティとして行

為すること。（x iv）複数の者のために代理人として同一の取引に関し行為すること。（x v）有価証券の発行に関し、重大な利益を有すること。（x vi）適用される信託証書または関連するいずれかの契約書に基づき、受託会社、その従業員またはいずれかの関連会社の業務についてファンドに対し請求する報酬に加えて、上記の業務に対する報酬および利益を得ること。

本書における反対趣旨の記載にかかわらず、管理事務代行会社によって提供される業務は、管理事務代行契約の条項に従うものとし、また、保管受託銀行によって提供される業務は、保管契約の条項に従うものとする。信託証書の条項に基づき、受託会社（およびその関連会社）は、管理会社またはファンドまたはいずれかの受益者またはその株式もしくは証券もしくは持ち分がファンドの一部をなすいずれかの会社または法人との間で金融、銀行またはその他の取引に関する契約を締結すること、またはこれらの取引を行うこと、またはかかる契約もしくは取引に関する利益を取得することを妨げられないものとする。また、受託会社は、ファンドまたは管理会社または受益者に対し、かかる契約もしくは取引によって、またはこれらに関連して受託会社が得たもしくは受けた一切の利益もしくは便益に関し、説明する義務を負わないものとする。

受託会社は、受益者に対し、本項において記載されている、また許可されているあらゆる業務によって受託会社またはいずれかの関連会社が得たもしくは受けたあらゆる報酬、手数料、利益または便益について、説明する義務を負わないものとする。疑義の回避のために記せば、かかる一切の業務によって受託会社またはいずれかの関連会社が得たもしくは受けたあらゆる報酬、手数料、利益または便益が、受託会社が信託証書に基づき受け取ることができる報酬に影響を及ぼすことはない。本書における反対趣旨の記載にかかわらず、管理事務代行会社および保管受託銀行に支払われる報酬は、管理事務代行契約および保管契約の条項に従うものとする。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

デラウェア州法および有限責任会社契約に基づき、営業の譲渡を行うには投資顧問会社の社員の合意を要し、かつ、1940年米国投資会社法（改訂済）第15条に規定する対価の受領に関する制限に服する。

管理会社兼投資顧問会社の有限責任会社契約に基づき、社員は投資顧問会社の常務社員の承認を得た上で、その持分を譲渡できる。

（３）出資の状況

該当なし。

（４）訴訟事件その他の重要事項

ファンドは、いかなる重大な訴訟または仲裁手続の対象にはなっておらず、受託会社はトラストによるもしくはトラストに対する係争中もしくは発生するおそれのある重大な訴訟または請求が存在するとは認識していない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する１年である。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（「管理会社」、「投資顧問会社」または「PIMCO」）（Pacific Investment Management Company LLC）

（1）資本金の額

2016年1月末日現在、175,840,532.12米ドル（約212億5,385万円）

（2）事業の内容

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーは1971年に設立され、米国1940年投資顧問法に基づく投資顧問業者の登録を受けている。PIMCOは、法人、受託者、年金および利益分配型退職年金、慈善団体、寄贈財産および機関投資家に対し投資運用業務を提供し、通常、それぞれの顧客の投資ポートフォリオにおける純資産価額に基づいて手数料を受領している。多様な持株会社の仕組みを通じて、PIMCOはその株式の大部分をアリアンツ・エス・イーにより所有されている。アリアンツ・エス・イーはヨーロッパを本拠地とする総合国際保険および金融サービス持株会社であり、ドイツの株式公開企業である。

2. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）（Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited）

（1）資本金の額

2015年12月31日現在、125万米ドル（約1億5,109万円）

（2）事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島法に基づき1985年に信託会社として設立され、ファンドの受託者（「受託会社」）として活動する。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として、およびバミューダにおいて中央銀行の認可により、業務を行う免許を受けている。受託会社は、世界中の個人および法人に対して信託事務サービスを提供する。

3. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）（Brown Brothers Harriman and Company）

（1）資本金の額

2015年12月31日現在、8億米ドル（約967億円）

（2）事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、米国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフル・サービス金融機関である。

4. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルク）エス・シー・エイ（「名義書換事務受託会社」）（Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A）

（1）資本金の額

2015年12月31日現在、1,209万米ドル（約14億6,132万円）

（２）事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは1989年に設立され、他の業務の中でもとりわけ名義書換業務を提供している。

５．SMBCフレンド証券株式会社（「代行協会員」）

（１）資本金の額

2016年１月末日現在、272億7,000万円

（２）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

２【関係業務の内容】

１．パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（「投資顧問会社」）

(Pacific Investment Management Company LLC)

ファンドに対し、投資顧問業務を提供する。

２．ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

(Brown brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社として行為する。

受託会社の義務は、信託証書および投資ファンド法に基づきそのすべての責務を果たすまたは果たさせること、および信託証書および投資ファンド法に従い受益者の利益のためにファンドを管理することである。ただし、かかる行為が受託者の側の債務を生じる可能性がある、信託証書の条項に反するまたはその他法律に違反すると合理的に決定される場合または法律顧問による助言があった場合、受託会社またはその代理人は、いかなる行為も要求されないものとする。

受託会社の権利および義務は、投資ファンド法および信託証書に規定されている。受託会社は、信託証書および投資ファンド法の条項に従い、受託会社としてファンドの業務を監督するものとする。受託会社は、受益者に対し60日前までに書面で通知することにより退任することができるものとする。受託会社の退任または解任は、管理会社の場合と同様、①当局の事前の書面による承認を得て、かつ②後任の受託会社が任命された場合のみ有効となる。管理会社は、後任の受託会社の任命を条件とし、受託会社の解任が受益者による投票総数の4分の3以上の多数により可決された場合に、その解任を書面で受託会社に通知することができるものとする。受益者は、受託会社の退任または解任および後任の受託会社の名称に関し、書面による通知を受けるものとする。

信託証書の条項に基づき、受託会社は、ファンドのために行った行為に関連して負う可能性のある債務および費用（法的費用を含む。）について、ファンドの資産から補償を受ける権利を有するものとする。ただし、かかる損失は、受託会社の故意の懈怠、故意の違法行為、不正行為または過失により生じたものではないものとする。信託証書は、受託会社の行為が同一基準に合致することを条件として、ファンド、受益者またはその他の者に対する一切の債務から受託会社を免除するものとする。受託会社は、また、管理会社の指示または助言により受託会社が行った一切の行為により生じたトラスト、受益者またはその他の者に対する一切の債務について受託会社を免除するものとする。受託会社は、受益証券の全部または一部を買戻すためファンドの資産が不十分である場合、受託会社自身の資産を使用する義務を負わないものとする。

受託会社は、ファンドの受託会社としての職能においてのみ信託証書を締結し、また、かかる一切の損失、債務、損害、費用または経費、判決および解決のために支払われた金額は、受託会社が求償権を有するまたはファンドの資産から補償金を得られる範囲内に限られたものとする。いかなる状況におい

ても、（受託会社側の故意の懈怠、故意の違法行為、不正行為または過失による場合を除き、）信託証書に基づく損失、債務等を満たすために受託会社の動産を利用することはできないものとする。

受託会社は、信託証書に関連し発生した争議については、バミューダの法域および法律に取消不能の形で従ってきた。すべての受益者は、バミューダの包括的法域およびバミューダの法律に従うものとする。

受託会社は信託証書に従い、トラストの資産を保有する。受託会社は、信託証書に基づく受益証券の分配金の支払、受益証券の申込みおよび買戻しの受理、買戻し請求に対する支払、および受益者名簿の維持を含むファンドの管理に関する全般的責任を負うものとする。管理会社は、管理会社または受託会社が随時任命するその他のアドバイザーおよび代理人の支援を受け、サブ・ファンドの資産の日常管理を行うものとする。信託証書および投資ファンド法の規定に従い、受託会社および管理会社は、その業務の一部を委託し、ファンドの保管受託銀行、管理事務、登録事務および名義書換代行会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、名義書換事務代行会社としての業務の一部をブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託し、これらは各々、信託証書および投資ファンド法に基づき委譲されることが許可されているすべての権利、権限および職権を有するものとする。

3. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管受託銀行」、「管理事務代行会社」、「登録事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」）（Brown Brothers Harriman and Company）

受託会社および管理会社は、ファンドの管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命した。管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、ファンドの管理事務・登録事務・名義書換事務・会計事務代行業務の遂行に関し責任を負うものとし、適用法令および信託証書に従ってファンドの会計書類を保管し、各ファンドの一口当たりの純資産価格を計算する。管理事務代行会社は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意により、管理事務代行契約に基づく義務の履行を関連会社または第三者（ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・アイを含むがこれに限られない）に委託することまたは下請けにだすことができる。ただし、かかる任命により、管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の義務と法的責任が軽減されるものではない。

管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、特に、①ファンドの会計帳簿、記録の保管、②ファンドの財務諸表の作成に関する監督その他の管理事務、③受益者名簿の維持、④受益者との連絡業務および購入申込および売却請求の取扱、⑤ファンドのための受益証券の買戻しまたは名義書換に関するファンド宛のすべての通信の処理および対応、⑥適用あるマネー・ロンダリング規制の遵守および⑦管理事務代行契約に基づくその任務に必要なその他すべての関連業務の遂行に関し責任を負うものとする。

受託会社、管理会社および管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社との間で締結された契約に基づき、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、管理事務代行契約上の義務および業務の遂行における管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社の作為、不作為、誤謬または遅延（判断の誤りおよび法の誤った解釈を含むがこれらに限られない）の結果としてファンドまたはファンド受益者もしくは元受益者またはそれ以外の者が被るかこれらに生じる一切の損失、損害または費用について、責任を有さず義務を負わないものとする。ただし、その義務および職務の遂行における管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社による故意の違法行為、悪意または過失に直接起因する損失、損害または費用については、この限りではない。管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社、受託会社または管理会社は、60日前までの書面による通知により、管理事務代行契約を終了させることができるものとする。ただし、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、当局の事前の書面による承認なしでは解任ま

たは変更されないものとし、受益者は、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社の解任および新任管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社の名称について書面で通知されるものとする。上記にかかわらず、管理事務代行会社、登録事務代行会社兼名義書換事務代行会社、受託会社または管理会社は、本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、またはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも管理事務代行契約を終了させることができる。

受託会社は、ファンドの保管受託銀行として、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命した。

保管受託銀行は、受託会社と保管受託銀行の間で締結された契約の条項に従い、保管受託銀行に送付され保管受託銀行により保持されるファンドの全資産を保管する権利を有する。

保管受託銀行は、ファンドの資産の全部または一部を保管するために他の銀行および金融機関を任命することができ、保管契約に基づく管理義務の履行に関連会社または第三者に委託および下請けにだすことができる。ただし、保管受託銀行は、委託に際して、委託先の選定、保持、監視に相当な注意を払うものとし、かかる任命により、保管契約に基づく保管受託銀行の管理義務が軽減されるものではない。保管受託銀行は、保管受託銀行が決定する決済機構に有価証券を保管することができる。保管受託銀行は、ファンドの資金および有価証券の預託に関し、銀行の通常の業務を有するものとする。サブ・ファンドの受益者の利益保護のため、受益証券の売却等によりサブ・ファンドが受領したすべての金銭は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの口座に維持され、投資対象の購入、サブ・ファンドの受益者による買戻請求に対する支払い、サブ・ファンドの費用の支払い、またはその他の許可された支払いのために限りかかる口座から引き出され得るものとする。保管受託銀行またはその代理人は、申込代金を受領するものとし、また、受託会社の指示により買戻請求に応じる責任を有するものとする。

保管契約の条項に従い、保管受託銀行は、受託会社、管理会社またはその適法に任命された代理人による適切な指示を受けた場合のみ、保管契約に基づくその職務を遂行する。保管契約により、保管受託銀行は、保管受託銀行の過失、悪意または故意の違法行為の結果としてファンドが被る一切の直接的損害について責任を負う旨規定されている。

いずれかの当事者は、60日以上前の書面通知を行うことにより、保管契約を終了させることができる。上記にかかわらず、いずれかの当事者は、本契約のいずれかの当事者が破産または支払不能の決定を受けた場合、またはかかる当事者に対して、適用ある破産、支払不能もしくは類似の法律に基づく手続が開始する場合、30日前の書面通知を行うことにより、いつでも保管契約を終了させることができる。

4. ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（「名義書換事務受託会社」）（Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.）

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、ファンドの一定の名義書換事務代行業務をブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託する。この委託に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、特に、受益証券の発行および買戻しの登録、宣言された分配の記録を保持すること、もしあれば、受益者への分配の支払い、ならびにルクセンブルグの法令であるマネー・ロンダリング規制（「AML」）および顧客確認規則（「KYC」）により要求される受益証券の申込者に対するデュー・デリジェンス調査の実施に責任を有する。ファンドに提供するサービスについては、ファンドではなくブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーがブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに報酬を支払う。名義書換事務受託会社はサブ・ファンドから直接報酬を受領しない。

5. SMBCフレンド証券株式会社（「代行協会員」）

日本における受益証券の販売に関して、代行協会員として行為する。

3【資本関係】

管理会社および投資顧問会社と他の関係法人の間に資本関係はない。

第3【投資信託制度の概要】

1 バミューダ諸島における投資信託制度の概要

2015年9月末日現在、ユニット・トラストとして知られる契約型の投資信託の形態にて設定されたものの数は87である。また、2015年9月末日現在、ミューチュアル・ファンドまたはインベストメント・ファンドの数は630に達している。これらのユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドの純資産の総額は、2015年9月末日現在で、およそ1,450.6億米ドルである。

バミューダにおける投資信託について、下記の統計データがBMAにより公表されている。

	2006年12月 末日現在	2007年12月 末日現在	2008年12月 末日現在	2009年9月 末日現在	2010年6月 末日現在	2011年9月 末日現在	2012年9月 末日現在	2013年12月 末日現在	2014年12月 末日現在	2015年9月 末日現在
ミューチュアル・ ファンド	906	881	819	697	661	613	529	478	457	434
アンブレラ・ ファンド	67	77	76	72	64	47	44	42	40	39
サブ・ ファンド（注）	283	253	220	203	172	119	—	—	—	—
分離 アカウント会社	69	77	83	86	79	68	62	72	65	70
分離 アカウント（注）	390	391	336	343	229	209	—	—	—	—
ミューチュアル・ ファンド合計数	1,715	1,679	1,534	1,401	1,205	1,056	635	592	562	543
ユニット・ トラスト	109	106	71	53	39	39	58	57	52	50
アンブレラ・ トラスト	151	162	84	108	101	95	83	60	47	37
サブ・ トラスト（注）	215	215	198	201	175	155	—	—	—	—
フィーダー・ トラスト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ユニット・ トラスト合計数	475	483	353	362	315	289	141	117	99	87
ポートフォリオ 総数（注）	2,190	2,162	1,887	1,763	1,520	1,345	—	—	—	—
ファンド合計数	1,302	1,303	1,133	1,016	1,205	1,056	776	709	661	630
純資産総額	2,115.2億 米ドル (約25兆5,664 億円)	2,491.7億 米ドル (約30兆1,172 億円)	1,711.9億 米ドル (約20兆6,917 億円)	1,544.5億 米ドル (約18兆6,684 億円)	1,812.4億 米ドル (約21兆9,065 億円)	1,604.4億 米ドル (約19兆3,924 億円)	1,842.6億 米ドル (約22兆2,715 億円)	1,758.0億 米ドル (約21兆2,489 億円)	1,750.2億 米ドル (約21兆1,547 億円)	1,450.6億 米ドル (約17兆5,334 億円)

（注）BMAによる統計データの報告方法が変更されたため、2012年9月末日以降、当該データは公表されていない。

2 バミューダ諸島における投資信託の形態

(1) 概 説

バミューダ諸島における投資信託事業は過去15年間にわたって著しい成長を遂げ、現在では十分に確立された投資信託の拠点になっている。かかる結果を達成することができた一因としては、投資信託を規制する責任を負う主要な機関たるBMAがバミューダ諸島内でファンドを設立しようとする者に対して、相当に高度な信用性を要求していることが挙げられる。バミューダ諸島で設定された多数の大型ファンドはロンドン証券取引所および香港証券取引所等の証券取引所で取引されている。加えて、多数のファンド、とりわけヨーロッパの投資家を対象とするファンドはダブリン証券取引所またはルクセンブルグ証券取引所に上場されている。

バミューダ諸島においては、投資信託を、さまざまな形態において、すなわちミューチュアル・ファンド会社（Mutual Fund Company）、ユニット・トラスト（Unit Trust）またはパートナーシップ（Partnership）として構築、設定することができる。投資信託の各形態の詳細については、下記「（2）バミューダ諸島における投資信託の各形態」の項に記載されている。1981年会社法（その後の改正も含む。）は、とりわけミューチュアル・ファンド会社の活用を可能とし、かつ促進することを意図する条項を含んでいる。1981年会社法中の募集に関する一定の条項はユニット・トラストの受益証券の募集にも適用されるが、パートナーシップは1981年会社法の当該条項の対象となっていない。

バミューダ諸島のファンドに係るサービス提供企業との協議により、バミューダ諸島の大蔵大臣（以下「大蔵大臣」という。）は投資ファンド法を制定した。投資ファンド法は、免除されていない限りすべての投資ファンドにつき、標準スキーム（Standard Scheme）、法人向けスキーム（Institutional Scheme）または管理スキーム（Administerd Scheme）に分類するように要求している。投資ファンド法の目的は投資家の利益を保護するという観点から、バミューダ諸島における投資ファンド法セクション2で定義される投資ファンド（「投資ファンド」）の設立および運営に適用される標準および基準を確立する点にある（詳細については、2006年投資ファンド法を参照されたい。）。

1972年為替管理法（および同法に基づき制定された規則）は、集団投資スキームの受益証券または株式の発行および譲渡に対してBMAからの許認可が必要とされる限り、集団投資スキームにも適用される。かかる許認可は、BMAの明示の同意なしには目論見書、プロモーター、保管銀行等の変更を行ってはならないという条件を付して付与される。

BMAは、1969年バミューダ金融庁の法律に基づき、バミューダ諸島内において、またはバミューダ諸島内から事業を行っている金融機関を監督、規制および検査する義務を負う。かかる趣旨においては、投資ファンドは、BMAの監督および検査権限に従う金融機関である。投資ファンド法は、とりわけ投資ファンドに該当する金融機関を規制するという観点から制定されている。

BMAは、投資ファンドを監督、規制し、各投資ファンドに対して、当該投資ファンドが投資ファンド法、投資ファンドの規則および目論見書上の投資ファンドの規則を遵守していることを毎年確認するように要求している。

各スキームは、BMA が指定する様式、方法および頻度でBMAに情報を提供するように要求されており、バミューダの法律により要求されている情報についてBMAに提供することをスキームが拒絶する場合、BMA またはその目的のためにBMAにより正当に授權された者は、スキームの査察を実行することができる。

（２）バミューダ諸島における投資信託の各形態

（Ａ）バミューダ諸島の会社

バミューダ諸島の会社の設立および運営を規定する主要な法律は1981年会社法である。

バミューダ法は、バミューダ人が支配権を有する法人（以下「内国法人」という。）とバミューダ人以外の者が支配権を有する法人（以下「免税会社」という。）を区別している。内国法人に限りバミューダ諸島内で事業を遂行し、取引を行うことが認められている。免税会社はバミューダ諸島の居住者になり、バミューダ諸島外の取引および活動につき、バミューダ諸島内から事業を遂行することができる。

1981年会社法上、公開会社と非公開会社の概念は、正式に区別されているわけではない。但し、1981年会社法の一定の条項は、指定された証券取引所に株式が上場されている会社（以下「公開会社」という。）に排他的に適用される旨を明示している。さらに、会社が、1981年会社法に定義される「一般公衆」に対して株式を発行する場合、目論見書に関する1981年会社法の条項が適用される。

BMAはバミューダ諸島のすべての免税会社の設立を承認しなければならない。また、あらゆる場合において、その実質的所有者の身分を開示しなければならない。

バミューダ諸島の会社の基本定款および付属定款は一体として基本文書を構成する。バミューダ大蔵省は、当該会社の基本定款の内容に関して直接的な監督権限を保持しており、基本定款のみが会社登記官に提出される。基本定款は公開の記録書類であり、会社登記官の事務所にて、公衆の閲覧に供される。

基本定款には、会社の授權株式資本を記載しなければならない。法定最低資本額はない（保険会社を除く。）無額面株式および無記名株式は認められていない。

バミューダ諸島の会社の付属定款はバミューダ諸島の会社登記官には提出されず、また原則として公衆の閲覧に供されない。付属定款には、当該会社、株主および取締役間の権利、義務が記載される。とりわけ、会社が異なる権利内容の種々のクラスの株式を発行している場合、各クラスの株式に付与されている権利を付属定款に記載することができる。

バミューダ諸島の会社はバミューダ諸島内に登記上の事務所を有さなければならず、その住所は会社登記官に登記される。郵便の私書箱は登記上の事務所として使用することができない。会社の株主名簿および記録書類は、原則として、登記上の事務所に保管しなければならない。

バミューダ諸島の会社は少なくとも1名の取締役を置かなければならない。会社の取締役も認められている。非公開の免税会社（つまり、免税会社でその株式が指定された証券取引所に上場されていない会社）は、バミューダ諸島の一定の居住要件を充足していなければならない。すなわち、（a）バミューダ諸島に居住する取締役が1名在すること、（b）バミューダ諸島に居住する秘書役が1名存すること、または（c）バミューダ諸島に居住する代表者が1名存すること。

会社は取締役および役員の氏名および住所を記載した名簿を作成し保持しなければならない。取締役および役員の名簿は登記上の事務所に保管しなければならず、また公衆の閲覧に供さなければならない。

バミューダ諸島の会社の役員は、その会社の取締役であっても、または取締役でなくてもよい。バミューダ諸島の会社は会社秘書役を選任しなければならない。秘書役は会社のあらゆる取締役会および株主総会に出席し、会社の記録書類を作成することが要求されている。

バミューダ諸島の会社は、事業活動に関して適切な会計帳簿を作成しなければならない。かかる会計帳簿は、登記上の事務所または取締役が適切であると思料するその他の場所にて保管される。また取締役は、常時、会計帳簿を閲覧に供さなければならない。会計帳簿がバミューダ諸島外で保管されている場合には、会社は取締役が四半期毎に合理的な正確性をもって会社の財務状態を確認するのに十分な記録をバミューダ諸島内に保管しなければならない。

バミューダ諸島の会社は、株主総会において会社の監査役を選任しなければならない。但し、かかる要件は、全株主および全取締役が書面を以ってまたは株主総会において、監査役を設置しない旨合意することにより、放棄することができる。かかる放棄は、監査役を選任することになっていた年次株主総会にて行われなければならない。

バミューダ諸島の会社の株主は、1名以上であれば足り、かつ株主は、第三者のためのノミニーとして株式を所有することができる。会社が保持する株主名簿には、株主の氏名および住所を記入することを要する。加えて、株主名簿には、株主が所有する株式数を、および全額払込まれていない株式に関しては株式に係る払込済のまたは払込が合意された金額を、記入しなければならない。会社は、株主名簿を登記上の事務所または（適切な通知を提出することにより）バミューダ諸島内の他の住所にて保管しなければならない。ミューチュアル・ファンドは公衆の閲覧に供される株主名簿を作成するという一般的要件を免除されている。

一定の場合、会社の設立後、ある者に対して株式を発行するためには、BMAの承認を必要とする。株式の発行手続および発行される株式の価格は、会社の付属定款に定められる。券面額を下回る発行価格による株式発行は認められない。株式の発行により生じる超過額は、原則として「払込剰余金勘定」と称する法定勘定に貸記され、かかる勘定は、いずれかのクラスの株式の特別発行を含む会社の資本取引のために使用することができる。

付属定款に別段の定めがない限り、バミューダ諸島の会社の株式は、譲渡人および（通常の場合には）譲受人またはこれらの代理人が署名した標準的な譲渡証書により譲渡することができる。株式の発行に関して、譲受人はBMAにより承認を受けなければならない。

バミューダ諸島の各免税会社は、1981年会社法の規定に従い、大蔵大臣の監督に服する。バミューダ諸島の法令に違反した場合、当該会社は、会社の解散および取締役と役員に対する過料の賦課等の制裁を受けることがある。大蔵大臣は、1981年会社法第132条に従い、会社の業務を検査し、大蔵大臣が命じる方法により報告を行う検査役を任命することができる。会社の各取締役、役員または従業員は、検査役に対して、検査のために検査役が要求する帳簿または書類を提出しなければならない。会社の役員、代理人または従業員は、会社の業務検査に際して、（a）検査役が提出することを要求した帳簿もしくは書類の提出を拒絶し、または（b）会社の業務に関連する質問に対する回答を拒絶した場合、過料を課されることがある。検査役は、いつでも大蔵大臣に報告することができ、また、検査の完全性に関して、大蔵大臣に報告し、かつ当該報告書の写しを当該会社へ送付するものとする。

大蔵大臣が、当該報告書を調査により、会社またはその役員、代理人もしくは従業員が（a）1981年会社法の規定または同法に基づき付与された免許、許可または認可に違反する行為を、認識しつつまたは故意に行ったと判断した場合、大蔵大臣は、会社登記官に対して、当該会社の解散申立を最高裁判所に対して行うよう指示することができ、（b）また会社の株主または会社債権者の利益を損なう方法により業務を遂行したと判断した場合、大蔵大臣は、会社に対し、当該業務に関して必要とみなす措置を講じるように要求することができる。最高裁判所は、上記申立の審理により、会社またはその役員、代理人もしくは従業員が1981年会社法の規定に違反する行為を行ったものと認定した場合、（a）会社の解散命令を発し、（b）会社に対し2,000バミューダ・ドルの過料を課し、または（c）当該違反を認識しつつまたは故意に承認または許可した会社の役員、代理人または従業員に対し、同額の過料を課することができる。

（B）バミューダ諸島の免税パートナーシップ

バミューダ諸島のパートナーシップの設立および運営を規定する主要な法律は、（1）1902年パートナーシップ法（その後の改正を含む。以下「パートナーシップ法」という。）（2）1883年リミテッド・パートナーシップ法（その後の改正を含む。以下「リミテッド・パートナーシップ法」という。）および（3）1992年免税パートナーシップ法（その後の改正を含む。以下「免税パートナーシップ法」という。）である。

免税またはリミテッド・パートナーシップは、独立した法人格の取得を決定することができる。かかる決定のない場合、パートナーシップは、法人格を有する法人には当たらず、パートナー間の法的関係にすぎない。独立した法人格の取得を決定しない場合であっても、バミューダ法の下で、パートナーシップは、社団としてあらゆる現実的な目的のために機能することができる。裁判所規則において、パートナーシップは、パートナーシップの名義にて訴え、または訴えられることが認められている。パートナーシップ法第5条および第6条ならびに代理に関する法律に基づき、パートナーシップは、パートナーシップの名義にて業務を遂行する権限を付与されている。バミューダ諸島のパートナーシップに関する法律は、英国法の原則を手本としている。パートナーシップ法は、本質的に、パートナーシップに関するコモン・ローを法制化したものであるが、現行の衡平の原則およびコモン・ローについても、パートナーシップ法の明示の規定に反しない限り、引続き効力を有する旨規定している。パートナーシップ法は、一般に、パートナーシップの性質、パートナーと取引の相手方との関係およびパートナー相互間の関係を規律している。

パートナーシップの運営はパートナーシップ契約に定められる。但し、当該契約が或る事項に関して規定していない場合には、パートナーシップ法が適用される。パートナーシップ契約は（免税リミテッド・パートナーシップ証書に関する情報を除き）非公開とする。

バミューダ法の下では、2種類のパートナーシップの設立が可能である。1つは、すべてのパートナーがパートナーシップの債務および義務に関して無限責任を負担するもの（以下「ジェネラル・パートナーシップ」という。）であり、他は、リミテッド・パートナーシップ法に基づき設立されるパートナーシップで、パートナーのうちの或る者が有限責任しか負担しないもの（以下「リミテッド・パートナーシップ」という。）である。免税パートナーシップは、いずれの種類にも可能である。

免税パートナーシップは、免税パートナーシップ法において「免税パートナーシップに係る証書が免税パートナーシップ法の規定に従い登録済であり、そのパートナーのうちの1名または複数の者がバミューダ人としての地位を有していないパートナーシップ」として定義されている。

免税リミテッド・パートナーシップの場合、免税パートナーシップ法では、リミテッド・パートナーシップ法に基づくリミテッド・パートナーの有限責任が確保されており、かつ行うべき一切の行為および負担すべき一切の罰金はジェネラル・パートナーの責任に帰する旨定められている。

免税パートナーシップは、バミューダ諸島の居住者になり、バミューダ諸島外に及ぶ取引および活動に関連して、バミューダ諸島内から業務を遂行することができる。

免税パートナーシップを設立する許可を取得するためには、大蔵大臣に申請しなければならない。

大蔵大臣の承認を取得した場合、免税パートナーシップとして登録するために、会社登記官に対し、パートナーシップ契約の写しおよび大蔵大臣の承認書の写しを付して、署名済みの免税パートナーシップ証書の写しを送付しなければならない。当該証書は公開の記録書類である。但し、パートナーシップ契約は公開されない。

リミテッド・パートナーシップの場合には、登録のために、会社登記官に対して、リミテッド・パートナーシップ証書（免税パートナーシップ証書に記載される情報の大部分が含まれている。）を送付しなければならない。リミテッド・パートナーシップ証書が登録されない限り、リミテッド・パートナーシップは、「設立」されたとみなされない。

免税パートナーシップの名称、ジェネラル・パートナー（リミテッド・パートナーは対象とされない。）および免税パートナーシップが遂行する業務の一般的性質を変更するには、大蔵大臣から許可を取得することが必要とされる。承認が付与された場合には、免税パートナーシップの変更証書を会社登記官に届け出なければならない。

各パートナーシップは登記上の事務所（私書箱を住所とすることは認められない。）を保持し、バミューダ諸島の「居住者たる代表者」を任命しなければならない。パートナーシップが免税パートナーシップ法の基本的な条項を遵守していない場合、居住者たる代表者は、その旨を大蔵大臣に通知

しなければならない。居住者たる代表者は、ジェネラル・パートナーとして行為するために設立された免税会社であってもよい。

免税パートナーシップは、パートナーシップ契約に定める期間に関し、一般に妥当と認められた会計原則に従って作成された監査済財務書類を保持することを要求されている。但し、パートナーがパートナーシップ契約に別段の定めを設けている限り、かかる規定を放棄することができる。

免税パートナーシップの解散に基づく清算の開始後30日以内に、抹消証書を会社登記官に届け出なければならない。

上記の情報に加えて、とりわけ以下の条項がリミテッド・パートナーシップに適用される。リミテッド・パートナーは、一定の要件を充足することを条件として、パートナーシップに出資することに同意した金額を超えて、パートナーシップの債務について責任を負わない。リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーは、ジェネラル・パートナーシップのパートナーと同一の責任を有する。リミテッド・パートナーシップの業務に関するすべての訴訟は原則として、ジェネラル・パートナーに対してのみ訴えが提起される。リミテッド・パートナーシップは、少なくとも1名のジェネラル・パートナーを有していなければならない。リミテッド・パートナーシップにおいては、原則として、ジェネラル・パートナーのみがパートナーシップの経営に関与し、業務を遂行することができる。リミテッド・パートナーがパートナーシップの経営に関与する場合、当該パートナーは有限責任を享受する利益を失うことになる。

各リミテッド・パートナーシップは、バミューダ諸島内の事務所にて、パートナーのみの閲覧に供されるリミテッド・パートナーの名簿を保管しなければならない。

リミテッド・パートナーシップの登録は、パートナーシップの解散およびこれに基づく清算により、またはリミテッド・パートナーが存在しなくなった場合には抹消することが要求される。抹消証書には、パートナーシップの名称、登録日、解散日および抹消の効力発生日を記載する。かかる証書は会社登記官にて登録されなければならない。

（C）免税ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの投資が会社の株式に対する投資に比べて受入れ易く、または魅力的であるとする地域では、投資家のために（免税会社よりも）一層活用されている。ユニット・トラストは、受託会社が信託証書に従い受益者の利益のために、信託ファンドに関する信託を宣言することにより設立される。投資家が受託会社に対し資金を提供し、原則として受託会社が保管銀行として当該資金を保管し、当該資金は投資家（つまり受益者）の利益のために投資運用会社により運用される。各受益者は、信託財産に対し割合的な持分を有する。

信託は、本来的には、英国の衡平法上の裁判所により展開されてきた法的概念であるが、現在ではある程度、実定法により規定されている。バミューダ諸島の信託法は、英国の信託法を基礎にしているものの、特定の分野ではバミューダの実定法により補強されている。英国のコモン・ローは、バミューダ諸島では高度に説得的な権威を有している。

信託は、原則として証書（つまり「信託証書」）により設定される法的関係であり、これにより或る者（以下「信託設定者」という。）が受託会社に対し、財産（以下「信託財産」という。）を提供し、受託会社は、特定の者（以下「受益者」という。）の利益のために、信託財産に対する所有権を保有する。信託契約の中には、（後述の）「保護機関」が含まれることがある。

信託の特徴は、1989年信託法（以下「1989年法」という。）第2条（2）（特定条項）に、以下のように記載されている。

- （a）信託財産は、受託会社の固有の財産とは分離された信託財産を構成する（そのため受託会社の債権者は自己の債権に関して、信託財産にかかって行くことはできない。）。
- （b）信託財産に対する所有権は、受託会社の名義または受託会社を代理するノミニーの名義にて保持される。

(c) 受託会社は、法律により課される忠実義務に従い、受益者の利益のために信託の条項に基づいて、信託財産を管理し、処分する権限および義務を有する。

受託会社は、信託財産の所有権を有し、受益者の利益のために信託を管理する義務を負う者である。信託財産を構成する財産は、不動産または動産（例えば、現金、証券、土地、個人的財産その他の有形または無形資産）のいずれであってもよい。かかる財産は信託の対象となりうることが確認されているものでなければならない。受託会社は、受益者に対し忠実義務を負っており、法律により課された厳格な義務を履行することが要求されている。最も重要な義務には、以下のものが含まれる。

- (i) 信託の条項に従い受益者の最善の利益のために、信義に従い誠実に行動すること。
- (ii) 受託会社の固有の財産および受託されているその他の財産から分離して信託財産を管理、維持すること。
- (iii) すべての受益者が成年であり、かつ信託証書の条項に反する受託会社の行為に同意する場合でない限り、または裁判所が信託証書の条項の変更を認可する場合でない限り、信託証書の条項を遵守すること。
- (iv) 受益者間では、不平等な取扱いをしないこと。とりわけ、ある受益者に対し当期利益に対する分配を行い、他の受益者に対し将来の持分を付与する場合には、かかる義務は受益者の公正な持分割合に応じて履行される。
- (v) 信託証書に矛盾する明示的な定めがない限り、信託財産を保全し、不要な資産を売却すること。
- (vi) 信託の管理および信託財産の投資に当たり、合理的な注意、能力および配慮を尽くすこと。無償の受託会社は、自己の固有財産の管理に際して尽くされる一般人の誠実義務、忠実義務および注意義務と同程度の忠実義務および注意義務を信託の管理に際して尽くすことで足りる。高度の水準の忠実義務および知識は（信託証書に別段の記載がない限り）有償の専門的な受託会社に対し期待されている。
- (vii) 信託証書により適切に授權されている場合を除き、第三者または共同受託会社に対し、義務または権限を委任しないこと。
- (viii) 信託証書に基づき別段の明示的な授權を受けていない限り、全員一致により行動すること。そのため、投資およびすべての信託財産は、共同名義により、またはすべての受託会社の指図に従い保管されなければならない。
- (ix) 信託証書により報酬が承認されていない限り、無報酬にて行動すること。
- (x) 自己の利益のために、信託財産から利益を得、または信託財産を買取らないこと。受託会社は、受託会社としての資格に基づいて受領した利益その他の利得に関し、受益者に説明しなければならない。信託証書により授權されていない限り、公正な対価が支払われたかどうかにかかわらず、受託会社による信託財産の買取りは受益者により無効とされることがある。

受託会社は、法律上、すべての信託財産および信託業務の適切な記録書類および会計帳簿を作成し保管することを要求されている。

バミューダ諸島における信託を規定する主要な法律は、1975年受託会社法（本質的には、1925年英国受託会社法を基礎としている。以下「受託会社法」という。）、1989年信託（特別規定）（改正済）法、1989年永続積立法および2001年信託（信託業務規則）法である。

とりわけ、受託会社法は、バミューダ諸島の信託の受託会社に対して一定の権限を付与し、信託の設立および運営のための法的根拠を導入し、かつ信託証書に織込まれる管理規則の標準項目を定めている。

2001年信託（信託業務規則）法には、バミューダ諸島内で信託業務を遂行するための免許が付与されるべき信託会社の規制上の枠組みが定められている。

永続型信託財産の付与および外部に対する当該付与に関する英国のコモン・ローの原則の適用は、バミューダ諸島においては、1989年永続積立法（以下「永続積立法」という。）により変更を受けて

いる。永続積立法は、積立に関する当該原則を近代化して、簡潔にしたものであり、コモン・ローの原則に基づき無効とされたはずの一定の信託の有効性を確保している。永続積立法には、信託期間として100年間を超えない確定期間を選択できる旨の規定がある。永続積立法第15条には、信託に基づく利益の積立を永続的な期間（すなわち、100年間またはコモン・ロー上の永続期間に21年を加算した期間）継続することができる旨の定めがある。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者および信託財産が2016年3月28日まで課税されない旨の約定を取得することができる。

(3) 2006年投資ファンド法（投資ファンド法）

規則

バミューダ諸島のファンドに係るサービス提供企業との協議により、投資ファンド法は2007年3月7日に施行された。投資ファンド法により、1998年BMA（集団投資ファンドスキーム分類）規則（「CIS規制」）は無効となる。投資ファンド法の目的は、投資家の利益保護という観点に立った、バミューダの投資ファンドの設立および運営に適用される規範および基準を確立することである。投資ファンド法は、認可の取得を免除される場合を除き、投資ファンド法が適用されるすべての投資ファンドによる認可の取得を要求している。認可を受けた投資ファンドは、BMAにより、（1）法人向けファンド（Institutional funds）、（2）管理型ファンド（Administered funds）および（3）標準ファンド（Standard funds）に分類される。それぞれのファンドのクラスの詳細は、以下のとおりである。

法人向けファンド

投資ファンドは、以下の場合、法人向けファンドに分類される。

（a）基本文書および目論見書に基づき

i 適格投資家のみに公開されている。

ii 各投資家につき、投資ファンドへの最低投資金額を100,000米ドルとする。

（b）投資ファンドが、投資ファンドの会計帳簿および記録書類を入手できるバミューダ諸島に居住する役員、受託者または代表者を有する。

以下に該当する場合、「適格投資家」という。

（i）個人的な収入が、当該年の前年、前々年の2年間、それぞれ、200,000米ドルを超えるか、その配偶者との合算収入が、かかる2年間の各年、300,000米ドルを超える場合で、投資を行う当該年においても、同様の水準の収入が合理的に見込まれる個人。

（ii）投資を行う当該年において、その純資産または配偶者と合算した純資産が100万米ドルを上回る個人（以下「高額資産投資家」という。）。

（iii）金融および事業に係る事項について知識や経験があり、投資により見込まれるメリットやリスクを正しく評価できる個人。

（iv）資産総額が、500万米ドル以上の企業組織、非法人組織、パートナーシップまたは信託（かかる企業が当該資産を単独で保有しているか、または、その一部を子会社もしくは持株会社であるその他の企業組織を保有しているかを問わない。）。

（v）そのすべての株主、構成員または受益者が上記の分類に当てはまるもの。

管理型ファンド

投資ファンドは、その事務管理会社が投資ファンド法に基づき認可されている場合で、以下の要件を充足する場合、管理型ファンドに分類される。

（a）基本文書および目論見書に基づき、投資家に対して、投資ファンドへの最低投資金額として50,000米ドルを要求している場合。

（b）かかる目的のために、BMAが認める証券取引所に上場している場合。

標準ファンド

その他の分類に当てはまらない場合、投資ファンドは、標準ファンドに分類される。

大蔵大臣は、どの投資ファンドの分類についても、現在の要件を変更する権限を有し、投資ファンドの追加分類を設定できる。

申請手続

ファンドの認可の申請は「投資ファンド法申請書式」によって行われ、設立、構成および／または組織の承認ならびにファンドのユニットの発行および譲渡の一括承認の要請と、同時にまたは希望する場合は、事後に、BMAに提出される。（下記、「規制投資信託の設立」の項参照。）

業務運営者が関連する認可申請の提出に先立ってファンドを設立または組織することを望む場合には、BMAは、プロモーターになる予定の者の精査を含む標準的な設立関連デュー・ディリジェンス手続きをただちに開始する。さらに、認可または免除についての最終決定権を毀損せずに設立／組織について早い決定をする。設立が承認された場合、プロモーターは、必要な銀行口座を開設するなど、ファンドが営業を開始するために至急準備をする地位に就き、設立に通常伴うその他の手続きをとる。しかし、ファンドが認可または免除を得るまで営業を開始できないことは明らかである。

申請の迅速な処理の一助として、BMAは、プロモーターになる予定の者およびサービス提供会社の名称をBMAに事前通知するために使用される直通連絡用Eメール・アドレスを設置したことに留意しなければならない。

認可申請は下記を伴わなければならない。

- (a) 会社名およびファンドの各サービス提供会社の登記上の事務所または本店の確認書、
- (b) 認可のための要件をファンドが遵守している、または認可された際には遵守することを確認する業務運営者の署名した証明書、
- (c) BMAが合理的に要求する情報、および
- (d) 申請料。

BMAは、ファンドが適切な分類で認可されるための申請を認めることがある。

BMAに対する投資ファンドの認可および分類の申請は、手続きに通常、2営業日から5営業日を要する。

投資ファンド法は、経過規定を含み、それにより、CIS規則の下でバミューダ法人向けスキームとして承認された各投資ファンドは、新投資ファンド法の下で法人向け投資ファンドとして認可され分類される。既存のバミューダ標準スキームは、標準投資ファンドとして分類される。さらに、CIS規則の下で承認された投資ファンドがその分類に課された条件に従っている場合、当該条件は投資ファンドに適用され続ける。いかなる当該投資ファンドも、手数料なしで分類を変更することができるが、分類変更の当該申請は投資ファンド法の開始日から6か月以内になされる。

認可要件

適切な分類で認可を取得するために、

- (a) ファンドは、監査済みの年次財務書類を作成しなければならない。ただし、BMAは、適切であると考えられる場合、特定の年度についてファンドの財務書類は監査を受けなければならないという要件を適用しないことがある。
- (b) ファンドは、投資管理者、監査人および管理事務代行会社を任命しなければならず、または、認可を受ける段階でこれらの者を任命する。
- (c) ファンドの財産は、バミューダにおいて認可を取得しているか、またはバミューダ以外の地域で設立されている場合はこれに相当する規制監督に服している保管受託銀行に委託しなければならない。BMAは、異なる取決めによりファンドの財産の安全な保管体制が整っていると判断する場合は、当該要件の免除を認めている。かかる免除は、フィーダー・ファンドおよびファンド・オブ・ファンズにおいて、関連するマスター・ファンドにのみ投資が行われ、かかるマスター・ファンドが保管受託銀行または承認されたプライム・ブローカーを任命している場合に認められ、ファンド・オブ・ファンズの場合は保有資産が主に銀行預金および投資先ファンドの登録済み株式で構成されていることを条件とする。免除は、主としてインフラストラクチャーのタイプの資産に投資されるファンドの場合にも、認められることがある。
- (d) 保管受託銀行はまた、業務運営者（投資ファンド法の定義では、ユニット・トラストに関しては受託者、リミテッド・パートナーシップに関してはゼネラル・パートナー、およびミューチュアル・ファンド会社の場合は会社をいう。）から独立していなければならない、さらに
 - (1) ミューチュアル・ファンド会社の場合は、取締役、
 - (2) パートナーシップの場合は、パートナー

からの独立が義務付けられている。

BMAは、かかる措置が適切であると考える場合、ファンドの業務運営者から申請を受けた場合、保管受託銀行は、業務運営者、ミューチュアル・ファンドの取締役、またはパートナーシップのパートナーから独立していなければならないという要件を、適用しないことがある。

(e) 業務運営者およびサービス提供会社となる予定の者は、かかる行為を行うものとして適切かつ適正な者でなければならない、その経験および知識の組み合わせは、ファンドの目的に適したものでなければならない。

(f) ファンドは、ファンドの規則およびファンドの目論見書上の規則の要件を遵守しなければならない。

認可を取得しているファンドはすべて、登録機関を任命しなければならない、かかる者がバミューダにおいて参加者名簿を保管することを要求されている。

ファンド規則

ファンド規則は、標準ファンドに分類された認可投資ファンドにのみ適用され、当該ファンドの保管銀行はBMAによる認可が必要である。ただし、投資ファンドの事務管理会社が、バミューダ諸島でファンドの管理事務業を行っている場合を除く。

かかる規則は、投資家または投資家になろうとする者による閲覧の用に投資ファンドの基本文書の写しを供するように要求しており、監査済財務書類を含む財務報告書の作成を義務付けている。かかる財務書類は、一般に認められた会計原則に基づき作成され、一般に認められた監査基準に基づき監査されなければならない。

ファンド目論見書規則

ファンド目論見書規則は、すべての認可投資ファンドに適用され、以下を含む、特定事項を目論見書で開示しなければならない。

- (a) 取締役、役員、および主要なサービス提供会社の名称、住所、およびその他の事項。
- (b) 投資目的および投資制限ならびに借入権限。
- (c) 重大なリスク。これには分離勘定の運営に関連する潜在的なリスクの記述が含まれる（該当する場合）。
- (d) 受益証券に付随する主要な権限と制限。
- (e) 発行価格および買戻価格の決定の基準、ファンド資産の評価の基準および頻度に関する記載。
- (f) 潜在的な利益相反の記載。
- (g) 会計年度終了日、投資家に配布される財務報告書の通知および頻度。

目論見書には、特定の免責条項、および投資家が投資ファンドへの投資メリットについて情報に基づいて判断するために合理的に請求するであろうその他の重要な情報を記載しなければならない。

BMAは、記載したような当該規則を遵守することが、必要以上に負担である、または、これにより規則が制定された目的を達成できないと判断する場合、特定の投資ファンドについて、ファンド規則またはファンド目論見書規則を変更または放棄する権限を有する。BMAが、かかる規則が保護すべき利益に過度のリスクを生じるとみなす場合には、放棄または変更は行われない。

BMAは、通常、マスター・ファンドに対して、ファンド目論見書規制による目論見書発行の要件の免除を認める。ただし、マスター・ファンドの投資者が同様の構造を持つフィーダー・ファンドであり、それぞれのフィーダー・ファンドが目論見書を作成し、発行している場合に限る。

会社法上の目論見書要件

ミューチュアル・ファンド（または、ユニット・トラストのバミューダ諸島の管理会社または受託会社）による一般への株式募集は、免税会社の一般への株式募集と同様に、1981年会社法が目論見書規定に従う。1981年会社法が目論見書規定は、パートナーシップには適用されない。下記「1981年会社法による目論見書の要件」参照。

設立文書

投資ファンドの設立文書は、その事業の規制および運用について規定している。一般に、投資ファンド法は、設立文書で、（a）受益証券に付随する権限および制限、（b）資産および負債の評価条件、（c）受益証券1口当たり純資産価格および受益証券の発行価格および買戻価格の計算方法、（d）受益証券の発行、譲渡、転換（適用あれば）および買戻条項、（e）投資制限および借入制限（もしあれば）について規定するよう要求している。

規則対象外ファンド

私募ファンド

私募ファンドである投資ファンドは、明示的に、投資ファンド法の適用対象外とする。投資ファンドへの投資者数が20名以下で、投資ファンドが通常一般への募集を行わない場合に、私募ファンドとなる。

私募ファンドがかかる除外の要件を満たしていることの書面による通知は、業務運営者が、設立後実務的に可能な限り早急に、BMAに対して行わなければならない。

免税ファンド

CIS規則上の免税ファンドは、投資ファンド法においても、免税ファンドとする。

新規投資ファンドは、BMAに、投資ファンド法の免税ファンドとなることを申請することができる。

免税ファンドには、クラスA免税ファンドとクラスB免税ファンドの2種類がある。登録されると、これらのファンドはBMAに対して最小限の報告義務を負う。

ファンドは、その投資運用会社が一定の適格基準を満たし、かつ、その証券の募集が「適格購入者」（以下に定義される）に対して行われる場合に、クラスA免税ファンドとして適格となる。適格投資運用会社には、（i）投資業務法に基づきライセンスを付与された者、（ii）BMAが認める外国の規制当局により認可され、もしくはライセンスを付与された者、または（iii）BMAが認める法域において事業を行っており、（個別に、もしくはグループの一部としての）運用総資産が100百万米ドル以上である者が含まれる。

さらに、クラスA免税ファンドは投資ファンドの帳簿および記録を閲覧することができる役員、受託者または代表者をバミューダに置かなければならず、投資ファンドはファンドの事務管理会社、登録機関、監査人および保管会社またはプライム・ブローカーを任命しなければならず、また、ファンドの財務諸表は国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）または一般に妥当と認められた会計原則（以下「GAAP」という。）その他BMAが適切とみなす基準に従って作成されなければならない。

クラスA免税ファンドの投資運用会社の適格要件を満たさないファンドは、適格購入者に対して証券の募集を行い、または一投資家当たり100,000米ドルの最低投資額を要求する場合、クラスB免税ファンドとしての指定を受けることを選択することができる。クラスB免税ファンドもまた、投資ファンドが当該投資ファンドの帳簿および記録を閲覧することができる役員、受託者または代表者をバミューダに置くこと、投資ファンドが投資運用会社、ファンドの事務管理会社、登録機関、監査人および保管会社またはプライム・ブローカーを任命していること、ならびにファンドの財務諸表がIFRSまたはGAAPその他BMAが適切とみなす基準に従って作成されることを要求する。

継続要件は単純である。最初の登録の後には毎年、クラスA免税ファンドとクラスB免税ファンドのいずれも、継続して免税要件を満たしていることを証明し、監査済みの年次財務諸表の写しを提供しなければならない。また、クラスA免税ファンドは、毎年、募集文書の条件の重大な変更についてBMAに通知する必要がある。クラスB免税ファンドは、ファンドの取締役またはサービス提供者に変更がある場合、BMAに通知し、その事前承認を得なければならない。

双方のクラスの免税ファンドは、スイスの設立国ルールに基づき、EU貯蓄課税指令（以下「EU指令」という。）の適用外として取扱われる。これは、免税ファンドは、EU指令の開示要件または源泉徴収税要件に従わず、スイスの支払代理人を介して業務を行うことができることを意味する。

ファンドが免除を認められている場合、通常、投資ファンド法の規定からは免除されるが、会社法の要件は、それがバミューダ諸島におけるすべての会社に関係するため、満たされなければならないことに留意すべきである。

クローズド・エンド型投資ファンド

クローズド・エンド型ファンドの投資家は、保有する受益証券の買戻しを請求する権限がなく、一般的には、事前に決定された投資期間の終了時に純資産価額で買戻される。

会社型のクローズド・エンド型ファンドは、会社法に基づき、投資持株会社として登録されることにより、設立される。当該会社は、一般に、会社自身に（株主ではなく）、特定の状況において株式の買戻しまたは購入を実施できる権限を付与して設立されている。かかる権限は、投資家の適格規制を確実に遵守するため、また、適切な時期に投資家に資本を返還するために用いられる。かかる会社、および事実上同様の構造を持ったユニット・トラストおよびパートナーシップは、投資ファンド法に定める「投資ファンド」の定義に該当しないため、通常、投資ファンド法の規定には従わない。

クローズド・エンド型投資ファンドの管理会社は、一般に、投資ファンドについてその概要を前述した投資経験、財務上の健全性、および目論見書開示に関する同様の規則を遵守しなければならない。クローズド・エンド型投資ファンドのその他のサービス提供会社の身元も、BMAに対して開示しなければならない。ただし、かかるものに関してBMA認可は要求されないためかかる開示は、BMAが参照するに留まる。

クローズド・エンド型投資会社による一般への株式募集は、免税会社の一般への株式募集計画と同様に、会社法が目論見書規定に従わなければならない。（上記「会社法による目論見書の開示」の項参照。）

現行規定

投資家への報告書

投資ファンドは、監査済財務書類の写しを含む、投資家への財務報告書の作成、配布の規定を設けなければならない。財務書類は、一般に認められた会計原則に基づき作成され、一般に認められた監査基準に基づき監査されなければならない、いずれかは、バミューダ国外の法域のものとすることができる。

BMAへの報告書

投資ファンド法は、BMAが合理的に要求する投資ファンドの投資活動についての報告書を、BMAに対して提出するよう、ファンド業務運営者に要請する権限を付与している。標準ファンドは、月次ベースで、その運用について、BMAに報告しなければならない。かかる報告は、投資ファンドの1株または1口当たり価格、純資産価額および同月の販売および買戻し金額を含めなければならない。報告は、月末から20営業日以内に実施しなければならない。通常、投資ファンドの事務管理会社が、かかる報告を取扱っている。法人向けファンドおよび管理型ファンドは、標準ファンドと同じ基準で報告しなければならない。唯一の違いは、報告の頻度であり、かかる投資ファンドは、各暦四半期の終了から20営業日以内に報告するものとする。

投資ファンドは、BMAに対し、会計年度終了後6ヶ月以内に、投資ファンドが投資ファンド法、ファンド規則およびファンド目論見書規則を遵守していることを確認する書面を提出しなければならない。

ファンドのサービス提供会社は、BMAに対して、特定事項について報告しなければならない。サービス提供会社が、実質的にファンド資産がその目論見書に従い投資されていないこと、および、投資ファンドの通常の管理運営が、実質的に、その基本文書の規定に従い行われていないことに気づいた場合、当該サービス提供会社は、かかる事態の発生後、14日以内にBMAに通知しなければならない、その業務運営者に対して、かかる事態について、書面による報告を行わなければならない。

BMAへの通知およびBMAの承認

認可投資ファンドの業務運営者は、BMAに対して、以下の場合、事前に書面による通知を行ない、承認を得なければならない。

- i ファンドの目論見書の重大な変更。

ii サービス提供会社の変更。

会社の取締役の変更の申し出についても、BMAに対して、通知しなければならないが、BMAの事前の承認は必要ない。

標準ファンドだけが、（i）ユニット・トラストの受託会社の変更、（ii）リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーの変更、（iii）1または2つの会社の再建、合併のため、投資ファンドの業務を終了するという申し出に関して、BMAの事前の承認を得る必要がある。法人向けファンドまたは管理型ファンドは、単に、BMAに予定される変更を通知するだけでよい。

情報収集および調査権限

BMAは、認可投資ファンドの認可を特定の場合に取消することができる。しかしながら、BMAが、その状況が、取消を正当とするものではないと判断した場合、BMAは、それに代わる指示を行うことができる。BMAは、特定の状況において、最高裁判所に対して、投資ファンドの解散を申し立てる権限を有する。

新投資ファンド法は、広範な情報収集権、介入権、強制権をBMAに付与している。BMAによるか、それに代わる調査の開始の規定も含んでいる。しかしながら、BMAによる機密情報の開示を制限する防護策および保護策も設けられている。もっとも、投資ファンド法は、開示について一定の方法も提供している。かかる開示義務の範囲には、制限が設けられており、よって、例えば、「証拠漁り」を行うためにかかる権限を用いることはできない。

（4）1981年会社法による目論見書の要件

（A）概要

1981年会社法の第3部および第35条は、目論見書および募集について定めている。目論見書は、ミューチュアル・ファンドの取締役（ユニット・トラストの場合にはユニット・トラストの受託会社または管理会社）による受益証券（share）の募集を構成する。パートナーシップは、1981年会社法の当該条項の対象にはならない。従って、集団投資スキームにより作成された目論見書または募集目論見書は、ユニット・トラストまたはミューチュアル・ファンドを設立するためのBMAへの申請手続の一部を形成する。さらに、当初募集前に、集団投資スキームは目論見書を発行し、バミューダ会社登記官に提出しなければならない。さらに、当初募集の前に当該スキームは目論見書を発行しなければならない。またかかる目論見書の発行前または発行後合理的に可能になり次第、バミューダの会社登記官に目論見書を届出なければならない。かかる目論見書は当該スキームにかかわる取締役全員もしくは取締役代行全員によって署名されるか、またはそれらを代理して署名されなければならない。受益証券の継続的な募集のために、目論見書の重要な記載事項が正確ではなくなる場合には、発行会社は、目論見書の補足を会社登記官に提出しなければならない。ユニット・トラストについて、募集を行う受託会社または管理会社がバミューダ諸島で設立されている場合、バミューダ会社登記官への届出要件のみが存続する。

下記の場合には前項に記載される目論見書を発行し、届出する必要はない。

- （a）株式が特定証券取引所に上場されており、当該特定証券取引所の規則により、当該会社は当該時または当該状況下で目論見書を発行し、届出の必要がない場合、または
- （b）当該会社が所轄監督当局の規則または規制に準拠しており、かかる規則または規制により、当該会社は当該時または当該状況下で目論見書を発行し、届出の必要がない場合。ただし、当該当局の管轄地以外に居住する者に対してのみ当該募集が行われることを理由として目論見書の発行および届出が免除されている場合を除く。

目論見書は、1981年会社法第27条第（1）項、適用のバミューダ公認スキームに関するBMA規則および投資ファンド法に従うファンド目論見書規則に規定されている記載内容上の要件に従わなければならない。目論見書が1981年会社法を遵守していることを証明して弁護士により必要であれば会社登記官に提出されなければならない。受益証券の継続的な募集のために、目論見書の重要な記載事項が正確ではなくなる場合には、発行会社は、目論見書の補足を会社登記官に提出しなければならない。

1981年会社法は、目論見書が（i）1981年会社法に定める事項を含むか、または（ii）指定された証券取引所もしくはバミューダ諸島以外の権限ある規制当局（以下「外国当局」という。）により受領または承認されるかなければならない旨の規定がある。

1981年会社法により目論見書に記載することを要求する項目は以下の通りである。

- （a）発起人、役員および予定されている役員の氏名、経歴および住所
- （b）会社の事業または予定されている事業
- （c）発起人、取締役または仮取締役の決定において発行により調達されなければならない最低募集総額
- （d）募集される受益証券に付随する権利または制限
- （e）目論見書に記載されている受益証券の販売に際して支払うべき手数料およびかかる販売に関して会社が受け取るべき金額
- （f）会社の役員による会社の受益証券保有
- （g）1981年会社法に基づき制定された細則が要求する様式で作成され、その要求する情報および文書の写しを記載した会社の監査人による報告書またはステートメント
- （h）募集の開始および終了の日時

1981年会社法第28条は、運転資本を含む一定の事柄を規定するために発行により調達しなければならない最低募集総額の扱いを定めている。1981年会社法には、目論見書の発行日から120日以内に、会社の受領した金額がかかる最低額に達しない限り、株式を割当てることができない旨の定めがある。従って目論見書には、その旨を記載しなければならない。またはこれに代わり、募集の要項にかかる要件に反しないようにする必要がある。

さらに、株式の発行および割当の仕組みを最低額の受領前に株式を割当てることができるようなものにしてはならない。例えば、受領すべき最低募集総額が1,000,000バミューダ・ドルであり、1名の投資家が申込む最低額が10,000バミューダ・ドルである場合、目論見書には株式が申込書および払込金の受領時に発行される旨、単純に記載してはならない。

継続的な募集の場合にはしばしば見受けられることであるが、取締役が最低募集総額がないと考えている場合、その旨の記載を含まなければならない。

1981年会社法には、会社が株式の引受または引受手続の対価として、当該引受人に対し「妥当な手数料」を支払う旨の定めがある。上記を除き、会社は株式資本を手数料、割引料または控除額の支払に充当しない。

監査済財務諸表および監査報告書は各目論見書に含まなければならない。財務諸表は、目論見書の発行日の前6か月以内の日付のものが作成されなければならない。かかる監査済財務諸表が目論見書の発行日の6か月以上前の期間に関連するものである場合、かかる日付の前4か月以内に終了した四半期の未監査財務諸表も目論見書に含めなければならない。

新たに設立された会社の最初の募集の場合、会社がまだ事業を開始していないこと、会計書類が作成されていないことおよび配当が宣言または支払われていないことを記載した監査人による報告書を含むことで足りる。

さらに、一般的には、監査人が目論見書に監査報告書を含めることに同意し、かつ同意を撤回していない旨の記載が含まれる。

外国当局が株式を募集するための基礎として目論見書を「受領または承認」した場合、目論見書は法定の記載内容上の要件に従う必要はなく、当該外国当局により受領または承認された様式にて受諾可能として取扱われる。但し、目論見書が外国当局に受領または承認された場合でも、1981年会社法第28条により要求される発行により調達しなければならない最低募集総額に関する記載を含まなければならない。

1995年会社に関する（財務諸表および監査報告書）規則は、1981年会社法第27条第（1）項（h）号および（i）号により目論見書に一定の情報を含めることを要求している。（h）号は集団投資ス

キームが事業を行っていない場合の株式または受益証券の当初募集の際に使用される目論見書に以下の3項目を含めることを要求している。

- (a) 集団投資スキームが事業を行っていないこと
- (b) 設立以降、集団投資スキームの財務状況に重大な変更がないこと
- (c) 監査人が同意し、または同意を撤回していないこと
 - (i) 号は株式の当初募集中の目論見書に以下の1項目を含めることを要求している。
 - (a) 監査人による集団投資スキームの監査人としての任命の受諾の確認書

(B) 刑事上および民事上の責任

1981年会社法は、記載内容が重要でないかまたはかかる記載を行った時点において真実であると確信する合理的な根拠があったことを証明しない限り、目論見書に不実の記載を行いまたはこれを承認することを刑事上の犯罪とみなしている（1981年会社法第30条）。起訴され、有罪判決が宣告された場合、かかる者は5年間の懲役刑もしくは5,000バミューダ・ドルの罰金刑に処し、または両刑を併科することがある。略式判決においては、1年間の懲役刑もしくは2,000バミューダ・ドルの罰金刑に処し、または両刑を併科することがある。

1981年会社法はまた、目論見書の不実の記載に民事上の責任を負わせることを定めている。1981年会社法第31条は、目論見書を信頼して株式を引受けたすべての者が目論見書に含まれる不実の記載により蒙った損失または損害を賠償する責任を以下の者に負わせている。

- (a) 目論見書の発行当時の集団投資スキームの取締役もしくは役員またはユニット・トラストの管理会社
- (b) 目論見書の中で役員として任命されることを承諾もしくは役員として任命されている者、または目論見書の中で直ちにもしくは一定期間後に役員となることに同意している者
- (c) 集団投資スキームの発起人またはユニット・トラストの管理会社となる者
- (d) 目論見書の発行を承認する者

但し、以下の事項を証明することができる場合には1981年会社法第31条の責めを負わない。

- (i) 目論見書が無断でまたは同意なしに発行され、その発行を認識したときに無断でまたは同意なしに発行されたという合理的な公告を直ちに行った場合。
- (ii) 目論見書の発行後、目論見書に基づく株式の割当前に、目論見書に含まれている不実の記載を認識し、同意を撤回し、撤回およびその理由の合理的な公告を行った場合。
- (iii) 株式の割当時まで記載が真実であると確信する合理的な根拠があった場合。

専門家または公務員によりなされた記載に関しては、上記（a）ないし（d）の者に責任が帰することはない。

(C) 継続的な届出義務

一般的に、年次の届出業務は存在しない。

ただし、当該集団投資スキームが受益証券を公衆に対して継続的に募集する場合において、目論見書のいずれかの規定が重要な点において正確ではなくなる事由が発生したときは、会社登記官に対し補足目論見書を届け出なければならない。

(5) 租税、印紙税および為替管理

租税

本書の作成日現在、免税会社、免税パートナーシップもしくは免税ユニット・トラストまたはこれらの株主、パートナーもしくは受益者（バミューダに通常居住する者を除く。）が支払義務を負うバミューダ諸島の法人税、所得税、収益税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税、資本移転税、財産税または相続税は存在しない。

これらの各法人・団体は、1966年免税事業課税防止法に基づき、①利益または所得について計算される租税、②資本性資産、キャピタル・ゲインもしくは評価益について計算される租税または③財産税もしくは相続税の性質を有するその他の租税を課す法律がバミューダ諸島において制定された場合、かかる租税が2035年3月31日までかかる法人・団体もしくはその事業またはかかる法人・団体の株式、受益証券その他の債務証券に適用されないことを確保するよう、バミューダ諸島大蔵大臣に申請することができ、通常かかる適用の免税を受ける。但し、かかる租税が、バミューダ諸島に通常居住し、かかる法人の株式、受益証券その他の債務証券を有する者に適用される場合またはかかる法人・団体に賃貸された土地に適用される場合は、この限りでない。

ユニット・トラストは、それ自体ではバミューダ諸島において年間登録手数料を支払う義務を負わないが、ユニット・トラストのバミューダ諸島所在の管理会社は、管理するユニット・トラストについて2,905バミューダ・ドルの手数料を支払う。

バミューダ諸島の免税パートナーシップの年間手数料は2,235バミューダ・ドルであり、バミューダ諸島の免税会社の年間手数料はその株式資本の額により、1,995バミューダ・ドル乃至31,120バミューダ・ドルの範囲でスライドする。

投資ファンド法は、認可または免税（場合による。）の申請を行った時点、分類の変更の申請を行った時点と、その後は、毎年、4月30日またはそれ以前に、各種手数料の支払いについて以下のように規定している。

認可申請手数料（全投資ファンド）－ 855.00ドル

再分類手数料（全投資ファンド）－ 855.00ドル

年間手数料

法人向けファンド－ 968.00ドル

管理型ファンド－ 968.00ドル

標準ファンド－1,530.00ドル

免税ファンド申請手数料－ 567.00ドル

免税ファンド年間手数料－ 680.00ドル

印紙税

免税の会社、パートナーシップまたはユニット・トラストがその資本、株式または受益証券の発行、償還または譲渡に当たり支払義務を負う印紙税その他類似の租税は存在しない。

為替管理

バミューダ諸島は独立した為替管理を行っており、1972年為替管理法および関連規則に基づき管理している。免税会社、免税パートナーシップおよび免税ユニット・トラストは、バミューダ諸島の為替管理上、BMAより非居住者として分類される。またBMAは、1972年為替管理法および同法に基づく細則に基づく特段の同意を得ることなく、為替管理上バミューダ諸島の非居住者とみなされる者に対する、またはかかる者による免税会社、免税パートナーシップまたは免税ユニット・トラストの株式または受益証券の発行、償還および譲渡を行うことを認可する。為替管理上バミューダ諸島の居住者とみなされる者が関わる発行および譲渡には、1972年為替管理法に基づく個別の承認を事前に取得する必要がある。

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成27年3月31日 有価証券届出書／有価証券報告書（第10期）

平成27年7月31日 半期報告書（第11期中）／有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

ピムコ・バミューダ・トラストII

受託会社御中

私どもは、添付のPIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドD、ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD、PIMCOバミューダJGBフローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダJGBフローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII（M）、PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドII、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドIII、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンドII、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドII、ピムコ・ワールド・ハイインカム（以下「ファンズ」という。）の2015年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産・負債計算書、ならびに同日に終了した年度または期間における運用計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書（PIMCOバミューダJGBフローター・フォーリン・ストラテジー・ファンドおよびPIMCOバミューダJGBフローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンドについて）および経理のハイライトで構成される財務書類について監査を行った。これらの財務書類および経理のハイライトを、以下総称して「財務書類」という。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した本財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任には、不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの行った監査に基づいて本財務書類について意見を表明することにある。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、本財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、本財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続きの実行が含まれる。私どもの判断により選択されるこの手続きは、不正または誤謬に関わらず本財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。かかるリスク評価において、私どもは、状況に適合する監査手続きを立案するため、ファンズの財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これはファンズの内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。したがって、私どもはそのような意見を表明しない。監査はまた、経営陣により採用された会計原則の適正性および重要な会計見積りの合理性についての評価とともに、本財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

私どもの意見では、上記の財務書類がすべての重要な点において、2015年10月31日現在の各ファンドの財政ポジション、ならびに同日に終了した年度または期間の経営成績、純資産の変動、キャッシュ・フロー（PIMCOバミューダJGBフローター・フォーリン・ストラテジー・ファンドおよびPIMCOバミューダJGBフローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンドについて）および経理のハイライトを、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

ボストン、マサチューセッツ

2016年1月22日

Independent Auditor's Report

To the Trustees of PIMCO Bermuda Trust II:

We have audited the accompanying financial statements of the PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M), PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund D, PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Income Fund (M), PIMCO Bermuda Income Fund A, PIMCO Bermuda Income Fund D, PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund, PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M), PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M), PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund (M), PIMCO Emerging Bond Income Fund II, PIMCO Emerging Bond Income Fund III, PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund, PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II, PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund II, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II, PIMCO World High Income ("the Funds"), which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as of October 31, 2015 and the related statements of operations, of changes in net assets, of cash flows (PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund and PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund), and the financial highlights for the year or period then ended. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as "financial statements".

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of the Funds at October 31, 2015, and the results of its operations, changes in each of their net assets, cash flows for PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund and PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund, and each of their financial highlights for the year or period then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers LLP

Boston, Massachusetts

January 22, 2016

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
メンバー各位

私どもは、添付のパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよび子会社（以下「当社」という。）の2014年および2013年12月31日現在の連結財政状態計算書、ならびに同日に終了した年度における関連の連結損益および包括利益計算書、連結出資金変動表および連結キャッシュ・フロー表、連結財務書類に対するその他の注記で構成される添付の連結財務書類について監査を行った。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、国際会計基準審議会により公表された国際財務報告基準に準拠した本連結財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない連結財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの行った監査に基づいてこれらの連結財務書類について意見を表明することにある。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準および国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、本連結財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、本連結財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続きの実行が含まれる。監査人の判断により選択されるこの手続きは、不正または誤謬に関わらず本連結財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続きを立案するため、事業体の連結財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。したがって、私どもはそのような意見を表明しない。監査はまた、経営陣が採用した会計原則の適正性および行った重要な会計見積りの合理性についての評価とともに、本連結財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

私どもの意見では、上記の連結財務書類がすべての重要な点において、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社の2014年および2013年12月31日現在の財政ポジション、ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、国際会計基準審議会により公表された国際財務報告基準に準拠して適正に表示している。

ケーピーエムジー・エルエルピー
2015年3月27日

Independent Auditors' Report

The Members

Pacific Investment Management Company LLC:

We have audited the accompanying consolidated financial statements of Pacific Investment Management Company LLC and its subsidiaries (the Company), which comprise the consolidated statements of financial condition as of December 31, 2014 and 2013, and the related consolidated statements of income and comprehensive income, changes in capital, and cash flows for the years then ended, and the related notes to the consolidated financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these consolidated financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, as issued by the International Accounting Standards Board; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits. We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America and International Standards on Auditing. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Pacific Investment Management Company LLC and its subsidiaries as of December 31, 2014 and 2013, and the results of their operations and their cash flows for the years then ended, in accordance with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

KPMG LLP

March 27, 2015

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

ピムコ・バミューダ・トラストII

受託会社御中

私どもは、添付のPIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドA、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドB、PIMCOバミューダ・バンク・ローン・ファンドC、ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドII、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン（円ヘッジ）ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド、PIMCOバミューダ・グローバル・アグリゲイト・イクス・ジャパン・ボンド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドD、PIMCOバミューダJGBフローター・フォーリン・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダJGBフローター・ユー・エス・ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンド（M）、PIMCOバミューダ・ユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII（M）、PIMCOエマージング・ボンド（円ヘッジ）インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンド（M）、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドII、PIMCOエマージング・ボンド・インカム・ファンドIII、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド（円ヘッジ）ファンドII、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ファンドII、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンド、PIMCOユー・エス・ハイ・イールド・ストラテジー・ファンドII、ピムコ・ワールド・ハイインカム（以下「ファンズ」という。）の2014年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産・負債計算書、ならびに同日に終了した年度または期間における運用計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および経理のハイライトで構成される財務書類について監査を行った。これらの財務書類および経理のハイライトを、以下総称して「財務書類」という。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した本財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任には、不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持が含まれる。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの行った監査に基づいて本財務書類について意見を表明することにある。私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、本財務書類に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、本財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続きの実行が含まれる。私どもの判断により選択されるこの手続きは、不正または誤謬に関わらず本財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。かかるリスク評価において、私どもは、状況に適合する監査手続きを立案するため、ファンドの財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これはファンドの内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。したがって、私どもはそのような意見を表明しな

い。監査はまた、経営陣により採用された会計原則の適正性および重要な会計見積りの合理性についての評価とともに、本財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

私どもの意見では、上記の財務書類がすべての重要な点において、2014年10月31日現在のファンズの財政ポジション、ならびに同日に終了した年度または期間の経営成績、純資産の変動、キャッシュ・フローおよび経理のハイライトを、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

ボストン、マサチューセッツ

2015年1月28日

Independent Auditor's Report

To the Trustees of PIMCO Bermuda Trust II:

We have audited the accompanying financial statements of the PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M), PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B, PIMCO Bermuda Bank Loan Fund C, PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Emerging Markets Bond Fund II, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan (Yen-Hedged) Bond Fund, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund, PIMCO Bermuda Global Aggregate Ex-Japan Bond Fund (M), PIMCO Bermuda Income Fund (M), PIMCO Bermuda Income Fund A, PIMCO Bermuda Income Fund D, PIMCO Bermuda JGB Floater Foreign Strategy Fund, PIMCO Bermuda JGB Floater U.S. Strategy Fund, PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund (M), PIMCO Bermuda U.S. High Yield Fund II (M), PIMCO Emerging Bond (Yen-Hedged) Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund, PIMCO Emerging Bond Income Fund (M), PIMCO Emerging Bond Income Fund II, PIMCO Emerging Bond Income Fund III, PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund, PIMCO U.S. High Yield (Yen-Hedged) Fund II, PIMCO U.S. High Yield Fund, PIMCO U.S. High Yield Fund II, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund, PIMCO U.S. High Yield Strategy Fund II, PIMCO World High Income ("the Funds"), which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as of October 31, 2014, and the related statements of operations, of changes in net assets, of cash flows, and the financial highlights for the year or period then ended. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as "financial statements".

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of the Funds at October 31, 2014, and the results of its operations, changes in its net assets, its cash flows, and the financial highlights for the year or period then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers LLP

Boston, Massachusetts

January 28, 2015

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。